

# 豊後國安岐郷の調査

本編



大分県立歴史博物館

2004

## はじめに

現在我々が目にする景観には、様々な歴史がとけこんでいます。耕地とそれを潤すための用水路、あるいは林や山野、さらには寺社や堂宇、石造小祠堂をはじめ、様々な石造物など、人々の物質的・精神的活動の所産が現在の景観をつくりあげています。

当館が実施してきている「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」は、こうした地域の姿を遺跡として捉え、様々な事象の記録化と遡及的に過去の景観を復原し、さらに遺跡の保存を図ることを目的としたものです。今回の調査は、その第四次調査にあたり、大分県東国東郡安岐町を中心に調査をすすめてまいりました。

平成一一年度から開始した本調査については、中間報告としての調査概報を三冊、昨年度には報告書資料編を刊行し、ようやく今年度調査報告書本編を刊行することとなり、安岐町などにおける調査も終了することとなりました。本調査における有形無形を問わず地域に伝わる歴史遺産、それを包含する景観自体を取り上げ記録するという視点や方法は、身近な地域の中にも歴史が宿ることを示すものであり、学校教育や生涯教育において身の周りの歴史を取り上げる時、援用していただければ幸いです。

五年にわたる調査の中では、調査員を務めていただいた堀内宜士先生が途中で奇禍に遭われ、現在も病床にあることは残念でなりません。最後になりましたが、これまで種々御指導をいただいた調査委員および調査員の先生方、そして調査に際して御協力いただきました地元の皆様には厚くお礼申し上げます。

平成一六年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井宏實

# 例言

1 本書は、大分県立歴史博物館が平成一一年度から平成一五年度までの五年間に実施した国庫補助事業「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」の報告書の本編である。

2 調査対象地は、宇佐宮領安岐郷などの故地である大分県東国東郡安岐町である。なお、西国東郡大田村大字俣水・白木原、杵築市大字横城・奈多・狩宿・守江も安岐郷の故地であり、これらについても適宜調査対象地とした。

3 本書は学術調査の立場にたち、可能な限りすべての事実を明らかにしている。しかし、人権問題などに配慮した箇所もある。利用にあたっては、差別の解消、人権問題の真の解決につながる視点を要望したい。

4 本書の執筆は以下のように分担した。

- I 櫻井成昭
- II 一 宮内克己
- 二 宮内克己
- 三 櫻井成昭
- 四 平川 毅
- 五 平井義人
- III 一・二 櫻井成昭
- 三 平川 毅
- IV 一 櫻井成昭
- 二 平川 毅

V 宮内克己

VI 渡辺文雄

VII 菅野剛宏

VIII 櫻井成昭

IX 山田拓伸

X 櫻井成昭

付図B―1 櫻井成昭

付図B―2・3 櫻井成昭・平川 毅

付図B―4・5 櫻井成昭

付図B―6・7 平川 毅

5 本書の編集は櫻井成昭が行った。

6 本書では、渡辺澄夫編『豊後国莊園公領史料集成 4下』のうち、「安岐郷史料」所収の史料は引用頻度が高いため、出典名については「安」史料番号と略して記載する。この他、『豊後国莊園公領史料集成』所収の「武蔵郷史料」・「国東郷史料」・「八坂荘史料」からの引用は、各々「武」→号・「国」→号・「八」→号と略記し、これ以外は「莊園名」→号と表記する。また、『豊後国安岐郷の調査資料編』および『豊後国安岐郷の調査資料編補遺』所収の諸資料は、各々「資」章番号、補遺章番号と略記した。

7 本文の体裁については、編集の都合上統一できていない所もある。

8 本書に掲載した図面作成・浄書にあたっては、段上智代・永岡充沙子・堀 優子・光田智美・安倍佳子の協力を得た。

# 目次

|      |                       |     |  |
|------|-----------------------|-----|--|
| I    | 調査の目的・方法およびその経過       | 1   |  |
| II   | 調査地の歴史の沿革             | 11  |  |
| 一    | 位置と環境                 | 12  |  |
| 二    | 先史・古代                 | 14  |  |
| 三    | 中世―安岐郷の成立と展開          | 25  |  |
| 四    | 近世                    | 34  |  |
| 五    | 近代                    | 43  |  |
| III  | 安岐郷域の開発史              | 59  |  |
| 一    | 安岐川流域の開発史             | 60  |  |
| 二    | 荒木川流域および奈狩江地区の開発史     | 84  |  |
| 三    | 両子川流域の開発史             | 96  |  |
| IV   | 耕地と集落                 | 107 |  |
| 一    | 中世の耕地と集落              | 108 |  |
| 二    | 近世の耕地と集落              | 122 |  |
| V    | 六郷山寺院の遺構              | 129 |  |
| VI   | 安岐郷における仏教の変遷と中世石造物の展開 | 151 |  |
| VII  | 村落組織と信仰               | 193 |  |
| VIII | ムラの仏堂と墓地              | 221 |  |
| IX   | 石造文化財の保存              | 251 |  |
| X    | 調査のまとめ                | 261 |  |
| 付図   |                       |     |  |
| B-1  | 小字・シコナ図(1)            |     |  |
| B-2  | 小字・シコナ図(2)            |     |  |
| B-3  | 安岐町域灌漑概況図(2)          |     |  |
| B-4  | 成久地区詳細灌漑図             |     |  |
| B-5  | 密乗院地区詳細灌漑図            |     |  |
| B-6  | 糸永地区詳細灌漑図(1)          |     |  |
| B-7  | 糸永地区詳細灌漑図(2)          |     |  |

# 図版目次

|      |                    |     |      |                       |     |
|------|--------------------|-----|------|-----------------------|-----|
| 図 1  | 図化対象地位置図           | 5   | 図 26 | 両子寺講堂跡                | 133 |
| 図 2  | 安岐町大字界図            | 9   | 図 27 | 東光寺位置図                | 135 |
| 図 3  | 国東半島と安岐郷の位置        | 12  | 図 28 | 東光寺経塚群遺構配置            | 137 |
| 図 4  | 安岐郷地質図             | 13  | 図 29 | 瑠璃光寺位置図               | 138 |
| 図 5  | 安岐郷先史と古代遺跡分布図      | 15  | 図 30 | 瑠璃光寺周辺地形図             | 139 |
| 図 6  | 旧石器・縄文時代遺物         | 16  | 図 31 | 護聖寺周辺地形測量図            | 143 |
| 図 7  | 弥生時代遺物             | 17  | 図 32 | 報恩寺境内・山神社実測図          | 147 |
| 図 8  | 塩屋条里山田地区出土古墳前・中期土器 | 18  | 図 33 | 安岐郷関係寺院・神社および中世石造物の分布 | 155 |
| 図 9  | 古墳と出土遺物(1)         | 19  | 図 34 | 国東塔の推移                | 184 |
| 図 10 | 古墳と出土遺物(2)         | 20  | 図 35 | 宝篋印塔の推移               | 185 |
| 図 11 | 古墳と出土遺物(3)         | 21  | 図 36 | 板碑の推移                 | 186 |
| 図 12 | 塚山古墳石室図とコダ遺跡出土遺物   | 23  | 図 37 | 五輪塔・無縫塔・石殿            | 187 |
| 図 13 | 久末京徳遺跡の変遷と出土土器     | 24  | 図 38 | 中ノ川墓地位置図              | 232 |
| 図 14 | 安岐川下流域灌漑体系図        | 61  | 図 39 | 中ノ川墓地平面図              | 233 |
| 図 15 | 吉松地区位置図            | 69  | 図 40 | 中ノ川墓地の平面構成            | 235 |
| 図 16 | 吉松地区詳細図            | 71  | 図 41 | 墓碑の花燈形                | 237 |
| 図 17 | 久末地区の河川灌漑体系図       | 74  | 図 42 | A1類(一九号墓碑)            | 238 |
| 図 18 | 弁分地区の河川灌漑体系図       | 75  | 図 43 | A2類(一八号墓碑)            | 238 |
| 図 19 | 久末京徳遺跡遺構図(第一段階)    | 81  | 図 44 | B類(七二号墓碑)             | 238 |
| 図 20 | 奈多・横城地区の概況図        | 89  | 図 45 | C類(二二二号墓碑)            | 238 |
| 図 21 | 平ヶ原池付近の水路概念図       | 93  | 図 46 | 諸田地区の墓碑               | 242 |
| 図 22 | 両子谷概況図             | 97  | 図 47 | 左板碑実測図                | 259 |
| 図 23 | 中世地名の遺称地           | 109 | 図 48 | 安岐川下流域における地割の変遷       | 263 |
| 図 24 | 祭礼組織としての名の遺称地      | 116 |      |                       |     |
| 図 25 | 両子寺境内図             | 131 |      |                       |     |

# 表 目 次

|      |                         |     |
|------|-------------------------|-----|
| 表 1  | 安岐郷域の中世地名               | 27  |
| 表 2  | 奈多宮の年中行事                | 28  |
| 表 3  | 図田帳にみる安岐郷の構造            | 30  |
| 表 4  | 慶長・元和期における安岐郷の村高        | 36  |
| 表 5  | 近世安岐郷における村高の推移          | 40  |
| 表 6  | 安岐町周辺における行政区画の変遷        | 45  |
| 表 7  | 地租改正による大分県の反別統計変化       | 51  |
| 表 8  | 現安岐町域各村の土地面積統計(明治一一年段階) | 52  |
| 表 9  | 現安岐町域各村の土地面積統計(明治二二年段階) | 53  |
| 表 10 | 明治一一年統計から明治二二年統計への伸び率   | 54  |
| 表 11 | 安岐町各地域の人口動勢             | 55  |
| 表 12 | 奈多地区の集落構造               | 94  |
| 表 13 | 両子寺造営関係年表               | 134 |
| 表 14 | 弁分の各組織                  | 195 |
| 表 15 | 歳神社のジガン組                | 202 |
| 表 16 | ジガン組の役                  | 204 |
| 表 17 | 俣水の村落組織                 | 208 |
| 表 18 | 安岐町域集落のダイヤグラム           | 213 |
| 表 19 | 『朝来村史蹟写真帖』所収の仏堂         | 223 |
| 表 20 | 明治期安岐町域の仏堂              | 224 |
| 表 21 | 中ノ川墓地の墓碑年代表             | 241 |
| 表 22 | 中ノ川墓地墓碑一覧               | 246 |
| 表 23 | 圃場整備事業の実施状況             | 265 |
| 表 24 | 莊園村落遺跡調査のフローチャート        | 268 |

# 写 真 目 次

|       |                  |     |
|-------|------------------|-----|
| 写真 1  | 「豊後国図第二・速見郡」(部分) | 47  |
| 写真 2  | 「豊後国図第一・国東郡」(部分) | 50  |
| 写真 3  | 護聖寺寺地明細図         | 78  |
| 写真 4  | 護聖寺寺地明細図         | 78  |
| 写真 5  | 尾払池全景            | 91  |
| 写真 6  | 成久イゼ             | 111 |
| 写真 7  | 諸田地区景観           | 111 |
| 写真 8  | 塔野板碑             | 114 |
| 写真 9  | 密乗院地区景観          | 115 |
| 写真 10 | 密乗院地区西部の柵田景観     | 115 |
| 写真 11 | 密乗院地区における取水の様子   | 115 |
| 写真 12 | 尾崎地藏堂の棟札(天和四年)   | 117 |
| 写真 13 | 益ヶ原池付近旧景         | 120 |
| 写真 14 | 両子寺全景            | 130 |
| 写真 15 | 東光寺採取鑄銅製経筒       | 136 |
| 写真 16 | 東光寺出土経筒          | 137 |
| 写真 17 | 一石五輪塔            | 141 |
| 写真 18 | 石殿               | 141 |
| 写真 19 | 五輪塔群             | 141 |
| 写真 20 | 住職墓地             | 141 |
| 写真 21 | 護聖寺旧景            | 142 |
| 写真 22 | 板碑               | 145 |
| 写真 23 | 住職墓地             | 145 |
| 写真 24 | 報恩寺全景            | 146 |
| 写真 25 | 石殿・無縫塔           | 149 |

|      |                 |     |
|------|-----------------|-----|
| 写真26 | 奈多報恩寺伝弥勒仏坐像     | 153 |
| 写真27 | 八幡奈多宮陣道面        | 153 |
| 写真28 | 東光寺薬師如来立像       | 158 |
| 写真29 | 瑠璃光寺阿弥陀如来立像     | 159 |
| 写真30 | 護聖寺板碑           | 161 |
| 写真31 | 掛樋岩屋堂板碑         | 162 |
| 写真32 | 實際寺釈迦三尊像        | 163 |
| 写真33 | 實際寺開山無縫塔        | 165 |
| 写真34 | 大儀寺十一面観音立像      | 166 |
| 写真35 | 護聖寺宝篋印塔         | 169 |
| 写真36 | 浄国寺阿弥陀三尊像       | 171 |
| 写真37 | 木野国東塔           | 173 |
| 写真38 | 中ノ川観音堂宝篋印塔      | 174 |
| 写真39 | 岩尾板碑            | 176 |
| 写真40 | 釜ヶ迫国東塔          | 177 |
| 写真41 | 両子寺国東塔(一号)      | 178 |
| 写真42 | 桂徳寺宝篋印塔         | 179 |
| 写真43 | 雄禪庵跡石幢          | 180 |
| 写真44 | 七郎一石五輪塔         | 180 |
| 写真45 | 来頭渡し            | 196 |
| 写真46 | 来頭渡しの供物         | 196 |
| 写真47 | ミタネ渡し           | 203 |
| 写真48 | ミタネ渡しの酒杯        | 203 |
| 写真49 | 木造観音菩薩立像(小畑観音堂) | 229 |
| 写真50 | 石造地藏菩薩像(糸永地藏堂)  | 229 |
| 写真51 | 中ノ川墓地の現況        | 232 |
| 写真52 | 中ノ川墓地旧景         | 232 |

|      |              |     |
|------|--------------|-----|
| 写真53 | 中ノ川墓地の五輪塔    | 237 |
| 写真54 | D1類(五七号墓碑)   | 239 |
| 写真55 | D2b類(五八号墓碑)  | 239 |
| 写真56 | E1a類(一五六号墓碑) | 239 |
| 写真57 | E2a類(一二七号墓碑) | 239 |
| 写真58 | 釜ヶ迫国東塔 修理前   | 253 |
| 写真59 | 釜ヶ迫国東塔 修理後   | 253 |
| 写真60 | 足場の仮設作業      | 253 |
| 写真61 | 撥水性樹脂の塗布作業   | 253 |
| 写真62 | 護聖寺板碑 修理前    | 255 |
| 写真63 | 護聖寺板碑 修理中    | 255 |
| 写真64 | 樹脂の塗布作業      | 255 |
| 写真65 | 接合部の補修作業     | 255 |
| 写真66 | 左板碑の銘文部分 修理前 | 255 |
| 写真67 | 左板碑の銘文部分 修理後 | 255 |
| 写真68 | 岩尾板碑 平成四年一月  | 257 |
| 写真69 | 岩尾板碑 平成一六年一月 | 257 |
| 写真70 | 側面 平成一六年一月   | 257 |
| 写真71 | 銘文部分 平成四年一月  | 257 |
| 写真72 | 銘文部分 平成一六年一月 | 257 |
| 写真73 | 柳井田板碑        | 259 |
| 写真74 | 右板碑          | 259 |

# I 調査の目的・方法およびその経過



## 一 調査の目的

現代、日本のムラは大きく変容してきている。変容の在り方として、一つには「農業の機械化」などを目指した圃場整備事業に伴う従前の耕地景観の破壊、そしていま一つには過疎によるムラの行事などの衰退を挙げることができよう。つまり、日本のムラは景観というハードあるいはムラを構成する人口の流出というソフトの両面において、変貌を遂げつつある。

これまで伝えられてきたムラの景観には、過去の人々の様々な営みが蓄積している。水田へ水を引く用水路、苔むした祠や石塔、季節の行事たる祭礼、そして眼前に広がる水田や畑あるいは山自体が過去から続く人々の営みの上に存在するものである。「遺跡」を過去の人々の営みの痕跡を示す概念であるならば、まさに歴史的産物たる景観も「遺跡」であり、この「国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査」(以下、「莊園調査」と略する)において、我々が唱えてきた「莊園村落遺跡」とは、まさにこのような歴史的景観を指している。この「莊園村落遺跡」には、多様な「情報」が残されており、それゆえにかかる遺跡を取り上げた本調査においては、考古学や歴史学あるいは歴史地理学、民俗学、美術史学などの多方面からの総合的分析を行ってきた。そして、本調査はムラの景観が変貌していくなかで、地元に蓄積された様々な「情報」を能う限り記録し、これをもって従前の景観を保存を試みることを目的としている。

これまで「莊園調査」は、豊後高田市田染地区、都甲地区、そして西国東郡香々地町において実施してきた。本調査は第四次調査にあたり、対象地区は宇佐宮領莊園安岐郷の故地、東国東郡安岐町などである。

安岐郷は、「封郷」と呼ばれる宇佐宮にとって根本莊園ともいふべき地の一つである。「封郷」は古代宇佐宮に与えられた封戸から発展した所領

であり、これまでの調査対象とされた平安時代以後に所領となった莊園とは性格の異なるものである。しかし、かかる歴史を持つ安岐郷の故地安岐町などにおいても、近年圃場整備事業をはじめとする諸種の「開発」が展開され、従前の景観をはじめとするムラの姿は失われつつある。まさに、地元に残された多種多様な「情報」の記録保存が急務といえよう。そして、この「ムラの姿を記録すること」は、地域の歴史をより明らかにすることでもあるが、同時に遺跡の保存も目指したものであり、そのためにも調査にかかわる諸種の情報を地元にも蓄積されていく姿勢を保持し、地域と密着した調査を展開する必要がある。

## 一 調査団の構成

### 調査委員

峰岸 純夫 中央大学教授  
豊田 寛三 大分大学教授  
後藤 宗俊 別府大学教授

### 調査員

海老澤 衷 早稲田大学教授  
出田 和久 奈良女子大学教授  
飯沼 賢司 別府大学教授  
松本 啓子 安岐町教育委員会  
堀内 宜士 安岐町文化財調査委員(平成一一年度～一三年度)  
中野 昭純 元安岐町教育委員会(平成一三年度～一五年度)  
岩井 宏實 大分県立歴史博物館館長(団長)

高橋 秀典 同 副館長(平成一一年度)  
丸尾 輝彦 同 副館長(平成二二年度)  
小野 倉吉 同 副館長(平成一三年度)  
中嶋 剛一郎 同 副館長(平成一四年度)  
阿南 正美 同 副館長(平成一五年度)  
真野 和夫 同 副館長兼学芸課長(平成一一年度～一三年度)  
宗像 健一 同 副館長兼学芸課長(平成一四年度)  
渡辺 文雄 同 調査課長のち副館長兼調査課長  
宮内 克己 同 主幹研究員のち学芸課長  
高橋 徹 同 主幹研究員(平成一一年度～一二年度)  
村上 久和 同 主幹研究員(平成一三年度～一五年度)  
平井 義人 同 主幹研究員(平成一五年度)  
山田 拓伸 同 主幹研究員  
菅野 剛宏 同 学芸員のち主任学芸員  
櫻井 成昭 同 学芸員  
平川 毅 同 学芸員  
堤 真子 同 嘱託(平成一一年度)  
堀 優子 同 嘱託(平成一一年度～一三年度)  
中園 志野 同 嘱託(平成二二年度)  
光田 智美 同 嘱託(平成二四年度)  
永岡 充沙子 同 嘱託(平成一五年度)  
渋谷 忠章 大分県教育委員会文化課課長補佐兼埋蔵文化財第一係  
清水 宗昭 大分県教育委員会文化課課長補佐兼埋蔵文化財第二係  
長(平成一一年度)

栗田 勝弘 大分県教育委員会文化課主幹兼埋蔵文化財第二係長  
(平成一二年度)

吉永 浩二 大分県教育委員会文化課主幹兼文化財管理係長のち課  
長補佐兼文化財管理係長

後藤 一重 大分県教育委員会文化課埋蔵文化財主査(平成一二  
年度～一三年度)

小林 昭彦 大分県教育委員会文化課主幹兼埋蔵文化財係長(平成  
一四年度～一五年度)

調査総務

阿部 正敏 大分県立歴史博物館総務課長(平成一一年度～一三年  
度)

迫野 暉 同(平成一四年度～一五年度)

協力者一覽・敬称略

秋吉 明・秋吉大山・阿部謙一・安部博公・生地 薫・伊藤 環  
岩下俊治・上原建男・宇佐元一弥・江口定延・小田原文則・小野孝一良  
小俣治一・鹿島二郎・清原一郎・清原道夫・清原芳雄・河野 治  
河野俱悦・河野洋一・河野義和・小玉正生・小田原新一・古原 正  
古卷 定・財前成俊・重光 安・茂倉威敬・白石 将・高橋正夫  
高橋 充・田隈 隆・多田 計・田本裕義・鶴岡政視・富永六男  
友弘義行・永田英人・中嶋ナミエ・中西和則・永松一義・橋上 通  
服部善一・林 清美・林田盛人・平野 隆・平山 貢・藤原 明  
藤原義人・淵上忠義・堀口明石・益永泰蔵・松丸 止・丸尾茂喜  
矢野千年・矢野貞蔵・山田一二三・山田フミエ・渡辺一之・渡辺俱康

植田 要・植田武郎

〈調査協力機関〉

安岐町教育委員会・安岐町役場企画課・安岐町役場税務課・安岐町役場産業課・大分県東国東地方振興局・大分地方法務局杵築支局・九州農政局大分統計情報センター日出庁舎

## 三 調査の方法

### 1 地形図の作成

本調査においても、これまでの田染荘調査・都甲荘調査・香々地荘調査と同様に地形図の作成を重視した。ここでは、以下のような二つの地図を作成した。

①安岐町全体について、五〇〇〇分の一森林基本図をもとに、空中写真から畦畔を記入した修正図面を作成した。資料編および本編に添付されている一三〇〇〇分の一地形図は、この修正図面に拠るものである。今回は図化対象地の面積が広いこともあって右記の縮尺を採り、二枚に分割して平成一四年度に作成した。

②空中写真測量によって、一〇〇〇〇分の一あるいは二〇〇〇〇分の一地形図を作成した。今回の調査では、広域にわたる水田面を図化する必要があるため、二〇〇〇〇分の一地形図が中心となった。なお、安岐川下流域については、広域の水田面も一覽する必要からも四〇〇〇〇分の一地形図を作成した。

平成一一年度 安岐川下流域詳細平面図

平成一二年度 朝来地区詳細平面図

平成一三年度 吉松地区詳細平面図

平成一四年度 安岐町域全体図

平成一五年度 密乗院地区詳細平面図

仕様については、これまでの調査に準拠したため、図化の範囲のみを図1に示すこととした。

ところで、今回の調査においては、既に圃場整備事業が終了した地域も図化の対象となった。そこで、今回は県営圃場整備事業などに伴い、昭和五八年および平成四年に安岐町役場が実施した航空測量の成果品を借用し、図化の作業を行った。これにあわせて、大分県東国東地方振興局および安岐町役場に保管されていた圃場整備事業地区についての一〇〇〇〇分の一図（事業の性格上、対象となる耕地のみを図化している）を複写し、図化の精度をより高めることを図った。ただし、圃場整備事業などによって改変された耕地面については、地形図の現地校正が不可能であるため、既存の一〇〇〇〇分の一図とともに聞き取りによって補うこととした。

今回の調査では、対象地の面積が広がったため、全域で詳細平面図を作成することはできなかった。そのなかで、既存の一〇〇〇〇分の一図については、現存するものについてはマイラー複写を行い当館で保管することにした。

### 2 現地における調査

本調査では、これまでの調査で培われてきた調査方法を採用することとした。

#### 1 灌漑・埋蔵文化財分布調査

①埋蔵文化財の悉皆調査および試掘調査、②井堰名称と位置の確認、

③用水名称と位置の確認、④水路等の確認、⑤水かがり範囲の確認

#### 2 地籍図・地名資料調査

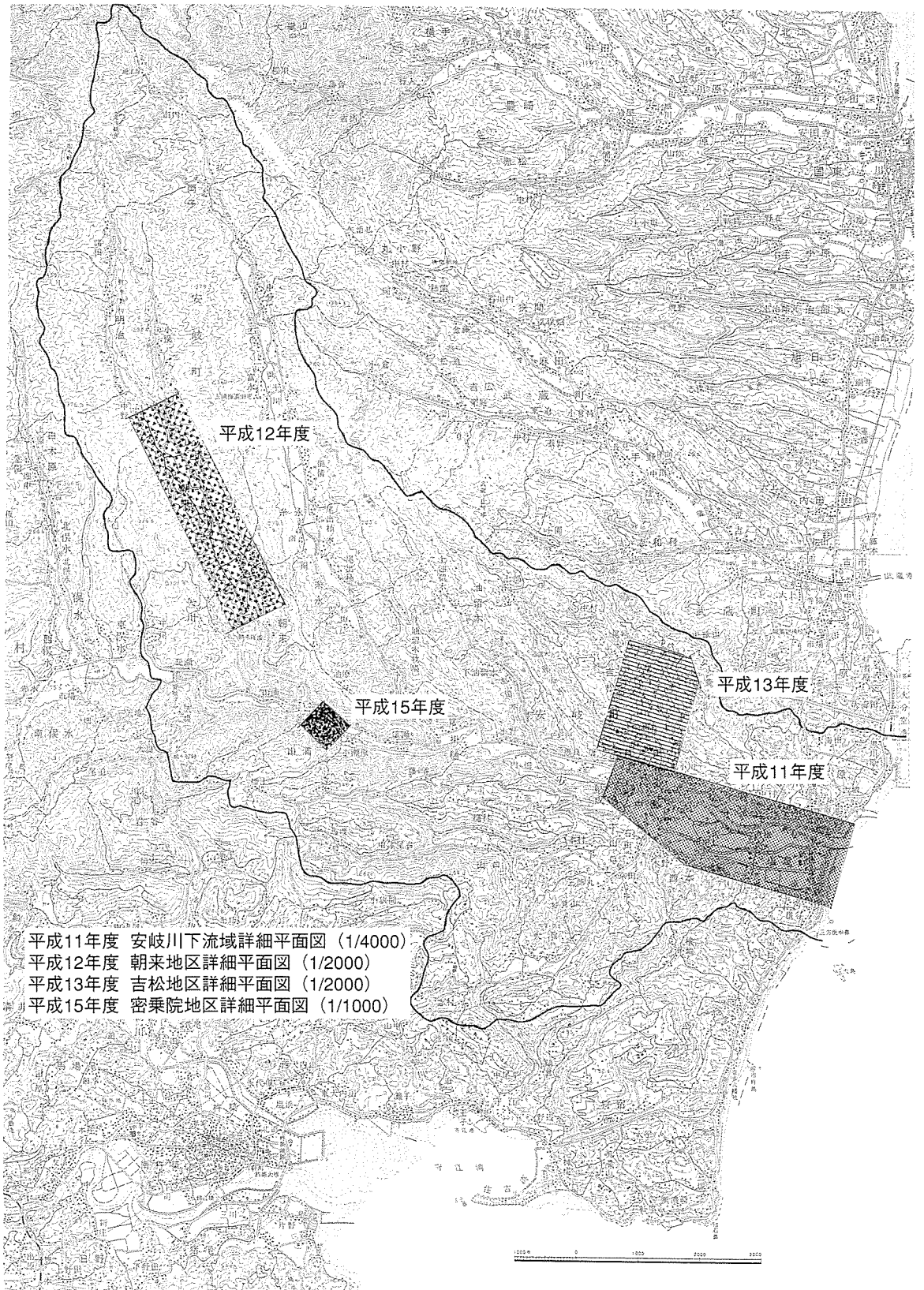


図1 図化対象地位置図

①大字境の確定、②小字境の確定、③近世村境の確定、④集落名の確定、⑤小字内地名の聞き取りと位置の確認、⑥文献資料との照合。

3 寺院関係遺跡調査

①遺跡・遺物所在分布調査（寺院・小堂・岩屋・寺跡・墓地・石造物等）、②金石文等文化財調査（石造物・墓碑・仏像とその銘文調査）

4 信仰資料調査

①大字クラスの祭礼と信仰状況、②集落複合クラスの寺社堂祠と信仰状況、③集落クラスの寺社堂祠と信仰状況、④講・組クラスの堂祠の祭礼と信仰状況、⑤各家クラスの檀那寺と屋敷神

5 文献資料調査

①安岐郷関係の中世資料の整理・撮影、②安岐郷関係の近世資料の整理・撮影、③安岐郷関係の近代行政資料の整理・撮影

6 保存科学調査

①仏像・石造物の保存状態の調査、②仏像・石造物の保存・修理方法の検討

四 調査の経過

〔平成二一年度〕

五月 予備調査開始

六月～十二月 安岐川下流域の水利・地名調査

七月～九月 安岐町役場所蔵の地籍図調査

八月 護聖寺の石造物調査

一〇月 安岐町内の小社小堂概要調査

一二月～二月 安岐川下流域の四〇〇〇分の一地形図の作成

一月一日 安岐川下流域のジェネラルサーベイ

一月～二月 安岐川下流域の小社小堂調査

三月九日・一〇日 調査委員会

三月 調査概報『豊後国安岐郷 1』刊行

〔平成二二年度〕

五月 調査開始

五月一八日 朝来地区のジェネラルサーベイ

五月～六月 朝来地区の石造物実測調査（護聖寺板碑・弁分八坂社板碑・釜ヶ迫国東塔・柳井田板碑）

六月～十二月 朝来地区の水利・地名調査

七月～一月 地籍図の接合

八月～十二月 大分県立図書館・先哲史料館・公文書館において安岐郷関係の近世資料および近代行政資料の調査

一一月 地籍図接合をもとに、大字界および近世村境の確定作業

一二月五日 弁分八坂社の「来頭渡し」行事の調査

一二月二二日 朝来地区合同調査（金剛院板碑・桂徳寺宝篋印塔・大吉堂国東塔の実測調査、民俗調査）。

一月～ 朝来地区の二〇〇〇分の一地形図の作成。

三月 朝来地区の小社小堂の調査

三月二二日・二三日 調査委員会

三月 調査概報『豊後国安岐郷 2』刊行

三月 調査概報『豊後国安岐郷 2』刊行

三月 調査概報『豊後国安岐郷 2』刊行

三月 調査概報『豊後国安岐郷 2』刊行

三月 調査概報『豊後国安岐郷 2』刊行

三月 調査概報『豊後国安岐郷 2』刊行

〔平成一三年度〕

五月

調査開始

七月二日・三日

・地名調査

調査委員会

五月二五日

安岐町吉松地区のジェネラルサーベイ

七月～一〇月

寺院明細牒・神社明細牒・国東郡村誌の原本校正作業

五月二九日

奈多宮所蔵文化財調査

八月～十一月

安岐町全域一三〇〇〇分の一地形図作成

六月四日

奈多宮所蔵古文書調査

十一月

両子寺所蔵資料の調査

六月～七月

大田村俣水地区の地籍図接合

一二月～一月

小社小堂の補足調査

七月

瀬戸田村庄屋中島家文書の調査

一二月

安岐町矢川・油留木地区の水利・地名調査

七月～八月

尾払池の水利調査

二月

石造物実測調査（實際寺宝篋印塔・恵良国東塔・泉正寺宝篋印塔・西福寺国東塔・両子歳神社宝篋印塔）

七月～十二月

吉松地区の水利・地名調査

三月

調査報告書『豊後国安岐郷の調査 資料編』刊行

八月

大分県公文書館・県立図書館所蔵の近代行政文書の調査

三月

寺院明細牒・神社明細牒・国東郡村誌の翻刻・入力作業

八月～九月

寺院明細牒・神社明細牒・国東郡村誌の翻刻・入力作業

三月

石造物実測調査（岩屋堂板碑）

一〇月～一月

吉松地区二〇〇〇分の一地形図作成

五月

中ノ川墓地の実測調査

一〇月～一月

糸永・両子地区の水利・地名調査

六月

密乘院地区・成久地区および杵築市奈多・横城鍋倉・守江地区の水利・地名調査

一二月一九日・二〇日調査委員会

合同調査（吉松七郎一石五輪塔・實際寺開山堂無縫塔・中ノ川板碑の実測）

六月～八月

大分地方法務局杵築支局での旧土地台帳等の調査

一月～二月

小社小堂調査（両子・山口・下山口・大添地区）

八月～九月

宮崎家文書の調査

二月～三月

馬場村庄屋麻生家文書の調査

九月

密乘院地区一〇〇〇分の一地形図作成

三月

長崎県立図書館所蔵の古文書調査

九月～十一月

石造物実測調査（大蔵五輪塔・塔野板碑・塔野宝篋印塔・菩提司八幡宝篋印塔・城園寺跡宝塔・両子寺国東塔）

三月

調査概報『豊後国安岐郷 3』刊行

十一月

南安岐地区（大字下山口・山口・大添）の水利

〔平成一四年度〕

五月～七月

南安岐地区（大字下山口・山口・大添）の水利

五月

南安岐地区（大字下山口・山口・大添）の水利

五月

南安岐地区（大字下山口・山口・大添）の水利

〔平成一四年度〕

五月～七月

南安岐地区（大字下山口・山口・大添）の水利

一二月一〇日 両子歳神社・俣水歳神社の祭礼調査

一二月一二月 近世石造物の補足調査

二月 東京大学史料編纂所で資料原本調査

三月 調査報告書『豊後国安岐郷の調査 本編』および

『豊後国安岐郷の調査 資料編補遺』刊行

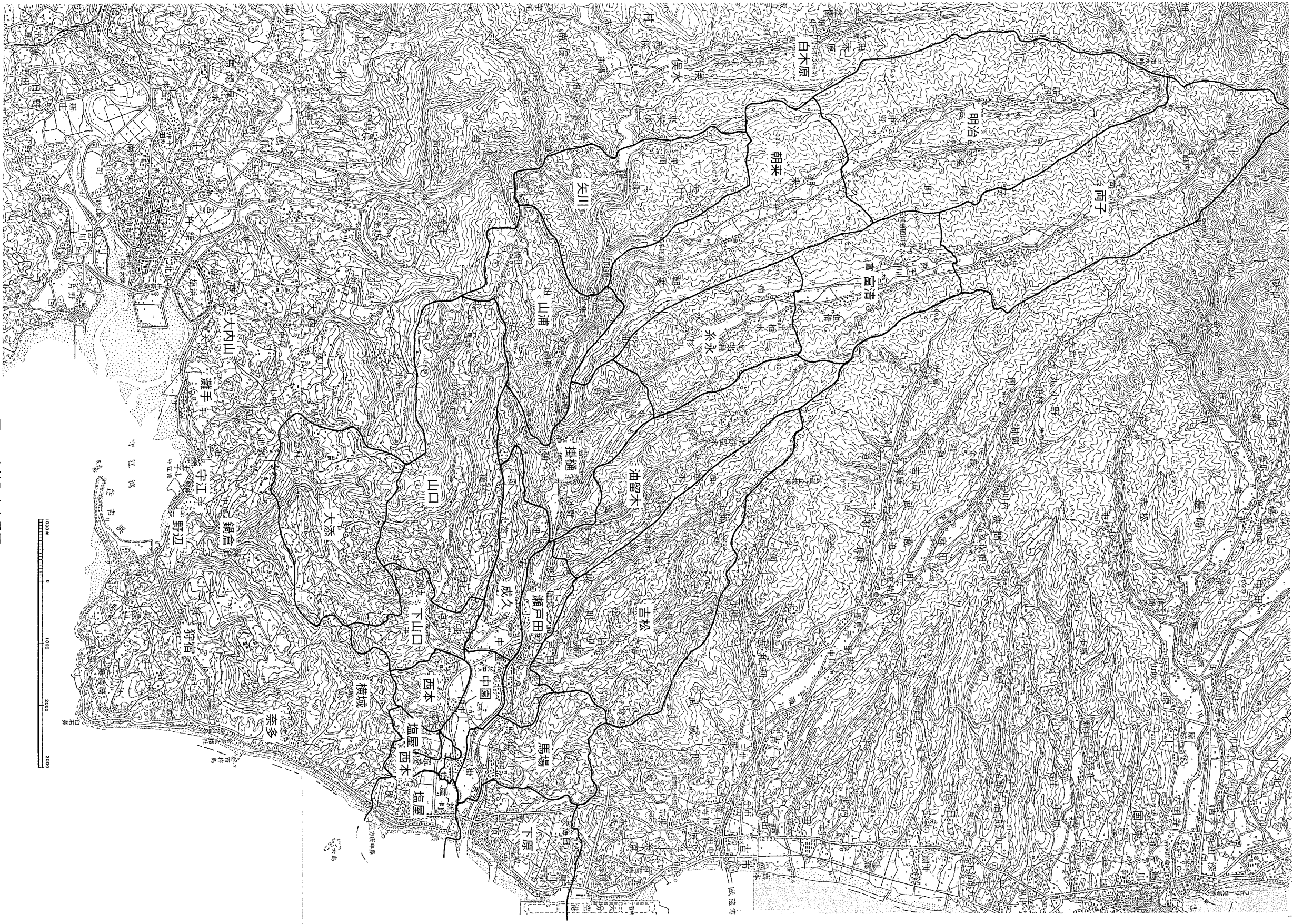


图 2 安岐町大字界図



## II 調査地の歴史的沿革

# 一 位置と環境

## 1 位置

安岐郷の所在する安岐町は、大分県の北東部を占める国東半島の南東部に位置する。その北を東国東郡武蔵町・国東町・国見町と、南を杵築市と、西を西国東郡大田村及び豊後高田市と各々接し、東は伊予灘に面する。町内を縦断する安岐川は、国東半島の中心にある両子山に源を発し伊予灘に注ぎ、半島西部を流れる桂川に次ぐ第二の長さを有する。町内の大半はこの水系に属するが、奈多から杵築市にかけては三つの小河川の水系となる。安岐町内は大字朝来・糸永・大添・掛樋・塩屋・下原・下山口・瀬戸田・富清・中園・成久・西本・馬場・両子・明治・矢川・山浦・山口・油留木・吉松の行政区からなる。なお、現在は杵築市に属する大字奈多・横城・守江や大田村俣水の各地区なども安岐郷に含まれる。

## 2 地形・地質

国東半島の地質の大部分は約八〇〜二〇〇万年前の火山噴出物である耶馬溪層により占められる。下部層3層、上部層2層の5層からなる凝灰角礫岩層で、これに凝灰岩・砂岩・泥岩などが含まれる。また、中央部は三四万年以降の山陰系火山岩類の両子山溶岩や六〇〜八〇万年前の筑紫溶岩類が分布する。

安岐郷においてもほぼ同様であり耶馬溪下部層2により広く覆われるが、南西部の俣水には片麻岩や黒雲母片岩などからなる古生代領家帯の変成岩類の小規模分布が、東部の沿岸近くには中生代の国東花崗岩のやや広範囲に及ぶ分布が認められる。この花崗岩の風化により奈多海岸な

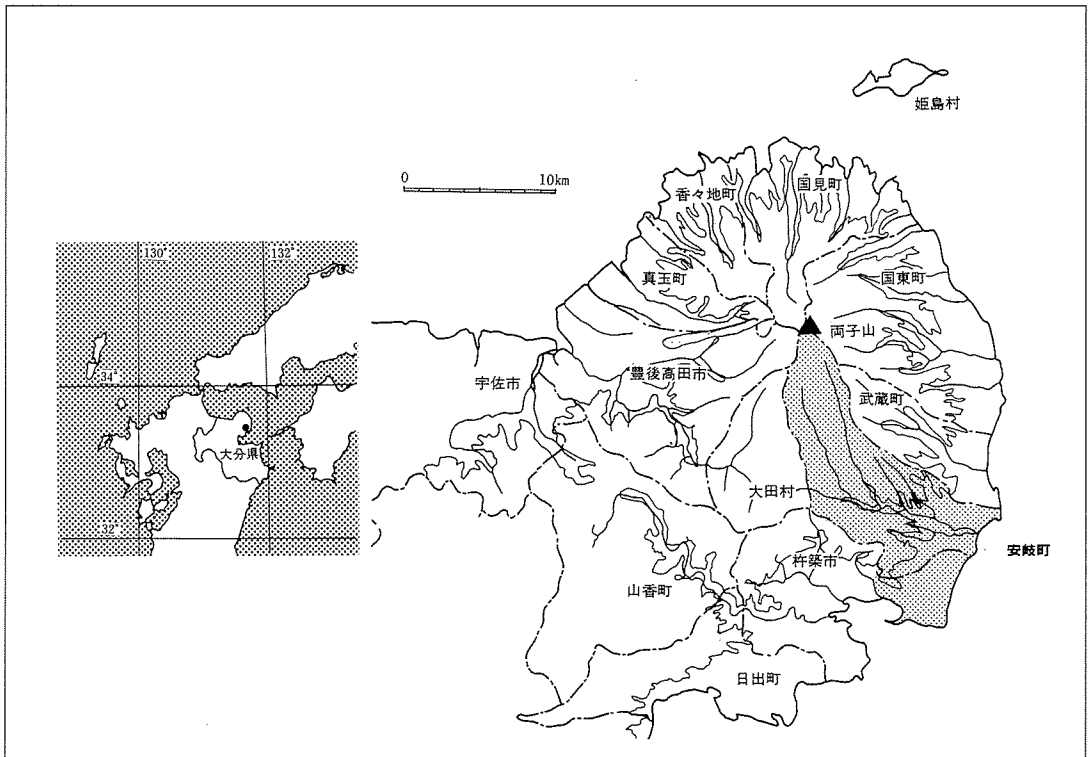


図3 国東半島と安岐郷の位置

どの沿岸部に白砂の砂丘が形成され、砂丘からは砂鉄の採取が行われたことが推定されるが、内陸部の花崗岩は風化が進行し真砂土となつてゐることから安岐川支流の荒木川などにおいては川砂からの砂鉄採取も行われたと考えられる。その他、南西部と南部には凝灰角礫岩などから構成される日出層中部層が、花崗岩の東側には安岐川により形成された段丘礫層の分布が認められる。

沖積層は安岐川とその支流沿いに形成され、安岐川下流地域に比較的広く認められ中園・西本・塩屋などの条里跡の存在が知られるが、河口周辺は旧川道が入り組み自然堤防や砂堆部を除き不安定な氾濫原となる所が多い。また、安岐川支流の放射状谷部の沖積地の中では両子川と朝来川流域の面積が比較的大きい他は小規模なものとなる。沖積地に拓かれた水田の土壌は耶馬溪層の風化土壌が主体となるが、中・上流部では有効土層が浅く保肥力も小さいため生産力が低い所が多い。中心部の大字中園・西本の一部にはやや厚いグライ層の堆積が認められ、このような地域におけるいち早い水田化と定着を窺わせる。

### 3 気候

国東半島の気候は、中央を南北に走る線により東西に二分され、その東側は瀬戸内海型に、西側は準日本海型の気候区に分けられている。これは東側では夏の季節風の影響を、西側では冬の季節風の影響をそれぞれ大きく受けていることを示す。半島全体の一九六八〜一九七七年の年平均降水量は一五七〇<sup>ミ</sup>であるが、東側では一五六八〜一七四七<sup>ミ</sup>とやや多い。また、沿岸部の年平均気温は一五<sup>℃</sup>台であるが内陸部では一四<sup>℃</sup>前後とやや低くなる。

瀬戸内海型に含まれる当地域の年平均降水量は沿岸部と内陸部でやや

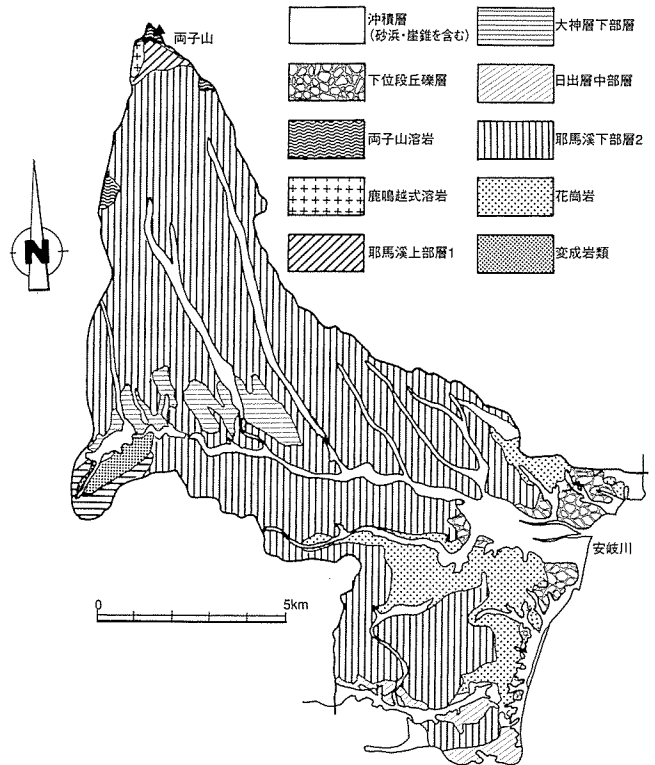


図4 安岐郷地質図

差があり、内陸部の朝来では一七四七<sup>ミ</sup>と半島でも最多となるが、沿岸部ではこれより約一〇〇〜二〇〇<sup>ミ</sup>ほど低い。ちなみに平成一三〜一五年の年間平均降水量は一四四二<sup>ミ</sup>であるが、これは平成一四年の年間降水量が一〇一<sup>ミ</sup>と異常に低かったことによる。このように全体では年間降水量がやや低く、早魃も多かった地域ではあるが近年においては灌漑設備が整備され大きな水不足に陥ることはほぼなくなつたと言えよう。

(参考文献) 『国東半島―自然・社会・教育―』 大分大学教育学部 一九八三

『安岐町史』 安岐町史刊行会 一九六七

## 二 先史・古代

### 1 先史・原始

当地域における最古の人の足跡は、塩屋伊豫野原遺跡出土の約一万五千年～二万年前の後期旧石器時代に属するナイフ型石器二点と剥片三〇点及び石核一点に見ることが出来る。石器と剥片の素材は県下在来の流紋岩である。長さ約九cmの大型のナイフ型石器(図6-1)は瀬戸内地方に流行した国府型ナイフの技法により製作され、この時代からの瀬戸内地方との交流を示す資料としての重要性は高い。

縄文時代の遺跡も少なく、時期が明らかなものとしては早期の塩屋伊豫野原遺跡・稲荷山遺跡、後期の吉松市場遺跡・光広遺跡・久末京徳遺跡、晩期の小野遺跡・塩屋条里山田地区の七遺跡に過ぎない。このうち後期以降の五遺跡は安岐川中・下流周辺の沖積地に位置し、沖積地への進出は他地域と同じく後々晩期に進んだことを示す。また、支流の谷部や丘陵部の遺跡が少ないことも特長と言えよう。なお、各遺跡とも比較的小規模で遺物の出土量も少ないことから一時的居住と考えられる。

塩屋伊豫野原遺跡では稲荷山式・早水台式・田村式などの押型文土器とこれに伴う石鏃・石匙等の石器及び集石遺構六基が調査された。標高約三五～四〇mの丘陵斜面に形成され、早期におけるキャンプサイトの一例となるものである。また、杵築市守江に所在する稲荷山遺跡は稲荷山式の標識遺跡として知られる。

吉松市場遺跡からは後期の円形住居跡一基(直径約三・五m)が検出され、内部からは石器はほぼ皆無ではあるが一括性の高い土器群が出土している(図6-15～20)。これらは北久根山式土器の中でも新出の一群とされ、乏しかった当該期の資料を埋めるものとして重要である。この

他、光広遺跡からも北久根山式土器と扁平打製石斧各一点の出土が報告されている。

小野遺跡では晩期終末の刻目突帯文土器に伴い孔列文土器一点が出土している(図6-21)。孔列文土器は朝鮮半島の無文土器の影響下に出現したものであり、北部九州から東九州を回る水稲農耕文化伝達のルートを示す資料となる。また、塩屋条里山田地区からも少数ながら刻目突帯文土器が出土している。

弥生時代遺跡の立地も前時代とほぼ変わらず、安岐川中・下流の自然堤防や河岸段丘に立地する遺跡が多く知られる。塩屋条里山田地区の前期中頃の土器を最古に、続く前期末から中期になると小野遺跡・唐見遺跡・吉松市場遺跡・光広遺跡・北浜遺跡など遺跡の数を増すと共に開発の点的進展が看取される。後期では光広遺跡・塩屋伊豫野原遺跡の二遺跡しか明らかではなく減少傾向とも思えるが、これには光広遺跡への集住化、及び安定した地形を示す大字下原・馬場・瀬戸田の安岐川左岸の段丘部への集落移動が考えられよう。

塩屋条里山田地区からは一辺約五mの方形と考えられる住居跡一基が検出された。これに伴う土器(図7)は甕・壺の破片八点と少ないが前期後葉に出現する下城式の要素は見られず、これに先行する時期と考えられる。県下における当該期の住居跡の検出例は非常に乏しく、平面が方形をなすことも注目される。前期末から中期前半の下城式土器は小野遺跡・唐見遺跡・吉松市場遺跡・光広遺跡において出土している。小野遺跡ではこの時期の円形住居跡五基が検出され、一時期二棟前後からなる小集落の存在が認められるが、同様の集落は唐見遺跡や光広遺跡とその周辺においても想定される。

光広遺跡からは後期の全般にわたる土器の出土や、これに隣接する地

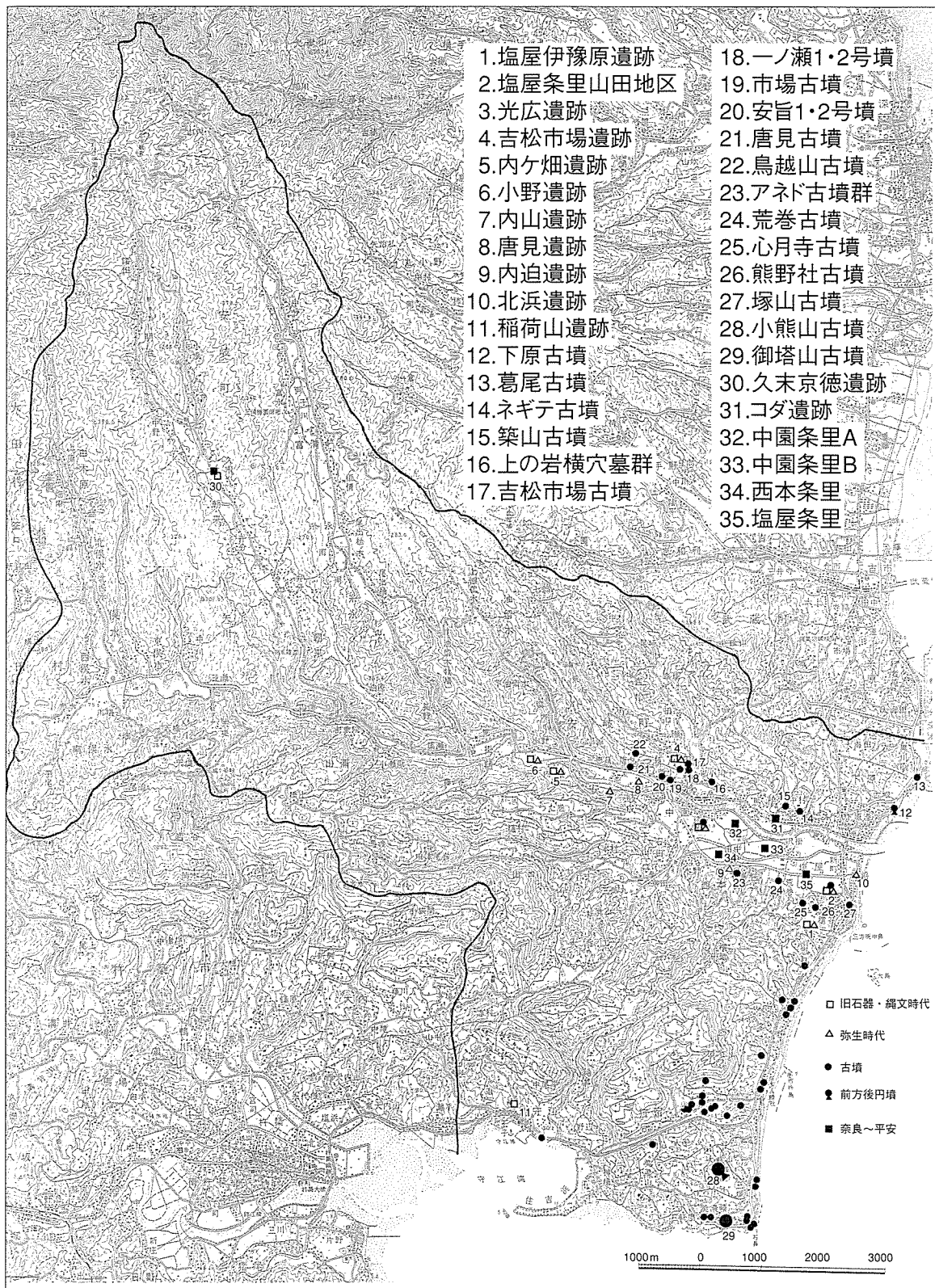


図5 安岐郷先史～古代遺跡分布図

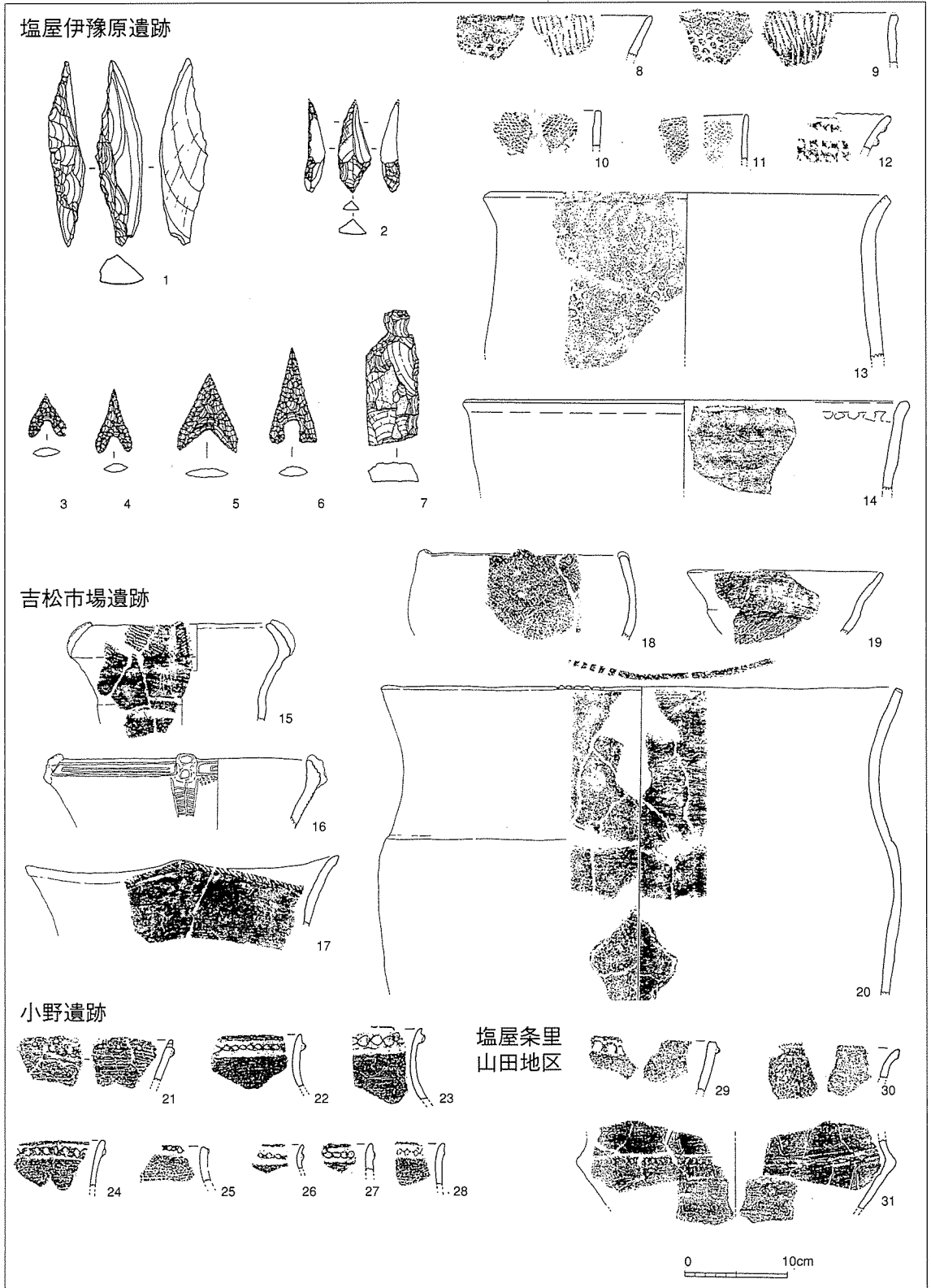


図6 旧石器・縄文時代遺物（石器1/3・土器1/6）

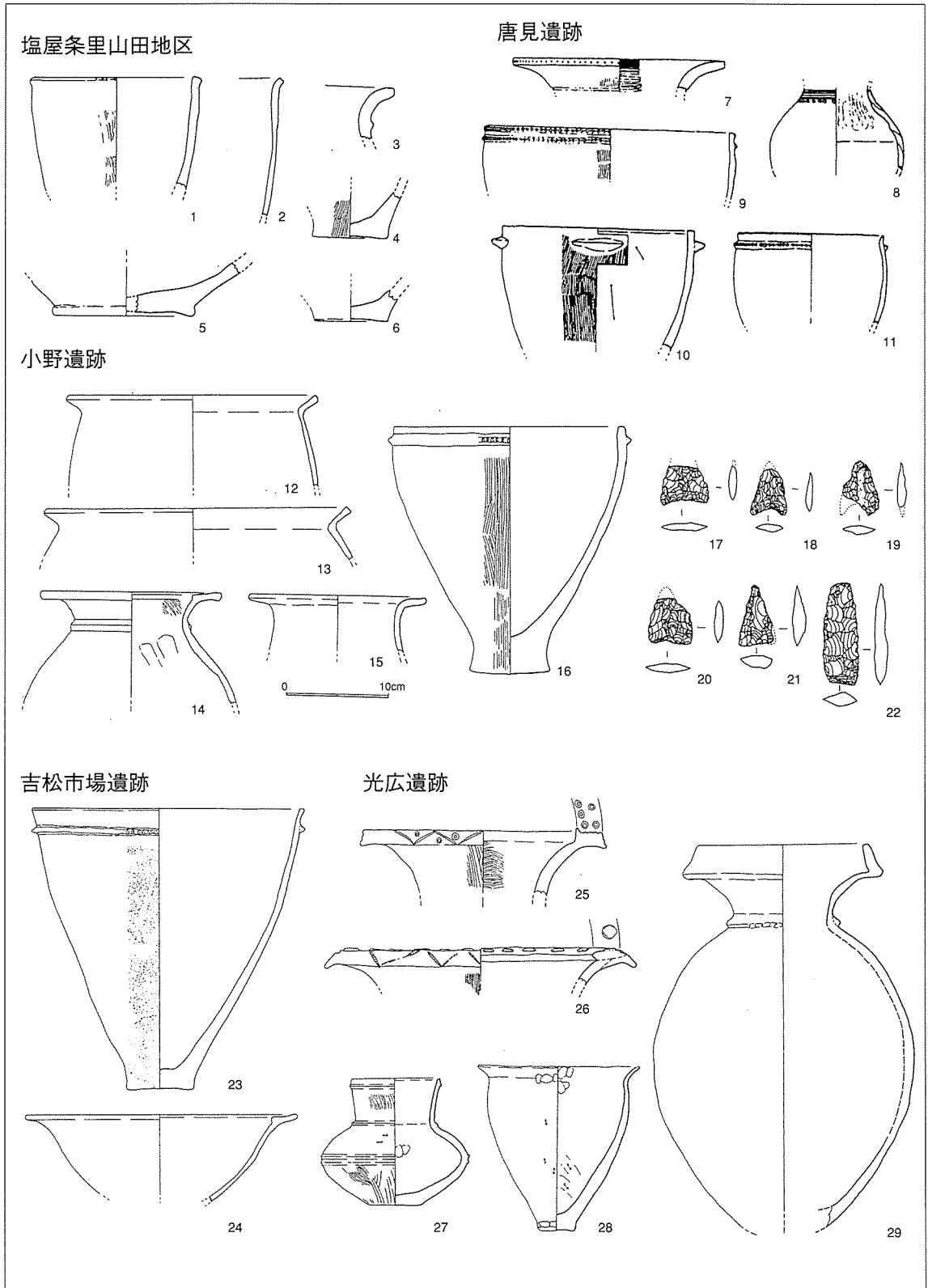


図7 弥生時代遺物 (石器1/3・土器1/6)

区から約二〇棟の住居跡の存在が近年確認され、弥生後期から古墳時代前期におけるこの地域の中心的集落と考えられる。

古墳時代の集落についての資料は非常に少ないが、前段階に引き続き光広遺跡北側の自然堤防上（大字中園・成久）や先に述べた安岐川左岸の河岸段丘上に展開した可能性が高い。また、塩屋条里山田地区の溝などからは図8に示した古墳前期と中期の土器が出土し、これらは水祭りなどの農耕儀礼に使用されたものと考えられる。

古墳の分布は沿岸部と安岐川下流両岸の丘陵部に大別され、沿岸部周辺では前期から後期の各時期の古墳が認められるが、内陸の丘陵部には後期古墳が多いようである。沿岸部の中で特に注目されるものが下原古墳・小熊山古墳・御塔山古墳の三基の古墳である。大字下原の旧安岐川河口左岸に所在する下原古墳は、全長約二・三mで前方部が撥形に開く県下最古式の前方後円墳である（図9）。礫石積みみの竪穴式石室の中に木棺を組み合わせた主体部構造をとり、その覆土層中より手焙形土器や二重口縁壺などの土器が出土した。この種の手焙形土器は近畿地方を中心に弥生後期後半から古墳時代初頭に流行した祭祀的性格の強い土器であり、被葬者と畿内政権との結びつきを示す。

小熊山古墳は、杵築市大字狩宿の標高約八五mの山頂に位置し別府湾と瀬戸内海を眺望する全長約一・三mの県下第二の規模をもつ前方後円墳である。墳丘からは巴形透かし穴をもつ埴輪などが出土し、下原古墳に続く四世紀中頃の造営と見られる。海上からは正に巨大なランドマークとして仰ぎ見る位置にあることから、被葬者は海上交易を掌握すると同時に別府湾沿岸の広い範囲に影響を及ぼし得た盟主と考えられ、畿内政権とも深い関わりを持つがその居住した集落等については現状では不明である。小熊山古墳の南西約五〇〇mの沿岸部に位置する御塔山古墳

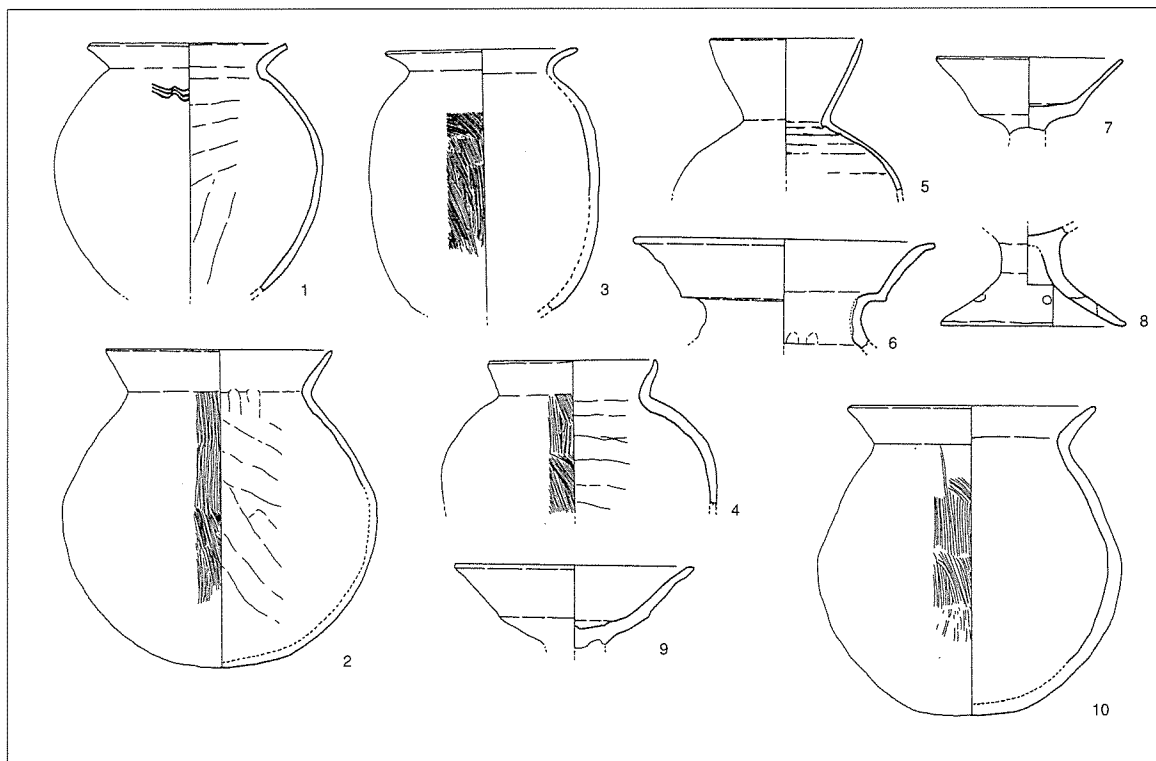
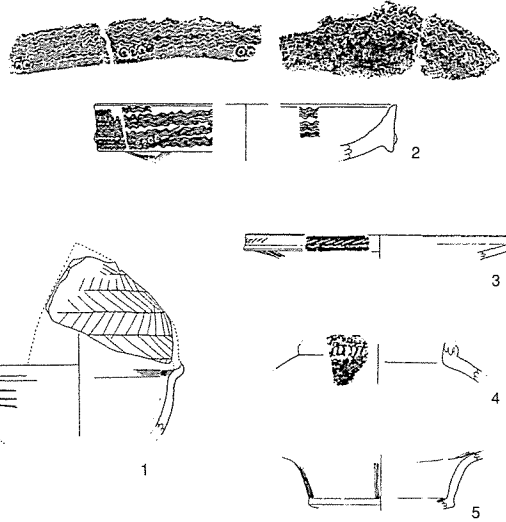
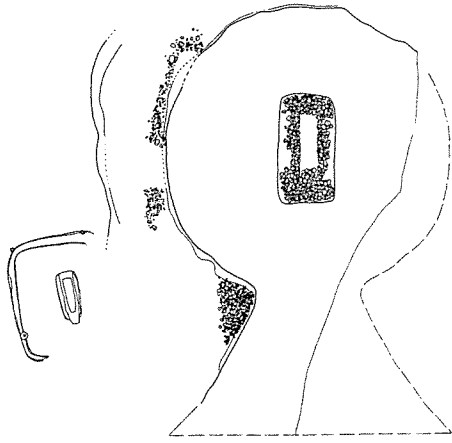


図8 塩屋条里山田地区出土古墳前～中期土器 (1/6)

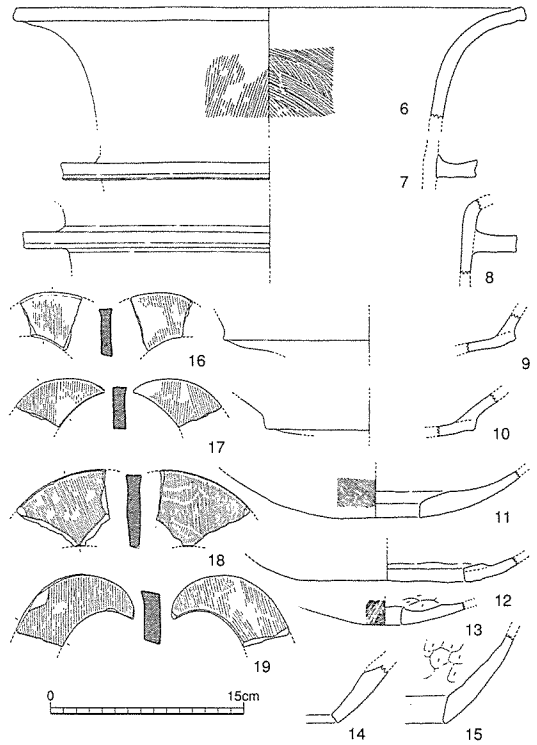
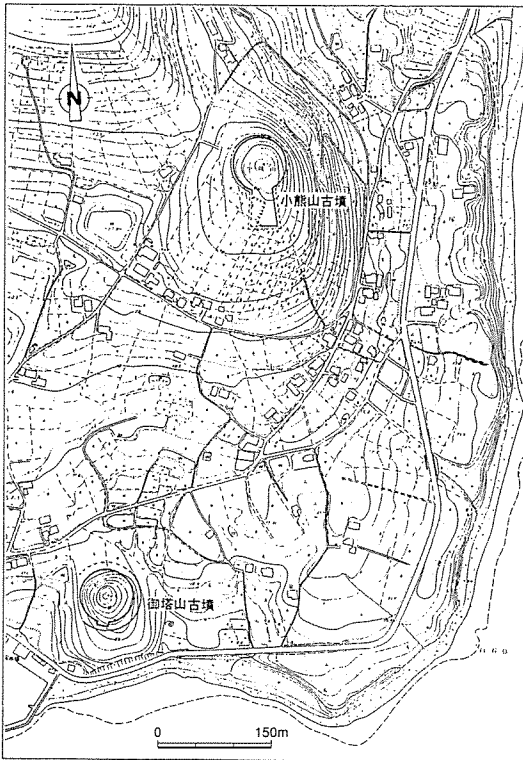


下原古墳と方形周溝墓



下原古墳出土土器(1/6)

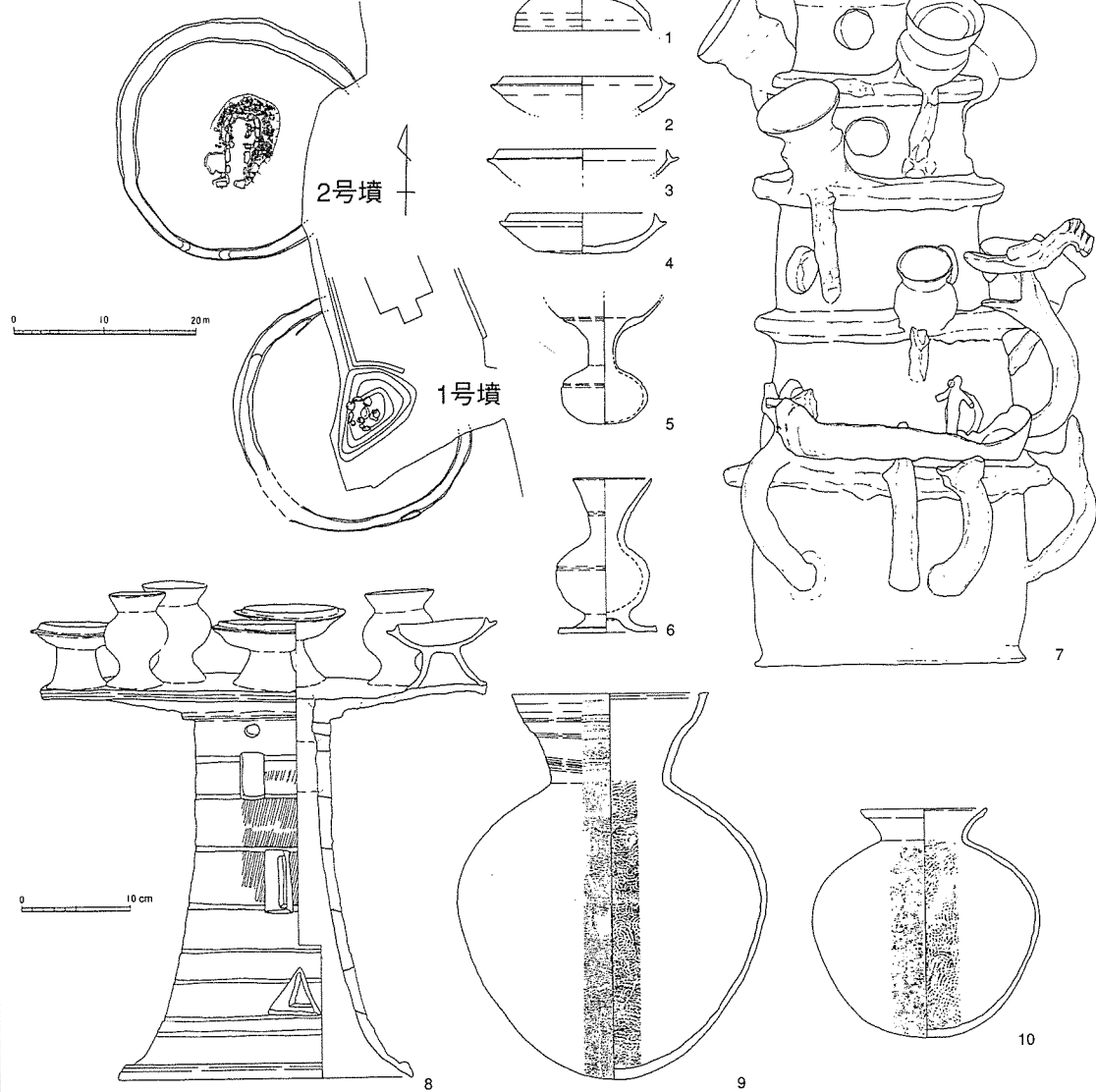
小熊山古墳と御塔山古墳



小熊山古墳出土埴輪(1/6)

図9 古墳と出土遺物 (1)

一ノ瀬1・2号墳



吉松市場古墳

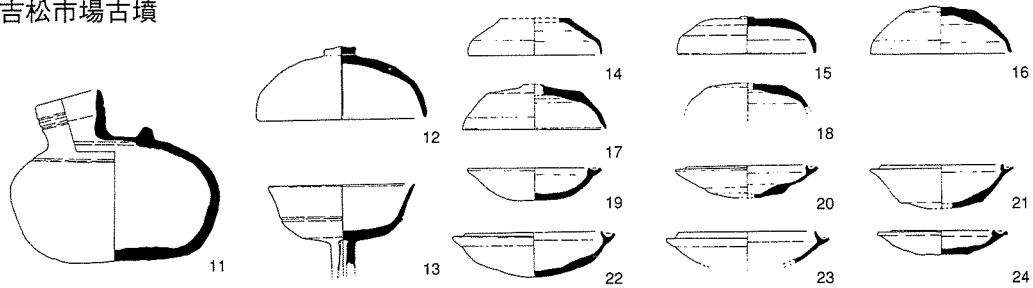
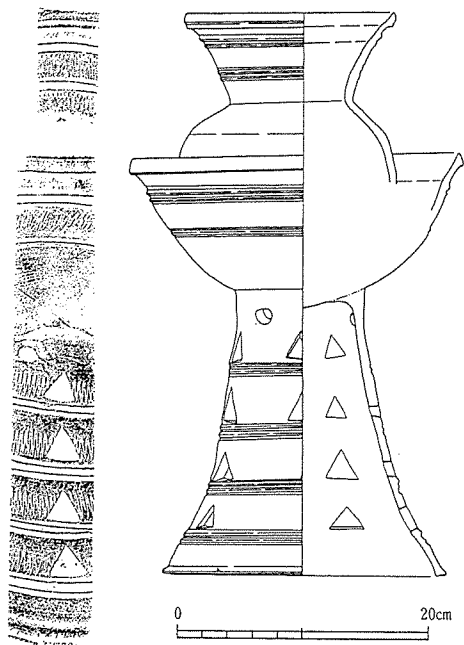


図10 古墳と出土遺物 (2)

伝安岐町内古墳出土須恵器



築山古墳出土埴輪

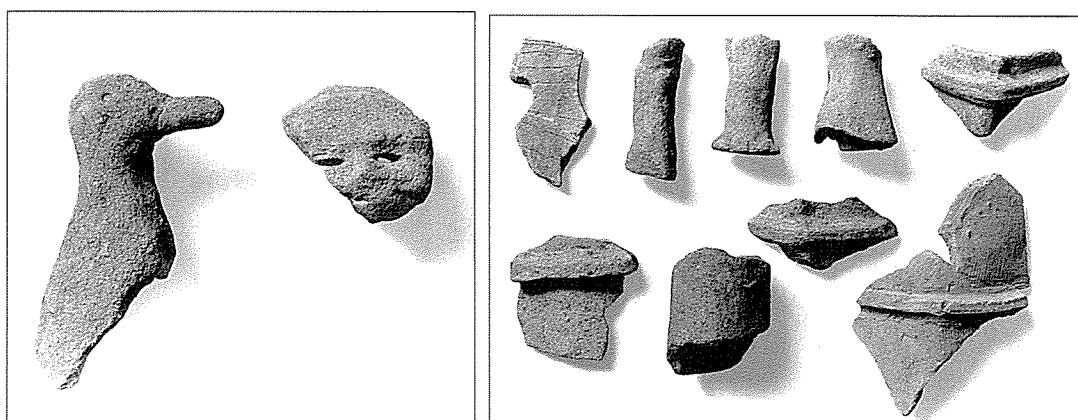


図11 古墳と出土遺物 (3)

は、造出部を含めると全長八・一mと県下最大の大型円墳である。五世紀前半の造営と見られ主体部は小熊山古墳同様未調査であるが、その被葬者は小熊山古墳の後継者の地位を継承した人物であろう。下原・小熊山・御塔山の三基の古墳の持つ意味や意義は非常に大きく、東九州における古墳の成立や時代の解明には不可欠となるものである。

後期古墳は杵築市狩宿から奈多海岸など沿岸一帯に点在し海上交易の担い手と考えられる各集団の古墳と、安岐川下流両岸の丘陵部に位置し平野部開発に基盤を置いたと見られる各集団の古墳の二つに大別される。後者の中では安岐川左岸の築山古墳・一ノ瀬1・2号墳、右岸の塚山古墳などが注目される。築山古墳からは円筒埴輪と共に人物・鳥形・馬形埴輪が採集されており(図11)、六世紀前半に安岐川下流の内陸部を支配した首長層の墓と想定される。塚山古墳は天井部の高い横穴式石室を主体部とし、築山古墳に続く六世紀後半に造営された首長墓と見られる。

これに続く六世紀末から七世紀前半の首長墳に比定されるのが左岸のやや内陸部にある一ノ瀬1・2号墳である。両者とも直径約二・三mの円墳で、横穴式石室を主体部とする。2号墳からは八個の子器を持つ子持ち付き器台(図10-8)三个体と全国的にも類例が知られない鳥舟付き器台(同10-7)が出土した。鳥舟付き器台はこの時代の人々の死後の世界観を立体的に現した希有かつ重要な資料となるものである。その被葬者は安岐川下流の内陸部を掌握するのみならず、海上交易においても少なからぬ役割を果たした可能性が強い。なお、この二者に隣接する吉松市場古墳は七世紀前半に造営された直径約二・二mの円墳で、その規模から一ノ瀬古墳を支えた階層の墳墓と見られ、近くの市場古墳も同様か。

この他安岐川下流左岸にはネギテ古墳・安旨1・2号墳・唐見古墳・鳥越古墳・上の岩横穴墓群(五基)などが、右岸にはアネド古墳・荒巻

古墳・心月寺古墳・熊野社古墳が点在する。その背景には平野部の開発の進展と、比較的多くの古墳の造営を可能にした生産力を持ち得ていたことが窺えるが、これに加え海上活動のもたらした経済的成果にもより大きな要因があったと言えよう。

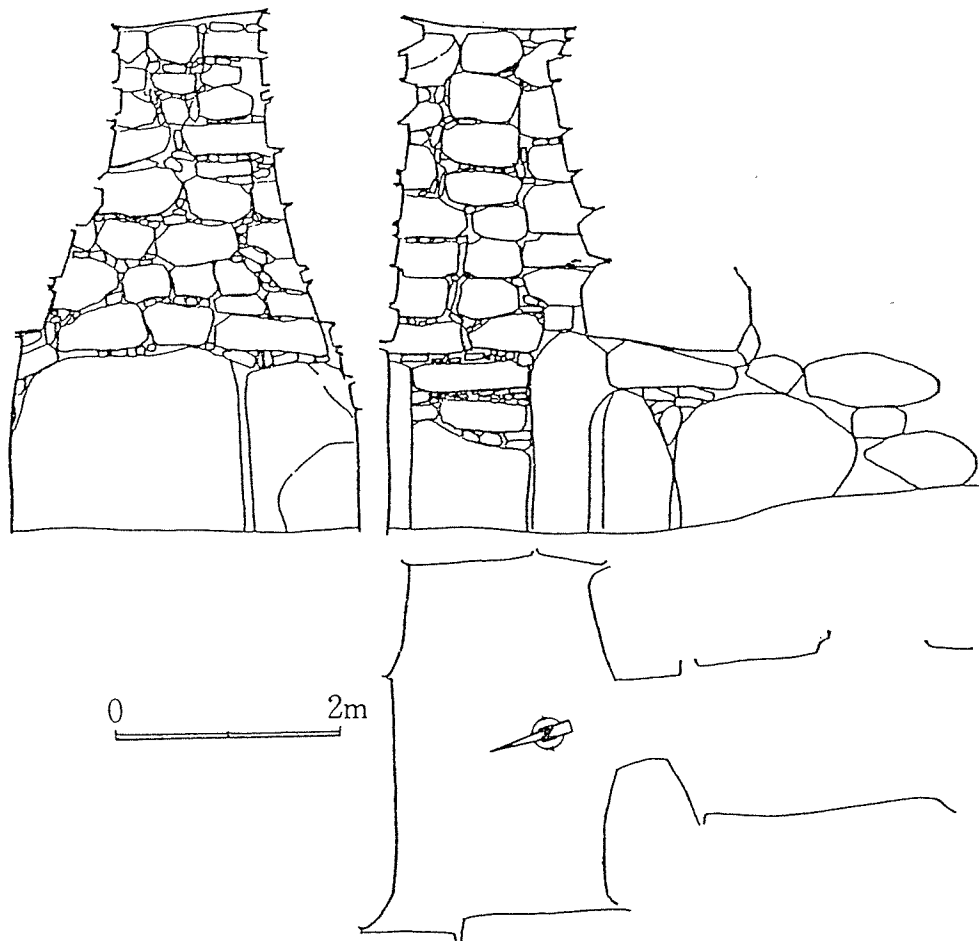
## 2 古代

奈良時代から平安時代の遺跡は少なく、明らかなものとしては大字朝来の久末京徳遺跡と大字馬場のコダ遺跡の二つに過ぎない。久末京徳遺跡は安岐川支流の朝来川の左岸に位置し、南北約一四〇m、東西約五〇mの範囲から掘建柱建物二五棟・土壙一〇数基とこれらを区画する柵列や溝などの遺構が検出された(図13)。各遺構から奈良時代後半から平安時代前期(九世紀)にかけての土器類が出土している。官衙や寺院跡に特徴的な塩壺や緑釉陶器の存在や中心施設がコ字形の建物配置をとることから、行政機能も兼ねた在地首長の居宅に想定されている。また、天平神護元年(七六五)に開始されたとされ、宇佐宮から奈多宮にいたる行幸会道にも隣接しており駅的性格も指摘されている。本遺跡は、狭小な谷部の水田開発がこの時期に本格化したことを示し、その中心施設としての役割だけでなく多様な機能を合わせ持っていたことを物語る。

コダ遺跡は安岐川下流左岸の段丘上に位置し、図12に示した平安時代前期の土師器・緑釉陶器・格子目叩平瓦などが採集されており、寺院や官衙等の遺構の存在が考えられる。なお、平安後期から鎌倉時代の遺跡は光広遺跡周辺においても存在が確認されているが、大字下原から瀬戸田に至る左岸の段丘部にも部分的に点在するものと見られる。

塩屋条里は安岐川支流の荒木川右岸に位置し、旧河道により挟まれた東西・南北とも四町の範囲に展開する。荒木川に設けられた二つの堰か

塚山古墳



コダ遺跡

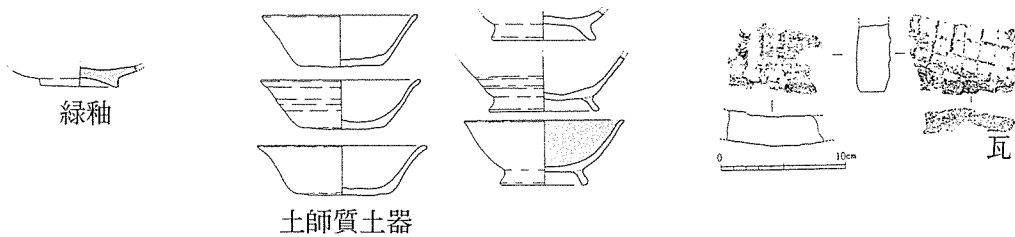


図12 塚山古墳石室図とコダ遺跡出土遺物

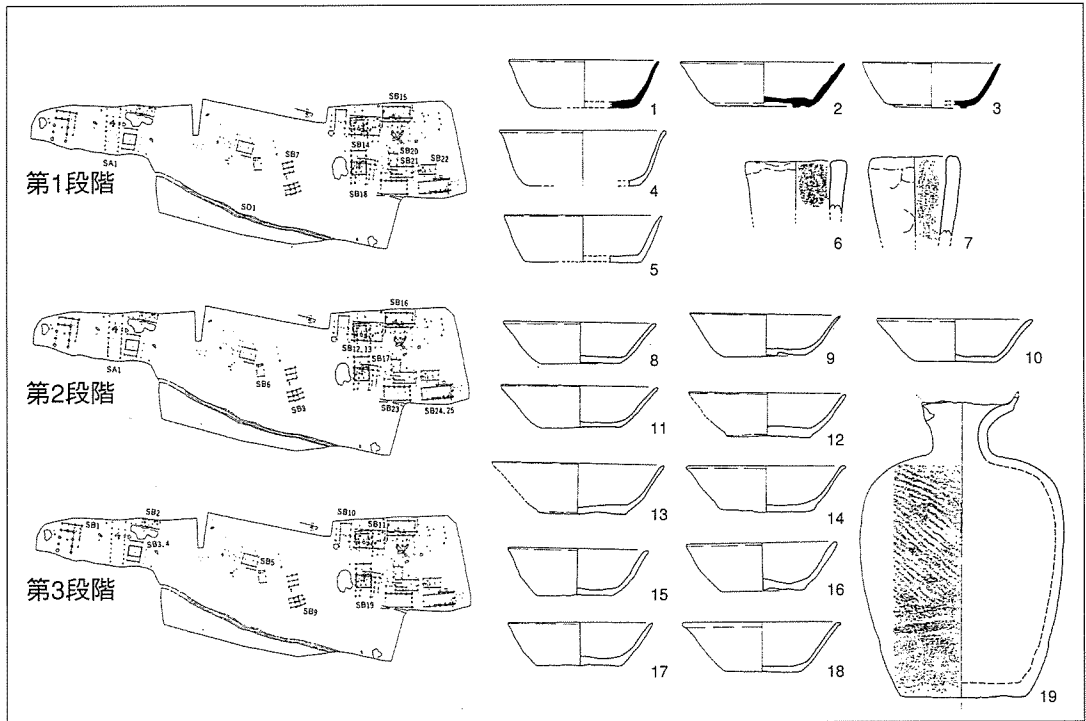


図13 久末京徳遺跡の変遷と出土土器 (1/6)

ら取水し、地割の方位はN12°Eとやや東に振る。その明確な施工時期は明らかではないが一二世紀以前の古代に遡ることは確実のようである。これとほぼ同一の方位を示し西側約1kmに展開する西本条里は、荒木川の右岸の東西三町・南北二町の範囲に及ぶ。方位の同一性から塩屋条里と同時施工と考えられる。中園条里は安岐川と荒木川に挟まれた位置にあり、西側に中園条里Aが、東側に中園条里Bが展開する。前者は東西二町、南北二町の範囲に認められるが、この一帯の水田化は古墳時代に始まると考えられ、古代の時期に区画整理されたものと推定されている。後者は東西四町、南北一〜二町の範囲に条里地割が認められ、その方位が塩屋・西本条里と同様なことから同時期の所産と想定されている。

このように古代における開発の進展は安岐川下流地域に顕著に認められるが、先に述べた久末京徳遺跡が示すように支流の谷部においても開発の試みは確認される。しかし、その後の断絶が示しているように狭く細長い谷部の本格的な開発は平安後期以降に下る。

参考文献

- 『会下遺跡・的場2号墳・塩屋伊豫野原遺跡』大分県教委 一九九一
- 『稲荷山遺跡緊急発掘調査』大分県教委 一九七〇
- 『吉松市場遺跡』安岐町教委 一九九七
- 『光広遺跡』安岐町教委 一九九二、『久末京徳遺跡』安岐町教委 一九九一
- 『小野・大鹿遺跡』安岐町教委 一九九四、『塩屋条里遺跡』安岐町教委 二〇〇一
- 『安岐城跡・下原古墳』大分県教委 一九八八
- 『杵築地区遺跡群発掘調査概報Ⅰ』同Ⅱ『杵築市教委 一九九〇・一九九一
- 海老澤衷『中世水田開発史序説』『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要Ⅰ』一九八四

## 三 中世—安岐郷の成立と展開—

### 1 封郷安岐郷の成立

本調査の対象である安岐郷は、宇佐宮領のうち「十郷三箇荘」と呼ばれる根本所領の一つである。現在の大分県東国東郡安岐町などを故地とし、その前身は奈良時代に国東郡に設けられた安岐郷である。

いわゆる「十郷三箇荘」のうち、十郷は封郷とも称され、安岐郷の他は高家・辛島・葛原・封戸・向野（現宇佐市）、大家・野仲（現中津市）、来縄（現豊後高田市）、武蔵（現武蔵町）であり、三箇荘は豊後緒方荘（現在緒方町）・日向宮崎荘と臼杵荘である。これら「十郷三箇荘」は、天平二〇（七四〇）年に始まる宇佐宮へ施入された封戸にその淵源を持つといわれる。こうした宇佐宮の封戸と封郷の関係について、西別府元日氏は、天平宝字八（七六四）年から翌年にかけて宇佐宮に与えられた封戸六二五戸が封郷のもとになるものとされた。<sup>(1)</sup>この六二五戸の封戸は、天平勝宝七（七五五）年に前年の「厭魅事件」に関わって封戸を返却したのち、宇佐宮が改めて得た封戸であった。ちなみに、封戸返却の原因となった「厭魅事件」は、聖武天皇―諸兄政権と藤原仲麻呂の対立に係る事件であり、前者と密接に結び付いていた八幡神は、仲麻呂が台頭する中で惹起したこの事件を以て、いわば排斥された形となった。<sup>(2)</sup>

正和二（一三三三）年に成立した『八幡宇佐宮御託宣集』<sup>(3)</sup>によると、天平神護元（七六五）年の託宣として、八幡神が伊予国宇和より戻るときに一度奈多浜で休み、次に「安岐林」に留まったと記されている。この八幡神が伊予に一度渡り、再び戻ってきたという記載は、「厭魅事件」による八幡神の排斥と仲麻呂の失脚によって八幡神が政治の舞台に復活したことを表現している。こうした八幡神復活に関わる伝承に奈多・安岐

が登場しているのは、天平宝字八・九年に施入された封戸が宇佐宮領安岐郷の淵源であり、さらに宇佐宮による安岐郷あるいは奈多宮の関わりを由緒付けるものといえよう。

さて、封郷は基本的に宇佐宮に近い宇佐郡および下毛郡に集中的に分布するが、安岐郷と武蔵郷はいわば「飛び地」の形で国東半島の東側に位置する。この東国東地域は瀬戸内海と豊後水道の接点に位置しており、国東郷（現国東町）にあった国東津は古代以来重要な津とされた。近年発見された飯塚遺跡の木簡によって、国東津は古代の宇佐宮にとっても封物輸送の重要な拠点であったことが指摘されている。<sup>(4)</sup>宇佐宮の封戸は豊後国南部や日向国にあり、これら遠隔地からの貢進物は海運によって宇佐宮にもたらされたとみられる。東国東は宇佐宮にとって海上交通の要地であったことが窺える。

こうした東国東に位置する安岐郷は、前項でも指摘されているとおり、古代以前から海とのつながりを有する有力首長が在した。あるいは、後に安岐川左岸の河口部には田原氏が「京泊の館」を築いたといわれており、<sup>(5)</sup>津が置かれたことが窺える。安岐津については史料上詳らかでないが、宇佐宮が荘園を形成していく中で、独自の海運拠点の一つとして整備したことが推察される。

また、安岐郷の歴史をめぐって注目されるのは、いわゆる行幸会道である。行幸会は宇佐宮の御神体の造替に伴う神事であり、宇佐宮の古い御神体は奈多宮まで運ばれた。この宇佐から奈多へ向かう道の調査は大分県教育委員会の調査がなされている。<sup>(6)</sup>行幸会において、宇佐から奈多への御神体の移動は室町時代になって始まったとされるが、行幸会道沿いの朝来地区には八世紀代の公的施設の遺構とみられる久末京徳遺跡<sup>(7)</sup>が位置するし、少なくとも安岐町域では行幸会道沿いに一四世紀後半代の

石造物が点在する（本書VI参照）。これらことから、行幸会道という「祭礼の道」は八世紀代から開発された宇佐と安岐などを結ぶ陸上交通路であったことが窺える。

## 2 奈多宮と東国東の封郷―安岐郷の領域―

次に、宇佐宮領安岐郷の領域についてみていくことにしよう。安岐郷の領域に関しては、四至を示す史料がないため、まずは安岐郷関係の諸史料に登場する地名の分布を手がかりとしたい。

後掲の表1は、一六世紀以前の安岐郷関係史料にみられる地名を一覧にしたものである。これらは、両子川流域を除く現在の安岐町域と杵築市東部に分布する。また、現在の大田村大字白木原の上ノ原観音堂に残されている、寛保元（一七四二）年の修理札には「阿岐郷白木原邑」とあり、同村大字俣水の歳神社は安岐から神がのぼってきたと伝えられる。これらのことから、大田村大字俣水・白木原も安岐郷域とみなされる。そのなかで、前述したとおり、現安岐町の両子川流域―大字糸永・富清・両子―は、安岐郷関係の地名が検出できず、この地域は明治期は西武蔵村と呼ばれた。実際、明治一一（一八七八）年成立の『国東郡村誌』（資Ⅱ）には、「古来武蔵郷二属ス」とある。これらのことから、両子川流域は武蔵郷に属したことが窺える。

荘園の領域を確定する上で、これまでの諸調査において鎮守の氏子圏が大きな要素になることが明らかにされてきた。しかし、安岐郷に関しては現在では荘園鎮守にあたる神社を祭礼組織などから直接に検出することはできない。

そこで、武蔵郷との関わりを含めて安岐郷の領域を検討する上で、諸記録にみられる奈多宮の祭礼について改めて注目したい。

奈多宮は、現在の杵築市大字奈多に所在する。前述した『八幡宇佐宮御託宣集』の伝承にも登場するが、奈多宮の西―海から見た時奈多宮の背後となる―にある山は見立山と呼ばれ、航行目標の山であった。こうした山は海を生業とする人々の信仰対象とされることが多く、これをふまえると、その麓に立地する奈多宮は、元来海と関わる信仰の拠点であったと推察される。そして、施入された封戸に基づく宇佐宮の荘園化のなかで、奈多宮という宇佐宮の末社、換言すれば宇佐宮の支配装置が整備されたとみられる。

さて、現在の奈多宮の祭礼は安岐町大字大添・大字西本の一部、杵築市大字奈多・横城・狩宿・守江・大内が氏子となっている。しかし、奈多宮に伝えられる近世の記録をみると、より広汎な村々が近世奈多宮の年中行事にあたって役負担を行っていることがわかる。

後掲の表2は、近世奈多宮の年中行事を一覧にしたものであるが、ここでは現在の氏子圏の村々の他に、中園村（現安岐町）や池之内・糸原（現武蔵町）、重藤・綱井（現国東町）といった他町の村々の名がみえる。あるいは、一〇月一二日の「御馬むかいの神事」は、安岐・武蔵が三年交替で務めたと記されており、奈多宮の年中行事は安岐・武蔵両郷が支えたことがわかる。

一方で、宇佐宮御神体の造替に伴う行幸会について、明治期の『神社明細牒』や『国東郡村誌』にある椿八幡宮（現武蔵町大字三井寺）の記載をみると、宇佐宮の旧御神体をまず奈多社に、そして奈多社の御神体を椿社に遷し、椿社の御神体を奈多沖に奉沈すると記されている。こうした状況は、享保八（一七二三）年の『行幸会帳之控』（奈多宮所蔵）にもみることができる。つまり、一月一日に宇佐を出発した御神体は一五日に奈多宮に到着し、翌一六日に椿宮に御幸、一七日に椿宮から奈



表1 安岐郷域の中世地名

| 名 称         | 比 定 地       | 初見年代       | 初 見 史 料          | 史料番号 |
|-------------|-------------|------------|------------------|------|
| 小俣          | 小俣(明治)      | 承久3年 1221  | 六波羅下知状写          | 13   |
| 諸田名         | 諸田(大字)      | 貞応2年 1223  | 備後法眼幸秀去文         | 14   |
| 諸田村         |             | 康正3年 1457  | 源親明置文            | 91   |
| 朝来野浦        | 朝来(大字)      | 嘉禄3年 1227  | 紀是門讓状案           | 16   |
| 弁分          | 弁分(朝来)      |            |                  |      |
| 弘永名         | 弘永(小字・吉松)   |            |                  |      |
| 成久名         | 成久(大字)      |            |                  |      |
| 成久村         | 成久          | 貞治3年 1364  | 大友氏時当知行所領所職等注進状案 | 69   |
| 守江浦         | 守江(大字)      |            |                  |      |
| 松武名         |             | 正安2年 1300  | 小松雜掌公祐和与状        | 32   |
| 秋丸名         | (中園歳神社祭礼組織) | 正和2年 1313  | 鎮西下知状案           | 41   |
| 秋丸之内 西廟     |             | 未詳         | 田原親宏安堵状          | 175  |
| 諸久名         |             | 正和2年 1313  | 鎮西御教書            | 42   |
| 仁与名         | 仁王(小字・瀬戸田)  | 元弘2年 1332  | 明経京都隨身所々惣文書目録    | 53   |
| 吉松          | 吉松(大字)      | 元弘3年 1333  | 大宮司到津公連寄進状案      | 54   |
| 延松          |             | 元弘3年 1333  | 大宮司到津公連寄進状案      | 54   |
| 亀丸名         |             | 建武1年 1334  | 後醍醐天皇綸旨          | 59   |
| 光貞          |             | 応永21年 1414 | 大友持直知行宛行状        | 81   |
| 山口村         | 山口(大字)      | 文明3年 1471  | 片峯地蔵堂鱒口銘         | 93   |
| 青山          | せいさん(奈多宮記録) | 文明17年 1485 | 大宮司宇佐公永讓状案       | 94   |
| 岩屋          | 岩屋(大字)      | 文明17年 1485 | 大宮司宇佐公永讓状案       | 94   |
| 懸樋          | 掛樋          | 文明17年 1485 | 大宮司宇佐公永讓状案       | 94   |
| 狩宿かなくそはら    | 金糞原(小字)     | 永正17年 1520 | 寛職知行宛行状          | 106  |
| 末宗名         |             | 永正17年 1520 | 寛職知行宛行状          | 106  |
| はしかみ        | 橋上(集落名・山浦)か | 天文2年 1524  | 田原親董知行宛行状        | 127  |
| 石波津         |             | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 御燈田         |             | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 茶畠          | 茶畠池(成久)     | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 永吉名         |             | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 西ノ藪         | (成久歳神社祭礼組織) | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 延吉名         |             | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 原畠          |             | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 正友名         |             | 天文16年 1538 | 宇佐御神領安岐郷定使給分坪付   | 136  |
| 由流木名        | 油留木         | 天文24年 1546 | 油留木山神社棟札銘        | 143  |
| ふなかたきしの上    |             | 未詳         | 田原親宗屋敷分田畠預ヶ状案    | 95   |
| ふなかたけふり     | ケムリ(集落名・下原) | 未詳         | 田原親宗屋敷分田畠預ヶ状案    | 95   |
| ふなかたミなくち    |             | 未詳         | 田原親宗屋敷分田畠預ヶ状案    | 95   |
| 行安名         | 行安(小字)      | 未詳         | 山下長就打渡状          | 114  |
| 太郎丸         | 太郎丸(シコナ)    | 未詳         | 山下長就打渡状写         | 116  |
| あか金作        |             | 未詳         | 安岐郷検使三人打渡坪付      | 121  |
| 上とく         |             | 未詳         | 安岐郷検使三人打渡坪付      | 121  |
| なかにし        |             | 未詳         | 若林某安岐郷内給地坪付      | 123  |
| 淵のうへ        |             | 未詳         | 若林某安岐郷内給地坪付      | 123  |
| 松武の内 しょうしはた |             | 未詳         | 田原親董知行預ヶ状        | 129  |
| おそい         | 大添(大字)      | 未詳         | 宇佐御神領安岐郷内坪付案     | 137  |
| かり宿         | 狩宿(大字)      | 未詳         | 宇佐御神領安岐郷内坪付案     | 137  |
| 永石名         |             | 未詳         | 宇佐御神領安岐郷内坪付案     | 137  |
| 朝来野之内 城その名  |             | 未詳(16世紀)   | 田原親宏安堵分坪付写       | 157  |
| 朝来野久末之内 草場名 |             | 未詳(16世紀)   | 田原親宏安堵分坪付写       | 157  |
| 西廟名         |             | 未詳(16世紀)   | 田原親宏安堵分坪付写       | 157  |
| 秋丸之内 西廟     |             | 未詳(16世紀)   | 田原親宏安堵状          | 175  |
| かきほこ        |             | 未詳(16世紀)   | 田原家年寄連署奉書写       | 173  |
| 吉松本方 藪田     | 園田(小字)      | 未詳(16世紀)   | 田原家年寄連署奉書写       | 173  |
| 龍王名         | (成久歳神社祭礼組織) | 未詳(16世紀)   | 田原家年寄連署奉書写       | 173  |
| 鶴田名         |             | 未詳(16世紀)   | 田原家年寄連署奉書写       | 179  |

※史料番号は『豊後国荘園公領史料集成 4(上)』所収の「安岐郷史料」の番号。

表2 奈多宮の年中行事

|         |  |
|---------|--|
| (1/1)   | 朝拝。御供官代より上がる。報恩寺で大般若転読。  |
| 1/2     | 御供米大宮司より出る。御神事その他よろずの入目はなかってまつ2反かちや作り。(中神事。御供徳永迫から出る。報恩寺で大般若経転読、地藏寺大法会あり。) |
| 1/3     | 御供・神酒大宮司より出る。(小神事。御供は報恩寺領丸をさから出る。弥勒堂修正あり、報恩寺で大般若転読。夜鬼会あり、鍛冶屋の役)            |
| 1/4     | みろくのしゆしやう。(報恩寺で大般若転読。)   |
| 1/7     | 若菜の神事。御供は安岐中その村かわら名から出す。(報恩寺で大般若転読)  |
| (1/11)  | 心経会あり。)  |
| 1/15    | 御神事(御粥の神事)。御祭田かい田・宮後2反   |
| 2月      | 御致祭。   |
| 初卯日     | まつ上げ。前の酉の日からこもる。   |
| 亥日      | はらい。   |
| 子日      | さかひらきの御神事。祭りの入目は安岐郷一本木の廻りに神田あり。  |
| 寅日      | 弥勒御神事。   |
| (2/晦日)  | 北辰殿中礼)   |
| 3/3     | 桃花の神事。   |
| 3/5     | 大礼、桜会。酒一献安岐座から初まる。   |
| 4/27    | お祭(中礼、例祭)。   |
| 4/28    | こまおい   |
| 4/晦日    | 中礼、払役。神場行幸。  |
| 5/1     | 大礼、けい馬神事。  |
| 6/6     | 御祓。神場洲行幸。弘永より上品上がる。武蔵池之内より真薦三枚。安岐の川面より干飯・酒上がる。                             |
| 6/晦日    | 大礼、みそきはらいの神事。  |
| 7/7     | 中礼、御供上品上がる。  |
| 8月      | 中礼、田西の神事。田1反あり。  |
| 8/15    | 中礼、放生会。  |
| 8/25    | 中礼。  |
| 8/29    | 善神王殿中礼、釜割の神事。大内山枝本より勤める。   |
| 9/9     | 中礼、菊の御神事。料田安岐郷に4反。   |
| 9/15    | 大礼。  |
| 10/1    | 中礼。料田潮入1反あり。   |
| 10/10   | 善神王殿掃除役、大儀寺修理田より勤める。   |
| 10/11   | 大礼、善神王殿誠楽の神事。俣見から勤める。  |
| 10/12   | 御馬むかひの神事。安岐・武蔵3年替。   |
| 10/14   | 大礼、神場洲行幸。輿渡夜役武蔵糸原より勤める。<br>神場洲廻廊で笠着の連歌興行。                                  |
| 10/15   | 年中第一の大礼、神場洲で興行。武蔵池之内から真薦勤める。   |
| 10/16   | 中礼やかた見とて役あり。(馬場名)・せいさん・常清から勤める。  |
| 10/17   | 還宮の後、相撲10番。武蔵郷綱井・重藤・次松より勤める。   |
| 11月     | 鎮祭。7日間。  |
| 子日      | 大礼、座ひらきの神事。  |
| 卯日      | 大礼。  |
| 12/12   | 中礼、この日から供僧6人が神前で法華経読誦。   |
| 12/14   | 中礼、御誕生会。料田潮入1反。  |
| (12/28) | 仏名経)   |
| (大晦日)   | 御祓の神事。)  |

※神事祭礼全紀(寛永17年・奈多宮蔵)より作成  
( )は、「八幡奈多宮記録抜書」(奈多宮蔵)の記載。

多へ還御するといふのである。

つまり、これら近世の諸記録にみられる記載は、奈多宮と安岐郷だけでなく武蔵郷との関わりを伝える記録といえよう。さらにいえば、このことは奈多宮が東国東の宇佐宮封郷たる安岐・武蔵両郷の鎮守であつたことも示すであろう。そして、安岐郷には奈多宮第一の末社とされる善神王宮（現瀬戸田八幡宮）があり、武蔵郷には椿八幡宮が各々の拠点となる社であつたと目される。ここにいう善神王宮は八幡神の隨身であつた武内宿禰を祀る社であるが、武内宿禰への信仰という点でみると、現在の安岐町域では武内宿禰を祀る賀来社（大分市）へ年に一度社参する地が点在する（大字吉松・掛樋・山浦など）。現在は「賀来様のおまつり」として賀来社への信仰という形をとるものの、本来は安岐の善神王宮への信仰であつたと推測されるのである。

さて、ここで安岐郷の領域の問題に立ち戻ると、安岐・武蔵という東国東の二つの封郷を奈多宮を鎮守としたことから、一体のものと位置付けられた可能性が指摘できる。すると、鎌倉時代初頭の成立とされる「八幡宇佐宮御神領大鏡」（以下、「宇佐大鏡」と呼ぶ）にある封郷の田数が、宇佐・下毛郡域のそれが詳細な数値であるのにと比べて、安岐・武蔵両郷がともに三〇〇町という、より理念的な数値であることが留意される。特に、現在武蔵町とされる領域の面積は安岐町のそれよりも小さく、右で述べた田数との乖離が著しい。つまり、宇佐宮封郷として一つのものとした安岐・武蔵両郷は、二つがいわば等量となるように机上で領域が設定されたことを示唆している。それは地形などを無視する形でなされたことが窺え、西武蔵村という名称を持った両子川流域は本源的に武蔵郷域であつたことが確認できる。つまり、安岐郷は両子川流域を除く現在の安岐町域と杵築市大字奈多・横城・狩宿・守江・大内そし

て大田村大字俣水を領域としたことが指摘できよう。

なお、一二世紀に成立した天台宗寺院のグループである六郷山の所領と安岐郷の関わりについては判然としない。安岐郷域の六郷山寺院としては横城山（現東光寺）と椋山（現瑠璃光寺）がある。横城山の所領の範囲は史料上確認できないが、寺の位置する横城村（現杵築市大字横城）一帯が想定される。また、椋山については本書Ⅴにあるように、近世杉山村の領域にあたるとみられる。ちなみに、本来は武蔵郷に隣接する両子山（現両子寺）については、本書Ⅲ―Ⅲで明らかにされているように、中世両子山の所領は、本来の開発所領と荘園から寄せられた所領から形成されている。こうした事例は六郷山寺院の一つ夷岩屋（現香々地町）でも確認することができ、鎌倉時代の六郷山寺院領と宇佐宮領荘園の領域確定の中で創出されたものである。

### 3 安岐郷の構造

さて、宇佐宮封郷の構造や歴史に関しては、工藤敬一氏の研究がある<sup>(8)</sup>。氏の研究をまとめると、以下ようになる。

- ① 封郷の国家権力からの独立は、一一世紀半ば頃まで不安定であり、封郷支配が固まるのは、一一世紀末ないし一二世紀初頭であること。
- ② 封郷支配の根幹は、封民に対する人身的身分支配にあり、宇佐宮の神饌の真進のほか、直接の神事夫役は封郷郷司を通じて賦課されたこと。
- ③ 封郷の郷司は、宇佐宮の弁官など「斤分」の身分ないし末社の社司であり、大神・宇佐両氏の庶流などの有力な者であつたこと。
- ④ 郷司は一般の地頭などの領主と本質を同じくすること。
- ⑤ 封郷には高斗代の神饌を出す佃と用作があり、両者の相違は前者が宮役人の直営で全収穫を宇佐宮が得るが、後者は宮役人が寄作人に耕作

させるものであったこと。

⑥宇佐宮領全般としては鎌倉時代初頭には、遠隔の所領から後退がはじまるが、封郷は一応戦国時代までその支配を維持した。ただし、一五世紀半ばには人身的支配が後退したこと。

安岐郷については、封戸から封郷への展開は史料上詳らかでないし、一三世紀半ば以前の支配構造や開発過程も決して明らかでない。唯一、現在の安岐町大字明治の小俣地区については、嘉禄三(一二二七)年の「紀是門譲状案」(「安」一六号)から、紀氏が開発したことがわかる。

安岐郷の構造については、「宇佐大鏡」によって初めて知ることができ、これによると、田数は三五〇丁を数え、「起請御封田」が六八丁、佃二丁、用作一二丁が所在したという。次に、安岐郷の構造を知ることができるのは、いわゆる大田文である。大田文における安岐郷の構造については、注進状系列の諸本と図田帳系列の諸本とは異なるがある。そこで、注進状系列では平林本(「安」一八号)、図田帳系列では内閣文庫本(「安」二九号)を取り上げ比較すると表3のようになる。この表に示されるように、安岐郷の総田数と弁分の田数の二点について、注進状系列の諸本と図田帳系列との間に異なるがある。ただし、弁分の田数については、注進状系列の中でも八〇町と記すものは平林本の系譜にある諸本のみであることは留意される。

「宇佐大鏡」にもあるとおり安岐・武蔵両郷は田数が等量になるように分割されたであろうこと、大田文の諸本は武蔵郷は三〇〇町で一致していることなどをふまえると、一三世紀代に安岐郷の総田数として把握されていたのは三〇〇町とみられる。また、弁分についても、その故地は現在の安岐町大字朝来に比定できるが、八〇町という田数はきわめて理念的な数値ともいふべきもので、一〇町が実態に近いものといえる。

ただ、なにゆえにその内容が原初的形態を伝えるものとして評価される平林本のみ記載が異なるのか、宇佐宮と大友氏あるいは宇佐宮における安岐郷の位置付けなどから追究することはここではできないが、注意すべき点であろう。

表3 図田帳にみる安岐郷の構造

|      | 平林本  | 内閣文庫本 |           |
|------|------|-------|-----------|
| 総田数  | 二〇〇町 | 二〇〇町  |           |
| 余名   | 三六町  | 三六町   | 領主神官名主等   |
| 弁分   | 八〇町  | 八〇町   | 地頭日田弥三郎永基 |
| 弘永名  | 三〇町  | 三〇町   | 同前        |
| 成久名  | 三七町  | 三七町   | 相模七郎母御前辻殿 |
| 朝来野浦 | 一四町  | 一四町   | 朝来野公平・同公継 |
| 守江浦  | 三町   | 三町    | 戸次時親      |

さて、こうした記載では本郷が脱漏している。これは大田文の諸本に共通するもので、その原因は前述した宇佐宮における安岐郷の位置付けなどが関わるのかもしれない。ただいづれにせよ、本郷にあたる地は、条里的地割が確認され、用作の地名が残る大字塩屋地区をはじめとする安岐川下流域とみられる。また、他の史料にある名は大田文という余名に含まれるとみられる。

次に、こうした安岐郷の支配構造についてみておくこととしたい。まず、平安時代についてであるが、これは工藤氏が指摘されているように、現地支配は宇佐宮神職のなかでも有力な家の者が任じられた郷司が行っ

たとみられる。郷司の存在は、「安岐郷御輿御帰座料物送付注文案」(「安」四三号)や「安岐郷司御炊殿雑仕差符」(「安」四四号)などから確認できるものの、その系譜などは明らかでない。ただし、「益永氏系図」には、一二世紀末から一三世紀前半の者とみられる益永為輔の所に「知行安岐郷、住吉永、号安岐八郎」とある。益永氏は宇佐宮政所檢校をつとめ、吉永の地名は安岐川下流域左岸の大字下原に小字名としてあることから、安岐川左岸に宇佐宮支配の拠点があったと考えられる。安岐川左岸は、前章にあるとおり多くの古墳が丘陵に沿って点在し、古墳時代には拠点となる地であったといえる。安岐津も安岐川左岸に位置したとみられるし、奈多宮第一の末社である善神王宮や「マンドコロ」の小字名や田原氏開山の大儀寺などが所在することなどから、安岐川左岸は安岐郷支配において拠点となる地の一つであったことが窺える。

この他、宇佐宮による安岐郷支配に関しては、天文二六(一五四七)年の「宇佐御神領安岐郷定使給分坪付」(「安」一三六号)から、宇佐宮取納使の所在も確認できるし、文応元(一二六〇)年の「安岐郷御炊殿雑仕差符」(「安」二三号)では「安岐郷係専当秦貞守」とあり、専当職が所在したこともわかる。

一方、地頭については「図田帳」にあるように、成久名は鎮西探題を務めた北条兼時の母の所領であり、広義の得宗領であった。本書Ⅳ―で詳しく述べるが、成久の地は微高地にあり、かつ安定した灌漑体系を有する地であった。本郷にあたる安岐川下流域から三kmほど上流にあり、大田文の記載でも余名と別に記載されていることから別名的開発に拠る地といえる。九州の北条氏所領を檢討された石井進氏は、東九州における北条氏所領―特に得宗家領―は豊前国門司関、豊後国大神莊日出・津島、佐賀郷、白杵莊といった港湾に多いことから、交通路支配との関わ

りで成立したことを推測されている。成久も安岐津をのぞむ地であり、前述したような安定した立地にあることが、広義の得宗領の設定に関わるものとみられる。

この他、図田帳には記載されていないが、別の諸史料から確認できる地頭としては、諸田名・松武名の地頭職であった志賀氏が挙げられる。貞応二(一二三三)年に、右の二つの名の地頭職が大友能直から志賀能郷に譲られており(「安」一五号)、その後両名の地頭職は志賀氏に伝えられている(「安」三四号など)。この諸田名と松武名に関しては、正安二(一二三〇)年の「小松雜掌公祐和与状」(「安」三二号)によると、両名からの年貢未済をめぐって「小松雜掌公祐」と志賀泰朝との間で相論が起きていたことがわかる。ここにいふ「小松」は、宇佐宮大宮司である宇佐公通から子の公定を経て孫娘小松に譲られた別相伝所領「小松御領」を指す。諸田名などの封郷における別相伝所領の集積についてはなお不詳であるが、神職からの寄進によって大宮司の下に形成されたものとも言われる。つまり、諸田名や松武名は元來神職領であった。

こうした安岐郷における地頭職の伝来については、諸田名などの志賀氏以外になお詳らかでない。ただ、貞治二(一二三三)年に田原直貞は「安岐郷総地頭職」を得て安岐郷に内部することになる(「安」七八号)が、この職は「日田詮永跡」とされることから、鎌倉幕府の滅亡などによって、一四世紀半ば段階には日田氏が「安岐郷総地頭職」となっていたことがわかる。

#### 4 田原氏と安岐郷

貞治二(一二三三)年、田原直貞は「安岐郷総地頭職」となったが、これは田原氏の本格的な安岐郷域への進出の契機となった。既に田原氏

は觀應二(一三五一)年に「国東郷総地頭職」も宛行われ、本貫地である田原別符から国東郷飯塚(現国東町)を本拠を移したといわれる。その後、「安岐郷総地頭職」などは、直貞―貞広―氏能―親貞―親幸―氏忠―親宗―親述―親宏へと続く田原惣領家に伝えられた。

その後、田原氏は国東半島全体に支配を展開させ、田原惣領家は室町幕府の小番衆となり、庶家の一つであるものの、大友氏から半ば独立した形をとっていた。その中で、田原親宗は大友氏の内紛に際して拳兵したが、明応三(一四九四)年に安岐郷箕崎で戦死している。さらに、親宗の子親述は周防大内氏と通じ、文亀元(二五〇一)年に大内義興追討の論旨が出されると、大内方は親述に拳兵させている。大友氏と田原氏は対抗する関係にあった。実際、親述の子供も周防国などで亡命生活を送り、田原惣領家の所領は闕所となり、武蔵田原の系統にある田原親賢に預け置かれたという。こうした田原惣領家が再び国東での支配を行うようになるのは、大友義鎮が大友氏の家督を継ぎ、周防亡命中の田原親宏が帰国を懇願したのを受けて、天文年間末に安岐・国東両郷の政所職を与えてからのことである(「安」一四二号)。ただし、その田原親宏も国東郡の旧領返還を要求し、豊後府内から国東に戻り、大友氏と対峙することとなる。全面的な対立は、天正八(一五八〇)年に親宏の養子親貫の代になって起こる。いわゆる「田原親貫の乱」である。その際に拠点となったのが、豊予海峡をのぞむ大字下原の台地に築かれた「安岐切寄」であった。

こうした田原氏による安岐郷支配のあり方は具体的に詳らかでないが、一六世紀段階の田原氏から発給された片山氏や森森などの在地土豪への安堵状や知行預け状などが多く残されている(「安」九五・一二九号など)。安岐郷において、田原氏は在地土豪を支配下におきながら支配を展開さ

せたとみられる<sup>10)</sup>。なかでも、片山氏は有力な土豪であり、安岐町瀬戸田に浄土宗寺院である浄国寺を一六世紀後半に開いている。浄国寺の檀家は、安岐町域をはじめ杵築市狩宿や守江にも分布しており、これらは片山氏の勢力が強かったことを伝える傍証ともなるだろう。しかし、「田原親貫の乱」では片山氏らは田原方についていたが、戦いの後「梅先非懇望候条、被成宥免候」(「安」二三八号)とあるように赦免され旧領を安堵されていく。そして、片山氏は一七世紀前半代には「安岐手永惣庄屋」として在地したことが確認できる。また、安岐川下流域の大字馬場には「マンドコロ」という小字がある。この地は安岐川左岸の微高地に位置し、大友氏の在地支配の一貫として設けられた安岐郷政所の故地とみられる。安岐郷政所の史料上の初見は享祿四(一五三二)年である(「安」一三・一一四号)が、前述したように田原氏が安岐郷政所職を得たのは天文頃のことである。ただ、「マンドコロ」の地は康永二(一三四三)年に田原氏よって開山されたという大儀寺の門前にあたり、政所設置以前から田原氏の拠点となる地であったことが窺える。

天正七(一五七九)年の「田原親貫の乱」によって田原惣領家が滅亡すると、その跡を大友義鎮の子田原親家が襲った。そして、文祿二(一五九三)年のいわゆる大友除国の後、安岐には熊谷直陳が入部し、この段階に熊谷氏支配の時代に安岐切寄の改造が行われている。しかし、慶長五(一六〇〇)年の関ヶ原の陣で西軍に与した熊谷氏は改易され、安岐郷を含めた国東郡は細川忠興の所領となり、寛永九(一六三二)年まで細川氏が支配した。そして、元和八(一六二二)年に『小倉藩人畜改帳』が作成される。そこでは現在の安岐町のうち、朝来野川流域と両子川流域を除く一帯と杵築市の旧国東郡域が安岐手永とされた。こうした手永の領域設定は中世安岐郷の系譜をもとにするものであった。また、

安岐町大字吉松の尾崎地藏堂に残された江戸時代の棟札には、「安岐郷吉松村」と記されている。これらの事例に示されるように、荘園の枠組みは後の時代にも継承されたのである。

註

- (1) 西別府元日「封郷の成立と上殿遺跡」〔豊後高田市史〕第三章第二節 豊後高田市一九九八年。
- (2) 飯沼賢司「奈良時代の政治と八幡神」〔西海と南島の生活・文化〕古代王権と交流8名著出版 一九九五年。
- (3) 現代思潮社より一九八六年に刊本が出されている。
- (4) 飯沼賢司「古代の国碕津と宇佐宮」〔飯塚遺跡〕国東町教育委員会 二〇〇二年。
- (5) 『安岐町史』(安岐町 一九六七年)。
- (6) 『奈多行幸会道』(大分県教育委員会 一九八二年)。
- (7) 『久末京徳遺跡』(安岐町教育委員会 一九九一年)。
- (8) 工藤敬一「中世宇佐宮領の構造と特質」(同氏著『九州荘園の研究』塙書房 一九六九年所収)。
- (9) 石井 進「九州諸国における北条氏の所領」〔荘園制と武家社会〕吉川弘文館 一九六九年所収)。
- (10) 安岐郷域に所在した勢力として、奈多宮の大宮司であった奈多氏を挙げることができ。特に、奈多鑑基は大友宗麟の下で「社奉行」などを務めている。一六世紀後半の安岐郷を考える上で奈多氏の存在は重要であるが、その動向を充分にここでは検討できなかった。

## 四 近 世

### 1 文禄期の安岐郷

中・近世移行期の安岐郷を考えると、細川忠興の入封以前は史料的な制約が多く今のところ判然としない。したがって、その領国支配や在地状況などは明らかではないが、ここではまず文禄期の安岐郷について簡単に整理しておきたい。

文禄二(一五九三)年五月の大友吉統改易にともない、領主を失った豊後国は暫定的に豊臣政権の直轄領となる。秀吉は、宮部法印繼潤・山口玄蕃頭宗永を豊後へ派遣し、同年七月頃から彼らによつて太閤検地が実施された。このときの検地帳は「法印帳」「玄蕃帳」と通称され、速見郡と大分・海部・大野・直入の南部四郡の計一八冊が現存するが、安岐郷を含む国東郡のものは伝わっていない。さて、当該期の豊後農村については、この「法印帳」「玄蕃帳」などを手がかりとしてすでに一定の研究成果があり、豊薩戦争における大友氏の徹底的な敗北以降、秀吉の九州平定、第一次朝鮮侵略戦争、大友吉統の改易とつづく政治的混乱のなかで、豊後農民が大量に掠奪され在地の疲弊は深刻な状況にあったことが解明されている。もちろん地域差は想定できるが、こうした事態は安岐郷の村々にも該当するものと考えられる。

さて、宮部・山口による太閤検地は同年閏九月初旬までに完了し、豊後の石高四二万石が確定した。検地後の豊後ではひとまず大名の配置はおこなわれず、山口にかわつて豊臣政権が新たに派遣した四名の代官と宮部による郡単位の支配に委ねられた。

豊後における大名の配置は、文禄二年一月一九日付の中川秀成に対する大野・直入郡内六万六千石の知行宛<sup>(2)</sup>行を皮切りに段階的に進められ

た。「豊後国各郡沿革記」<sup>(3)</sup>には、国東郡の項に「文禄二年豊臣氏其封ヲ収メ本郡ヲ割テ、竹中重隆ヲ高田ニ村名詳ナラス、熊谷直陳ヲ安岐ニ全上、垣見家純ヲ富来ニ全上分封ス」と記されており、安岐郷は熊谷直陳に宛行われたことがわかる。熊谷領下の安岐郷では、安岐郷の本格的な整備もおこなわれているが、その支配領域や在地状況についてはやはり明らかではない。

### 2 小倉藩領下の安岐郷

#### (1) 細川忠興の入封と慶長検地

関ヶ原合戦後の慶長五(一六〇〇)年一月、細川忠興は豊前一国と豊後の国東・速見二郡で三〇万石を拝領し丹後から国替えとなる。領内諸城の受け取りのため、忠興は実弟細川興元や重臣松井康之らを豊前へ派遣するとともに、とくに松井に対しては「まつ百性かしら・きも入をよひ出し、さし出をさせ、所務かたいそき可被申付候<sup>(4)</sup>」と命じて入国にそなえた在地状況の把握につとめている。なお、この「さし出」に相当すると思われる史料は今のところ見出せない。

同年一二月に豊前中津城へはいった忠興は、「諸浪人・土着之旧家種性御取調有之、在々民家ニ至迄古証文・系図等致所持候ものハ不殘可差出旨被仰渡、由緒筋目之輩御召出御知行被下、又ハ役儀被仰付候<sup>(5)</sup>」と伝えられるように在地の人的掌握に着手している。つづいて翌同六年七月からは、「村々山里共ニ田畑ノカクレナシ<sup>(6)</sup>」といわれる領内の竿入検地を実施した。

この慶長検地に関しては、慶長六年七月付の二三カ条にわたる検地法度<sup>(7)</sup>のこされている。このなかで、「田地多百性すくなし在所、又すくなき百性多在所、隣郷ニ田地ヲ百性多方へ可付事」(第六条)「郡之田地入



組さる様ニ可打事」(第一九条)とする二つの条文は注目に値しよう。これらは、複雑な郡界や村内における耕地と労働力との割合を調整するために田地のつけ替えを命じたもので、つまりは郡界や村界の領主権力による変更ということを意味している。

宇佐郡四日市中組の庄屋役渡辺家が書きのこした「年代記」や宇佐市禅源寺に伝わる「年代記録」には、慶長検地についてそれぞれ「村々田畑点検、山里とも境目旁示御改正」「傍示改定」と記されており、領主権力による郡界・村界の変更が在地側に強烈なインパクトをあたえたことを物語っている。検地法度のなかで、「検地者多少在之共、在所切可打立事」(第二〇条)として村域の確定を指示した条文には、慶長検地が領主権力による在地秩序の再編という性格をも有していたことが示されているといえよう。

## (2) 慶長・元和期の安岐郷

慶長六年七月から実施された慶長検地は同年九月中旬までには完了したものと思われ、松井康之宛の忠興書状(九月一八日付)には「検地諸手相揃、帳共上り候」とみえている。検地後の打出高は豊前および豊後二郡で三九万九、五九九石余であり、表高三〇万石に対して実に一〇万石余を打ち出したことになる。忠興はただちに知行割をおこない、三〇万石余を家臣の知行地として、残りの一〇万石余をみずからの蔵入地として編成した。この知行割にともない、安岐郷の村々を中心とする国東郡四五ヵ村と速見郡四五ヵ村に宇佐郡橋津村をあわせた二万六千石余の知行地は松井康之・長岡興長父子に宛行われ、兩名には木付城が預けられた。ここにいたり、ようやく中・近世移行期における安岐郷の概要を窺い知ることができるようになる。

松井・長岡父子が宛行われた知行地の全容は、慶長六年一〇月付の

「知行所付之目録」(以下「知行所目録」と表記)から判明し、宇佐郡橋津村を除けば木付城を中心として国東半島南東部一帯に広がるまとまった地域となっている。それでは、この「知行所目録」にもとづいて安岐郷の村々を概観していこう。

「知行所目録」に記載される村名・村高と、元和八(一六二二)年六月付の『小倉藩人畜改帳』(以下『人畜改帳』と表記)を対照したものが表4である。一見して、「知行所目録」には中園村と塩屋村が記されていないことがわかる。このうち塩屋村は隣接する西本村に含まれているものと思われ、元禄国絵図の作成に関わる元禄一四(一七〇一)年二月付の「豊後国変地并相改之目録」には次のようにみえている。

### 【史料一】

一 古御絵図ニ洩申古村此度書載申分

鍋倉村 塩屋村

右式ヶ村、古御絵図ニ洩申村ニ而御座候付相改村高吟味仕書載申候、尤正保式年以来開発之新村ニ而無御座、古来々有高村ニ而御座候処、如何仕正保之御絵図ニ洩申候哉、今度附記候兩村之高ハ前段書出候内大添村・西本村之高ニ籠之、古御絵図ニ書載候ものと相聞へ委細之訳者為知不申候事

塩屋村は、正保二(一六四五)年以降の開発による「新村」ではなく、それ以前に成立していた「有高村」であるが、なぜか正保国絵図には記載されず西本村に含まれていたとする。「知行所目録」にみえる西本村の村高は、『人畜改帳』の西本村・塩屋村の村高の合計とほぼ近い数値を示しており、塩屋村が西本村に含まれていたことは間違いない。

一方の中園村は、「知行所目録」と『人畜改帳』との間で同村の発生に連動すると思われる村高の増減がみられないことから、ほかの家臣の知

表4 慶長・元和期における安岐郷の村高

| 村名       | 慶長6(1601)年  | 元和8(1622)年  |
|----------|-------------|-------------|
| 1) 安岐手永村 | 石 339.8280  | 石 339.5640  |
| 横城村      | 540.5543    | 538.4163    |
| 大添原村     | 445.40801   | 461.6991    |
| 下松村      | 760.0394    | 753.8161    |
| 吉掛村      | 330.4896    | 327.2166    |
| 中園村      | —           | 831.9037    |
| 西本村      | 919.3063    | 500.0000    |
| 塩屋村      | —           | 383.6467    |
| 山口村      | 1,113.1267  | 1,113.1267  |
| 瀬戸田村     | 397.8720    | 395.0900    |
| 馬場村      | 743.3853    | 787.1753    |
| 守江村      | 201.0133    | 200.43093   |
| 狩宿村      | 319.0449    | 316.5040    |
| 野辺村      | 138.2253    | 132.7527    |
| 多奈村      | 948.2270    | 948.2275    |
| 成久村      | 375.0000    | 374.8400    |
| 合計       | 7,571.52014 | 8,404.40963 |
| 2) 両子手永村 | 石 199.09657 | 石 199.0965  |
| 白木原村     | 347.2790    | 345.4055    |
| 両子村      | 257.9282    | 257.9282    |
| 富清村      | 243.9181    | 236.9046    |
| 恒永村      | 335.0359    | 329.4430    |
| 糸山村      | 41.0452     | 39.5010     |
| 杉留木村     | 260.6973    | 260.6973    |
| 油分村      | 868.06016   | 833.9878    |
| 中野村      | 237.7368    | 232.7780    |
| 小侯村      | 381.9450    | 338.7375    |
| 諸田村      | 175.7727    | 173.3372    |
| 久末村      | 376.1489    | 389.5500    |
| 侯見村      | 1,496.4110  | 1,469.41116 |
| 中野川村     | 159.3646    | 159.3646    |
| 矢川村      | 140.5778    | 138.5145    |
| 山浦村      | 507.8851    | 505.0741    |
| 合計       | 6,028.90233 | 5,909.73096 |

【出典】 慶長6年の村高は「知行所付之目録」(八代市立博物館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書』五、2001年、P93~94)、元和8年の村高は『小倉藩人畜改帳』四(東京大学出版会、1957年)P71~133による。

【註1】 安岐郷を調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安岐手永および両子手永の全容ではない。

【註2】 元和8年における中園村の村高は上中園村・下中園村の2ヵ村分を、同じく成久村の村高は成久村・下成久村の2ヵ村分を合計したものである。

【註3】 慶長6年における塩屋村の村高は西本村に含まれている。中園村の村高については未詳。また、表5にみえる鍋倉村は大添村に、古城村は下原村に含まれている。

開発の拠点となっていたことを窺わせる。馬場村には安岐郷政所の遺跡地である小字マンドコロが存在し、周辺には大友氏の勧請と伝えられる熊野社や田原氏が開山した大儀寺など、中世安岐郷の支配装置ともいえるべき寺社が所在する。さらに『人畜改帳』によれば、安岐手永惣庄屋安岐甚次郎の知行地が設定されており、中・近世移行期の安岐

行地として宛行われていたものと考えられる。松井・長岡父子が、国東半島南東部一帯の知行地とは別に、宇佐郡橋津村を「飛地」的に宛行われていること自体こうした理解の傍証となろう。

さて、表4を一覧してまず留意されることは、下原村・馬場村・久末村を除いたほとんどの村でみられる村高の減少である。この背景には走百姓の頻出といった社会状況が想定され、耕地開発はもちろん耕地経営の現状維持すら困難であった様子が窺える。とくに、朝来谷に位置する小侯村と弁分村の村高の減少が顕著であるが、その要因については今のところ明らかではない。

全体的には減少傾向をみせる安岐郷のなかで、唯一いちじるしい村高の増加を確認できるのが安岐川下流域の左岸に位置する馬場村である。これは、中・近世移行期の安岐郷において、同村が領主権力による耕地

郷における在支配の拠点であったことがわかる。また、安岐川下流域の左岸一帯は相対的に安定した土地として六世紀代の有力な古墳群が集中し、古くから開発の手が加えられていた可能性が高い。安岐手永惣庄屋知行地の馬場村への設定は、以上のような歴史的・地理的系譜の継承として位置づけられ、同村が当該期の安岐郷において耕地開発の拠点とされたことも、もとよりそうしたものとして捉えるべきであろう。

### (3) 安岐手永・両子手永の成立過程

手永とは、領主権力による在支配の根幹をなす行政区分であり、小倉藩領下の国東郡には真玉・見目・竹田津・富来・田染・安岐・高田・両子・横手・小原・夷の計一一手永が設定されていた。この手永ごとに惣庄屋一名が配置され、村ごとに任命された庄屋とともに在支配の末端に位置づけられたのである。ここでは、安岐手永・両子手永の成立過

程について考えてみたい。

まず前提として、国東郡における蔵入地の設定状況をみておこう。すでに宮崎克則氏が指摘するように<sup>(13)</sup>、同郡の蔵入地は慶長・元和期を通じて、半島沿岸部へ集中していく傾向にある。『人畜改帳』にみえる蔵入地のうち、見目手永香々地村をはじめ竹田津手永伊美村・岐部村、富来手永富来村・来浦村、横手手永田深村、小原手永今在家村、夷手永堅来村・羽根村などには「加子分」「浦手」などと記されており、半島沿岸部を中心とする蔵入地の設定が海上交通を強く意識したものであったことを窺わせる。

安岐郷に設定された蔵入地の場合も、慶長一八年一〇月の時点では安岐手永八カ村（西本・小城・横城・奈多・下原・灘手・狩宿・大添）と両子手永七カ村（両子・富永・恒清・糸永・掛樋・杉山・中野）であったものが、元和八年には沿岸部の三カ村（奈多・下原・灘手）のみへと変化する。竹田津手永赤根村への蔵入地設定が、鉱物資源の掌握を意識していたことはいまでもないが、国東郡における在地支配は海上交通の拠点としての地域特性をより重視したものであったと考えられる。

こうした視点から安岐郷を捉えたとき、その地域性を特徴づける安岐浦の存在は重要である。この具体像については明らかではないが、おそらくその港湾施設は安岐川河口に広がっていたものと推測される。年未詳ながら、皆川治部宛の長岡興長書状（九月朔日付）には安岐浦に関して興味深い記述がみられる。

#### 【史料二】

小笠原彦岐様御領内豊後安岐之惣庄屋片山八良兵衛殿せがれ其次良儀、御国替之刻御供させ差越、于今被召置三人扶持二御切米拾石被下御奉行所二相詰御奉公申上候、然者八良兵衛かたゞ私所へ申越候

ハ、其次良御暇之儀申上くれ候様ニと申越候、八良兵衛儀彦岐様よりも御懇二被仰不相替惣庄屋被仰付候、左様ニ御座候へハ霽崎々渡り口二居申もの之儀ニ候間、万事御用等も不相替被仰付候様ニと申、御国替之砌せがれ進上申御供仕候而罷越候、外聞を存候と相聞へ申候条、少知行をも可被下儀にて可有御座候哉、其身もりはつ成ものにて御座候、去年々度々御暇之儀申上候へとも先々相待候へと申聞候、八良兵衛状為御披見差上ヶ申候、已上

九月朔日

長岡佐渡守（花押）

皆川治部殿

安岐手永を「小笠原彦岐（忠知）様御領内」としているのが、細川忠利が肥後国熊本へ転封となる寛永九（一六三二）年一二月以降のものである。内容は、奉行所詰として「三人扶持二御切米拾石」を拝領し細川家に仕えている其次郎（安岐手永惣庄屋片山八郎兵衛倅）の暇願に関する書状である。このなかで、安岐浦を「霽崎々渡り口」とする一文は注目される。鶴崎は、加藤清正が整備した豊後街道上の港であり、参勤交代における出港地・帰港地として、あるいは商品流通の結節点として忠利の熊本転封後も引きつづきその支配下におかれていた。つまり、「霽崎々渡り口」という位置づけは、海上交通の重要な中継基地であった安岐浦の歴史的・地理的特性を端的に示すものと考えられる。

以上から、安岐手永の成立過程について整理してみよう。一七世紀中頃のものではあるが、承応四（一六五五）年二月付の杵築藩「浦々法度書之事」<sup>(16)</sup>には国東郡の「石物積出」港二〇カ所の浦が記載されており、そのなかに安岐・草場・大内山・灘手・守江・野辺・奈多といった安岐手永内の七カ所の浦が確認できる。安岐浦を含めて各浦の具体像はやはり明らかではないが、ここに「浦」という形で把握された村々が小倉藩

領下でも浦村として位置づけられていたことはまず間違いない。つまり安岐手永は、安岐郷のうち安岐浦を中心とする沿岸部の浦村と、その後背地ともいべき村々との集合体として捉えることができる。「安岐村」という村が存在しないにもかかわらず、「安岐」手永と名づけられたこと自体、この手永が安岐浦を中核とする海上交通の拠点として編成されたことを物語っている。

両子手永の成立についてもその名称が問題となる。一見して、近世「六郷山」の惣録所とされた両子寺の存在が想定できるのである。しかし、両子寺はもちろん近世「六郷山」の具体像もいまだ明らかではなく、ここでは両子手永の成立について、この手永に所属する村々の系譜を概観することにより整理してみたい。

正保四年の正保郷帳に記載されている荘園制下の行政区分にもとづき、両子手永全村を分類すると次のようになる。

【安岐郷】白木原、恒清、糸永、杉山、油留木、弁分、中野、小俣、諸田、久末、俣見、中野川、矢川、山浦

【武蔵郷】両子、富永

【田原別符】石丸、笠口、小野、永松、杳掛、波多方

これを見る限り、安岐手永に編成された村々を除く安岐郷一四カ村を母体として、両子寺が所在する両子村および富永村の武蔵郷二カ村と田原別符全村から編成されていることがわかる。こうした編成形態は、両子手永が安岐郷一四カ村を中心に、武蔵郷の一部と田原別符をいわば「寄せ集め」的に組織して成立したことを窺わせる。

すでに述べたように、国東郡における蔵入地の分布が半島沿岸部へ集中する傾向にあることは、同郡の地域特性が海上交通にあったことを示している。もちろん、国東半島の地域特性を考える上では中世からさか

んにおこなわれていた製鉄もふまえるべきであろうが、蔵入地・知行地から納入される年貢米の流通や臨戦態勢下の物資輸送といった時代的要請は、領主権力に海上交通の確保を強く意識させたものと考えられる。このため、国東郡は海上交通の拠点として位置づけられ、同郡における各手永の設定も基本的にはそうした地域特性にもとづき実施されたと思われるのである。

以上の点をふまえば、安岐郷の場合にはまず安岐浦を中心として海上交通の拠点である安岐手永が沿岸部に編成され、つづいて半島中央部に近い谷沿いの村々に武蔵郷の一部と田原別符を付属させる形で両子手永が成立したものと考えられる。なお、安岐手永九、九五八石余と両子手永九、七六〇石余という各惣高は近似しており、両手永の惣高を調整するために武蔵郷および田原別符各村を両子手永に組みこんだのではないだろうか。いずれにしても、ここに示されているものは、荘園制下の伝統的な行政区分を基盤としながらも、中・近世移行期の時代性あるいは地域特性に対応した新たな支配原理によって在地秩序の再編を目指す領主権力の姿にほかならない。

### 3 杵築藩領下の安岐郷

寛永九年一二月に細川忠利が肥後熊本へ転封となると、小倉藩は小笠原忠真・小笠原長次・松平重直・小笠原忠知の譜代大名四家に分割されたが、豊後杵築には小笠原忠知が入封し杵築藩が成立した。この小笠原領下の安岐郷については、史料の制約が多くいまだ明らかではない。

つづいて正保二年正月には、豊後高田藩主松平英親（重直の子）が、三河国吉田へ移ることになった小笠原忠知にかわって杵築への転封を命じられた。同年七月に領地を引き渡された英親は、ようやく翌同三年八

月に杵築へ入封したが、これ以降安岐郷の村々は松平杵築藩領として明治維新を迎える。以下では、まず幕府編纂の豊後国郷帳をもとに杵築藩領下の安岐郷を見通していくことにしたい。

(1) 豊後国郷帳からみた安岐郷

杵築藩領下の安岐郷における村高の推移を、正保郷帳・元禄郷帳・天保郷帳および明治元(一八六八)年の『旧高旧領取調帳』からみたものが表5である。表中に掲げた村々のうち、正保郷帳または元禄郷帳において初めてあらわれる鍋倉村と古城村について触れておこう。

【史料一】に記されているように、鍋倉村は正保郷帳では大添村に含まれていたことがわかる。一方の古城村は関ヶ原合戦後に破却された安岐城の故地であり、「古城村近所二番所古御絵図二書記御座候、先年者公義繼船就御用番所有之候得共、万治二亥年々御用船相止番所潰候付此度除之申候事」との記録から、同村には万治二(一六五九)年まで海上交通の拠点として公儀繼船番所が設置されていたことがわかる。

さて、表5を一覧してまず明らかなのは、正保郷帳と元禄郷帳との間で村高にまったく変化がみられないことである。もちろん、約五〇年間に村高の増減がなかったとは考えられない。この点については、すでに豊田寛三氏が明らかにされているように、杵築藩では寛文二(一六六二)年正月から実施された領内の竿入検地によって村高の打ち出しがなされており、その打ち出し後の村高は天保郷帳のものと同様になっているのである。寛文検地にもなう検地帳は、馬場村(上馬場村)のほかに国東郡の竹田津手永新涯村・千灯村・姫島村と来浦手永岩戸寺村、速見郡森永手永日明村の計六ヵ村分が現存する。それらの検地帳の末尾には、竿打奉行・算用人・帳付・竿取・土定から大庄屋および郡奉行へ宛てた口上が記されている。それによると、土定は各村の庄屋役をはじめとす

る村役人が担当するが、竿打奉行・算用人・帳付・竿取にはかならず他手永の村役人が任命されており、とくに竿打奉行は庄屋役がとめるなど検地の公正な実施を図っていることがわかる。

表5においてさらに留意されることは、正保・元禄各郷帳から天保郷帳への急激な村高の増加であろう。そこで、安岐手永・両子手永ごとに各村における正保郷帳から天保郷帳への村高の増加率を高い順に示すと次のようになる。ただし、鍋倉村と塩屋村については元禄郷帳からの増加率を示すものとする。

【安岐手永】

- |      |      |     |      |     |      |
|------|------|-----|------|-----|------|
| ①古城  | 一・九五 | ②塩屋 | 一・八八 | ③下原 | 一・八六 |
| ④狩宿  | 一・七三 | ⑤馬場 | 一・七二 | ⑥守江 | 一・七〇 |
| ⑦西本  | 一・七〇 | ⑧野辺 | 一・六〇 | ⑨掛樋 | 一・五七 |
| ⑩吉松  | 一・五二 | ⑪大添 | 一・五〇 | ⑫横城 | 一・四五 |
| ⑬瀬戸田 | 一・四四 | ⑭山口 | 一・四一 | ⑮成久 | 一・四〇 |
| ⑯奈多  | 一・三六 | ⑰鍋倉 | 一・三四 | ⑱中園 | 一・三二 |

【両子手永】

- |     |      |      |      |      |      |
|-----|------|------|------|------|------|
| ①両子 | 二・九九 | ②糸永  | 二・六八 | ③恒清  | 二・四九 |
| ④富永 | 二・二八 | ⑤諸田  | 二・二二 | ⑥中野  | 一・九八 |
| ⑦小俣 | 一・九二 | ⑧白木原 | 一・九〇 | ⑨油留木 | 一・八〇 |
| ⑩杉山 | 一・七五 | ⑪久末  | 一・六六 | ⑫弁分  | 一・六三 |
| ⑬山浦 | 一・六二 | ⑭中野川 | 一・五六 | ⑮矢川  | 一・五五 |
| ⑯俣見 | 一・四八 |      |      |      |      |

安岐手永全体での増加率は一・五三倍となるが、これを超える村高の増加をみせるのは、古城・塩屋・下原・狩宿・馬場・守江・西本・野辺といった沿岸部の八ヵ村であることがわかる。とくに、古城・塩屋・下

表5 近世安岐郷における村高の推移

| 村名      | 正保4(1647)年 | 元禄14(1701)年 | 天保5(1834)年 | 明治元(1868)年 |
|---------|------------|-------------|------------|------------|
| 1) 安岐手永 | 石          | 石           | 石          | 石          |
| 横城村     | 242.5000   | 242.5000    | 352.6072   | 352.9032   |
| 大添村     | 393.4250   | 329.3000    | 492.7710   | 493.7068   |
| 鍋倉村     | —          | 64.1250     | 85.6884    | 85.6884    |
| 下原村     | 344.9000   | 344.9000    | 640.5780   | 643.5090   |
| 古城村     | 36.3750    | 36.3750     | 71.0060    | 71.0060    |
| 吉松村     | 543.7000   | 543.7000    | 824.7100   | 699.9943   |
| 掛樋村     | 269.0800   | 269.0800    | 422.6000   | 422.6000   |
| 園本村     | 675.8000   | 675.8000    | 890.9227   | 890.9227   |
| 西本村     | 684.0600   | 675.8000    | 639.5197   | 639.5197   |
| 塩屋村     | —          | 308.2600    | 579.9624   | 580.5724   |
| 山口村     | 792.7000   | 792.7000    | 1,117.2956 | 1,117.2956 |
| 瀬戸田村    | 311.4200   | 311.4200    | 448.0564   | 448.0564   |
| 馬場村     | 546.0200   | 546.0200    | 940.8128   | 943.9908   |
| 守江村     | 140.3200   | 140.3200    | 238.8696   | 242.7210   |
| 狩宿村     | 229.6000   | 229.6000    | 398.1681   | 398.2331   |
| 野辺村     | 92.7700    | 92.7700     | 148.0287   | 150.8802   |
| 奈多村     | 672.0300   | 672.0300    | 913.0898   | 917.4993   |
| 成久村     | 303.3700   | 303.3700    | 425.4597   | 425.4597   |
| 合計      | 6,278.0700 | 6,278.0700  | 9,630.1461 | 9,524.5586 |
| 2) 両子手永 | 石          | 石           | 石          | 石          |
| 白木原村    | 140.1090   | 140.1090    | 266.7787   | 266.8551   |
| 両子村     | 284.2000   | 284.2000    | 851.0997   | 851.0997   |
| 富永村     | 195.0700   | 195.0700    | 445.0040   | 445.0040   |
| 恒清村     | 193.2000   | 193.2000    | 481.0365   | 481.2045   |
| 系永村     | 221.0080   | 221.0080    | 592.2454   | 594.4742   |
| 杉山村     | 30.8420    | 30.8420     | 53.8382    | 53.8382    |
| 油留木村    | 174.0500   | 174.0500    | 313.9490   | 438.7967   |
| 弁分村     | 558.0300   | 558.0300    | 912.0202   | 912.0339   |
| 中野村     | 184.0070   | 184.0070    | 365.0144   | 365.0144   |
| 小僕村     | 244.0100   | 244.0100    | 467.4057   | 468.3285   |
| 諸田村     | 129.0200   | 129.0200    | 285.6452   | 285.6453   |
| 久末村     | 276.1000   | 276.1000    | 458.5243   | 458.5426   |
| 僕見村     | 1,010.1210 | 1,010.1210  | 1,499.9426 | 1,314.5710 |
| 中野川村    | 108.3800   | 108.3800    | 168.7728   | —          |
| 矢川村     | 110.0630   | 110.0630    | 170.5395   | 482.9309   |
| 山浦村     | 351.8000   | 351.8000    | 570.9814   | 435.3425   |
| 合計      | 4,210.0100 | 4,210.0100  | 7,902.7976 | 7,853.6815 |

〔出典〕 正保4年・元禄14年・天保5年の各村高は、それぞれ「正保郷帳」「元禄郷帳」「天保郷帳」(いずれも内閣文庫所蔵)による。明治元年の村高は、木村礎校訂『旧高旧領取調帳』九州編(近藤出版社、1979年)P82～83による。

〔註1〕 安岐郷を調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安岐手永および両子手永の全容ではない。

〔註2〕 明治元年における山口村の村高は山口村・下山口村の2ヵ村分を、同じく油留木村の村高は油留木村・掛樋村内油留木分の各村高を合計したものである。

〔註3〕 明治元年の矢川村には、中野川村が含まれている。

原の三ヵ村は安岐川河口に位置しており、安岐手永ではこの地域における開発がもつとも進展したことを窺わせる。

一方、両子手永全体での増加率は一・八八倍となり、両子・糸永・恒清・富永・諸田・中野・小僕・白木原の八ヵ村でそれを超える村高の増加をみせる。このうち、両子・糸永・恒清・富永の四ヵ村は両子川流域に、諸田・中野・小僕の三ヵ村は朝来野川流域にそれぞれ位置していることから、両子手永の場合はこの二つの地域における開発が中心となっていたことが想定できる。

もちろん、正保・元禄・天保の各豊後国郷帳に記載された村高が、実際の在地生産力をどのように反映したものなのか明らかではなく、本来塚本学氏がおこなったような史料批判が必要であることはいうまでもない。このことは、寛文検地によって打ち出された村高が、のちの元禄郷帳にはまったくあらわれていないことに端的に示されている。したがって、安岐郷各村の正保郷帳から天保郷帳への村高の増加率をもとに述べた内容はあくまで側面的なものにすぎない。しかし、

安岐手永と両子手永との増加率を比較した場合、村高の増加がとくに両子手永で顕著にみられる点は注目に値しよう。これは、近世安岐郷では沿岸部地域よりも半島中央部に近い谷沿いの村々において、相対的に耕地開発が進行したことを物語るものといえよう。

## (2) 杵築藩法からみた耕地開発

上述したように、杵築藩領下の安岐郷では安岐川河口周辺をはじめとする沿岸部や両子川・朝来野川流域を中心に耕地開発が進められたものと考えられるが、ここでは杵築藩法をもとに耕地開発のあり方について触れておきたい。なお、この点はすでに豊田氏による研究成果<sup>(20)</sup>があることから、以下の記述はそれをふまえてのものとなる。

正保二年正月に杵築への転封を命じられた松平英親は、入封以前の同年九月一七日付で江戸において二五カ条からなる「郷中仕置之條々<sup>(21)</sup>」を発令した。つづく承応四年二月には、「郷中仕置之條々」の付則ともいべき「被仰渡<sup>(22)</sup>」を発しているが、これは在地支配の基本政策に関して英親が初めて具体的な形で示したものである。この「被仰渡」には次のような条文がみえる。

### 【史料三】

- 一 新開田畠共ニ御法度ニ被仰付候間少も開申間敷候事、自然開候ハて不叶者有之ハ郡奉行衆へ理り、郡奉行衆吟味之上ニて此方へ理り、其上ニて可被申付事

いうまでもなく新田畑の開発を禁止したものであるが、これは次に掲げた延宝八（一六八〇）年五月付の「三拾五ヶ条之外定控<sup>(23)</sup>」にも引き継がれている。

### 【史料四】

- 一 惣而新開発田畠共ニ停止ニ被仰付候間開き申間敷候、自然ひら

き候ハ、不叶儀有之歟、又ハ古田畠畝運之所有之ニ付開添仕歟、又ハ古田畠悪所ニて開替仕度儀候者、小庄屋・弁差・郷足軽・代官・大庄屋吟味之上ニて郡奉行へ相断、其上を以老中へ断吟味之上ニて可申付事

もちろん、杵築藩において耕地開発が禁止されていたわけではなく、たとえば【史料三】に掲げた条文の前後には、新田畑の畝下年季（一定期間中の年貢率の軽減措置）や「塩屋村新田」および横手手永「北江村永荒新田」の年貢率に関する規定がみられる。また、英親の藩主在任期間（一六四五～一六九二）における杵築藩は「大開発の時代」といわれており、領主権力の主導により領内各地で新田開発や溜池の築造を数多くおこなっていたことが知られている<sup>(24)</sup>。

以上の点をふまえたとき、【史料三】【史料四】の内容は次のように理解することができる。すなわち、「郡奉行衆へ理り、郡奉行衆吟味之上ニて此方へ理り」（【史料三】）あるいは「小庄屋・弁差・郷足軽・代官・大庄屋吟味之上ニて郡奉行へ相断、其上を以老中へ断」（【史料四】）に示されるように、郡奉行および老中（家老）を通じて藩の許可を受けた耕地開発は認められていたことがわかる。杵築藩は、在地の自主的な開発は禁止したが、藩の管轄下で実施される耕地開発は積極的に進めていった。これは、村人たちが本田畑の耕作を放棄して畝下年季を目当てに開発へ向かうことを否定したものであるが、一方では耕地の拡大とそれにとまなう在地生産力の増加を掌握しようとする領主権力の姿勢をあらわしているともいえよう。

- (1) 中野等「豊臣政権期の豊後」〔九州史学〕一〇八号、一九九三年)、藤木久志「雑兵たちの戦場―中世の傭兵と奴隸狩り」(朝日新聞社、一九九五年)、外園豊基「戦国期在地社会の研究」(校倉書房、二〇〇三年)など。なお中野論文は、のちに同「豊臣政権の対外侵略と太閤検地」(校倉書房、一九九六年)に改題・修正して収録。
- (2) 「豊臣秀吉朱印状」(神戸大学文学部日本史研究室編「中川家文書」、臨川書店、一九八七年、四五頁)。
- (3) 「豊後国各郡沿革記」(東京大学史料編纂所所蔵)。
- (4) 「細川忠興自筆書状」(八代市立博物館編「松井文庫所蔵古文書調査報告書 一」、一九九六年、一一五―一二六頁)。
- (5) 「年代記」(宇佐市個人所蔵)。
- (6) 「年代記録」(宇佐市禅源寺所蔵)。
- (7) 「長岡越中守細川忠興検地法度写」(「具史料」三五卷)。
- (8) 「細川忠興書状」(八代市立博物館編「松井文庫所蔵古文書調査報告書 二」、一九九七年、七二頁)。
- (9) 「大名石高鑑」(「熊本県史料」中世篇第四、一九六七年、三三二―三三五頁)。
- (10) 「知行所付之目録」(八代市立博物館編「松井文庫所蔵古文書調査報告書 五」、二〇〇一年、九三―九四頁)。
- (11) 「小倉藩人畜改帳 四」(東京大学出版会、一九五七年)。
- (12) 「豊後国変地并相改之目録」(臼杵市立臼杵図書館所蔵)。
- (13) 宮崎克則「一七世紀前半期における地方知行の存在と「走り者」頻出の社会状況」(「史淵」二二九号、一九九二年)。のちに同「大名権力と走り者の研究」(校倉書房、一九九五年)に改題して収録。
- (14) 「慶長拾八年分十月日 御藏納田畠物成帳」(熊本大学附属図書館所蔵「松井家文書」)。
- (15) 「長岡佐渡守書状」(八代市立博物館編「松井文庫所蔵古文書調査報告書 一」、一九九六年、一一三〇頁)。
- (16) 「承応四年御老中々被仰渡帳面写」(「具史料」一七卷)。
- (17) 註(12) 前掲史料。
- (18) 豊田寛三「杵築藩」(「大分県史」近世篇II、一九八五年)。
- (19) 塚本学「村と村民の生き方」(同編「日本の近世 8」村の生活文化、中央公論社、一九九二年)。
- (20) 註(18) 前掲論文。
- (21) 後藤重巳ほか校訂「封事太宗」(別府大学付属博物館、一九八三年)一二―一四頁。
- (22) 註(16) 前掲史料。
- (23) 註(21) 前掲史料、三七―六二頁。
- (24) 註(18) 前掲論文、「安岐町史」(安岐町史刊行会、一九六七年)、「杵築市誌」(杵築市教育委員会、一九六八年)などを参照。



## 五 近 代

### 1 幕末から明治維新へ

近世末の段階において、杵築藩領であつた現安岐町は大まかに三つに区分されていた。近世初頭の細川氏支配時代に設定された安岐手永・両子手永と、松平杵築藩政下の天和二（一六八二）年に両子手永を分ける形で設定された杵築藩分知領である。両手永に所属する村について、近世の項では安岐郷外のもの省略しているので、ここで元和八（一六二二）年の「国東郡内御蔵納御給人方家人牛馬御帳」の記載から全体を確認しておこう。（表6）一方、その後設定された杵築藩分知領に所属する村は、両子組と呼ばれた山浦・油留木・糸永・恒清・小俣・中野・矢川・中野川の八か村であつた。同領は他に、伊美手永から分けられた伊美組に属する嶺・伊美浦・伊美浜・櫛来・小熊毛・大熊毛・向田村の七か村があつた。

統治上の区分である安岐手永・両子手永・分知領については、それぞれの支配機構・組織が明確に分かれていたため、それぞれの領民にはある程度明確な区分意識が存在していたものと考えられる。杵築藩による手永の支配は、各手永ごとに大庄屋を置き、各村に置かれた小庄屋を統括する体制をとつていた。各手永の大庄屋は、近世初期においては安岐手永は馬場村の片山氏であつたことが知られているが、両子手永の大庄屋は定かではない。が、貞享五（一六八八）年に、両子大庄屋長助が「訴訟」のため役を免じられ、後役には沓掛村（現大田村）の竹田津善兵衛が任命されたという記録がある<sup>44</sup>。この大庄屋制は文化元（一八〇四）年に廃止され、以後は手永内の小庄屋から二〜三名が年番で手永内を統轄する形態がとられた。一方、分知領にも初期の段階においては

大庄屋（両子組は山浦の河野氏）が置かれ、それを統括する奉行には浅井氏が世襲的に就任したが、分知の領主は江戸に常駐していることもあつて、本藩に対する独立性はとぼしかった。

版籍奉還から廢藩置県の流れのなかで、分知領は明治三（一八七〇）年に時の領主松平貫一郎による「版籍奉還」をもつて終焉し、日田県に組み込まれた。一方本藩領は、明治四年七月に藩を廢し杵築県となつたが、直後の十一月に至り豊後国一円を大分県とする措置に従つて、先に日田県となつた分知領とようやく一つになつた。大分県はその後の明治九年八月に至り、豊前地域をあわせて現在の県域となつている。

### 2 大区・小区制の施行と初期の町村合併

版籍奉還・廢藩置県と経て大分県が成立し、幕藩体制下の諸機構組織が否定されると、現安岐町地域の行政区分においても、大区・小区制のもと大区（郡単位）を根幹とする、新たな行政区画が指向された。大区・小区は大分県においては明治五（一八七二）年三月に設置され、国東郡は第一大区となり、その下に二四の小区が設定された。明治七年の「大分県管下豊後国各村本枝取調簿」によると、安岐郷周辺の村々は表6（明治五〜七年の項）のように編成されている。これを見ると、江戸時代の行政区画が否定されたとはいえ、第二〇・二二小区を合体すれば両子手永、第二二・二三・二四小区を合体すれば安岐手永にほぼ該当し、本地域では近世期の行政区分が小区編成に多分に影響を与えていたことがわかる。特に両子手永は、もともと両子山から走水峠を経て白木原川と朝来野川の間を走る山の稜線を超えた両地域にまたがつて設定されており、生活圏上は極めて不自然な区画設定であつた。小区設定ではそのような点に配慮し、大枠に旧来の手永の区域を利用しながらも、それを地

域性を考慮して細分し小区としたものと想像されるのである。

この大区・小区の設定で注目されるのは大区の境界の画定である。第二二小区の岩屋、第二三小区の横城・奈多・狩宿、第二四区全体といった、後に杵築市（速見郡）に編入されていく多くの村々が、当時は国東郡に設定された第一大区に組入れられていたのである。大区設定当初の郡界は、戦後に至り郡境に市域（杵築）が設定されたことも手伝って、そのまま現在の郡市界に引き継がれることはなかった。

一方、この大区・小区制が施行されていた期間においても、行政単位としては機能していなかったはずの町村に対して、合併の動きが進行しており、現安岐町域では明治八（一八七五）年に表6（明治八年の項）のような合併と小区再編が行われた。これを見ると、合併は特に山間部の第二〇小区に集中していることに注目される。また第二四小区守江の大合併も他に比べ際だっている。

これらの合併は、当時進行していた地租改正事業を主たる背景として、小区による行政を円滑に運営することを目的としていたはずである。ところが、大区・小区下の村は、先述のように、行政単位からは外され当初は地名のみの意義しか与えられていなかった。そのような状況の中何故合併が必要だったのだろうか。残された史料の中にそのあたりの事情について記したものは見当たらない。『大分県史』は、「大分県では八年を中心として地租改正を行なっている。そのための費用を捻出するために小村を合併し、人件費・学校費・土木関係など諸費用の節減を行ない、その分を地租改正に充てるためであつたのではなからうか。」としている。またこのとき、第一大区と第二大区の境界にも変更が加えられた。第二二区の岩屋村および第二四区の鴨川村の、あわせて二ヶ村が第二大区へ移されたのである。ただし資料にはこの大区の変更は便宜的なもので

郡界の変更ではないと記されている。当時の郡界は内務省の許可を得て変更されるものであり、県単独では変更できなかったのである。

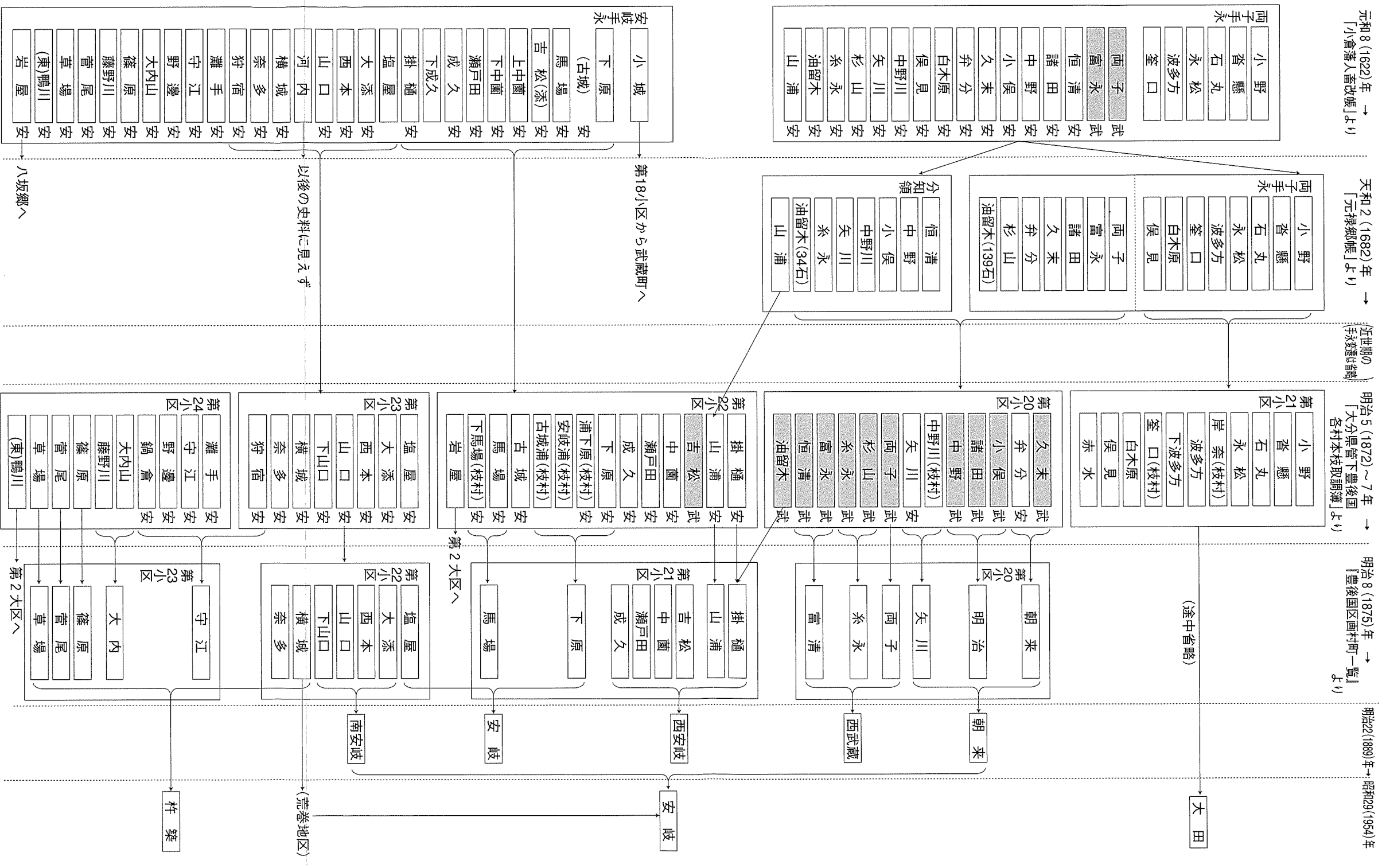
大区・小区制はそのほかにも、明治六年には大区区长制の廃止と伍長及び小区用務所の設置、また明治七年に至ると小区区长設置と保長の廃止という改革を行って、その維持がはかられた。大区区长制の廃止は大区という郡単位での事務の担当には無理があつたことを示すものである。以後は小区に置かれた用務所が県庁と直結して行政運営がはかられたのであり、このことは郡の単位が大区・小区制のもとでは行政区画としての意味を失つたことを意味している。

### 3 郡区町村編制法の制定と安岐郷認識の復活

明治一一（一八七八）年郡区町村編制法の制定により、大区・小区制は再三の修正にも関わらず、廃止を余儀なくされた。行政上において旧来の町村の地位を否定することができなかつたのである。郡区町村編制法は、自由民権運動の高まりに対処して住民自治の余地を与えるため町村の行政的役割を復活させたのと同時に、一方では中央集権をすすめるため、郡にも郡役所・郡長を置き、行政区画として機能させた。このときに国東郡は東と西に分けられている。

大区・小区制の否定により、町村が行政の組織として復活すると、町村の機能充実と効率化を目的として町村合併の動きが再燃することになる。大区・小区制という全く歴史的背景を持たない地方制度が失敗に帰した影響からか、以後の町村合併の文書には古代以来の安岐郷・武蔵郷等の区分認識が復活し、合併の参考とされるようになった。市制・町村制施行に伴い明治二二（一八八九）年大分県でも町村合併が実施されたが、その時の資料と考えられる「新町村区域表・全資力表・全合併沿革

表 6 安岐町周辺における行政区画の変遷



注1) 元和8年の表中にある「武」・「安」は、それぞれ武蔵郷・安岐郷の意であり、「正保郷帳」による。また、「(古城)」は「人番改帳」には記載されていないが、「正保郷帳」に記載されている。  
 注2) 明治5〜7年の表中にある「武」・「安」は、同じく「新町村区域表・同資力表・同合併治事町村名決定事由 東国東郡」による。

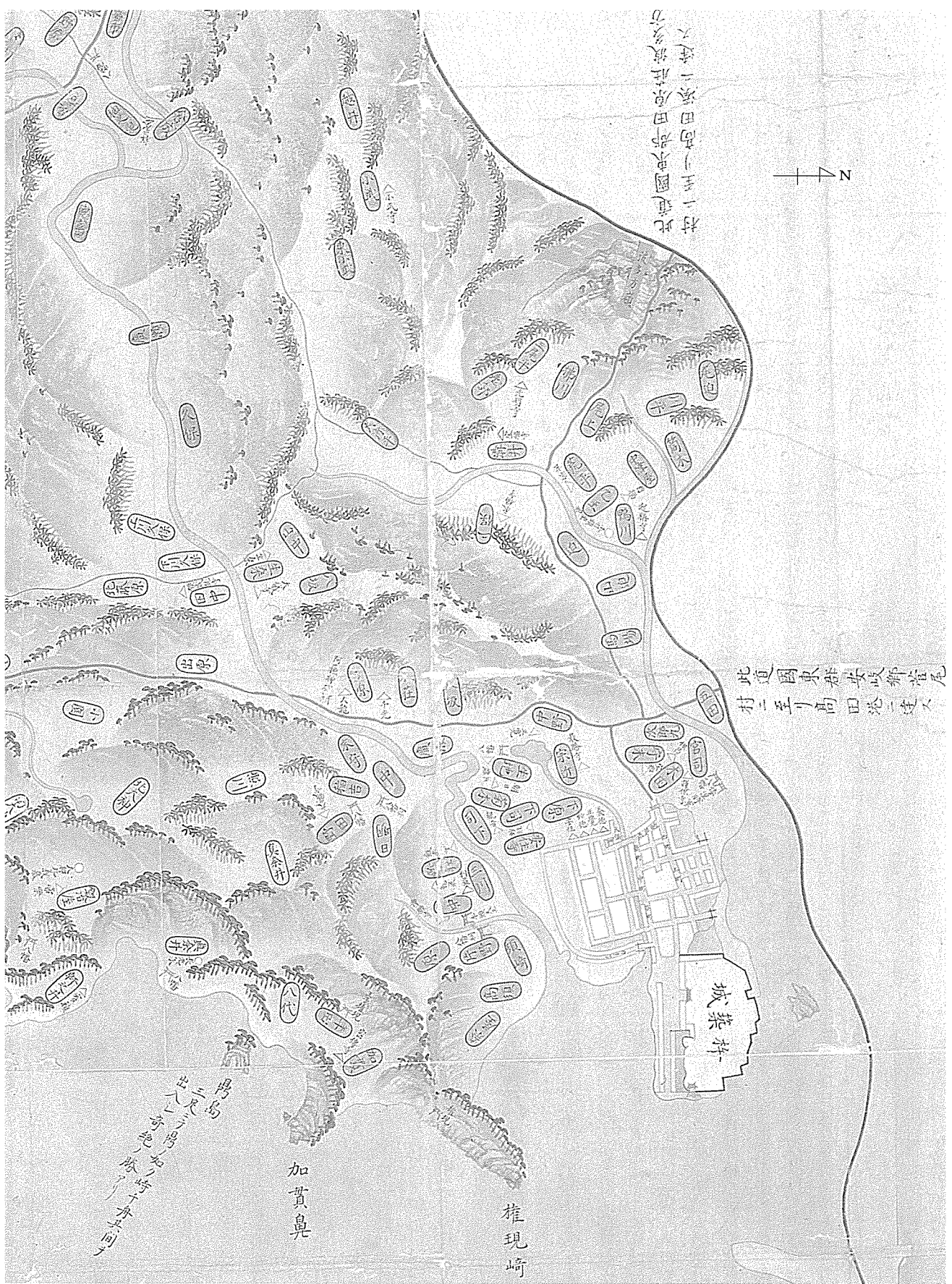


写真1 「豊後国図第二・速見郡」(部分)

町村名撰定事由「東国東郡」<sup>(11)</sup>には、次のような安岐・武蔵郷の区分認識が示されている。ただしここで書き出した村名はいずれも明治八年以前のもので統一している。

武蔵郷 両子・富永・恒清・糸永・杉山・諸田・中野・小俣・久末

吉松・油留木

(武蔵郷については現安岐町に関するもののみあげている)

安岐郷 弁分・矢川・山浦・瀬戸田・成久・中園・掛樋・上馬場・下

馬場・下原浦・下原・古城・塩屋・西本・大添・下山口・上

山口・横城・奈多・狩宿・守江・野邊・鍋倉・灘手

しかし、このような安岐郷の認識は近世の初頭には存在しなかった。明治年間(一六五五〜五八)に作成された正保郷帳における武蔵郷・安岐郷の認識は近世の項で示された通りである。

このように、現安岐町域における近世初頭での武蔵郷の認識は、両子川最上流の二ヶ村(両子・富永)のみであったのに対し、近代になると両子川上流の五ヶ村(両子・富永・恒清・糸永・杉山)・朝来川上流の四ヶ村(諸田・中野・小俣・久末)に加え、現武蔵町境の吉松・油留木の計一ヶ村にまで広がっていたのである。この認識変化の背景に、近世期の両子手永領域の影響があることは想像に難くない。また、現杵築市域に関しては逆に、近世初頭に安岐郷と認識されていた大内山・草場・菅尾・(東)鴨川・岩屋・篠原・藤野川が捨象されてしまったことに注目される。さらに、同じく現大田村域の俣見・白木原も、本資料では安岐郷とはされていない。(写真?参照)

以上のような新たな安岐郷・武蔵郷の認識を背景に、明治二二年の現安岐町域における町村合併は、表6(明治二二年の項)のような形で行われた。この合併では特に西武蔵という新地名に注目される。これは、同時期に現武蔵町域に設定された、武蔵・中武蔵地域との結びつきを強く意識させる名称と言えよう。本資料の「新村名撰定事由」の項には、「武蔵郷ノ西部二位スル村落ナルヲ以テ西武蔵村ト称ス」と記されている。両子川の谷の上流域だけが下流域とは分かれて、谷を隔てた武蔵川流域の村々と関連づけられるという認識が、近代の地名の上でも示されたのである。

一方、海岸地域をみると、近世初頭から一度も塩屋・西本村側と切り離されたことのない奈多・横城村がこの合併にて初めて狩宿・守江村と一緒に、現安岐町域から離れていくことになった。資料には「横城村ハ他ノ聯合ナリシモ地勢風俗等奈多村ニ依ルノ慣習アルヲ以テ共ニ合併セントス」と記している。すなわち、明治一七(一八八四)年の聯合村構想で先に守江・狩宿との聯合が出来上がっていた奈多に引きずられる形で、横城もこの合併に加えられたのである。一七年の聯合村構想は自治内から発せられたものではなく、後の町村合併を睨んで県側からの公布によって強制的に行われた<sup>(12)</sup>という点が特筆される。この地域の合併は住民感情的に困難な点が多かった模様で、狩宿村は明治八年の合併の折りに、一度守江・鍋倉・灘手村と合併しながらも、明治一四年に単独で分離する事態に陥っていた。狩宿村は極めて独立性の強い地域だったことが知れよう。また新村名についても、明治一七年の奈多・守江・狩宿聯合村以降、役場の所在を採って美濃崎村と称されながら、「村柄互ニ優劣ナキヲ以テ三村ノ名称ヲ折衷シテ奈狩江村ト称ス」という形で決着がはかられている。

#### 4 両子安岐線の開通から安岐町の成立へ

現安岐町域の海岸部と山間部が近世期以降結びつきを弱めたことの原因は、安岐手永・両子手永の設定による分断だけではなかった。安岐川は河口から見ると掛樋村付近で大きく北へ曲折し、上流から河口部までの距離が周辺の河川よりも格段に長いという特徴を持っている。よって距離的には、両子・富清からはむしろ武蔵川河口の古市に出る方が近く、明治・朝来からは高山川河口の草場等に出る方が近い。さらに明治初期においては、安岐川添いの往来には相当な困難が伴ったことが知れるのである。たとえば明治一年頃の富清村の地勢は「四面皆山嶺ヲ擁シ運輸便ナラス」とあり、また南接する糸永村の地勢も「東南山嶽ヲ負ヒ運輸便ナラス」とある。糸永村にとっては安岐川沿いを下る南面こそが山嶽を負う険しい地形だったのである。富清村から外部へつながる道は、村の中央「佐山」から南西に朝来へ至る「杵築往還」、北西に両子へ至る「来浦道」、南に糸永へ至る「安岐道」、東へ武蔵川流域の吉広に至る「吉広道」の四本があったと記されている。この時期には決して「安岐道」が幹線ルートということではなかったのである。そのことは、安岐川の支流朝来川の流域においても同様であった。明治・朝来両村にとっては、「杵築往還」と称される朝来から山浦・岩屋を経て杵築に至る道の方が松並木も整備されており、安岐川方向へ下る道よりもむしろ幹線道路としての意義が強かった模様である。たとえば、『豊後国誌』付図の「豊後国図第一・国東郡」(写真2)を見ても、安岐川に沿った河口と山間部を結ぶ道は記されていない。

そのような状況を一気に変えたのは、明治二五(一八九二)年の両子安岐線開通であった。『安岐町史』には道路建設の経緯に關し「明治十三年(一八八〇)時の村長、富永村外二村戸長三浦喜十二は、「両子・下原

間に新道が出来れば、大八車や荷馬車がかようになる。一東十二錢五厘の竹材が下原に出来れば五十錢になる。是非道路は貫通せねばならぬ」と村民説得にかかった。」という記事を載せている。この道路の地域に占める意義の大きさが、よく示されている。両子安岐線の完成を経て、安岐川流域が経済上はじめて一円的に結びついたといっても過言ではあるまい。

現安岐町域における町村合併はその後大きな動きを見せずに、戦後を迎えた。その間の動きとしては、明治三〇(一八九七)年に安岐村が町に、大正一二(一九二三)年に西安岐村が同じく町になったという点のみである。そして昭和二九(一九五四)年に、現安岐町が成立するのである。このときに合併して、新しい安岐町となったのは次の町村である。

西武蔵村・朝来村・西安岐町・安岐町・南安岐村・奈狩江村大字横城(旧横城村)の荒巻地区

このとき旧横城村の荒巻地区は、奈狩江村全体が杵築町への合併を指向していたのに対し、断固反対して安岐町への合併を望んだ。この地区は奈狩江村とはいいながらも奈狩江側は山に距てられており、南安岐西本部落と生活圏上は深い結びつきを持った地域であり、すべての行事なども同部落と共にし、小・中学校も安岐に通学していたのである。

一方、安岐町に合併されなかった同町西側の旧安岐郷の村々は、昭和三〇(一九五五)年に成立した杵築町に組み込まれ、現在では岩谷・大内・狩宿・奈多・守江・横城といった大字名にその名を確認することができる。これらの村々が現杵築市に編入されることによって、(東)国東郡と速見郡の海岸部境界は、もともと高山川辺りであったものが大きく

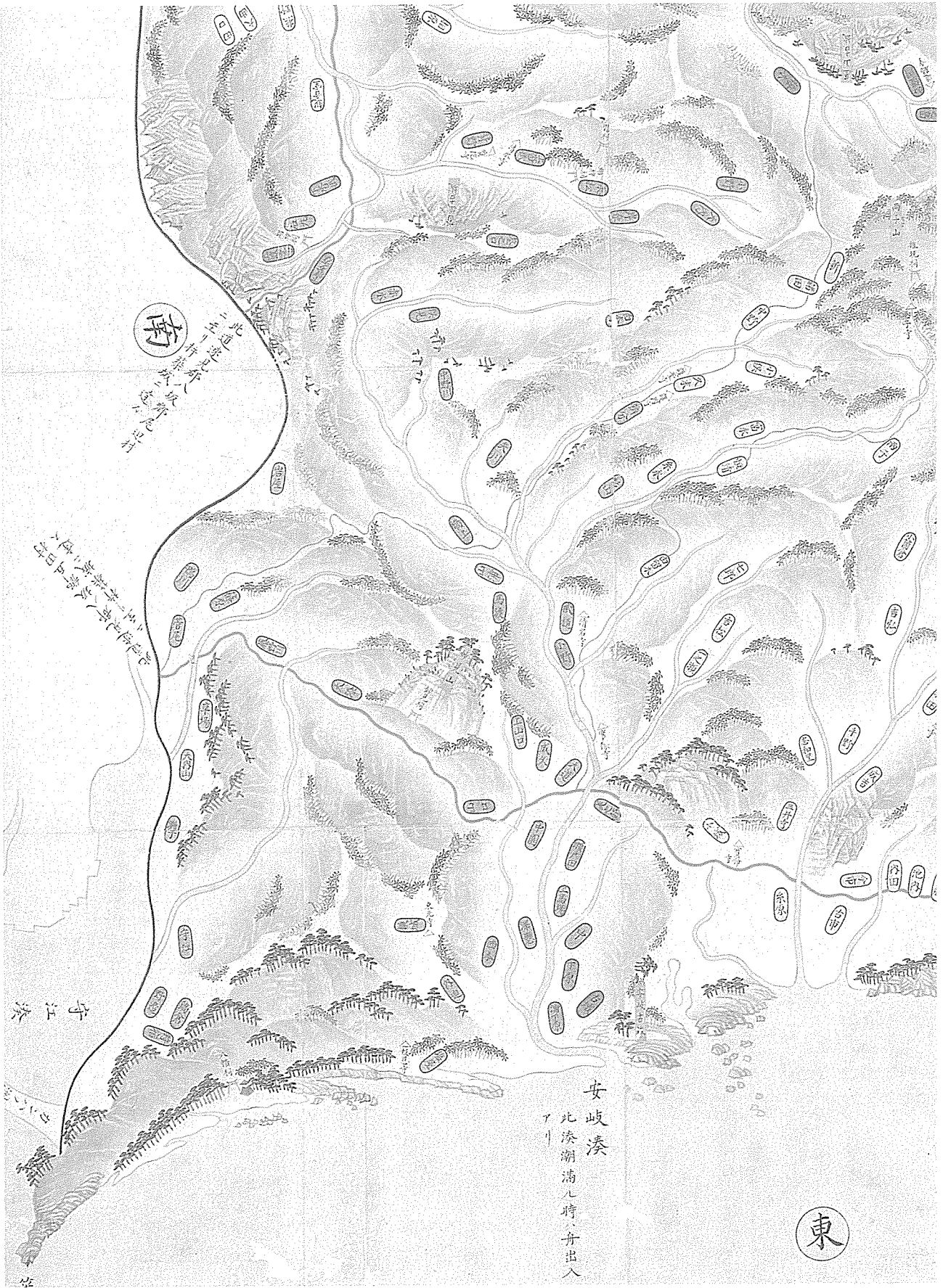


写真2 「豊後国図第一・国東郡」(部分)

東遷することになった。

## 5 地租改正と耕地面積の認識変化

明治一一年に作成された『豊後国国東郡村誌』（「資」Ⅱ）には、各村ごとの税地・無税地・官有地の面積統計が記されており、税地はさらに田・畑・宅地・山林・原野等に仕分けられている。

明治一一年といえば、大分県においても地租改正作業がほぼ完成し、旧来の耕地の面積的掌握が飛躍的に進んだとされた時期である。『大分県史』では、「大分県は、九年五月、八年分より旧税を廃止して、新税で納入することを願ひ出て、許された。この段階で、宮崎・熊本・小倉県との境界に未確定部分があったが、ほぼ地租改正を終了したとみてよい。」とし、丈量の精度についても「九年四月、改正作業を終え帰京した官員の復命書によると、「丈量は「精覈<sup>せいかく</sup>にして反別の広狭実地点検する処、曾て差違あるを見ず」という正確さであった。」としている。この時の大分県域における反別統計の変化を見ると、表7のようになる。これによると大分県においては地租改正により田地の面積認識が一・三倍に増え、土地全体では原野の掌握が進んだことを主因として、約二倍の増加率となったことがわかる。この耕地の増加について本書では「耕地も開墾による拡大、隠し田の検出、間竿の統一などによって増加している。」<sup>(17)</sup>としている。

しかし、ここで問題としなければならないのは、改正反別総計の数値一九二、九六七町（一、九一〇km<sup>2</sup>）である。この数値は大分県の総面積六、三二五km<sup>2</sup>の三割にしかならない。このことは何を意味するのだろうか。この表の項目にはあがらない、別の種目の膨大な土地があるのか。それとも土地丈量が未だ正確な水準にまで達していなかったのか。いず

表7 地租改正による大分県の反別統計変化

| 地種         | 地目     | 反別（町） |        | 増加率   |
|------------|--------|-------|--------|-------|
|            |        | 旧反別   | 改正反別   |       |
| 民有地<br>第一種 | 田      | 35315 | 45654  | 1.29  |
|            | 類外田    |       | 3      | ∞     |
|            | 畑      |       | 42801  | ∞     |
|            | 類外畑    | 39392 | 339    | 1.25  |
|            | 宅地     |       | 5987   | ∞     |
|            | 市街地宅地  | 70    | 59     | 0.84  |
|            | 塩田     | 110   | 231    | 2.10  |
|            | 小計     | 74887 | 95074  | 1.27  |
|            | 山林     | 9098  | 39056  | 4.29  |
|            | 原野     | 3692  | 54217  | 14.68 |
| その他        | 4751   | 2725  | 0.57   |       |
| 小計         | 17541  | 95998 | 5.47   |       |
| 同二種        | 郷村社地など |       | 1895   | ∞     |
| 総計         |        | 92428 | 192967 | 2.09  |

註1) 河野昭夫「地租改正と地主制」（『大分県史』近代篇Ⅰ）より作成。

原資料は『地租改正報告書』

註2) 引用した原表には旧反別・改正反別の統計の年代は記されていない。ただし、改正反別の統計には、下毛・宇佐郡は含まれているとある。

れにしても、実値の三割という統計は単なる誤差では済まされない何らかの問題を抱えていると言わざるを得ない。そこで、現安岐町域に關し、この問題を掘り下げて考察してみするため、冒頭に紹介した資料を分析して

みることにしたい。

ここで扱う『豊後国国東郡村誌』は明治九年に完成した地租改正作業の集計を基本としているが、一部同集計の焼失した部分を明治一一年に再調査し補っている。引用部分の大半は一一年に補ったものと知れるので、ここでは本資料を明治一一年度の統計としておきたい。この統計では（表8）、荒巻地区を除く現安岐町の面積につき、三二・三四km<sup>2</sup>（九、四九八、〇二九歩）と掌握している。これは同域の実面積八九・八四km<sup>2</sup>の三五％にしかならない。すなわち先の大分県全体の統計とほぼ同じ水準であり、現安岐町域においても、明治一一年段階の地租改正による土地面積の掌握状況は、大分県全体とほぼ同じく、三割強に過ぎなかったのである。





では、土地の面積統計が、その地域の実面積と一致するのは何時頃か  
 らなのだろうか。そこで、先に引用した「新町村区域表・全資力表・全  
 合併沿革町村名撰定事由 東国東郡」の土地面積の統計を見てみよう。本  
 統計の現安岐町域に係る数値を集計すると(表9)、一一・四<sup>km<sup>2</sup></sup>(二二・  
 七七一、六九五歩)になり、現安岐町の実面積に相当する数値となつて  
 いるのである。<sup>(23)</sup>本資料は明治二二年の町村合併に関するものであること  
 は明らかなので、大分県においては、明治二二年の市制・町村制公布に  
 伴う町村合併の時期に土地面積の掌握が飛躍的に進み、町村の中には  
 ほぼ完全な統計を作りあげた所も出てきた、と理解することができよう。  
 では、明治一一年の統計で掌握されなかつた全体の約七割に及ぶ土地  
 は、二二年の統計では内訳のどの項目にあがつてくるのだろうか。それ  
 を確認するために、両統計を項目毎に比較してみた。それにあたっては、  
 両者の内訳項目が異なっているため、表8・表9の各項目を左記のよう  
 に仕分けて両表を比較することにした。

|                 |  |             |
|-----------------|--|-------------|
| 表9              | 表8                                       | 項目          |
| 田               | 田  | 田           |
| 畑               | 苧畑<br>畑                                  | 畑           |
| 宅地              | 宅地                                       | 宅地          |
| 山林              | 山林                                       | 山林          |
| 池沼<br>原野<br>雑種地 | 官有地<br>芝地<br>秣場<br>原野<br>藪<br>物干場<br>無税地 | 原<br>野<br>等 |

表9 現安岐町域各村の土地面積統計(明治22年段階)

|     | 田        | 畑       | 宅地      | 塩田 | 鉦泉地 | 池沼     | 山林      | 原野      | 雑種地     | 合計       |
|-----|----------|---------|---------|----|-----|--------|---------|---------|---------|----------|
| 両子  | 554302   | 293903  | 106903  | 0  | 0   | 5921   | 696223  | 498008  | 186006  | 2341266  |
| 富清  | 605215   | 387508  | 107026  | 0  | 0   | 16722  | 542303  | 248329  | 150401  | 2057504  |
| 糸永  | 513605   | 425922  | 78209   | 0  | 0   | 1701   | 380202  | 338104  | 133419  | 1871162  |
| 明治  | 653725   | 709118  | 128317  | 0  | 0   | 10310  | 771305  | 1335302 | 128100  | 3736177  |
| 朝来  | 891121   | 427629  | 144606  | 0  | 0   | 23415  | 748229  | 765000  | 171002  | 3171002  |
| 矢川  | 402925   | 137520  | 47216   | 0  | 0   | 9315   | 329800  | 410202  | 115309  | 1452287  |
| 掛樋  | 781004   | 302614  | 70628   | 0  | 0   | 75606  | 355300  | 573524  | 247613  | 2406289  |
| 吉松  | 756418   | 230915  | 68016   | 0  | 0   | 56327  | 538103  | 307918  | 208510  | 2166207  |
| 瀬戸田 | 348924   | 159423  | 47501   | 0  | 0   | 105    | 343104  | 9614    | 104312  | 1012983  |
| 成久  | 345422   | 102203  | 33310   | 0  | 0   | 8000   | 198814  | 158202  | 112411  | 958362   |
| 中園  | 702502   | 32224   | 67611   | 0  | 0   | 0      | 5806    | 503     | 81603   | 890249   |
| 山浦  | 342326   | 101107  | 27528   | 0  | 0   | 31815  | 159919  | 198711  | 0       | 861406   |
| 馬場  | 624604   | 192326  | 72729   | 0  | 0   | 67000  | 241004  | 44704   | 12705   | 1255072  |
| 下原  | 532725   | 432119  | 93309   | 0  | 0   | 8312   | 448623  | 30319   | 281501  | 1826908  |
| 塩屋  | 542711   | 244222  | 94319   | 0  | 0   | 4722   | 69315   | 8801    | 85222   | 1049312  |
| 西本  | 452728   | 62213   | 47208   | 0  | 0   | 8817   | 166513  | 10827   | 46626   | 794932   |
| 下山口 | 445822   | 58308   | 43529   | 0  | 0   | 10309  | 233109  | 80021   | 53015   | 924113   |
| 山口  | 679116   | 142719  | 64107   | 0  | 0   | 46202  | 572014  | 784614  | 133116  | 2421888  |
| 大添  | 456721   | 79005   | 40409   | 0  | 0   | 140609 | 681317  | 1097001 | 79514   | 2574576  |
| 全体  | 10631916 | 4520998 | 1382481 | 0  | 0   | 525208 | 7481003 | 6899704 | 2330385 | 33771695 |

註1) 「新町村区域表・全資力表・全合併沿革町村名撰定事由 東国東郡」(大分県公文書館所蔵)より作成  
 註2) 単位はいずれも歩

これによると(表10)、土地面積の掌握は全項目にわたって、しかも全域に共通して、三倍前後の伸びを示していることがわかる。つまり、明治一年の統計が全体の三割程度の土地掌握しかできていなかったのは、その統計がある特定種目の土地を掌握していなかったからではなく、各目全てが実数値を遙かに下回っていたからに他ならない。すなわち、地租改正が完了したとされる明治一年の段階においても、実は耕地を含む土地面積の正確な掌握はできておらず、その水準は実数値の三割程度だった、と結論づけることができるのである。<sup>(24)</sup>『大分県史』がいう、明治九年段階での「丈量は…正確」だったという見解は、現在の統計に照らして確認されたものではなく、一吏員の見解を引用したものにすぎない、という点を注意しておく必要がある。

福島正夫は地租改正について「日本における迅速な土地台帳制度の完成」を可能とした要因は、その拙速主義である。調査を人民の手に委ね、官はその指導・監督に止める。…曲りなりにも数年間にあの巨大な筆数の整理ができた魔法の鍵はここにあるといえる。それと同時にその不完全性は、のちの地押調査の大事業を必須ならしめたのである。<sup>(25)</sup>と述べている。そのような考え方に立つならば、地租改正による明治一年段階の丈量は、それまでの慣例を打ち破る特別な手法によって行われたのではなく、拙速的に同事業を完了させることを目的として、それぞれの地域における近世以来の認識・常識・手法の延長に立って行われたと考えべきではないか。すなわち、決してこの時点から正確な丈量が実現できていたわけではなかったのである。よって、この時大分県で打ち出された約三割の増加分は丈量精度の向上により打ち出されたものではなく、旧来からの耕地等の面積認識はそのままに、新田や隠田の加算等により旧検地帳が改められた結果として惹起されたものと見るべきではないか。

表10 明治11年統計から明治22年統計への伸び率

|     | 田    | 畑    | 宅地   | 山林   | 原野等   | 合計   |
|-----|------|------|------|------|-------|------|
| 西子  | 3.67 | 2.82 | 3.82 | 3.96 | 4.22  | 3.76 |
| 富清  | 3.94 | 2.38 | 3.73 | 3.53 | 5.54  | 3.58 |
| 糸永  | 3.43 | 3.08 | 3.62 | 3.43 | 4.63  | 3.58 |
| 明治  | 3.44 | 3.29 | 3.66 | 3.38 | 3.61  | 3.47 |
| 朝来  | 3.42 | 3.13 | 3.57 | 3.42 | 3.99  | 3.54 |
| 矢川  | 3.66 | 2.66 | 3.62 | 3.46 | 4.16  | 3.65 |
| 掛樋  | 3.39 | 3.18 | 3.47 | 3.98 | 4.11  | 3.69 |
| 吉松  | 3.50 | 2.85 | 3.54 | 3.42 | 4.73  | 3.64 |
| 瀬戸田 | 3.34 | 3.37 | 4.47 | 3.31 | 5.81  | 3.54 |
| 成久  | 3.41 | 3.17 | 3.62 | 3.50 | 4.59  | 3.68 |
| 中園  | 3.34 | 2.94 | 3.56 | 3.44 | 47.90 | 3.65 |
| 山浦  | 3.39 | 3.23 | 3.65 | 5.22 | 2.52  | 3.29 |
| 馬場  | 3.40 | 2.90 | 3.66 | 3.52 | 2.61  | 3.25 |
| 下原  | 3.34 | 3.28 | 3.51 | 4.60 | 4.62  | 3.77 |
| 塩屋  | 3.35 | 3.29 | 3.57 | 4.58 | 3.67  | 3.45 |
| 西本  | 3.28 | 3.42 | 3.50 | 3.41 | 8.06  | 3.51 |
| 下山口 | 3.38 | 2.87 | 4.38 | 4.22 | 3.14  | 3.51 |
| 山口  | 3.34 | 3.20 | 3.60 | 3.89 | 3.47  | 3.51 |
| 大添  | 3.36 | 2.80 | 4.09 | 7.76 | 2.68  | 3.42 |
| 全体  | 3.44 | 3.03 | 3.67 | 3.85 | 3.76  | 3.56 |

註1) 各項目は、該当する明治22年数値を、同11年の数値で割ったものである。  
 註2) 各数値は小数点第3位で四捨五入している。  
 註3) 項目の内容については本文参照のこと。

そう考えるならば、幕末にほど近い明治一年の丈量統計は新しい時代の下、近世期には到達できなかつた高い精度の丈量によつてもたらされたものなのではなく、むしろ近世における土地掌握の到達点だったと考えることができる。したがって、その水準が今日の測量精度からみて何割であつたかを知ることが、それぞれの地域における検地統計の認識・評価にかかわる不可欠かつ重大な要素だったのである。

我々は、近世期の検地における面積集計は、ある程度は不正確さを内包していたとしても、それなりの現実を反映しているものと考えていた。したがって、それが幕末期において実数値の三割にしかならない程乖離

表11 安岐町各地域の人口動勢

| 村名  | 明治11年 |      | 明治22年 |      | 平成15年12月 |      | 平成15年12月詳細 |     |     | 明治11年比 |      |
|-----|-------|------|-------|------|----------|------|------------|-----|-----|--------|------|
|     | 人口    | 戸数   | 人口    | 戸数   | 人口       | 戸数   | 行政区        | 人口  | 世帯数 | 人口率    | 戸数率  |
| 両子  | 552   | 138  | 597   | 138  | 254      | 104  | 両子         | 254 | 104 | 46%    | 75%  |
| 富清  | 747   | 172  | 846   | 168  | 275      | 115  | 富永         | 111 | 48  | 37%    | 67%  |
|     |       |      |       |      |          |      | 恒清         | 164 | 67  |        |      |
| 糸永  | 584   | 138  | 622   | 143  | 228      | 85   | 糸永         | 228 | 85  | 39%    | 62%  |
| 明治  | 847   | 202  | 954   | 208  | 299      | 137  | 諸田         | 99  | 43  | 35%    | 68%  |
|     |       |      |       |      |          |      | 中野         | 108 | 47  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 小俣         | 92  | 47  |        |      |
| 朝来  | 791   | 191  | 630   | 198  | 357      | 139  | 久末         | 129 | 48  | 45%    | 73%  |
|     |       |      |       |      |          |      | 弁分         | 228 | 91  |        |      |
| 矢川  | 342   | 85   | 366   | 78   | 147      | 53   | 矢川         | 111 | 44  | 43%    | 62%  |
|     |       |      |       |      |          |      | 天堤         | 36  | 9   |        |      |
| 掛樋  | 682   | 168  | 772   | 164  | 425      | 132  | 掛樋         | 220 | 68  | 62%    | 79%  |
|     |       |      |       |      |          |      | 油留木        | 205 | 64  |        |      |
| 吉松  | 692   | 147  | 767   | 145  | 557      | 173  | 吉松本谷       | 270 | 86  | 80%    | 118% |
|     |       |      |       |      |          |      | 美濃辺        | 84  | 26  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 吉松前谷       | 203 | 61  |        |      |
| 瀬戸田 | 356   | 91   | 410   | 92   | 871      | 293  | 瀬戸田下       | 247 | 88  | 245%   | 322% |
|     |       |      |       |      |          |      | 東小川        | 245 | 83  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 西小川        | 126 | 46  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 瀬戸田上       | 253 | 76  |        |      |
| 成久  | 314   | 65   | 353   | 57   | 264      | 90   | 成久         | 214 | 73  | 84%    | 138% |
|     |       |      |       |      |          |      | 蔦巻         | 50  | 17  |        |      |
| 中園  | 547   | 114  | 651   | 115  | 472      | 157  | 中園         | 373 | 125 | 86%    | 138% |
|     |       |      |       |      |          |      | 沢掛         | 99  | 32  |        |      |
| 山浦  | 301   | 78   | 382   | 75   | 211      | 75   | 山浦         | 126 | 47  | 70%    | 96%  |
|     |       |      |       |      |          |      | 橋上         | 85  | 28  |        |      |
| 馬場  | 672   | 154  | 712   | 149  | 740      | 252  | 馬場上        | 219 | 75  | 110%   | 164% |
|     |       |      |       |      |          |      | 馬場下        | 263 | 96  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 向陽台        | 258 | 81  |        |      |
| 下原  | 871   | 196  | 955   | 204  | 2273     | 839  | 下原西        | 152 | 41  | 261%   | 428% |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原上5区      | 165 | 56  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原上6区      | 312 | 112 |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原港7区      | 352 | 131 |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原港8区      | 87  | 40  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原中9区      | 111 | 33  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原中11区     | 332 | 102 |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原下10区     | 87  | 27  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 下原下12区     | 138 | 62  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 大海田18区     | 273 | 141 |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 大海田19区     | 264 | 94  |        |      |
| 塩屋  | 605   | 135  | 708   | 138  | 915      | 326  | 塩屋第一13区    | 161 | 54  | 151%   | 241% |
|     |       |      |       |      |          |      | 塩屋第一14区    | 161 | 50  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 塩屋第一15区    | 113 | 41  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 塩屋第二16区    | 157 | 58  |        |      |
|     |       |      |       |      |          |      | 塩屋第二17区    | 323 | 123 |        |      |
| 西本  | 374   | 83   | 404   | 78   | 464      | 142  | 西本         | 464 | 142 | 124%   | 171% |
| 下山口 | 331   | 76   | 394   | 90   | 378      | 169  | 下山口        | 378 | 169 | 114%   | 222% |
| 山口  | 641   | 144  | 685   | 138  | 331      | 105  | 山口         | 272 | 86  | 52%    | 73%  |
|     |       |      |       |      |          |      | 馬渡         | 59  | 19  |        |      |
| 大添  | 352   | 78   | 406   | 81   | 394      | 128  | みかん山       | 66  | 14  | 112%   | 164% |
|     |       |      |       |      |          |      | 大添         | 328 | 114 |        |      |
| 計   | 10601 | 2455 | 11614 | 2459 | 9855     | 3514 |            |     |     | 93%    | 143% |

註1) 「明治11年比」の頃は、平成15年の数値を明治11年の数値で割ったものである。ただし正確には戸数と世帯数を単純に比較できないことはいうまでもないが、参考数値として貴重であると考えたため、あえて掲げることにした。

註2) 明治11年の統計は、『豊後国国東郡村史』からとった。

註3) 明治22年の統計は、「新町村区域表・全資力表・全合併沿革町村名撰定事由」からとった。

註4) 平成15年の統計は、安岐町「行政区別人口世帯数統計表」からとった。

しているという想定は、できていなかった。近世期杵築藩領下の丈量認識が現実の三割に過ぎなかったという本結果に従えば、これまでの近世農村社会に対する認識の多くを、改めなければならなくなる。したがって、提起する内容が大きいだけに、ここで統計数値のみを材料に導き出されたこの問題を、今後具体的フィールドを通して精緻に検証・確認していかなければならない。その内実がどのようになっていたのか、今後の莊園調査に課せられた大きな課題であろう。

一方、この結論は、近代史にとつても大きな問題を提起することになる。まずは、一〇年という短い期間に現安岐町域の田及び畑の面積認識が、それぞれ三・四倍及び三・〇倍に跳ね上がった具体的経過・メカニズム及び社会的影響は、個別具体的事例において如何様であったのか、検証しなければならぬ。その中には多少、期間内に開発された新田分の数値も含まれてはいよう。しかし、その大半は、明治一〇年代にくり広げられた「地押丈量」すなわち再計測の結果打ち出されたものに違いないのである。このことは、現安岐町域においても、耕作者への急激な負担増等さまざまな社会問題を発生させたに違いない。明治一六年頃から本格化する松方デフレ政策の背景に横たわる事象として、我々は大きな事実を見落としていたのではないだろうか。

## 6 明治初年と現在の人口比較

最後に、人口の推移について見ておきたい。表一は明治一一年・明治二二年と平成一五年の統計を比較したものである。平成一五年の統計には個別行政区の統計も加えている。この行政区の中には、明らかに近代以降のものと思われる集落もあり、人口比較上貴重である。右端には平成一五年の統計を明治一一年と比較し%で表した数値を掲げている。

戸数・世帯数については、両者を単純に比較することはできないものの、大枠の流れを見るため、あえて比較対照してみた。

これによると、明治一一年から二二年へは朝来村を除き全体的に人口の漸増傾向が見られ戸数の変化はほとんどない。家族内の人口増加に終始した時期と思われる。この漸増傾向を見れば、明治一一年の統計がほぼ近世末の姿を反映しているものと考ええることは可能であろう。一方、平成一五年の人口を見ると、みかん山・向陽台といった、明らかに明治以降の成立と考えられる集落や、新しい産業基盤を背景として人口が集中するようになった地域が見られ、それらを除いた地域は、明治一一年人口統計のほぼ四割前後となっている。それらを瀬戸田・馬場・下原・塩屋といった地域への集住者が補い、人口全体としては漸減といったところである。それに対し、戸数・世帯数については、五割増となっており、明治一一年の各戸の平均構成人数四・三人に対し、現在の世帯では平均二・八人となっている。

註

(1) 東京大学史料編纂所編「大日本近世史料 小倉藩人畜改帳四」(東京大学出版会・一九八四年)

(2) ただし、油留木村は本藩領と分知領に分けられていた。「豊後国八郡見桶簿」(大分県立図書館蔵)によると、本藩領分は二九石余、分知領分は三四石余である。

(3) 前項「近世」の史料二参照。

(4) 豊田寛三「杵築藩」(大分県史)近世篇Ⅱ・一九八五年)

(5) 渡辺澄夫他編「安岐町史」(安岐町史刊行会・一九六七年)

(6) 「明治前期全国村名小字調査書」第五(内務省地理局編纂善本叢書 明治前期地誌資料「三四・ゆまに書房・一九八六年」)

(7) ただし、後には大区の再編により、郡界と大区界が一致しない状況になる。

(8) 加藤泰信「戸籍編成と区戸長制度」(『大分県史』近代篇Ⅰ・一九八四年)

(9) 『豊後国区画村町一覽』(明治八年二月)の末尾には「左ノ村々ハ土地ノ便宜ニヨリ他ノ大区ニ編入 二大区一小区岩屋村並同区の末ニ掲載スル鴨川村ハ国東郡ナリ:」とある。ここにいる鴨川村もいわゆる東鴨川村のことと思われる。写真2参照。

(10) ただし伍長は豊前地域の先例をもとに取り入れられた制度であり、行政官ではない。

二五戸(のち約五〇戸)を単位に伍長を置き、現在でいうところの自治会長的役割を担わせるものである。加藤泰信・前掲書

(11) 大分県公文書館所蔵

(12) 佐藤蔵太郎「大分県町村沿革史」(甲斐書店・一九〇九年)

(13) 前掲「豊後国国東郡村誌」

(14) 「同右」

(15) 『四武蔵村誌』(淵上金吾・一九五六年)

(16) 前掲「安岐町史」

(17) この表の面積単位について特に注書きがないので定かではないが、この面積値の増加には一歩が六尺三寸四方から六尺四方に変更されたことによる約一割の増加変動が含まれていることも考慮に入れておかなければなるまい。

(18) 『角川日本地名大辞典』四四 大分県(角川書店・一九八〇年)

(19) 冒頭の凡例に「町歩ハ九年一月ノ調査ニ仍ル尤モ十年四月土寇ノ災ニ罹リ牒簿焼失スルモノハ十一年一月ノ査額ヲ拳ケ:」とあるとおり、県北では西南戦争時に中津士族増田宋太郎ら六〇名が拳兵し、それに呼応するかたちで宇佐・国東・下毛から速見郡にかけて一揆が発生した。四月二日には大分県庁も攻撃を受けている。本資料がどの場所か被災したかは不明ながら、この叛乱により資料は一部被害を受けたのである。

(20) 註(21) 参照。

(21) 現在の安岐町の総面積は、『角川地名辞典』によると九〇・三六<sub>2</sub>kmとなっている。し

かし表8の総計には、昭和二九年の合併時に安岐町となった、旧横城村の荒巻地区が含まれていない。『安岐町史』では同地区の面積を、「土地八・九反畑一町山林五一町」としているのので、それを集計してメートル法に換算した数値〇・五二<sub>2</sub>kmを差し引いた。

(22) 註(11)

(23) 註(21)で計算した八九・八四<sub>2</sub>km(荒巻地区を引いた数値)に対して、本統計は、実際には実面積より逆に二割多くなっている。すなわち、この時点で土地面積の完全掌握を目指す方向はうち立てられたものの、正確な数値に至るまでまだしばらくは混乱が続いたものと考えられる。

(24) もちろん、たとえば福島正夫「地租改正」(吉川弘文館・一九六八年)等これまでの研究においても、全国レベルでの同見解は既に指摘されている。しかし、いずれの指摘も概念的なものに止まっており、その水準が実数値の何割程度であったのかを分析しその地域偏差について考察した論考は見当たらない。なお、本館の荘園調査の中でも、出田和久氏が「地租改正」と「地押丈量」の意義について若干ふれられている。「四 長小野地区における近・現代の集落と耕地の変遷―近世村落景観復元の基礎として―」(『豊後国香々地荘の調査本編』報告書第一集(大分県立歴史博物館・一九九九)

(25) 前掲「地租改正」

(26) ただ、遺されている「大分県統計書」の明治一〇年代の田及び畑の面積をみても、その期間の中でほとんど変化していない。どうやら、表面上の統計数値はほとんどある時期まで訂正されず、留保された模様である。そのあたりのメカニズムを明らかにすることも、大きな課題であろう。

(27) とはいいなが、明治一〇年代から二〇年代の初頭にかけて、国及び大分県の地租収入は耕地面積と同じく(前註)ほとんど定額で推移している。地租は額面負担であることを考えれば当然とはいいなが、そもそも激しいデフレ状況の中で何故それが維持できたのか不思議ではあった。その時期に一方では、土地面積の三倍に及ぶという激しい認識変化が起きていたのである。土地面積の数値が上方修正されれば地租も又増やさ

れるのが自然であろう。しかし県全体としては土地面積の修正そのものが留保され、地租も又ほとんど増えていない。すなわちこの時代の大分県の地租は、超デフレと、三倍に及ぶ土地面積認識の劇的変化という相対する事象の中で、何らかの相殺する作為が働いて定額のバランスを保つことができた、という見通しを立てることは可能なのではないだろうか。超デフレの時代であるため、地租が定額であったことは、農民へ急激な負担増を強いたに他ならない。

※本稿の町村合併に関わる部分は、註(8)にも掲げた加藤泰信氏から多くのご指導を賜った。記して謝意を表します。

# Ⅲ 安岐郷域の開発史



# 一 安岐川流域の開発史

安岐川は大田村大字俣水に源を發し、白木原川・朝来野川・両子川・吉松川をあつめ、豊後水道にくだる総長約二二kmの河川である。この安岐川から支流の朝来野川沿いに行幸会道が設定され、この一帯は安岐郷において交通上も主要な地であった。また、安岐川の支流は規模の大小はあるものの、いずれも最下流部の安岐川との合流点近くで両岸に丘陵が迫る地形であり、いわば支流の谷は下流域で閉じる形となっている。

以下では、安岐郷の中核地であつた下流域、それに隣接し、古くからの開発地である吉松地区、行幸会道が通り、鎌倉時代の諸史料にみられる諸田名や朝来野浦の故地である朝来野川流域を取り上げる。

## 1 安岐川下流域

安岐川下流域は、用作（大字塩屋）あるいはマンドコロ（大字馬場）といった小字が所在し、安岐郷の歴史を説明する上でも注目される地である。後で詳述するが、大字成久からの下流域は河川灌漑において有機的に結合する地域であり、その灌漑体系は図14のとおりである。この一帯は安岐川と荒木川という二つの河川が貫流し、河口部で合流して海に注いでいる。地形上、いくつもの旧河道が確認され、微高地も入り組んでおり、複雑な地形を形成している。

### (1) 灌漑体系

#### ① 河川灌漑

さて、安岐川下流域の灌漑は、二つの河川からの井堰灌漑と溜池灌漑という二種に分類できる。安岐川には、上流部から成久イゼ（両岸）・中園イゼ（右岸）・権現イゼ（両岸）・中村イゼ（右岸）が設けられ、

荒木川には上イゼ（右岸）・下イゼ（右岸）・オキタ（西本）イゼ（右岸）・塩屋イゼ（松原イゼ・新イゼとも呼ばれる、右岸）・エビタ（エビヤ）イゼ（左岸）がある。

まず、安岐川の井堰についてであるが、成久イゼは基本的に右岸を灌漑するが、左岸の一部にも水をひく。その受益地である瀬戸田では五田イゼなどとも呼ばれており、かつては吉松川に樋をかけて水をひいていたという。中園イゼは最も灌漑面積の大きい井堰である。その下流にある権現イゼは、安岐川左岸に水をひく上イゼと右岸に水をひく下イゼを統合したという。また、河口部から中村イゼ付近までは海水が遡行したといい、中村イゼは用水源として不安定であつたことがわかる。

次に、荒木川の井堰であるが、荒木川の流路は昭和四〇年代に改修され現況のようになったが、以前の流路の痕跡は大字界の在り方に認められる（付図B—1参照）。かつては松広イゼがオキタイゼの上流にあり、両岸に水をひいていたという。また、オキタイゼも旧田中イゼを統合しているし、塩屋イゼも昭和四六年頃に現位置に移されており、現在の井堰の位置は二〇世紀後半に創出されたものである。これら荒木川流域うち、オキタイゼより下流の井堰は、完全に自立した井堰とはいえず、例えば旧松広イゼが成久イゼ、塩屋イゼが権現イゼからの余水を利用するように、安岐川の灌漑体系と密接に結び付くものであつた。

この他、安岐川左岸の瀬戸田は、最上流部の恵良地区は油留木川に設けられた井堰、最下流部は吉松川に設けられた仁王イゼ（中イゼともいう）などから取水し、前述したとおり、成久イゼからの水もひかれていた。また、大字成久は、安岐川の上流大字山浦に井堰を設け（山浦イゼあるいは小瀬原イゼとよばれる）、成久イゼが灌漑できない丘陵沿いの水田や上流域を灌漑するとともに、成久イゼ自体を補完する役割を持つて

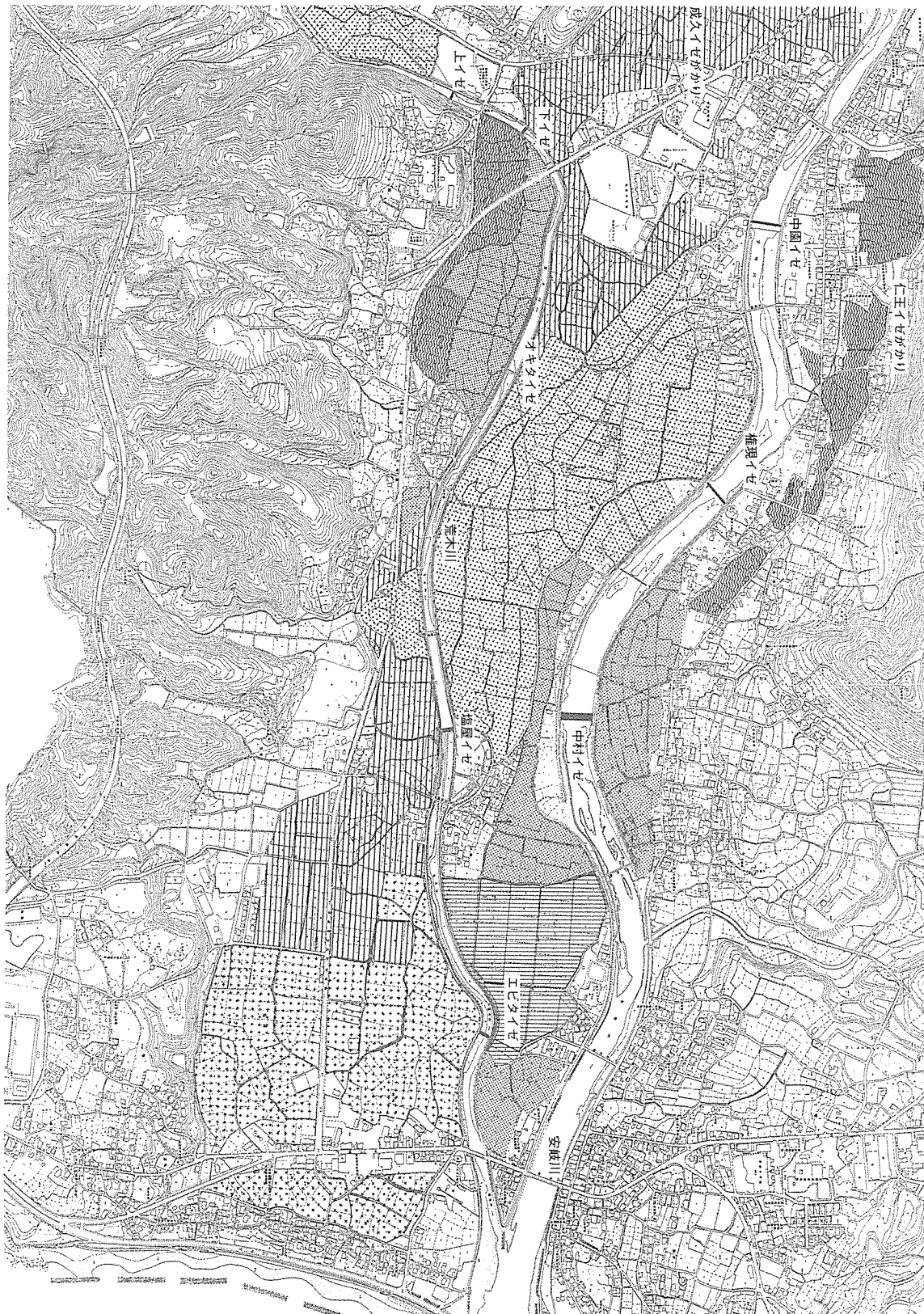


図14 安岐川下流域灌漑体系図

いた。ただ、山浦イゼは水路長も長く、小さな隧道が一〇ヶ所以上あり、漏れ水も多かったというし、途中の大字掛樋の安岐川右岸も灌漑していることから、成久にはなお十分な水が来ない場合もあったという。

## ②溜池灌漑

次に安岐川下流域の溜池であるが、これらは安岐川左岸と荒木川右岸の谷奥や丘陵沿いに立地している。まず、安岐川左岸の溜池であるが、旧瀬戸田村の溜池としては、實際寺付近の水田に水をひく讓葉池と吉松川の谷奥に讓葉ヶ谷池がある。次に、旧馬場村分の溜池は後川の奥部にある箕辺池と野地池がある。箕辺池は現在後川流域の他に隧道をうがち瀬戸田との境に近い大儀寺周辺の水田に引水している。野地池は、後川の下流域を灌漑している。

安岐川左岸のうち、海沿いの大字下原は台地が広がり、河川からの取水が困難な地である。それゆえ、溜池による灌漑を基本としている。最上流部の後川右岸は市木池が灌漑し、その他は基本的に現在の上・下の二つからなる赤池が灌漑している。ただし、集落が所在する台地上にサコダ池と三角池があり、台地上の谷部となる水田を灌漑している。

次に、荒木川右岸であるが、いくつもの小さな谷があり、各々の谷奥に溜池が築かれている。上流部から内迫・藤ヶ迫・二月田・大將軍・谷ヶ迫・荒木・龍熊であるが、条里的地割の残る一帯は丘陵沿いに西ノ迫池と蓮池の二つがある。この二つの池は、他の池と異なり、丘陵裾に立地している。また、大字塩屋の台地上には新池があり、台地上の水田を灌漑する。この他、大字成久は、上野・成久・明戸木の三つの池をもち、成久イゼを基本とする河川灌漑を補充する形で水をひいている。

## (2) 一九世紀前半の灌漑体系

それでは、現代の安岐川下流域の灌漑体系について、過去はどのよう

な在り方だったのだろうか。それを唯一窺い知ることのできる記録が、「水一件懸合覚」〔資Ⅰ〕である。この記録は瀬戸田村庄屋中嶋忠右衛門によって、主として文化二二(一八一五)年五月と文政六(一八二二)年の早魃に伴う水論に際して記されたものである。以下で、はこの記録かに窺える一九世紀前半の灌漑体系について述べておきたい。

この記録にみられる一連の水論で問題とされたのは、安岐川にかかる「唐味井手」(成久イゼのこと)に瀬戸田村が築造した「二ヶ免用水」(新溝とも呼ばれ、現在の安岐川左岸を灌漑する水路にあたる)であった。馬場村庄屋広蔵が「近年瀬戸田村へ水取候二付成久・中園ノせき方稠敷、就中当年ハにし本ハ成久へ参り中園二者塩屋々大勢罷越関候由、尚当年ハ土も持込候而川下ニハ少ももり不申」(五月二七日条)と述べたように、新溝の築造は連鎖的に下流の井堰の取水量を制限することになり、用水も不足することになった。ここには荒木川流域の西本・塩屋の名もみられるが、この両村については「西本・塩屋も中園々余水有之候故水行届候村方ニハ可有之候」(五月二九日条)あるいは「にし本・塩屋ハ山口川(荒木川一引用者注)筋ニ有之本川余水第一之村方ニハ可有之候へ共、本川根付も不相濟事二候へハ御勘弁も可被下」(六月三日条)という記述があり、荒木川流域の村々は安岐川の余水を利用する村として、安岐川を用水源とする灌漑体系の中に組み込まれていたことがわかる。つまり、荒木川流域を含む成久イゼの灌漑範囲より下流一帯(下原村を除く)は一つの水利共同体を形成していたといえる。

次にこの記録は、瀬戸田村の水利についても言及している。五月一四日条には「恵良分ハ油留木井手ニて漸苗代七嶋間合兼候仕合植付等出来不申、椿分も池水モ減候へハ先廿日過迄ハ根付ハ見合」とあり、最上流部の恵良地区は油留木川の井堰、實際寺周辺の椿地区は池(讓葉池)の

灌漑範囲であることが確認でき、これらは現代と変化がない。次に吉松川より下流域であるが、五月二五日条に「川水福正寺井手二落し候」とある。福正寺の名は、小字名として瀬戸田八幡近くのにこる。現在この一帯は吉松川に設けられた仁王イゼの灌漑範囲にあたっては、記録という福正寺井手が仁王イゼにあたるのかは判然としない。このようにみると、瀬戸田村の水利は本来安岐川支流を用水源としたわけであり、いわゆる新溝は既存水利の安定を築造目的の一つとしたことが窺える。そして、こうした瀬戸田村を灌漑する用水の余水が、連続する馬場村の用水源ともなったのである。

さて、一九世紀前半の一連の水論は、用水確保をめぐって馬場・下馬場村が訴えたものであった。上馬場の上流部にある犬田や下堀田が「甚難渋二有之候」(五月二七日条)という状況にあり、六月一七日条では瀬戸田からの余水を「犬田へ貰候而ハ下堀田不為ト申賈不申」とある。こうした記述から、下堀田は現在権現イゼが最初にかかる地であるが、根付にあたって瀬戸田からの余水を前提とし、灌漑体系上犬田と連続する状況にあったことが窺える。現在、犬田は仁王イゼの末端にあたり、下堀田とは井堰を異にするが、一九世紀前半には下堀田も仁王イゼの灌漑範囲であったことを窺わせ、現在の権現イゼは設けられていなかったか、場所がさらに下流であったことを伝えている。

さて、馬場・下馬場村にとって問題であったのは新溝の築造による安岐川左岸の用水不足もそうであるが、中園村からの余水の配分もあつた。五月二九日条では、馬場・下馬場村が田植を終えていないにも拘わらず、中園村庄屋為介が「御差図を以落し塩屋・西本へ被遣候儀」(五月二九日条)と西本・塩屋へ余水を落水したことを非難している。ここで留意すべきことは、中園イゼの余水は馬場・下馬場村の中心部である安岐川左

岸を灌漑する井堰(権現イゼ)ではなく、荒木川もしくは安岐川右岸を灌漑する中園イゼなどに落ちることである。馬場の領域は安岐川右岸にも及んでおり、中園イゼの余水をめぐる問題は安岐川右岸の灌漑に関わる問題であつた。

こうした安岐川右岸の灌漑をめぐっては、中嶋忠右衛門は「下馬場去冬海老や田番下ヶ致候付而ハ塩屋村の余水北二落候而ハ可及迷惑旨」という塩屋村庄屋の言葉を聞き、「中園余水地原ノ溝ハ塩屋へ落候へハたとへ番下ヶよけ溝いたし候共壹升之処壹・式合も北ノ方へ落可能申哉、塩屋之方格別不為と申程之儀も覚間敷哉」と感想を述べている(六月八日条)。ここにおいて、「海老や」は現在エビタイゼがかりの地を指し、「地原ノ溝」の「地原」は中園村の最下流部に位置する沢掛集落の西に小字名としてあることから、「地原ノ溝」とは現在も沢掛集落付近を灌漑し、荒木川に落ちる中園イゼの水路のことであろう。すると、下馬場などは用水不足を解消するため、田番―水田の盤面であろう―を下げる工事を行い、中園イゼからの余水などを引きやすくしたのであつた。

また、中園イゼの田植時の井堰普請は中園・西本・上馬場が三等分する形で行つたといひ、中園イゼの灌漑範囲にも馬場の出作地があつたことがわかる。あるいは、安岐川右岸は大字馬場や塩屋の領域もあることから、同地の開発は馬場・塩屋などの各村が入会の形で行つたことが窺える。

このような一連の水論によって、新溝の取水口には縦四寸・横五寸の箱樋が設けられるが、瀬戸田村が新溝を設けた成久イゼは、その約六km上流まで井堰が設置されておらず、安岐川下流域において最も安定して用水を得ることができた井堰である。そこに新溝を設けたことは、旱魃の際には灌漑上有機的に結び付いた安岐川下流域において水論を惹起さ

せるものとなった。実際、文政六年には箱樋が縦横四寸にせばめられ、さらに明治時代にも相論が起きている。なお、こうした水論の経緯からは、権現イゼなどの問題はあるにしても、現代の灌漑体系が基本的に一九世紀前半には確立していたことがわかる。

### (3) 荒木川右岸の開発

さて、安岐川下流域の開発史においてまず注目されるのは、字用作の位置する荒木川下流部の右岸である。前述したとおり、この一帯は現在オキタイゼと塩屋イゼの二つが灌漑する。既に、この地の灌漑と開発史については服部英雄氏の論考<sup>(2)</sup>がある。そこで、氏の論考をもとにして荒木川右岸の開発史をみていくこととしたい。

服部氏の論考によると、まずオキタイゼは突き分け(分水点)が二つあり、「上の突き分け」と呼ばれるところで、荒木川沿いの水田をひく水路(以下、左線と呼ぶ)がまず分かれ、次に「下の突き分け」で方格地割の残る水田(以下、中央線と呼ぶ)と丘陵沿いの水田に向かう水路(以下、右線と呼ぶ)とに分かれる。分水慣行として、午前が左線、昼が右線、夜一二時間が中央線に分水された。中央線は標高の高い、字高田(コウダ)に配水しており、この一帯は水がのりにくかったという。灌漑面積は三つの幹線水路のうち、最も狭いものであり、コウダへの配水が、水喧嘩のものであったという。なお、オキタイゼは旧田中イゼと西本イゼが統合されたものであるが、これら二つの井堰の灌漑範囲を詳しく知ることはできない。

次に塩屋イゼは、字樋本にある突き分けで三つに分かれる。荒木川に近い水田への水路(畑田水路という)、字用作などに向かう水路(用作溝ともいう)、湿田が広がる丘陵沿に向かう水路(マワシ溝という)で、順に午前・午後・夜の分水であったという。このうちマワシ溝は、その

名称のとおり、南の丘陵部に向かつて伸び、その後丘陵麓を東にはしり、さらに海岸部の耕地に沿って北にすすみ、安岐川に排水するという、荒木川右岸の大字塩屋の水田地帯を巡る形をとっている。

なお、塩屋イゼの水路は、川から樋本の突き分けに向かう間に、オキタイゼの左線と立体交差する部分があり、このことは現在の塩屋イゼ自体がオキタイゼよりも新しいことを示している。前述したように、塩屋イゼは昭和四六年頃に移築されたというが、それ以前は現位置よりも下手にあったという。河川改修以前は、荒木川が蛇行する部分に設置されていたとみられる。

さて、服部氏は塩屋イゼの中央線の分水慣行から、荒木川右岸の耕地開発について次のように推察されている。コウダは標高も高く、水がかかりにくい地であり、本来は畑であったとみられる。さらに、塩屋イゼは新イゼと呼ばれることや領主直営の用作が所在したことをふまえると、もともとこの一帯はオキタイゼ(統合前は西本イゼ)の灌漑範囲であり、現在コウダに向かう水路は領主水田の用作がある下流域の基幹用水にあってられていたのではないか。そして、十分に水が行き渡らないため、塩屋イゼが開削され、結果下流域への配水負担がなくなり、かつての基幹用水が受益面積と比べて配水時間の長い中央線として残存する灌漑体系が創出された。

このような服部氏の見解を補いつつ、荒木川下流部右岸の水田開発をみていくと、用作が所在する一帯は非常に細かく小字が設定されていることがまず特徴としてある。付図B-1にあるように、水田一筆が一つの小字というものもあり、明治時代の小字統合によって消えてしまうシコナ(小字内地名)がそのまま小字として継承されたことを示している。そのなかで、用作は地籍図では全部で七筆の水田(いずれも乾田)からなる。

こうした用作が所在する荒木川右岸は、丘陵沿いに湿田あるいは半湿田が広がり、南の丘陵上には六世紀段階の塚山古墳もある。確かに、荒木川は流量も少なく蛇行しており、治水や用水の面で不安定な要素もあるし、河口部流域に位置することから海水の逆流も問題となる。しかし、海水の逆流については、例えば杵築市の八坂川は八坂地区で蛇行し、たびたび洪水を起こしているが、蛇行によって海水の逆流を防ぐこととなり、蛇行部付近には弥勒寺領八坂荘が位置する。荒木川は、安岐川のような直線的な河川と違い海水の逆流を一定程度防ぐことができ、より統御が可能な河川であったとみられる。加えて、湿田の所在などもふまえて相対的にみれば、安岐川下流域でまとまって耕地開発の面積が確保できる荒木川下流部右岸は開発の手が最も早く入った地の一つであることが想定される。

ところで、荒木川右岸の支谷の奥には溜池が所在することを前述べたが、これらは最上流部に築造されている。こうした溜池と水田開発史を検討する上では、海老澤衷氏が田染荘調査で示された左のような溜池の分類は重要であろう。

里 池↓沖積地またはその周辺に存在し、集落からあまり離れていないもの。

谷池 A↓谷の最奥部にあって、池より上には集落が存在しないもの。

谷池 B↓谷合に存在するが、比較的沖積地に近く、池の周辺あるいは上流部に集落が存在するもの。

そして、これら三種の溜池は、相対的にみて里池↓谷池 B↓谷池 A という順に築造され、少なくとも谷池 A は江戸時代の築造となる。

すると、現在見るような谷沿いの耕地に水田が広がる景観は、近世の開発に拠るものといえよう。しかし、この地の丘陵麓には荒巻古墳など

の六世紀段階の古墳が所在しており、谷水による小規模な水田開発が行われたとみられる。そのなかで、方格地割のある一帯の丘陵麓に位置する西ヶ迫池や蓮池は、丘陵裾にある立地から、その築造は条里地割施工以前に遡るとも考えられる。また、荒木川流域の西本にも条里地割が確認でき、これらの地も早くから開発の手が及んだことが推察される。

#### (4) 安岐川左岸の開発

安岐川左岸は、前節でも触れたように河口部に安岐津が置かれ、安岐郷郷司の拠点や大友氏勧請と伝える熊野社、田原氏開山の大儀寺、あるいは瀬戸田八幡など安岐郷の支配装置ともいべき寺社が所在している。また、六世紀段階を中心とする古墳も所在しており、荒木川右岸とともに、安岐川下流域の拠点集落が所在したとみられる。

さて、安岐川左岸には近世の行政村として、安岐川下流域では上流から瀬戸田村・馬場村・下原村の三村が定立していた。このうち、下原村は安岐川を用水源としていないため、以下では瀬戸田・馬場の二つの村の開発の在り方をみていくこととしたい。

#### ① 瀬戸田村

瀬戸田には、安岐川の支谷が三つ所在する。瀬戸田村と掛樋村の境となる油留木川、讓葉池などが所在する谷、吉松川である。灌漑体系もこうした三つの支谷に区切られる形で三つのまとまりに分類される。前述したように、油留木川と讓葉池の谷との間に位置する恵良地区は油留木川の井堰から、次の椿・唐見地区は讓葉池の水を基本とし、安岐川沿いは成久イゼが灌漑する。そして、吉松川より下流域（以下、ヒナタ地区と呼ぶ）は吉松川に設けられた井堰を基幹用水としている。このうち、ヒナタ地区は庄屋中嶋家や鎮守である善神王宮があり、瀬戸田村の拠点となる地区である。同地区は複数の井堰による灌漑体系を有しており、

他の地区と比べると複雑な状況といえる。丘陵裾の水田は上イゼ、その他は仁王イゼ（中イゼともよばれる）が灌漑する。そして、これらの井堰を補完する役割も有するのが瀬葉ヶ谷池となっている。ただ、昭和三〇年代までは吉松川と安岐川の合流点近くにタンガイゼがあり、安岐川沿いの水田はこの井堰が灌漑していたというし、成久イゼからの水路が吉松川を樋でわたり、仁王イゼに合流していた。

こうした瀬戸田の灌漑体系の整備については、庄屋中嶋忠右衛門の功績による所が大きいといわれ、瀬戸田下区公民館の敷地には明治二八（一八九五）年造立の「中嶋家基君水利功勞碑」（近年この地に移築された）がある。その碑文を抄出すると次のとおりである。

早歎頗多家基憂之曰開水利則民生之所資不可一日□諸建議□□屢□□天明四年□隣邑掛樋川作渠穿山麓鑿岩腹造□□其水漑之村田、七年増築油留城村油津利葉陂、寛政二年増築吉松村瀬葉ヶ谷陂、十二年設唐見渠堰其功績不可勝計

これによると、中嶋忠右衛門は多くの水利事業を手がけたことが窺える。天明四（一七八四）年の水路開削は、現在どの井堰にあたるのかは判然としないが、その後瀬戸田村の瀬葉ヶ谷池と讓葉池という二つの溜池の増築を行い、寛政一二（一八〇〇）年には唐見イゼからの水路（前述した新溝のこと）の開削を実施している。ここから、瀬戸田村の水利安定のための溜池築造は一八世紀後半までに終了していたことが窺えるが、溜池築造は主として一七世紀以降とみられ、瀬戸田村の水利については、一七世紀～一八世紀後半の間に溜池築造が実施されており、ここに一つの画期を見出すことができよう。

## ②馬場村

江戸時代は馬場村（上馬場村ともいわれる）と下馬場村の二ヶ村に分

かれ、各々庄屋がいた。これは氏子園からも明らかで、本書VIIにあるとおり、馬場村は瀬戸田八幡、下馬場村は八坂社を鎮守としており、このことは本来開発単位が異なることを窺わせる。現在の大字界（近世の村界）は瀬戸田八幡の参道にあり、すぐれて人為的な境界設定である。このことと後述する灌漑体系の在り方をふまえると、上馬場と瀬戸田のヒナタ地区とは本来一つのまとまりであったことが窺える。

安岐川左岸は、現在権現イゼが配水しているが、前述したように馬場の上流部にあたる犬田や堀田は瀬戸田からの余水を用水源の一つとした。一方、下馬場のうち左岸は後川を用水源としており、安岐川左岸は基本的に安岐川支流を用水源としており、安岐川を用水源に求めることになったのは相対的に後の時代のことといえよう。また、右岸については中園イゼの余水と中村イゼによつて灌漑されている。

前述したように、権現イゼはかつては二つの井堰に分かれており、二つの井堰ともに、安岐川の氾濫原を灌漑していることから、その開発にあたっては一定度の安岐川の治水を前提としたことがわかる。ちなみに旧上イゼが灌漑する安岐川左岸には湿田が広がっていたといい、それは瀬戸田のヒナタ地区から連続していたという。このようにみると、馬場地区における水田開発は安岐川左岸の湿田や後川流域がその中心であり、安岐川に井堰を築造し安定した水田の面的な拡大が達成されるのは、江戸時代になつてからのことといえよう。

## （5）安岐川右岸の開発—二つの川に囲まれた地—

安岐川と荒木川にはさまれた地のうち、最上流部には成久イゼがある。この井堰は、その約3km上流まで井堰がなく、安岐川下流域では最も安定して取水が可能となる井堰である。その灌漑範囲は、現在の大字成久の領域をこえ、中園の一部に及んでいる。大字中園のうち上中園と呼ば

れる集落およびその周辺の水田は成久イゼがかりの地であり、そこには太郎丸などの地名の遺称地もある。こうした成久イゼの水は荒木川および中園イゼの水路に落ちる形をとっている。

次に中園イゼは、安岐川右岸で最も広大な灌漑面積を有する井堰である。その水路は、途中の突き分けて三つに分かれる。安岐川沿いにはしり、権現イゼの水路に合流する天田溝、歳神社近くを通り、下流の沢掛に向かう水路、荒木川に向かうゴンゼ溝である。突き分けての分水慣行は特になかったといい、中園イゼの水路は成久イゼの水路と連結する形をとっている。

さて、中園イゼがかりの水田について、圃場整備に伴う埋蔵文化財調査によると、天田溝やゴンゼ溝周辺は泥炭層の堆積する水田といい、特に荒木川沿いの水田は湿田であった。しかし、歳神社周辺から下流の水田は砂礫層が堆積していたという。ここから、歳神社から下流域は海に至るまで安岐川の氾濫原にあたり、その開発は相対的に遅かったことが窺える。

すると、現在のような灌漑体系の形成は、安岐川右岸における一定度の水田開発を前提とするものであり、中園イゼの水路が成久イゼのそれと連結していることもふまえると、歳神社より上流部の水田は本来成久イゼがかりであったものが、下流域の水田開発をうけて、新たに築造された中園イゼの灌漑範囲になったと推察される。元和八（一六二二）年の「小倉藩入畜改帳」では、中園村は上中園村と下中園村の二つに分けて記載されている。これは一つに灌漑する井堰の相違に拠るものとみられ、中園イゼの構築は元和八年以前であること、新しい井堰の構築とともに一つの村となる集落が形成されたことがわかる。中園村の鎮守歳神社は、水田の中に位置しているが、これは開発の達成とともにランドマ

ークとしてこの地に選地されたのであろう。ただ、安岐川右岸の下流域の水田開発も元和八年段階で完成したわけではなく、その後も引き続き実施されたとみられる。

ところで、この一帯の開発史に関しては、現在の安岐中学校周辺の埋蔵文化財調査の成果が留意される。まず、安岐町役場建設に際して調査された光広遺跡では、弥生時代中期から終末と見られる円形の住居跡が検出されている。調査区の中央部は凹状にくぼみ、東西方向に土砂が流れ込んだ形跡があり、地表にも大小の礫がみられたという。建物遺構は調査区西部で確認されることから、住居跡は調査区より西側にあったとみられている。また、この光広遺跡の北側の竿地区の調査では、九一〇世紀の溝状遺構が確認され、一二一五世紀代の建物跡が検出されているし、隣接する蔵所地区の調査では湖州鏡や硯を副葬品とする墓壙が検出されている。あるいは、現在の安岐中学校の建設時には多くの土器片が出土したという。こうした遺跡が検出される一帯は複雑に微地形が入り組み、詳細は判然としないが、太郎丸名などの地名の遺称地も近く、この一帯が安岐郷支配の拠点であったことが窺える。

さて、図田帳にある成久名の故地は現在の大字成久が中心とみられるが、以上のような遺跡の分布や灌漑体系をふまえた時、大字中園の上流域も故地として位置付けられる。このことは大字成久および上中園が同一の開発単位であったことを伝えている。

次に安岐川右岸の下流域における安定した水田の現出は、近世以後のこととみられる。例えば、本書Ⅳ―二にあるように中園村の郷帳上の村高は正保郷帳から天保郷帳の間で約一・三倍になっている。中園村は沖積地に立地する村であり、このような村高の増加は下流域の治水とそれに伴う水田開発を一つの要因とするものといえよう。換言するならば、



中園村の村高の増加は、安岐川右岸の治水と水田開発の成果を反映したものとみられるのである。あるいは、上述した安岐川右岸に大字馬場や塩屋の領域が入り組む状況や荒木川に設けられたエビタイゼはエビヤイゼともいわれ、海老屋という商家の開発に拠ると伝えられることは、安岐川右岸の下流域の水田開発は近世以後に拠るところが大きいことを物語っている。

## (6) 小括

安岐川下流域においては、荒木川流域を含めて灌漑体系上有機的に結び付いた地であり、現況の灌漑体系は一九世紀前半には成立していたことが確認された。このことは安岐川と荒木川の一定度の治水もこの時期までに確立していたことを示している。

以上のことをもとに、このような安岐川下流域の水田開発は、次のような段階を設定することができる。ただ、各々の段階については残念ながら具体的な年代を知ることができず、相対的な段階設定に留まるものである。

A段階：荒木川右岸における条里地割施工以前の段階で、水田は平地部では湿田を中心とし、谷沿いでは谷水を利用する、小規模なものとみられる。安岐川左岸と荒木川右岸が開発の中心地であり、拠点集落もこれらの地に所在し、安岐川右岸では成久や中園の微高地上に集落が立地したと考えられる。なお、成久の南部にある丘陵裾もこの段階の開発地とみられる。

B段階：荒木川右岸などで条里地割が施工され、水田の面的拡大が図られた段階。遅れて安岐川右岸では成久名などの別名的開発がみられ、成久や西本などで水田の面的拡大が図られたとみられる。

C段階：中園イゼの築造をはじめ、安岐川右岸の開発が本格化し、治水

と水田の拡大が図られた段階。

D段階：荒木川下流域では塩屋イゼの構築による灌漑体系の変化とコウダなどの畑地の水田化が図られた段階。なお、塩屋イゼは松原（塩屋村庄屋松原氏の家名に拠る）イゼとも呼ばれ、江戸時代の築造が想定される。また、安岐川両岸の氾濫原であった地でも水田の面的拡大が図られ、加えて瀬戸田村の瀬葉ヶ谷池や下原村の赤池などに代表される溜池が築造され、水田拡大と既存の河川灌漑の安定化が志向された。

E段階：近代以後にあたり、例えば箕辺池からの隧道を伴う水路開削などの大規模土木工事を伴う段階で、安岐川や荒木川の河川改修も行われた。

ちなみに、海岸部については、大字塩屋においては砂嘴上に集落が所在し、弥生時代の遺跡もある。この一帯は弥生時代から小規模ながら集落が形成されたとみられるが、大字塩屋の海岸部には「シンガイ（新開）」あるいは「新田」という小字が所在し、水田開発という点では相対的に新しい時期の開発地といえる。

## 2 吉松地区

安岐町大字吉松（以下、吉松地区という）は、安岐川の支流である吉松川および前谷川という二つの河川が流れ、このうち吉松川流域は本谷、前谷川流域は前谷と呼ばれている（後掲の図15）。吉松川と前谷川は、吉松地区の南部で合流し、約1km下って安岐川にでる。ただし、この地区は、圃場整備と河川改修が行われ、景観は大きく変貌している。

### (1) 吉松地区の灌漑体系

吉松地区では、本谷の中村集落より上流あるいは前谷の一ノ瀬集落よ

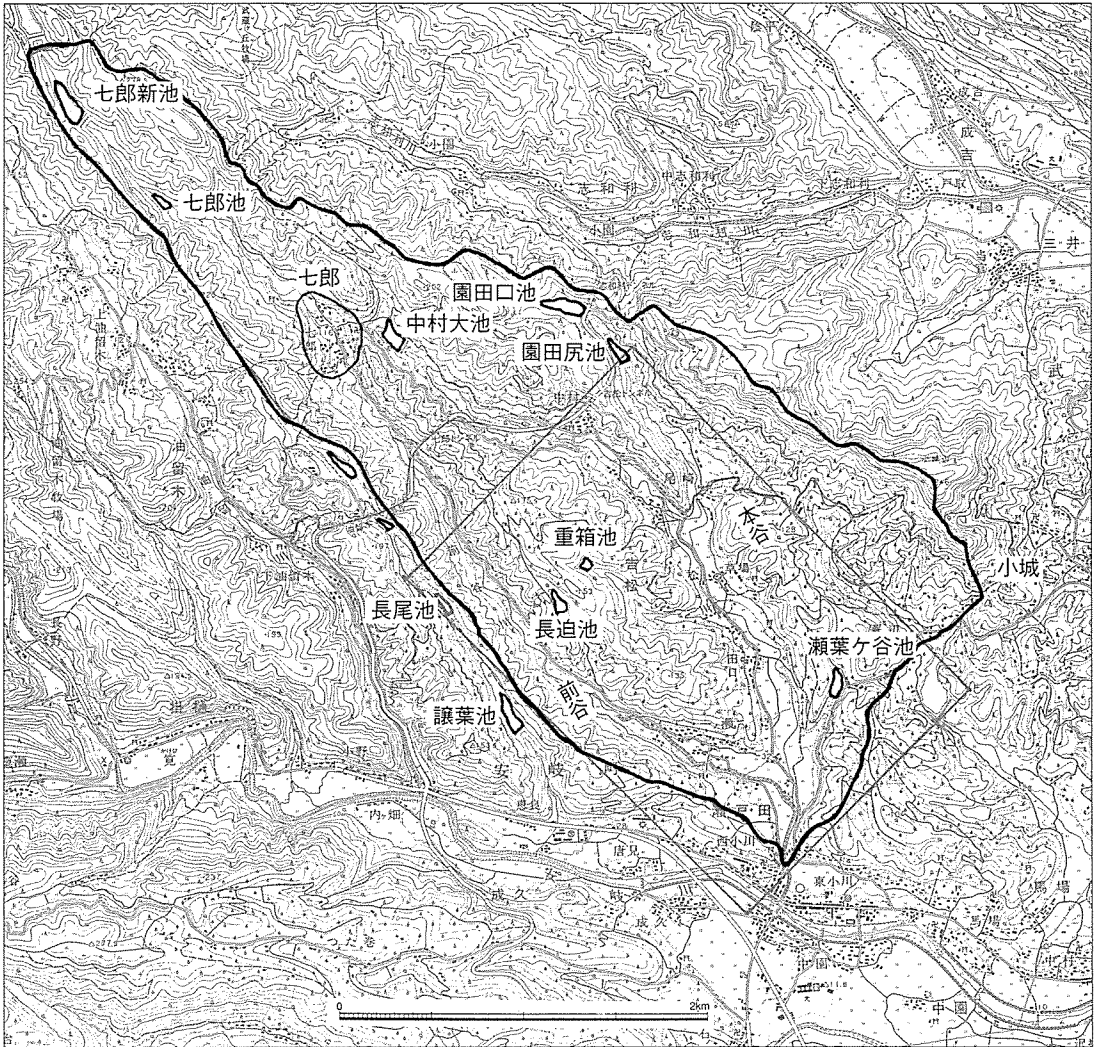


図15 吉松地区位置図（※図中の枠線は後掲の図16に拡大掲載した部分）

り上流は、名称も判然としない小規模な井堰が所在する。また、吉松地区には多くの溜池が所在する。本谷には中村大池（中村）、園田口池・園田尻池（尾崎）、重箱池（田口）があり、前谷には七郎池・七郎新池（七郎）、長迫池（一ノ瀬）があり、この他隣接する油留木村の谷には長尾池（二ノ瀬）がある。なお、吉松地区東部には瀬葉ヶ谷池がある（括弧内の地名は、その池を管理する集落名）が、これは前述したとおり、瀬戸田村の池である。

吉松地区の灌漑の特徴は溜池にある。すなわち、長尾池や園田口池がその一例として挙げられるが、これらは尾根越しの池ともいえるべき池で、丘陵をこえる形で水路が築造されている。なかでも、長尾池は明治二四（一八九一）年作成の地籍図に池とそこから前谷への水路が描かれており、一九世紀後半までに築造されたことが窺える。一方、園田口池については、地籍図では丘陵を越える水路から水をひく地は畠地となっていることから、尾根越しの水路築造は明治二四年以後のことであり、元来は園田口池は園田尻池を補水する機能を有する溜池であったといえる。こうした尾根越しの池には、他村に築造されるものもあった。長尾池がそれにあたるが、同池は吉松地区の西に位置する油留木村に属する谷（鏡石の谷）に所在する。

この谷には長尾池のほか、鏡石池・新池（油留木村分）、讓葉池（瀬戸田村分）があり、これらの池は同一の谷にあるものの所有する村が異なっている。いずれも地籍図にみることができ、少なくとも明治二十一年までには異なる村へ水を供給する池が谷全体に築造されたことがわかる。このような溜池築造と立地の選定は、一つの村独自で行い得たわけでない。本書Ⅲ―三でも紹介されている安岐町糸永地区に水をひく新池は弁分村にあり、異なる村に位置する溜池の例といえる。ただ、弁分村の庄屋が杉山村の庄屋も兼帯していたともいわれ、庄屋兼帯という状況が、溜池築造を可能にしたのかもしれないが、いずれにしても他村に溜池を築造する場合は、その前提として人間の開発の手が加わっており、池床となる耕地などの補償をはじめ村同士の交渉が必要となる。鏡石の谷に所在する溜池はいわば計画的に選地とされたともみられ、こうした溜池の築造には藩権力も関与したことが考えられる。溜池築造は用水不足・年貢増収という論理で史料上には現れることが多いが、在地と権力の相互規制という視点からも溜池築造という土木事業を改めて検討していくことが必要となる。

ところで、権力と一口にいっても、その在り方はさまざまである。国東半島域を見ても、前回の調査対象地であった香々地町は、近世を通して幕府直轄領・日向延岡藩の飛地としてあり、溜池築造は近代になって本格化している。反面、安岐町をはじめとする東国東は杵築藩領であり、近世においては藩領と飛地領という違いが、溜池築造にも何らかの影響を及ぼしたことが想定される。さらに飛地領でも藩にとつて重要な領地であった所とそうでない所は支配の在り方にも違いがあるだろう。

以上のように、近世の溜池築造をめぐっては、在地と権力の関わりをより具体的に検討することが課題としてあるし、これは近代の溜池築

造・耕地開発についても同様である。そのなかで、吉松地区の溜池は、地域開発をめぐる在地と権力との関わりや村同士のつながりを検討する上で興味深い題材ともいえよう。

## (2) 吉松地区の耕地開発

安岐川支流の一つである吉松川流域には、その下流部に六世紀後半―七世紀前半の築造とみられる一ノ瀬古墳群がある。子持ち器台や鳥舟付き器台が出土しており、一ノ瀬古墳群は「海」との関わりを持った首長の墳墓であったとみられている。<sup>9)</sup> また、この一帯は武蔵郷と現在の杵築市域を結ぶ交通路一成久に通じるもので、成久には大道の小字がある一が通る要衝でもあったといわれる。なお、前谷川下流域で検出された一四世紀代の掘立柱建物跡は市場の地名が遺る地にあり、これは市に関係する遺構とみられている。<sup>10)</sup> また、前谷と本谷の合流点近くの集落は「バンジョケ」とよばれ、「番所除」の字をあてる（図16参照）。かつては大友氏の番所があったといい、こうした地名が吉松地区の下流域にあることは、この一帯が交通の要衝であったことを伝えているだろう。

ところで、有力者の墳墓とされる一ノ瀬古墳群が、こうした安岐川支流の吉松地区に所在することは、この地が安岐川の氾濫の影響を受けにくい、より安定的な地であったことを一つの理由とするのではなからうか。いずれにしても、一ノ瀬古墳群の所在をふまえた時、その周辺は六世紀末―七世紀段階には耕地開発の手が入っていたと目される。ただ、本谷・前谷ともに河川の流量は少なく、これらの地では水田開発といっても、限られた範囲であったと見られる。といっても不安定な地が多かったことが推測できる。

さて、吉松の名が文献上に初めて現れるのは、元弘三（一三三三）年の「到津公連寄進状案」（「安」五四号）である。そこには、「安岐郷吉松



図16 吉松地区詳細図

陸町」とあり、吉松は到津公連から宇佐大楽寺への寄進地の一つに数えられていた。また、貞治三（一三六四）年の「大友氏時当知行所領所職等注進状案」（「安」六九号）や永徳三（一三三三）年の「大友親世当知行所領所職等注文案」（「安」七六号）には「同国（豊後国）引用者注）吉松名」とある。ただ、これらの史料にいう「吉松名」と前掲の大楽寺へ寄進された「吉松陸町」の関係や吉松名の範囲など、具体的な様相は詳らかでない。あるいは、大友氏の庶家たる志賀氏に伝来した文書のなかに「吉松田地坪付并段銭注文」（年未詳、「安」七八号）がある。ここにある地名のうち、現在の所吉松地区で確認できるものは一つのみであり、それも山間に位置している。この注文は後欠であり、端裏書に「よしまつのちけのちうもん」とあるが、地名調査の結果をふまえると、ここという吉松は散在所領の可能性もある。ただし、大友氏開基とされ、吉松とは丘陵をはさんで南に位置する實際寺（臨濟宗）の開山堂が前谷の一ノ瀬集落に所在しており、前述したように大友氏が吉松名を所領としたこともふまえると、吉松名の中心はこの一帯にあったことを示しているのではなからうか。ちなみに、前述した市とみられる遺構は、現在上市場イゼがかりの地であり、遺構は一四世紀代とされることから、この井堰の築造は一五世紀以降となる。

一方で、吉松地区にその故地を比定しうる安岐郷の名として弘永名がある。『豊後国田帳』には、田数は三〇町を数える。吉松川右岸に字広永があり（図16参照）、この地が弘永名の故地と見られる。さらに、「ピロナガ」の名は隣接する田口集落も含むといわれ、近世吉松村の庄屋家がこの集落に所在したことは興味深い。田数からしても弘永名は、字広永一帯だけで完結するのではなく、散在名であった可能性も指摘できるが、本谷にある字広永は弘永名の拠点の一つであったことが想定される

し、この地は名設定の前提として一定程度の古代における水田開発の展開があったと考えられる。

この他に、中世の吉松地区における水田開発を窺うことのできる史料としては、年未詳であるが、「田原家年寄連署奉書写」（「安」一七三号）がある。これによると、「吉松本方之内園田」が片山市助に与えられており、現在も本谷に字園田（図16参照）がある。園田の地は、現在園田尻池の灌漑範囲であるが、湧水もあるという。園田の名が残る地は、中世の屋敷地周辺における小規模開発の故地であることが指摘されており、吉松地区の園田も中世における小規模開発の一例と見られる。そして、史料に見られる「吉松本方」という文言から、現在の本谷・前谷という呼称区分につながる地域認識が中世後半には所在したことが窺えよう。ちなみに、園田には、現在草場にある山神社の元宮があったという。山神社は本谷全体を氏子とする神社であるが、その元宮が園田に所在することは、その開発年代や主体は明らかにはないが、園田が本谷において相対的に古い時期から開発された地であることを窺わせてくれる。

この園田とともに、吉松地区の谷の上流域の開発については、七郎集落が目される。ここには一四世紀末〜一五世紀初頭の総高一七〇cmをこえる一石五輪塔があり、近世以前の開発地である。清原姓を「草分けの家」としている。ちなみに、南北朝時代以後、国東半島を本拠として田原氏は豊後国玖珠郡域にも所領を得ており、結果玖珠郡域の清原氏の一族である森氏などが田原氏の被官として逆に国東半島に所領を得ている<sup>13</sup>。森氏は武蔵郷域を拠点とし、安岐郷域でも宝徳二（一四五〇）年に所領を得ている（「安」八七号）。七郎が武蔵郷域と丘陵を隔てて位置することや七郎の草分けの家が清原姓の家であることをふまえると、同地の開発は丘陵をはさんで所在した清原姓の一族によってなされたとも推

測される。

つまり、中世の吉松地区は、弘永名などの設定をふまえた時、本谷の田口集落から下手や前谷の一ノ瀬一帯は早い時期から一定程度の水田が分布していたとみられるが、二つの谷の上流域では、園田に代表されるような局地的・小規模な水田開発を中心としたことが窺える。ただ、中世に築造が遡り得る溜池もなく、河川の流量も少ないことなどから、水田といっても不安定な地が多く、畠地や荒地が混在する耕地景観であったことが推測される。なお、本谷と前谷とでは鎮守各々が異なり、本谷は山神社、前谷のうち一ノ瀬は今宮社、七郎は山神社と各々別個に鎮守を祀っている。大字吉松地区全体を氏子とする鎮守はなく、このことは各地の開発主体・経緯が異なることを示している。<sup>(H)</sup>

一七世紀以後は、溜池の築造による水田の拡大と水利の安定が図られたとみられ、明治二四（一八九一）年の地籍図を見ると、現況の水田分布とほぼ変わらないことから、近世の溜池築造が吉松地区の耕地開発において、大きな画期であったことがわかる。そして、この吉松地区で確認された尾根越しの池もしくは他村に所在する池は、他の安岐川支流でも見つけることができる。従前の調査地と比べた時、現段階では安岐郷域の特色といえることができるだろう。

### 3 朝来野川流域

#### (1) 地理的環境

安岐川の支流の一つである朝来野川が貫流する谷（小俣川流域も含めて、以下では朝来谷と呼ぶ）はほぼ南北に伸びる。朝来谷は近世の行政村でいえば、弁分村、久末村（以上、大字朝来）、中野村、諸田村、小俣村（以上、大字明治）の五ヶ村からなる〔資〕付図A―4参照）。なお、

朝来野川と小俣川の合流点（以下、合流点と呼ぶ）から下流を見ると、特に朝来野川右岸では段丘面があり、川の近くまで伸びる所もある。その段丘上に現在集落が所在する。また、最下流部の東側の丘陵上には台地が広がり、台地上には上油原・下油原の二つの集落が所在する。

#### (2) 朝来谷の灌漑体系

ここでは小俣川の合流点から下流域を中心にみていくこととしたい。これらの地は昭和六三年にはじまる圃場整備事業の実施によって、耕地景観は大きく変化したため、いかでは圃場整備以前の灌漑体系を復元することからはじめたい。

##### ① 中野地区

現在、中野地区の水田は、上流から大イゼ・新イゼ・松代（まつだい）イゼ・新開イゼの四つの井堰によって灌漑される（付図B―3参照）。

朝来野川右岸は、大イゼ・新イゼ・松代イゼ・新開イゼによって灌漑されているが、大イゼは中野地区上流域の市ノ尾集落前面に広がる水田を灌漑する。この大イゼを補完する形で、市ノ尾一帯の川沿いの水田の一部と下流部を灌漑するのが新イゼである。新イゼの水路は、まず川沿いを通り、水田の間をぬけた後、道路に沿って段丘上に伸び、現在の切畑集落周辺の水田を灌漑している。

次に、松代イゼは、新イゼの下手に設けられた井堰で、中野地区では最も灌漑面積が広い。松代イゼの灌漑範囲のうち、西側の段丘崖下と朝来野川沿いに湿田が所在する。そして、この松代イゼの下手にある井堰が新開イゼである。新開イゼの水路は、川沿いの水田を灌漑した後、下流の久末地区では新イゼと同じく道路に沿って段丘上に伸び、段丘上ならびに斜面の水田を灌漑する。新開イゼの灌漑範囲でも、新イゼの場合と同じく段丘崖下に湿田が分布している。

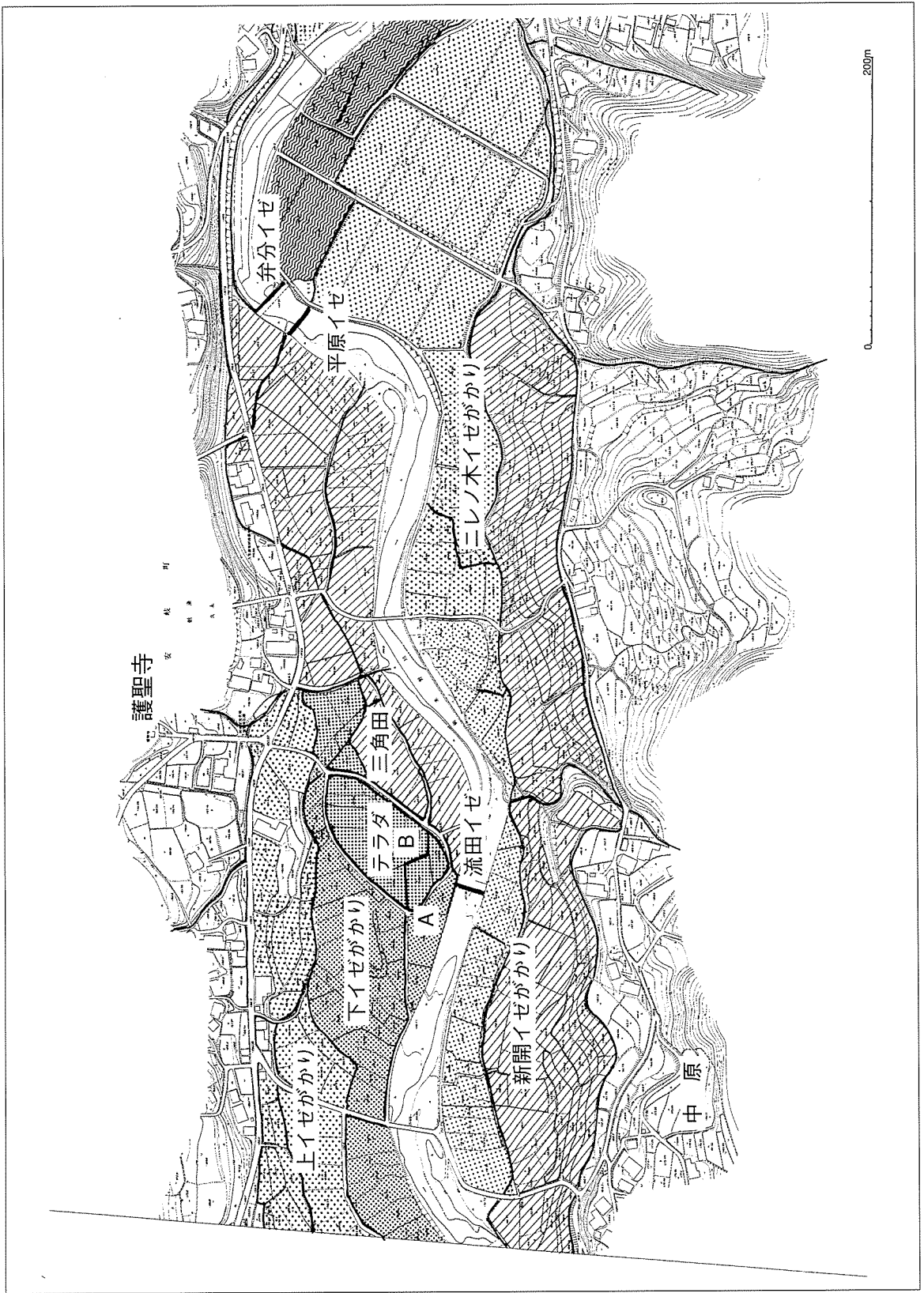


図17 久末地区の河川灌漑体系図



図18 弁分地区の河川灌漑体系図



## ② 小俣地区

旧小俣村は、小俣川流域とともに朝来野川との合流点より下手の左岸も領域とする。合流点近くでは川に沿って水田が開かれ、これは小俣川に設けられた宮ノ下イゼが灌漑している。さらに下流では、多賀社前面に水田が広がる。この地の灌漑は、上イゼと下イゼによって行われるが、上イゼは、井堰から最初に水をかける水田までの距離が長く、水路は川沿いを通ったのち、県道沿いの高い部分に伸びている。さらに、上イゼの水路は旧村境を越え、久末地区に至っている。一方で、下イゼの水路は水田の中を通り、上イゼと同じく久末地区まで伸びている。

## ③ 久末地区

久末地区を灌漑する井堰として、新開イゼ（右岸）・上イゼ（左岸）・下イゼ（左岸）・ニレノ木イゼ（右岸）・流田イゼ（左岸）・弁分イゼ（左岸）・平原イゼ（右岸）の七つの井堰がある（図17参照）。

まず朝来野川左岸についてみると、上イゼと下イゼは上流の旧小俣村から連続するものである。ただし、久末地区における下イゼの灌漑範囲の多くは、以前寺イゼと呼ばれる井堰が配水する地であったという。この寺イゼは、昭和一六年の洪水で流出したため、下イゼに統合されたという。また、流田イゼは弁分地区との境界近くでは、道路沿いの高い地を灌漑し、川沿いは弁分イゼの範囲となる。

右岸では、中野地区から続く新開イゼの水路は久末地区では段丘斜面の高い所を通り、特に朝来野川の枝谷である中原の谷より下手は段丘斜面の棚田状の水田を灌漑している。川沿いの水田は、ニレノキイゼの水によるが、これは平原集落の前面に広がる水田も灌漑している。また、平原集落前面は平原イゼも灌漑しているが、川沿いが中心である。

## ④ 弁分地区

弁分地区の水田は、弁分イゼ（左岸）・大イゼ（左岸）・新イゼ（左岸）・コモカケイゼ（右岸）・山田イゼ・栗ノ木イゼ（右岸）・柿ノ木田イゼ（左岸）の七つの井堰によって灌漑される（後掲の図18参照）。

左岸の灌漑する井堰のうち、弁分イゼの水路は、久末地区との境を越えると、流田イゼの水路を補うように丘陵に向かって伸びていく。弁分イゼがかりの水田では、この丘陵沿いに湿田が分布している。

また、大イゼは川沿いの水田に水をひいたのち、一度朝来野川の蛇行点で川沿いに水路が走り、蛇行点より下手の水田が広がる一帯では、丘陵に向かって水路は伸び、比較的標高の高い地を灌漑する。この朝来野川の蛇行点より下手に広がる水田は、その多くが新イゼの灌漑範囲となっている。新イゼの水路は、当初は大イゼがかりの水田脇（西側）を通るが、水路と大イゼがかりの水田との比高差は二mを越える。その後、大イゼの水路を補う形で、水路は丘陵に向かって伸びる。そして、弁分八坂社前付近の川沿いの水田からは、柿ノ木田イゼを水をかけはじめ、下流の水田に水をひいている。一方、右岸は寺野集落前面の水田は、コモカケイゼ・山田イゼ・栗ノ木イゼが所在している。

## ⑤ 溜池について

朝来野川および小俣川の最上流部には、それぞれ高地池と清水池、そして益ヶ原池が築かれている。また、朝来野川には両岸の丘陵部に源を持つ多くの枝谷があるが、これら枝谷の奥に溜池が築かれている。例えば、久末地区の東側丘陵には鳥越池が、弁分地区東には長迫池、中野地区西側には中野池が所在する。また、油原地区にも蓮池と菱池が所在し、台地上の水田を灌漑しているが、蓮池は丘陵をこえて東の双子川流域の下流部杉山地区を灌漑しており、「尾根越しの池」の一例である。

これらの溜池の規模や歴史については、明治二二（一八八九）年の地

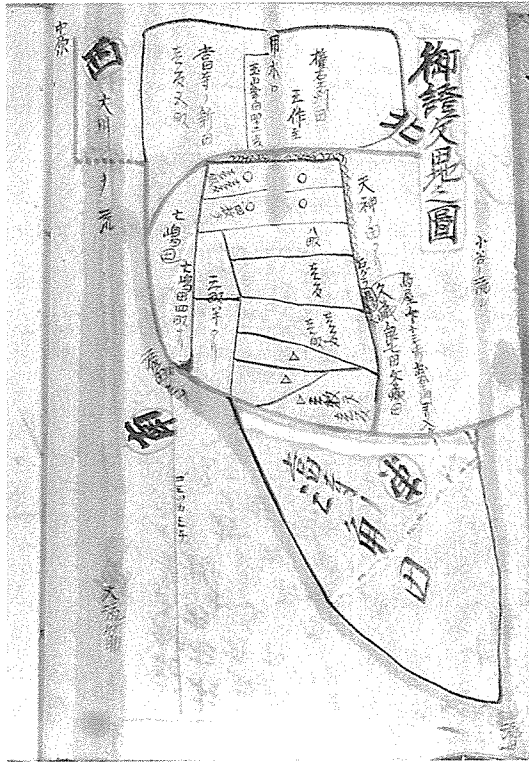


写真4 護聖寺寺地明細図

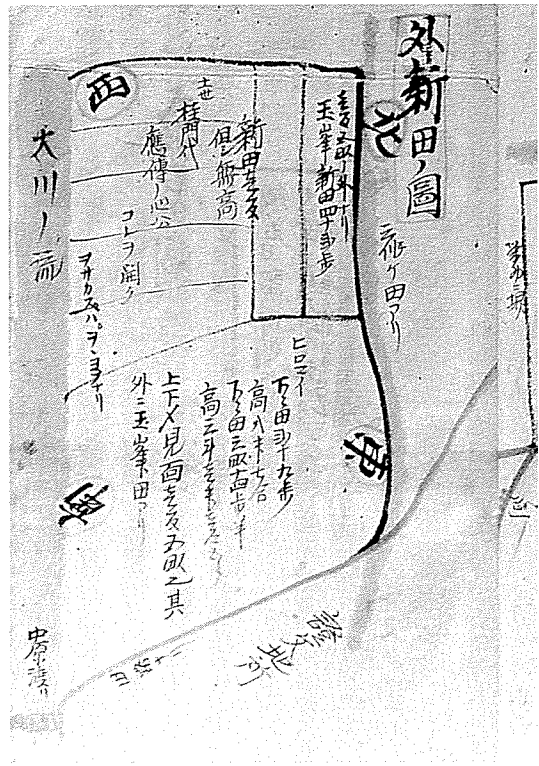


写真3 護聖寺寺地明細図

籍図に高地池・益ヶ原池・鳥越池・長迫池・蓮池・菱池が描かれている。なお、地籍図によれば、例えば中野地区の新イゼがかりの末端の切畑集落付近や新開イゼがかりの同じく末端にある段丘上の耕地は水田とともに島地が混在している。こうした状況は谷部にも見られるが、地籍図には段丘上を灌漑する井堰の水路が記されている。こうした地の全面水田化は、例えば大正一一（一九二二）年の清水池（諸田地区の上流部に所在する）の築造などの一九世紀末以後の事業によってもたらされたことがわかる。

(3) 護聖寺寺地について―近世の水田開発の一側面―

さて、近世朝来谷の水田開発を具体的に知ることは難しい。その中で、護聖寺（曹洞宗）所蔵の「寺地明細図并祭礼等書上」（補遺Ⅰ―Ⅰ、以下「書上」という）は、同寺による水田開発の姿が記されており、朝来谷の水田開発の一端を伝えるものとして注目される記録である。

これによると、例えば、朝来野川左岸に所在した「外新田」（一反五畝）なる地は、地割の形状等から図17のA付近とみられるが、この地は護聖寺一一世桂門の代（宝暦一三（一七六三）年―安永二（一七七三）年）に弟子の応伝（後の護聖寺一二世）が開発したと記されている。あるいは、「御証文田地」とされた水田（五反六畝余）は、図17のBに比定され、現在もこの付近は「テラダ」というシコナ（小字内地名）がある。この「御証文田地」の最上流部の川沿いの地は「当寺ノ新田」（一反五畝）と注されている。ただ、一口に新田といっても、実際には再開発であることも想定できるが、いずれにせよ朝来野川沿いの耕地が不安定であったことが窺える。この他、「書上」には「間瀬」（朝来野川右岸、故地不詳）の脇には「ニレノ木イゼ」、「トヨク」（朝来野川左岸、故地不詳）脇には「流田イゼ」と記されており、久末地区のニレノ木イゼと流田イゼは少な

くとも安政三（一八五〇）年には設定されていたこともわかる。

ところで、護聖寺には「書上」とともに、歴代住持の事蹟を記した「護聖住功記」（以下、「住功記」と略する）なる記録がある<sup>(15)</sup>。一一世桂門の項には、上述した伝伝による「外新田」の開発についての記載もあるし、七世海天の代（元禄一〇（一六九七）年～宝永七（一七一三）年）に「前ノ川」すなわち朝来野川沿いの地に新田五反三畝を開発し、その境界は「東ハ小路切り、小路ノ外二三角田アリ」とし、「南ハ流田溝二堺、西ハ大河二堺」と記されている。こうした状況の記載や地割から、これは「書上」にある「御証文田地」にあたる。なお、「書上」では前述したように「御証文田地」の面積が五反四畝をこえるが、それは後の開発成果も含んだものと思われる。その他、「住功記」には一六世玉峰代の文政八（一八二五）年に四二歩、一七世祖孝代の天保九（一八三七）年には二畝の新田を開発したとある。前者は、「書上」を見ると、「外新田」の北側の流田イゼ脇に「玉峯田」と明記され、後者は「流田溝ノ外」という記述と水路の状況から、朝来野川沿いの地と見られる。

こうした近世護聖寺の記録類からは、同寺による水田開発は主として朝来野川沿いの地において実施されたことが窺える。また、これらの記録には洪水に関わる記述もある。例えば、「書上」では朝来野川右岸の川に隣接して所在したとみられる大般若田（故地不詳）は、文政一一（一八二八）年の洪水で流れたと注記されているし、「住功記」の一一世桂門の項には「御証文之田地」に水をひく溝が三〇年前に破損したと記され、文政八（一八二五）年には「洪水ニテ井手半流ス」とある。溝破損に関する記述では、起点となる年が明示されていないものの、一八世紀前半にも洪水が起こったことが知られる。すると、朝来野川では少なくとも一八世紀前半、文政八年、同一一年に洪水が発生しており、朝来野川は

度々洪水を引き起こす川であったことが窺える。護聖寺門前よりやや下の川沿い付近にある字流田という地名は、このような朝来野川の姿を端的に示している。

以上のことから、近世の護聖寺付近では朝来野川沿いの地は不安定耕地であり、一八世紀前半以後水田化事業がなされたが、度々洪水にみまわれたこと、ニレノキイゼや流田イゼが「書上」に見られ、一九世紀半ばには現代の灌漑体系が基本的に成立していたことを知ることができた。

そして、このような護聖寺周辺における朝来野川の不安定さは、朝来谷全体で確認できる。例えば、二〇世紀になっても昭和一六（一九四一）年と昭和三六（一九六一）年に大洪水がおきている。昭和一六年の大洪水の復旧にあたって、例えば上流部の諸田地区や小俣地区の河道が付け替えられたというし、朝来野川と小俣川の合流点近くの現在上イゼが所在する付近もかつては段丘沿いに蛇行していた河道を現況のようにほぼ直線に替え、下イゼと寺イゼの統合も行われたという。あるいは、前述したように、流田という小字や川沿いの耕地を灌漑する井堰が新開イゼとよばれる状況は、こうした朝来野川がたびたび洪水を起こす川であり、それに伴い川沿いの耕地も水田化したとしても不安定耕地であったことを伝えていよう。すると、弁分地区を灌漑する弁分イゼや大イゼなどの水路が川沿いを通る井堰は、朝来野川の氾濫によって水路の破損が起ることになり、決して安定的な井堰とはいえない。すなわち、これらの井堰は近世以前から開削された可能性はあるものの、整備と破損を繰り返す井堰と見られる。それゆえ、一八世紀前半からさらに時代を遡った時、谷部の耕地景観は地籍図段階以上に畠地や荒地がより多く存在する景観であったと推測されるのである。

#### （4）溜池築造と段丘上の水田開発

これまでみたように、近世の朝来谷では川沿いの地を中心とした不安定耕地の水田化が実施されたわけであるが、近世における水田開発の在り方はこれのみに収斂するものではない。地籍図にもいくつの溜池が描かれており、近世段階には溜池築造も行われた。

この溜池に関しては、河野清實氏の著『朝来郷土史』（一九五二年刊行）に興味深い史料が掲載されている。嘉永二（一八四九）年に久末村庄屋から出された溜池三箇所の築造願書がそれである。現在、これらの史料を確認することはできないが、これらの史料では「しんがい井手」および「麦田井手」がともに「流の末」にあり「早損」に及ぶことから、溜池築造が必要であると願ひ出ている。「しんがい井手」は中野村に、「麦田井手」は「小俣村厳詰」に所在すると記しており、前者は現在の新開イゼにあたる。後者については、岩詰の名が現在も集落名として残り、それに近接する井堰は下イゼであることから、これが麦田井手にあたるものとみられる。確かに、旧久末村は新開イゼ・下イゼともに「流の末」にあたっている。ただ、ここに記載された溜池の築造が実施されたかどうかは、諸資料をもつて明らかにできないものの、嘉永二年の願書からは河川灌漑の安定のために溜池築造を在地が志向していたことを指摘できる。また、朝来野川の最上流部の高地池や小俣川上流部にある益ヶ原池も、谷上流部における水田の拡大と既存の水田の安定化をもたらしたいえよう。

また、近世においては段丘上の水田開発も志向された。前述したように中野地区の新イゼや久末地区の新開イゼは段丘上の水田も灌漑し、水路も2km前後の長さを持つように、朝来野川右岸を灌漑する井堰には水路長が長く、段丘上まで灌漑するものがある。あるいは、左岸における流田イゼも川沿いの耕地を灌漑したのち、段丘上の水田を灌漑している。

こうした井堰の水路は地籍図でも確認できるが、これらの井堰はもともと谷部の水田灌漑のために設定されたものであり、後に水路が延ばされ、段丘上の耕地の水田化がなされたと推測される。これらは高地池や益ヶ原池などの谷奥における溜池築造と関わるものといえる。すなわち、溜池築造による用水の増加・安定が、水路の延長による段丘上の水田開発を実現させる一つの要因になったと考えられる。その時期は具体的に特定できないが、これらは近世朝来谷の水田開発の一つの在り方を示しているだろう。

以上のように、近世における朝来野川流域の水田開発については、川沿いの地の開発に加えて、溜池築造による谷上流部や段丘上あるいは丘陵斜面での水田の面的拡大と既存の河川灌漑の安定化が図られたとみられる。特に、段丘上や丘陵斜面の水田化は水路の延長に伴った。

こうした朝来谷における一七世紀以後の水田開発の在り方は、安岐川支流の他の谷でも、灌漑体系の面から確認できる。例えば、現在長大な水路を有し、段丘上あるいは丘陵斜面などを灌漑する井堰は、両子川流域や油留木川流域でも確認できる。そうした面で、朝来谷の灌漑体系の在り方は安岐川支流のそれを端的に示すものと位置付けられる。

#### （5）中世の朝来谷

さて、近世以前の朝来谷の水田開発についてとみると、史料からは一層知ることは難しい。前で見たと近世朝来谷の水田開発の志向性をふまえた時、中世の朝来谷における水田も、安定したものとなると、かなり限定されることが想定できる。また、枝谷にあって、基本的には天水や谷水を利用した小規模な水田開発に留まったことが考えられる。

その中で、弁分地区は最もまとまって水田が分布した地とみられる。すなわち、この弁分地区の弁分とは宇佐宮の祭礼費を割り当てられた大

規模名を指し、朝来谷の弁分は図田帳では田数一〇町と記されている。弁分の領域などは不詳であるが、この朝来谷が中心であったことは間違いないだろう。宇佐宮領における弁分の設定を検討された乙咩政巳氏はその成立年代を一二世紀後半と推測されており、朝来谷の弁分についても、ここでは乙咩氏の理解に従っておきたい。

現在の弁分地区は、前述したとおり中心となる井堰は大イゼと新イゼである。大イゼは七町余の灌漑面積を有するが、新イゼの水路は大イゼの水路を引き継ぐ形で設定され、一二町余の水田を潤している。こうした水路などの在り方から、大イゼ水路の末端となる地や川沿いの地の用水安定のために新イゼが設けられたことが推測される。さらに言えば、新イゼの築造によって弁分地区は水田の面的拡大が達成されたとみられる。また、弁分地区には枝谷もいくつかあり、その一つは最上流部に長迫池が所在する。現在もこの池水は丘陵麓の水田を灌漑し、弁分地区の重要な用水源であり、圃場整備前はこの丘陵麓には湿田も点在したという。弁分地区における水田開発については、朝来野川が度々洪水を引き起こす川であることをふまえると、近世以前においてはむしろ湿田や枝谷沿いの水田が中心と大きな意味を有したと目される。なお、弁分地区の水田開発をめぐっては、久末地区の下流部に位置する久末京徳遺跡の調査で検出された溝SD-1（図18および図19参照）も注意される<sup>17</sup>。この溝は、すぐ脇に天然の区画となる朝来野川が所在することから遺構を区切る溝とも見なしにくい。また、同遺跡の報告書によると、この溝は最下部に砂層が堆積し、九世紀後半の遺構の消滅とともに埋没したことが報告されている。加えて、SD-1は弁分イゼの水路に近似する位置に所在することから、用水路としての機能を有したことが推測される。すると、現在の弁分イゼにつながる井堰が九世紀後半代には所在したこ

とが窺える。しかし、大イゼの築造年代などは不詳であり、弁分地区の開発過程は判然としなものの、弁分の設定はこの一帯の開発の進展を伴ったといえ、弁分地区の全面水田化をもたらす井堰である新イゼの築造もこの段階のことなのかもしれない。ただいずれにしても、たびたび洪水を起こしたとみられる朝来野川に設けられた井堰や川沿いの耕地は川の氾濫と共存せねばならな

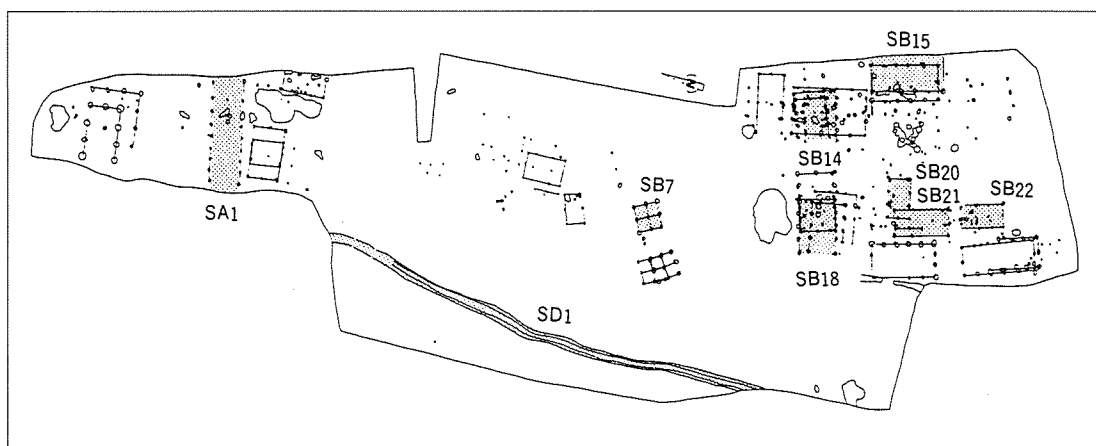


図19 久末京徳遺跡遺構図（第1段階）（註（17）報告書より転載）

った。朝来野川沿いの地の水田化は相対的に新しい時期のものであり、中世から近世を通じて、川の氾濫と共存せざるを得ない地の荒廃と再開発は、朝来谷の水田開発において大きな課題で有り続けたといえる。

さて、朝来谷の歴史については、史料上は承久三（一二二二）年の「六波羅下知状写」（「安」一三三）に「安岐郷小俣」とあるのを初見とする。朝来谷の開発を伝える史料としては、嘉祿三（一二二七）年の「紀是門讓状案」（「安」一三四）では、紀是門の養父が「小俣河内」を開発したという。紀是門の出自は詳らかでないにしても、朝来谷の最上流部では一三世紀段階には紀氏によって畠地開発がなされたことがまずわかる。そして、本書Ⅱ―三で触れたように、「豊後国因田帳」（「安」二九号）では朝来野浦と弁分の名をみることができ、この他には諸田名なども確認できる。ただし、諸田名の故地である諸田地区および小俣河内の所在した小俣地区は、現在も河川からの灌漑が小規模であり、段丘上の水田は近世以後の開発とみられる。すると、中世の諸田・小俣地区は川沿いあるいは枝谷沿いに小規模な水田が存在したと見られ、諸田名などは畠地を多く含む名であったと考えられる。

実際、諸田名は正安二（一一三〇）年の「小松雑掌公祐解状」（「安」三三二）によると、「鍛百廿口」が年貢とされており、米は貢進されていない。現在も諸田地区では鉄滓を畠地で拾うことができるという、同地には製鉄集団が所在したと考えられる。山間に立地する諸田名は「小松御領」という宇佐大宮司家の別相伝領―本来は大宮司家の所領―であったのは、こうした金属生産の地を宇佐宮が掌握しようとしたことに由来するものとみられる。

この諸田名のように、中世の朝来谷は弁分などに示される水田開発とともに、畠地や山野などの諸開発がなされたいたことを知るができる。

この点に関して注目されるのは、朝来野川右岸段丘上の集落である。

一つは、朝来谷における湿田あるいは支谷の存在そして朝来野川右岸の段丘上に立地する集落の性格についてである。朝来谷における水田開発の端緒は、前でも触れたが丘陵裾の湿田や枝谷沿いの地とみられ、朝来野川右岸の紺屋・切畑・平原集落等が位置する段丘上でも枝谷沿いの小規模な水田開発がなされたと目される。ただ、諸田名の故地である上流部の諸田地区と同様、左岸に比べて緩斜面であるこの地域は、畠地開発が展開したことを窺わせ、畠地が卓越していたことが推測される。

例えば切畑集落の後背地には一五―一六世紀代の板碑が所在しており、ここから切畑集落の淵源は少なくとも一五世紀代まで遡り得るし、他の集落でも五輪塔などの中世の石造物が所在する。中世においては、段丘上に枝谷沿いの水田および水田以上に広がる畠地や山野を「生産・生活の場として占取」する人々の集落が所在したと見られる。実際、切替畑を意味する「切畑」の名が残されていることは興味深い。こうした畠地や山野の開発を中心とした段丘上―帯は、近世以後の井堰からの水路の延長によって水田が開かれたのである。

また、朝来谷の畠地・山野の開発に関しては行幸会道の存在が留意される。すなわち、行幸会道は現在の大田村から丘陵を越えて諸田地区に入り、下流域では弁分から油原地区という丘陵上に道が登る。古代よりこうした道が設定されたことは、当然丘陵に人間の手が加わったことを示しており、実際いかなる産物が生み出されたのかは不明にしても、丘陵の開発を伴ったことがわかる。

このように朝来谷の中世は、丘陵や段丘上において畠地・山野の開発がなされ、水田よりも卓越したことが推察されるのである。山野の開発利用は、近世にも引き継がれたわけであるが、こうした状況は一つには

山の保水力を低下させたとみられる。すると、前述した朝来野川の氾濫も、古代以来展開した山野の開発利用と決して無縁でないことが窺えるのである。

註

(1) 昨年度刊行した『資料編』の付図A—1では、中村イゼの範囲を欠落させており、本図のように訂正したい。記してお詫びいたします。

(2) 服部英雄「安岐川下流域の歴史と地名」(『塩屋糸里遺跡』安岐町教育委員会 二〇〇一年)。

(3) 飯沼賢司氏の御教示に基づく。

(4) 海老澤衷「灌漑体系の変遷」(『豊後国田染荘の調査 I』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六年)。

(5) 『光広遺跡』(安岐町教育委員会 一九九二年)。

(6) 『光広遺跡(竿地区)』(安岐町教育委員会 一九九八年)。

(7) 松本啓子氏(安岐町教育委員会)の御教示による。

(8) 櫻井成昭「溜池の築造と耕地の開発」(『豊後国香々地荘の調査 本編』大分県立歴史博物館 一九九九年)。

(9) 『一ノ瀬古墳群』(安岐町教育委員会 一九九七年)。

(10) 『吉松市場遺跡』(安岐町教育委員会 一九九七年)。

(11) 堂内には、貞和五(一三四九)年銘のある無縫塔がある。

(12) 飯沼賢司「中世の耕地と集落」(『豊後国都甲荘の調査 本編』大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年)。

(13) 『玖珠町史』(玖珠町 二〇〇一年)。

(14) こうした地区全体が、吉松村と呼ばれるに至ったのかは不詳である。

(15) 櫻井成昭「護聖寺所蔵文献資料の調査」(『六郷山詳細分布調査報告書 V』大分県立

宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九七年)に翻刻している

(16) 乙咩政巳「野仲郷弁分と弁分の性格」(『三光村誌』三光村 一九八八年)。

(17) 『久末京徳遺跡』安岐町教育委員会 一九八七年)。

(18) 吉田敏弘「中世村落の構造とその変容過程」(『史林』六六—三 一九八三年)。

## 二 荒木川流域および 奈狩江地区の開発史

### 1 荒木川流域

#### (1) 概況

荒木川は、安岐町大字山口に源を発し、途中で大字大添の東部を源とする城越川の流れをあわせ海に注ぐ。

明治時代に成立した南安岐村は、この荒木川流域の西本・下山口・山口の各村と大添村から成る。このうち、大添の大部分は水系が異なり、別府湾に流れ込む天村川水系の松川の最上流部に位置している。ただ、地形図などを見ても、大添東部の城越に源を持つ城越川と松川とは丘陵によって遮断されているのではなく、耕地が広がる谷部にピークがあり、そこがいわば分水嶺となっている。

以下では、前節で触れた西本を除く下山口・山口・大添の三ヶ村の灌漑体系と開発の軌跡をみていくこととしたい。

#### (2) 灌漑体系

ここで取り上げようとする地域は、既に圃場整備が終了しており、耕地景観も一変している。そこで、まずは圃場整備以前の灌漑体系からみていくことにしよう〔資〕付図A—5参照〕。

##### ① 下山口

まず、下山口の水田を灌漑する井堰としては、荒木川に上流からサオダイゼ・西イゼ・庄田イゼ・ゲンタイゼがあり、大字西本の水田に水を引く上イゼが大字下山口の最下流部に位置する。このうち、サオダイゼは大字山口の水田を灌漑し、その最末端が下山口にある南安岐小学校後背の丘陵裾の水田を灌漑している。現在、下山口で最も水田がまとまっ

て所在する地は、庄田・ゲンタの二つの井堰が灌漑しており、この二つが下山口の基幹井堰とも位置づけられる。

一方、下山口の溜池については、荒木川右岸の谷奥に四十田池（大字は大添に属する）・堤池などが、左岸の三郎丸集落の台地奥に木墓池・藤原池がある。右岸の谷奥に位置する溜池は、後述する尾払池の子池としての役割を持つている。尾払池からの水路は山間に分岐点があり、ここで四十田池と京田の谷奥に設けられた堤池などに分水された。その流量比は四十田池・京田Ⅱ六・五・三・五であり、水路幅と石で調節されたという。このうち、四十田池に入った水は一度城越川に水をおとし、改めて井堰（井堰名はない）で取水し、左岸の三郎丸集落が所在する台地上の水田を灌漑している。この台地上には野原池と呼ばれる溜池が水田の中に所在する。台地上では、野原池に再び入る水とそのまま三郎丸集落脇を通る水路に分かれるが、ここでは分水の規定などはない。ちなみに、川におとした四十田池からの水の二割はそのまま川に流すという。また、尾払池は四十田池や堤池の水が不足した時に落水されたというが、近年下山口は尾払池の水利組合から脱退した。この他、下組と呼ばれる集落の後背地には深迫池があり、小さな枝谷の水田を灌漑している。

なお、大字成久との境界にあたる大通寺川が貫流する谷には、長野池・成久池・茶畑池がある。長野池は大字成久に属し、後二者は大字山口に属する。長野池は下山口に属する谷部の水田にもひかれていたが、基本的に成久の所有にある池であった。成久池も同様であり、茶畑池は山口の池であった〔資〕Ⅱ参照〕。

##### ② 山口

山口における荒木川の谷は深く、現在は大字山浦に属する最上流部の橋上地区の板木池からすると、直線にしても約7kmをはかる。こうした



荒木川に設けられた井堰としては、下流からみると西イゼ・サオダイゼ・下川原イゼ・下(山の神)イゼ・サンゴイゼ・上(乙ヶ淵)イゼ・砂イゼ・宮ノ本イゼ・前田イゼ・ミツイゼ・竹ノ下イゼ、それより上流は井堰名も付けられていない小規模なものがある。ちなみに、この上流部の小規模なイゼは、恒常的に設定されていたものは竹ノ下イゼの上にある一つであり、残りは田植の際に石を積み上げて築造し、用水が必要でなくなれば破壊するものであったという。

さて、山口は基本的に荒木川左岸にまとまった水田が広がる地形となつている。先に掲げた井堰のうち、右岸を灌漑するものは下川原イゼ・ミツイゼ・竹ノ下イゼの三つである。ここで明治二五(一八九二)年作成の地籍図にある水田分布〔資〕付図A—1と現代の水田分布を比較すると、井堰灌漑という点からいえば両者に大きな異同はない。ただ、砂イゼの灌漑範囲については、明治期にはほとんど水田がなく、砂イゼの設置は明治二五年以降であることが窺える。

次に山口の溜池であるが、荒木川は上流部で三つの谷に分かれているが、中心となる谷は馬渡集落が位置する谷で、その最上流部に前述した板木池があり、その枝谷奥にムスコ池がある。また、馬渡集落の下流で荒木川と合流する支谷の奥には、山口で最大規模の馬渡大池がある。この他は中流部の大きな二つの支谷に、各々四郎ヶ迫池・渋柿池がある。これらの溜池は、各々の谷に分布する水田を灌漑する役割を有しているが、四郎ヶ迫池・渋柿池は荒木川右岸の川沿いの水田も灌漑している。その中で、馬渡大池は田植時には落水を行い、荒木川の井堰を補完する役割も有するが、長大な水路を持ち荒木川右岸の川沿いおよび丘陵斜面の水田にも引水している。特に、その奥に渋柿池が位置する谷の西部丘陵上も灌漑範囲としている点は注目される。この馬渡大池から小ヶ倉西

部に伸びる水路は地籍図でも確認することができ、地籍図でも当該地に水田が分布していることから、明治二五(一八九二)年以前にこのような長大な水路が築造されたことがわかる。

この馬渡大池のように、現在丘陵裾を通る長大な水路を有する溜池は前節で触れた馬場の箕辺池など安岐町域には多い。

### ③大添

大添は現安岐町の最も南に位置し、杵築市と境を接している。前でも触れたように、領域の大部分は天村川水系の松川の最上流部に位置し、現安岐町のなかで唯一水系の異なる地となっている。

谷も浅い地形であるため、河川灌漑およびそれを補完する溜池の築造は難しく、実際に灌漑は尾払池あるいは岩鼻池・尾迫池という溜池に拠つている。このうち、尾払池は寛文三(一六六三)年に竣工し、後節で詳述されるように大添・下山口をはじめとする六ヶ村に配水する国東半島でも最大規模の溜池である。この尾払池の水は大添に向かう水路と下山口の四十田池などいく水路の二つに分岐する。この分岐での配水は等分であったが、順序は大添↓下山口の順であったという。そして、大添への水路は、谷部のピークを通り、北側の集落背後の丘陵裾をはしり、最奥部に岩鼻池が所在する谷より東部の水田を基本的に灌漑している。田植時にはまず新池を落水し、その後水が不足した時に尾払池を落水することになっている。この他、大添の溜池のうち、尾迫池は岩鼻池のある谷より西を、岩鼻池は谷の上流部を灌漑している。

ところで、後述するように大添は大正九(一九二〇)年から一〇年にかけて耕地整理が実施されており、それ以前の状況は詳らかでない。

### (3) 荒木川流域の水田開発史

#### ① 下山口と山口

ここではまず、下山口と山口との関係についてみていくことにしよう。現在の安岐町大字下山口と大字山口は、各々近世の行政村を受け継いだものであるが、これら二つの村は『国東郡村誌』(『資』II)によると、元禄年間に分村したとある。実際、下山口と山口の荒木川左岸における境は、サオダイゼの灌漑範囲にあり、地形上も連続する水田の中をはしっている。このことは、本来下山口と山口が一村であったことの傍証となるのではないだろうか。

それでは、山口・下山口の開発史を適及的に追究していきたいと思う。まず、明治二五(一八九二)年の地籍図をみると、前述したとおり水田の分布は現代の水田分布に近く、馬渡大池をはじめとする溜池も存在していることが確認できる。地籍図段階と現代との異同については、砂イゼが未構築と推察されることは既述したとおりであるが、この他には例えば下山口の三郎丸集落周辺のように、現代は一面水田が広がるものの、地籍図段階では畑として登録されている耕地が混在する地が確認できる。このことは、地籍図作成以後の当該地域における水田開発は、溜池のかさ上げや水路の再構築などによる小規模な水田の面的開発と水利の安定を伝えるものといえる。

次に近世の開発についてであるが、まず溜池に関していえば、その大部分が築造時期を具体的に知ることができない。そのため、以下では相対的な開発段階を示すことにしたい。

まず、溜池の中で明確に築造年代が判明するのは尾払池である。寛文三(一六六三)に竣工したのち、寛延三(一七五二)年に池への集水路である堀掛の普請、弘化四(一八四七)年には下山口村庄屋の安倍甚八

郎を発起人とする堀掛の築造、そして慶応三(一八六七)年の築堤のかさあげと都合三度の改修工事が実施されたことがわかる。残念ながら、尾払池と親池―子池の關係にある四十田池や堤池の築造年代が不詳のため、それに伴う水田の開発過程も判然としない。

しかし、前でも触れた海老澤衷氏による溜池の分類をふまえると、四十田池は谷に位置するものの、その谷はきわめて浅く、野原池は三郎丸集落などに近接した地にある。さらにいえば、野原池は田染莊小崎地区の耕地面に所在したというキレイケに立地が類似しており、その築造は中世後半に遡ることが推測される。また四十田池も谷池Bに分類されるもので、尾払池の築造とともに子池として築造されたことが窺える。一方で、京田の谷奥の池は谷池Aにあたり、これらの池の築造は四十田池や野原池より相対的に遅れることが指摘できよう。確かに、京田の谷にある阿弥陀堂の本尊は中世に遡る作であり、谷の開発自体は近世以後のことではないにしても、尾払池の灌漑範囲に組み込まれたのは、当初の築造段階ではなく、後の改修工事のいずれかに伴うものと考えられる。前述した尾払池からの水の配分が四十田池・京田Ⅱ六・五・三・五という比率は、こうした尾払池の灌漑体系に組み込まれた時期の相違に拠るとみられる。加えて、弘化四年の工事を下山口村の庄屋が発起したことは、尾払池による灌漑のさらなる安定化と灌漑面積の拡大を意図するものともいえ、京田の谷への池の配水はこの工事段階なのかもしれない。

次に、荒木川の最奥部にある馬渡大池は『国東郡誌』によると、天保一三(一八四二)年に増築され、嘉永六(一八五三)年の頃は灌漑面積二五町一反六畝、明治四〇(一九〇七)年頃には三二町九反八畝余になったとある。これらの記載の根拠となった諸資料を現在の所確認することはできないものの、これらは一九世紀半ばに増築があり、二〇世紀

初まで様々な整備がなされたことを伝えているであろう。すると、馬渡大池の長大な水路は一九世紀半ばの増築に伴うことが推測される。このような尾払池や馬渡大池の歴史をふまえた時、下山口・山口の水田開発は二つの主要な溜池の増築がなされた一九世紀前半から半ば頃に面的な開発において一つの画期を求めることができる。

次に河川灌漑をみていくと、まず下山口の庄田イゼとゲンタイゼの灌漑範囲には、安岐郷の名の一つ行安名〔安〕一一四号・一二七号などの遺称地である字行安があり、この他地名とみられる延吉あるいは一ノ坪という地名もあり、この一帯は中世以前からの開発地であることがわかる。この庄田イゼ・ゲンタイゼがかりの地は、下流域の西本と地形上も連続し、西本を灌漑する上イゼは下山口の領域に位置する。確かに、これらの井堰が灌漑しない下山口でも荒木川流域の上流部は、現在サオダイゼが丘陵裾の水田を灌漑している。しかし、後述するようにサオダイゼは旧河道を灌漑する井堰で、現在の在り方は馬渡大池による用水の安定と治水によってもたらされたものとみられる。また、下山口のうち城越川流域は谷も浅く、尾払池以前は十分な用水の確保が難しかったとみられる。その中で、前述したように、下山口には地名とみられる三郎丸が集落名としてあり、その灌漑は里池である野原池を中心とし、木墓池や藤原池がある谷を利用するものであったとみられる。

つまり、灌漑体系からみた時、下山口のうち庄田イゼ・ゲンタイゼがかりの地は、山口などとは断絶する形にあり、加えて地形上も安岐川下流域と連続し、より安定した地であることから、その開発は相対的に早かったことが推察される。実際、この一帯は下山口に属するものの、西本からの出作者も多く、丘陵裾に位置する、下組とよばれる集落は下山口の鎮守菩提司八幡宮の氏子ではなく、独自に八坂社を鎮守とし、独立

した形をとっている。そして、この八坂社の勧請は、元久一（一二〇四）年といわれ、これらのことは同地の開発の古さとともに開発主体が他の下山口と異なることを伝えているであろう。

次に、山口については、下（山の神）イゼやサオダイゼは荒木川の旧河道部分の水田一汜濫原となる地一を灌漑する井堰であり、これらの井堰の灌漑範囲は水田として面的な開発はなされていても、決して安定した場所ではなく、いわゆる「川荒」などの地であったとみられる。一方で、本村とよばれる会舞集落や皇宗集落一帯は湿田が分布しており、本村という名称からも、この付近が拠点集落であったことが窺える。この本村より上流には、樋村とよばれる日陽集落などの山神社を鎮守とするまとまりがある。この一帯は基本的に荒木川左岸は現在も小規模な井堰が灌漑し、右岸は馬渡大池が灌漑する。こうした状況から、馬渡大池構築以前は、右岸では谷水や湧水を利用した小規模な水田開発がみられ、左岸も小規模な井堰をもとにした水田が分布するという状況であったとみられる。また、四郎ヶ迫池や渋柿池がある谷においても、同様な状況にあったであろう。

ちなみに、下山口・山口の地名に関して、史料上は文明三（一四七二）年の片峯堂鱒口〔安〕九三三号に「安岐郷山口村」とあるのが初見である。この片峯堂の場所は不詳であるが、おそらくここにいる山口村は、現在の本村付近を示すものではなからうか。また、天文一六（一五四七）年の「安岐郷御神領定使給分坪付案」〔安〕一三六号にある茶畠の名は、現在も山口北部の丘陵にある溜池の名として遺り、明治初頭の小事取調でも樋村に茶畠の名がある。山口における谷部での水田分布は一部を除いて限られたものとみられるが、この茶畠の地名に示されるように、山口ではむしろ畠地開発が卓越していたことが推察される。

前述したように、山口と下山口は一七世紀初頭に山口村として定立したが、元禄年間に分村した経緯は判然としないものの、灌漑・地名調査からすると、一七世紀半ばに築造された尾払池からの引水が一つの要因であったとみられる。つまり、尾払池築造以前は下山口に位置する井堰は、上流域の山口の井堰からの余水に頼る部分もあり、いわば荒木川に依存し、上流域との同一の水利共同体を形成していたことが推察される。しかし、尾払池の築造により、独自の用水源を持ち自立したといえ、こうした尾払池からの用水を受益する地が下山口として分村したのではなからうか。そして、分村後の山口村は独自に馬渡大池を築造し用水の安定化と水田の拡大を目指したのであった。

## ②大添

大添については、尾払池築造によって水田の面的拡大が可能となったが、それ以前は湿田や谷水による水田開発が中心であったとみられる。一六世紀代の記録とみられる「宇佐御神領安岐郷内坪付案」(「安」一三七号)には「おそい」の地名があり、中世以来の開発地であることがわかる。

近代以前の灌漑体系などは不詳であるが、昭和一九(一九四四)年に造立された「耕地整理記念碑」には次のような文章が刻まれている。

由来大添ノ邑ハ湿地沼田多ク甚タシキハ脛サヘ没スル所アリテ、地下筏ヲ渡シテ作業ヲ為セリ、且ツ田間ヲ流ル、細流ハ曲折極リナク其レニ伴フ田形作道甚タ不規則ニシテ耕作運搬ノ不便言語ニ絶スルモノアリ、一度出水アランカ氾濫決潰常ナリ四六時中安ンシテ農事ニ精勵スルコトヲ得ス村民ノ疲弊困憊ノ状ヲ思フヘシ(中略)

工ヲ起セシハ実ニ大正九年四月一日ナリキ施工面積十三町六反五畝廿一步、工事費三万六千二百二十二円余ヲ費シ、組合員五十六戸老若男

女協力一致辛苦艱難ノ中ニ翌十年六月卅日ヲ以テ竣工セリ(下略)

(引用者注)句点は適宜引用者がうち、旧字は新字に直した。

この碑文からは大添は湿田が多かったこと、大正九〜一〇年に耕地整理をしたこと、整理対象面積は一三町余、農家数は五六戸あったことがわかる。実際、現在も大添でボーリングを行うと固い岩盤にあたるといい、このことは大添が水はけの悪い地であることを伝えている。

ところで、「国東郡村誌」(「資」Ⅱ)などでは、大添村は水田面積が四五町余と記されており、右でいう耕地整理の対象となった湿田などが大添全体の三分の一近くであったことがわかる。おそらく、大添における水田開発は、こうした湿田の開発から始まったのであろう。前述した尾払池の築造は大添村の庄屋笠置氏が発起したともいわれ、こうした近世における溜池築造は、大添における水田の面的拡大をもたらしたものとみられる。

## 2 奈狩江地区

### (1)概況

ここでは、安岐郷の鎮守であった奈多宮が所在する、明治時代に奈狩江村とされた杵築市東南部一現在の杵築市奈多・横城・狩宿・守江一の灌漑体系と開発史についてみていくこととしたい。この一帯は、安岐川のような大河流がなく、唯一安岐町大添を源の一つとする天村川が総長一〇kmを超えるのみである。現在は、鍋倉ダムの完成によって、奈多・狩宿と守江の一部は水利が安定しているが、それ以前は用水源を溜池に依存する部分が多かった地域である。なかでも、寛文三(一六六三)年に竣工した尾払池は、この地域の水利にとって大きな役割を果たしていた。



图20 奈多・横城地区概況图

そこで、以下ではまず尾払池の歴史に触れ、次に奈多・横城地区を中心に鍋倉ダム築造以前の灌漑体系をみていきたい。

## (2) 尾払池の歴史と水利慣行

尾払池は、現在の安岐町と杵築市境の丘陵上に位置する溜池である。近世の行政村でいうと、下山口・大添（現安岐町）、横城・奈多・守江・鍋倉の六ヶ村に引水し、国東半島きつての溜池である。現在も池の水利組合に『尾払池由緒書』（補遺Ⅱ―1、以下『由緒書』と略する）が残され、そこから池の概史を知ることができる。

### ① 尾払池概史

『由緒書』によると、池の竣工は寛文三（一六六三）年という。大添村庄屋を中心に築造がなされたといい、池が台地上にあることからより多くの水を集めるために寛延三（一七五二）年に堀掛（池への集水路）が築造されている。その後弘化四（一八四七）年に下山口村庄屋安倍甚八郎を発起人として、六ヶ所の堀掛が築造され、慶応三（一八六七）年から明治五（一八七二）年にかけて土手のかさ上げがなされたという。弘化四年の堀掛普請と後の土手かさ上げは大工事であり、これを主導した安倍甚八郎は尾払池の貯水量を増加させた人物として、池組六ヶ村から顕彰され、現在も尾払池脇には「普請掛下山口村庄屋 安倍甚八郎史古道」の石碑がある。そこには、次のような文章が刻まれている。

大払池満水人ト一代ニ二度位之処同人思付弘化二乙巳所□至堀掛年、満水ニ相成、夫々同人土手揚思立明治五壬申春元之池々四増倍ニ相成候池組六ヶ村此記建

### ② 尾払池の水利慣行

こうした尾払池は、本・南・北の三つの土手があり、本土手が守江・鍋倉、南土手が奈多・横城、北土手が大添・下山口へ各々配水した。こ

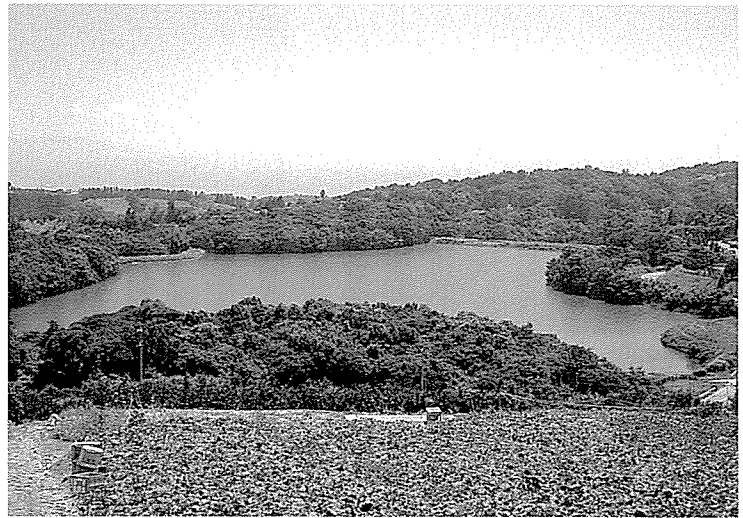


写真5 尾払池全景

村から選挙で選出していたが、明治時代後半から現在のような三地区からの選出となったが、その経緯は不詳である。

さて、尾払池の落水は、受益地区からの要望をもとに決められるが、田植時の落水は三つの土手を同時に開いたといい、落水の期間は三日間と決められていた。落水は午前六時から始まり、年行司を出す三地区が、まず優先的に土手の水圧が強く「水の出が良い」という最初の一日間配水され、残りの二日間は他の地区であった。その後の落水は適宜要望があるたびに話し合いで決定したという。

れら三つの土手には、樋守が置かれ土手の管理にあたっている。池全体の管理は、鍋倉・横城・大添の三地区から選出される年行司が担い、樋守・年行司ともに任期は三年となっている。このうち、『由緒書』によると、年行司は明治一（一八七八）年に設置された役で、この時に尾払池の規則も制定された。ただ、年行司は当初は六ヶ

### ③尾払池の灌漑体系

尾払池は、前節でも触れた大添の尾払新池のように、池の各々の土手の下に親池—子池の關係となる溜池を有している。後述する横城地区の平ヶ原池はその一例であろうし、同様の池は本土手下にも尾払下池がある。また、奈多地区の奈多新池は、直接尾払池と水路で結ばれていないが、子池に相当する溜池である。田植時を除くと、各地区は基本的に子池の水をまず利用し、その後尾払池を利用したという。この他、尾払池からの水路は、下山口の四十田池のように、谷部に位置する溜池に連結しており、谷々に配水している。ただし、前述した鍋倉ダム completion により、現在は守江・鍋倉・下山口が池組から脱退している。

### (3) 灌漑体系

それでは、次に奈多・横城地区を中心に、奈狩江地区の灌漑体系をみていくことにしよう(図20参照)。

#### ①横城地区

奈多地区を貫流する古町川の上流域に位置し、六郷山寺院であった横城山東光寺が所在する。同地区への用水は、尾払池から平ヶ原池に一度導かれ、そこから上イゼと下イゼという二つの水路に分かれる(図21参照)。上イゼは丘陵斜面をはしり、東光寺付近まで伸び、丘陵斜面や台地上の水田を潤している。一方、下イゼは古町川の源にあたる谷におち、流域の水田に水がひかれる。

この平ヶ原池は、現在堤防に残る「築陂記」によれば、明治一三(一八八〇)年に完成したことがわかる。それ以前は、尾払池から直接引水していたことが窺える。

#### ②奈多地区

尾払池からの水路は、横城地区の平ヶ原池に導かれるものと、平ヶ原

池脇を通る水路に分かれる。既述したように、前者は横城地区への用水であるが、後者は平ヶ原池東で奈多新池からの水路と合流し、山間に築かれた長大な水路を通つて奈多地区へ水をひく(図21および22参照)。

基本的に奈多地区への用水は、奈多新池の利用するが渇水時には尾払池からの水をひくという。奈多新池からの水路は、奈多地区の尾原池・明戸石池・駒迫池に連結され、横イゼともよばれる。また、明戸石池から、奈多地区南部の地藏寺池と桜田池にも水路がつながっているが、桜田池への水路は近年機能していない。

一方、奈多地区には古町川(本谷ともよばれ、古くは長谷川と称された)と徳永川の二つの小河川があるが、古町川は既述したように上流部で尾払池の水がおちることから、同池の灌漑体系に組み込まれている。この古町川には支谷があり、最も大きな谷(西ヶ迫谷ともよばれる)の奥には西ヶ迫池が、谷の途中に新貝池がある。また、中流域の支谷の奥には桐の木池がある。これらの支谷の最上流部には、横城地区をはしる尾払池の上イゼからの水路が伸びており、いわば奈多地区の本谷までは尾払池の灌漑体系に組み込まれている。奈多地区で尾払池の水がひかれていないのは徳永川流域のみであり、最上流部に長迫池と立熊池がある。

奈多地区の灌漑において中心となる奈多新池の築造年代は判然としないうが、明治二〇年の地籍図には長大な水路とともに描かれており、「国東郡村誌」(「資」Ⅱ)にも新池が記載されていることから、明治一一年以前の築造であることがわかる。この他、尾原池は明治二八(一八九五)年、明戸石池は明治三二年の築造であり、奈多地区の溜池群で集落近くに位置する里池にあたるものは地藏寺池と桜田池、駒迫池の三つである。

#### ③狩宿地区

この地区は、尾払池の水が配水されない地区で、狩宿村の鎮守である

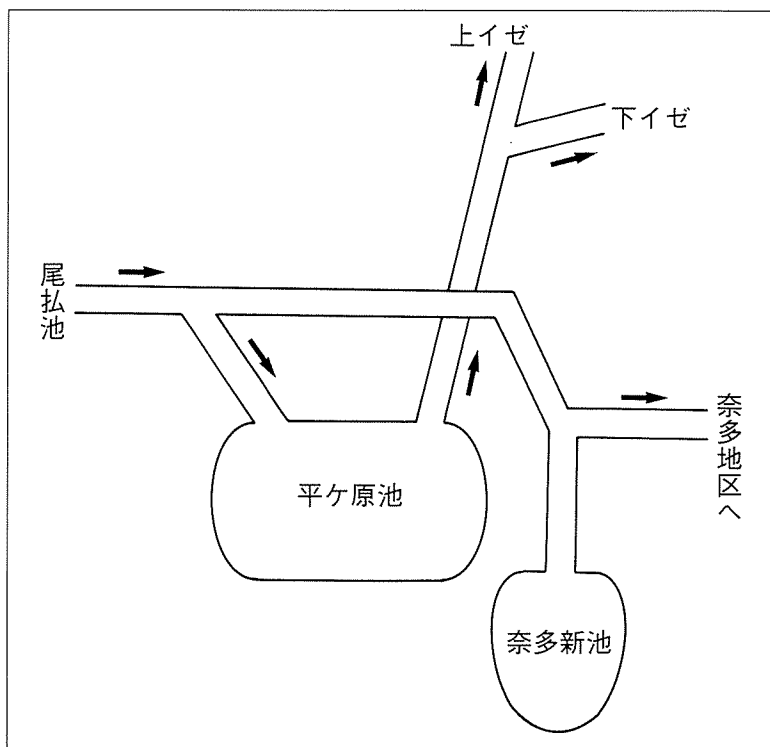


図21 平ヶ原池付近の水路概念図

山神社が位置する上狩宿地区は、奥に狩宿大池が設けられている谷沿いと狩宿川沿いに湿田が広がる。大池のある谷沿いには園田の小字名もあり、その開発は中世まで遡ることが推測される。また、上狩宿には里池である大塚池もあり、この一帯が早くから水田開発が成された地といえよう。また、奈多地区と地形上連続する東北部には天堤池が所在し、その灌漑範囲には湿田も多くあったといい、上狩宿と同じく開発の早い地であるとみられる。その他、中南部の台地上は大池などの溜池を用水源として水田が開かれている。

#### ④ 守江地区

近世の行政村である守江・鍋倉・野辺の三ヶ村から成る。このうち、旧野辺村は、狩宿と同じく尾払池の水が配水されない地域で、谷奥に野边上池・野辺下池という二つの溜池がある。これらの池が所在する住吉川は、狩宿から流下する川と合流しており、野辺地区西部の台地上の水田は野辺下池からの水路によって水がひかれている。田植時の落水は、下池→上池の順に行われたという。

次に、尾払池の灌漑範囲にあたる旧鍋倉村・守江村にあたる地域は、まず尾払下池を通り、途中で鍋倉に向かう水路と守江への水路に分岐する、鍋倉への水路はそのまま谷の左岸を通るが、後者は谷の右岸に渡り山の斜面を通り、一度松川（天村川）に落とし、その後井堰（守江イゼ）から取水したという。『由緒書』には嘉永七（一八五四）年に守江村が新造の大溝を築造し、それが各村の反発をうけたことが記されているが、こうした山の斜面を通る水路がそれにあたるものとみられる。尾払池の水は天村川流域とともに、台地上に配水されたという。

#### （4） 奈狩江地区の耕地開発

##### ① 奈多・横城地区



両地区の水田開発の歴史は、尾払池の築造とその改造を画期として、大きく分けて三つの段階を設定することができる。

#### A 尾払池築造以前

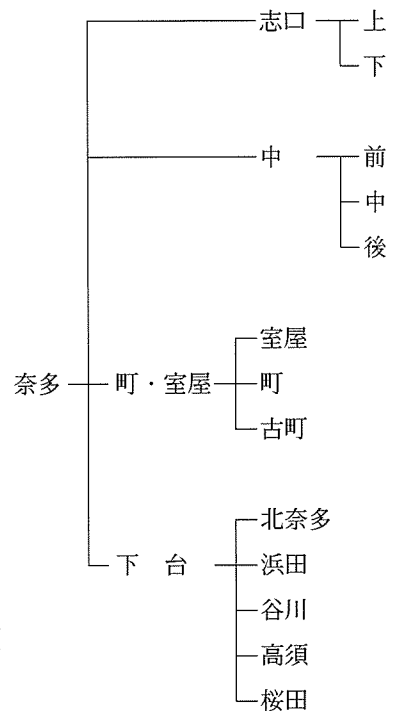
この段階の水田は、古町川流域および奈多宮周辺や駒迫池・地藏寺池周辺に分布する湿田などを中心に水田が開かれていたとみられる。近世奈多宮の所領が、概して湿田の分布する地に所在することは、これらの地が奈多地区における水田開発の中核であったことを物語っている。前述したように、里池である駒迫池や地藏寺池あるいは桜田池などの溜池を主要な灌漑施設としたであろうが、尾払池の築造以前は水田分布も地域的に限られたであろうし、水田の面的拡大を志向したとしても安定した水田の開発は困難であったことが予測される。なお、横城地区は古町川の上流部にあり、六郷山寺院の一つである横城山東光寺がある。史料上その四至は不詳であるが、他の六郷山寺院の開発をふまえると、谷水や小規模な井堰の構築などによって古町川沿いや支谷で水田開発がなされたことが窺える。同時に畠地・山野にも開発の手が及んでいたことも推察される。

なお、奈多地区の集落構造は表12のとおりであるが、このうち中組は古町川右岸に位置し、字古城と隣接する。この古城―奈多城―は、中世まで奈多宮大宮司であった奈多氏によって戦国期に築かれたもので、中組付近が中世奈多地区の拠点であったとみられる。<sup>2)</sup>

#### B 尾払池の築造―近世前半の水田開発―

尾払池の築造は、水田の面的拡大と既存の灌漑体系の安定化を企図するものであったとみられる。ただし、この段階は平ヶ原池や山の中腹をはしる長大な水路である上イゼあるいは奈多新池も存在しなかったことから、古町川上流部に水をひく現在の下イゼのみが築かれていたと考え

表12 奈多地区の集落構造



られる。つまり、尾払池の築造は、奈多・横城地区においては古町川の水利安定とその流域における水田開発を第一義としたことが窺える。この段階でも、水田の面的拡大は実施されたとしても、なお不安定な地が多かったとみられる。

#### C 溜池群の築造―近世後半の開発―

前述したように、奈多新池の築造年代は明らかでないが、「国東郡村誌」作成に伴い記されたとみられる「奈多村明細記」(奈多宮所蔵)には、田畑高九一三石八升九合八勺のうち、二一石一斗八升九合が寛文三(一六六三)年から文政八(一八二五)年まで永損であったと記載されている。あるいは、惣高のうち、二七石七斗九合六勺は寛文三年から文政八年まで「新地萬土上り高也」と注記されている。ここにいる「新地萬土上り高」の意味は明らかになし得ないが、これらの記載にみられる文政八年という年は、耕地の再開発において何らかの画期であったことを伝えている。一つには用水が安定したことも窺わしめ、この時期に奈多新池が築造されたことも推測される。実際、奈多新池の水は、古町川に連結しておらず、同池の築造は古町川流域以外の地における水田の面的拡大あ

るいは安定化を目的としたことがわかる。いずれにしても、寛延三年の堀掛開削をはじめとする一八世紀後半以後の尾払池の改造とともに、奈多地区などでは奈多新池をはじめとする溜池群が一九世紀後半にかけて築造されている。特に、弘化四年の堀掛築造とその後の土手のかさ上げによって、平ヶ原池の築造がなされたように、一九世紀半ばの一層の用水安定をうけて、奈多地区でも谷奥に尾原池や明戸石池が築造されており、横城地区の上イゼ開削もこの段階のこととみられる。

## ②狩宿・守江地区

これらの地区における開発史は決して明らかでない。例えば、尾払池以外の狩宿大池などの溜池は築造年代も不詳である。

その中で狩宿地区については、前述したように狩宿村の鎮守山神社が所在する上狩宿と天堤池が灌漑する東北部が水田開発の中心であり、年未詳の「宇佐御神領安岐郷内坪付案」(「安」一三七号)にみえる「かり宿」は、これらを指し示しているとみられる。また、狩宿と奈多の境界には、字金糞原がある。これは永正一七(一五二〇)年の「寛職知行宛行状」(「安」一〇六号)にある「狩宿がなくそはら」にあたるもので、水田のない丘陵裾では金属生産がなされていた推定される。

ところで、狩宿の山間には浄国寺あるいは浄国寺山という小字名がある。浄国寺は安岐町瀬戸田にある浄土宗寺院で、土豪片山氏によって一六世紀後半に開かれた寺である。そうした寺院の名称が小字として狩宿にあることは浄国寺がこうした山野の開発主体の一つであったことを窺わせてくれる。

次に守江地区は、図田帳に「守江浦三町」とあることから、基本的には湊と役割を有し、天村川あるいは住吉川流域を中心に小規模であろうが水田が開かれていたとみられる。現在水田が一面広がる旧野辺村や守

江村の台地上は、一部は湧水などによる水田が点在した可能性もあるが尾払池をはじめとする一七世紀半ば以後の溜池築造を端緒としてよって全面水田化が果たされたとみられる。

このようにみると、尾払池は、安岐郷の領域でも大河山がなく用水源が乏しい地域での水田開発を目的としたことが確認できる。換言すれば、これらの地では安岐川流域と比べて中世段階までは水田開発が限定されたことが窺える。また、尾払池をはじめとする溜池の築造を可能にした権力と在地との関係は明らかになし得ない。ただし、こうした尾払池と奈狩江地区の開発史が端的に示しているように、開発という面から捉えた時、安岐郷域における一七世紀以後から一九世紀後半の約二五〇年は溜池の築造と改造が各地でなされた時代であったともいえよう。

註

(1) 海老澤衷「灌漑体系の変遷」(豊後国田染荘の調査 I) 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九八六年。

(2) 奈多地区の集落構造は表12のとおりである。現在も神道の家が二〇軒ほどあり、これらの家には詫磨家・神鳥家・田代家など、近世の奈多宮社人(補遺I—三参照)の系譜をひく家を確認できる。こうした社人の家は、志口を除く奈多地区のほぼ全域に分布しており、奈多地区は奈多を中心とする社人のムラともいえるべき地である。

### 三 両子川流域の開発史

#### 1 両子川流域の地理的概況

両子川は、国東半島の中央部に位置する両子山系にその源を発し、ほぼ南北方向に約一三kmくだったのち安岐川へ合流する。この両子川の流域は川に沿って両側に丘陵が走り、谷部（以下「両子谷」と表記）には小規模ながら平地が広がっている。現地では、流域左岸の平地を「ヒナタ」、右岸の平地を「カゲヒラ」と呼んでおり、ヒナタには県道六五一号線（以下「県道」と表記）が、カゲヒラには影平道路が通っている。なお、安岐川との合流点に近い下流部では両岸にせまる丘陵によって平地が閉じる形となり（図22参照）、現在の行政区分もこの付近に糸永と掛樋との大字界が設定されている。

両子谷の現行行政区分は、安岐川との合流点に位置する最下流部の大字掛樋を除くと上流から大字両子・富清・糸永となる。これを近世行政村におきかえれば、両子村（大字両子）、富永村・恒清村（大字富清）、糸永村・杉山村（大字糸永）の五カ村に相当する。以下では、まず両子谷の歴史についてまとめておこう。

#### 2 両子川流域の歴史

##### (一) 中世の両子川流域

中世の両子谷を物語る史料は少なく、また当該地域ではいまだに本格的な発掘調査がおこなわれていない。したがって、ここでは散見される史料にもとづき、中世の両子谷について開発史の視点から整理しておきたい。なお、史料的な制約によりここでの記述の中心となるのは両子地区・杉山地区である。

まず、両子地区に関するものとしては、建長元（一二四九）年二月一日付で「大法師定什」から「徳代三郎衛門」へ発給された二点の史料が知られている<sup>1)</sup>。これは、大法師定什が「六郷山両子徳代三郎えもん」に対して両子地区内の所領を打ち渡したものである。ここでいう所領とは「徳代」と考えられるが、この領域については今のところ明らかではない。ただ、徳代の地名は両子地区の集落名・小字としてこのされており（付図B―2参照）、おそらくはその付近であったと推定される。

この徳代は、田原直幸から千徳坊宛の書状案に「徳代名之内山野堺之儀」とみえることから、一四世紀には名編成されていたことがわかる。この書状案には、「御公領之時分」に徳代名には「山野」が存在しないとされていたものの、実際には存在する山野の境界を定めて徳代名の領域に組みこんだことが記されている。つまり、一四世紀段階の徳代名は田島・山野と屋敷地を含む一定の領域を有しており、それらの開発がすでに進んでいたと考えられる。屋敷地の存在は、一六世紀に比定される別の史料に「若輩居屋敷分徳代名之事」とみえていることから推測できる。なお、「御公領」は大友氏の守護領を指すものであろう。

さて、徳代名に関しては、ほかの史料に「徳代名之事、御西殿様被成御用作候」<sup>4)</sup>「御西殿様徳代名之事、被成御用作候」<sup>5)</sup>と記されていることから、大友氏あるいは大友氏に連なる権力の直営田が領域内に設定されていたことがわかる。これは、この名が安定的な耕地経営がおこなえる土地であったことを示している。

両子地区の場合、徳代名のほかに田中名・薬王丸名の存在が史料から判明し<sup>6)</sup>、小字峯ノ丸・二郎丸（付図B―2参照）も名地名である可能性が高い。これらの名の存在形態は明らかではないが、両子地区中・下流部には宇佐宮荘園領としての名が分布していたことが窺える。一方の上

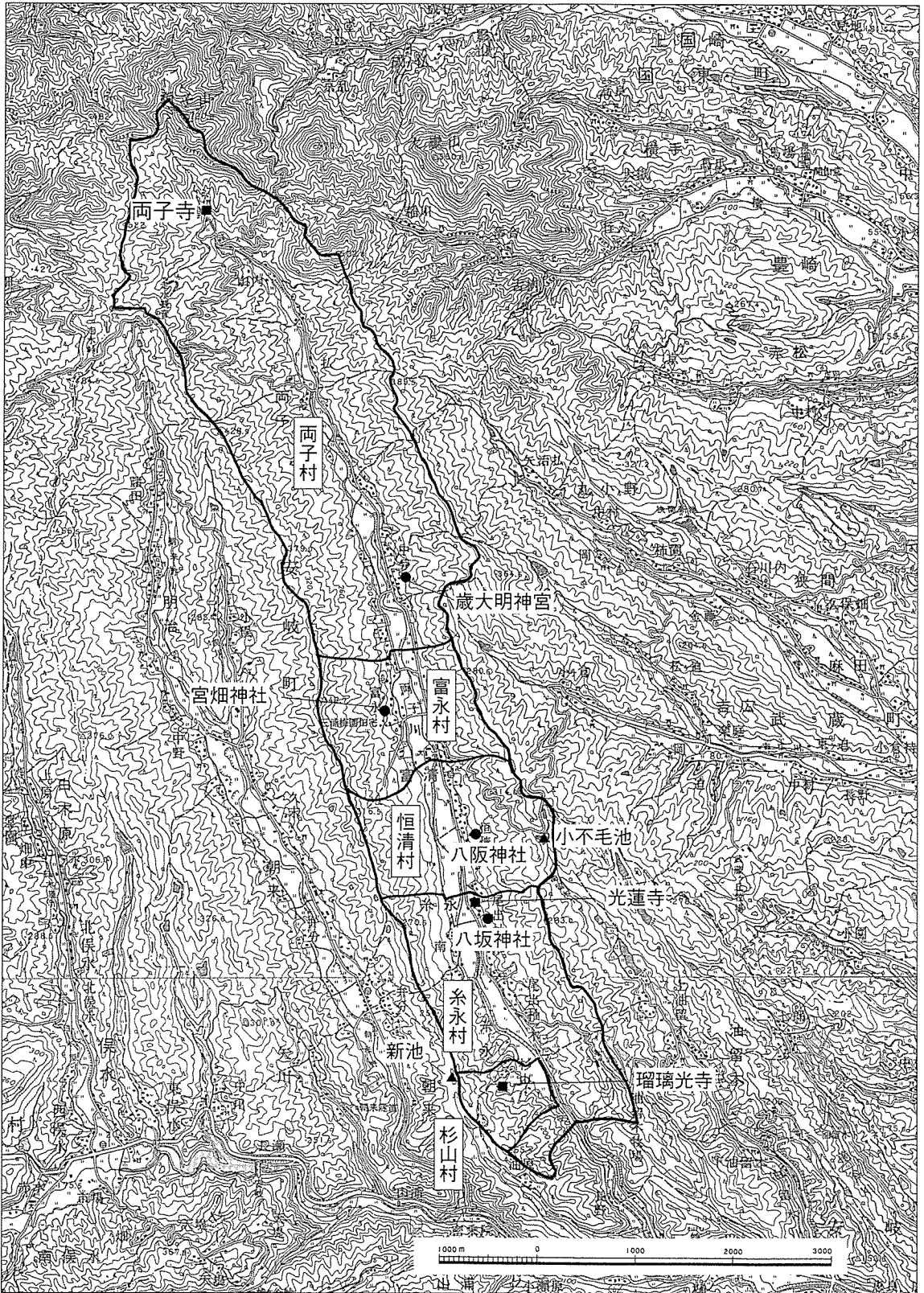


图22 両子谷概況図 (国土地理院1:50,000地形図「鶴川」[豊後杵築]を使用)

流部には、山内・払といった集落名が確認できる。いうまでもなく払とは六郷山領における土地編成単位であるので、両子寺が所在する山内集落と払集落の範囲が両子寺の開発による本来の寺領といえる。しかし、建武四（一二三三）年のいわゆる「建武注文」には、両子寺領の南限について「限南歳神」と記されており、寺領が下流部に所在する歳大明神宮付近にまでおよんでいたことが窺える。つまり、建武期の両子寺領は、山内・払という本源的な所領に中・下流部に分布する宇佐宮荘園領を寄せる形で存在していたのである。近世両子村の村域は、この中世両子寺領を基盤として確立したものとえよう。

次に、杉山地区に関するものとしては、康元二（一二五七）年一二月一〇日付で僧源応が発給した所領の讓状案がのこされている。この史料には、「源応重代相伝之私領」である「六郷山楳山田畠山野等」を嫡子乙王丸へ譲り渡すと記されている。つまり、杉山地区では康元期以前から瑠璃光寺による小規模な耕地開発が進められ、一三世紀にはすでに一定の田畠・山野と屋敷地からなる寺領が形成されていたことが窺える。その寺領は、東限を「大溝」、西限を「三尾」、南限を「多々良迫」、北限を「二レノ木元」としている。このうち、多々良迫は小字にのこされており（付図B-2参照）、大溝は用水路を指していると考えられる。

後述するように、圃場整備以前の杉山地区は山下イゼと上イゼが灌漑していた。山下イゼは、「ナンゼイゼ」とも呼ばれる用水の困難な井堰で近代にはいつて築造されたという。したがって、上述した大溝に相当する用水路は上イゼの水路となる。上イゼは「上ヌキ」と「下ヌキ」と呼ばれる二本の水路からなり、氾濫源を含む川沿いを灌漑する下ヌキよりも段丘上に水をかける上ヌキの方が相対的に古い時期に築造された可能性が高い。もちろん、大溝と上ヌキがまったく同一のものとは思わない

が、中世瑠璃光寺領の東限はこの上ヌキがかり付近に設定されていたと推定される。三尾（西限）と二レノ木元（北限）の現地比定はできないが、近世杉山村の村域もやはり中世瑠璃光寺領をほぼ踏襲する形で成立したものと考えられる。

以上、散見される史料をもとに中世の両子地区と杉山地区について述べてきた。両子谷の場合、このほかの富永・恒清・糸永はいずれも名地である可能性が高い。とくに、糸永は宇佐宮政所惣検校職を世襲した益永氏の所領たる糸永名の故地とみられる。中世の両子谷では宇佐宮や六郷山によって開発が進められ、それを通じて形成された領域認識にもとづいて近世村界が確立していることが窺える。

## （2）細川領下の両子川流域

関ヶ原合戦後の慶長五（一六〇〇）年一二月、細川忠興は豊前一国と豊後の国東・速見二郡で三〇万石を拝領し丹後から国替えとなる。翌一二月に豊前中津城へはいった忠興は、つづく同六年七月から実施した竿入検地を皮切りに領国運営の基盤となる在地支配を進めていく。そのなかで、領内の村々は「手永」と呼ばれる行政区分に編成されたが、上述した両子谷の五カ村は両子手永に組みこまれている。この手永ごとに惣庄屋一名が配置され、村ごとに任命された庄屋とともに在地支配の末端に位置づけられたのである。

細川領下の豊前および豊後二郡の領地は、領主の直轄地である蔵入地と家臣の知行地に大別することができる。「慶長拾八年分十月日 御蔵納田畠物成帳」によれば、慶長一八年時点で両子手永に設定されている蔵入地は両子・富永・恒清・糸永・杉山・掛樋・中野の七カ村であったことがわかる。つまり、現在の大字掛樋に相当する掛樋村とともに両子谷の村々はすべて蔵入地とされており、この地域が当該期における在地支

配上の拠点として位置づけられていたことを窺わせる。それでは、両子谷が蔵入地へ組みこまれた歴史的背景について考えてみよう。

すでに宮崎克則氏が指摘されるように、国東郡における蔵入地の分布は半島沿岸部に集中していく傾向がみられる。<sup>(11)</sup> 一方で、元和八（一六二二）年六月付の『小倉藩人畜改帳』<sup>(12)</sup>によれば、竹田津手永赤根村も蔵入地とされており、これが鉱物資源の掌握を意図していたことは間違いない。国東半島では中世からさかんに製鉄がおこなわれ、海上交通とともに半島の地域性を特徴づける要素となっていた。関ヶ原合戦後とはいえ、一七世紀初頭の各領国はいまだ臨戦態勢下にあり、武器・武具の原材料となる鉄は領主権力にとって重要な資源であった。こうした視点から明治前期の両子谷をみると、次に示すような製鉄・鍛冶関係地名がのこっていたことがわかる。<sup>(13)</sup>

【富永地区】鍛屋園（カジヤソノ）

【恒清地区】赤禿（アカハゲ）、多良（タタラ）

【糸永地区】赤禿

【杉山地区】多良本（タタラモト）、多良ヶ迫（タタラガサコ）

このほか、糸永地区には赤銅（アカガネ）イゼと呼ばれる井堰が存在し、掛樋地区では鉄滓の出土が確認されている。<sup>(14)</sup> このように、製鉄・鍛冶関係地名が点在する状況をふまえると、両子谷の蔵入地への編入は鉱物資源を意識したものであった可能性が高い。

このほかの可能性は想定できないであろうか。現地では、両子川の流量は豊富で夏季に日照りがつづいてもその流量が減少することはないといわれている。当該地域の年間降水量は半島全域でもきわめて多く、<sup>(15)</sup> こうした気象条件が両子川の流量に大きく影響しているものと考えられる。以上から、両子谷の蔵入地編成の背景には、豊富な用水による安定した

耕地経営が期待できた点に求めることもできよう。

### (3) 杵築藩領下の両子川流域

寛永九（一六三三）年一二月に細川忠利が肥後国熊本へ転封となると、細川小倉藩領は小笠原忠真・小笠原長次・松平重直・小笠原忠知の譜代大名四家に分割されたが、両子谷の五カ村は小笠原忠知を藩主として成立した杵築藩領下におかれている。その後、正保二（一六四五）年七月には、豊後高田藩主松平英親（重直の子）が小笠原忠知にかわって杵築藩主に就任した。これ以降、両子谷は松平杵築藩領として明治維新を迎えることになる。

ところで、天和二（一六八二）年四月には、英親の実弟重長・直政へ分知領の引き渡しがおこなわれている。この分知そのものは、幕府によって事前に認められていたようである。<sup>(16)</sup> 重長分知領は、両子手永・竹田津手永を中心に一五カ村からなるが、そのなかには恒清村と糸永村が含まれていた。なお、重長分知領は幕末期まで維持された。

さて、本書Ⅱ―四で述べたように、近世安岐郷における村高の推移を豊後国郷帳からみると、両子・富永・恒清・糸永の四カ村は正保郷帳から天保郷帳へかけてきわめて高い増加率を示す。安岐手永と両子手永との増加率を比較した場合、安岐手永全体では一・五三倍、両子手永全体では一・八八倍となり、とくに両子手永において村高の増加が顕著であることがわかつている。両子谷の四カ村ではそれを大きく超える増加率を示しており、近世安岐郷のなかで当該地域の耕地開発がもつとも進んだことを窺わせる。

最後に、近代の両子谷について簡単に整理しておきたい。大区・小区制下の明治八（一八七五）年には、富永村と恒清村を合併し新たに富清村が成立した。また、このとき杉山村は糸永村に吸収合併されている。

さらに市町村制の施行にともない、同二三年には大字両子・富清・糸永を東国東郡西武蔵村として編成した。その後、両子・富清・糸永の三地区は東国東郡安岐町の大字として現在にいたっている。

### 3 両子川流域の灌漑体系

ここでは、両子谷の水田開発史を検討するにあたり、その前提として当該地域の灌漑体系について整理しておくことにする。なお、両子谷ではすでに圃場整備事業が実施されており、その耕地景観は大きく変容している。まず、以下では各地区ごとの圃場整備以前における灌漑体系の復原から始めることにしたい。

#### (1) 両子地区の河川灌漑

圃場整備以前の両子地区は、上流から六地藏イゼ・ツエタテイゼ・新イゼ・ホウズキカケイゼ・イチノイゼ・大般若イゼ・山下イゼ・アメウジイゼ・小園イゼ・イモイゼ・中野イゼ・上イゼ・九助イゼ・五反丸イゼ・田中イゼ・富永イゼ・峯ノ丸イゼ・新地イゼ・薬王丸イゼ・久保田イゼ・大イゼ・米丸(エノマル)イゼ・川原田イゼの各井堰が灌漑していた(付図B-3参照)。このうち、新地イゼは昭和一六年の水害により損壊し、九助イゼは同三六年の水害に際して上イゼに合併された。また、川原田イゼは圃場整備にともない廃止されている。

左岸は、六地藏イゼ・ツエタテイゼ・イチノイゼ・大般若イゼ・アメウジイゼ・小園イゼ・上イゼ・五反丸イゼ・峯ノ丸イゼ・久保田イゼ・米丸イゼ・川原田イゼが灌漑する。六地藏イゼは、川との比高差が大きい段丘上を灌漑する。ツエタテイゼは川との比高差が小さい水田に水をかけるが、この範囲には湿田が分布しているという。イチノイゼと大般若イゼの場合、県道西側の水田のうち段丘上をイチノイゼが、それより

一段低い川沿いを大般若イゼが灌漑する。アメウジイゼは段丘上の水田に水をかける。小園イゼは、アメウジイゼがかりよりも一段低い水田に水をかけるが、その水路はさらに横峰集落まで到達する。上イゼと五反丸イゼの場合、徳代集落前面の水田のうち段丘上を上イゼが、それより一段低い川沿いを五反丸イゼが灌漑する。なお、五反丸イゼの水路は両子地区の鎮守歳大明神宮(以下「歳神社」と表記)付近まで到達する。峯ノ丸イゼはおもに歳神社前面の水田に水をかける。久保田イゼは、峯ノ丸イゼがかり流末のごく一部の水田を灌漑するにすぎない。米丸イゼと川原田イゼは小字園田(付図B-2参照)の水田に水をかけている。

右岸の水田は、新イゼ・ホウズキカケイゼ・山下イゼ・イモイゼ・中野イゼ・田中イゼ・富永イゼ・薬王丸イゼ・大イゼが灌漑する。新イゼとホウズキカケイゼの場合、影平道路東側の水田のうち段丘上を新イゼが、それより一段低い川沿いをホウズキカケイゼが灌漑する。山下イゼは、川との比高差が大きい段丘上を灌漑する。イモイゼは川との比高差が小さい水田に水をかけるが、この範囲には砂が多く混じっているという。中野イゼと田中イゼの灌漑範囲には、湧水があるために水が抜けない湿田が分布する。富永イゼは、田中イゼがかり縁辺部の水田から水をかけ始め富永地区上流部まで灌漑している。薬王丸イゼの水路は、取水後すぐに水田のなかへはいつて影平道路沿いに富永地区境付近まで到達する。大イゼは、下流部から富永地区上流部にかけて影平道路東側の水田に水をかけている。

#### (2) 富永地区の河川灌漑

圃場整備以前の富永地区は、上流から富永イゼ・大イゼ・米丸イゼ・川原田イゼ・コナタイゼ・糸永イゼ・志多田イゼ・向田イゼ・早田(ワサダ)イゼ・左山イゼ・三札イゼ・ナカズイゼの各井堰が灌漑していた

(付図B―3参照)。このうち、川原田イゼは圃場整備にともない廃止され、その灌漑範囲は米丸イゼとコナタイゼに分割された。また、志多田イゼは圃場整備以前に廃止されてコナタイゼに、三札イゼ・ナカズイゼは昭和初期に廃止されて早田イゼに合併されている。

右岸は、富永イゼ・大イゼ・糸永イゼ・向田イゼ・早田イゼが灌漑する。上流部は両子地区の富永イゼと大イゼが灌漑するが、富永イゼは影平道路西側斜面の迫田に、大イゼは影平道路東側の水田に水をかけている。大イゼの水路は梅園橋付近にまでおよんでおり、その灌漑範囲には富永地区の鎮守宮畑神社の水田を含む。糸永イゼは大イゼがかりよりも一段低い水田を灌漑するが、この範囲は地形的にみて旧河道であった可能性が高い。なお、糸永イゼがかりはもと大イゼがかりであったという。向田イゼはおもに影平道路沿いの段丘上を、早田イゼは川沿いの一段低い水田を灌漑する。早田イゼがかりのうち、西武蔵小学校の背後から恒清地区上流部にかけての一带は「フルカワ」と呼ばれ、砂が多く混じる水田が広がっていたといわれている。

左岸は、米丸イゼ・川原田イゼ・コナタイゼ・左山イゼが灌漑する。上流部は両子地区の米丸イゼと川原田イゼが水をかけている。コナタイゼの水路は恒清地区境にまでおよぶ長距離水路となっており、その灌漑範囲には湿田が多く分布するという。左山イゼは、下流部のごく一部の水田を灌漑するにすぎない。

### (3) 恒清地区の河川灌漑

圃場整備以前における恒清地区は、上流から早田イゼ・左山イゼ・三札イゼ・ナカズイゼ・大イゼ・保木ノ下イゼ・前田イゼ(糸永イゼ)・スキサキイゼの各井堰が灌漑した(付図B―3参照)。このうち、三札イゼとナカズイゼは圃場整備以前に廃止され早田イゼに合併された。

左岸は、上流部の段丘上を富永地区の左山イゼが灌漑するものの、そのほとんどは大イゼがかりである。この大イゼの水路は三本の水路に分岐している。県道を越えて糸永地区境まで到達する東側の水路は、おもに西谷・今在家集落前面の迫田を灌漑する。中央の水路は、中谷・西谷集落前面の小字歳神・堂ノ下(付図B―2参照)の水田を灌漑する。東側の水路が糸永地区境にまでおよぶ長距離水路であることと、その主要な灌漑範囲が迫田であることをふまれば、小字歳神・堂ノ下の水田を灌漑する中央の水路は東側の水路よりも相対的に古い時期に築造された可能性が高い。西側の水路は川沿いに分布する湿田を灌漑するが、この範囲は地形的にみて旧河道であったと考えられる。

右岸は、早田イゼ・保木ノ下イゼ・前田イゼ・スキサキイゼが灌漑する。上流部は富永地区の早田イゼが灌漑するが、この範囲には砂が多く混じっており氾濫源であった可能性が高い。保木ノ下イゼは影平道路沿いの段丘上を灌漑する。前田イゼの水路は糸永地区の小字前田(付図B―2参照)まで到達する。スキサキイゼは川沿いを灌漑するが、前田イゼと同じく糸永地区の水田にも水をかけている。

### (4) 糸永地区の河川灌漑

ここでは、現行行政区分にしたがって近世糸永村・杉山村の村域を取りあげる。圃場整備以前の糸永地区は、上流から大イゼ・前田イゼ・スキサキイゼ・カンマツバイゼ・赤銅イゼ・畑田イゼ・山下イゼ(杉山イゼ)・上イゼ・竹田イゼ・下イゼの各井堰が灌漑していた(付図B―3参照)。このうち、畑田イゼは昭和一八年の水害にともなう河川改修に際して廃止され赤銅イゼに合併された。また、竹田イゼは昭和三〇年代に廃止され上イゼに合併されている。

左岸は、大イゼ・カンマツバイゼ・赤銅イゼ・上イゼ・下イゼが灌漑



する。上流部のごく一部の水田は恒清地区の大イゼが水をかける。カンマツバイゼの水路は、取水後すぐに水田のなかへはいり糸永地区の鎮守八坂神社（以下「糸永八坂」と表記）前面の水田を灌漑する。この井堰の築造時期は中世までさかのぼることが予想される。赤銅イゼは糸永地区では最大の灌漑面積を有し、その水路は県道の両側を通って杉山橋付近へ到達する二本の水路と、水田のなかを抜けて川へ排水する水路にわけられる。上イゼは周辺と比較して田面標高が極端に低い小字竹田（付図B-2参照）を灌漑するが、この範囲は地形的にみて氾濫源であった可能性が高い。下イゼは、下流部の県道沿いに所在する水田に水をかける。

右岸は、前田イゼ・スキサキイゼ・赤銅イゼ・山下イゼ・上イゼが灌漑する。上流部の小久保集落対岸の水田は、恒清地区の前田イゼ・スキサキイゼが水をかける。このうち、前田イゼの水路は馬場先橋を越えて影平道路沿いに走り小字前田の段丘上を灌漑する。赤銅イゼは尾出集落対岸の水田を灌漑するが、この範囲には「ガラン」と呼ばれる場所が存在する。「ナンゼイゼ」とも呼ばれる山下イゼは、古西寺集落対岸の迫田を灌漑する。上イゼの水路は、「上ヌキ」および「下ヌキ」と呼ばれる二本の水路に分岐しており、上ヌキは山下イゼがかりよりも一段低い段丘上に、下ヌキは川沿いの水田に水をかけている。下ヌキの灌漑範囲には湿田が広く分布するという。

#### (5) 両子谷の溜池灌漑

現地での聞き取り調査の結果、両子谷の灌漑体系に関して共通した見解が得られた。それは、両子川の流量が豊富なことから当該地域の水田は基本的に河川灌漑によって営まれているというものである。現在、両子谷に点在する溜池はほとんどが個人持ちの池であり、宅地周辺のごくわずかな水田を灌漑するにすぎないという。こうした溜池は河川灌漑を

補完するものではなく、両子谷における河川灌漑と溜池灌漑との相互関係はきわめて希薄であるといえる。そのなかにあって、恒清地区・糸永地区に所在する小不毛池・今在家池・新池の各溜池は注目に値しよう。以下では、これらの溜池について触れておきたい。

小不毛池は、恒清地区の小字小不毛に所在する溜池で、新池と旧池からなるいわゆる親子池である。昭和四〇年代まで利用されていたという。その水路は、尾根を越えて恒清地区の鎮守八坂神社（以下「恒清八坂」と表記）の背後にいたり、そこから糸永地区尾出集落まで到達した。この溜池は、おもに県道東側斜面の水田を灌漑していたといわれ、恒清・糸永両地区の受益者が共同で管理していたという。

今在家池は、糸永地区光蓮寺の背後に所在する溜池で、いわゆる里池の典型とみられることからその築造時期は中世にさかのぼるものと考えられる。この溜池は糸永八坂前面の水田を灌漑していた。現在ではほとんど利用されておらず、その灌漑範囲には恒清地区の大イゼが水をかけているという。

新池は、朝来谷の弁分地区油原に所在する溜池で、同地区はもちろん杉山地区の迫田を灌漑していた。五、六年前までは利用されていたといわれている。この溜池の水路は、上述した小不毛池と同じく尾根を越えて走っていた。

これらの溜池は個人持ちの池ではなく、集落あるいは複数の集落が共同で管理する池である。まず注目される点は、その水路が尾根を越えて走る小不毛池と新池の存在であろう。小不毛池の場合、明治二〇年代初頭の富清村地籍図に描かれてはいるもののそのなかに尾根越しの水路は確認できない。つまり、そうした水路の築造は少なくとも地籍図調製の時点ではおこなわれていなかったことになる。一方の新池は、おおよか

な水路の築造時期さえ明確ではないが、尾根越しに走るような水路の築造は幕末期からさかのぼり得ないと考えられる。次に興味深い点は、この二つの溜池の水路が行政区分を越えて築造されていることである。新池の場合、現地における聞き取り調査によれば、近世杉山村庄屋役は朝来谷の弁分村庄屋役が兼務したといわれており、弁分地区油原から杉山地区まで走る水路の築造はそうした歴史的系譜の上に達成されたものと推測される。

#### 4 両子川流域の水田開発

これまでに述べてきた両子谷の灌漑体系は、昭和一六年とつづく同一八年の水害後に成立したものである。たとえば、両子地区では昭和一六年の水害によって五反丸イゼの水路短縮および新地イゼの廃止がなされている。また、糸永地区でも昭和一八年の水害にともない河道のつけ替えがおこなわれ、その際畑田イゼが廃止されて赤銅イゼに合併された。なお、両子谷では昭和三六年にも水害が発生しているが、このときは従前の状況への復旧が中心であったといわれている。

さて、明治二〇年代前半の地籍図をみると、前述した両子谷の灌漑体系は地籍図調製の時点で基本的には成立していたことが窺える。この地籍図に描かれた水田景観は、近世水田開発の到達点を示していると考えられる。それでは、そうした景観はどのように形成されてきたのであろうか。以下では、当該地域における水田開発史についてその概要をまとめてみたい。

##### (一) 両子地区

この地区の水田開発史を考える上で、まず留意すべきことは谷水や湧水の「強い」場所が右岸に多くみられる点であろう。たとえば、横峰集

落前面の一部の水田は現在でも谷水によって灌漑されている。また、中野イゼがかりでは影平道路東側の段丘上に、田中イゼがかりでは影平道路西側斜面に湧水があり、それぞれ湿田が広く分布するという。田中イゼがかりにあたる小字田中丸（付図B―2参照）が田中名の故地に比定できることをふまえれば、こうした谷水や湧水の「強い」場所での水田開発は中世にさかのぼり得るものと考えられる。

左岸の場合は歳神社周辺が注目される。この歳神社の背後には小字天水（付図B―2参照）が所在し、そこからの水路は社地の北側脇を抜けて両子川へ流れこんでいる。また、社地前面の水田には神社などの料田と思われる山王田や正月田、あるいは地名とみられる峯ノ丸といった小字が所在する（付図B―2参照）。一般的に料田は、豊富な用水により安定した耕地経営がおこなえる場所に設定されるものであるが、小字正月田・峯ノ丸の水田を灌漑する峯ノ丸イゼの水は実際に「強い」という。以上の点から、歳神社周辺の水田開発は中世からおこなわれていたと推測される。

前述したように、両子地区ではすでに中世から両子寺・宇佐宮による開発がさかんにおこなわれていたが、それはとくに右岸に特徴的な谷水や湧水などの自然条件を有効に利用したものであった。一方、中世には川沿いの耕地もわずかながら開発されたと考えられるが、そうした耕地はいまだ不安定な状態にあった可能性が高い。川沿いの不安定耕地と段丘上を中心とする水田開発は、近世における治水および井堰開発の進展にともない達成されたとみるべきであろう。

##### (二) 糸永地区

糸永地区の平地は地形上おもに右岸に広がっていることから、この地区の水田開発は右岸を中心に進められたと考えられる。そこで、まず留

意される井堰は、取水後すぐに水田のなかへはいつて宮畑神社の水田にも水をかけている大イゼであろう。この大イゼがかりには、影平道路西側からの湧水もあつて湿田が広く分布しており、そうした湿田を中心に宮畑神社の水田（小字深田・大神田・小神田、付図B―2参照）が設定されている。右岸における開発拠点として、すでに中世から安定的な耕地経営が可能であつたと推定できる場所は大イゼがかりとみられる。

さて、糸永イゼ・向田イゼ・早田イゼが灌漑する右岸の中・下流部には、旧河道や氾濫源とみなされる水田が広がっている。この範囲は、開発と荒地の転換をくり返しながら徐々に耕地経営の安定化が進んだものと考えられるが、その時期はおそらく近世とみて間違いない。

一方の左岸では、地名と推測される小字米丸（付図B―2参照）の存在が注目される。小字米丸は両子地区の小字園田と隣接しているが、この付近は県道東側斜面からの湧水があるといわれている。富永地区と両子地区との境界に所在する小字園田・米丸の水田は、小規模ながら湧水によつて中世から開発されていた可能性が高い。いずれにしても、ほとんどがコナタイゼがかりである左岸の場合、氾濫源とみなされる水田を含めて本来は不安定な耕地が広がっていたと思われる。近世の富永地区では、両岸の不安定耕地を中心に水田化が進められていったものと推測される。

### (3) 恒清・糸永地区

ここでは、近世恒清村・糸永村・杉山村に相当する恒清・糸永両地区の水田開発史について述べていきたい。

両地区の水田開発史を考える上で、まず注目される場所は恒清地区中谷・西谷集落前面の小字歳神・堂ノ下の水田であろう。ここは恒清八坂のほぼ前面に位置しており、その開発は中世までさかのぼることが予想

される。次に糸永八坂前面の水田も、その開発は同じく中世におこなわれた可能性が高い。小字内ノ丸・宮ノ下・中園（付図B―2参照）の水田を灌漑する今在家池は、前述したようにいわゆる里池の典型とみられ、その築造時期は中世に比定できる。また、この付近の水田に水をかけているカンマツバイゼは、取水後すぐに小字神松葉（付図B―2参照）の水田に水をかけ始めており、その灌漑方法は原初的な形態を示す。いずれにしても、鎮守前面は安定した耕地経営がおこなえる水田が多く、恒清・糸永地区の場合も例外ではないと考えられる。

このほかに、影平道路東側に位置する糸永地区右岸の小字大井・古屋敷（付図B―2参照）の水田も注目される。現在、小字大井の水田には恒清地区の前田イゼが、小字古屋敷の水田には赤銅イゼが水をかけているが、この二つの場所は影平道路西側斜面からの谷水や湧水があるために圃場整備以前は河川灌漑を必要としなかつたといわれている。実際、小字大井・古屋敷の水田には麦が耕作できない湿田が多く、その開発はすでに中世からおこなわれていたと推測される。

杉山地区では、瑠璃光寺による小規模な水田開発が進められ、一三世紀にはすでに一定の田畠・山野と屋敷地からなる寺領が形成されていたことはすでに述べた通りである。この付近には湧水が点在しており、一帯に所在する小規模な迫田はすべて湧水によつて灌漑される。また、現在は山下イゼがかりとなつている小字海添・園田（付図B―2参照）の迫田も本来は湧水がかりであつたという。この地区の水田開発は、豊富な湧水を利用した斜面の迫田を中心に進められ、近世における治水と井堰開発を通じて川沿いの水田化が達成されたものと考えられる。

さて、両地区の開発史を考える上で、なお留意すべきことは恒清八坂が糸永八坂から勧請されたといわれている点であろう。糸永八坂が、恒

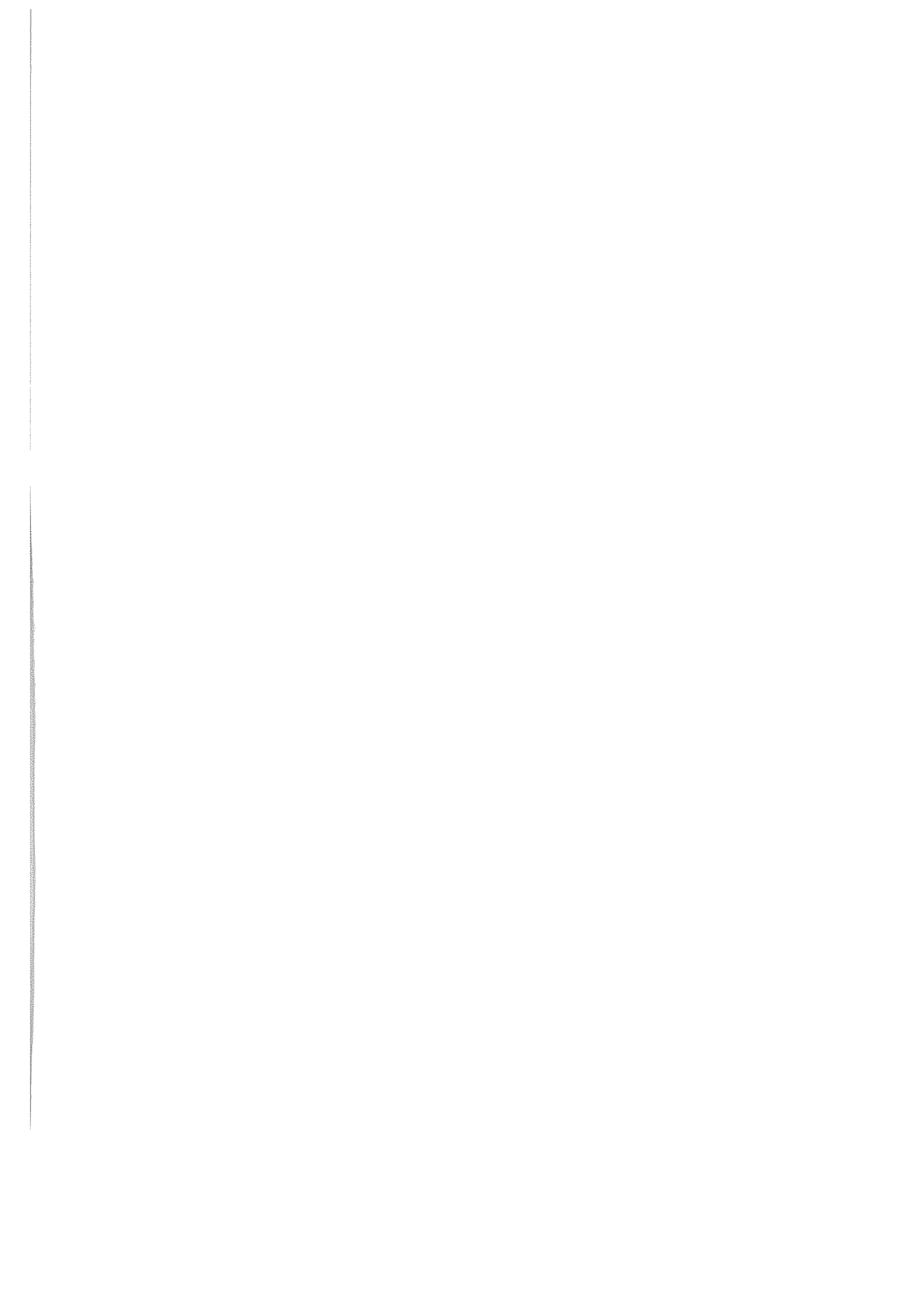
清地区境に近い上流部に位置していることも不自然に思われる。すでに述べたように、糸永地区は宇佐宮政所惣検校職を世襲した益永氏の所領たる糸永名の故地に比定される。その開発拠点は、里池の典型とみられる今在家池が所在し、原初的な灌漑方法を示すカンマツパイゼが水をかけている糸永八坂前面の水田であったと推測される。本来、恒清地区はおそらく糸永名の領域として存在していたのではなからうか。しかし、その後の開発の進展にともない、糸永名内から新たに一定の領域を有する恒清名が創出され、近世にいたって恒清村・糸永村として分立したものと考えられる。

糸永八坂が恒清地区との境界に近い上流部に位置している点は、両地区が本来は同一の開発単位であったと想定することにより説明が可能となる。また、恒清八坂が糸永八坂から勧請されたという伝承は、糸永名の領域から恒清名が分出したとする理解の傍証となろう。松平杵築藩領下の両子谷において、恒清村と糸永村がともに重長分知領へ組みこまれていることは、両地区のそうした歴史的系譜を受け継いだものとして捉えることができよう。

註

- (1) 「大法師定什打渡状」〔武〕一四号、「大法師定什堺証文案」〔武〕一五号。
- (2) 「田原直幸書状案」〔武〕三九号。
- (3) 「某書状案」〔武〕七四号。
- (4) 「直久目安状」〔武〕七五号。
- (5) 「某申状」〔武〕七六号。
- (6) 「田原親家知行預ヶ状」〔武〕五九号、前掲註(4)史料、「吉弘統幸知行預ヶ状」〔武〕一二七号。

- (7) 「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」〔国〕五一号。
- (8) 「僧源応讓状案」〔安〕一二号。
- (9) 「総検校益永家系図」〔県史料〕二九卷。
- (10) 「慶長拾八年分十月日 御藏納田畠物成帳」〔熊本大学附属図書館所蔵「松井家文書」〕。
- (11) 宮崎克則「一七世紀前半期における地方知行の存在と「走り者」頻出の社会状況」〔史淵〕二二九号、一九九二年。のちに同「大名権力と走り者の研究」〔校倉書房、一九九五年〕に改題して収録。
- (12) 「小倉藩人畜改帳 四」〔東京大学出版会、一九五七年〕。
- (13) 内務省地理局編纂物刊行会編「明治前期全国村名小字調査書」第五卷（ゆまに書房、一九八六年）。
- (14) 結城明泰「国東半島の製鉄と鍛冶の遺跡」〔国東半島―自然・社会・教育―、大分大学教育学部、一九八三年〕。
- (15) 川西博・工藤好美「国東半島の気候」〔国東半島―自然・社会・教育―、大分大学教育学部、一九八三年〕。
- (16) 豊田寛三「杵築藩」〔大分県史〕近世篇Ⅱ、一九八五年。



IV  
耕地  
と  
集  
落

# 一 中世の耕地と集落

ここでは、前でもみた安岐郷域の開発史をふまえ、中世安岐郷の耕地と集落の在り方をみていくこととしたい。

## 1 安岐郷の名と耕地

### (1) 名の所在地と規模

安岐郷関係の諸史料で確認できる名を含む地名は、本書Ⅱ—三の表1に示したとおりである。安岐郷には四六の名が設定されていたことが知られる〔安〕一—一(号)が、その故地が判然としないものが多いが、図23は故地が比定できるものを地図上に示したものである。

中世の名は遺称地が所在することを以て、その場所を特定できる性格を有するものではない。田染荘調査などで明らかにされたように、国東半島の荘園の名は散在名であることが多く、遺称地は名の耕地や屋敷の一部を示すものである可能性が高い。例えば、安岐郷域でも吉松名の坪付にある地名の多くは安岐町大字吉松で確認できないし、弘永名も吉松川流域を一つの拠点とするが、三〇町という田数からして、吉松川流域のみに所在したとは考え難く、これらは散在名であつたことが窺える。さて、名の規模に関しては、図田帳にある成久名が三七町、弘永名は三〇町・弁分は一〇町と田数が大きい名が所在したことが確認できる。このうち、弁分は宇佐宮の祭礼費が割り当てられた大規模名であり、その中に小さな経営単位や名が所在する。国東半島では田染荘や都甲荘などで確認できるが、安岐郷の場合は一つの所領単位として図田帳に記載され、近世の行政村名としてその名が遺る点に特徴がある。弁分の成立は、一二世紀半ば以後とされるが、この他の別名的開発にかかる成久名など

の開発主体や経緯も不詳である。その中で、成久名の故地である大字成久の鎮守歳神社は永治一(一一四一)年に勧請されたとの伝承を有する(補遺Ⅰ—三)。もちろん、この勧請年代は史実とはみなせないが、鎮守の勧請を一二世紀半ばとすることは、この時期が成久名にとって記憶されるべき時期であつたことを示しており、名の成立をここに求めることもできよう。安岐郷域における別名的開発は、一二世紀代に展開したことが窺える。この他は、行安名が三町、秋丸名が八町〔安〕一—一(七号)の耕地を少なくとも所在したことがわかるが、多くの名の面積は不詳である。

### (2) 名の構造

さて、安岐郷の名については、史料からその構造を知ることにはできない。ここでは名の遺称地についての環境を検討し、名の在り方を明らかにすることから始めたい。

#### 〈弁分〉

朝来野川流域の下流域に所在し、同川左岸を中心地とする。弁分の名は近世の行政村名に遺っている。現在、弁分地区の中心井堰である大イゼおよび新イゼが灌漑する水田に面する集落を中村あるいは中村台と呼ぶことから、この付近が中心であつたことが推測される。

#### 〈成久名〉

安岐川左岸に位置する大字成久を故地を比定地とし、条里地割がある大字塩屋からは二kmほど上流に立地する。南の丘陵裾部には湿地が広がり、名設定以前から水田が開発されたとみられる。この一帯は成久イゼという一つの井堰によって灌漑されているが、この井堰は六km余上流まで井堰がないことから水量が豊かな井堰である。

このような条里地割施工が可能な沖積地に近く、水量の豊かな河川か

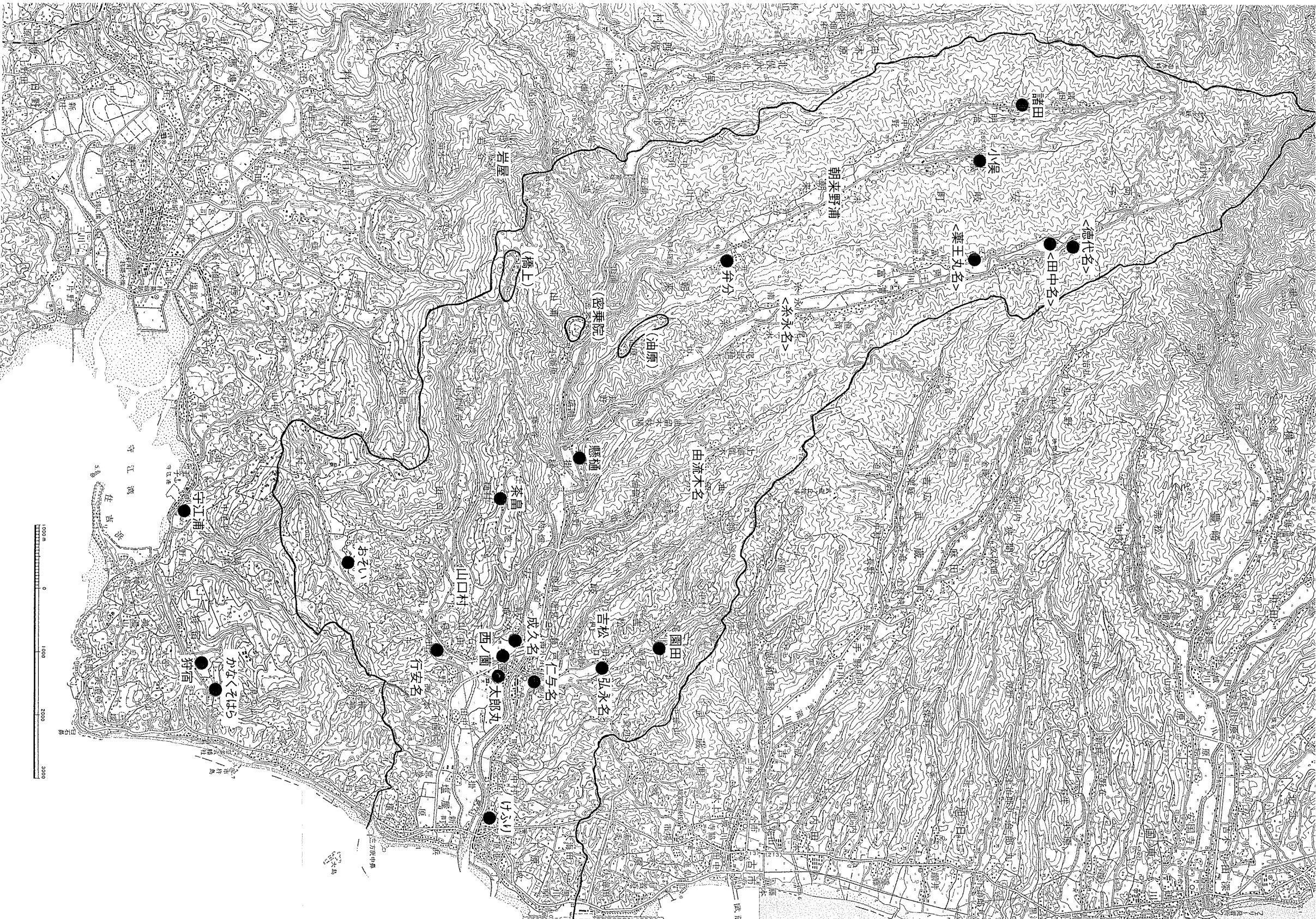


図23 中世地名の遺称地

( 大字が遺称地の場合、中心集落を示した。特定できない場合は図中に地名のみ入れた。 )  
 ( < > は武蔵領域の地名、 ( ) は本書IV-1に記述のある台地上の開発地





写真7 諸田地区景観

吉松川右岸の耕地内に小字広永がある。また、隣接する田口集落もヒロナガとよばれており、この一帯が故地とみられるが、図田帳には三〇町の田数が記され、前述したとおり散在名であることが窺えるが、他の地域に関連する地名などを現在の所確認できない。ただ、集落地も名の

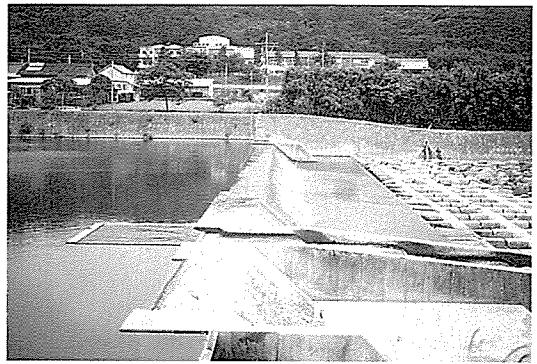


写真6 成久イゼ

ら井堰を中心とした灌漑体系を有するという条件は、いわゆる別名的開発とされる地の特徴を備えており、同名が別名的開発による地であることがわかる。前述したように、久名の開発主体や経緯は不詳であるが、鎌倉期には広義の得宗領であったことは安定した開発地であることを示すであろう。また、安岐川左岸における成久イゼの灌漑面積は四八町余であり、三七町という田数をふまえた時、成久イゼの灌漑範囲に耕地と屋敷地がまとまる形で所在したことが推察され、同名の成立は成久イゼの整備を伴うものであったといえる。

〈広永名〉

遺称地とすることから、吉松川流域では屋敷地と耕地がまとまりをもっていたことが窺える。

〈諸田名〉

朝来野川上流の旧諸田村にその名称が残り、図田帳以前から所在したことが知られる。前述したように、年貢が繳のみであることから、金属生産の地であったことがわかる。現在、旧諸田村に属した集落は朝来野川左岸の段丘上にあり、この一帯は右岸と比べて緩斜面が広がる。『国東郡村誌』〔資〕Ⅱでは、この諸田名の故地を含む明治村（現安岐町大字明治）に苜島の記載があり、一九世紀後半段階でも山野利用の在り方として苜島の比重が高かったことを伝えているし、地籍図でも畠地が広がっている（付図A-2）。それに金属生産には燃料として薪も必要であり、こうした状況からして、中世においては水田よりも畠地山野を中心とする名であり、畠地山野の開発が展開したことが窺える。

〈仁与名〉

大字瀬戸田と大字吉松の小字に仁王がある。二つの大字の境界域にあり隣接して位置する。吉松川下流域の両岸に丘陵が迫った地であり、吉松の仁王は集落と水田を含み、瀬戸田の仁王は丘陵裾の集落を領域とする。この一帯の水田は湿田が分布し、現在は仁王イゼが灌漑する。中世においても基本的に吉松川からの井堰によって灌漑される地に設定された名とみられる。

〈由流木名〉

大字油留木を遺称地とする。油留木は上・下に分かれ、いずれの地にも一五世紀代の宝篋印塔などの中世石造物が所在する。上と下を比べた時、上油留木の方が沖積地の面積も広く、丘陵も緩斜面の地が多い。こうした地形条件から上油留木が名の中心であったことが窺える。

〈行安名〉

「山下長就打渡状」〔安〕一一四号など〕に「行安名参町」とある。行安の地名は大字下山口の小字名にあり、荒木川左岸の水田を領域とする。また、荒木川をはさんだ対岸にある屋敷地も行安の屋敷を有していることから、この一帯に名が設定されたことが窺える。ただし、行安の地名は大字吉松の吉松川左岸にもあり、散在名の可能性もある。

〈吉松〉

「く名」の記載はないが、元弘三（一一三三）年の「到津公連寄進状案」〔安〕五四号〕に「吉松陸町」とあり、年末詳の「吉松田地坪付并段銭注文」〔安〕七八号〕は後欠のため総数は不詳であるが、少なくとも八町余の田数が記されており、大規模名であったことが窺える。遺称地として大字吉松があるが、坪付にある地名は大字吉松にはほとんど確認できず、「ゑかしら」の地名は現杵築市にあり、散在名の可能性はある。ただ、安岐町に大字としてその遺称地が所在しており、拠点となる地であったことが窺える。

〈太郎丸〉

「山下長就打渡状写」〔安〕一一六号〕に行安名と並記され、田数は一町六段とあることから、名の一つとみられる。屋号として大字中園に遺り、周囲の水田は成久イゼの灌漑範囲にあたる。屋号にその名が遺ることなどから、屋敷地と耕地が一定のまとまりを有する名であったことが窺える。

以上のことから、安岐郷の名の形態には屋敷と耕地などが結合し一定のまとまりを有するものと散在する形をとるものの二種が所在したようである。また、田染荘における糸永名などのような面積の大きい別名も所在した。そして、こうした史料にみられる名の故地は、基本的に川の

流域に位置しており、このうち水田が所在するものについては、その中に湿田を含むものが多く、沖積地でもより安定した地にある。あるいは、諸田名のように畠地山野を中心とする名は、段丘上あるいは緩斜面に立地しており、中世あるいはそれ以前の開発は谷部のより安定した地や湿地、段丘上や緩斜面を中心に展開したことが窺える。中世までの水田については、本書Ⅲ―一でみた朝来野川流域で窺えるように、谷の沖積地全体に分布したわけではなく、畠地や荒地と混在する状況であったといえる。あるいは、小規模な支谷についても、水田が所在したとしても溜池などの灌漑施設を伴わない、谷水のみによる小規模な開発であったことが推察される。また、こうした中世の開発は、基本的に川沿いに展開したが、その単位は本書Ⅲ―一で触れた吉松地区の七郎集落のように丘陵をさむ形をとる場合もあった。

ところで、安岐郷に関する史料をみると、一五世紀以後の史料を初見とする名あるいは地名が多い。その中で、一六世紀後半の「田原親宏安堵状」〔安〕一七五号〕にある「秋丸之内西廟」という記述が留意される。秋丸は一四世紀代の史料にある「秋丸名」〔安〕四一号〕、西廟は一六世紀後半の史料を初見とする「西廟名」〔安〕一五七号〕であり、これは新しい名の成立を端的に示している。ただ、諸田名では建武一（一三三四）年の史料に「諸田名内亀丸名」〔安〕五九号〕とあることから、こうした新名の創出は一四世紀代から確認することができる。

一方、茶島（大字山口）のように、台地や丘陵上に所在する地名も一五世紀以後の史料には登場し、一五世紀段階には丘陵や台地上にも開発の手が及んでいたことを知ることができよう。

（3）両子川流域の名および六郷山領について

①両子川流域

本書Ⅲ―三で触れられているように、両子川流域の名については、上流域で徳代名・田中名・薬丸名が史料上確認することができ、下流域に位置する大字糸永は、宇佐宮政所惣檢校であった益永氏の所領糸永名の故地とみられる。ここでは、糸永名の在り方について少し注目しておきたいと思う。

まず、両子川流域において糸永の名称を探していくと、大字名（近世の行政村名）の他に、大字糸永の境界から上流2kmほどの旧富永村域に所在する井堰名に遺ることが確認できる。次に、糸永村の鎮守八坂社が村域の北限に位置する（本書Ⅲ―三参照）ことから、近世糸永村の領域は、いわゆる村切によって創出されたものであることが窺える。以上のことから、糸永名の故地は大字糸永だけでなく両子川中流域までを含んだことが想定される。そして、両子川流域は条里制施行が可能な沖積地から離れ、水量が豊かで主として井堰灌漑に拠る地であることから、糸永名は別名的開發に基づく、いわゆる大規模名とみられ、その立地は田染莊の糸永名に通じるものがある。

こうした糸永名の構造については詳らかでないが、両子川流域には恒清や富永といった地名に由来する近世村（現大字）が所在することは留意される。糸永イゼが旧富永村域に位置するように、恒清および富永は本来糸永名に属した二次的名とみられる。これらが近世に村名として継承されたことは、一つの名が中世後半には一定のまとまりを有し、各々が拠点たり得る名として所在したことに拠ると考えられる。

なお、糸永の名称は後述する安岐川下流域の中園村の鎮守歳神社の祭礼組織としての名にもみることができ、一方、年末詳の「宇佐御神領安岐郷内坪付案」（「安」一三七号）にも「いと長」とある。この史料は他にも地名が記されているが、いずれも安岐町南部から杵築市東部に比

定できること、両子川流域は武蔵郷域にあったことなどをふまえると、詳細は明らかでないが、右の史料にある「いと長」は両子川流域の糸永名とは異なる、耕地片を集積したあるいは小規模名としての糸永名にあたるものとみられる。

## ②六郷山寺院領

安岐郷域および両子川流域で、六郷山寺院とされたものは両子寺・杉山瑠璃光寺・東光寺・護聖寺がある。六郷山寺院の所領は、弘という独特の土地編成単位を有したが、その遺称地は両子寺に近い弘地区（大字両子）以外で確認できない。両子寺領については、本書Ⅲ―三にあるとおり本来は莊園勢力によって開發された地（徳代名など）が鎌倉時代に寄せられたことが推測され、こうした両子寺領に属した名は、徳代名が一定のまとまりを有する名であるように、散在性の低いものであったことが窺える。

さて、残りの寺院のうち、中世史料で四至が判明するのは梶山のみである。康元二（一二五七）年の史料（「安」二二二号）を初見史料とし、その範囲は近世杉山村域にほぼ相当する。この地は谷水あるいは湧水によって灌漑される地で、水利上も完結した状況にあり、右の史料にも「田畠山野」とあり、散在性の低い一定のまとまりを有する所領であったことが窺える。また、東光寺と護聖寺については四至が不詳であるが、各々が所在する付近は横城村および久末村として近世に一村が定立しており、こうした近世村が所領であったことが推察される。なかでも、横城村は杉山村と同じく谷奥に位置し、灌漑の在り方も類似している。

中世六郷山寺院領の耕地については、谷水や小規模な井堰をもとに僧侶などによる小規模な「農民的開發」が展開したこと、集落も寺に属する坊を一つの起点として成立展開したことが確認されている。<sup>(5)</sup> 安岐郷お

よび両子川流域では、集落についてはなお判然としないものの、耕地については、そうした六郷山寺院領における特徴を垣間見ることが出来る。

## 2 台地上の耕地と集落

さて、前述した「茶島」のように、中世安岐郷域では台地の開発がなされたこともみとめられる。安岐町域には、史料上は確認できないものの、中世の台地開発の地として留意される所がある。以下では、そうした地のいくつかをみていこう（各々の位置は図23参照）。

### (1) 橋上

大字山浦に属し、鎮守山神社が所在する中心部は安岐川支流の最上流部に位置し、丘陵を隔てた東側は荒木川の最上流部となる。前述した茶島は、この橋上が位置する台地に連続する丘陵の東部に位置するし、橋上の東には小字として正月屋敷の地名がありここには五輪塔も所存する。また、鎮守の中心部の山神社や観音堂境内にも五輪塔が所在し、観音堂の本尊は少なくとも一四世紀のもものとみられ、丘陵部とともに、橋上も中世からの開発地であることが窺える。

中心部南の丘陵裾部には湧水点があり、その近くに鎮守の元宮がある。その丘陵麓には湿田も広がり、これらを中心に水田開発がなされたことが推察できる。この橋上は、山浦から杵築へ抜ける杵築往還がとおり、松並木もあつたといひ、現在は孤立した台地上のムラという印象をうけるが、近代以前は陸上交通の要衝であつたことが窺える。

### (2) 油原

本書Ⅲ―一などにあるように、朝来野川左岸の台地上にある油原は、行幸会道が通っている。両子川に流れ込む支谷の上流に位置し、弁分との境には永和二（一三七六）年の板碑と一四世紀後半代の宝篋印塔があ



写真8 塔野板碑

り、掛樋との境には国東塔が所在するという。こうした石造物の分布などから、油原の開発は一四世紀代には行われていたことが窺える。現在は、新池や蓮池などの溜池があるが、谷の上流部には湧水があり枯れることがないという。

この湧水をもとに中世には水田も開かれていたとみられるが、それ以上に島地や山野の開発がなされた地とみられる。

### (3) 密乗院

密乗院は、大字山浦の安岐川右岸の台地上にある。現在九軒の集落で、その名は明治時代に破却された寺院に由来する。

台地の斜面にも棚田が広がり、密乗院全体の用水源は湧水のみである。これは涸れることがなく、「水が強い」といわれ、台地上の水田を潤した後は、台地麓の川沿いの水田にも導かれている（付図B―5参照）。

密乗院の湧水脇には石造観音像と弘法大師像があり、現在も一年に一



写真9 密乗院地区景観



写真10 密乗院地区西部の棚田景観



写真11 密乗院における取水の様子

度祭りが行われる。湧水からの水は台地西部に向かうものと中央部に向かうものにまず分かれ、その後東部に向かうものを分岐するが、この分岐点を「オオヨケバ」という。分水慣行としては、中央部に向かう水路が最初に水を取り、次に西部→東部の順であったという。水田への引水は水路を用いるものも多いが、水田の石垣下に水が湧き出す所も点在し、水路をもたない水田も点在する。当地の開発に関わる伝承はないが、五輪塔も所在しており、近世以前からの開発地とみられる。

これらの地の開発時期を知ることができないが、いずれも自己完結性の強い集落であることが指摘できる。海老澤衷氏が明らかにされた田染荘の大曲名のような集落名として定立し得た地と位置付けられ、中世の開発の一端を伝える事例ともいえよう。

ている。これらを整理すると次のようになる（太字は安岐郷の名もしくは地名にその名があるもの。また、括弧内にはこれら祭礼組織の名の遺称地を示した）。

〈中園歳神社〉

中園村↓清友苗（屋号）・光弘苗・岩崎苗（シコナ）・秋丸苗・溝添苗

瀬戸田村↓中島苗（苗字）・仁王苗（小字名）

馬場村↓馬場苗（大字名）・照山苗

吉松村↓吉松苗（大字名）

西本村↓金井田苗・松広苗（井堰の名称）・糸永苗

下山口村↓行安苗（小字名・屋号）・向田苗

成久村↓成久苗（大字名）

### 3 祭礼組織の名と集落

#### （1）祭礼組織としての名

前で触れた安岐郷の名には近世段階の鎮守の祭礼組織の単位にその名をみることでできるものもある。中園村の鎮守歳神社にある文政二（一八一九）年製作の狛犬の銘文には、祭礼組織である一八の苗（名）が刻まれている。あるいは、成久村の鎮守歳神社の記録（補遺I—III）には祭礼組織として一二の名が記され

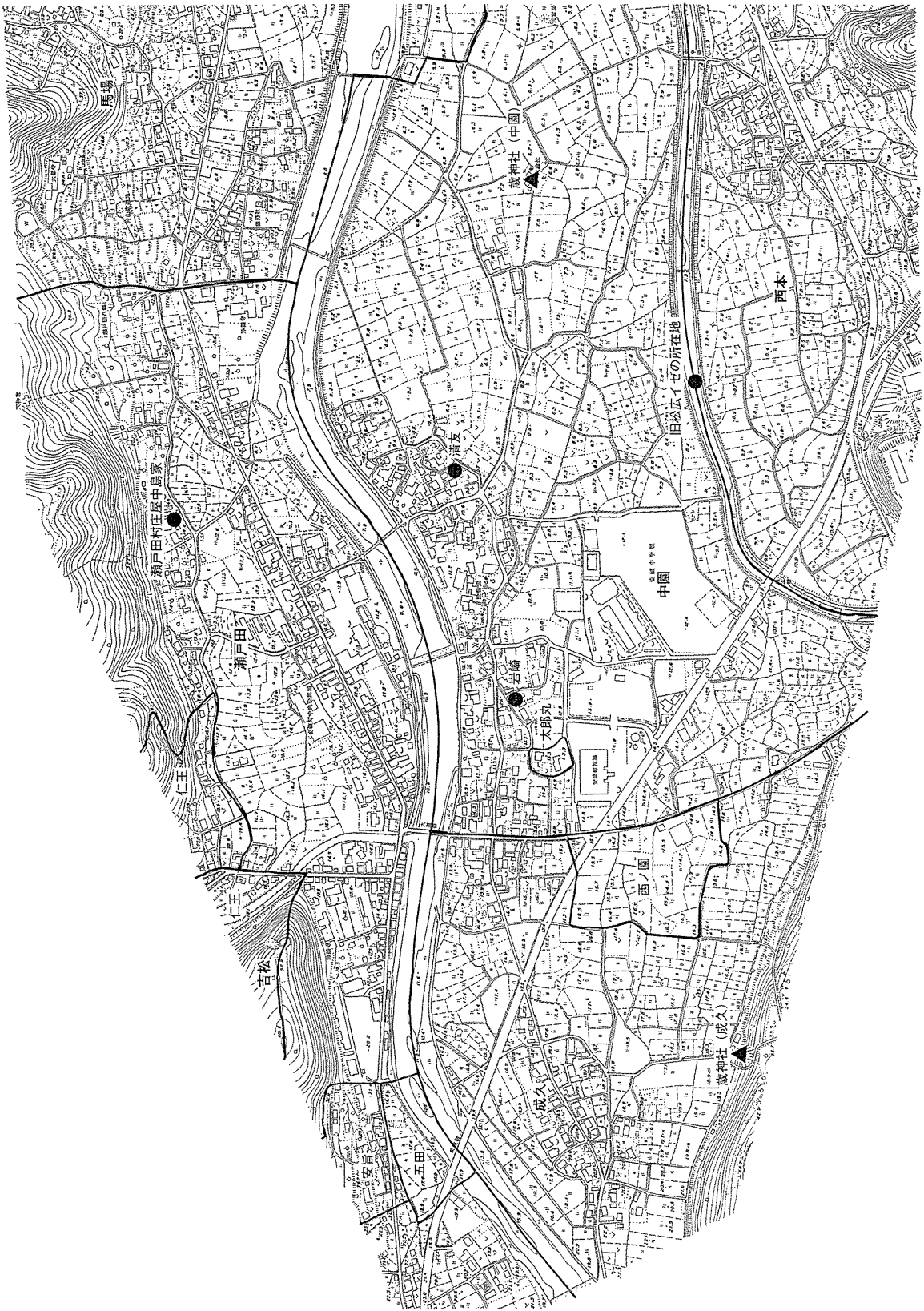


図24 祭礼組織としての名の遺称地（中国・成久付近）

小字が遺称地の場合は、その領域を示した。

塩屋村↓松原苗（苗字）

下原村↓瀬上苗

（成久蔵神社）

成久村↓本名・正面名・西ノ菌名（小字名）・馬場名・橋本名・有智

山名（小字名）・石盤名

瀬戸田村↓五田名（小字名）・安宗名（小字名）・中菌名・井手遍名

村名記載なし↓龍王名

いずれも、複数の村に祭礼組織がまたがって所在しており、近世段階の氏子圏は現代と異なる様子をすることができ、その由来は不詳である。また、現在これらの名は機能しておらず、聞き取りなどでも詳細を知ることはできない。こうした祭礼組織の単位として名が残存する例は、本書Ⅶで紹介されている弁分八坂社があるし、弥勒寺領八坂荘の故地である杵築市域でも所在したという。弁分八坂社の名も、中世の諸資料で確認できるものはほとんどないが、松武名については「小松雑掌公祐和与状」（「安」三三号）にある松武名との関連を推測させてくれる。ただ、本書Ⅶにあるように、弁分八坂社の名は明治期に再編されており、本来の名の故地は不詳である。

ところで、安岐町でみられる祭礼組織としての名が荘園の名を直接継承するものは判然としないが、これらは屋敷地の存在を前提とするものである。すると、荘園の名が少なからず祭礼組織にその名称を残していることは、少なくとも中世後半の名が屋敷地を中心として一定のまとまりを有したことを窺わせてくれる。ちなみに、弥勒寺領八坂荘（現杵築市）では一五世紀以後に名の耕地が屋敷周辺へ集中化する現象が確認されている。あるいは、安岐川下流域の調査をはじめ、各地での埋蔵文化財調査の成果によると、少なくとも一五世紀以後の集落の基本的な

り方として現在の集落と同位置に集落が形成されるといわれ、耕地と集落の変遷において、一五世紀代は一個の画期であることが窺える。すると、安岐郷における近世の祭礼組織としての名も、こうした荘園の名の変化、集落の形成を前提として成立したことが推察されるのである。

## ② 安岐郷の集落について

安岐郷における集落の在り方およびその形成については、大字吉松の一ノ瀬集落が注目される。

一ノ瀬集落は現在三つの隣保班からなるが、これは一五年戦争下に組織された隣組をもとにしている。集落の鎮守である今宮社の祭礼は、河野・伊藤・小川のイットウを単位とし、総代も三つのイットウから各々一人ずつ選出する。あるいは葬儀の際もイットウが単位となっており、一ノ瀬の日常生活の基本はイットウという現在は擬制的同族結合に拠っている。イットウには苗字が異なる家もあるが、これらは河野・伊藤・

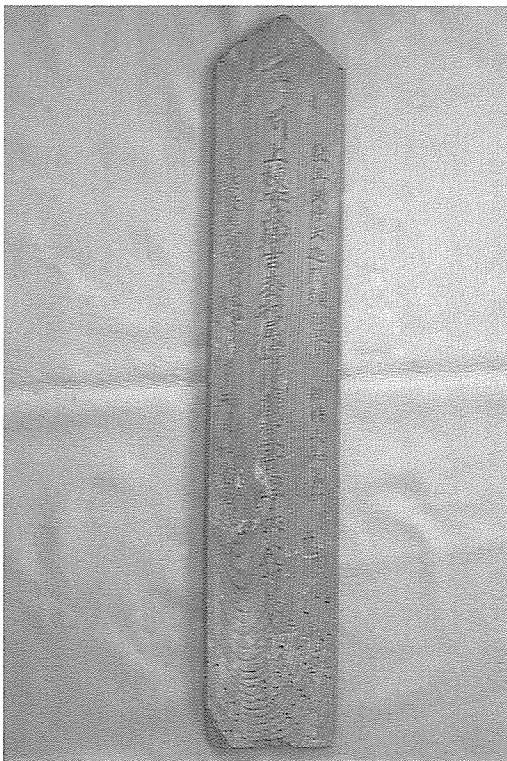


写真12 尾崎地藏堂の棟札（天和4年）

小川のいずれかと縁続きであるという。本書Ⅲ―にもあるとおり、一ノ瀬にはもともと河野氏が居住していたが、南北朝時代に小川・伊藤・末広姓の先祖が逃れてきたという伝承を有する。

安岐郷域では、人々の日常生活における基本単位となるまとまりを組と呼ぶ。一ノ瀬の場合は、イットウという擬制的同族結合が組の基礎となっているのである。国東半島ではこのような基本単位が一つの姓あるいは大部分が一つもしくは二つといった決まった姓のイエで構成される事例は多い。例えば、吉松川流域の尾崎は基本的に川野姓と白石姓から構成されているが、そうした状況が尾崎地藏堂の棟札によって一七世紀半ばまで遡及できる。

さて、国東半島の集落構造については、山間の六郷山寺院領を対象とした研究がほとんどで、例えば豊後高田市長岩屋地区は一つのドイという結合単位が一つの同姓集団から成ることが明らかにされている。<sup>(12)</sup>ただし、国東半島各地で現在も「イットウ祭り」が行われており、イットウは国東半島の集落において重要な集団であることが窺える。こうしたイットウの成立は、集落の形成と無縁ではない。一ノ瀬のように、現在につながる三つのイットウの成立を南北朝時代に求めていることは、一ノ瀬集落の形成が一四世紀半ば以後のことであることを物語っている。

丹波国山国荘の故地を取り上げられた坂田聡氏は、一五世紀―一六世紀初頭にイエ同士の同族結合が成立し、これら同族結合とイエ連合によって村社会は成り立ったとされた。<sup>(13)</sup>安岐郷域の場合、中世の集落の在り方などは史料上明確でない。しかし、右で触れた集落を構成するイットウの成立伝承や前述した埋蔵文化財調査の所見をふまえた時、安岐郷域における現集落につながる集落の形成は少なくとも一五世紀以後のことといえよう。実際、安岐郷域では諸資料で村と表記される例が、現在の

所一四世紀半ばの史料（「安」六九号）にある成久村を初見とし、諸田村（「安」九一号）、山口村（「安」九三号）のように一五世紀代の史料にみられることは、集落の形成を考える上でも示唆的な事柄といえる。

#### 4 中世から近世へ―細川氏権力と国東―

これまでみてきたように、中世の安岐郷については水田をはじめ畠地・山野などの諸種の開発を詳細に知ることは難しい。ただ、こうした中世の諸開発の成果は、慶長五（一六〇〇）年から国東半島一円を支配した細川氏によって設定された慶長六年の「知行所付之目録」（以下、「目録」と呼ぶ）に記載された村高（本書Ⅱ―四・表4参照）に反映されている。もちろん、ここでは地目ごとの開発の成果を知ることができないが、中世における諸開発の概要を把握することは可能であろう。

「目録」の村高は、慶長六年七月から実施した検地に基<sup>(14)</sup>づいており、この検地にのぞむ細川氏の姿勢は、同年正月付の全九ヶ条からなる「覚」と七月付の「検地法度」<sup>(15)</sup>に示されている。特に、開発という側面からこれら二つの史料を捉えると、全三ヶ条から成る「検地法度」には注目すべき四つの条文がある。

- 一 かり畠ハ別ニ帳を可付事（第四条）
- 一 田畠之荒地、当荒・永荒念入可付事（第九条）
- 一 日そん・水そん所付分事（第一〇条）
- 一 大とう田地者理り可書事（第二二条）

第四条では、かり畠すなわち焼畑については別に帳面を付けることを命じており、ハタケと呼ばれるものには畠と畑が所在することを細川氏は認識し、詳細な把握を志向したことを示している。次に、第九条では「荒地」とされる耕地の状況を充分に把握することを求めているし、第一



○条も干害をうける耕地と水害を被る耕地を分類把握しようとするものである。そして、第一二条は大唐米を栽培する水田は、単に水田として一括するのではなく帳簿に注記を施すことを命じたものである。これらの条文には、細川氏が在地の耕地状況を詳細に把握しようとする姿勢が窺えるし、こうした姿勢は従前の権力が在地を充分に把握していなかったことも伝えていよう。史料上「加地子」などとして表現される在地の余剰分の収奪はなお充分ではなく、在地にはなお余剰が所在したことも窺えるのである。このことは、国東半島域において、一五―一六世紀代の作とみられる五輪塔などの石造物―その製作にはコストがかかる―の数が、それ以前よりも増加することが傍証となるのではなからうか。

なお、「当荒」あるいは「永荒」の水田に関しては、黒田日出男氏が讃岐国善通寺・曼荼羅寺の史料にある「春田」が、こうした「当荒」や「永荒」の水田を冬島として利用したものを指すものであり、当荒あるいは永荒は水田としての利用状況からの把握であり、冬島としての利用は可能であることを明らかにされている<sup>(16)</sup>。すると、荒地とされる耕地状況の把握の背後には、中世前半に「春田」として把握されたような冬島の存在とそこで生み出される生産物の存在が細川氏の視野にあったことも推測される。実際、在地支配の方針を伝えた「覚」に「一万夏成可改事」という条文があり、細川氏は在地で生み出される様々な「夏成」の把握を指摘している。そして、同じく「覚」には「一桑漆可付立事」とあるように、夏成だけでなく様々な成物の把握も志向している。

中世安岐郷では、多様な産物を生み出していたことを伝える史料は少ないが、前述した一六世紀の史料にある茶島の地名は、この時期に茶が栽培されていたことを伝える。ちなみに、国東半島全体では香々地町では切鉄の生産や麻・木綿の栽培が一六世紀後半には確認されているし、<sup>(17)</sup>

文禄二（一五九三）年の「木付莊中津村島方検地帳」（「八」一五〇）からは、木綿や麻が栽培される島地を確認することができる。こうした島地利用の状況は、傾向として安岐郷でもみられたと推測される。

このようにみると、細川氏権力は在地の詳細な掌握とそれ以前の諸開発によって生み出されていた諸々の生産物を最大限に把握しようとした権力であったと位置づけられる。これは、かつて朝尾直弘氏が指摘された近世初頭の大名権力による島作生産物の把握の在り方と共通するものであり、国東半島における細川氏権力の姿は慶長元和期（一六二二）年の『小倉藩人畜改帳』にある安岐郷域をはじめとする国東半島諸村の村高は著しく高く、天保期のそれに近似する（本書Ⅱ―四・表4・5参照）。例えば、朝来野川流域の弁分村の村高は「目録」では八六八石余を数える。しかし、本書Ⅲ―一でみたように朝来野川沿いの耕地は不安定であり、安定した水田は現在以上に少なかったことが窺える。すると、右の村高は水田以外の島地山野からの産物を考えない限り理解できない数値であり、弁分村域では行幸会道が通る丘陵をはじめとする島地山野の開発と利用が展開していたことを改めて知ることができよう。あるいは、山口村も一〇〇〇石をこえる村高となっているが、前述したように「茶島」の地名に示される北側の丘陵に開発の手が及んでいたことをふまえると、これも島地山野の開発が展開していたことを示す数値といえる。

こうした中世における島地山野の開発とその利用は、史料上明確にないことが多いが、前述した冬島をはじめ、様々な形での開発が展開したことを知ることができる。写真13は、大正五（一九一六）年刊行の『朝来村史蹟写真帖』に載せられた小俣地区の最上流部の景観写真である。現在は木に覆われる山も秣場あるいは芝地であったことがわかる。

もちろん、こうした景観を以て、中世の姿を語ることはできないものの、近代以前の山野の開発と利用の在り方がここに示されている。

最後に、中世から近世への移行期における細川氏権力について改めてまとめておきたい。つまり、国東半島における細川氏権力は、一六世紀までの諸開発の成果を最大限に把握し収奪しようとした権力であり、在地を詳細に把握することを志向した。いわゆる太閤検地によって在地掌握が図られたが、それは慶長元和期になって達成をみたともいえよう。こうした細川氏権力による在地支配は、やがて「走り者」の発生を惹起し、労働力の減少という矛盾を生み出すこととなった。<sup>(19)</sup>これを一つの要因として、一七世紀半ばの正保郷帳では村高が一律下げられることとなる。つまり、国東半島では細川氏以後の小笠原氏などの大名は、在地に一定度の余剰を留保する形で在地支配を行ったのである。そして実際、この一七世紀半ばは寺檀制などの幕藩体制社会の基本となる諸制度や施策が確立した時期であることは興味深い。すると、新たな政治体制・秩序の成立の中で一六世紀までの諸開発の成果を最大限掌握しようとし、一定度の達成をみた細川氏権力は中近世移行期の最終段階に位置づけられるのではなからうか。

#### 註

(1) 海老澤衷「豊後国田染荘の復原」(岡氏著「荘園公領制と中世村落」校倉書房 二〇〇〇年所収)、飯沼賢司「中世の耕地と集落」(豊後国都甲荘の調査 本編 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九三年)。

(2) 乙咩政巳「野仲郷弁分と弁分の性格」(三光村誌 三光村 一九八八年)。

(3) 海老澤衷「中世における荘園調査と名体制」(岡氏著「荘園公領制と中世村落」校倉書

房 二〇〇〇年所収)

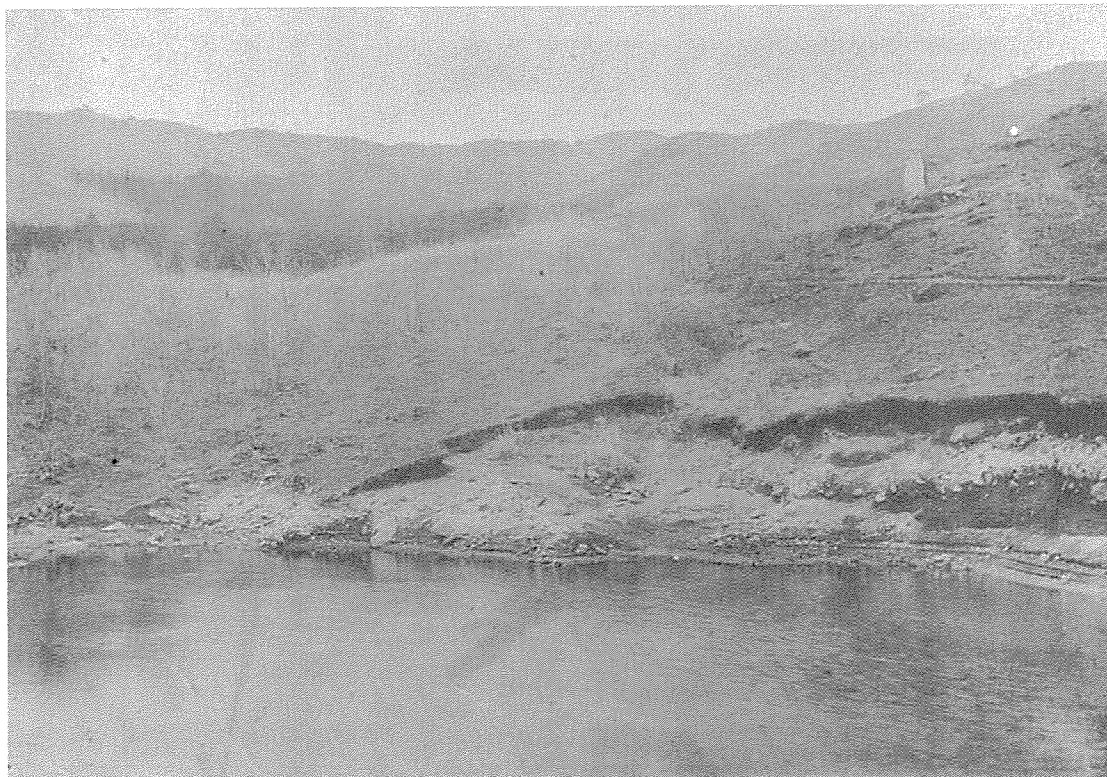


写真13 益ヶ原池付近旧景

- (4) 前掲註(3)。
- (5) 櫻井成昭「中世の耕地と集落」(『豊後国香々地荘の調査 本編』大分県立歴史博物館 一九九九年)。
- (6) 前掲註(1) 海老澤氏論文。
- (7) 飯沼賢司・牛山一貴「八坂下荘若宮八幡御帳」と八坂下荘」(『大分県地方史』一七八号 二〇〇〇年)。
- (8) 祭礼組織の名と荘園の名については、藤井 昭「宮座と名の研究」(『雄山閣 一九八七年』)などの研究がある。
- (9) 飯沼賢司「環境歴史的視点に立った八坂川下流域の開発史的研究」(『八坂の遺跡 Ⅲ』大分県教育委員会 二〇〇三年)。
- (10) 小柳和宏「豊後における中世集落の展開(予察)」(『八坂の遺跡 Ⅲ』大分県教育委員会 二〇〇三年)。
- (11) 上田富士子・波平恵美子「大分県岩戸寺部落における“クミ”結合の分析」(『民族学研究』三四卷一号 一九六七年)、小馬徹「来浦川上流、岩戸寺部落、長野部落の社会構造」(『国東半島―自然・社会・教育―』大分大学教育学部 一九八三年)、猿渡土貴「修正鬼会の変質過程―六郷満山岩戸寺を事例として―」(『日本民俗学』二〇〇号 一九九四年)など。
- (12) 前掲註(1) 飯沼氏論文。
- (13) 坂田 聡「中世末―近世前期百姓の同族組織と村落構造」(同氏著『日本中世の氏・家・村』校倉書房 一九九七年所収)。
- (14) 『高田文書』(『熊本県史料 中世篇第二』)。
- (15) 『広崎文書』(『大分県史料 三五』)。
- (16) 黒田日出男「中世農業史・技術史の諸課題」(同氏著『日本中世開発史の研究』校倉書房 一九七八年所収)。
- (17) 前掲註(5)。また、香々地町の山間部の狩場地区では茶の栽培も確認できる(『狩場

村差出帳控』熊井家文書 大分県立歴史博物館所蔵)。

(18) 朝尾直弘「幕藩体制の基礎構造」(同氏著『日本近世史の自立』校倉書房 一九八八年所収)。

(19) 宮崎克則「大名権力と走り者」(校倉書房 一九九五年)。

## 二 近世の耕地と集落

### 1 領主権力による在地支配の一側面

近世を通じて領主権力による在地支配は、おもに土地と人の両面からおこなわれたといえる。領内の土地を丈量しその生産力を掌握する検地は、領主権力が領国運営の基盤となる在地社会を土地の面から支配するために実施した重要な政策であった。したがって、耕地と集落が領主権力によってどのように掌握されたのかという点を考えていくことは村落研究の根幹に関わる視点となる。ここでは、細川忠興がおこなった慶長検地を素材として在地支配の一側面にせまってみよう。

#### (1) 中・近世移行期における在地支配

関ヶ原合戦後の慶長五(一六〇〇)年一月、細川忠興は豊前一国と豊後の国東・速見二郡で三〇万石を拝領し丹後から国替えとなる。翌二月に豊前中津城へはいった忠興は、つづく同六年正月二十七日付で在地支配に関する九カ条の「<sup>(1)</sup>覚」を通達した。これは、おそらく当面する領内の在地状況を直接ふまえたものと思われる。

#### 【史料一】

覚

- 一 百性前より不寄多少礼物取聞敷事
- 一 種食可借間、銘々様子見及書付可申聞事
- 一 失人居所念を入改、書付早々可見事
- 一 先給人手作之麦付立可上事、付田地荒二究所を可作と申者有之者、右之麦を遣候而も可申付間可聞立事
- 一 桑漆可付立事
- 一 万夏成可改事

- 一 馬一疋二一日二藁式束・糠耆斗、百性前より可取事
- 一 薪雜事可買取事
- 一 人足等召使間敷事

已上

慶長六年正月廿七日 (忠興花押)

高田九郎右衛門殿

馬伏小十郎殿

高屋市左衛門殿

同様のものが同日付で「那方御改」の松井康之にも出されていることから、これは領内の給人各層へ伝えられたものとみられる。条文の内容を整理すると、①在地支配に直接関与する給人各層の綱紀取り締まり(第一・九条)、②「失人」の還住による労働力の確保(第三条)、③勸農および荒地開発(第二・四条)、④全島作物の把握(第五・六条)、以上の四点にまとめることができる。②と③に関わる条文は、疲弊した在地状況に権力的に対応したもので、とくに水田経営の安定化を図ったものといえる。豊薩戦争による大友領国の破綻に端を発する政治的・社会的な混乱が、「失人」の頻出とそれにとまなう豊後農村の荒廃をまねいたことは通説の通りである。そのため、一定の耕地経営を保障する労働力の確保は、忠興にとって入封当初から領国運営を左右する重要な政治課題であったと考えられる。

次に、④に関わる条文についてみていこう。近年、中世後期の農業生産を特徴づける島作の発展が指摘されているが、第五・六条は中・近世移行期における島作生産の一定の到達点を示している。一六世紀の国東半島では、木綿や大豆・胡麻・粟・稗・蕎麦といった島作物の年貢上納がみられるが、ここで問題となるのは中世後期の島作生産の発展とそれ

にともなう一部の商品化が、在地に留保される余剰生産物を生み出したことである。第五条で桑・漆を特化していること自体興味深いが、それらを含む全畠作物の把握は在地生産力の徹底支配を目指した忠興の政策的措置として位置づけることができる。

以上、九カ条の「覚」に示される在地支配の基調は、領国運営を本源的にささえる水田経営の健全化と、中世後期における畠作生産の発展をふまえた在地生産力の実態把握であつたといえよう。

## (2) 検地法度からみた慶長検地

新領主たる忠興にとつて、在地状況の掌握は領国運営を進める上でも端緒的課題であつた。慶長六年七月から実施された領内の竿入検地は、上述した中・近世移行期における在地支配の基調を具体化したものといえる。この慶長検地に関しては、慶長六年七月付の二三カ条におよぶ検地法度がのこされている。

### 【史料一】

#### 検地「一」事

- 一 田畠壹反三百歩たるへき事
- 一 打杖者弓たるへき所ニヨリテ縄にても可打、切々尺杖ニくらへしるし所ヲ可置
- 一 田畠付様五段之事、并山畑付分事
- 一 かり畠ハ別ニ帳を可付事
- 一 あせ・ミぞ有様ニ可引事
- 一 田地多百性すくなし在所、又すくなき百性多在所、隣郷ニ田地ヲ百性多方へ可付事
- 一 居屋敷可打事
- 一 算用ハ帰りて一夜ノ二内にて可仕事

- 一 田畠之荒地、当荒・永荒念入可付分事
- 一 日そん・水そん所可付分事
- 一 いて・つゝ・ミ・川よけ在所、毎年入目数可付立事
- 一 大とう田地者理り可書事
- 一 自身罷出念入させ可申、自然煩候者、以起請奉行ニ可申理る事
- 一 中食者主よりたへさせ可申事
- 一 帳書可為頭付、安文別紙ニ有
- 一 奉行之者共在所落付、百性一行可取、安文アリ
- 一 山手書立之事、別紙ニ可有
- 一 奉行并検地之者共、荷物者従在々町送ニ可仕、中食送人足ハ検地其在所ヨリ可出事
- 一 郡之田地入組さる様ニ可打事
- 一 検地者多少在之共、在所切可打立事、帳を可結事
- 一 帳作之宿、百性出入禁制たるへき事
- 一 田畠打候処ニ地主ヨリ外に一切寄間敷事
- 一 草・ぬか・わら・雑事之儀者百生前より可申付、此外菓子・肴至まで少物も取間敷候、若相違候者可為越度候

慶長六年七月

条文の内容について整理しよう。慶長検地は一反を三〇〇歩として耕地の丈量がおこなわれ(第一条)、「山畑」を除く田畠の等級は上々・上・中・下・下々の五段階に区分された(第三条)。その上で、「大とう田地(大唐米作付地)」の注記(第二条)および「山手(山方)」の記載様式(第七条)について、さらに「かり畠」は別帳を調製するよう規定している(第四条)。また、荒地は「当荒」と「永荒」に区別され、そのほか日損地・水損地あるいは井手・堤・川除地の把握が求められて

いる（第九―十一条）。なお、「居屋敷」も検地の対象とされていたことがわかる（第七条）。

以上の実務は、検地奉行をはじめとする検地役人が担当し、現地においては「地主」はもちろん人足などとして一部の村人たちも関与していた（第一八・二二条）。たとえば、宇佐郡四日市村中組の庄屋役は「検地高撞之役二加<sup>5)</sup>」わつたと伝えられており、検地の重要な実務にも在地側が直接関わっていたことが窺える。しかし、これが検地の公正な実施を妨げる要因となったことは想像に難くない。「帳作之宿」への村人の出入りや「地主」以外の「田畠打候処」への立ち入り、さらに検地役人の「菓子・肴」などの受け取りを一切禁じた条文（第二一―二三条）には、より正確な地掌握を目指す忠興の姿勢が示されている。

これらの条文で留意される点は、第三・四条にみられる「畠」と「畑」の区別である。一般的に中世では、「畠」は屋敷地周辺に所在する定畠を、「畑」は山地利用の一形態である焼畑を意味する。したがって、「田」と併記される第三条の「畠」が定畠を指すことは明らかであるが、問題は「山畑」と「かり畠」の解釈であろう。まず、「かり畠」は草木を「かり（伐採）」その跡地を焼きはらって耕作する焼畑を指していると思われる。実は、「山畑」も焼畑を指す場合があるが、ここでは同一史料のなかで用語を区別している点に着目したい。つまり、ここでいう「山畑」は定畠のうち斜面に所在する「山畠」を意味するのではないだろうか。中・近世移行期には、同一史料のなかでも「畠」と「畑」の二つの文字が混在する事例が確認できることをふまえれば、こうした解釈も一定の妥当性を有するものと考えられる。

忠興が、中世後期における畠作生産の発展をふまえた在地生産力の徹底支配を目指していたことはすでに述べた通りであるが、具体的には屋

敷畠・山畠・焼畑を区別して検地をおこなうことでその達成を図ったといえる。この点を含め、大唐米の作付地・屋敷地・山方の把握、あるいは荒地や日損地・水損地などの調査に示されるものは、村落景観の主要な構成要素とその現状を実態的に掌握しようとする忠興の姿勢にほかならない。これは、いうまでもなく検地後の有効な年貢収奪を予定したものであり、慶長八年からは請敷運上・茶運上・山役定納の収公が開始されている。<sup>7)</sup>

慶長検地の結果は前掲の表4に掲げた村高に反映されているが、これを天保郷帳および明治元（一八六八）年の『旧高旧領取調帳』のものと比較するとほぼ近い数値になっていることがわかる（前掲表5参照）。これは、中・近世移行期の領主権力による地掌握が、慶長・元和期を通じてある程度達成されたことを物語っている。しかし、本書Ⅱ―五において明らかにされているように、近世領主権力の在地掌握が一方で現実とはかけ離れたものであったこともまた事実である。上述した山役定納やこれに連なる不定運上の銀納は、換言すれば領主権力が山方の実態掌握を「放棄」した結果といえる。いずれにしても、近世の検地がどのようなシステムのもとで実施され、それによって打ち出された村高が在地状況をどの程度反映したものなのか、こうした点を解明していくことは今後の近世村落研究における大きな課題であろう。

## 2 近世安岐郷の耕地

ここでは、本書Ⅲで述べてきた安岐郷の開発史をふまえ、近世安岐郷における耕地景観の変容についてまとめてみたい。なお、近世安岐郷の村落景観を直接的に物語るような村絵図類は現存していない。

幕府編纂の豊後国郷帳に記載された村高の推移から、近世安岐郷では

古城・塩屋・下原・狩宿・馬場・守江・西本・野辺の安岐手永八カ村と、両子・糸永・恒清・富永・諸田・中野・小俣・白木原の両子手永八カ村における開発がもつとも進展したと推測される点は、すでに本書Ⅱ―四で指摘している。以下では、これらの村々を中心に耕地開発のあり方を整理していこう。

近世安岐郷の各地区における開発史を見渡したとき、まず溜池の築造により用水の確保と安定を図っている点が注目される。古城・下原・馬場の三カ村を含む安岐川左岸や、塩屋・西本の二カ村が位置する荒木川右岸には、谷奥あるいは丘陵沿いに多くの溜池が築かれている。

とくに、下原村は地形的に台地が広がっており、河川を用水源にできないことから溜池灌漑を基本とせざるを得なかった。この台地上の水田の面的拡大は、現在上・下の二つの溜池からなる赤池の築造によって達成されたとみられる。一方、既存の河川灌漑の安定化を目的として築かれたものが、後川の奥部に所在し流域を灌漑する馬場村の美濃辺（養辺）池と野地池である。美濃辺池の築造時期は諸説あるものの一七世紀後半から一八世紀初頭と思われ、後川流域の水田面の拡大はこの期間にその画期を見出すことができる。

さて、美濃辺池や野地池のような河川灌漑を補完する溜池は、半島中央部に近い谷沿いの村々にも所在する。諸田・中野・小俣の三カ村が位置する朝来谷の事例はその典型であろう。朝来谷には、朝来野川の奥部に高地池が、小俣川の奥部に益ヶ原池がそれぞれ築かれている。また、朝来谷両岸の丘陵上に源をもつ枝谷にも鳥越池（久末村分）や長迫池（弁分村分）が設けられている。これらの溜池は、既存の河川灌漑を補完することで井堰用水の安定化をもたらし、中野地区の新イゼあるいは久末地区の新開イゼのような二km前後にもおよぶ長距離水路を生み出した

のである。現在、新イゼと新開イゼは段丘上も灌漑する。こうした灌漑体系は明治二〇年調製の地籍図にみられることから、溜池築造にともなう井堰水路の延長が段丘上の水田化を可能にしたと考えられる。段丘上における水田の面的拡大は、両子・糸永・恒清・富永の四カ村が位置する両子谷でも確認できるが、この場合は溜池の築造にともなうものではなく、両子谷両岸に点在する豊富な天水・谷水・湧水によって井堰水路の延長が達成されたものと推測される。

溜池の築造に関して、その池が所在する村とは異なる村へ水を供給している事例について言及しておきたい。近世安岐郷ではこの「異なる村の池」が多くみられるが、寛文三（一六六三）年の竣工とされ下山口・大添・横城・奈多・守江・鍋倉の六カ村へ水を供給する尾払池と、油留木村に築かれた長尾池（吉松村分）・讓葉池（瀬戸田村分）はその典型である。こうした溜池の築造は必然的に村落間での交渉を必要とし、それと同時に藩権力が関与したことも想定される。

溜池は、本来まったくの未開地ではなく田畑や秣場などとしてすでに開発が進められている場所に築かれるものである。したがって、「異なる村の池」の築造は一方では他村における既存の開発地の放棄を意味している。この点に、村落間の交渉や藩権力の関与の必要性が生じてくるのである。村落間では、「異なる村の池」をめぐって相互利益の確保が図られ、おそらく藩権力はそれを保障する役割を果たしたと考えられる。いづれにせよ、こうした溜池のあり方を検討することは、近世の地域開発をめぐる在地社会秩序の展開や藩権力と在地社会との相互規制を解明する上で重要な課題となろう。

近世安岐郷の開発史は、上述した溜池の築造によって用水の安定が図られた点だけで語られるわけではない。もう一つの側面として、朝来谷

の事例（本書Ⅲ―参照）に象徴される河川の治水を前提とした川沿いの不安定耕地の開発を指摘することができる。圃場整備以前における各地区の地形図をみると、河川流域には地形上旧河道や氾濫源と思われる場所が点々と存在していたことがわかる。そうした場所に所在する水田は砂が多く混じっていたといわれており、幾度となく発生した水害の痕跡をとどめている。治水をともなう川沿いの不安定耕地の水田化は、近世を通じておこなわれ一定の成果をあげたと考えられるが、部分的にはいまだ開発と荒地の転換をくり返す場所も存在したはずである。これは、昭和一六年と同一八年そして同三六年に発生した水害で、川沿いの水田を中心に甚大な被害を受けたことから窺えよう。

以上から、近世安岐郷の耕地開発には、溜池築造による用水の安定化と、河川の治水をともなう不安定耕地の水田化という二つの方向性があったことを指摘できよう。とくに、溜池の築造は水田の面的拡大に大きな役割を果たし、下原村に象徴される台地上の水田化をもたらすと同時に、既存の河川灌漑を補完することで井堰水路の延長を可能とし、段丘上に水田が広がる耕地景観を生み出したのである。

一七世紀後半に築かれた尾払池は、寛延三（一七五〇）年と弘化四（一八四七）年にそれぞれ堀掛（池への集水路）が増築され、慶応三（一八六七）年から明治五年にかけては土手の嵩上げがおこなわれた。同じ時期に築かれたと思われる美濃辺池の場合も、万延元（一八六〇）年から文久二（一八六二）年にかけて増築されている。これらの事例が示すように、溜池は築造後くり返し実施された改修工事によって用水が補強され、それにともないその灌漑範囲を徐々に拡大させていったのである。安岐郷の近世をとくに開発という視点で位置づけたとき、それはまさに「溜池の時代」であったといえよう。

### 3 近世安岐郷の集落

上述の通り、近世安岐郷の村落景観を直接的に物語る村絵図類は現存せず、香々地荘域で確認された屋敷検地帳のような集落景観復原の手がかりとなる史料ものこされていない。そこで、ここでは吉松地区の事例をもとに集落のあり方について簡単にまとめておきたい。

現在、吉松地区の集落は基本的には「組」と呼ばれている。これは行政的な単位ではなく、地区住民にとって生活上の基本単位となるものである。このうち、尾崎組は集落のあり方を考える上で注目される。

尾崎組は、上（カサ）・影平・ヒナタ・ジデンの四つのまとまりからなる。これらは、組の低位に位置づけられる生活単位である。尾崎住民は基本的に川野姓と白石姓からなり、ヒナタは白石姓によって、上・影平・ジデンは一軒を除いて川野姓により構成される。先祖祭りは、川野姓と白石姓がそれぞれイトウとおこなっているが、無常の際にはジデンの四軒（川野姓三軒・小野姓一軒）は小野姓がヒナタに、川野姓が上と影平に所属するという。こうしたムラのあり方は、実は尾崎組地蔵堂にのこされた近世・近代の棟札にも窺える。

尾崎組地蔵堂には、天和四（一六八四）年・正徳三（一七一三）年・享保二〇（一七三五）年・明治一四年・同三九年の棟札がのこされている。これら五点の棟札には造営に関わった尾崎住民が書き上げられており、すべての住民が名字（家名）をもっていたことがわかる。そこで、各棟札に記載された住民（庄屋役・大工を除く）を姓別に整理すると次のようになる。

【天和四年】川野姓八名 白石姓二名

【正徳三年】川野姓一〇名 白石姓四名

【享保二〇年】川野姓一〇名 白石姓三名 阿部姓一名



【明治一四年】川野姓一七名 白石姓四名

【明治三九年】川野姓一九名 白石姓四名

とくに、近世の棟札三点に關して興味深い点を指摘しておこう。元和八（一六二二）年六月付の『小倉藩人畜改帳』<sup>(10)</sup>には、吉松村の本百姓は二〇軒とされている。この点から、棟札にみられる住民全員が本百姓ではないことが窺える。また、地藏堂が尾崎組における地縁結合の象徴であることをふまえれば、棟札に書き上げられた住民は集落の基本的構成員であったと考えられる。いずれにしても、上述した川野姓と白石姓からなる集落のあり方が、少なくとも一七世紀後半までさかのぼることができる点は注目に値しよう。なお、享保二〇年の棟札には阿部姓が一名みえることから、近世を通じて集落構成には若干の変化があったものと推測される。

尾崎組にみられる集落のあり方は、同じく吉松地区一ノ瀬組でも確認することができる（本書Ⅳ―参照）。一ノ瀬組の場合、河野・伊藤・小川の各イットウは擬制的なものとなっているが、イットウという同族結合を基盤として地縁結合たる組が成立していることがわかる。このほか、豊後高田市長岩屋地区では「ドイ」と呼ばれる結合単位が一つの同姓集団から形成されることが明らかにされている<sup>(11)</sup>。国東半島では、現在も各地で「イットウ祭り」がおこなわれており、イットウが集落構成上の基本的な結合単位となっていることが窺える。近世行政村が本源的にもこうした社会構造をふまえることで、近世における村あるいは地域社会の具体的なあり方を示せるのではないだろうか。

註

(1) 「細川忠興法度」〔熊本県史料〕中世篇第二、一九六二年、六七七―六七八頁。

(2) 朝尾直弘「幕藩体制成立の基礎構造」〔日本史研究〕第五九号、一九六二年、木村茂光「日本古代・中世島作史の研究」〔校倉書房、一九九二年〕。なお朝尾論文は、のちに同「日本近世史の自立」〔校倉書房、一九八八年〕に収録。

(3) 櫻井成昭「中世の耕地と集落」〔豊後国香々地荘の調査 本編〕大分県立歴史博物館報告書第1集、一九九九年。

(4) 「長岡越中守細川忠興檢地法度写」〔県史料〕三五卷。

(5) 「年代記」〔宇佐市個人所蔵〕。

(6) 黒田日出男「中世の「畠」と「畑」―焼畑の位置を考えるために―」〔鎌倉遺文月報〕一九、一九八〇年。のちに同「日本中世開發史の研究」〔校倉書房、一九八四年〕に収録。

(7)(8) 「正徳三年癸巳正月十日 豊後国国東郡狩場村指出帳ひかへ」〔大分県立歴史博物館所蔵「熊井家文書」〕。

(9) 「安岐町史」〔安岐町史刊行会、一九六七年〕。

(10) 「小倉藩人畜改帳 四」〔東京大学出版会、一九五七年〕。

(11) 飯沼賢司「中世の耕地と集落」〔豊後国都甲荘の調査 本編〕大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館報告書第11集、一九九三年。



V  
六郷山寺院の遺構

# 一 両子寺

足曳山両子寺は、国東半島の最高峰である両子山(約七二〇m)山腹、標高約三六〇mの谷奥部の斜面に位置する。六郷山寺院の中山本寺の一つに挙げられ鎌倉期には屋山寺と並ぶ中心的寺院となり、近世においては六郷満山の総持院として寺々を統括するだけでなく、杵築藩主松平氏の信仰をあつめその祈願所と定められた。元文二(一七三七)年の記録には、権現堂・山王宮・講堂・食堂・護摩堂・惣住持院客殿・庫裡・開山堂・門・寿路門・惣門などの堂宇に加え、中之坊・大万坊・安実坊・実相坊・財蓮坊・門之坊・自常坊・真光坊・南之坊・北之坊などの坊や、走水観音・毘沙門堂・地藏堂・観音堂・阿弥陀堂・地藏堂・十王堂・愛



写真14 両子寺全景

宿堂などが認められ、六郷山屈指の寺院であった。現在の両子寺については当館が実施した『六郷山寺院遺構確認調査報告書 V』(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九七)において遺構や銘文のある石造品等の報告がある。また、講堂跡は発掘調査がなされその概要は『両子寺講堂跡』(安岐町教育委員会 一九八八)として概報が刊行されている。ここでは、これらにより両子寺の歴史と遺構を概観する。

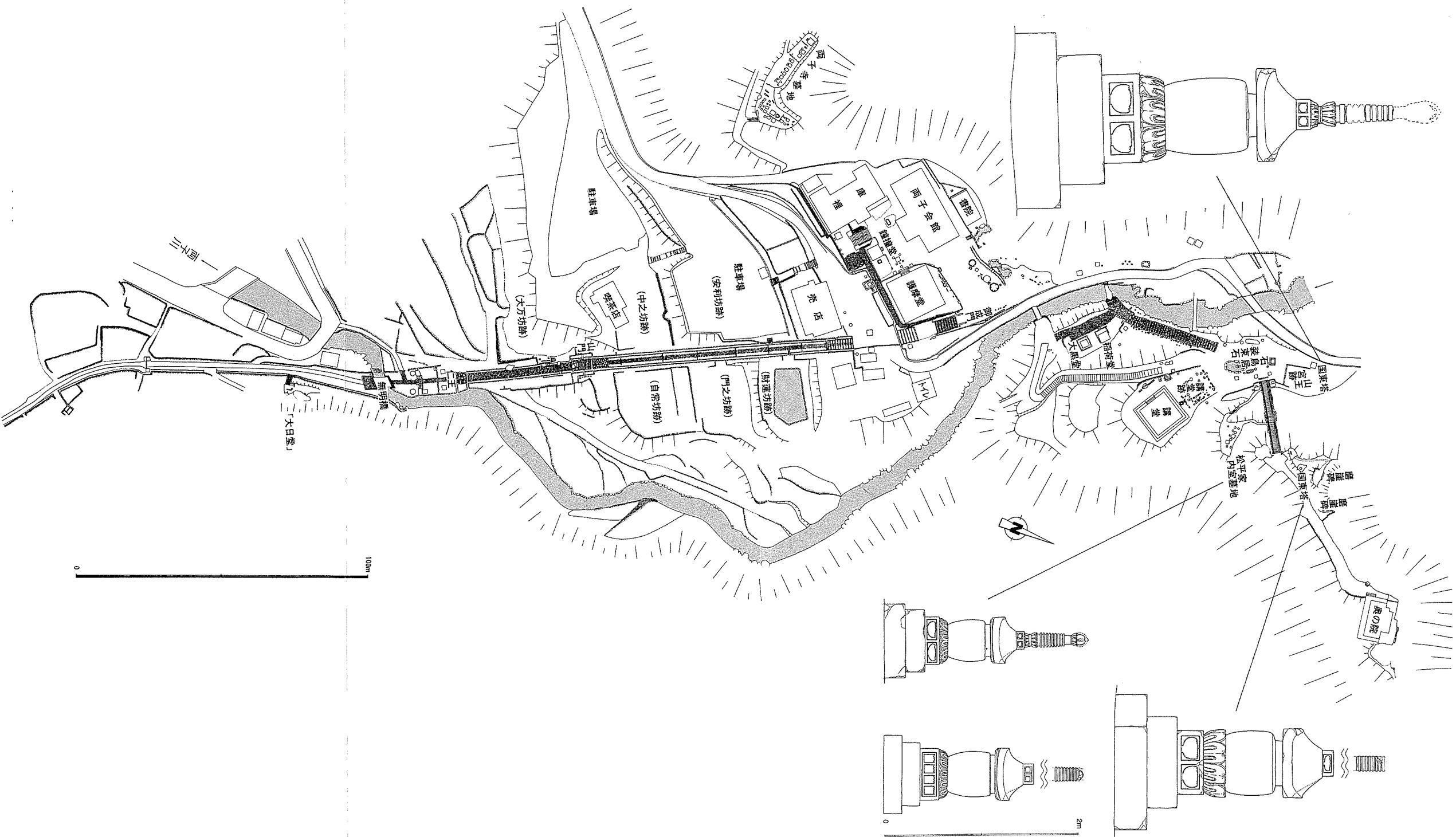
## 寺域と堂宇

両子寺は南北にS字状に蛇行して流れる両子川により寺域を二分され、奥の院から南側の講堂とこれに隣接する稲荷堂・大黒堂にかけての一带(左岸部)と、南端の無明橋から山門・坊跡を経て護摩堂・庫裡など現在の主要な建物が所在する南北長約二〇〇m、東西最大幅約一〇〇mの一带(右岸部)に大きく分けられる。

右岸部には無明橋から護摩堂まで直線的に延びる参道が約一五〇mにわたり設けられ、橋から二〇mの所に石造仁王が、ここから約五〇mに山門がある。この間の西側には大万坊跡とされる石垣に囲まれた平坦面がある。また、その南から西側にも数段の平坦面が認められ、ここにも坊跡が存在したと考えられるものの駐車場設置に伴う造成により現在では確認出来ない。山門を進み東側には自常坊跡・門之坊跡・財蓮坊跡のあまり改変を受けていない平坦地がある。西側の中之坊跡・安利(実)坊跡やその周辺は駐車場や売店等の設置に困り原状をほとんど留めていないが、ここにはさらに複数の坊跡が存在していたと見られる。

参道の先には御成門と呼ばれる石造冠木門があり、その西側に護摩堂・庫裡・書院等の建物が所在する。これらは明治期以降に建てられたものであり、それ以前の堂宇に関する手がかりはほぼ皆無と言える。なお、宝形造りの護摩堂には本尊の木造不動明王を初めとする諸仏が安置

图25 両子寺境内图 (1/1,500)



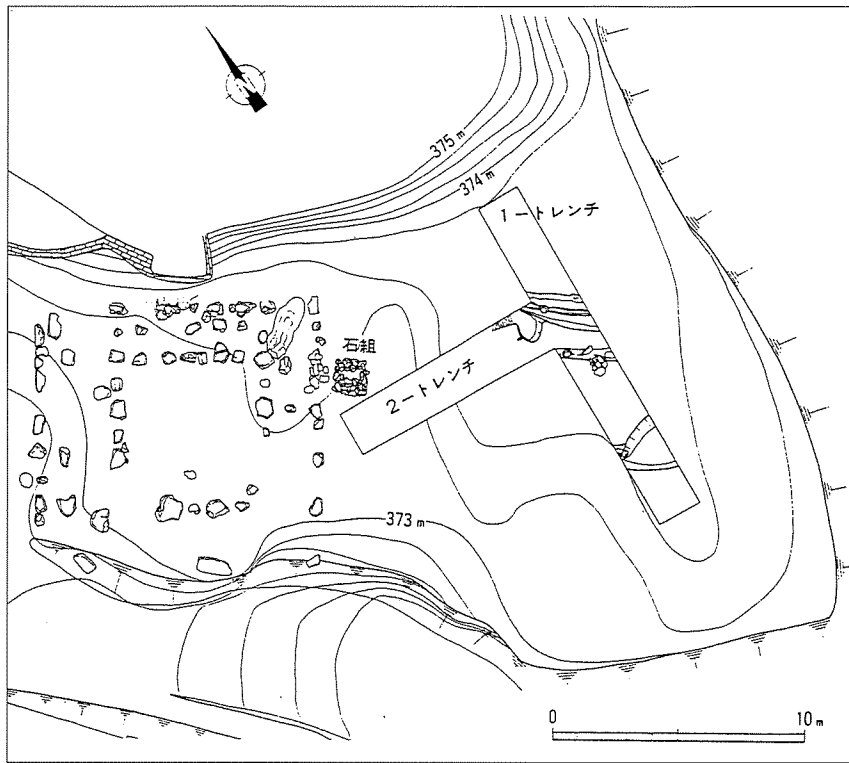


図26 両子寺講堂跡 (1/300)

されており、庫裡の西側丘陵斜面には両子寺墓地が設けられている。左岸部には稲荷堂と大黒堂が最も手前に位置する。大黒堂は戦後の建立で本来は十六善神堂がここに所在していたが、この二つの小堂は十八世紀後葉の『太宰管内志』の「天明年中六郷山寺院名簿」記載が初現である。ここを進むと「両所大権現」の扁額のある鳥居が位置し、その東

側には講堂跡と近年の建立である現講堂が、西側には山王宮跡と県指定の両子寺国東塔がある。

講堂跡の調査によれば、礎石の心々距離六・五尺(一・九七m)を測る三間四方の身舎に庇を巡らした五間四面の宝形造りの建物であったと思われる。東に隣接して「火床」と見られる石組みが付随し、一部の礎石には支柱の位置を示すと思われる十字状線刻がみとめられる。北側の礎石の間には補強のための小形礎石が配置され、ここに本尊の阿弥陀三尊が安置されていたことが窺われると共に建物は南面していたことを示す。また、西側には基壇の縁石が並び、講堂への進入路が分かる。この講堂跡の構造や規模は、長安寺・智恩寺・岩戸寺・天念寺など主要六郷山寺院の講堂と類似し、長安寺講堂の礎石にも十字線刻が認められることなどから、近世における六郷山寺院の再整備の中で再興された「鬼会」の行われる講堂の共通性をも見ることが可能であろう。また、出土した土師質土器小皿の一部には鎌倉期に遡るものが認められ、その建立の記録と符号する要素もあるが近世以前の講堂の構造や規模については不明な所が多い。

「両所大権現」の鳥居から奥の院に進む石段中程の東側平坦面には杵築松平氏の内室墓地があり、国東塔二基や板碑型墓碑などの石塔群が認められる。石段を登り西側に一四世紀中頃とされる国東塔や磨崖碑があり、ここを過ぎた再奥部に奥の院が所在する。奥の院本堂は岸壁に石窟を設け、内部に桁行三間・梁行一間の内陣を、外側に桁行五間・梁行二間の外陣を巡らした建物である。現在の本殿は幕末の建立とされ、後に述べるようにその成立時から建物が存在していた可能性が高い。

このように左岸一帯には近世以降の造作や改変等も認められるが、右岸に比べ大きな改変は少なく成立当初の状況の一端を窺い知ることが可

能と言えよう。

両子寺に関する最古の記録は奥の院の岸壁に残された「健保三年（一二一五）歳次乙亥 九月十三日 願主良嚴」の墨書である。これは奥の院（六所権現）の建物が既にこの時期に存在した可能性が高いことを示す。この奥の院の崖から法華経を納めた銅経筒が出土したことが『豊前豊後神社宝物古器物古文書取調』（明治一三年）に記載され、そこには「健保五丁丑（一二二七）春 願主良嚴」と記されていたとある。経筒と墨書銘は現在では確認出来ないが、他の六郷山の主要寺院と同じく奥の院の上方に経塚が形成されていたことは疑いない。また、県下における年号の明らかな経塚遺物の多くが一二世紀前半代の所産であることを考慮すれば、両子寺の成立もここに遡り得ると言えよう。そして、この寺域の上部から寺の主要施設が次第に整備されたであろうことは、「両子宮蔵焼了」『六郷山年代記』の貞永一（一二三三）年にも窺える。この宮蔵という建物がどれを指すかは明確ではないが、奥の院に付属する蔵または奥の院に至る前の参道西側に山王宮跡があり、そのいずれかと考えられるが奥の院の施設をさす可能性が高いものと思われる。

これに続く記録は、嘉暦一（一二二六）年の「両子山大講堂立了、執行円増代、門ノ坊鉢天仕ヲ大万坊燈尊ツ、キ同門ノ坊燈祐二譲□、…」（六郷山年代記）に見られるように、講堂の建立と共に門之坊や大万坊など境内内部における坊の存在が明確となり、鎌倉後期には奥の院・講堂など主要堂宇や坊などの施設が整っていたと考えられよう。

その後の両子寺の堂宇の変遷については明確ではないが、現在明らかでない史料については当館報告書や講堂跡の概報の中で飯沼賢司氏が述べているとおりである。

表13 両子寺造営関係年表（『両子寺講堂跡』より）

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 貞永1 壬辰(1232)<br>嘉暦1 丙寅(1326)  | 両子宮蔵焼了、<br>両子山大講堂立了、執行円増代、<br>門ノ坊鉢天仕ヲ大万坊燈尊ツ、キ同門ノ坊燈祐二譲□、                           |
| 応安2 己酉(1369)<br>応安6 癸丑(1373)  | 両子大般若経肥州松浦に扑取他、<br>豪惣学頭二住、九年住、六供坊宇興行、<br>両子山惣坊鉢天仕候ヲ千徳坊什玄相ツ、キ右之豪惣法印譲畢、             |
| 永和4 戊午(1378)                  | 自肥州松浦両子大般若経本山被婦訖、十二年之間大般若一部書了、泉□□□在也、   |
| 大永1 辛巳(1521)                  | 千徳盛祐両子山岩屋時分シテ建立畢、<br>当供養□吉弘太郎殿ヨリ御刀、布百卅タン、   |
| 永禄5 壬戌(1562)                  | 両子山僧坊・同大般若経焼了、大旦那源鑑理・同宗鳳□貞山北坊買奉畢、大願主豪意、   |
| 永禄12 己巳(1569)<br>元龜2 辛未(1571) | 両子山大般若経再興了、<br>同□両子堂再興了、奉行□□大介、別当吉弘鑑理子息吉弘宗鳳代時執行他、□□岩屋香呂阿弥陀サイシキ、御堂立同遷座了、           |
| 天正10 壬午(1582)                 | 八月十三日大洪水両子山大講堂、食堂破却訖、二百五十七二成也、同田代皆失了、権別当吉弘嘉兵衛統運代、                                 |
| 天正14 丙戌(1586)                 | 天正十四年丙戌、両子山本堂建立、八月五日石居、同八日柱立、九月二日棟上、十一月十二日堂供養、御本尊遷座畢、願主惣持院豪意法印、吉弘殿ヨリ御手刀・トウ甲布百三十段、 |

## 二 東 光 寺

横城山東光寺は、杵築市大字横城の横城山山腹、標高一〇五〜一三五mあまりの東面する谷の斜面に所在し、その南東約2kmに奈多八幡社が位置する。中山本寺の一つであり奈多宮の神宮寺とも見られ、東光寺の現状については『六郷山寺院遺構確認調査報告書 II』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九四）の中に報告がある。

現存する建物は薬師如来を本尊とする本堂のみである。その他の堂宇についても護摩堂跡と薬師堂跡の二つが知られるに過ぎず、寺域や伽藍配置については不明な点が多いが、近年発見された経塚群は大いに注目される。本堂から北側には六段余りの平坦面が認められるが、その大半を土砂採取により失われ参道についても全く不明である。なお、現本堂の南側約五〇mの山中に楠木屋敷（古屋敷）と呼ばれる場所があり、ここから現在地に本堂が移転したという伝承が残る。これに隣接し享保一九（一七二九）年當山中興了俊大和尚の墓碑を中心とする住職墓地があるが、本堂に伴う参道らしき道や石造品等が全く確認されないことから、ここに存在した施設は坊または付属の堂跡と思われる。また、山頂部にある日吉社は、東光寺の六所権現社が明治になり改称されたものである。

記録では貞応二（一二二二）年の『大友能直讓状』（安一五号）の中に「安岐郷横城山院主職……とあるのを初現とする。その後、建武四年（一三三七）の『六郷山本中末寺次第并四至等注文案』（安一六二号）には「一横城山 限東タチノ限 限西日ノ牟禮 限南カリ宿堺 限北松弘堺」と記されている。一五〜一七世紀の記録に山名は見えるが堂宇や院主等については全く登場しない。安永五（一七七六）年の『天台

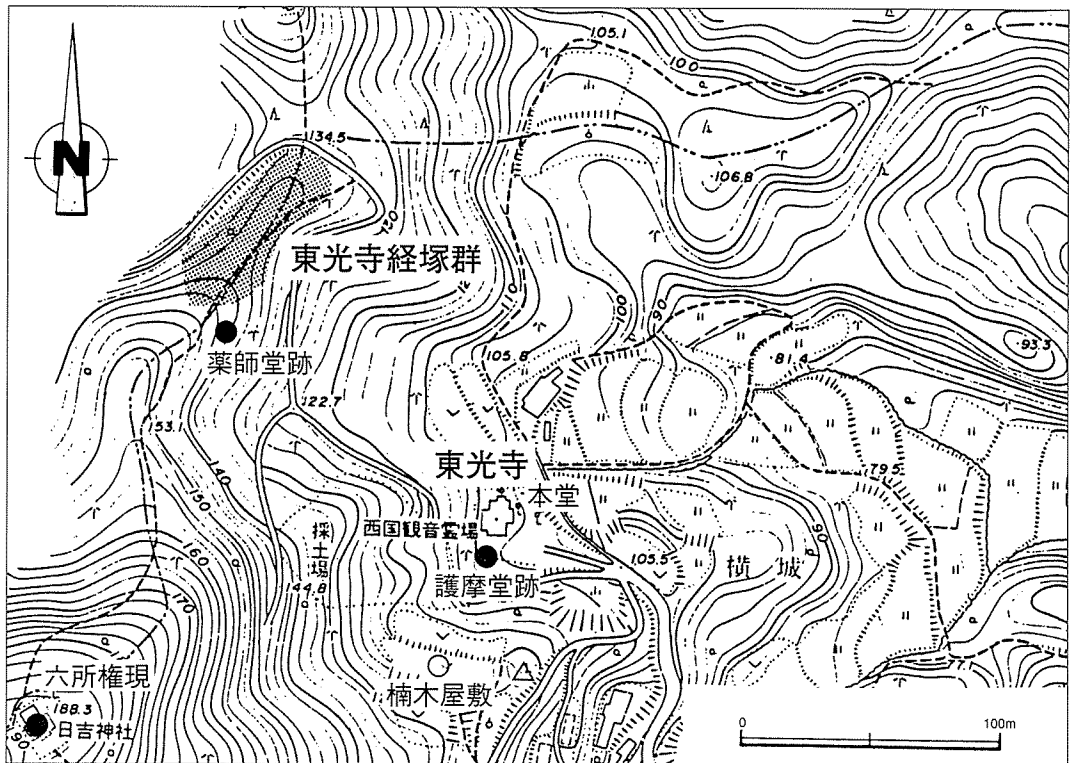


図27 東光寺位置図



宗豊後国六郷山寺院名簿』に東光寺は「一六所権現宮 一本堂 葉師日光月光十二神将 一堂三・末寺 経田阿弥陀 在山口村 寛安寺在西本村」と記載されており、境内の建物は本堂を含め四つの堂と六所権現社から構成されていた。堂の中で不明な一つを除きその位置が現在と大きく変わらないとすれば、一八世紀頃の東光寺は他の六郷山寺院のように参道に沿って直線的に展開する伽藍配置をとらず、本堂・護摩堂、葉師堂、六所権現などの主要施設が集中することなくやや広い範囲に点在しながら寺域を構成していたと見られる。これ以前の東光寺の堂宇についての確証はないが、葉師堂跡と経塚群が近接することは中世においても同様の構成であった可能性を示唆する。なお、一七世紀末〜一八世紀初頃とされる『豊後国六郷山巡礼手引』には百八拾五番の横城山東光寺として巡礼打納の寺と記載される。

経塚は、六所権現の位置する丘陵から北側に派生した尾根上に形成され、眼下に瀬戸内海から伊予灘を見下ろす眺望の優れた場所にある。尾根の頂部からやや東側に傾斜する位置から確認された経塚は一二基であるが、真砂土採取により破壊されたものや未確認を含めると、全体の総数は二〇基に近いものと思われる。一二基の経塚は地形に沿うように列状に一定の間隔を保ちながら設けられ、先端部周辺に陶製の転用経筒を納めた経塚四基がある。これらの転用経筒は埋納活動の中でも後半期に置かれるものである。その構造は、素掘りの穴に石の台座を置きその上に経筒を埋納する二例を除き、花崗岩の板石を組み合わせた小石室内に埋納し上部を礫で覆うものが主体となる。また、経筒の外側に炭を充填したものもあるが、外容器を伴う例は認められない。

採集品を合わせ一三口の経筒が出土し、越州窯系陶製経筒2、茶壺転用の陶製経筒5、鑄銅製1、円筒状銅板鍔止式2、四段積上式銅経筒1、

二段積上式銅経筒2と実に多様である。転用経筒の蓋には湖州鏡や和鏡が、副納品に和鏡や白磁合子などが出土している。越州窯系陶製経筒や鑄銅製や同積上式経筒は一一世紀後葉から一二世紀前半代に、この他は一二世紀後半から一三世紀前半の時期と考えられる。

輸入品である越州窯系陶製経筒や筑前地方に製作地の存在が想定されている鑄銅製経筒は、北部九州の中心であった太宰府との繋がりがなくては入手困難と考えられる。そして、太宰府にも影響力を持ち得たのが宇佐八幡宮とその神宮寺であった弥勒寺であり、東光寺を始め六郷山寺院の経塚造営にはその宇佐宮の深い関与が窺われる。また、横城山の尾根上にある六所権現は海上交通の目標と成り得る位置にあり、奈多宮と共に海上交易に関与していた可能性が高い。

参考文献

- 小田富士雄「九州発見の陶製経筒」『日本歴史考古学論叢』一九六六
- 「九州の経塚」『仏教芸術』七六、一九七〇
- 杵築市教育委員会「杵築地区遺跡群発掘調査概報 Ⅶ」一九九六
- 栗田勝弘「大分県の経塚と勸進僧の動態」『古文化談叢 第40集』一九九八

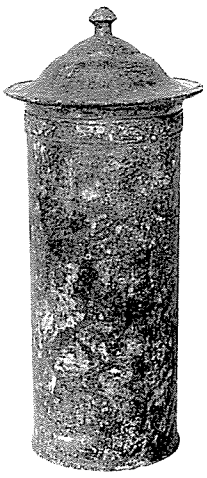


写真15 東光寺採取鑄銅製経筒

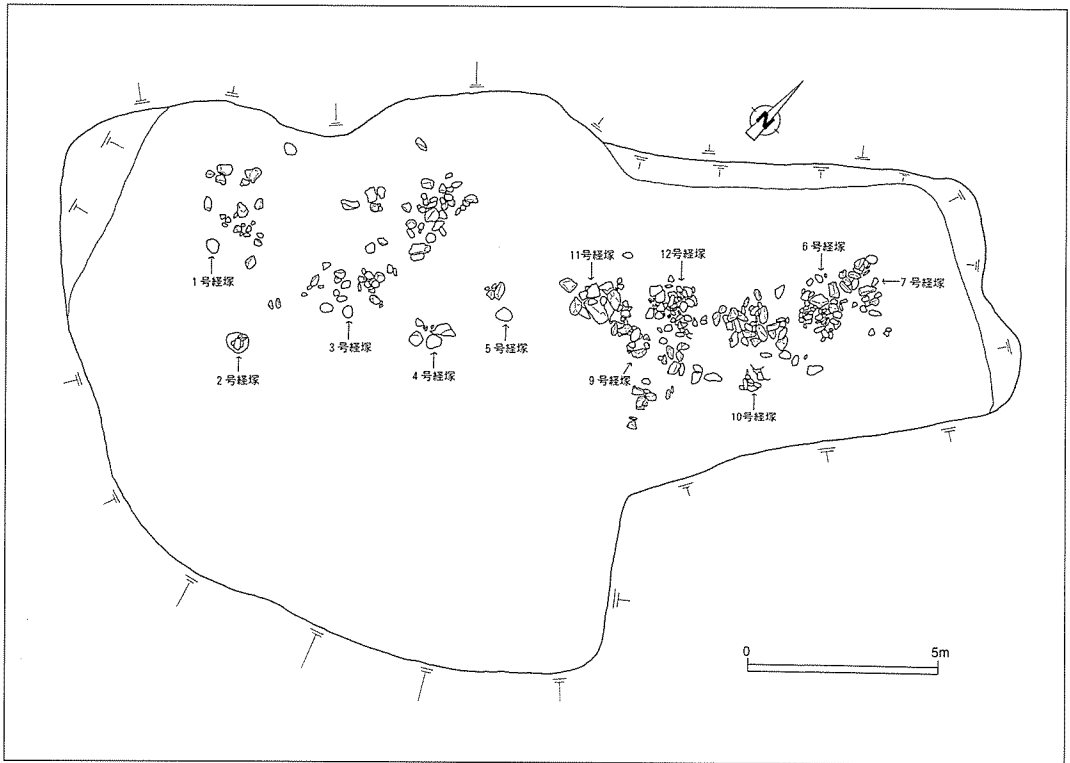


図28 東光寺経塚群遺構配置 (1/200)



写真16 東光寺出土経筒

### 三 瑠 璃 光 寺

末山分末寺の杉山瑠璃光寺は、安岐町大字糸永字杉山の両子川右岸の山腹に位置する。養老二年、仁聞開基と伝えられるが、近世以前の堂宇の名称やその造営に関する記録はほぼ皆無と言える。しかし、康元二（一二五七）年の僧源應讓状案（「安」一二二号）に「在豊後国六郷山相山田島山野等之事 四至東限大溝 南限多々良追 西限三尾 北限ニレノ木元」とあり、代々相伝の私領を嫡子の乙王丸に譲る記録が見られ、鎌倉期には六郷山寺院として確立されていることが窺われる。そして、永仁五年（一二九七）には僧源幸（乙王丸）が寺領を嫡子と思われる榮幸に譲った讓状案（「安」三二二号）が、暦応三（一三四〇）年には榮幸の子息の幸円への讓状案があり（「安」六三三号）、応安五年（一三七二）には円幸の讓状案（「安」七二二号）が知られ、室町期においても健在であったことを示す。その後、戦国期にかけての石造品が境内に存在することから寺院として命脈を保っていたと思われるが、この時期から一七世紀にかけての史料及び石造品等の資料は認められず、衰退し無住化した可能性が高い。

安永五（一七七六）年の『天台宗豊後国六郷山寺院名簿』（両子寺蔵）には「一安岐郷杉山村杉山瑠璃光寺 同領 檀那七軒 一本堂 葉師一鎮守三所権現宮 一山神社 一淨仙院 寄附八畝 年貢地三段 山林五段」とあり、これは宝永五（二七〇八）年の寛度による再興後の姿を記したものと思われる。また、『豊後国六郷山巡礼手引』には「百七拾九番 □□杉山村 有住 一杉山瑠璃光寺 本尊葉師仏」とある。

瑠璃光寺の現状については『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅶ』（大分県立歴史博物館 一九九九）に報告されている。その境内は本堂・三所

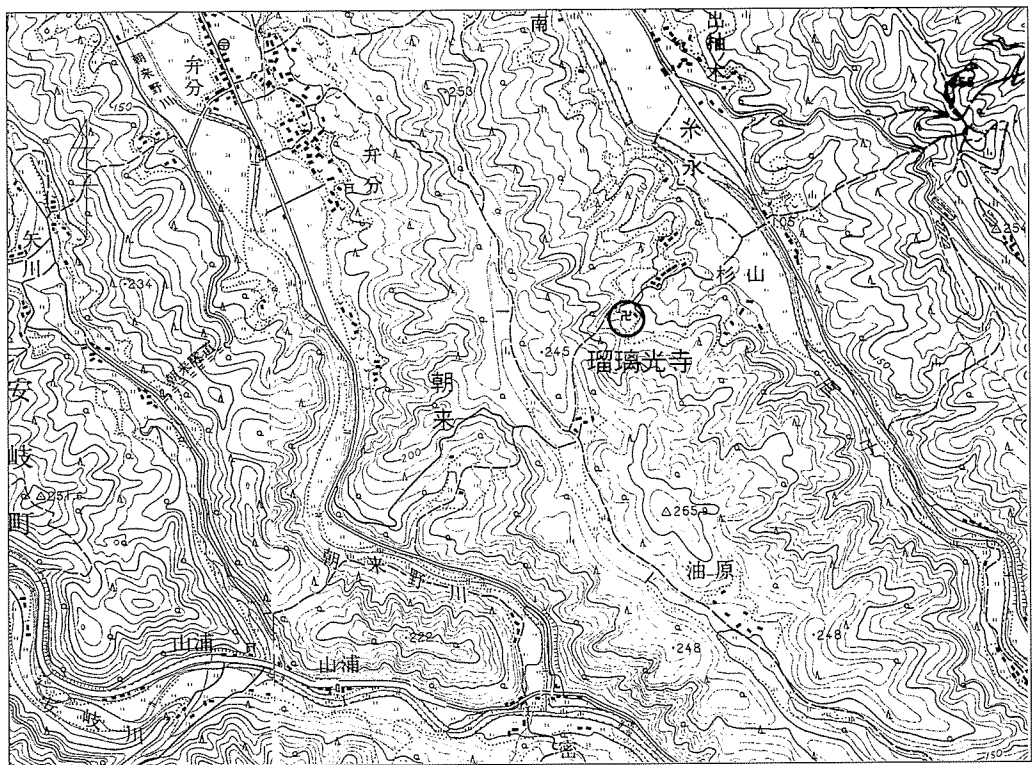


図29 瑠璃光寺位置図



図30 瑠璃光寺周辺地形図 (1/800)

権現・庫裡・鐘樓の堂宇からなるが、現在の本堂は旧講堂跡にこれを改築して明治期に建てられたとされる。旧本堂跡は約一〇〇m北側の平坦地に位置するが、水田化され建物の規模・構造等については全く不明である。なお、その北側の丘陵部に埋没していたとされる五輪塔群は、現在本堂の右側に移設されている。

本堂の西側上位にある三所権現は現本堂と共に近代に移設されたものと思われるが、淨仙院なども含め旧所在地は不明である。また、旧本堂の北側山中には近世に再興後の歴代住職墓地があり、宝永七（一七一〇）年から嘉永二（一八四九）年までの墓石一四基が並ぶ。

境内の石造品の中で注目されるのは五輪塔群と石殿である。石殿は入母屋造の屋根・軸部・中台・基礎からなり、中台は別個体ではあるが屋根の特長や基礎の反花などから室町初期の造立とされる。また、五輪塔には一石五輪や地輪に反花を付すものがあり、これらは室町末期から戦国期の時期に置かれる。

鎌倉期における瑠璃光寺の伽藍配置や堂宇の規模等についての資料は皆無である。しかし、その出現は先の譲状案の四至に示されるように水田を中心とした杉山地区の開発に基づくものと考えられる。



写真17 一石五輪塔



写真19 五輪塔群



写真20 住職墓地



写真18 石殿

#### 四 護国寺（護聖寺）

中山分末寺の久末山護国寺は、安岐町大字朝来の朝来川左岸の丘陵裾部に位置する。宇佐宮から奈多宮に至る行幸会道に面し、境内には県下最古の正応四（一二九一）年銘と嘉暦四（一三二九）年銘の二基の板碑が所在するが、鎌倉期における護国寺の状況については不明な所が多い。建武四（一三三七）年の『注文案』には「中山 一久末彼寺領一向戸次侍中禅門押領」とあり、この頃すでに無住化していた可能性がある。その後、国東郷に泉福寺を開山した無着妙融の弟子である明嚴禅師により応永一一（一四〇四）年に曹洞宗寺院の興国山護聖寺となった。護聖寺の現況については、『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅴ』（大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九七）に報告されている。

行幸会道を踏襲する県道より続く参道の南側に、県指定の石殿や庚申塔など三基の石塔がある。石殿は室町期の造立と見られ十王像と地藏像を半肉彫により現し、享保七（一七二二）年銘の庚申塔や天保銘の石塔に乗る馬頭観音の存在は陸上交通に関わる寺院でもあったことを示唆する。参道から石段を登り、境内に入ると妻破風造瓦葺の山門がある。この山門は享保一四（一七二九）年に国東泉福寺より移築され、天保九（一八二八）年に再建されたもので現存の建物では唯一近世に遡る。山門の南には鐘楼が、東側奥に本堂と庫裡が、北側には禅堂が各配置されるが、これらの堂宇は昭和四年以降の造営である。

本堂北側から東側の山中に続く小道があり、その脇に室町初期頃の造立と推定される宝篋印塔がある。これは参道にある石殿と対峙する場所から移転されたものである。この北側に先に述べた県指定板碑二基が位置する。正応四年銘の板碑は総高約一九九・五cmを測り、額部と身部は



写真21 護聖寺旧景（大正9年）

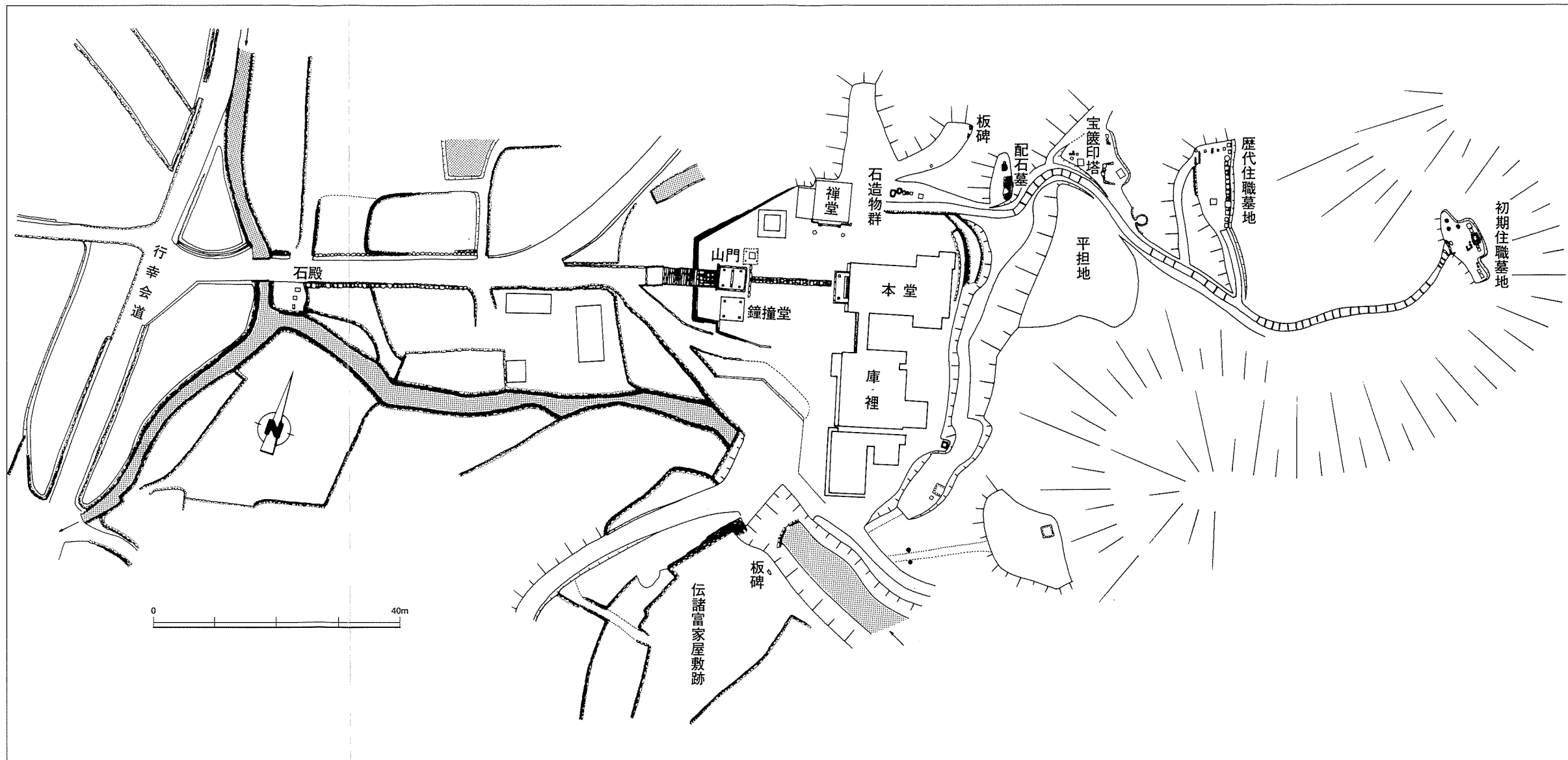


図31 護聖寺周辺地形測量図 (1/800)

別材で柄により接合する特異な構造をとる。小道に沿って進み配石墓等のある狭い平坦面に至る。配石墓は幅1m、長さ3・5mの長方形をなし高さ〇・3mに礫を積み上げたもので近世以前の所産と思われる。この上の平坦地には一四世紀後半と見られる宝篋印塔などの石塔が置かれている。

その上に無縫塔十数基からなる歴代住職墓地が、さらに最奥の平坦地に「開山明岩大和尚」から五世の墓碑である自然石塔婆五基が一行に並び初期住職墓地がある。本堂北東部の配石墓から初期住職墓地に至る平坦地と石造品等は、近世以降の数次にわたる境内の整備によるものであり、室町期以前の伽藍配置や規模・構造については現状では不明である。

この他、本堂東側のやや広い平坦地、庫裡南側にある伝諸富家屋敷跡、現在水田となる参道両側の平坦地など当寺に関係する建物が存在した可能性のある地区が認められる。しかし、これらの地区において坊や付属施設としての様子を窺うことの出来る資料は非常に少ない。鎌倉期の六郷山寺院としての考古学的手掛かりは、本堂や参道周辺の発掘調査を実施することにより得ることが可能であろう。

一方、護国寺の南側約五〇〇mに、奈良時代後半から平安時代前期において開発の中心となった在地首長層の居宅と推定される久末京徳遺跡が行幸会道に面し存在する。同遺跡は九世紀末頃には姿を消し、谷部の開発も頓挫したとも見られるが、奈多宮と宇佐宮との連絡において駅的役割を果たした可能性も指摘されている。谷部における本格的な開発が再び開始された時期（平安時代後期以降）に、そこに出現した六郷山寺院として開かれた護国寺の性格の一端には久末京徳遺跡と共通する要素を見いだせよう。



写真23 住職墓地（下、初期）



写真22 板碑（右、正応四年銘）



## 五 報 恩 寺

宝立山報恩寺は安岐町大字朝来字寺田、朝来川右岸の河岸段丘部に位置する。寺の沿革を示す史料は乏しく、元禄～正徳年間の成立と言われる『豊後国六郷山巡礼手引』の百七十六番に「一 宝立山報恩寺 本尊千手観音」とあり両子寺の末寺としてその名が見えるに過ぎない。また、小さな谷を隔てた北側には諸田山神社が隣接し、その神宮寺としてほぼ同時に建立された可能性がある。現在の境内には三間四方の宝形造の小堂（本尊千手観音）しか建物は存在しないが、本来堂宇数の少ない小規模寺院であったと思われる、その概要は『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅴ』（大分県立博物館 二〇〇二）に報告されている。

行幸会道から始まる参道入り口の左右には宝篋印塔と廻国供養塔各一基があり、参道の北側は三段の畑地として耕作されている。南側は水田造成により原地形を留めないが、参道の両側に堂宇は本来形成されなかったものと思われる。参道の奥には石段が設けられ、これを登り境内に進む。山門の有無は不明であるが、両脇に宝篋印塔と地藏菩薩を納めた祠がある。本堂の北・東側にはやや広い平坦面が認められ、ここに数棟の堂宇が存在した可能性が高いが建物は小規模なものに止まるものと思われる。

本堂南側に石造品一〇数基が集中する区画が認められ、この中では石殿が最古の銘をもつ。石殿の中台部分は現存しないが入母屋造の屋根に横長の軸部及び基礎からなり、柱竿部分は横に単独で置かれている。柱竿の正面には獄卒の鬼が大きく彫り込まれ、側面に「千時應永廿五龍集戊辰三月二日」の銘文があり一四一八年の造立を示す。石殿の南には無縫塔三基と五輪塔一基が列をなす。これらは南北朝から室町期の造立と



写真24 報恩寺全景（左小道は行幸会道）

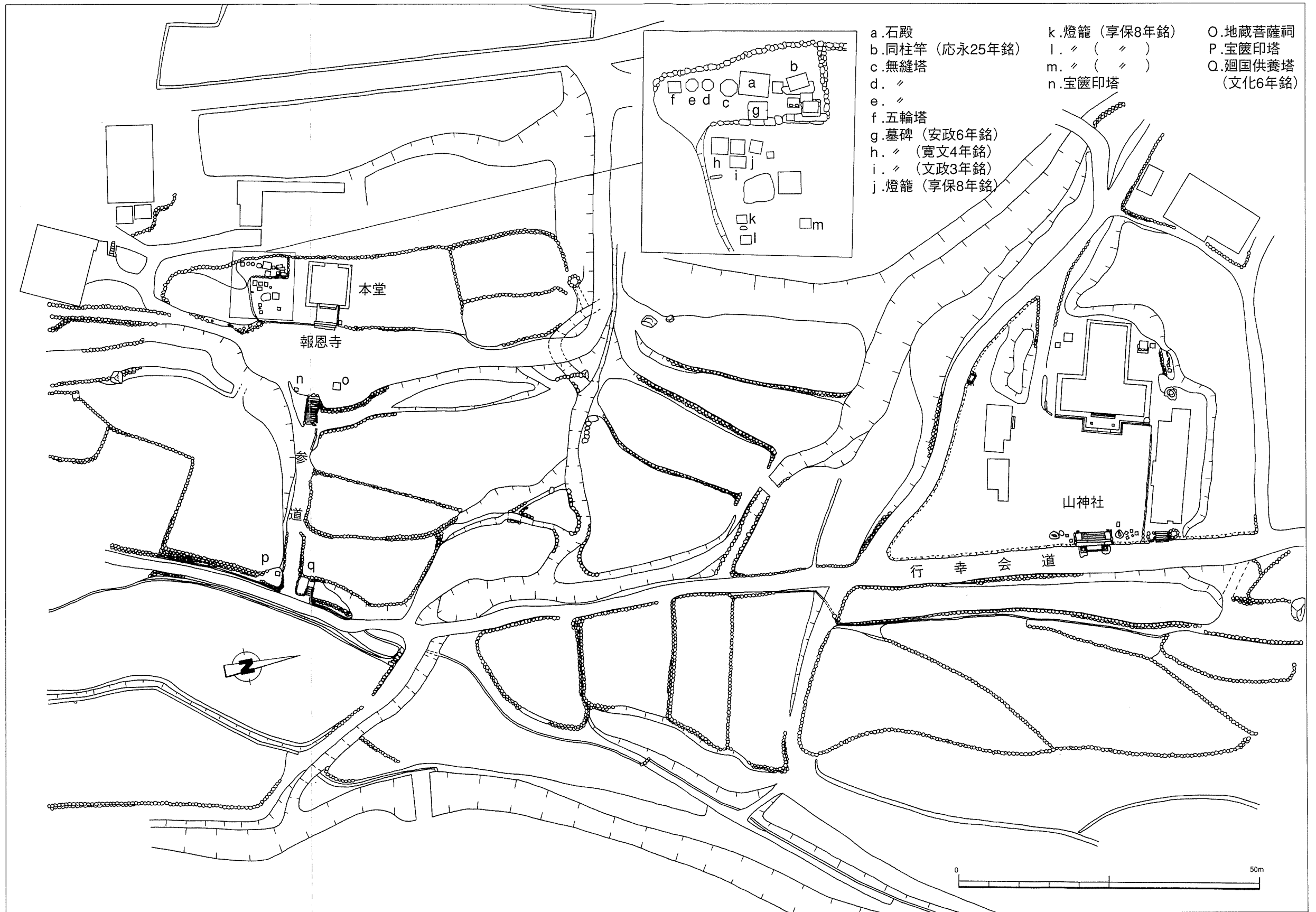


図32 報恩寺境内・山神社実測図

見られるが、中台と基礎の蓮弁の違いや材質の差から四基とも複数の無縫塔や五輪塔の部材を寄せ合わせたものと判断される。そして、その時期は江戸時代後期以降に組み合わされたものと思われる。

近世の石造品には墓碑三基・燈籠四基・宝篋印塔二基・廻国供養塔一基・地藏菩薩祠一基が認められ、銘文から享保年間と安政年間の二度にわたる整備が想定される。また、このような境内の整備は両子寺の末寺となつてから行われたと見られる。

報恩寺に残る石造品からは、石殿や無縫塔に示されるように室町期（應永年間）の禅宗寺院としての足跡と、江戸時代の享保及び安政年間に行われた両子寺末寺としての境内の整備を窺うことができる。室町期の禅宗寺院は、先の護聖寺や国東町浄土寺などに知られるように、無住または廃寺となつた六郷山寺院への積極的な進出がある。これは、泉福寺を創建した無着妙融とその弟子達の活発な布教活動と、それを支援した田原氏に起因するものであると言えよう。

これ以前の鎌倉期における報恩寺の情報は何れも皆無であり、ほぼ同時の成立と推定される山神社についてもその創建を示す資料はないが、両者とも行幸会道の成立と関わる時期の創建である可能性も否定できない。



写真25 石殿・無縫塔他



# VI

## 安岐郷における仏教の変遷と中世石造物の展開

## はじめに

大分県北部、国東半島の東南部に位置する東国東郡安岐町は、古代以来の宇佐八幡宮の根本所領であった安岐郷の故地である。ただし、故地とはいっても安岐郷の領域と現在の安岐町域とは必ずしも一致するものではない。すなわち、同町域のうち、北端にある両子山の南麓から両子川流域にかけての大字両子、富清、糸永の各区域は旧武蔵郷の領域であり、一方、安岐町に南隣する杵築市のうち大字奈多、狩宿、大内の各区域、および西隣の西国東郡大田村のうち大字俣水、白木原は旧安岐郷の領域内に含まれる。

ここでは、このような複相的かつ広範な領域をもつ旧宇佐宮領安岐郷（一部武蔵郷を含む）における中世を中心とした仏教の推移を概観し、併せてその所産である石造物の分布状況、形式的特徴および造立背景等について検証しておきたい。

### 一、安岐郷における仏教の変遷

安岐郷における仏教の変遷は、先ず可能性の問題として、奈良時代から平安時代にかけての宇佐宮封郷としての安岐郷の成立に深くかわる八幡奈多宮の神宮寺の創立に始まる。次いで、平安時代から中世を通して内陸の山岳部を中心に形成され、展開した六郷山仏教の動きがある。そして、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけては、守護大友氏や地頭田原氏などの庇護を受けた東福寺派の臨済宗が安岐郷の中枢部に進出し、室町時代には既存の寺院を中興するかたちで、国東郷横手の泉福寺無著派の曹洞宗の流入があった。戦国時代には田原氏の被官であった片山氏

による浄土宗寺院の創建があり、さらには、その他小土豪たちの帰依によって浄土真宗が教線を伸ばしてくるなど、浄土系仏教の展開がみられる。

以下では、こうした安岐郷における仏教の変遷の状況を、主要寺院の創建とその推移を通して概観する。

#### 1 奈多神宮寺の可能性

安岐郷への仏教の流入がいつ頃に遡るかは不明瞭であるが、国東半島の他地域、例えば国東郷の桜八幡宮や武蔵郷の椿八幡宮、伊美郷および香々地荘の両別宮八幡社など、半島海岸部の荘園開発にもなって勧請された鎮守八幡宮の神宮寺の創建が大きな画期となったことは充分考えられよう。

宇佐八幡宮の封郷としての安岐郷は、奈良時代の天平から天平宝字年間にかけて朝廷から与えられた封戸から発展したものといわれ、同郷の宇佐宮領化の過程で勧請されたとみられる八幡奈多宮の創建が同郷への仏教流入の一つの契機となった可能性は充分考えられよう。奈多宮に神宮寺が存在した証左は何もないが、同宮と同じく天平元（七二九）年の創立伝承を持つ明星院神宮寺（廃寺）や中世奈多宮の宮司であった奈多氏の菩提寺報恩寺―仁聞菩薩の開基伝承をもつ報願寺を前身とし、元徳元（一三二九）年、密室正機が臨済宗東福寺派の禪院として中興した―など、同宮ゆかりの寺院の存在は、その可能性を示すものといえよう。

ちなみに、現在奈多宮の近隣の個人蔵になる銅造鳳凰文髻はもと上記明星院神宮寺の所用と伝え、また現報恩寺の釈迦堂に伝わる木造伝弥勒仏坐像は同寺の前身報願寺の旧仏と考えられる。いずれも鎌倉時代の製作を思わせる古様な作ぶりを見せ、中世奈多宮周辺における仏教の活況



写真26 奈多報恩寺伝弥勒仏坐像



写真27 八幡奈多宮陣道面

を示すものとして注目される。さらには、現在奈多宮の所蔵になる木造陣道面は、その裏面に次のような陰刻銘がある。

(奈多宮陣道面陰刻銘)

陣道面奉造備僧耀湛

八幡奈多宮

応保二年十一月十一日

(一一六二)

「僧耀湛」は同宮の供僧ないし神宮寺僧と考えられ、同宮と仏教との関わりが少なくとも平安後期の十二世紀まで遡ることがわかる。

## 2 中世六郷山寺院の推移

中世の六郷山の実態を伝える基本的な史料に、安貞二(一二二八)年に六郷山が鎌倉幕府へ注進した祈禱巻数目録である「六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録写」(長安寺文書、「安」一七号)、および建武四(一二三三)年に、これも六郷山が各寺院の本末と寺領の状況を注した文書である「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」(永弘文書、「安」六二号)がある。

その支配下にある比叡山との関係を強化するものであり、その後の六郷山は、それまでの満山大衆による衆議制から、執行と呼ばれる役職を頂点とする新たな支配体制を確立していったのである。

この安貞二年の目録から一一〇年後の建武四年の注文案によると、六郷山の各寺院から小堂・岩屋に至るまでの本末関係が知られるとともに、この時期の六郷山寺院の多くが武家方の押領を受けるといふ逼迫した状況が伝えられている。おそらく、南北朝の内乱と元弘三(一二三三)年の北条政権の滅亡は、鎌倉幕府の後ろ盾のもと、執行による強固な支配体制を敷いていた六郷山を弱体化させたことになったのであろう。

以下ここでは、このように目まぐるしく変貌を遂げていった中世の六郷山について、宇佐宮領安岐郷(一部武蔵郷を含む)内に展開したいくつかの寺院を通して概観する。

### (1) 両子寺

安岐町の北端にあつて、同町域を東西に貫流する安岐川の支流両子川が源を発する両子山の南麓に、本堂にあたる護摩堂・講堂・客殿・岩屋

このうち前者は、六郷山各寺院の本尊をはじめ年間を通しての法会や祭礼の執行状況を細かく報告したものである。この目録については、近年発見された一連の「関東御教書写」(島原松平文庫蔵、『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要VI』所収)との照合によって、これが安貞二年の一二月に、六郷山が関東祈禱所に認定されるために、同年五月に前もって幕府に提出されたものであることがわかる。この六郷

堂（奥の院）等の伽藍を構えるのが、六郷山中山本寺の一つ足曳山両子寺である。

同寺は他の多くの六郷山寺院と同様、養老二（七一八）年、仁聞菩薩の開基伝承をもつが、実際の記録の上では上出安貞二（一二二八）年の「六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録」（以下、単に安貞二年の「目録」と略記）に、同じ武蔵郷所在の「小城寺（現小城山宝命寺）」と並んで、「末山分」の一ヶ寺「両子仙」として登場するのが初見である。それによれば、当時の両子寺は、薬師如来と千手観音を本尊とし、一年を通してさまざまな法会と修法を行っており、その盛況ぶりは「惣山」である屋山寺（現長安寺）を凌ぐほどであった。本尊薬師のほか、薬師講や薬師供、薬師護摩など、古代以来の薬師信仰（無病息災・怨敵調伏等）にかかわる修法が頻繁に行われ、また法華経、仁王経に並んで鎮護国家の最高経典である最勝王経や、息災延命のための尊勝陀羅尼の講説・転読が勤修されるなど、六郷山の中枢寺院に相応しい内容となっている。

ところで、現在の両子寺奥の院岩屋堂の向かって左上の岩壁に、四角い奉納孔のような穴が穿たれており、「建保三（一二一五）年歳次」乙亥九月十三日 願主良厳の墨書銘があるという（『六郷山寺院遺構確認調査報告書Ⅴ』大分県立歴史民俗資料館）。これについては、明治一二年の『古器物古文書取調書』（大分県立図書館蔵）にも、同岩壁に「建保五丁丑春願主良厳」と記され、銅経筒一点が安置されていると報告されている。年代に二年のずれがあるが、「良厳」という僧名とともに、この時期の両子寺に、既に現在の奥の院に相当するような施設が存在したことが知られる。

さて、安貞二（一二二八）年一二月、六郷山は鎌倉幕府の関東祈祷所に認定されたが、これに先立って、同年五月に幕府に提出されたのが、

安貞二年の「目録」であったことは既に述べた。これに関連して、一連の関東御教書写の中に当該両子寺に関するものがあり注目される。

豊後国六郷山所司等申当山執行領両子山院主職以下谷々石屋々々等事、為將軍家御祈祷所円豪領知之処、兼直法師等令濫妨、成御願違乱之由、所司等訴申之間、被尋下之處、如（大友親秀）豊前大炊助入道寂秀今年九月日注進狀者、雖相触兼直法師等不及是非散狀之由、執申上者、停止兼直法師等濫妨、任所司解、如元当山執行円毫（守）可令領知之旨、依鎌倉殿仰下知如件

安貞二年十一月廿五日

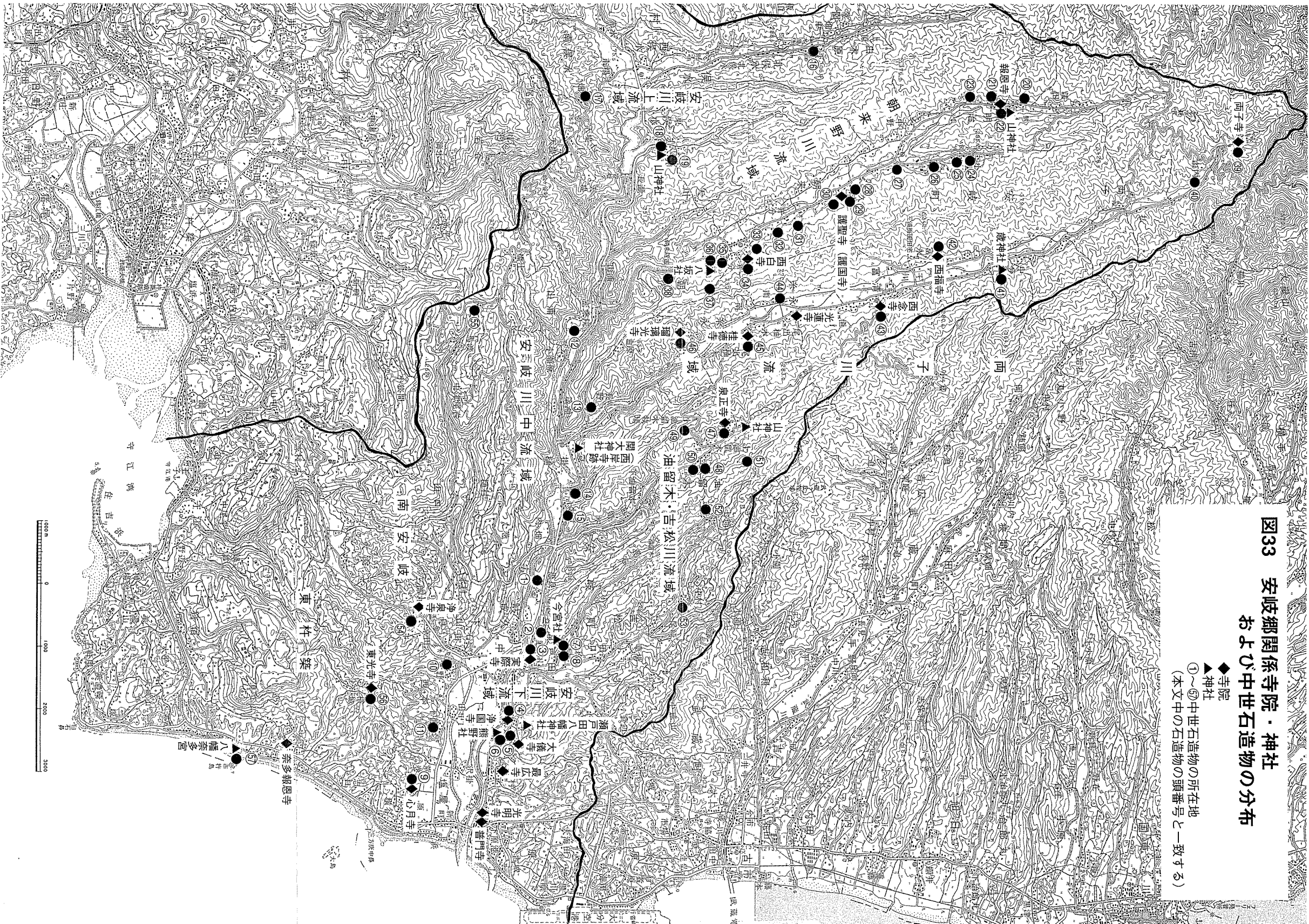
武蔵守  
相模守

六郷山執行領である両子山院主職以下谷々石屋々々について、豊前大炊助（大友親秀）の注進にもとづいて、幕府が兼直法師等の濫妨を停止し、もとのように執行円豪が領知すべきことを認めた文書である。ここで重要なのは、安貞二年のこの段階で既に六郷山執行職が成立していた（おそらく円豪が初代）と同時に、その執行領として「両子山院主職以下云々」とあることから、両子寺の院主職を六郷山執行が所持していたこと、つまり両子寺は、六郷山を統轄する役職である執行に関わる重要な寺ではなかったかということである。同年五月の「目録」（これ自体は古い体制を示しているのではないか）で見ると、それまで別格惣山である屋山寺を中心としていた三山体制も、六郷山に執行職が置かれて以後は、両子寺を中心とした末山の方にその支配の中枢が移っていったふしがある。弘安七（一二六四）年、六郷山は再び幕府に対して、將軍家の息災延命・御願円満・異国調伏のための祈祷卷数目録を注進する（『六郷山異国降伏祈祷卷数目録写』長安寺文書、「安」一二六号）。安貞二年の「目録」では、末山は両子寺・小城寺（宝命寺）の二ヶ寺であったのが、弘安七年には、豊後国鎮守大嶽寺（神宮寺）・横城山（東光寺）



図33 安岐郷関係寺院・神社  
および中世石造物の分布

◆寺院  
▲神社  
①～⑦中世石造物の所在地  
(本文中の石造物の頭番号と一致する)



を加えた四ヶ寺となっている。さらには、上出の建武四（一二三三）年の「注文案」では、両子寺は末山から中山に変わり、中山本寺一ヶ寺の筆頭に上げられているのである。

この鎌倉時代の両子寺にかかわる遺物の一つに、両子寺国東塔がある。紀年銘こそないが、薄づくりの軒口に緩やかな反りを見せる笠、長胴壺の形をした塔身、抑揚の利いた蓮弁を刻む蓮華座など、鎌倉後期成立の初期国東塔の特徴をよく示している。塔身の陰刻銘にいう「奉納如法書写一乗妙法蓮華經」は、弘安六（一二六三）年銘の岩戸寺塔を初見とする、如法書写の法華経を奉納・供養することを目的として成立した国東塔の意義をまさに具現したものと見える。それは、安貞二年に鎌倉幕府の関東祈禱所となり、文永・弘安の両元寇を通して鎮護国家の要請が高まったこの時期の六郷山ならではの歴史的所産であったと言えるであろう。

現在両子寺に伝わる仏像のうち、新講堂安置の木造阿弥陀如来坐像、および現本堂にあたる護摩堂の本尊木造不動明王立像は、いずれも両子寺が執行のいる寺として、六郷山の中核にあつて隆盛を誇った鎌倉後期（一二三三～一四世紀）の造立になるものである。寄木造に玉眼嵌入の阿弥陀如来像は、偏袒右肩に定印（上品上生）を結ぶその形からは、密教にあつては金剛界西方の阿弥陀如来を表し、これが天台浄土教のなかでその実践の場である常行堂や阿弥陀堂の本尊阿弥陀如来像の通有の形式として用いられたものである。おそらく、この時期の両子寺には、同像を本尊とするそれらに類した建物（旧講堂か）が存在したのであろう。一方、これも寄木造に玉眼嵌入像である不動明王像については、これこそこの時期の両子寺に相応しい尊像といえる。前出弘安七（一二六四）年の祈禱卷数目録には、両子寺をはじめ六郷山の多くの寺院で鎮護国家、異国

調伏のためのさまざまな修法が行われている。そのうち、「七箇日不動行法」「仁王經一百座」は、ともに不動明王を本尊とする修法であり、当該不動明王像がこうした修法の本尊として造立されたものであることは間違いない。

さて、建武四（一二三三）年の「注文案」には、両子寺の四至として次のように記載されている。

一両子山 限東犬太郎尾付硯石 限西若松尾

限南歳神 限北丸小野ツユノ嶽

委院主所持証文仁明白也

このうち、東、西、北の界は比定不能であるが、南の界としてあがっている「歳神」については、現両子地区の南端にある歳神社のことと考えられ、中世のこの時期の両子寺領が、現在の大字両子（旧両子村）の範圍とほぼ重なるものであったといえる。ただし、両子地区に残る地名に注目すると、「山内」「弘」「一ノ弘」といった寺院側の開發によるものと、「徳代」「薬王丸」（中世文書に「徳代名」「薬王丸名」とある）など莊園開發による地名が混在しており、両子寺領とはいっても、本来の寺領に莊園の名などが付加されたものであったと考えられる。この両子寺領と莊園との關係について、ここで再び注目されるのが安貞二年一月廿五日付の六郷山執行領両子寺院主職等をめぐる相論を裁決した関東御教書である。この相論をめぐっては、同年八月一六日付で守護大友親秀に子細の注進を命じた関東御教書が出されている。

豊後国六郷山山源太子代官包直法師并神官昌重等号宇佐宮領成石屋石室妨事、所司解状遣之、子細見状、早尋明是非可被注進之状、依鎌倉殿仰達如件

安貞二年八月十六日

武蔵守

（大友現秀）  
豊前大炊助入道殿

これにより、この相論が、単に包（兼）直法師と六郷山側とのものではなく、実は「神官昌重」、つまり宇佐宮領糸永の領主である糸永昌重との間で起こったものであることが知られる。これは、こと両子寺領に限らず、いわゆる六郷山領と呼ばれるものが、決して安定的なものではなく、その周辺の莊園側との流動的な関係において成り立っていたことを示している。

ちなみに、年代は下るが、天正一七（一五八九）年に吉弘統幸が、諸田土佐守に豊薩戦や田原親貫の乱の恩賞として預けおくこととなった所領の一所に、「両子山之内薬王丸名」がある（「吉弘統幸知行預ヶ状」大友家文書録、「武」一二七号）。これは、現大字両子字薬王丸に比定されるが、その地名からは、最初莊園として開発されたものが、後に六郷山両子寺領に組み込まれたものと考えられる。同地には現在、「薬王丸観音堂」と称する小堂があり、本尊として木造聖観音菩薩立像が安置される。像高一五八cm、榿材の一木造で、背面から内剝りを施す。そのしなやかな彫り口は、平安後期、一二世紀の造立なることを示している。少なくとも、この頃までにこの地に開発の手が入り、と同時に六郷山両子寺と関わる何らかの信仰施設が成立していたものである。

室町時代以降の両子寺の状況は不明であるが、江戸初期の史料とされる「六郷山定額院主目録」（『太宰管内志』所収）には、「足曳山両子寺院主惣持院徒呂十二房中山ノ其一」とあり、引き続き中山のなかでは大きな力を持っていたのであろう。この時期、両子寺は住職順慶によって大復興を遂げているが、彼は同寺のみならず六郷山の復興も手がけ、その中興の祖とされている。

（2）東光寺

安岐郷域の南端、現杵築市の大字横城地区、東に奈多宮が鎮座する奈多浜を見下ろす横城山上にあるのが、六郷山中山本寺の一つ横城山東光寺である。同寺の草創がいつ頃に遡るのかは不明であるが、近年実施された発掘調査によって、その境内の隣接地から経塚遺構が検出され、その出土遺物（銅製経筒、陶製経筒片等）からは、少なくとも平安後期、一二世紀前半頃までは遡るとみられる。

記録上の東光寺は、鎌倉時代の貞応二（一二三三）年、豊後守護初代の大友能直が、末子仁王丸（志賀能郷）に譲った所領・所職のなかに、同じ安岐郷内の「諸田名地頭職」とともに「横城山院主職」とあり（「大友能直讓状」志賀文書、「安」一五号）、これが初見である。諸田名については、同貞応二年に大友能直が、子息仁王（丸）を養子に出す条件で、備後法眼幸秀から譲得した（「備後法眼幸秀去文」志賀文書、「安」一四号）もので、おそらく横城山院主職も同様の経緯で、能直が僧幸秀から譲得したものであろう。

ちなみに、安貞二（一二二八）年に六郷山が鎌倉幕府へ提出した祈禱



写真28 東光寺薬師如来立像

巻数目録には、どういう訳か横城山東光寺は含まれていない。即断はできないが、貞応二年に院主職が大友系志賀氏に移った東光寺は、安貞二年の段階では六郷山の枠組みからはずれた存在であったのだろうか。ただ、これに続く弘安七（一二六四）年、再び六郷山が幕府に注進した祈禱目録（「六郷山異国降伏祈禱巻数目録写」）「安」（二六号）には、六郷山末山分として両子山・大嶽寺・小城山と並んで「横城山」が記されており、この時まで六郷山の中に再編入されたのであろうか。これ以後の東光寺は、嘉吉一（一一三〇）年の「六郷屋山例講谷役配分注文」（前出「安」（三六号））に見るように、「両子山」および同じ安岐郷内の「掛樋」（西岸寺）、「楳山」（瑠璃光寺）などととも、六郷山寺院として活動している。

建武四（一一三七）年、六郷山が各寺院の四至等を記した注文を作成したことは既に述べた。その中に、中山本寺の一つとして「一横城山 限東タチノ隈 限西日ノ牟礼 限南カリ宿堺 限北松弘堺 委院主相伝 証文仁文明也」とある。弘安七（一二六四）年に末山に属していた横城山が、七〇数年後の建武四年に中山に組み込まれているのは不可解であるが、あるいはこの間に六郷山寺院組織の再編が行われたのかも知れない。ここに寺領の範囲とあがっている四至のうち、東の「タチノ隈」は現枿築市大字奈多に「立熊（たちのくま）」の小字名が残り、南に「カリ宿堺」とあるのは、同大字狩宿のことと思われ、現横城地区を中心にかなり広い寺領を有していたことがわかる。

現在の東光寺は、本堂と称する小堂を残すのみであるが、古くは別に本堂・庫裡があり、付属の建物として護摩堂、薬師堂があったという（明治二三年の『寺院明細帳』には「本堂庫裡」「薬師堂」が見えている）。ところで、中世の東光寺は戦国末期に黒田長政（大友宗麟ともいう）の

焼き討ちにあつて退転、江戸初期の寛文年間（一六六一〜七三）に良俊法印なる僧が再興したと伝える。現在、同寺本堂に安置される本尊薬師如来、日光・月光菩薩および十二神将像のうち、中尊薬師如来立像（檜材寄木造、像高一五・七cm）は、室町前期、一五世紀頃の造立であり、他は江戸期の復興像である。あるいは、戦国末期の火災で焼け残った薬師堂の本尊を、寛文年間の再興に際して本堂本尊として移し、その時に日光・月光の脇侍菩薩と眷属十二神将を新補したものと考えられる。

### （3）瑠璃光寺

六郷山末山末寺の一つ杉山瑠璃光寺（史料上は「楳山」と記される）は、安岐川の支流両子川が形成する糸永の谷筋の右岸、大字糸永杉山の尾根筋の東側に位置する。現在の建物は、旧講堂跡に建てられたという本堂・庫裡および鐘楼のみからなる。本来の本堂は、現在地から一〇〇mほど参道を下った集落の北側に所在したと伝える。

現本堂には、本尊薬師如来、日光・月光菩薩および十二神将像（いずれも江戸後期）のほか、平安時代、一〇世紀頃の阿弥陀如来立像（檜材一木造、像高一五六・五cm）、同一二世紀頃の釈迦如来立像（樟材一木造、像高一六七・五cm）および室町後期（一五〜一六世紀）の不動三尊像



写真29 瑠璃光寺阿弥陀如来立像

(杉材一木造、像高は中尊で七〇・五㎝)の古仏がある。また、江戸期の鬼会面(計七面のうち三面に元禄八(一六九五)年の紀年銘がある)に混じって、鎌倉中期(一二世紀後半)頃の鬼面残欠があり、寺院としての古さと繁栄ぶりを伝えている。

安置の仏像からは、その草創が平安中期まで遡る瑠璃光寺であるが、記録の上で確認されるのは、鎌倉時代の一二世紀半ばになってからである。すなわち、一連の瑠璃光寺文書によれば、康元二(一二五七)年、同寺の住僧とみられる僧源応が、「六郷山椋山」の田畠山野等を嫡子乙王丸に譲与しており(「僧源応譲状案」[安]一三二号)、その四至は「東限大溝 南限多々良迫 西限三尾 北限ニレノ木元」とある。「大溝」を現両子川とすれば、「三尾」は尾根筋のことであるから、その範囲は両子川右岸の現杉山地区を中心とした丘陵東側の尾根裾一帯ということになるか。これによれば、同所領は僧源応が代々相伝してきた私領であり、この度火災によって証文が焼失したのを機に、嫡子乙王丸に譲渡するというのである。「重代相伝之私領」とあるように、同領は椋山の住僧が開墾によって入手、私領化したものを代々相続してきたもので、中世六郷山の寺領の在り方を示して興味深い。ちなみに、この所領については、この譲り状から四〇年後の永仁五(一二九七)年、僧源幸(乙王丸)からその子因幡房栄幸に譲渡され(「僧源幸譲状案」[安]一三二号)、さらには暦応三(一二三四)年に、僧栄幸から子息佐渡房幸円に(「僧栄幸譲状案」[安]六三三号)、応安五(一二三二)年には、僧幸円から息女惟宗子女に譲り渡されている(「僧幸円譲状案」[安]七二号)。最後の応安五年の譲り状には、末尾に「本屋敷内家一ヶ乃跡、同井上島、幸祐道秀院主職也」とあり、僧幸円には男子がいなかったので、「椋山」の院主職は幸祐道秀なる僧に譲られたのであろう。

先述のように、安貞二(一二二八)年と弘安七(一二六四)年の二度にわたって、六郷山は鎌倉幕府に異国降伏の祈祷巻数目録を注進するが、これらには椋山瑠璃光寺の名は登場しない。ただ、嘉元二(一二三〇)年、六郷山屋山の例講(谷役の配分に際しては、「両子山」「横城山」「掛樋」と並んで「椋山」とあり(前出)「六郷屋山例講谷役配分注文」)、この頃には、六郷山の一ヶ寺として活動していたことは明らかである。その後、建武四(一二三三)年の「注文案」では、「両子山」「横城山」「久末」「掛樋山」が記載されるなか同寺は再び姿を消すが、上記譲り状からは、少なくとも南北朝期、十四世紀の後半頃までは有任の寺院として存在したことは確実である。

応安五(一二三二)年の「僧幸円譲状」以後、室町から戦国期の瑠璃光寺の状況は不明であるが、同寺現境内所在の五輪塔群(南北朝・戦国期、日本堂跡の裏山から移されたもの)や六地藏石殿(室町時代・一五世紀)の存在は、その一端を伝えている。江戸時代の瑠璃光寺は、宝永五(一七〇八)年、寛度和尚なる僧が再興したと伝えるが、前記元禄八(一六九五)年銘の鬼会面からは、既に江戸初期から修正鬼会を勤修する寺院として活況を呈していたと思われる。

#### (4) 護国寺

安岐川の支流朝来野川の左岸、大字朝来字久末にあるのが興国山護聖寺で、室町初期の応永一一(一四〇四)年に曹洞宗に転宗する以前は、久末山護国寺と称する六郷山天台寺院であったという。この護国寺については不明な点が多いが、唯一建武四(一二三三)年の「六郷山本中末寺次第并四至等注文案」(前出)に中山本寺の一つとして、「一久末 彼寺領一向戸次侍中禪門押領」とあるのがこれにあたると思われる、この時点では確かに六郷山寺院として存在したことは間違いない。ただ、ここ

にもあるように、その寺領が武家方の押領を受けており、応永一年に曹洞宗寺院として再興されたことからして、既にかなり疲弊した状況にあったと思われる。

なお、ここに押領者とされている「戸次侍中禅門」は、弘安八（二二六五）年の「豊後国大田文案」（「安」二八号）に「安岐郷内守江浦三丁」の地頭として登場する「戸次太郎時親法名道念」（「凶田帳」では「戸次太郎時頼法名道恵」となっている）の係累に属する人物とも考えられる。戸次時親については、守護大友氏の庶流で大分郡戸次荘を本貫とする戸次氏の出自であり、安岐郷守江浦のほか、速見郡大神荘一帯の地頭職を帯びていた。ここにいう戸次侍中禅門は、年代的には時親の次子で戸次大神氏の祖となった大神朝直の代にあつており、あるいはその縁戚者とも考えられる。六郷山護国寺から曹洞宗護聖寺への転宗がいかなる経緯で行われたかは不明であるが、護国寺が少なくとも一四世紀末頃までに退転していたことは確かであろう。

現護聖寺の境内に所在するいくつかの中世石造物のうち、護国寺に関



写真30 護聖寺板碑

わる可能性のあるものとして板碑二基があり注目される。

〔護聖寺板碑一号〕 総高一九九・五cm、安山岩

サ（観音） 孝子

キリーク（阿弥陀） 正応四季卯月廿七日 （二二九二）

サク（勢至） 敬白

□□□

〔護聖寺板碑二号〕 総高一九四・五cm、安山岩

サ（観音） 嘉暦四年三月九日 （二二九九）

キリーク（阿弥陀）

サク（勢至）

いずれも碑身上方寄りに阿弥陀三尊の種字を大きく薬研彫りし墨を入れ、その下方に紀年銘等の銘文を陰刻する。ともに鎌倉期板碑の大きな形式と梵字の書態を示すが、特に一号板碑の正応四（二二九二）年は県下の板碑の最古銘である。緩やかな反りを見せる厚手の碑身に、左右両端に面取りを施した額部の突出は深く、まさにいわゆる国東型板碑の原型となる形式をもつ。ただ、額部から上を別材で作り、碑身上部に柵差し込みとするのは、この板碑独特の手法であり、この後の板碑の展開の中に受け継がれることはなかったようである。

これら板碑と護国寺との関係は不明であるが、これらがその境内地に造立されたについては、同寺を支えた支配層との関わりが想定されよう。

大字朝来のうち、同寺が所在した旧朝来野地区一帯は、この時期、弘安八（二二六五）年の「豊後国大田文案」（前出「安」二八号）に「朝来野浦拾四町 御家人朝来野弥三郎公平・同次郎公継」とあるほか、正和二（二二二三）年の「北条政顕鎮西下知状案」（永弘文書、「安」四一号）に「一同（安岐）郷住人朝来野弥二郎知行分、当名内田三段事」などとある

ように、御家人朝来野氏が地頭として在地支配していたことが知られる。あるいは、御家人である同氏を通して、本来東国で発祥した板碑文化の移植が行われ、そして護国寺は同氏の菩提寺的存在ではなかったろうか。

(5) 西岸寺 (清岩寺とも)

近世の諸記録に六郷山末山本寺の一つとして記される「懸樋山西岸寺」は、早くに廃絶しその寺跡さえ明確ではない。伝承によれば、現安岐町大字懸樋字寛にある関大神社がその跡地にあたるという、江戸初期の寛文九(一六六九)年に火災で焼失して以後再建されなかった(『安岐町史』昭和四二年発行)と伝える。ただ、『太宰管内志』所収の「天明年中六郷山寺院名簿」には、「両子寺ノ末寺安岐郷懸樋村懸樋山西岸寺 杵築領、六所権現宮跡除地三畝余」とあり、天明年間(一七八一〜八八)頃までは小規模ながら両子寺末の天台宗寺院として存続していたようである。

中世の西岸寺は、先ず嘉元二(一一三〇)年の「六郷屋山例講谷役配分注文」(前出)、「安」三六号)に両子山、横城山、梶山と並んで「懸樋」の寺院名が見えているほか、建武四(一一三七)年の注文案(前出)にも、両子山、久末、横城山(以上、中山本寺)とともに、末山本寺の一ヶ寺として「一懸樋山 扨々料田畠山野等四至以下、委院主相伝証文仁分明也」と記されている。安岐郷内の他の三ヶ寺(両子山は武蔵郷)が中山であるのに、懸樋山が末山である理由はわからないが、少なくとも鎌倉末期から南北朝期にかけて六郷山の主要な有住寺院として、活動していたことが知られる。これ以後、西岸寺の状況は分からないが、文明一七(一四八五)年、宇佐大宮司宮成公永が嫡子公保に大宮司職とその所領を譲与したなかに、「一所 同国安岐郷内懸樋・岩屋・青山・松武」があり(「大宮司宇佐宮成公永讓狀案」宮成文書、「安」九四号)、西岸寺が所在した「懸樋」の地は、大宮司宮成家相伝の所領であった―ちなみ

に、近隣に「宇佐田」のシコ名が遺る―と考えられる。

ところで、西岸寺の故地とされる現関大神社の東四〇五〇mに所在する、通称「岩屋堂」と呼ばれる小堂(大字掛樋字岩屋)には、明治の神仏分離に際して西岸寺跡から移されたという板碑があり、以下のような銘文が確認される。

(岩屋堂板碑) 総高一五五・〇cm、安山岩

サ (観音) 大工妙空ノ西蓮(この行墨書)

キリーク (阿弥陀) 延文伍年庚子七月十五日 (一一三六〇)

サク (勢至) 小工宇佐ノ清光(この行墨書)

作者(石工) 銘のある数少ない中世石造物として重要であるが、ここにある「小工宇佐清光」なる人物は、その姓からして宇佐宮社家に関わる人物とみられ、この板碑の原所在寺院である西岸寺の寄つて立つ位置を示しているよう。あるいは、この小堂の所在する字岩屋の地は、上記「讓狀案」にある「岩屋」にあたるとも考えられ、西岸寺を含めた現大字懸樋一帯が、中世後半のこの時期、宇佐宮と極めて関係の深い地域であったとは言えるだろう。



写真31 掛樋岩屋堂板碑

### 3 臨濟宗の発展と造仏

現在の安岐町域のうち安岐川下流域にあって支流吉松川が合流するあたりの安岐川左岸、大字瀬戸田から同馬場、下原にかけての一带は、当該区域の祭祀の中心である瀬戸田八幡宮が鎮座し、中世には安岐郷の総地頭であった田原氏の居城安岐城が築かれ、また国東半島では数少ない守護大友惣領家の所領が設定されるなど、同郷の支配拠点であったと考えられる。この区域に所在する諸寺院のうち、大字瀬戸田にある實際寺と大字馬場の大儀寺の二ヶ寺は、いずれも臨濟宗東福寺派の禪院（現在、實際寺は曹洞宗、大儀寺は臨濟宗妙心寺派に所属する。）として創建し、前者が守護大友氏、後者が地頭田原氏の開基伝承をもつ。また、これら二ヶ寺は、本尊にその創建と推移にかかわる在銘の古仏を擁しており注目される。

#### (1) 實際寺と守護大友氏

實際寺は、寺伝によれば弘仁年間（八一〇～二四）、弘法大師の草創になり、鎌倉末期の延慶二（一三〇九）年、豊後府内万寿寺の開山直翁智侃の高弟自聞正聰を開山に請じ、豊後大友氏七代氏泰が再興し、この時臨濟宗となったと伝える。弘仁年間云々はともかく、延慶二年の大友氏泰による創建については、彼の生年、元亨元（一三二一）年（『大友家文書録』）と矛盾する。

同寺創建の実年代は不明と言わざるを得ないが、建武元（一二三四）年から同三年までの三年間、大友氏泰の請により府内万寿寺に住した雪村友梅の『宝覚真空禪師録』（『五山文学新集』第三卷所収）に、彼が万寿寺在任中に記した「題實際寺」という一文があり、その中に「三載寓豊州、三回遊實際」と記されており、少なくともその創建はこれ以前であることがわかる。そして、大友貞宗が五男千代松丸（氏泰）に家督を

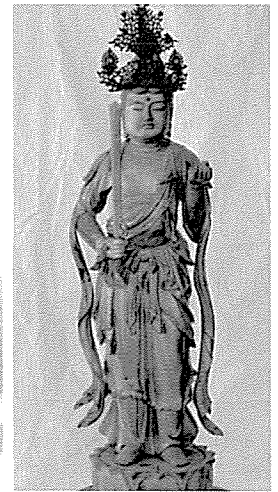


写真32 實際寺釈迦如来三尊像

譲って（『大友貞宗讓状』『増補訂正編年大友史料』巻五）、同年のうちに病没するのが正慶二（一三三三）年であることから、實際寺の創建は大友七代氏泰よりも六代貞宗の時であった可能性が高い。

ところで、現在同寺の本尊として安置される木造釈迦三尊像は、その中尊釈迦如来坐像の像底蓋板に次のような朱書銘があることで注目される。

（實際寺釈迦如来像底朱書銘）

運慶御作

五代孫法眼康俊再興之矣

于時貞和三年

十二月日

（一三四七）



莊嚴大仏師左近春房

于時貞享元甲子三月吉珠日

海印山實際禪寺

北原叟代

この銘文自体は、江戸初期の貞享元（一六八四）年の修理に際して記されたものであるが、前半の三行は修理時に発見された当初の銘を書き写したものと見られ、同像の作ぶりから貞和三（一三四七）年の造立とすることに矛盾はない。ちなみに、作者として名のあがっている仏師「法眼康俊」とは、南北朝期の一四世紀前半から後半にかけて「運慶五（六）代之孫」「東寺大仏師」称し、京都七条に本拠を置いて活躍した大仏師康俊である。釈迦三尊が造立された貞和三年は、開山自闡正聰が示寂した貞和五年（後掲開山塔銘による）の二年前、大友氏泰の没年、貞治元（一三六二）年（『大日本史料』第六編ノ二四）の十五年前にあたる。おそらく、實際寺創建後、先代貞宗の跡を受けた大友氏泰が同寺を整備していくなかで、三尊像の像立が行われたのであろう。

さて、大友氏と安岐郷の関係を示す史料に、この氏泰から弟第八代氏時が相続した所領を書き上げた「大友氏時当知行所領所職等注進状案」（貞治三へ二三六四）年、「安」六九号）がある。そのなかに、「安岐郷成久村」「同吉松名」とあるのは、實際寺のある現大字瀬戸田を挟んで南北に位置する現大字成久と大字吉松の両地区にあたると思われる。あるいは「瀬戸田」もこの中に含まれていたとも考えられる。このうち成久村は、弘安八（一二八五）年の『豊後国図田帳』（内閣文庫本）には「成久名三十七町」とあり、地頭は「相模七郎母御前辻殿」となっている。『安岐町史』（昭和四八年発行）によれば、この人物は執権北条時頼の末子相模七郎の母で、『大友田原系図』に大友親秀の末女で「相模三郎入道之室」

とある女性ではないかと推定している。そして、鎌倉幕府の滅亡に際して旧北条氏領は没収され、その所領が大友氏に恩賞として宛行われたのではないかとする。一方の吉松名は、「図田帳」に記載がないが、おそらく「余名 三十六町 領主神官名主等」のなかに含まれるとみられ、元弘三（一三三三）年、宇佐大宮司公連がその菩提寺として創建した宇佐大楽寺に寄進した所領として「吉松 六町」がある（『大宮司到津公連寄進状案』「安」五四号）。公連の寄進は領家職であるから、直接大友氏の地頭職と矛盾するものではないが、同氏がそれを一円所領化しようとする問題が生じることとなる。

いずれにせよ、成久・吉松の両名は、鎌倉末期頃から南北朝期をとおして大友惣家の所領として相伝されていたと考えられる。ちなみに、永徳三（一三八三）年、大友十代親世が九代氏継から相続した所領のなかにも「安岐郷成久村」「同郷吉松名」があり（『大友親世当知行所領所職等注進状案』「安」七六号）、このことを裏付けている。そして實際寺が、国東半島では数少ないこれら大友惣家の所領の中に創建されたについては、禅院の建立を通して同半島一帯を大友氏の勢力下に見据えるという、極めて政策的な意図が働いていたことではなかったろうか。観応二（一三五一）年、国東郷総地頭職を得て同郷に本拠を移した田原氏が、貞治二（一二六三）年には安岐郷地頭職（日田詠永跡）をも獲得し（『足利義詮袖判下文』「安」六八号）、大友氏と拮抗する勢力に成長したことからすれば、實際寺の創建とその整備は、大友氏にとって極めて重要な事業であったに違いない。ちなみに、鎮守瀬戸田八幡宮から南に延びる参道が安岐川によつかる辺りの東側、大字馬場の一角にあるのが熊野社であるが、社伝によれば同社は建久六（一一九六）年、大友能直が豊後に下向するに際して、海上の安全を祈願するために紀州熊野権現を勧請したの

に始まるという。大友能直というのは疑問であるが、この区域に半島支配の一拠点を置いたと考えられる大友氏の創建になるとするのは示唆的である。なお、この熊野社に隣接して「マドコロ」という字名が遺るが、大友氏の支配拠点であった政所があった場所とも考えられる。

さて、このように大友氏によって創建された実際寺のその後の推移はどうであつたらうか。江戸時代の宝永二（一七〇六）年、諏訪寛村が著した『閑居口號』に引用された、天正二二（一五八四）年正月二十六日の奥書をもつ『海印山実際寺由来伝記』に以下のようにある。

（前略）自聞和尚ハ万寿寺ニ住給テ、六郷山遍參ノ砌此所ニ来臨アリ、当山ノ景勝ヲ感ジ、則当寺ヲ建立アリ、伽藍一々成就ス、先三方二四ノ門、大門・山門・中門・裏門アリ、方丈・法堂・釈迦堂・食堂・鐘樓・庫裡・三重ノ金堂（中略）塔頭ハ二十一院、三十二字ノ大衆寮、鎮府ニハ北野天満天神・御座神・紫野今宮靈明神ヲ勧請シ、鎮座ノ叢祠ヲ建立アリ、則心外無別法ヲ兼備シテ、六根清浄ノ功德ヲ得給ヒテ伽藍造畢（中略）斯ル有智高德ノ智識ナレバ、国主大友式部大輔氏泰公帰依渴仰シ給ヒ、毎月府城へ請ジテ崇メ、則寺領トシテ当郷山口・西本ニオイテ五百余貫ヲ寄付シ給（後略）

これによれば、当初の実際寺は現状よりはるかに広大な伽藍と寺域をもつていたようである。ここに「釈迦堂」とあるのが現本尊釈迦三尊像を安置した建物であり、像底銘にいう貞和三（一三四七）年頃に建立されたものである。また、鎮守神として記される「北野天満天神」「紫野今宮靈明神」は、前者が同寺の北裏山の山上に、後者が同裏山北側に現在も所在する。創建後、守護大友氏泰の帰依を受け寺領の寄進があつたことを伝えているが、この間建武年間（一一三三―一一三九）には、氏泰の請で府内万寿寺に住した雪村友梅が実際寺を来訪しているのであり、



写真33 実際寺開山無縫塔

釈迦三尊像を含めた伽藍の整備・完遂に氏泰がかかわった可能性は高い。ところで、実際寺の開山となつた自聞正聰は『豊鐘善鳴録』等によれば、同寺の開創、住持の後、貞和五（一三四九）年、八八歳で「豊後西方院」にて示寂したとある。この西方院については従来不明であつたが、上記今宮明神社のある大字吉松の一ノ瀬地区に実際寺の開山堂といわれる小堂があり、その弘化二（一八四五）年の棟札に次のようにあるのが注目される。

（実際寺開山堂棟札銘）

上棟開山御廟一宇ノ天長地久 国土安穩ノ弘化二乙巳 三月十二日ノ極楽山西方院者開山隱居地也 五百忌相当而御廟ノ再建立地而新石垣追到シ直シ御忌相勤也ノ現実際寺実山叟誌也（以下略）

ここに開山隱居の地としてあがつている「極楽山西方院」が、まさにこれに該当すると見られ、開山没後五百年忌にあたって、その廟所である小堂の再建が行われたのである。この小堂には、「開山塔」と称し、自聞正聰の墓塔とされる無縫塔があり、その基礎正面に次のような陰刻銘がある。

(實際寺開山塔陰刻銘)

貞和五年

實際開山

丑六月三日

丈低く形の良い卵頭、精緻な彫りの蓮弁など作ぶりは古様で、形式的には国東町泉福寺の開山無縫塔(室町初期)に近く、基本的には、貞和五年の開山没年からさほど降らない頃の造立とみられる。

前掲の『由来記』によれば、広大な伽藍と寺域を有した實際寺も、天正八(一五八〇)年の大友氏との確執による田原親貫の反乱に際して、親貫残党の立て籠もるところとなり、烏有に帰したという。ただ、この時の火災でもいくつかの建物は焼失を免れたようで、「釈迦堂・開山堂・方丈、山ノ手ノ塔頭二三ケ院、冬野ノ萩ノ如クニテ焼野カ原ニ残リケル」と記されている。ここで注目されるのは、焼け残った仏像等について「釈迦堂ノ本尊並ニ脇土文殊普賢ノ二菩薩ハ運慶作、方丈ノ観音ハ湛慶ノ作也、開山自ノ尊像ハ和尚手自彫刻シ給フト也」とあることである。ここに釈迦堂の本尊と脇侍文殊・普賢とあるのが現実寺本尊の釈迦三尊像であり、方丈の観音と開山自らの像とあるのは、現在も實際寺の仏殿に安置される十一面観音立像(鎌倉末〜南北朝)と開山像(近世の再興像)にあたると思われる。

その後の實際寺は、安岐郷地頭田原氏の滅亡、守護大友氏の改易など、有力な支持者を失い一時疲弊するが、江戸初期の寛永九(一六三二)年、国東横手の泉福寺から入山した寂照伝尊和尚により再興され、この時から曹洞宗に転宗している。

(2) 大儀寺と地頭田原氏

實際寺のある瀬戸田に東隣する大字馬場にある福寿山大儀寺(現臨濟

宗妙心寺派)は、『大儀寺縁起住持末寺末庵』等の寺伝によれば、暦応四年(一三四一)に一字を建立、翌々年の康永二(一三四三)年に府内大智寺の開山独芳清曇の直弟子心燈金叟をもつて開山としたと伝える。開基は、田原氏七代安岐城主田原親幸という。

しかし、この創建年代には疑問があり、独芳正曇の没年(明徳元(一三九〇)年)や田原親幸の没年(永享三(一四三一)年)からして矛盾する。先述のように、田原氏能が安岐郷地頭職を獲得するのが貞治二(一二三三)年であり、応永二(一三九五)年、その子田原親貞が参戦のため上洛するのに際して、子息鶴松丸(田原親幸の幼名)が幼少のため所領等の処分について置文している(『田原親貞置文』『増補訂正編年大友史料』巻九所収)ことから、田原親幸による大儀寺の創建は、少なくともこれ以後の応永年間頃のことと思われる。親幸の代に田原氏の安岐郷支配の本拠となる安岐城の築城が行われたといわれ、この時期にその菩提寺の創建が行われたとしても不思議ではない。

創建後の大儀寺のことはよく分からないが、寺伝では代々地頭田原氏の庇護をうけたが、天正八(一五八〇)年の田原親貫の乱に際して、安岐城の落城とともに兵火を蒙ったという。諏訪寛村の『閑居口號』によ



写真34 大儀寺十一面観音立像

れば、田原氏滅亡後の大儀寺は、一時期安岐郷に入部した熊谷氏の庇護をうけ、住持もその縁戚者(第十二世玉淵玖公座元) になったと伝える。その後一時無住となったが、安岐手永の大庄屋片山氏の助成によって再興、以後妙心寺派に転派したという。末寺としても、梅友寺・観音寺・寛安寺・東禅寺・神宮寺・慈禅寺・泰安寺・威徳寺・福清寺・西禅寺・藤松寺・安楽寺・禅長寺・少林寺・宝蔵寺の十五ヶ寺の多くを数えている。ところで、『大儀寺記録』によれば、同寺本尊十一面観音立像(檜材寄木造、像高六四・九㎝)は、同寺二六世雲巢了因の時、嘉永六(一八五三)年の修理に際して次のような二通りの胎内銘が発見されたという。(十一面観音像胎内造立銘)

謹奉建立大悲観世音菩薩之事

右之意趣者心中諸願皆令満足急々如律令

于時天文十年辛丑十二月二日 右近大夫源親諸敬白

(同胎内修理銘)

謹奉再興豊之後州国東郡安岐郷馬場村

福寿山大儀寺禅寺 現住法魁拜

貞享元甲子三月吉祥日 莊嚴法師左近春房

これによれば、この観音像は天文一〇(一五四一)年「右近大夫源親諸」なる人物を願主として造立され、その後同寺十五世本無法魁の時、貞享元(一六八四)年に修理が行われたことがわかる。天文十年の造立は、像の作風、様式年代と合致し信憑性が高い。

なお、願主である「源親諸」については、『大友木付氏系図』に「親諸木付六郎、右近大夫」とある人物で、宇佐宮弥勒寺領八坂荘の地頭である木付氏十四代親諸のことと思われる。史料上では、大永四(一五二四)年、父親実とともに八坂荘鎮守若宮八幡社に社領を寄進し(源親実・同

親諸連署寄進状)、天文三(一五三四)年と同一年には、これも親実とともに同八幡社の造替の大檀那になっている(杵築若宮八幡社棟札銘)のが知られる。

では、安岐郷に所在し同郷の地頭田原氏の菩提寺である大儀寺の本尊を、なぜ八坂荘の地頭木付親諸が造顕することになったのであろうか。これには二通りの場合が考えられよう。一つは、創建当初の本尊が何らかの理由―天正八年の親貫の乱による罹災か―で失われたので、後に八坂荘内の木付親諸が関わった寺院の仏像が転用された場合。この場合、旧安岐郷が杵築藩領となった江戸時代、少なくとも修理銘に「福寿山大儀禅寺」とある貞享元年の修理以前のことと考えられる。今一つは、同十一面観音像が天文一〇(一五四一)年の造立当初から大儀寺に安置された場合である。ただこの場合、応永年間(一三九四―一四二八)頃の大儀寺創建からの本尊に替わって、木付親諸が同寺に観音像を造顕する積極的な理由が必要であろう。

さて、観応二(一二三二)年に国東郷総地頭職、貞治二(一二六三)年に安岐郷地頭職を得、武蔵田原氏や都甲吉弘氏等に分家しながら国東半島全域に急速に勢力を伸ばした田原氏の動向は、守護大友氏にとってこの上もない脅威であったに違いない。こうした中、明応三(一四九四)年、田原氏一二代親宗は大友氏の内紛に乗じて周防大内氏と通じ拳兵、大友政親を急襲したが敗退し、安岐郷箕崎で討ち死にしている。こうした田原惣領家と大友氏の反目は、次代親述以後も続き、最終的には一五代親貫の反乱によって田原氏の滅亡を迎えるのである。そのうち、天文年間(一五三二―一五五四)頃の田原一四代親宏は、大内氏に援助を求め周防国で亡命生活を送っている。その間、田原惣領家の所領は關所となり、武蔵田原氏の田原親賢に預け置かれたという。あるいは、こうし

た田原惣領家の支配権の後退によって、一時的にせよ安岐郷内の大儀寺に隣接八坂荘の地頭木付氏の差配が及ぶことになったのではあるまいか。

以上、大儀寺の創建と本尊十一面観音像の問題をめぐって、安岐郷地頭田原氏と守護大友氏の関係を垣間見ることとなったが、大友氏の創建になる実際寺やその支配拠点である政所に近接して田原氏の菩提寺である大儀寺が建立されたについては、同郷の支配をめぐって、大友氏に対抗すべく田原氏の意図が働いていたことではなかったらうか。この両氏の対立は、天文二二（一五五二）年、周防亡命中の田原親宏に大友義鎮が帰国を許し、安岐・国東両郷の政所職を安堵した（大友義鎮知行預ケ状「安」一四二号）ことで鎮静化したかに見えたが、その親宏も国東郷の旧領返還を求めて再び大友氏と対立することとなる。そして、天正八（一五八〇）年、親宏の養子親貫の代になって起こるいわゆる「田原親貫の乱」によって、田原惣領家は滅びるのである。

#### 4 曹洞宗の波及

国東半島域での曹洞宗の展開は、南北朝末期の永和元（一三七五）年、国東郷の総地頭田原氏能の母無伝尼を開基に、俄山韶碩門下、日向皇徳寺の無外円昭の法弟無著妙融が開山となつて、国東郷横手の地に妙徳山泉福寺が創建されたのが嚆矢である。これ以後、一四世紀末から一五世紀にかけて、泉福寺二世明厳鏡照をはじめとする無著の高弟達によって、国東はもとより豊後・豊前を中心に東九州一带に無著派の曹洞宗寺院が多数創建している。

##### (1) 護聖寺

安岐町大字朝来字久末にある護聖寺は、先述のように六郷山護国寺を前身とする曹洞宗寺院である。同寺の曹洞宗への転宗の経緯は不明であ

るが、大正一三年に編述された『護聖任功記』（護聖寺蔵）などによれば、同寺は応永一一（一四〇四）年、それまで国東本護寺に任じていた泉福二世明厳鏡照が護国寺の旧跡を再興して、興国山護聖寺と改称したと伝えてある。その後、本護寺二世弥天正闇を後任に、第九世太庵全弘まで住持したが、太庵の代の天正の兵乱（天正八～一五八〇）年の田原親貫の乱か）で兵火のため焼亡したという。江戸時代の護聖寺は、伝法二世とされる江山月湖に始まり、延宝年間（一六七三～一六八一）の頃、伝法五世石堂道廣（俗名寺尾新左衛門大神元康）の時に中興したと伝えられる。

先述のように、観応二（一三五二）年、国東郷総地頭職を得て以後の田原氏は、貞治二（一三六三）年、氏能の代には安岐郷地頭職（日田宮内少輔詮永跡）を獲得（『足利義詮袖判下文』大友家文書録、「安」一六八号）、これはさらに康暦元（一三七九）年、次代親貞に受け継がれており（『足利義満袖判下文』入江文書、「安」七五号）、同氏の安岐郷における一円所領化は急速に進められていった。ここにいう「日田宮内少輔詮永跡」とは、弘安八（一二八五）年の「豊後国大田文案」（前出）に安岐郷二〇〇町のうち弁分八〇町と弘永名三〇町の地頭となっている「御家人日田弥三郎永基法師法名法基」にあたりとみられ、田原氏が安岐郷全体の半分以上を所領化したことになる（『図文帳』では、安岐郷三〇〇町、弁分一〇町とあるが、これは計算が合わず誤りか）。このうち弁分八〇町は、現在の大字朝来の弁分地区を中心とした朝来野川流域一帯を指すものとみられ、田原氏による安岐郷地頭職としての支配拠点がこの地域に置かれたことを示しているよう。即断は慎まねばならないが、この地で田原氏の支配権の確立が、同氏の庇護によって国東の地に波及した無著派曹洞宗を持ち込ませることとなり、応永一一年の曹洞宗護聖寺の創建

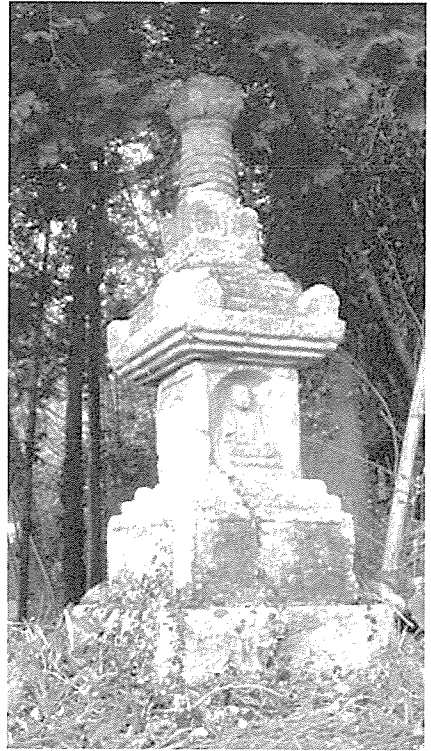


写真35 護聖寺宝篋印塔

に到ったのではあるまいか。

いずれにせよ、曹洞宗護聖寺の創建の経緯はなお不明瞭と言わざるを得ないが、この期の護聖寺に関わる遺物として特異な形式をもつ宝篋印塔一基（安山岩、一五世紀前半）がある。これは、基礎一段の側面四方に各一区の格狭間をあらわし、塔身正面を仏龕として地藏坐像を浮き彫りにしたものである。そして、この宝篋印塔ならではの形式として、相輪基部に通常の蓮華座に替えて、笠上四隅の隅飾突起を二個背中合わせに表すことがあげられる。この独特な形式の宝篋印塔については、後述のように現枿築市を中心に、日出町および大田村の一部、つまり国東半島東南部にのみ集中・分布するという特徴がある。それも多くの場合、護聖寺と同じ無著派の曹洞宗寺院に所在しており、この地域における曹洞宗の波及と何らかの関わりがあるとも考えられる。

## （2）泉正寺

安岐川の小支流の一つ油留木川が形成する谷筋のほぼ中央右岸、大字油留木字寺ヶ迫に所在するのが曹洞宗無著派の一ヶ寺大羯山泉正寺であ

る。同寺は寺伝によれば、平安時代の治安二（一〇二二）年の開基で、盛んなときには末寺七ヶ寺を抱えていたという。前掲『閑居口号』所収の「大養山泉正寺縁起」（宝永八年編）によると、一時衰退していたのを天正年間（一五七三〜九二）、秋吉鑑興が国東泉福寺の明厳鏡照を請じて曹洞宗寺院として再興したという。秋吉鑑興なる人物については不詳であるが、天正年間に明厳鏡照を請じての再興というのも時代的に矛盾する。おそらく、上記護聖寺の再興が同じ明厳鏡照によることからして、これも室町初頭の応永年間頃のことではなかったろうか。

泉正寺のある油留木地区は、中世には安岐郷内油流木名に属していたと考えられ、同地区下神田に鎮座する山神社の棟札銘（『増補訂正編年大友史料二〇』、「安」一四三号）に次のようにある。

### （油留木山神社棟札銘）

西海路豊之後州安岐郷油流木名之内、山神之社頭、多年被侵于甚雨疾風、無其形事既歳久、於爰、当地頭奴留湯長門守直方（花押）・愚息孫六鑑貞（花押）、于時天文廿四曆乙卯撰十月吉日良辰、如形奉建立於小社也、右之意趣者、武運長久、福寿増長、村内無災、門鎮、而掃除於精怪、蕩滅於妖氣、於子々孫々、庶幾於繁栄者也、永垂於照覽、而已万歳樂□名主次郎衛門、大工太郎左衛門、小工孫三郎、各敬白、福寿本願高橋藤原氏

これにより、戦国期の天文二四（一五五五）年段階での、「油流木名」における地頭や名主の存在とその名が知られる。ここにいう地頭奴留湯氏等の出自については一切不明であるが、この狭隘な谷筋にあつて、彼らに連なる一族が曹洞宗泉正寺を創建し、信奉してきたことは充分考えられよう。

なお、現在泉正寺の境内には、宝篋印塔一基が所在する。相輪頂部を

欠損するが、基壇二段に、基礎は側面に格狭間二区画を表し、塔身側面に月輪を彫り沈め、笠上隅飾り突起に蔽手文を陰刻する。装飾性に富んだ緻密な構造を見せているが、各部のやや簡略化した形式から室町時代に入った一五世紀前半頃の造立であろう。泉正寺関係の資料としては唯一、その創建にかかわる遺物といえることができる。

## 5 浄土宗浄国寺の創建と片山氏

安岐川下流域の左岸、瀬戸田の鎮守八幡社の表参道が安岐川にぶつかる辺りにあるのが亀鶴山浄国寺である。正式には「亀鶴山一千院浄国寺」といい、元禄九（一六九六）年に本寺である京都知恩院に提出した「開山由緒書」によれば、同寺は元亀元（一五七〇）年、実蓮社真誉上人を開山とし、代官片山越後守一千が開基となって創建したという。

同由緒書では、開山の真誉上人は、安岐郷狩宿の出身で同地の手島周防藤原実勝の子息といい、府内浄土寺の第三世随蓮社雲誉上人のもとで剃髪し、江府は芝の増上寺で浄土門を学んだという。元亀元年に同寺を開創の後、慶長二（一五九七）年には武蔵郷池ノ内の蓮華寺の開山ともなり、寛永一一（一六三四）年、行年八三歳で現任のまま浄国寺で示寂している。

一方、同寺の開基とされる片山越後守については、初め市允といい地頭田原氏の被官として親董・親宏・親貫の三代に仕えた在地の土豪である。一連の「片山文書」（『大分県史料』第10巻所収）によれば、片山氏は天文七（一五三八）年、采女允（越後守の父）が田原親董から安岐郷代官職と同郷のうち「永松勘解由跡一所二反」を宛行われた（田原親董恩賞宛行状写）「安」（一一八号）のを皮切りに、度々田原氏から所領を安堵され、同氏の被官として活躍している。越後守の代の天正八（一五八

二）年、田原親貫の乱が勃発するが、その時彼は親貫方の有力武将として安岐城にあり、親貫の滅亡後は守護大友氏から入った田原親家に従っている。大友氏除国後、その子片山熊千代（後の甚次郎幸増）は熊谷氏の安岐郷入部に際して、人質として安岐城に入り、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の合戦による熊谷氏滅亡後は、豊前中津に入った細川忠興に用いられて安岐手永の惣庄屋となった。

この片山氏の創建になる浄国寺の本尊として安置される阿弥陀三尊像（檜材寄木造、像高 阿弥陀五七・二cm、観音三三・二cm、勢至三三・二cm）は、先年の修理に際して、中尊阿弥陀如来立像の胎内に以下のような墨書銘が記されているのがわかった。

（阿弥陀如来像胎内墨書銘）

敬白 [ ] 施 [ ]

弥陀之三尊

七条大仏師左京 [ ] 法印康秀 [ ] [ ]

大 [ ] 法眼康正作

元亀貳年五月廿一日

（一五七二）

南無阿弥陀仏

造立年銘の元亀二（一五七二）年は浄国寺の創建と伝える元亀元年の翌年であり、同寺由来書の信憑性を裏付けている。「敬白 [ ] 施 [ ] [ ]」の行には、おそらく施主として開山真誉上人か、あるいは開基である片山越後守の名が記されていたものであろう。また、造立仏師として名が上がっている七条大仏師「法印康秀」と「法眼康正」とは、京都七条を本拠とし鎌倉時代以来、我が国の造仏界の中樞をなした慶派の仏師で、両者父子の關係にある。銘文からは、康秀、康正の合作とも受け取れるが、元亀二年には康秀



写真36 浄国寺阿弥陀三尊像

知恩院を介してのことであったと考えられよう。

浄国寺の元亀元（一五七〇）年創建は、浄土宗寺院としては国東半島方面では最も早い。同寺の外護者であり、天文七（一五三八）年以後は地頭田原氏の被官として安岐郷代官職を任じ、細川時代以後は安岐手永の惣庄屋を務めた片山氏は、安岐郷内守江浦（現杵築市大字守江）を本拠とする一族であったという。あるいは、同氏の安岐郷の浦々を擁しての海上交通と経済の掌握が、中央と直結した新仏教である浄土宗を持ち込み、当時一流の仏師の作になる仏像の安置を可能にしたとも考えられる。浄国寺が、安岐浦から遡上した安岐川河岸に建立された（古くは、同

は既に他界しており（「本朝大仏師系図」）、「法印康

秀」の下に「子息

あたりの文字が記

されていたのであ

ろう。一六世紀の

後半、当時の造仏

界の第一人者であ

った康正の作にな

る阿弥陀三尊像

が、浄国寺の本尊

として安置された

経緯は不明である

寺辺りまで船が遡上したという）のも、こうした事情を背景にしているのかも知れない。

6 浄土真宗の広がり

現在、安岐町内には光蓮寺、西念寺、最広寺、光明寺の四ヶ寺の浄土真宗寺院が所在するが、いずれも浄土真宗本願寺派に属し、真宗大谷派は一ヶ寺もない。

これらのうち、光蓮寺（大字糸永）は、寺伝では大永五（一五二五）年、本願寺第八代門主蓮如上人に帰依した釈蓮城を開基とし、江戸時代の慶安五（一六五三）年、本願寺より木仏安置の認許を得て、光蓮寺の寺号公称を行ったと伝える。次に西念寺（大字富清）は、慶安二（一六四九）年、現中津市の明蓮寺住持の弟にあたる釈浄念が開基となって創建したという。最広寺（大字馬場）と光明寺（大字下原）の二ヶ寺については、初め天台宗であったが、後年、江戸時代に浄土真宗に改宗したと伝え、前者が釈澄図、後者が釈円静を開基としている。

浄土真宗寺院の場合、本願寺から本尊である阿弥陀如来の木仏安置の認許があり、正式に寺号が認可・公称された時点をもって、寺院の創立とみることもできようが、教団としての浄土真宗の波及は、さらに遡ることが予想される。大永五年の開基を伝える光蓮寺の例からも察せられるように、多くは戦国時代の一五世紀前半から後半にかけて、在地の土豪による真宗帰依があり、本願寺門主（八代蓮如、九代実如、一〇代証如）拝領の六字名号や方便法身の絵像を本尊として礼拝・安置する小規模な道場として成立したものと考えられる。これが、江戸期に寺檀制度や本末制度が推進されるなか、本願寺を本寺とする浄土真宗寺院として整備され、組織化されていったものであろう。西念寺の慶安二年開基というのも、おそらく木仏安置と寺号公称がなされたのがこの頃であり、



真宗教団としての道場の成立はもう少し遡ると考えられる。

## 二、中世石造物の概況

これまで旧安岐郷域における主に中世を中心とした仏教の変遷を概観してきたが、以下では、そうした安岐郷における仏教信仰の所産である石造物について、その分布状況や形式的特徴、さらには造立背景等を検証し、文献資料では捉えられない中世村落の裏面史を語る資料としたい。

### 1 中世石造物の分布と概要

安岐郷における中世石造物の分布状況を、同郷域をほぼ東西に貫流する安岐川とその支流が形成する谷筋ごとに見ていくと、その濃淡に大きな相違があることがわかる。総体としては、古代以来の宇佐宮領安岐郷の中枢にあたる安岐川下流域、および「弁分」という遺称地名からわかるように、宇佐宮領の別名として早くから開発されたと考えられる朝来野川流域に多く分布し、逆に安岐川中、上流域や南安岐地区など、本来安岐郷の中枢からはずれた区域は比較的希薄である。

以下、安岐郷全体を安岐川上、中、下流域、朝来野川流域、両子川流域、油留木・吉松川流域、南安岐地区の7ブロックに分けて、各区域ごとに中世石造物の分布状況と内容を概観する。(石造物名の頭番号は、図33の分布図中のそれと一致する)

#### (1) 安岐川下流域 (中園、成久、瀬戸田、馬場、下原、塩屋、西本)

中世安岐郷の支配拠点であった安岐川下流域では、その左岸に位置する瀬戸田から馬場、および支流吉松川の出口にあたる一ノ瀬地区に、中世後半期(室町～戦国期)の小石塔群が散在する。この区域には、豊後

守護大友氏の創建と伝える實際寺をはじめ、安岐郷地頭田原氏の菩提寺大儀寺、その被官であった片山氏を開基とする浄国寺があり、各寺院に關わる石造物群が多く所在する。また、安岐川右岸では、塩屋地区の心月寺のほか、西本地区の梅友庵跡や木野の集落に小石塔群がある。

#### ① 恵良国東塔・宝篋印塔 大字瀬戸田字恵良

県立安岐高校の西側、田の畦道沿いに室町期(一五世紀前半頃)の国東塔一基、戦国期(一六世紀)の宝篋印塔一基を中心に、五輪塔数基が一群をなす。

#### ② 安旨板碑型石碑 大字瀬戸田字安旨

西安岐小学校の西三〇〇mほどの旧道北側にある。近世初頭の墓碑に連なるいわゆる板碑型碑の形式を示し、碑身前面に「寿營了徳信士靈位ノ慶長三(一五九八)戊戌年ノ十二月二日」の陰刻銘がある。

#### ③ 實際寺石塔群 大字瀬戸田字小川、實際寺境内

守護大友氏泰の創建と伝える實際寺の参道と前庭に、いずれも戦国期(十六世紀前半)の宝篋印塔二基のほか、一〇数基の五輪塔が散在する。

#### ④ 浄国寺石塔群 大字瀬戸田、浄国寺境内

元亀元(一五七〇)年、片山越後守一千の開基になる浄国寺境内の墓所に、南北朝期(一四世紀後半)の宝篋印塔一基のほか、五輪塔数基(うち一基は南北朝期後半頃の一石五輪塔)が所在する。また、同所には歴代住持の墓塔である無縫塔群があり、うち一基は開山真誉上人のもので、「当寺開山実蓮社真誉莫無上人ノ寛永十一(一六三四)甲戌年ノ拾二月十九日」とある。

#### ⑤ 片山家墓地石塔群 大字馬場字ノブヨシ

大儀寺下手にある古墓で、地頭田原氏の被官で江戸期には安岐手永の惣庄屋であった片山氏の旧墓所という。戦国期の小型五輪塔二六基分

(うち一石五輪塔が四基)のほか、同じく戦国期の宝塔二基、石殿型墓碑五基が所在する。ちなみに、「石書塔」と表記された自然石碑一基の背面に「片山幸俊 行年八十四」とある。

⑥マドコロ五輪塔群 大字馬場字マドコロ

馬場地区の鎮守である熊野社の北側にあり、五輪塔数基(うち一石五輪塔三基)が散在する。熊野社は、大友能直勧請の伝承があり、マドコロの地名は守護大友氏の政所跡に由来するという。

⑦実際寺開山無縫塔 大字吉松、一ノ瀬 実際寺開山堂

上記実際寺の裏山の北側にあり、同寺の開山自聞正聰の墓塔とされる無縫塔一基が所在する。基礎正面に「実際開山／貞和五年(一三四九)／丑六月三日」の陰刻銘がある。

⑧一之瀬石塔群 大字吉松、一ノ瀬

実際寺開山堂の近隣の路傍に一群をなす。室町から戦国期(一五〇一六世紀)の五輪塔一〇数基分(うち一石五輪塔六基)を主体に、宝篋印塔残欠二基、無縫塔残欠二基が散在する。自然石碑一基に「界石 実際寺三十二代墓」とあり、この石塔群と実際寺の関係を示唆している。

⑨心月寺墓地石塔群 大字塩屋、心月寺境内



写真37 木野国東塔

近世の墓碑に混じって、室町から戦国期(一五〇一六世紀)の五輪塔一〇数基分が散在する。そのうち六基は、いわゆる異形国東塔と呼ばれる基礎上面に蓮弁を刻み出したもの。

⑩木野国東塔 大字西本字木野

木野の集落内の路傍にある。南北朝から室町期(一四〇一五世紀)の大型国東塔一基のほか、五輪塔が四基あり、近くには西光庵跡の小堂がある。

⑪梅友庵跡宝篋印塔 大字西本、下西本

室町期(一五世紀)の宝篋印塔一基(塔身に金剛界大日種子)のほか、五輪塔数基が散在する。梅友庵は大儀寺の末寺であった。

(2) 安岐川中流域(掛樋、山浦)

安岐ダムの下流辺りから支流朝来野川、両子川、油留木川が本流に合流する安岐川中流域にあたる大字山浦、掛樋の両地区は、河川の浸食によって形成された狭隘な谷筋に位置する。そのうち、特に左右両岸に急峻な山稜が迫った山浦地区の密乗院の集落には、十王堂の小堂と密乗院と称する寺跡があり小五輪塔群がある。一方の比較的平坦面に恵まれた掛樋地区には、先述のように六郷山西岸寺跡とされる関大神宮があり、城園寺および岩屋堂と称する小堂等に石塔群が散在する。

⑫密乗院五輪塔群 大字山浦字密乗院

石造地藏・十王像(江戸中期)を本尊とする十王堂の境内に戦国期(一六世紀)の退化形式の一石五輪塔一基があるほか、密乗院跡と呼ばれる場所の一区画に完形の五輪塔(室町期、一五世紀)一基をはじめ、残欠七〜八基からなる五輪塔群がある。

⑬城園寺跡石塔群 大字掛樋字長野

城園寺と称する小堂の裏手、仏龕状に窪んだ崖下に、いずれも戦国期

(二六世紀)の小宝塔六基(うち一基に「昌清坐元」の陰刻銘がある)のほか、五〜六基分の五輪塔残欠が集積される。

⑭ 岩屋堂板碑 大字掛樋字寛

寛の集落の東、安岐川が大きく蛇行する辺りの崖上に岩屋堂の小堂があり、その境内に総高一五五cm、阿弥陀種字(キリーク)を大きく薬研彫りした板碑一基があり、「延文五年(二三六〇)庚子七月十五日(以下墨書)大工妙空西蓮/小工宇佐清光」の銘文がある。そのほか、小堂の周辺に五輪塔残欠数基が散在する。

⑮ お堂様跡五輪塔群 大字掛樋、小野

掛樋地区の生活改善センターの前庭に、総高九〇cm、室町期(一五世紀前半)の一石五輪塔ほか、戦国期(一六世紀)の五輪塔一〇数基が集められている。

(3) 安岐川上流域(矢川、俣水、白木原)

安岐川の上流は現在貯水池安岐ダムとなっており、支流中ノ川、白木川、赤水川が流れ込む。これらのうち、後二者の流域は各々現西国東郡大田村大字白木原、俣水であるが、古くは安岐郷に含まれていた。大字矢川の中ノ川地区には鎮守山神社があり、その境内観音堂に宝篋印塔・板碑がある。また、近隣の「踊墓」と呼ばれる集落入会いの墓地に近世近代の墓碑に混じって中世の石造物が散在する。

⑯ 白木原石殿 大田村大字白木原字下ノ台

下ノ台集落の路傍にあり、石殿としては総高二五五cmの大型のもので、龕部に地藏・十王像を浮き彫りする。

⑰ 広岩家墓地五輪塔群 大田村大字南俣水字畑

南俣水から山越えして杵築市へぬける途中の山林にある。近隣の広岩家四軒の入会い墓地で近世以降の墓碑群に混じって、戦国期(一六世紀)



写真38 中ノ川観音堂宝篋印塔

を主体とする五輪塔四〇数基が集積されている。

⑱ 中ノ川観音堂宝篋印塔・板碑 大字矢川字屋敷

山神社の参道左手の観音堂の前庭に総高三mを超える宝篋印塔一基(二四世紀後半頃)があり、塔身四面に月輪を線刻し、その中に金剛界四仏種字を薬研彫りする。また、その東側の斜面に、いずれも南北朝期(二四世紀後半頃)の板碑二基(高一七五cm、六八cm)があり、このうち大型の方には碑身に阿弥陀種字(キリーク)を薬研彫りし、小型の方に文殊種字(マン)を墨書する。

⑲ 踊墓五輪塔群 大字矢川、中ノ川

中ノ川山神社の北側の山林内に、通称「踊墓」と呼ばれる入会い墓地があり、近世から近現代までの墓碑群とは別に、室町期(一五世紀)の国東塔一基をはじめ、室町から戦国期(一五〜一六世紀)の五輪塔六〇基ほどが集積されている。

(4) 朝来野川流域(明治、朝来)

安岐川の支流朝来野川が形成する南北に長い谷筋は、その上流でさらに諸田、小俣の二つの流域に分かれる。このうち、西側の諸田地区には

田原別符から尾根を越えて(「諸田越し」という)、朝来野から安岐郷中心部へ至る古道(奈多行幸会道)が通り、山神社、報恩寺、大吉堂、上ノ原薬師堂等の信仰施設に石造物が集中し、一方の小俣地区は金剛院跡、中ノ台観音堂、岩詰観音堂等に石造物が所在する。朝来野川中下流域にあたる大字朝来地域では、古道の通る谷筋の東側に信仰施設と石造物が集中する。このうち、中流域の久末地区には、六郷山護国寺を前身とする曹洞宗護聖寺や歳神社があり、周辺に石造物が散在する。下流域の弁分地区には鎮守八坂社、臨濟宗西白寺などがあり、またそれら信仰施設以外にも随所に中世石造物の分布が見られる。このように、朝来野川流域には他地域に比べ濃密に石造物の分布が見られ、これは、先述のように、安岐郷内にあつては、当該地域の開発が早くから行われた結果とみられ、さらには、この区域が国東半島の東西を結ぶ古代以来の要路に当たっていたことも関係していよう。

⑲ 大吉堂国東塔 大字明治、諸田

諸田山神社の上手の路傍に大吉堂と呼ばれる小祠があり、その脇に中型の国東塔一基(総高一八三cm、南北朝後半)ほか、五輪塔二基が所在する。

⑳ 上ノ原薬師堂宝篋印塔 大字明治、諸田

薬師堂は大吉堂の下手から少し山手に登ったところであり、境内前庭の隅に総高二一〇cmほどの宝篋印塔一基(南北朝室町期、相輪上部欠失)があり、塔身正面に薬師像を浮彫りし、他の三面に各々釈迦・観音・勢至の種字(バク・サ・サク)が薬研彫りされる。

㉑ 報恩寺石造物群 大字明治、諸田字寺田

諸田報恩寺の境内正面に、いずれも室町から戦国期(一五世紀後半)の宝篋印塔二基があるほか、本堂南側に戦国期(一六世紀)の小型国東

塔一基、室町期(一五世紀)の無縫塔三基および龕部に六地藏・閻魔・十王像を浮彫りにした大型の石殿がある。この石殿については、別にその棹石と見られる方柱碑があり、正面に獄卒の姿が浮彫りされ、側面に「于時心永廿五(二四一八)龍集戊辰三月二日」の紀年銘がある。

㉒ 末弘山国東塔 大字明治、諸田

中畑集落の北側、林道を登ったところの通称末弘山にある。総高一一六cmの小型の国東塔で、基礎および露盤の格狭間を縦連子とし、相輪は無く宝珠を直接露盤上にのせる。室町時代も十五世紀後半頃の形式を示す。

㉓ 寺園板碑・供養碑 大字明治、小俣字寺園

小俣の谷筋の奥部、寺園にある。木造大日如来像を安置した小祠の横に、南北朝期(一四世紀後半)の板碑一基(高一四八cm)と、頂部に切妻屋根風の庇の付いた供養碑一基がある。供養碑には、阿弥陀三尊と胎藏界真言の種字および「安室/天正十三年(一五八五)乙酉三月七日」の銘文が陰刻される。

㉔ 金剛院跡石造物群 大字明治、小俣字中台

中台の集落の裏手、金剛院跡とされる小堂(観音堂)の境内に、南北朝期(一四世紀後半)の板碑一基(総高一九一cm)、碑身正面に阿弥陀三尊像を浮彫りにした笠塔婆一基(総高一五〇cm)のほか、五輪塔一二基分が集積されている。笠塔婆の左右側面に、「永正十六(一五一九)□□二月九日」□□寿位 源 高直」の陰刻銘がある。

㉕ 柳井田板碑 大字明治、小俣字柳井田

柳井田の路傍を東に登った丘上にある。板碑は二基ありいずれも折損しているが、碑身を薄く仕上げた鎌倉末から南北朝時代の古様を示す。このうち一基(復元高二〇二cm)に、文殊種字(マン)および「元亨元

曆（一三二一）八月彼岸」、もう一基に「大願」の陰刻銘がある。

②岩詰観音堂宝篋印塔 大字明治、小俣字岩詰

小俣地区の入り口に鎮座する龍頭社の裏手、岩詰観音堂と呼ばれる小堂の境内にある。総高一七五cm（相輪上部欠失）の中型の宝篋印塔で、塔身に月輪を線刻、基礎側面に珍しい形の格狭間を表す。室町時代、十五世紀後半頃の造立であろう。

②成道宝篋印塔 大字朝来、久末字成道

護聖寺の北側、成道の集落の奥にある。宝篋印塔一基のほか、小宝塔一基、五輪塔九基分が散在する。宝篋印塔（総高一七五cm）は、塔身四面に各々阿弥陀・薬師・観音・釈迦の四仏を浮彫りにし、相輪基部に笠上の隅飾り突起を背中合わせにしたものをくり返す。室町時代、十五世紀後半頃のものともみられる。

②護聖寺石造物群 大字朝来、久末字広舞

護聖寺（曹洞宗）の参道入り口の南側に、総高二二八cmの石殿一基（室町期、一五世紀）があり、入母屋式の屋根は軒下に垂木を刻出し、軸部に地藏・十王像を浮彫りする。本堂の向かって左に禅堂があり、その北側奥の平坦地に板碑一基がある。このうち一基は、総高二〇〇cm、額部以上を別材で造り柄差しとし、碑身に阿弥陀三尊種字（キリーク・サ・サク）を葉研彫り、「正応四季（二二九一）卯月廿七日／孝子／敬白／□□□□」の陰刻銘がある。他の一基は、総高一九五cm、碑身にこれも阿弥陀三尊種字を葉研彫りし、「嘉暦四年（一三三九）三月九日」の紀年銘が陰刻される。禅堂から裏山の住職墓地に至る道筋の入り口脇に、総高一八五cm、塔身正面に地藏像を浮き彫りし、相輪基部に隅飾り突起をくり返した宝篋印塔一基（室町、一五世紀前半）がある。このほか、住職墓地の下の平場にも宝篋印塔一基（総高二一五cm、室町、一五世紀

前半）がある。また、同寺境内には一石五輪塔（うち一基は総高六六cm、南北朝期、一四世紀後半）を含めて一〇数基分の五輪塔が散在する。

②歳神社板碑 大字朝来、久末

護聖寺に南隣する歳神社の境内北側の路傍にある。総高一五〇cm、碑身正面を上下三段に区画し、上二段に三軀つつの六地藏像を浮き彫りする。現在は判読不能だが、向かって左の縁に「弘治二年（一五五六）□□」の墨書銘があったといい、形式年代とも合致する。

②京徳板碑 大字朝来、久末字京徳

朝来小学校の東側の山林内にある。板碑は三基（総高一二二、九七、四六cm）あり、いずれも南北朝期、一四世紀後半頃のもので、各々釈迦（バク）、阿弥陀（キリーク）、阿弥陀三尊（キリーク・サ・サク）の種字を葉研彫りする。

②岩尾板碑 大字朝来、弁分字若名田

安岐町役場朝来支所から糸永へ抜ける道路を登った左手の山林にある。総高一九六cm、幅広で大型の板碑。碑身に阿弥陀三尊種字（キリーク・サ・サク）を大きく葉研彫りし、墨を入れ、その下に「元亨四年（一三



写真39 岩尾板碑

二四) 七月十二日／紀近定／同願主／僧儀覺／別時衆／已上□□□□／大願主末弘」の銘文がある(このうち、「同願主」「別時衆」「已上云々」の行は墨書)。

③③ 大蔵五輪塔 大字朝来、弁分字大蔵

臨濟宗西白寺の門前の集落内にある。総高二二五cmの比較的大型の一石五輪塔(空風部は別材)で、水輪に四方仏の種字が墨書されていたという。各部の古様な形式から、鎌倉末から南北朝初期(二四世紀前半)の造立とみられる。

③④ 西白寺石殿 大字朝来、弁分

西白寺の境内観音堂の裏手にある。総高九六cm、軸部の正背面に各二軀、側面に各一軀の六地藏坐像を浮き彫りする。室町期、一五世紀後半頃のものである。

③⑤ 中野家石幢・五輪塔群 大字朝来、弁分

弁分八坂社の北側の集落裏手の山際にある。龕部に六地藏を浮き彫りした総高一七五cmの石幢一基(戦国期、一六世紀)のほか、これも戦国期の小型板碑五基があり、うち四基には薬師(バイ)、釈迦(バク)、地藏(カ)、不動(カーン)の種字が墨書される。また、五輪塔二三基分が一カ所に集められている。

③⑥ 八坂社板碑 大字朝来、弁分字宮園

弁分地区の鎮守である八坂社の境内北側にある。総高二〇二cmの大型板碑で、緩やかな反りを見せる碑身の上方に、普賢菩薩の種字(アン)を大きく薬研彫りして墨を入れ、その下に「元弘三(一二三三三)／道法／敬白」の陰刻銘がある。

③⑦ 塔野板碑 大字朝来、弁分字塔野

八坂社の北側から同社の背後の尾根下を通過して油原の集落に抜ける山

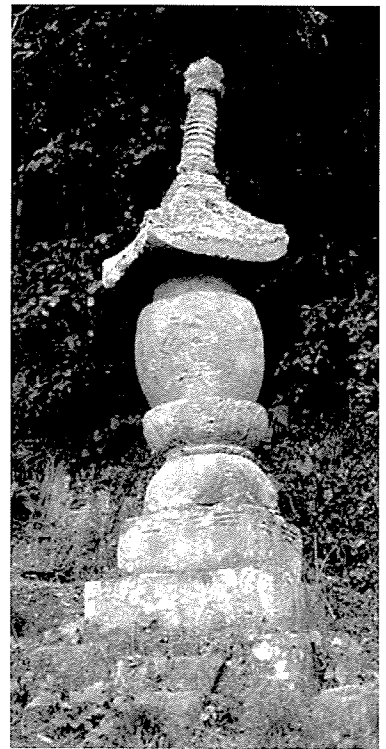


写真40 釜ヶ迫国東塔

道沿いにある。総高一六七cm、碑身やや厚く額部の出が深い板碑であるが、碑面上方に阿弥陀種字(キリク)を薬研彫りし、その下に「永和二(一二三三六)丙辰壬七十五」の紀年銘を陰刻する。「壬七十五」は「閏七月十五日」のこと。

③⑧ 釜ヶ迫国東塔・石造物群 大字朝来、弁分字宮ノ原

朝来野の谷筋の東側を下ってきた古道(行幸会道)は、八坂社を過ぎて川の流域が急に狭まる釜ヶ迫の集落あたりで山手に入り、油原の集落を通過して尾根筋をくだる。その釜ヶ迫に大型で独特な形式の国東塔一基(総高二二二cm)がある。塔身は首長で細身の壺形を示し、丈高の鼓形をした請花・返花の蓮華座は抑揚のある蓮弁を刻出、基礎各側面には二重矩形の格狭間二区を彫り沈める。塔身の四方に阿弥陀(キリク)、観音(サ)、勢至(サク)ほかの四仏(もう一字は欠損)種字を薬研彫りにし、その行間に「右為慈父悲母／奉造立如件／建武二年(一二三三五)乙亥二月十二日／各敬白／大願主／紀友房 同守房／紀中子 同乙子」の陰刻銘がある。国東塔の周囲には、いずれも戦国期(二六世紀)の小型の宝篋印塔一基、板碑二基のほか、五輪塔一〇数基分(うち一石五輪塔一基

に五大種字を墨書 が集積している。

(5) 両子川流域(両子、富清、糸永)

朝来野川の谷筋から東に尾根一つ隔てた両子川の谷筋は、大きくは上流から大字両子地区、中流の大字富清地区、下流の糸永地区の三地区からなる。このうち、両子地区は北に六郷山両子寺、南に鎮守歳神社(建武四年の「注文案」に両子寺領の南限となっている「歳神」にあたるか)があり、中世には広く両子寺山内として捉えられる地区である。続く富清地区は、近世郷村富永村と恒清村が近代に合併して富清村となったもので、前者に臨済宗西福寺と鎮守宮畑神社があり、後者に浄土真宗西念寺と鎮守八坂社がある。下流域にあたる大字糸永地区は、これも近代に糸永村に杉(檜)山村が加わったもので、前者に臨済宗桂徳寺と浄土真宗光蓮寺、および鎮守八坂社があり、後者には六郷山瑠璃光寺が所在する。この地域での中世石造物の分布は、上記朝来野川流域に比べ余り濃密ではなく、六郷山寺院両子寺、瑠璃光寺を中心に各信仰施設に散在する。

㊸ 両子寺国東塔・五輪塔群 大字両子、両子寺境内



写真41 両子寺国東塔(1号)

両子寺境内の大講堂から奥の院へいたる石段下の北隅に、正面を南に向けて大型の国東塔一基(総高三四五cm)が立つ。相輪は後補だが、軒口薄く緩やかな反りを見せる笠、胴長壺形の塔身、緻密な複弁を刻む蓮華座など、形式の上では、正応三(一二九〇)年銘の伊美別宮社塔や長安寺塔など、鎌倉後期(一二世紀後半)の初期国東塔に連なるものがある。塔身に「奉納如法書写一乗妙法蓮華經」の陰刻銘がある。ここから奥の院へ石段を登ると、左手の崖上にもう一基の国東塔(総高二〇七cm)があり、南北朝期、一四世紀後半頃の形式を示す。このほか、同寺境内には、いわゆる異形国東塔(基礎上面に反花を浅く刻み出す)と呼ばれる小型の国東塔二基(室町・戦国期、一五〜一六世紀)が所在する。また、境内随所に五輪塔が散在し、総数四〇数基分が確認される。

㊹ 両子石殿・石幢 大字両子字山内

両子寺参道の下手、県道安岐・両子線沿いの民家の庭先にある。石殿一基(総高一六一cm)は、軸部正背面に各四軀、右側面に二軀の十王像、左側面に地藏像一軀を浮き彫りする。室町期、一五世紀後半頃の造立であろう。石幢一基(総高二〇六cm)は、六角形の龕部の各面に一軀あて六地藏を浮き彫りに表し、龕部の縁柱と棹柱側面に各々紀年銘が陰刻され、「応仁二年(二四六八)三月」「応仁戊子二月三月」と読める。

㊺ 歳神社宝篋印塔 大字両子字天徳

両子地区の鎮守歳神社の境内にある。総高二〇七cmの中型の宝篋印塔で、バランスの良い塔型を見せるが、塔身を無地とし、相輪頂部の火焰宝珠や基礎側面二区の格狭間などの形骸化した形から、室町期(一五世紀前半)になつての造建であろう。

㊻ 西福寺国東塔・板碑 大字富清字田ノ上

県道とは川を挟んだ西側の尾根裾に位置する臨済宗西福寺には、山門

脇に総高一九四cmの国東塔一基があり、本堂の北裏側に同寺の開山巴山禪師の墓塔と伝える板碑一基（総高一四四cm）がある。国東塔は、相輪上部を欠失するが、笠は軒口厚く両端で強く反り、壺形の塔身に複弁の反花は肉厚である。基礎側面三区の形骸化した格狭間の形式は、やや年代の下がる要素であり、南北朝末から室町期にかけての造立であろう。

㉓西念寺宝篋印塔 大字富清字寺台

浄土真宗西念寺の本堂西側にある。総高二一〇cm、相輪の切れ込み浅く、無地の塔身に基礎側面二区の格狭間は形式的であり、室町期も一五世紀後半と見られる。

㉔地藏堂跡板状碑 大字糸永、南陰平

南陰平の地藏堂跡と呼ばれる一区画にある。高さ九八cmの方形の板石の正面に位牌形を陰刻し、その中に「雲 祐□禪門／瑞 妙□禪尼」という法名、右側面に「皆応永丙午（一四二六）仲春下旬日」の紀年銘がある。

㉕桂徳寺宝篋印塔 大字糸永字柚の木

臨済宗桂徳寺の本堂の北側にある。総高二八八cmの比較的大型で残りの良い宝篋印塔である。相輪は太めでやや鈍重感を与えるが、塔身四面



写真42 桂徳寺宝篋印塔

に月輪を線刻、胎藏界四仏種字（ア・アー・アン・アク）を葉研彫りし、基礎側面二区の格狭間の形は大らかであり、南北朝後半（一四世紀後半）頃の特徴を示す。周囲には、一石五輪塔ほか教基分の五輪塔が散在する。

㉖瑠璃光寺石殿・五輪塔群 大字糸永、杉山

六郷山寺院である瑠璃光寺の境内には、石殿一基のほか、同寺の旧本堂が所在した場所の裏山から移されたと伝える五輪塔群がある。石殿は、総高一四〇cm、入母屋造りに軒下に垂木を刻出し、軸部の表背面に各二軀、左右側面に各一軀の六地藏像を浮き彫りする。台座の請花・反花からなる蓮華座はやや固く形式化した蓮弁を刻み、総体に室町期も一五世紀後半の製作とみられる。五輪塔は、総じて南北朝から戦国期（一四一六世紀）まで二五〜六基ほどあるが、うち六基がいわゆる異形国東塔と呼ばれる地輪上面に反花を刻出したり、火輪軒下に極型を造り出す。

(6) 油留木川・吉松川流域（油留木、吉松）

安岐川下流域の瀬戸田地区で本流に合流する油留木川、吉松川の流域は、いずれも小支流の割に奥が深く、その開発も古く中世まで遡る。油留木川の流域にあつて、中世には「油留木名」と記される大字油留木地区には、曹洞宗泉正寺と鎮守山神社があり、随所に中世石造物が散在する。一方、中世の「吉松名」の故地である大字吉松地区は、さらに吉松川本流域と前谷川流域とに分かれ、各々さほど多くはないが中世の石造物が点在する。

㉗泉正寺宝篋印塔 大字油留木字寺ヶ畑

曹洞宗泉正寺の境内にある。総高一九九cmの中型の宝篋印塔で、相輪頂部を欠失するが、基礎側面に格狭間二区を表し、塔身に月輪、隅飾り突起に蔵手文を線刻するなど緻密な構造を示し、室町時代の一五世紀前半頃に比定される。



④⑧ 吉武家墓地宝篋印塔 大字油留木、上油留木

上油留木の吉武一族の入会い墓地に宝篋印塔が二基ある。うち一基は、一五世紀後半頃のもので、総高二三七cm、塔身は無地で、基礎側面に二区の格狭間をあらわす。もう一基は一六世紀代のもので、総高一四〇cm、相輪の上部を欠失する。このほか、墓地内に数基分の五輪塔が散在する。

④⑨ 蜘蛛取石殿 大字油留木、上油留木字蜘蛛取

上油留木の通称蜘蛛取（クモトリ）という田んぼの脇にある。総高二七〇cm、荒削りの基礎一石二段に方柱の棹を柄差しにし、中台、軸部、屋根をのせる。屋根は入母屋造りで軒下に垂木を刻み出し、軸部には正背面各三軀つつ六地藏立像を、左右側面には各々薬師と阿弥陀の坐像を浮き彫りにする。中台蓮華座の線刻による形式化した蓮弁などから、室町期も一五世紀後半頃の造立とみられる。周囲に五輪塔数基が散乱する。

⑤⑩ 雄禅庵跡石幢 大字油留木、上油留木字塔ノ尾

上油留木集落のはずれの畦道沿いにある。総高二六五cm、相輪、笠、龕部、中台、棹、基礎の六部材からなる複制の石幢であるが、太く中央が膨らんだ壺型の棹の形式は独特である。龕部四面に四仏像（薬師、観音、阿弥陀、釈迦）を浮き彫りにする。笠の軒口薄く、椀型を造り出す

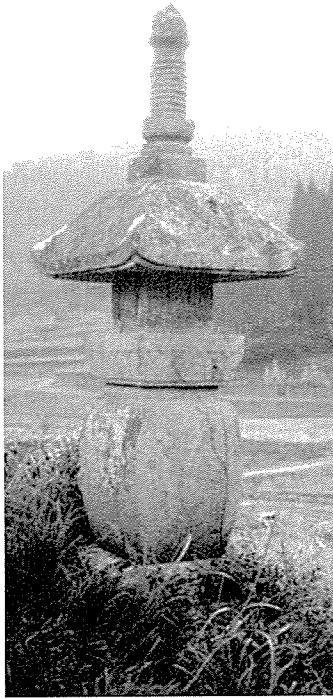


写真43 雄禅庵跡石幢

のは古様であるが、中台および基礎上面の形式的な蓮弁の彫り口から、室町期（一五世紀後半）の造立とみられる。

⑤⑪ ケイチン一石五輪塔 大字吉松、七郎字ケイチン

前谷川の最奥部にある七郎の集落よりさらに上った字名「ケイチン」にある。総高一一〇cm、空・風輪から地輪まで一石から造りだす。厚手の軒口の下に椀型を刻出し、丸みの強い水輪、丈高の地輪など、南北朝から室町初期（一四〜一五世紀）頃の特徴を示す。

⑤⑫ 七郎一石五輪塔 大字吉松、七郎字今屋敷

七郎の集落を見下ろす田の畦道にある。空・風輪から地輪まで一石から刻み出すのはケイチン五輪塔と同じであるが、こちらは、総高一七五cmの大型の一石五輪塔である。またこれも、厚手の軒口の下に一段椀型をあらわすが、地輪の上面に蓮弁を刻むのはより丁寧な手法である。椀型五輪塔に通じる全体観を見せるが、細部の形式化した彫り口は南北朝後半から末期頃の特徴を示す。

⑤⑬ 田尻家墓地五輪塔群 大字吉松、中村

吉松川本流の奥部にある中村の集落に数軒ある田尻家の墓所で、近世・近代の墓標とは別に一五〜六基の五輪塔が集積されている。そのう



写真44 七郎一石五輪塔

ち、六基が地輪上面に反花を刻出するいわゆる異形国東塔の形式を表すが、総じて戦国期（一六世紀）の五輪塔群といえる。

(7) 南安岐地区（山口、下山口、大添）・杵築市東部

この地域は荒木川の中流域から妙見山を経て、横城の尾根筋まで丘陵地帯を形成し、東は奈多、狩宿の海浜に至る。主要な信仰施設としては、下山口地区に浄土宗浄泉寺と八坂神社、菩提司八幡社があり、杵築市の横城地区には六郷山東光寺がある。そして、海に臨む奈多地区には安岐郷総鎮守である八幡奈多宮が鎮座する。この地域での中世石造物の分布は、安岐郷内の他地域に比べ希薄であるが、調査によつてはさらに新たな所在が確認されそうな地域である。

⑤ 菩提司八幡社宝篋印塔 大字下山口字菩提司

八幡社の境内にあり、総高二四〇cmで、相輪頂部の火焰宝珠から基礎・基壇まで完備する。基礎側面および塔身ともに無地で、相輪基部に隅飾り突起をくり返す。室町期、一五世紀代の造建と見られる。

⑥ 観清寺五輪塔群 大字山口字馬渡

観清寺の境内に三〇数基の五輪塔が集積し、総じて室町から戦国期、一五〜一六世紀代のものとみられる。これらは、いずれも西本の梅友庵跡や大添地区などから移されたものといわれる。

⑦ 東光寺国東塔 杵築市大字横城、東光寺旧在、現杵築城公園所在

六郷山東光寺の廃絶にともない、現在は杵築城公園内の庭園に移されている。基礎側面に格狭間を二区表し、塔身はやや胴長の壺形を示す。総体に初期国東塔に通ずる古式を示すが、反りの強い笠の軒下に垂木を克明に刻み出す独特な手法を用いる。癖のある各部の形式から、南北朝も後半から末期頃（一四世紀後半）の造立とみられる。

⑧ 奈多宮宝篋印塔 杵築市大字奈多

八幡奈多宮の境内南方の収蔵庫横にある。総高一五〇cmほどの比較的小型の宝篋印塔で、基礎側面、塔身ともに無地とし、笠四隅の隅飾り突起は直立するがかなり小振りである。省略的な形式が顕著であり、戦国期、一六世紀前半頃の特徴を示す。

2 中世石造物の形式的特徴とその推移

以下では、安岐郷内における上記のような分布をみせる中世石造物について、種類別に形式上の特徴を検証し、その年代的推移の状況をみておきたい。

(1) 国東塔

安岐郷内における国東塔の分布は、国東半島の他地域（特に東国東）に比べてさほど多くはない。最古のものは、紀年銘を欠くが、陰刻銘によつて如法経の奉納塔と知られる両子寺一号塔で、その胴長壺形の塔身に、薄手の軒口と緩やかな反りの笠、抑揚の利いた複弁を刻む反花のみの蓮華座など、形式的には正応三（一二九〇）年銘の伊美別宮社塔や屋山長安寺塔の系統を引く鎌倉後期の初期国東塔に属す。

在銘のものとしては、建武二（一三三五）年銘の弁分釜ヶ迫国東塔があるのみである。首長で細身の塔身を、鼓形の独特な形の蓮華座にのせ、基礎側面に二重矩形の格狭間をあらわすなど、他に類例のない形式を示す。その外南北朝期の国東塔としては、両子寺二号塔や西福寺塔、大吉堂塔が格狭間や台座蓮弁の刻み出しに形式化が見られるものの、同後半期の造立とみられる。横城東光寺旧在塔は、この期のものとしては古式を残すが笠軒下に垂木を刻みつけるのは特異である。

木野・恵良両国東塔は、南北朝期の形式を残しながらも、基礎格狭間を省略するなど形式化が著しい。また、諸田の末弘山国東塔は、相輪の

九輪を略し、基礎・露盤の格狭間を連子文様にするなど、本来の国東塔とは異なる室町時代ならではの形式展開を見せている。

## (2) 宝篋印塔

宝篋印塔は、在銘の基準作に恵まれないが、3m近い大型で塔身四方に月輪をともなった梵字種字を葉研彫りし、格狭間や隅飾り突起の形式も古式で丁寧な桂徳寺宝篋印塔が、最も古い南北朝後半期とみられる。次いで、やや小振りであるが桂徳寺塔の形式をよく踏襲した中ノ川観音堂塔が、同じ南北朝後半のこれに近い時期とみられる。諸田の上ノ原薬師堂塔は、塔身正面に薬師像を浮き彫りし、他三面に種字を葉研彫りする珍しいもので、南北朝から室町期にかけての頃であろう。

続く室町期では、塔身に月輪のみを線刻し、形の良い格狭間をあらわす泉正寺塔が、一五世紀前半の造立であろう。これと同時期頃とみられる護聖寺塔は、基礎格狭間を一区画とし、塔身正面に地藏像を浮き彫りにし、相輪基部に隅飾り突起の形をくり返す。この特異な相輪の形式をもつ宝篋印塔は、康応二(一三九〇)年銘の日出町下川久保塔を基準として、杵築市を中心に日出町・大田村の一部に分布し、国東半島東南部に特有の形式と考えられる。安岐郷にあつても、久末成道の宝篋印塔(塔身四面に四方仏を浮き彫り、一五世紀後半)や實際寺塔(一六世紀前半)に受け継がれている。

塔身に月輪のみを線刻し、基礎の格狭間がかなり形骸化した小俣岩詰観音堂塔や、無地の塔身に、形式的な基礎格狭間をもつ西念寺塔が室町期も一五世紀後半以降の造立であろう。塔身および基礎側面がいずれも無地となった、諸田報恩寺塔二基と奈多宮塔のうち、前者が室町から戦国期にかけて、後者が戦国期も一六世紀になったの形式的特徴を示す。

## (3) 板碑

戦国期に多く墓塔として用いられた小型板碑―これが近世初頭の板碑型墓碑に連なっていく―を除けば、安岐郷内の通常の中・大型の板碑は、そのほとんどが朝来野川流域に集中する。そして、在銘板碑八件のうち七件までがこの地域にあり、その多くが久末から弁分を経て、安岐郷中樞へ至る古道沿いに所在する。

国東半島はもとより、県下の板碑のうちで最古銘(正応四へ二一九一年)の護聖寺一号碑は、額部の出が深く、緩やかな反りをもつ厚めの碑身を二段一石の基礎に差し込むなど、極めて丁寧な構造をもっている。そして、この板碑の最大の特徴は、額部から上を別材で造り、碑身上端に枘差し込みとする点にあるが、この手法はその後の板碑にも受け継がれていない。ただ、厚手の碑身に出の深い額部をともなった堅牢な構造という点では、永和二(一三七〇)年の塔野板碑がこれに近い。

碑身上部で折損してはいるが、元亨元(一三二二)年の柳井田板碑を初出の基準作とする、額部の出が浅く、碑身を全体に薄く仕上げる形式は、嘉暦四(一三二九)年の護聖寺二号碑や元弘三(一三三三)年の八坂社板碑、および延文五(一三六〇)年の掛樋岩屋堂板碑に受け継がれている。元亨四(一三二四)年の岩尾板碑は、同じく額部浅く、厚みのない側面観を見せるが、その極めて幅広の碑身は独特である。

金剛院跡板碑の、緩やかに反りながら上方に向かって薄くなる碑身の形式は古式であり、種字・銘文(おそらく墨書)を欠くことを勘案しても、南北朝後半期の特徴が顕著である。中ノ川観音堂の板碑は紀年銘を欠くが、阿弥陀種字(キリーク)の大らかな書体からは、これも南北朝後半頃の造建と考えられる。

板碑本来の形式も室町期の一五世紀以降になると、碑身の反りが無くなり、額部の出も浅く頂部の山型が直線的になり、その下の二条の溝は

浅く線的になる。久末歳神社の六地藏浮彫りの板碑は、弘治二（一五五六）年の墨書銘があつたとされるが、まさにこの期の板碑の形式的特徴を良く示している。

#### （4）五輪塔

中世の石造物で最も一般的な塔型式である五輪塔は、その個体数も最も多く、五輪塔群として一群をなすものから単体で所在するものまで入れると、その数は一、〇〇〇基を越えるであろう。また、五輪塔はそれ一種のみで存在することは少なく、多くは墓塔として中世から近世・近代へと連なる様々な碑型と混在して、墓域を形成していることが多い。

安岐郷内所在の五輪塔について、その年代的な形式の推移を見てみると――在銘の五輪塔が皆無なので不明瞭であるが、先ず鎌倉期の大型で形を整った五輪各部の四方に五輪五大種字を表したものは皆無である。ただ、弁分の大蔵一石五輪塔が比較的大型で、各部の形も良く、鎌倉末から南北朝初期頃の特徴を持つ。次に、七郎の一石五輪塔が総高一七五cmの大型で、地輪上面に蓮弁を刻出するのは特殊であるが、南北朝後半期頃の形式を見せる。同じく七郎のケイチン一石五輪塔の、立方体に近い地輪や軒口厚く反りの緩やかな火輪の形など、南北朝から室町期にかけての形式をもつ。室町期以降になると、法量も1m以下の小型になり、各部の形も扁平で不整形のものが多くなる。また、戦国時代あたりには、簡略化された退化形式としての一石五輪塔が急激に増えてくるのが特徴である。

#### （5）無縫塔

無縫塔は、本来的には禅僧の墓塔として用いられたものが、中世も後半以降には一般の僧侶やさらには在俗者の墓塔に使われるようになった。通常は、卵頭・請花・中台・棹・反花・框座・基礎の各部材からなるが、適宜部材を省くこともある。

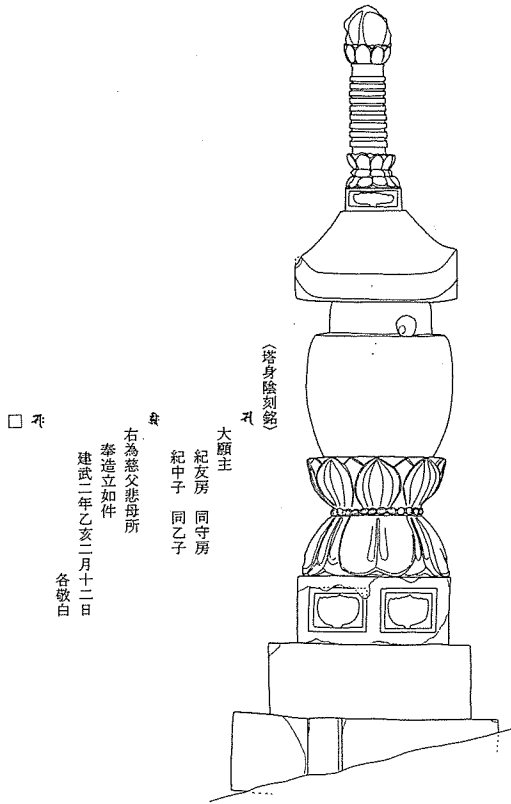
安岐郷内で中世の無縫塔が所在するのは、一ノ瀬にある實際寺開山塔と諸田報恩寺の境内にある三基のみである。このうち、前者は同寺開山自聞正聰の墓塔とされるもので、基礎前面に自聞の寂年である貞和五（二三四九）年の年号が記されている。形良く引き締まった卵頭、膨らみと抑揚のある請花など、紀年銘を首肯させるものがある。国東半島方面では、国東町泉福寺の無著妙融開山塔および大田村宝陀寺の悟庵智徹開山塔がこれに近い形式を示す。一方の報恩寺の無縫塔三基は、いずれも實際寺塔よりも降る室町期、一五世紀代のもので三基各々部材が入れ替り、やや歪な形の卵頭に請花・反花の蓮弁に張りが無くなっている。

#### （6）石殿・石幢

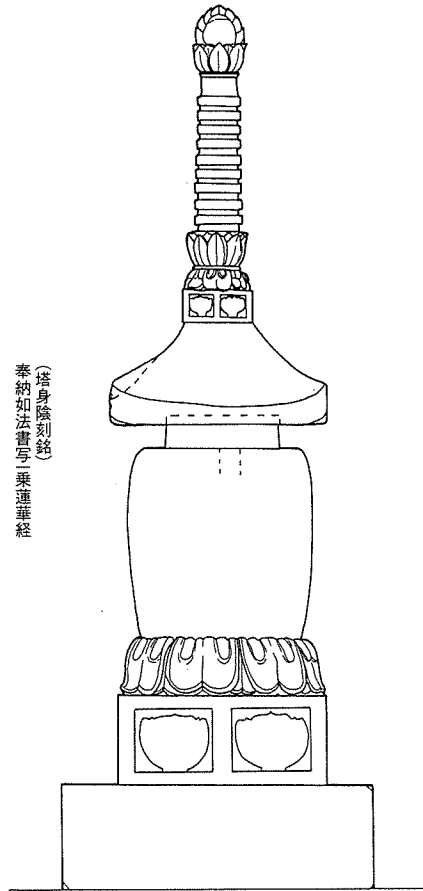
石殿と石幢は、いずれも浄土信仰を背景として、六道救済の仏である地藏菩薩や冥界の裁判官である十王に対する信仰を表したもので、主に中世後半以降に盛んに造立されている。

このうち石殿は、基本的には入母屋造りの屋根を六地藏や十王を浮き彫りにした軸部にのせ、それを請花を表した中台で請け、さらに棹柱（これを省くこともある）・基礎で支える。大型で精緻な彫りを示す諸田報恩寺の石殿は、現在別に置かれている棹柱（正面に獄卒の姿を浮き彫りにする）に、応永二五（一四一八）年の紀年銘があり、国東半島では最古銘の基準作である。これに続くものとしては、総高二二八cmを測る護聖寺の石殿が、入母屋の屋根に破風を表し、軒下に本垂木、四方に隅垂木を刻出するなど、極めて精緻な構造をもち、一五世紀も前半まで上るであろう。以下、これに近い造りを示す白木原石殿が一五世紀半ばから後半、やや形式化が見られる両子石殿・瑠璃光寺石殿・蜘蛛取り石殿などが一五世紀後半の造立であろう。

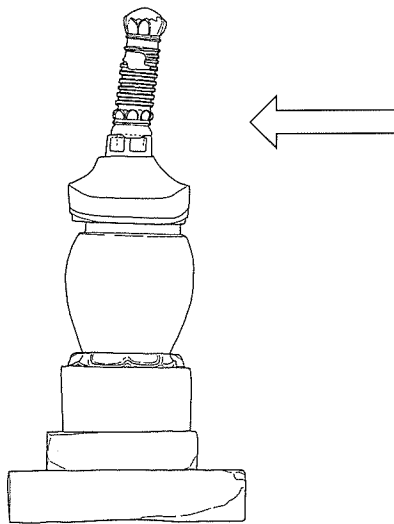
一方の石幢は、宝珠、笠、龕部、中台、棹柱、基礎からなる複製の石



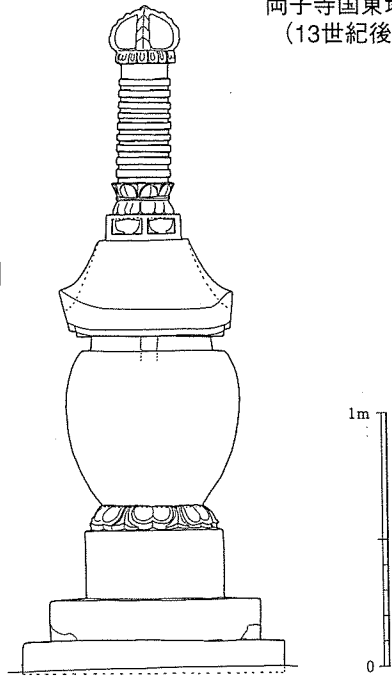
釜ヶ迫国東塔  
(建武2年・1335)



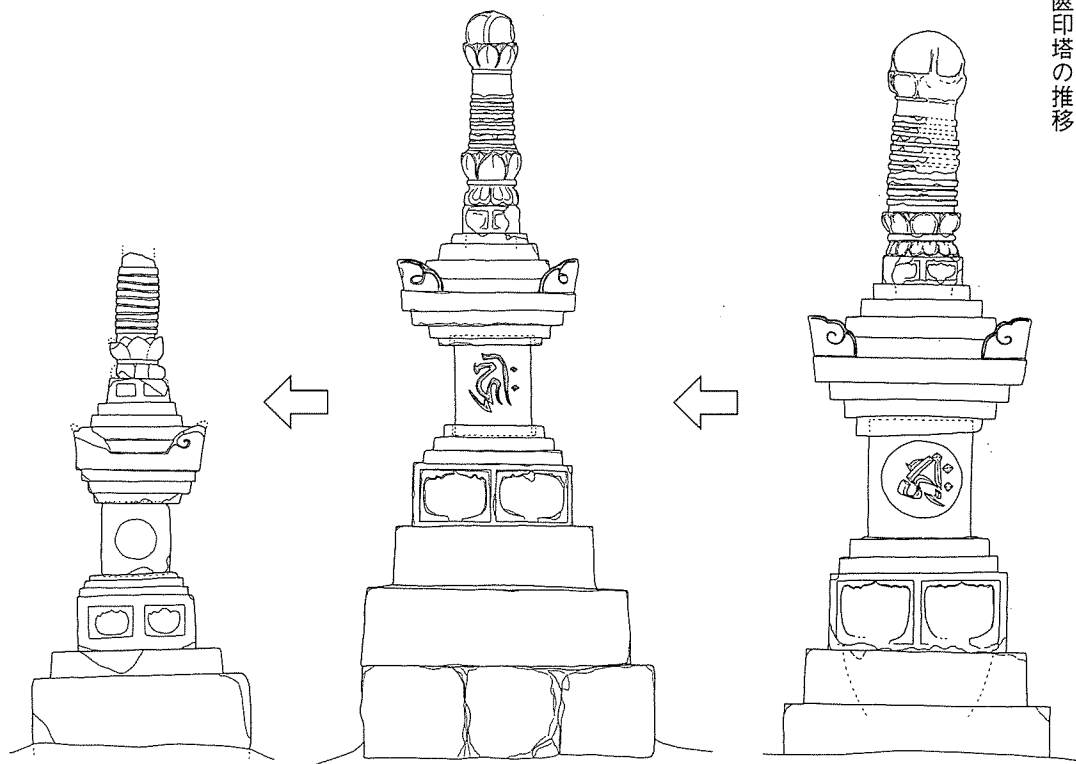
両子寺国東塔1号  
(13世紀後半)



恵良国東塔  
(15世紀前半)



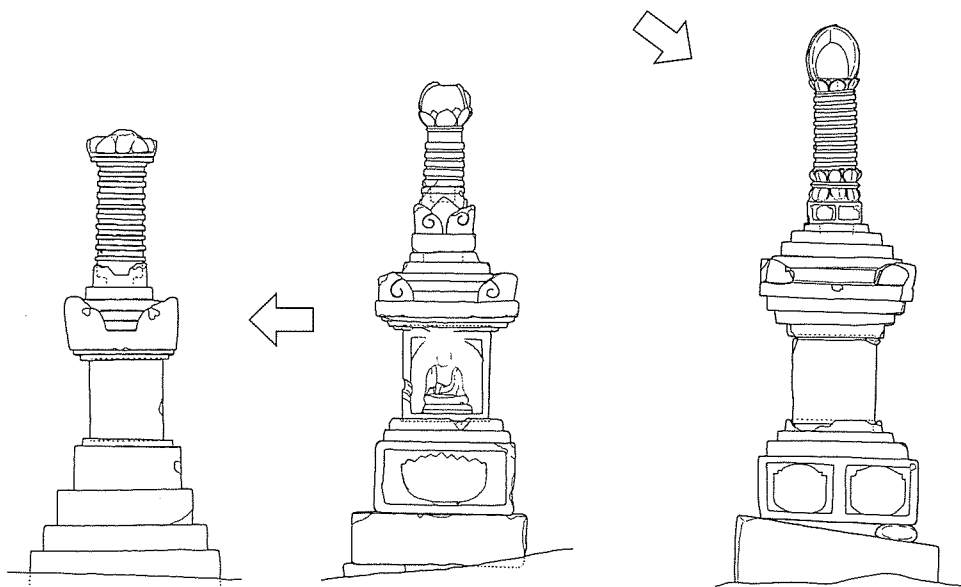
木野国東塔  
(14世紀末~15世紀)



泉正寺宝篋印塔  
(15世紀前半)

中川観音堂宝篋印塔  
(14世紀後半～末期)

桂徳寺宝篋印塔  
(14世紀後半)

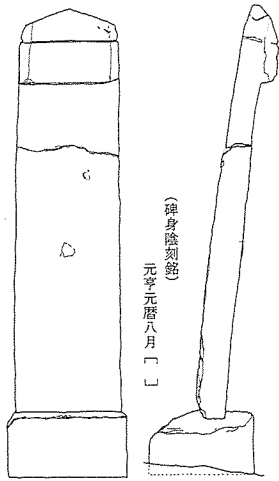


実際寺宝篋印塔  
(16世紀前半)

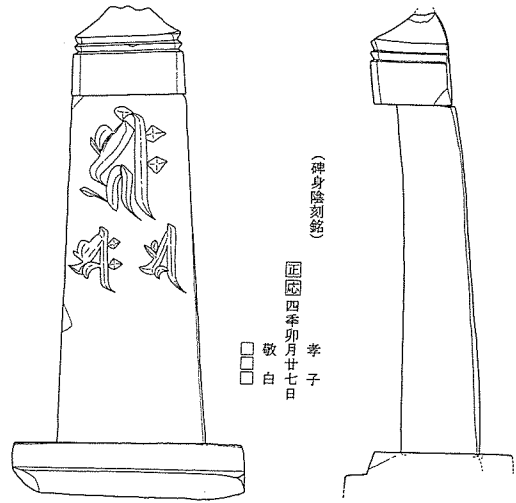
護聖寺宝篋印塔  
(15世紀前半)

両子歳神社宝篋印塔  
(15世紀前半)

図 36  
板碑の推移

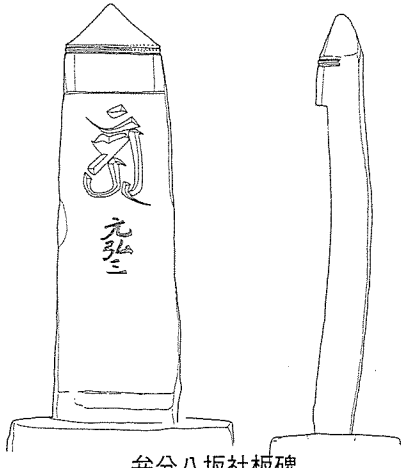


柳井田板碑  
(元亨元年・1321)

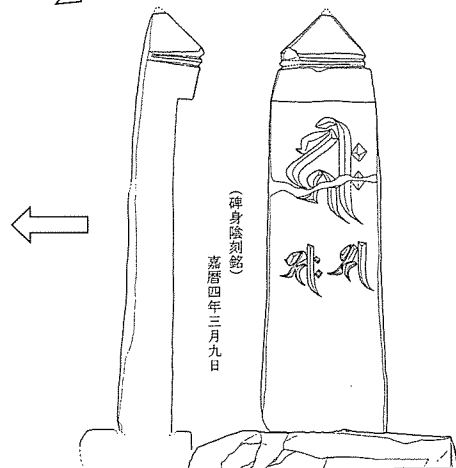


(碑身陰刻銘)  
 國四奉卯月廿七日  
 孝子  
 敬白

護聖寺板碑1号  
(正応4年・1291)

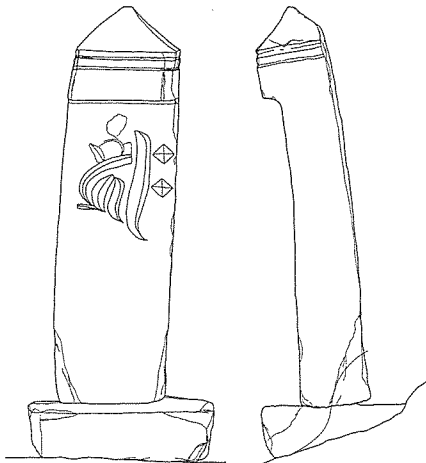


弁分八坂社板碑  
(元弘3年・1333)

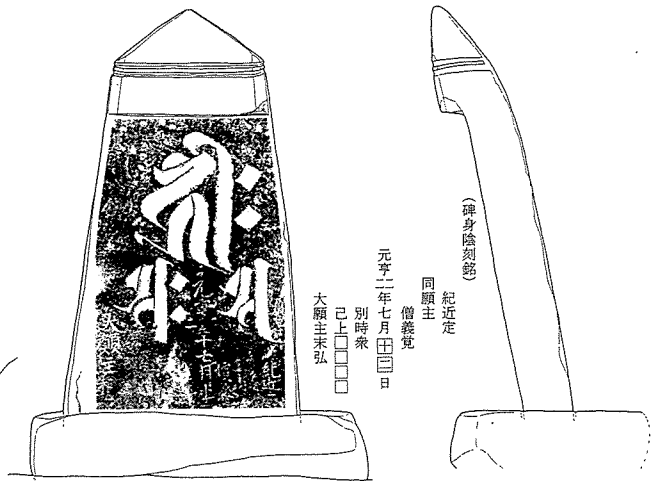


(碑身陰刻銘)  
 嘉暦四年三月九日

護聖寺板碑2号  
(嘉暦4年・1329)

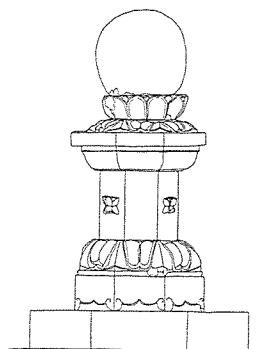


中ノ川観音堂板碑  
(14世紀後半)

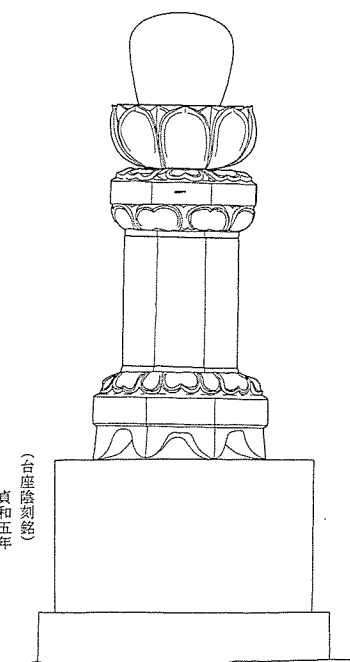


(碑身陰刻銘)  
 紀近定  
 同願主  
 僧養梵  
 元亨二年七月廿三日  
 別時衆  
 己上  
 大願主末弘

岩尾板碑  
(元亨4年・1324)

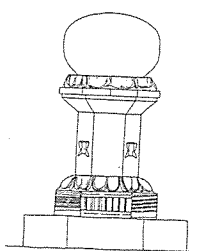


報恩寺無縫塔1号  
(15世紀前半)

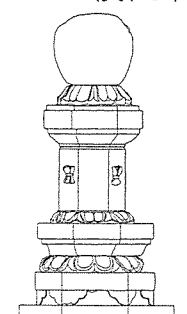


(台座陰刻銘)  
貞和五年  
實際開山  
丑六月三日

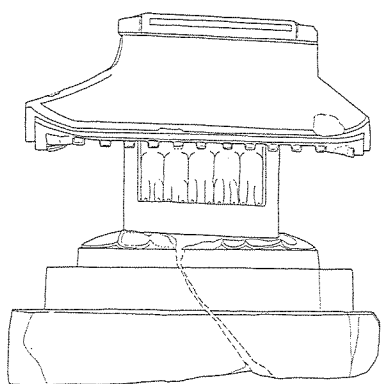
實際寺開山無縫塔  
(貞和5年・1349)



報恩寺無縫塔3号  
(15世紀後半)

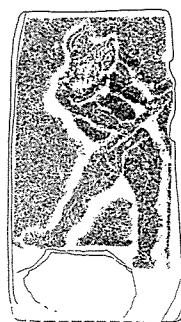


報恩寺無縫塔2号  
(15世紀前半)

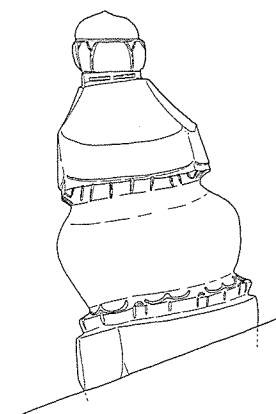


報恩寺石殿  
(応永25年・1418)

(柱竿陰刻銘)  
于時應永廿五龍集戊辰三月二日



(柱竿)



七郎一石五輪塔  
(14世紀後半～末期)



幢のみが所在する。

応仁二（一四六八）年銘の両子石幢を基準にすると、棹柱を膨らみのある壺形とするなど、特異な形式が顕著な雄禪庵石幢がこれに前後する一五世紀後半、さらに形式化が進んだ弁分中野家の石幢が、戦国期も一六世紀になってのものと考えられる。

### 3 銘文をめぐって

安岐郷域に所在する中世石造物のうち、梵字種字を除いた銘文をもつ在銘品は計一七件ほどあり、石造物の全体数からすれば多くはないが、荘園という一つのまとまりからすれば、決して少ない数ではない。以下、ここではそれら中世石造物に記された銘文を年代順に紹介し、そこから得られる情報について、考察を加えることとする。

〈中世石造物銘文一覽〉

○一三世紀後半頃 両子寺国東塔一号

奉納如法書写一乗妙法蓮華經

○正応四（一二九二）年 護聖寺板碑一号

（阿弥陀三尊種字）正応四季卯月廿七日／孝子／敬白／□□□

○元亨元（一二三二）年 柳井田板碑

（文殊種字）元亨元曆八月

○元亨四（一二三四）年 岩尾板碑

（阿弥陀三尊種字）元亨四年七月十三日／紀近定／同願主（墨書）／僧義寛／別時衆（墨書）／已上□□□

□□（墨書）／大願主末弘

○嘉暦四（一三二九）年 護聖寺板碑二号

（阿弥陀三尊種字）嘉暦四年三月九日

○元弘三（一二三三）年 弁分八坂社板碑

（普賢種字）元弘三／道法／敬白

○建武二（一二三五）年 釜ヶ迫国東塔

（阿弥陀三尊ほか種字）右為慈父悲母所／奉造立如件／建武二年乙亥二月十二日／各敬白／大願主／

紀友房 同守房／紀中子 同乙子

○貞和五（一二四九）年 實際寺開山無縫塔

實際開山／貞和五年／丑六月三日

○延文五（一二六〇）年 岩屋堂板碑

（阿弥陀種字）延文五年庚子七月十五日／大工妙空／西蓮／小工宇佐／清光

○永和二（一二七六）年 塔野板碑

（阿弥陀種字）永和二丙辰壬七五

○応永二五（一四一八）年 諸田報恩寺石殿

于時応永廿五龍集戊辰三月二日

○応永三三(一四二六)年 南陰平地蔵堂跡板碑

雲祐□禪門／瑞妙□禪尼／皆応永丙午仲春下旬日

○応仁二(一四六八)年 両子石幢

応仁二年三月／応仁戊子二月三日

○永正十六(一五一九)年 金剛院跡笠塔婆

寿位源高直／永正十六年二月九日

○弘治二(一五五六)年 弁分蔵神社板碑

(地蔵種字) □□／満一□環□□／弘治二年 □

○天正十三(一五八五)年 寺園供養碑

(阿弥陀三尊種字) 安室／天正十三年乙酉三月七日

○慶長三(一五九八)年 安旨板碑型石碑

寿嘗了徳信士靈位／慶長三戊戌年／十二月二日

まず両子寺国東塔は、紀年銘こそないが、先述のようにその古式の形式から鎌倉後期、一三世紀後半の造立とみられる。塔身の陰刻銘「奉納如法書写一乗妙法蓮華經」とは、まさに一定の作法に則って書写された法華経を奉納・供養することであり、以下に掲げた国東半島所在の鎌倉期国東塔の銘文に見られるように、この点でも初期国東塔の特徴を備えているといえる。

○岩戸寺国東塔 弘安六(一二八三)年 如法経奉納石塔一基

(東国東郡国東町) 右志者为当山平安

仏法興隆広作修善

乃至法界平等利益

○別宮社国東塔 正応三(一二九〇)年 敬白 奉造立塔婆一基

(東国東郡国見町) 奉安置仏舍利一粒

奉法納如法経三部(以下略)

○塔ノ国東塔 延慶三(一二三〇)年

(豊後高田市) 妙法蓮華経者諸仏出世之

戒壇衆生成仏之 直道也 仍如法経該卷(以下略)

○照恩寺国東塔 正和五(一二二六)年 右志者□□宝石塔一基

(東国東郡武蔵町) 奉納如法書写一乗

妙法蓮華経

○石丸国東塔 元徳二(一二三三〇)年 奉納妙法蓮華経三部

(西国東郡大田村)

造塔と法華経の関係については、法華経巻第一方便品と巻第四見宝塔品に造塔供養による功德のことが説かれていることによるが、石塔を建て、そこに仏法の根本經典である法華経を納めることが、人々の現世利益と仏法の興隆につながる最高の作善であると考えられたからである。安貞二(一二二八)年、鎌倉幕府の関東祈禱所に認定された六郷山において、文永・弘安の役に相前後して、異国降伏、国家安穩の祈禱や法会が盛んに行われたことは既に述べた。弘安六(一二八三)年の岩戸寺国東塔を初見とする国東塔造立の気運も、こうした両外寇に対する社会的、政治的情勢を受けて醸成されたものと考えられる。その意味で、この国

東塔が、当時執行のいる寺院として六郷山の中樞にあった両子寺に建立されたのは、きわめて象徴的な出来事であったといえよう。

次に、在銘石造物一七件のうち八件の多くを占める在銘板碑については、板碑には、その石碑としての性格上、他の石造物に比べ銘文を記す傾向が強いのは事実としても、板碑に対してこの地域に特有の造立事情があったと考えられよう。

まず、在銘板碑の所在の場所であるが、そのいずれもが朝来野川流域、それも安岐郷に西隣する田原別符の最奥部から諸田越し（貞治五 一三六六）年銘の板碑がある）の峠を越えて、朝来野の奥部諸田、小俣から久末、弁分、掛樋へと抜ける古道（奈多行幸会道）に沿うかたちで点在する。奈多行幸会の期限がいつ頃まで遡るのかは不明であるが、この古道が宇佐から封戸郷、来縄郷、田染郷、田原別符、安岐郷を通って奈多に至る、つまり宇佐宮領荘園の東西を結ぶ要路であり、物資輸送の中継路であったということである。この古道からやや外れる柳井田板碑を除けば、護聖寺一号・二号、岩尾の各板碑が久末地区（朝来野の開発拠点に関わる久末・京徳遺跡がある）、八坂社、塔野の板碑が弁分地区（弁分はこれも荘園開発に関わる地名）にあり、いずれも信仰を背負いながらも、荘園の領域表示のためのランドマーク的な位置に建てられているのが注目される。

これらに銘板碑群が標榜する信仰、つまり碑身に記された種字に注目すると、最も多いのが八件のうち六件を占める阿弥陀三尊ないし阿弥陀独尊種字である。このことは、当地における阿弥陀信仰の盛んな状況を示しているが、ちなみに弁分八坂社に伝わる平安仏群（同社の神宮寺の旧仏といい、うち中尊は江戸期の復興像）は、阿弥陀五尊像に眷属の神将二軀が付随したものとみられ、伝統的にこの地に阿弥陀信仰が根付いていたことを窺わせる。

そこで注目されるのが、碑身に阿弥陀三尊種字を大きく葉研彫りし、元亨四（一三二四）年の紀年銘をもつ岩尾板碑である。銘文中に「別時衆」とあるのは別時念仏衆のことで、常行三昧や念仏三昧など日々の勤行ができない在俗の人々が、別に期日を設定（多くは阿弥陀の四十八大願になぞらえて四十八日間）して念仏行を行ったもので、「四十八日衆」とも呼ばれ、その多くは時衆集団であった。あるいは、同板碑に願主として名を残す「紀 近定」「末弘」「僧義覚」は時衆教徒であったのであろうか。少なくとも、阿弥陀信仰を拠りどころとして別時念仏を行う熱烈な念仏衆徒であったことは間違いない。

釜ヶ迫国東塔の願主に名を連ねる「紀 友房」「同 守房」「紀 中子」「同 乙子」は、いずれも「紀」姓を名乗っていることから同族の人々であり、「右為慈父悲母」と言っていることから、彼らは兄弟とその妻たちであるとみられる。岩尾板碑の「紀 近定」の例とも考え合わせると、これら石造物が建立された鎌倉末期から南北朝時代にかけて、朝来野川流域の中樞部にあたる久末・弁分の地に紀氏一族の拠点があったと考えられよう。紀氏は、周知のようにもともとは国衙系の在庁官人の流れをくみ、国東半島にあつては国衙領国東郷を中心に、一一世紀頃から開発領主として定住した一族である。岩尾板碑と釜ヶ迫国東塔を建立した「紀」姓の集団も、おそらくは早くから朝来野の谷筋を開発し、定住した在地領主で、その寄進によって同地が宇佐宮領として荘園化したものであろう。

実際寺開山無縫塔は、その紀年銘から貞和五（一三四九）年に示された同寺の開山自聞正聰の墓塔であることがわかる。貞和五年は自聞の没年であつて、必ずしも造塔の年代ではないが、その形式年代から没後間もない頃のものともみえて間違いないであろう。

掛樋の岩屋堂板碑の「大工妙空／西蓮」「小工宇佐清光」は、中世石造

物の製作者として知られる数少ない遺例の一つである。特に、板碑の作者としては県下唯一の事例である。大工妙空、西蓮は僧籍の石工であり、小工宇佐清光は在俗の石工である。南北朝末から室町時代にかけて、それまで専ら僧侶たちの余技として行われていた感のある（多くは作者銘に「大工僧○○」とある）石造物製作も、南北朝から室町時代にかけて在俗の職能人としての石工達が現れてくるが、本例はその過渡期の状況を示しているといえよう。



VII  
村落組織と信仰

# はじめに

この章では、安岐郷内の各地区における信仰と組織について述べるが、もとより安岐郷の範囲は非常に広く、全域を詳細に記述することはできない。そこで、報告の範囲を、古い形式を残していると考えられる特徴的な神社祭祀とその組織を持つ地域に絞りたいと思う。

国東半島の神社には、いわゆる宮座<sup>(1)</sup>、あるいは厳格なトウヤ<sup>(2)</sup>(頭屋)制度など古い形をとどめた祭祀組織が見られ早くから注目されてきた。むろん、現在に至るまでにはある程度衰退もしくは変化しているが、それでも全国的に古来の祭祀制度が減びていく中で、今なお濃厚にこのような制度が息づいている。とくに半島の東部ではその傾向が顕著<sup>(3)</sup>で興味深い。今回の調査対象であるかつての安岐郷のなかにも、そうした事例が少なからず存在し大きな特色となっている。

一般に宮座などと呼ばれる祭祀組織は、古く中世までもさかのぼるものもあるとされ、地域の開発と密接な繋がりを持つと考えられる。一例をあげれば、開発主体や開発時期などが、祭祀や組織の構成に反映することも可能性として考えられるのである。いずれにせよ、祭祀組織などのあり方は、地域の歴史を明らかにするうえで非常に有用な材料となることが考えられるのである。

今回、重点的に取り上げ報告するのは、弁分地区の八坂神社と両子地区の歳神社、そして吉松地区の一ノ瀬集落や大田村俣水の歳神社である。いずれも非常に特徴的な祭祀組織や儀礼を持っている。本稿ではこれらについて報告したうえで若干の考察も加えたいと思う。

## 一 弁分地区の信仰と組織

### 1 弁分と八坂社

弁分八坂社は、大字朝来字宮園に鎮座し、速須佐男命、櫛名田姫命などを祀る。弁分地区全体の産土神である。宇佐宮行幸会の止宿地であった「牛頭之宮」はこの八坂社に比定されており、当地が宇佐宮にとつてきわめて重要な場所であったと考えられる。また「弁分」という場所については、安岐に限らず他の宇佐宮領あるいは弥勒寺領にもみられ、宇佐宮の祭祀において細男試薬をおこない、またその費用を負担する単位であったという指摘もなされている。<sup>(4)</sup>

さらに、この八坂社の祭祀組織は一二の名(ミヨウ)で形成されており、秋の例祭のあとに頭役(祭祀の主宰や準備を担当する役)を引き継ぐ来頭渡し(来当渡しとも記す)とよばれる行事がおこなわれる。当年担当の名から次年担当の名へ引継ぎがおこなわれるのである。このようなことから、当神社の祭祀とその組織には古い形態が残されていると考えられる。

### 2 弁分八坂社の祭祀

弁分八坂社では、現在以下のような祭祀がおこなわれている。祭典費として現在は一戸あたり、春一二五〇円、秋一三〇〇円、合計二五五〇円ずつ集められている。なお、祭日は平成二二年のものである。

|          |     |        |
|----------|-----|--------|
| 四月四日     | 祈年祭 | 撰末社    |
| 六月三〇日    | 大祓祭 | 撰末社    |
| 旧六月十五日   | 五霊祭 | 五霊社・神殿 |
| 九月二二、二三日 | 社日祭 | 牛馬の神   |

表14 弁分の各組織

|        | 組   | 隣保班        | 名  |
|--------|-----|------------|----|
| 弁<br>分 | 寺野  | 寺野         | 殿代 |
|        | 岩尾  | 岩尾         | 久法 |
|        | 中村  | 中村東        | 禮宜 |
|        |     | 中村西        | 田中 |
|        | 中組  | 中組東        | 大蔵 |
|        |     | 中組西        | 清山 |
| 下組     | 下組上 | 松竹         |    |
|        | 下組下 | 上庄井<br>下庄井 |    |
| 油原     | 油原  | 宮司         |    |

二月四日 新嘗祭(前夜) 神殿・五霊社  
 二月五日 新嘗祭 御幸所・神殿・来頭渡し  
 二月三十一日 除夜祭 五霊社・大祓祭  
 一月一日 元旦祭

旧暦六月一五日におこなわれる五霊祭は、いわゆる祇園祭と同じものでおもに疫病など悪疫を追い払う祭礼である。通常この系統の祭りは山車や鉦などをともなうが、弁分八坂社でも一基のダンジリ(段尻)を所有する。子供たちの祇園囃子にのって曳かれたというが、現在のものはトラックの荷台に屋台と舞台を設けたものである。このダンジリは踊り山車で、宇佐市長洲の舞踊団によって、約三〇幕の舞踊がおこなわれたという。<sup>(6)</sup>

これらの祭りのなかで、四月の祈年祭と二月の新嘗祭は大祭とされ、一二の名からなる祭祀組織が機能するものこの二つの祭りである。一二の名の名称等については別表のとおりである。なお、宮司名は戸数が少なくなつたため、つい最近下庄井名と合併した。一二の名は一年交代で

祭礼の当番を受け持つが、こうした組織を祭組などよび、記録類では神元(座)とも表記される。名は、八坂社の祭礼にのみ用いられる言葉で、通常の生活では全く使われない。とくに若い人は全く知らないのではないかという。

頭役の名(マツリモトなどという)は、総代長の指揮に従つて祭りの準備などを行う。その責任者は原則として名長であり、現在では男でも女でもかまわない。名長は、輪番制のところが多い。ただし、小屋光名のようにひとつの家に固定している場合もある。その場合、頭役の責任者は交代で務めている。頭役は弁分の上(朝来野川の上流の方)から下の方に回していく。頭役の名には年間、三万いくらかの謝礼金がでる。また、昔は頭役が八坂社の清掃をしていたが、現在では春、秋の大祭前と、夏に老人クラブの人が境内の清掃をしている。五、六〇人分のパン、お菓子、酒、焼酎(各一升)を神社側で用意する。

このほか、現在では祭祀には直接関与しないが、神部と呼ばれる家がある。祭礼の時には案内状が送付され、神事では神部代表が玉串を奉獻する。神部には現在三九名が名を連ねているが、寄付、奉納など八坂社に貢献があった家だと認識されている。現に神部の規定を記した文書も残されており、一定の貢献をすれば神部に名を連ねることができるようである。後に取り上げる八坂社所蔵の文書には、多いときで七〇人以上の名が記されている。もつとも、そもそもこの神部とはどういうものなのか、またいつ頃から存在するものなのかについては、今後の課題である。

一二月の新嘗祭は、秋の大祭とよばれ昭和三五年頃までは御幸の行列をともしかなり盛大におこなわれた。戦前は、朝来の小学生全員が参拝に来たという。行列は、馬三頭(うち飾り馬二頭)、ジガン二人、毛



槍一二人、お弓一二人、鉄砲一二人、神輿（かつぎ）一二人、鬼一人、太鼓かつぎ二人、太鼓たたき一人、総代からなる。ジガン、毛槍など一二人の役は各名から一人ずつ出た。誰が何をやるかは、前もって総代などが協議して決定した。鬼は名とは関係なく、希望者が務めた。

現在では、午前九時に御幸所（御旅所）、一〇時半に神殿で神事がおこなわれる。神事では、神殿の向かって左側にある御供所からさまざまな供物を総代たち五人が手渡しで送っていく。その後、神官、総代、区長、神部代表、名長代表、一般代表、頭役の順で玉串を奉獻する。

頭役になった名は、注連縄を用意するなどといった準備に携わるが、このなかでヤマウド（山人）とよばれる重要な役があった。ヤマウドの主な仕事は二つあり、ひとつは行列の鬼が持つサカキを瑠璃光寺の山に伐りに行くことで、もうひとつは、祭りの始まる前に御供所に置かれた供え物の番をすることである。

サカキを伐りに行くのは夜中（二二時とか二時）で人に見られてはいけないという。毎年伐っているのがサカキも少なくなり、また暗くてサカキが判別しづらいため、いつのころから瑠璃光寺の住職が伐つてもいいサカキにあらかじめ印をつけてくれるようになったという。ヤマウドは小豆飯の握り飯を持っていき、サカキを伐ったあとこの握り飯を瑠璃光寺の門に吊り下げる。

ヤマウド以外にはハタラクニン（働人）と呼ばれる役に二名ほどが従事したという。

新嘗祭のあと午前一一時半からは来頭渡しである。名長の一番の仕事はこの来頭渡しだという人もある。当年の頭役の名の成員が神殿に向かって左側に座り、それに向かい合って次の年に担当する名が座る。両名の間には、さまざまな品目からなる供物が置かれる。供物は神殿に遠い

方から順に以下のとおりである。

- ① 神酒（五合）
- ② 甘酒（注連縄を巻き、樽に入れる）
- ③ 小豆坊主（二合五勺で作り茶色のドンブリに入れる）
- ④ 鏡餅（上一五cm、下二〇cm）
- ⑤ ところ、団子、みかん、柿、栗
- ⑥ 刻み菜、青豆、洗米、昆布、大根
- ⑦ 響の膳（一盛り、三合）
- ⑧ しとき膳（四×四の切り目を入れる）
- ⑨ 響の下膳（三皿にオゴクを盛る）
- ⑩ 菓子膳（一膳）

右記の供物はすべて三方に載せられる。なお、⑤の「ところ」とは、「野老」とも書き、芋の一種で不老長寿と子孫繁栄の象徴とされる。また、



写真45 来頭渡し

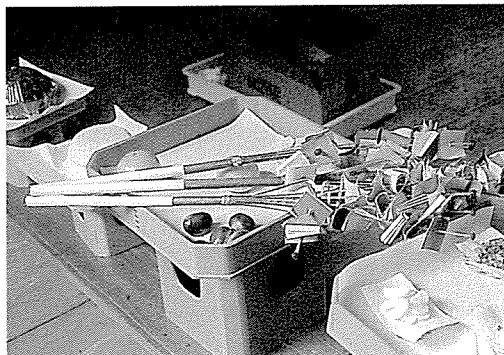


写真46 来頭渡しの供物

この⑤には竹串に黒豆を付けたものを三本斜めに載せる。現地調査ではこの名前を知る人はいなかったが、八坂社所蔵の文書によればこれを「扇結」とよぶ。

また、⑥の品目はそれぞれ薬を丸く結び皿状にしたものに載せる。この皿状のものは「カワラケ」とよばれているが、文書には「日向かわらけ」と記載されている。

こうした供物を前に、まずこれまでの頭役の名長が口上を述べ、次にそれを受けて次の名長が口上を述べる。

(来頭渡しの口上)

只今から来頭渡しを致します。

豊受氣比売の功德になります「百種の御食」など種々の美味物をここに取りそろえてあります。

願わくば、来る年もさながらこの通り「田地、田畑、野山」に豊作の恵みが頂けますよう祈念しながら、私ども〇〇名から来年度の〇〇名へ世をお渡し致します。

何卒よろしくお願い申します。

(来頭受けの口上)

只今、私ども〇〇名は今年度の〇〇名から来頭渡しを確かにお受け致しました。目の前に取りそろえられました「分量、種類、寸歩」などいささかも古式に違うことなく、「遠津御祖」から受け継いで来た神惟の心を慎んで子孫末代まで引き継ぐことをお誓い申し上げます。

この口上と先に記した供物については、それぞれワープロで印刷された社務所などに保管されている。聞き取りによると、来頭渡りで口上を述べることには減多にないことで、しかも口伝えで文言を教えられたため、以前はその時々で微妙に文言が違うこともあったという。

### 3 各組の行事

#### (1) 寺野

寺野は現在七戸であるが、かつては一三戸あった。八坂社祭礼の名は殿代である。寺野組では、吉田社をまつっている。祭神は天児屋根命と大山祇命で、伝承によれば吉田社と山神社の二社を合祀したものである。地元では牛馬の神として信仰されている。大正一三年に社殿を現在の場所に移したが、そのときオノウ座という劇団を大田村からよんで三、四日間芝居を打った。その間、役者たちは寺野の家々に分かれて泊まったという。

祭日は一二月九日で、かつては組内から参拝に来ていた。祭典の時には、笹の葉に米をつけて白紙に巻いたものを供える。吉田社の祭りにもマツリモト(当番)があり、組内で順番に回していく。

また年一回、旧正月に屋敷まつりをする。やぶ荒神(屋敷荒神)、井戸神、カマド神、池などの祭りをする。かつては各家でおこなったが、現在では隣保班(組)で合同して、おはらいする人をよぶなどする。

#### (2) 岩尾

岩尾では権現様をまつっている。権現様は育苗センターの裏にある。岩尾の人は権現様とよんでいるが、ここは八坂社の御旅所であり、例祭の神幸はここまで来る。一般的には御旅所とか元宮などとよばれ、現にほこらの傍らに建てられた石碑には「御幸所碑」と記されている。ちなみに、この地が御旅所となったのは、大正六年のことである。また、ここには生目様の御霊も合祀しているという。

権現様の祭りは権現祭りと呼ばれ、年一回秋頃に旧暦でおこなわれる。組長(隣保班の班長)が座元になり、神事後公民館でお神酒上げをする。

権現様にはかつて神田があり、岩尾の人が交代で耕作し、収穫を祭りの費用に充てていたという。以前ポンプ小屋のあった場所にこの神田はあったが、水害で流されて今はない。

また、岩尾では稲荷様をまつている。稲荷様は弁分から「梅園の里」の方に行く道路際にある。祭りは旧暦の初午の日に行う。稲荷様のある山は地元の人が寄付したものである。権現様と同じく、班長が座元になり神事をおこなう。神事のあと公民館で直会をする。

### (3) 中村

中村は中村台ともよばれる。水路を境に東、西二つの隣保班に分かれるが、これは地理的条件により単純に分けたものである。隣保班はおもに無常（葬儀）の時に機能する。名は、田中、禰宜礼、大蔵の三つである。戸数は、現在田中が六戸、禰宜礼が七戸、大蔵が八戸である。各名では順番に名長をつとめ、任期は三年である。田中、禰宜礼、大蔵の各名に属する家は、中村の中で飛び飛びに混在している。一つの組に複数の名がある場合、中村以外では近い家同志が固まって名を形成する傾向にあり、中村の例は特異である。この理由についてははつきりとしたことはわからないが、親族関係を中心に名が形成されたからではないかという話も聞かれた。たしかに例えば大蔵名は伊東姓で固まっており、この話は有力であろう。

中村では生目様（生目八幡社）をまつる。生目様の祭神は平景清で、目に靈験あらたかだといわれている。社殿の中には目の字を多数書いた（おそらく年齢の数であろう）紙が奉納されている。祭日は新暦の三月一五日と旧暦八月一日（八朔の日）である。三つの名が一年ずつ順番でヒキウケ（当番）を受け持つ。回る順番は、禰宜礼、田中、大蔵の順である。名長になれば、任期は三年なので一度は生目様のお祭りをすること

になる。祭りでは神事のあと直会がある。神事では名長と班長が供物を運ぶ。現在では、ヒキウケ（当番）と名長、班長くらいしか参加しない。昔は組内の人々が集まりさまざまな行事などもあったという。

この生目八幡社は、大正六年まで八坂社の御旅所であったという。このことについて、『祭多行幸会道』には、「現在、当地には生目八幡社が祠られており（大字朝来字陣ノ内。旧字名の「白禿」に鎮座）、その祭神と由緒は目下のところ八幡神と無縁の如き観を呈するも、この鎮座地が、かつて牛頭之宮（引用者註、八坂社のこと）の御旅所とされていた点に着目するならば、生目八幡社の前身は、朝来野浦の開発と共に勧請された八幡神の分霊社であったことを示唆している。」と記されている。

また、中村では一徹弘法大師（大師堂）もまつている。ここには昔、弘法大師が一鍬入れると水が湧いたという伝説が残されており、今でも質のいい水が出るという。靈験あらたかで、かつては女性の髪の毛を供えるなどして祈願する人が多かったという。この大師堂の世話は、中村の東西の隣保班から一人ずつ世話人がでておこなっている。祭日は旧暦三月二一日のお接待のみである。お接待当日は、中村のみならず、弁分の組ごとにお接待宿を設け、餅などをつくという。前日には個人個人でお接待をすることもある。

### (4) 中組

中組には、定清、光山、小屋光の三つの名がある。光山は以前「満山」と表記されることもあった。また、小屋光は朝来郵便局近辺の名だが、小屋光という地名は、本来朝来野川対岸の一地域を指す。小屋光の人は「こやみち」と発音し、「小屋道」と表記されることもある。小屋光の名長は決まった家で引き継がれており、この家には「神元帳」（昭和三五年からのもの）、「小屋道名祭元記録」（昭和一九年）、といった記録類が保

管されている。

中組では、金比羅をまつっている。金比羅社は中組の裏手の山頂にある。毎年春に祭事をおこない、輪番で当番を回している。当番のおもな仕事は金比羅社の清掃である。神事のあと公民館で直会をする。

#### (5) 油原

油原は現在五戸だが以前は二〇戸あった。かつては上と下に分かれており、無常組（葬儀）や嫁もらいのあいさつなどは別々にしていた。現在は戸数が少ないので一緒になっている。

名は宮司であるが、つい最近下庄井と合併した。組長（隣保班長）が名長をつとめる。組長の任期は一年である。

油原では山神社と金比羅をまつっている。山神社の祭日は、四月五日と一二月六日で油原の人は全員参加する。ヒキウケとよばれる当番を二三軒ずつとめ、そのうち一軒が座元になり、そこで直会をする。ヒキウケは祭りごとに交替するので四月のヒキウケと一二月のヒキウケは異なる。

油原には金比羅が三ヶ所ある。昭和の初め頃は、真ん中の金比羅でおこもりをしたという。一番下の金比羅は他の地区の金比羅ではないかという。

また油原には薬師堂がある。お接待のときに薬師の像を持ってきてまつったという。

油原ではどの家にも屋敷荒神がある。年に一度、瑠璃光寺や観清寺の住職をよんで、屋敷荒神や井戸神の祭りをする。家によって誰をよぶかは異なる。祭りをおこなう月日は特に決まっていないうという。

八月一三日の夜に大杉さまのお祭りをおこなう。を行う。「大杉大明神」と書かれた軸をかけて、一杯飲む。油原の人々が参加するが、一斉に集

まる訳ではなく三々五々参りに来る感じだという。油原の家々が一戸ずつ一年交替で当番になり、その家で行う。この祭りについて、現在油原では由来などを知る人はなく、祭神である大杉大明神についてもどのような神なのかも全くわからないという。<sup>(8)</sup>

#### (6) 神葬講など

組（隣保班）を越えて組織される信仰的な集まりとして神葬講あるいは神葬組とよばれるものがある。これは、弁分の中で神葬祭をしている家々の集まりで現在一六〜一八戸が加入している。年に一回、正月に集まる。全戸を場所ごとに四、五軒ずつ四〜五の班に分けている。班ごとに祭りの当番を受け持ち、その中から座元を一軒決める。ここで正月の集まりが行われる。神名の字が書かれた掛け軸をかけて、おはらいをし、飲食する。かなり前からある集まりだという。

また、一統（一族）で祭りをする所もあるという。

### 3 祭祀組織の編成

これまで、現地調査による聞き取りを中心にしてきたが、弁分八坂社には、神社に関するさまざまな記録類が保管されている。その中で、「（永久保存）古来相伝の供物 画書」と表書きされた綴りは、供物の図や祭典経費の収支、役的分担、祭礼当日の日誌など八坂社の祭礼に関する記録が多数綴じられている。時代的にはおもに大正時代のものである。

このうち、大正六年の項に祭祀組織である名について興味深い記述があるので紹介する。

明治二十五年旧神元家（世襲）の制は、共議の結果廃セラレテ、爾後村中惣神元と云ふことなり、以後百三十戸を九つに分ち（中村台

二・中組 二・下組 二・岩尾・寺野・油原)各氏子交替に神元として出社祭事を行ひ来りしが、明治四十三年に至り、十二名の神元の名を保存せんが為に新に十二名に分ち(寺野 一・岩尾 一・中村台 三・中組 三・下組 三・油原 一)、之に旧の名を適宜分配して名をつけ、名義と数のみ昔にかへることとし、世襲の神元は全く廃して氏子交替に神元として出社春秋の祭典に奉仕することなれり。猶右の結果、旧満山名の氏子が小屋光名に入り、旧大蔵名の氏子が宮司名に入りし例少なからず。<sup>(10)</sup>

この記述をまとめると次のようになるだろう。

・神元(ジガン)は元来世襲制であり、特定の家が担当していた。

・明治二五年に世襲の神元をやめ九つの名に分け交替で祭事をおこなうようになった。

・さらに明治四三年に元来の一二名の神元の名を保存するため新たに一二の名に編成し直した。

・またその結果、これまで(九つに編成されていた時代)とは違う名に入る例が生じた。

それでは、このことからどのようなことが読み取れるであろうか。

まず、指摘しておかなければならないのは、一二の名の名称は、ジガン家の名称であったということである。地域や集団を指すものではなく、あくまでも個人もしくは個々の家を指すものであったことが「一二名の神元の名を保存」という書き方から窺えるのである。

しかしその一二のジガン家があったいどの家であったのか、どこに所在していたのかは今のところ不明である。唯一、小屋光名については、現在の小屋光の範囲である朝来野川西岸の一部を小屋光とよんでいたことや名長が固定していることから、現在とほぼ変わらぬ場所に小屋光を

名乗るジガン家があったといえそうであるが、他については今のところ何の手がかりもない。

そのうえ「之に旧の名を適宜分配して名をつけ」や「名義と数のみ昔にかへる」という記載もあることから、他については現在の場所と全く違う場所にジガン家があったということも考えられる。このときは、とにかく一二の名称を残すことが最重要だったということが読み取れるからである。この時点(明治四三年ということになる)ではすでに世襲のジガンが廃され、祭祀組織の旧態がすでに崩れていたという状況を考えれば、地区を一二に分割し、元のジガン家の場所等も無視してそれぞれ「適宜分配」した可能性は決して少なくない。

ただし、「適宜分配」とはいえ、中村では各名に属する家が複雑に入り組み、大蔵名のように同族関係をもとに名が構成されているような所もある。あるいは、編成にあたり世襲ジガン家の縁続きの家を組み合わせるといったような配慮がなされたことも想定される。つまり旧来のシテムが多少なりとも反映された可能性も否定できないのである。

以上述べたことは次のようにまとめることができる。

・古くは松竹、殿代、宮司といった一二軒の世襲ジガン家が存在したが、小屋光以外はどこにあったのか不明である。

・明治二五年に世襲を廃したが、このときは全戸を地理的に九つに分け(このときも旧来のジガンの名称を使用したと思われる)、交替で祭事を執り行うようになった。

・しかし、同四三年になって、一二のジガンの名称を残そうということになり、全戸を改めて一二に編成し直した。

・なお、名の編成にあたっては血縁関係等がある程度考慮された。

なお、神元名簿と現在の名の成員を比較したところ、明治四三年に再

編成した名の構成が現在とほぼ一致しており、現行の名はこの時点のものを継承していると思われる。ただし、書き間違いなのか、下組の三つの名については、構成する家が入れ替わっており、松竹と思われる名を庄井、上庄井と思われる名を松竹、下庄井と思われる名を上庄井と記載、神元を回す順序も、現在は上流の方から松竹、上庄井、下庄井であるが、庄井、松竹、上庄井の順と記している。

ところで、明治二五年、四三年の編成はいかなる理由によっておこなわれたのであろうか。

まず、明治二五年の編成については、神社祭祀に対する国家的な規制の中で、いわば政治的にこれまでの旧習を改めたと考えるのが自然であろう。そして、四三年の再編成は、記録の文言を読む限り、制度が変わった結果旧来のジガンの名称が忘れられてしまうことへの危惧が氏子の中に生じたように受け取れる。もちろん間接的には、例えば住民の増加などによって九つの名の数的バランスが偏るといった社会的要因も存在した可能性もあるが、推測の域を出ない。

最後に、なぜこのような記述が大正六年段階でなされたかについても考える必要があろう。

引用分の前後には、神元組の名簿と、神元を回す順番が記されている。つまり、大正六年段階の祭祀組織とその由来について再確認をしているのである。理由のひとつとして、八坂社社殿の改築落成が考えられる。八坂社社殿はこの年に改築工事が完成し、八月二日に大工や石工なども参列して遷宮祭が執行されている。ちなみに、改築に用いた大きな自然石を大正五年に小俣から女性の髪のをつなぎあわせて曳いてきたという伝承も残されている。

大正六年といえ、前掲の『行幸会道』によれば、御旅所がこれまで

の生目八幡社から現在の場所に移された年である。この御旅所の移動も八坂社の改築に関係がありそうだが、いずれにせよこれらをつきかけに祭祀執行の再確認がおこなわれたのではないだろうか。

以上、弁分の祭祀と行事について、聞き取りと八坂社保管文書をもとに報告したが、聞き取りではもはや古い情報を得ることは難しく、記録類も限られている。そのため、具体的にかつてどのように祭祀がおこなわれ組織が機能していたのか不明な点が多いのははなはだ残念である。

## 二 両子地区の信仰と祭祀組織

### 1 両子地区と歳神社について

両子地区（大字両子）はかつての両子村で、両子川上流から中流にかけての谷筋沿いに位置する。現在約百戸程度が居住し、上流から山内、払、横峯、徳代、中分、下分の六つの集落に分かれ、これは下部組織である組（隣保班）とも一致する。地区内には区長が一人、組長（隣保班長）が各組に一人ずついてこの地区の自治を担っている。下分、中分は戸数が多いため、組長の下にさまざまな連絡事項を伝える触れ役があったという。

両子地区の産土神は歳神社で、冬の大祭に頭役の引き継ぎ儀式である来頭渡しが行われる。この節では歳神社の祭祀と組織を中心に述べ、若干の考察を加えていきたいと思う。

『安岐町史』によれば歳神社の祭神は大年神など三柱である。仁聞の創始とも伝えられ、明治五年以前は両所権現とも称されたという。旧社格は村社に列せられている。<sup>11)</sup>

歳神社の祭日は三月二五日、七月二九日、一〇月二五日、一二月一〇

日の年四回で、このうち一二月の祭事が大祭として最も重要視される。ジガン組とよばれる祭祀組織が機能するのもこの祭りに際してであり、頭役の引き継ぎもこのときに行われる。春、夏、秋の祭事は臨時祭ともいわれ、冬の祭りとは異なる組織になる。総代は三人で、下分から一人、中分と徳代をあわせた中から一人、そして横峯より上流の地域から一人を選出する。かつて、総代は四人であったが、四人だとその内の一人が必ず死ぬといつて終戦頃から三人になったと言われている。総代の任期は三年である。また、両子地区の区長は名誉総代になる。

ところで、国東半島にはここ両子の他にも歳神社、大歳神社などとする神社が多く存在する。これらの祭神は、いわゆる年の神、歳神であり、一般には正月を迎えるべき神であるが、同時に稲作信仰を基盤とした穀霊的な性格を有していることも指摘されている。ここ国東地方に多く祀られている歳神社もこのような稲作に密接に関係するものであると桜井徳太郎は推測している。<sup>(12)</sup>この点については筆者も賛同するところである。とくに桜井も例示した当神社の来頭渡しの儀礼がこのことを明確に物語っていると思われるが、これについては後述する。

## 2 歳神社の祭祀組織

前述したように、歳神社の祭礼のうち最も重要視されているのが冬の大祭である。この祭りではジガン組とよばれる祭祀組織が重要な役割を担っている。

ジガン組は全部で一五組あり、一年交代で歳神社の祭祀を受け持つ。したがって、一五年に一度頭役が組に回ってくることになる。ジガン組の構成は、基本的には集落を基準として地理的に分けられており、ひとつの集落にいくつかのジガン組が存在する。しかし、居住する場所とは

違うジガン組に属する家もかなり多く、実態はかなり複雑に入り組んだ状況になっている。おおまかに各集落のジガン組の数を述べれば、下分四、中分三、徳代二・五、横峯一・五(徳代と横峯の家が約半数の組がある)、払一、山内二ということになる。頭役は下分から順に上流の方に回していき、山内まで回ると下分に戻る。それぞれのジガン組については固有の呼称がなく、小字などの地名を便宜的に付したり、あるいは一班、二班といった呼び方をしているようである。

各ジガン組に属する戸数については特別な決まりはなく、数戸から一〇戸弱と組によってまちまちである。各ジガン組には、それぞれ一人ずつ代表者がいて、冬の祭礼に出席する。これをホンジガンあるいは単にジガンという。ホンジガンは、自分の組に頭役が回ってきたときに交代し、次に自分の組に再び頭役が回ってくるまで務める。<sup>(13)</sup>頭役は一五年に一度なので、ホンジガンの任期は一五年ということになるが、これに一

表15 歳神社のジガン組

| 集落 | ジガン組 |           |
|----|------|-----------|
| 両子 | 下分   | 1 (薬丸)    |
|    |      | 2 (小畑)    |
|    |      | 3 (明德)    |
|    |      | 4 (川原・徳光) |
| 中分 |      | 5 (工園)    |
|    |      | 6 (次郎丸)   |
|    |      | 7 (ふっとく)  |
| 徳代 |      | 8         |
|    |      | 9         |
|    |      | 10        |
| 横峯 |      | 11        |
|    | 払    | 12        |
| 山内 |      | 13        |
|    |      | 14        |
|    |      | 15        |

※ ( ) 内は地名。大体の目安として掲げた。

年間の「見習い期間」が含まれるため実質一六年ということになる。この辺りの事情は非常に複雑なので、詳細は後述する。

ホンジガンの選出方法は組によって異なり、順番で回していく組もあればくじ引きをするところもある。くじ引きの場合、すでにジガンを経験した個人は当然除外されるが、本人ではなく先代がジガンを経験したというような場合は、組によって除外するところとしないところがある。

くじ引きの方法は、私のジガン組の例では次のとおりである。まず三方に米を盛り、その中に紙をひねってコヨリ状にしたくじを入れる。次に、一人ずつ箸を使って米の中のくじを引き、当たりを引いた人がホンジガンとなる。

ホンジガンは、任期が終わるまでの間毎年冬の大祭に出席する。もちろん頭役が自分の組であれば、座元として祭礼の準備に携わるほか、祭りに関わる諸連絡、祭典費の徴集、神社の正月準備や初詣客の接待などの役目がある。

また、ホンジガンとは別にマワリジガンという役もあり、春、夏、秋の祭礼に出席する。これにはホンジガンほど厳格な決まりはなく、祭りごとに一軒ずつ順番に回していくという組が多い。このようにジガン組には、ホンジガンとマワリジガンという二つの系統のジガンが存在するのである。

### 3 来頭渡し (ミタネ渡し)

歳神社の祭祀組織を考える上でもっとも重要と思われるのは、冬の大祭に際して行われる来頭渡し、すなわち頭役の引継ぎ儀礼である。この儀式では稲穂の引き渡しが行われるため、ミタネ(御種子)渡しともよばれている。また、このとき新しく役を受けるジガン組では、これまで

一五年間務めたホンジガンの交代が行われる。今までのホンジガンをオヤジガン、新しいホンジガンをコジガンといい、来頭渡しには両者出席する。

来頭渡しは、大祭の一連の儀式のあとに行われる。席次は、神殿手前の申殿の向かって左側一番奥に神官、その手前に三人の総代が座る。これに向かい合うような形で、向かって右に名誉総代である区長、新しい組のオヤジガンが座る。さらにその手前から、ジガン経過年数の多い順に各ジガンが順次座る。申殿はさほど広くないので、ここに座るジガンは数名で、残りは一段下がった拝殿に座ることになる。その年の新しいジガン(コジガン)は、一番末席か別の場所に控えている。

儀式では、新しいジガン組のオヤジガンとコジガンが下座の中央に進み出る。ミタネは、稲穂を白紙で包み水引をかけたもので、三方に乗せ

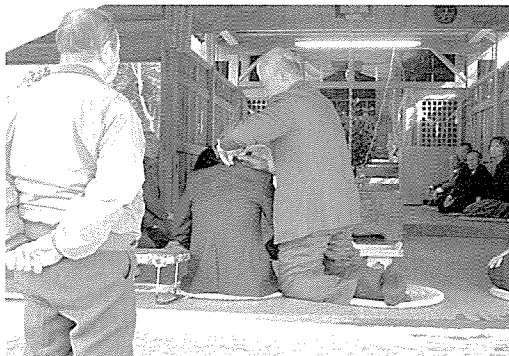


写真47 ミタネ渡し



写真48 ミタネ渡しの酒杯



られている。これを総代長が宮司に渡し、宮司からその年の座元ジガンに渡され、座元ジガンからオヤジガンに渡される。オヤジガンは、新しいホンジガンをよろしく願う旨の挨拶をしてコジガンの襟首の後に稲穂を挿す。

以上の儀式が済むと、神前で儀式は終了し、その後すぐ横の集会所に場所を変えて直会となるが、ここで「御種渡しの酒杯」が行われる。直会が始まってしばらくオヤジガンとコジガンは別室に控えており、座元ジガンの案内で初めて直会の場に現れる。このとき介添え役であるスケを伴う。スケは、同じ組の中から二名出す。

オヤジガンのあいさつの後、宮司と名誉総代とオヤジガン、コジガンが酒杯を交わす。その後、コジガンが就任のあいさつをし各組のジガンと全て杯を交わす。コジガンはこれを全て受けて飲み干さなければならぬが、もし飲めない場合は介添え役のスケが代わりに飲む。なお、酒杯は二名のお酌係を介して行われる。お酌係は、座元の組から出す。

#### 4 頭役の交代

以上見てきたように、この「来頭渡し」では、二重の交代が行われることになる。ひとつはジガン組の交代であり、もう一つはジガン組内部でのホンジガンの交代（オヤジガンからコジガンへ）である。

このジガンの交代は少々複雑なので、ここで詳しく述べておく。

一般には頭役が回ってくれば、それ以降の祭祀を執り行うものと考えられるが、歳神社の場合はそう単純ではない。御種が渡されたコジガン、つまり新規にジガンとなった者にはその後一年の「見習い期間」がある。この期間はまだ正式なホンジガンではなく、あくまでも見習いとして渡された稲のモミを蒔き、祭事用の米を作る。見習い期間が過ぎれば晴れ

てジガンとなるが、同時に座元ジガンとして冬の大祭から準備等に携わることになるのである。つまり、来頭（御種）を受けても、実際に座元となるのは一年後ということになる。自らが祭りを行うために必要な米は自らで栽培し、それが収穫され祭りに用いるべき稲を手にするこことよって、初めて祭祀権を得るのである。

新ジガンの立場から年次別に見ていくと、一年目の冬の大祭時には、御種を受け取る。それから一年間稲を作り、二年目の冬の大祭は座元となつて祭りの準備等に携わる。三年目以降の大祭は、ホンジガンとして出席する。もちろん、このときは他の組に頭役が回っているので準備等はなく、出席するだけである。頭役が一回りした一六年目の大祭には今度はオヤジガンとしてコジガン、つまり次のジガンに御種を渡す役目をする。こうしてやつと任期が終了するのである。

これをミタネの動きに沿って整理すると次のようになる。「ミタネ渡しの儀」で、ミタネは座元ジガンからオヤジガンに渡されるが、座元ジガンは、前年に御種を受けた人物であり、ひとつ前の組に属するので、ここで組の交代が行われていることになる。そして前の組から次の組に渡された稲は、その組の中で古いジガン（オヤジガン）から新しいジガン（コジガン）に渡される。つまり御種は、前の組から次の組へ移り、さらに組内で新任のジガンへと渡っていくのである。

このように、ミタネの譲渡と祭

表16 ジガン組の役

|    | A組   | B組   | C組 |
|----|------|------|----|
| 1年 | 耕作   |      |    |
| 2年 | 祭祀担当 | 耕作   |    |
| 3年 |      | 祭祀担当 | 耕作 |

祀の執行には一年の隔たりがある。ある年次を切り取ると、祭専用の稲作をする組と、実際に祭事を担当する組の二つの組が活動していることになるのである。(表16参照)

このように見てくると、ここ歳神社の場合、「来頭渡し」というよりもやはり「ミタネ渡し」と呼んだ方が実情にあっているかもしれない。実際、現地では御種渡しと呼ばれる方が多いようである。いずれにせよ、こうした点が当神社における祭祀組織の最大の特徴といえるだろう。

なお、稲の耕作についてであるが、以前は神社付属の田がありそこで耕作された。現在では新任のジガン個人の田で米を作る際に、このモミを混ぜて作っている。ジガンが田を所有していない場合は、稲作をしている別の人に頼んで作ってもらうという。

## 5 歳神社の祭祀組織に関する考察

この歳神社の祭祀組織については、和歌森太郎編『くにさき』に収載された桜井徳太郎の報告がある。ここでは、その報告内容も参考にしながら若干の考察をしたいと思う。

まずは、桜井による報告の概要を見ておこう。調査は昭和三三年から翌年にかけて行われたものである。<sup>(14)</sup>はじめに、祭祀組織についてである。

・ 氏子区域は、田両子村内の下分、中分、徳代、横峯、払、山内の六部落で二月一〇日の大祭には、一六組の祭組(宮座)<sup>(15)</sup>が順番に年番となつて奉仕する。

・ 一六の祭組は下分が三組、中分三組、徳代四組、横峯二組、払二組、山内二組に分かれている。

・ 祭組の中で中心となる家は本侍願とよばれ、かつてその家は組ごと固定していた。

・ 別に廻侍願という春祭以下諸々の祭を分担する役があり、祭組に入っている全ての家が順番につとめる。

・ したがって、本侍願役と廻侍願役の二つの系列がある。

また、来頭渡し(ミタネ渡し)についても儀式次第が詳細に記されているが、概要は次の通りである。

・ 来頭渡しは、「ヨワタシ」<sup>(16)</sup>と「ミタネワタシ」の前後二段に分かれている。

・ ヨワタシは、当年頭が大盃に注がれた酒を飲み干し、次に来年頭が同様に酒を飲み干す儀式である。当年頭から来年頭に盃を渡すことを「ヨをワタす」ともいう。

・ ヨワタシに引き続いてミタネワタシが行われる。当年頭の背中に挿した笏と、種籾を入れて水引をかけた包みを来年頭に渡す。

桜井のこれらの報告と現在の調査結果には異なつた部分が見受けられる。桜井が調査したのは昭和三三年、現在から四〇年以上も前のことであり、この間にさまざまな変化があつたことも予想されるが、考察を進めるうえで相違点を整理しておく必要があるだろう。

①ジガン組の数は、桜井報告では一六、今回の調査では一五。

②ジガン家について、桜井報告はかつて固定していたとするが、今回の調査では確認できなかった。

③桜井報告と今回の調査ではミタネ渡しと酒杯の順番と場所が違う。また、現行では新ジガンは他の全てのジガンと酒杯を交わすが桜井報告には記載がない。

④ジガンの見習い期間やオヤジガン、コジガンについて、桜井報告には一切記載がない。

⑤したがって、ミタネ受領と実際の祭祀執行に一年のずれがあることに

についても記されていない。

このほかにも細かな違いはあるが、重要と思われるのは以上のような点である。これらをふまえて考察をしよう。

まず、①ジガン組の数であるが、桜井報告では一六、今回の報告では一五であった。こうした場合、通常は過疎化等の原因によって組の数が減少したと考えられ、実際に国東半島にはそういうところが多いのも事実である。<sup>(17)</sup>しかし、今回の調査では、もともと一六組だったという話は聞けず、確認することができなかった。

②について、桜井はかつてホンジガンの家が固定していたと報告している。今回の調査ではこの点について聞くことはできず、確認することはやはり難しい状況である。しかし、ジガンなど祭祀権を持つ家が決まっていたという例は、国東半島では他にもいくつか見られることから、<sup>(18)</sup>その可能性は十分に考えられる。

このことについては、ジガン組の固有名称が存在しないという事実が傍証になるかもしれない。

ジガン家が固定されている場合、個人や家が特定されれば何ら不便はなく、屋号など家の呼び名でもジガン個人の名でも通用する。ジガンとしての固有の名称がなくても実用的な問題はない。屋号や個人名とは別にジガンとしての名称を持たなかったことは充分予想されるのである。

逆に、ジガン家が固定せず以前から全戸がジガン組として組織されていたのであれば、ジガン組の名称は実用面から見て当然存在していたと考えなければならない。そして、それはジガン組が機能しているうちは継承されるはずである。しかし、現在ジガン組には決まった名称がなく、「○○さんたちの組」、あるいは単に「一班二班」というような呼び方をしている。ちなみに、桜井の報告でも数のみが記されているだけで名称につ

いては何も触れられておらず、このときにも聞き取れなかった可能性がある。

以上のことから、ジガン組が機能しつつも固有の名称がないという現在の姿は、かつてジガン家が固定し、その家や個人の名をジガンの呼称として用いていたことを物語っていると考えられるのである。

もともと、仮にそうだとしても、それではジガン組を組織した際なぜそれぞれに名称をつけなかったのかという疑問は残る。

次に③の順番や場所等の違いについて述べよう。言い方を変えれば、桜井報告では酒杯は一連の祭祀に組み込まれ、現行ではそれが直会の席で行われているということになる。前者では、新旧のジガンの間で酒杯が交わされるのみであくまでも引き継ぎに主眼が置かれているが、後者では宮司や総代そして他のジガンとも酒杯を交わしており、たとえば「仲間入り」の儀様の様相である。このように、両者では儀礼の意味が微妙に違ってくるが、これが経年等による変遷なのかどうかは、現在のところ確認できない。<sup>(19)</sup>

ただ、他ジガンとの酒杯の交換や見習い期間の設定など現在見られる習俗には、新任者個人を一人前のジガンとして成長させるといった意味合いが強く、この点は非常に特徴的である。

④と⑤は当社社の最大の特徴であるが、桜井報告に何も記されていないというのはどういうことなのであろうか。この点については慎重に考えなくてはならないが、可能性としては儀式の内容が変化したか、桜井報告が不完全なものであったかのどちらかであろう。

桜井の報告では、ミタネ渡しにしろヨワタシ（酒杯）にしろ、引き継ぎは「当年頭」と「来頭」との間でおこなわれるとしているが、少なくとも現行はそうではない。これらの儀式は、次に祭祀を受け持つことに

なるジガン組の、その内部の旧ジガン（オヤジガン）と新ジガン（コジガン）の間で行われるのである。そして、祭祀担当者を「当年頭」とするならば、それは前年に種籾を受け取った人物であり、彼は引き継ぎの儀式には登場しないのである。

引き継ぎ儀礼の当事者が誰であるのか、この点は非常に重要である。仮にジガン家がかつて固定していたと仮定した場合、現在のような同じ組内のオヤジガン↓コジガンといった形での種籾の引き継ぎは成立しない。そもそもジガンは世襲なのであるから、他家に引き継ぐことはあり得ないのである。仲間入りの儀式を思わせる一連の習俗は、ジガンが世襲ではなく常に交代するものでなければ生まれることはない。こう考えると、今度はジガンが世襲制ではなかったという可能性も出てきてしまうのである。この点については十分に議論しなければならぬところではあるが、本稿では残念ながらその余裕はない。

いずれにせよ、当儀礼において種籾が重要な役割を持っているということは、今回の調査でも桜井報告でも共通している。

桜井報告に従えば、種籾と祭祀権はセットになっており、種籾はいわば祭祀権の表象的なシンボルである。今回の調査結果では、種籾を受けたあと見習い期間にそれを育てあげることによって初めて祭祀権を獲得できる。つまり自らが育てた米によって祭祀をおこなうのであり、種籾は単なるシンボルというより祭祀権そのもの（あるいは祭祀権のもと）ともいうべき存在なのである。<sup>(20)</sup>

ところで、このように種籾が重視されることは、当神社が「歳神社」であることとも無関係ではない。歳神のトシは米のことを意味しているという説をふまえれば、<sup>(21)</sup>歳神社はそのまま稲を祀る神、稲作の神と考えることができる。すなわち種籾は御神体に匹敵するほど神聖で重要なもの

のなのである。国東半島には、歳（年）神社あるいは大歳（年）神社とよばれる神社が両子以外にも複数存在し、しかも特色ある祭祀組織やミタネワタシの行事を持つところも少なくない。この稲の神が産土神であり、また伝統的な祭祀組織をとまなうということは、当該地域の水田開発やムラの成立ときわめて重要な関係があることを示しており、今後充分な調査検討が必要だと考える。

## 6 集落単位の祭祀

つぎに、両子地区の産土神である歳神社よりも下部の階層に位置する神社等の祭祀について報告する。なお、この地域には現在でも祀られている小祠が数多いにもかかわらず、調査が充分とは言えないので、以下に報告するもののほかに、まだいくつかの神仏が祀られている可能性は高い。

### (1) 天神社

天神社は、字次郎丸にあり徳代、中分、下分、横峯と複数の組にわたって祀られている。祭日は三月二五日と一〇月二五日の年二回である。この天神社にも祭組があり、その数は全部で一八組ほどだという。祭りには各組から一人ずつ一八名が出席する。神事のあと直会をするが、これは座元の家で行うという。

### (2) 下分

下分では、大日如来、馬頭観音を祀る。祭組が三組あり、順番に当番を受け持つ。祭日は旧暦の正月二八日である。以前は付属の田があり、そこでできた米で甘酒を作って供えたという。

### (3) 徳代

徳代には観音を祀る観音講がある。祭日は一月一八日で両子寺の僧侶

が来て読経をし、そのあと直会をする。当番をする組が三組あり、順番に務める。また、善神王の祭りを九月の第一日曜におこなっている。神官に祝詞をあげてもらい座元で直会をする。これにも祭組が三組あり順番で祭りの世話をするが、座元はくじで決めるといふ。

徳代には、観音講、善神王の祭組が三組ずつあるが、この二種類の祭組の組み合わせは異なる。また、天神社の祭組も徳代には三組あるが、これも観音講や善神王の組織とは違う組み合わせになる。

さらに、四月と八月（現在は二〇日に一番近い日曜日に実施）のお接待は徳代を東西二つに分けて行っている。各自料理を作って座元に集まる。座元は一年交替なので、一度回って来ると、春と夏の二回受け持つことになる。

こうした徳代独自の祭祀組織に加えて歳神社のジガン組がある。したがって、徳代には全く組み合わせの異なる複数の祭祀組織が存在しており、かなり複雑な様相を呈している。<sup>(22)</sup>

#### (4) 横峯

横峯では毘沙門天の祭りを正月に行っている。両子寺の僧侶が読経に来る。横峯全体で祀るわけではなく、この祭りに加わっているのは現在は五軒ほどである。かつては付属の田があり、座元が米を作った。この米を売った代金で祭りを行っていたという。その頃、二軒で座元を受け持ったが、現在は一軒である。座元は順番に回していく。

#### (5) 払・山内

払では、清正公を祀っている。祭日は年に二回で、歳神社の祭礼の翌日である。また、山内では権現様を祀っている。

### 三 俣水歳神社の祭祀組織

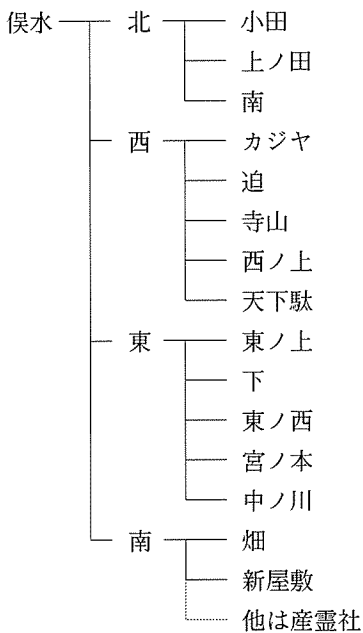
#### 1 俣水地区と歳神社について

俣水は安岐町の西隣、大田村の一地域である。安岐町内ではないが、当地区は安岐川上流部にあり、本書Ⅱ―三にもあるように、近世段階では安岐郷の範疇と見なされていた。この地区の産土神は歳神社であるが、この祭祀組織にも古い形態が認められる。そこで本節では、その祭祀組織と祭事について若干述べてみたい。

現在、俣水地区は大きく東、西、南、北の各区に分かれる。歳神社は、このうち東区、西区、北区の全域と南区の一部を氏子範囲とする。各区は表17のようにいくつかの集落（この地では「組」ともいい、葬儀などの際に機能する集落単位である無常組とほぼ一致する。）に分かれている。南区のうち、歳神社の氏子となるのは、畑と新屋敷の二集落で、他は産土社を産土神としている。

総代は四名で、神社の諸事全般を司っているが、これは他の神社と同様である。総代の任期は三年である。

表17 俣水の村落組織



## 2 祭祀組織

祭祀組織は、ダイグウジ（大宮司、代宮司）とタントウ（担刀）そして一二名のジガンで構成される。ダイグウジは祭事の中心的存在として全体を取り仕切り、タントウはその補佐役である。ジガンは祭事の準備など実務に携わる役職である。

これらの役職は、かつてそれぞれ決まった家が代々世襲で受け持ってきたといわれている。現在でも一二人のジガンのうち二人は世襲を続けている。残りの一〇名は、およそ組単位で順番に役を回している。地区ごとのジガンの構成は、北、東、西区でそれぞれ三名、南区が一名でこれに世襲の二名（西区）が加わる。

今回の調査で、かつて世襲でジガンを務めていた家がある程度判明した。それによると世襲のジガン家は、各組ごとに一人ずつとはいわないまでも、それにかなり近い形で存在していたことがわかる。逆に言えば、世襲を廃した後は、ジガン家があった組からそれぞれ（場合によっては近隣の組も合わせた中から）ジガン役を順番に回していくようになったと考えることができる。

## 3 冬の祭

大祭は二月一日に行われるが、それに先立つ一月下旬に祭典寄りが開かれ、ここで祭礼のための役割分担がくじによって決められる。

大祭では行幸が行われるが、その行列には塩振り、幟、毛槍、御戸、真神、金幣、随神、賽銭箱、唐櫃、太鼓、鉄砲といった役があり、それぞれの宰領（責任者）を決めるのである。そのほか、御輿については北、東、西の各区から一名ずつ宰領がいて、全体をとりまとめる総宰領が一名いる。

二月六日にはジガン座が開かれる。これは頭役の引き継ぎを行うもので、いわゆる来頭渡しである。トウジガン（当年度の頭役であるジガン）とライトウ（来年度の頭役のジガン）はもちろん、サライトウ（次々年の頭役）も出席する。新しく頭役になったジガンは、年が明けてから祭事に奉仕することになる。

二月一日の大祭は、午前一〇時に始まる。参加するのは、宮司、総代、区長、組長、ダイグウジ、タントウ、ジガン等である。神前にこれら列席者が左右に分かれ、向かいあつて座る。座順は、向かつて左側奥から宮司、ダイグウジ、タントウ、総代、各組長、右側奥に区長、その手前に各ジガンが座る。また、宮司とダイグウジの後ろは御供方二名、さらにジガンの手前には太鼓が置かれ楽師の席になっている。

御供方は、世襲ではないが当人が務められる間は交代することはないという。また、楽師は昔三名であったが、現在は一名である。

祭事はダイグウジの進行によって執り行われる。内容は、宮司の祝詞や供物の献供、玉串奉奠等ごく一般的なものである。これらがひととおり済むと、席を替えて酒杯となる。今度は向かつて右端に宮司らが中央を向いて座り、場内の手前と奥に列ずつ向かい合うように他の参加者が座る。参加者はそれぞれに折敷と幣帛を持つ。二礼二拍手のあと幣帛は回収され、ダイグウジらによって神酒と手桶に入った甘酒が各人に振る舞われ、祭事が始まってからおよそ一時間で終了となった。

## 4 役職について

祭事の中で最も重要な役割を果たしているのはいうまでもなくダイグウジである。前述のようにダイグウジは、祭事の進行のほか献饌（神前に供物を供える）にも加わり、また玉串も列席者の中では一番初めに供

える。当然、祭祀組織の中では、頂点に位置する役職であるといえる。境内にある文化年間の灯籠にも「大宮司」の刻銘がある。現在の神社制度では総代という役職があり、ダイグウジは祭事に限つての最高権威者のような形になってはいるが、かつては祭事に限らず神社に関わる諸事全般を司っていたものと考えられる。なお、当神社以外にもダイグウジという祭事役職を持つ神社が存在し非常に興味深い。<sup>(23)</sup>

タントウについては、その語源がよくわからないが、他の神社にも呼称は違えども似たような補佐役を持つところもあり、ダイグウジの問題と合わせて今後検討すべき課題のひとつといえる。<sup>(24)</sup>

また、当神社には御供方、楽師という役職がある。いうまでもなく御供方は供物の調製係であり、楽師は囃子を受け持つ係である。これらは現在世襲ではないとはいえ、決まった任期もなく同じ人物が長年務めることが多い。また、ジガンの中から選ばれるというわけでもなく、全く独立した役職になっている。他の神社には同様の役職が世襲されていた例もあることから、この二つもかつては世襲で決まった家が担当していたことが考えられる。

ジガンについてはすでに述べたが、かつてのジガン家がある程度記憶されていることから、世襲制から輪番制に移行した時期はそう古くなさそうだという点を付け加えておく。

## 四 吉松地区一ノ瀬の信仰と組織

吉松地区（大字吉松）にある一ノ瀬集落は、社会組織や信仰組織の基礎にイトトウ（一統）とよばれる同族結合があり、非常に興味深い。この点については、すでに本書Ⅳ―でも触れられているが、ここではそ

の補足の意味も含めてあらためて当地区の信仰と組織について記していきたいと思う。

### 1 今宮社

一ノ瀬には現在三〇数戸の家があり、今宮社を産土神としてまつている。この今宮社については次のような伝承が残されている。南北朝時代に小川、伊藤、末広姓の先祖が逃れてきたとき、實際寺の開山が京都から勧請した。そのとき、現在の長迫池の辺りに河野氏の一族がすでに居住しており、一緒に住むようになったというものである。

今宮社の祭りは、七月九日と二月九日である。今宮社には宮年番という世話役があり、五軒ずつ順番に受け持っている。この五軒は、現在では単純に家順で割り当てていくため、（全体の戸数が五の倍数でない限り）一回りすると組み合わせが変わることになる。宮年番の中からマツリモト（座元）を一軒決めるが、しばらくマツリモトになっていない家を選ぶ。マツリモトを受けた家等については、帳面に記録してあるという。この記録はマツリモトで保管するという。

かつては神社の田があり、五人の年番が耕作に従事し、祭りの費用に充てていたという。三畝もあれば十分に祭りを行うことができた。神田の場所は、神社前の橋のたもと（前谷川右岸）に二箇所、そこから少し下った左岸に一箇所の合わせて三箇所であった。また、神社所有の山もあつたが、これは神社のすぐ上の山で、現在はヒノキが植えられている。

### 2 同族結合単位の信仰

一ノ瀬は、上、中、下に分かれ行政の末端単位となっている。しかし、葬儀などはイトトウを単位とした無常組でおこなわれているほか、同族

結合単位でまつる神を持つているなど、習俗のうえでは血縁関係が明確に見いだされる点に大きな特徴がある。

伊藤、小川、末広のイットウは二月二三日の午後六時から開山堂の祭りをおこなう。戦前は實際寺の住職をよんで座が開かれたという。

河野イットウは三島様をまつっている。祭日は基本的に二月二三日、開山堂の祭りと同じ日である。つまり、この日には河野イットウと伊藤、小川、末広イットウは、分かれて同族の神仏をまつっているのである。これは、はじめ河野イットウが住んでいたところに伊藤その他のイットウがやってきたという伝承と対応した形になっている。つまり、もともとの居住者と新参者という図式である。このことから、この伝承について二通りのとらえ方ができるだろう。ひとつは、いうまでもなく集落の由来を説明する伝承であるというとらえ方である。もうひとつは逆に、同日にそれぞれが祭りをおこなうことに對して、その理由を説明するために後からこうした伝承が創出されたという考え方である。いずれにせよ、こうした信仰行事に同族意識が強く働いてきたことだけは間違いない。

さらに、それぞれのイットウでは先祖祭りもおこなっている。伊藤イットウの場合、毎年二月一日に当番の家に集まり般若心経をあげている。当番は二軒一組で順番に回していく。当番は先祖祭りのほか盆の施餓鬼を受け持つ。一軒が施餓鬼をすればもう一軒は先祖祭りというように分担するという。

### 3 その他の信仰

一ノ瀬全体で賀来様をまつっているが、これは農家だけのものである。これには、昔大雨で三つの池があふれ大水が出たので賀来神社（大分市）

に参拝に行き「災害がなければ祭りをして踊りを奉納する」と願をかけたのがその始まりであるという伝承が残されている。

この祭りは、上、中、下の隣保班単位で当番を回していく。例えば、昨年が上ならば今年の中という具合である。当番の班の中で一軒が座元になる。昔は個人の家を会場にしていたが、現在は公民館を利用しているという。

また、一ノ瀬の北側の山頂に天間様、金比羅様の祠があり、戦前までは春頃におこもりをしたという。弁当を持参して、石で炉を作りお燗をして飲み食いしたという。これは一ノ瀬全体でまつっていた。

## 五 その他の地区

その他の地区については、紙幅の都合もあり、概略を記し地区構成のダイアグラムを掲げるのみとする（表18）。ここでは、現安岐町内について、近代行政村ごとにとまとめて掲載、記述する。なお、安岐町外で今回の調査対象となった大田村俣水地区についてはこの章の第三節で、杵築市奈多地区については、本書Ⅲ―二で取り上げている。

### 〔安岐〕

旧安岐村内には、下原、馬場、塩屋の三つの大字がある。

下原は、近世には下原村と古城村の二村が存在した。旧下原村域の鎮守は賀茂社である。また、下原は大きく下原と浦下原に分かれるが、浦下原では五十鈴社をまつっている。古城は、安岐城に由来するもので、本丸にまつられていたという天満社を鎮守とする。

馬場は近世村落の馬場村で、大きく上馬場と下馬場に分かれる。下馬



場では八坂社をまつる。また、安岐郷七社のひとつである熊野社が、上馬場にある。

塩屋は旧塩屋村で、天神社を鎮守とする。

#### 〔南安岐〕

旧南安岐村内の大字は、西本、山口、下山口、大添である。

西本は、近世西本村で安岐郷七社のひとつである剣社を鎮守とする。また、これも安岐郷七社であるが、大将軍社も杵築市の横城地区と合同でまつっている。かつては西本と塩屋の荒巻集落でまつっていたという。

山口は、大きく本村と樋村に分かれる。本村では天満社を、樋村では山神社をまつっている。

下山口は、下組とそれ以外の中台、京田、三郎丸に分かれる。下組では安岐郷七社のひとつ八坂社をまつる。中台、京田、三郎丸は八幡社をまつっている。

大添は、近世大添村で、大添八幡社を鎮守としている。また、妙見山上に産霊社（妙見社）があり、広く信仰されている。

#### 〔西安岐〕

旧西安岐村内には、中園、成久、瀬戸田、吉松、掛樋、油留木、山浦の大字がある。

中園は近世中園村で、大歳神社を鎮守としてまつっている。

成久は近世成久村で、歳神社が鎮守である。

瀬戸田は、近世瀬戸田村で、瀬戸田八幡を鎮守とする。この神社の祭神のひとつである武内宿禰は、筑後国高良玉垂社から勧請したものといい、奈多宮第一の末社とされたという。

吉松は近世吉松村で、大きく本谷と前谷に分かれる。本谷では、山神社（字草場の上鎮座）を鎮守とし、一ノ瀬は今宮社、七郎では山神社（字七郎鎮座）をまつっている。

掛樋は、近世掛樋村と油留木村からなる。旧掛樋村は、関神社を鎮守とする。佐賀関（北海郡）の関神社が飛来したものだといえらる。長野、寛集落では大歳社をまつり、向野、藤ヶ谷では山神社をまつる。また、小野にも山神社があり、この集落だけでまつっている。

旧油留木村は、上と下に分かれるが、それぞれ山神社をまつっている。山浦は、近世山浦村で、山浦八幡社を鎮守とする。橋上に鎮座する山神社は、橋上集落でまつっている。

#### 〔朝来〕

旧朝来村内にある大字は、矢川、朝来、明治である。

矢川は、近世矢川村と中野川村からなる。旧矢川村内のうち、現在の県道沿いには、川又、カゲヒラ、仏野、長瀬といった集落があり、別名「芭蕉宮」ともよばれる山神社をまつっている。谷部は、上と下に分かれそれぞれ山神社をまつる。旧中野川の鎮守も山神社である。

朝来は、近世弁分村と久末村に分かれる。弁分の鎮守は弁分八坂社で（第一節参照）、久末は歳神社を鎮守としている。

明治には、中野村、小俣村、諸田村の三つの近世村落があった。旧中野村は、日吉社（中畑鎮座）を鎮守とする。中野はさらに中畑、市ノ尾、紺屋、桐畑に分かれるが、市ノ尾と紺屋で日吉社（市ノ尾鎮座）をまつる。また、切畑の鎮守は山神社であったが、明治四三年に大御神社と合祀され扇神社と改称した。

旧小俣村の鎮守は字宮ノ平に鎮座する日吉社である。また、中園、岩

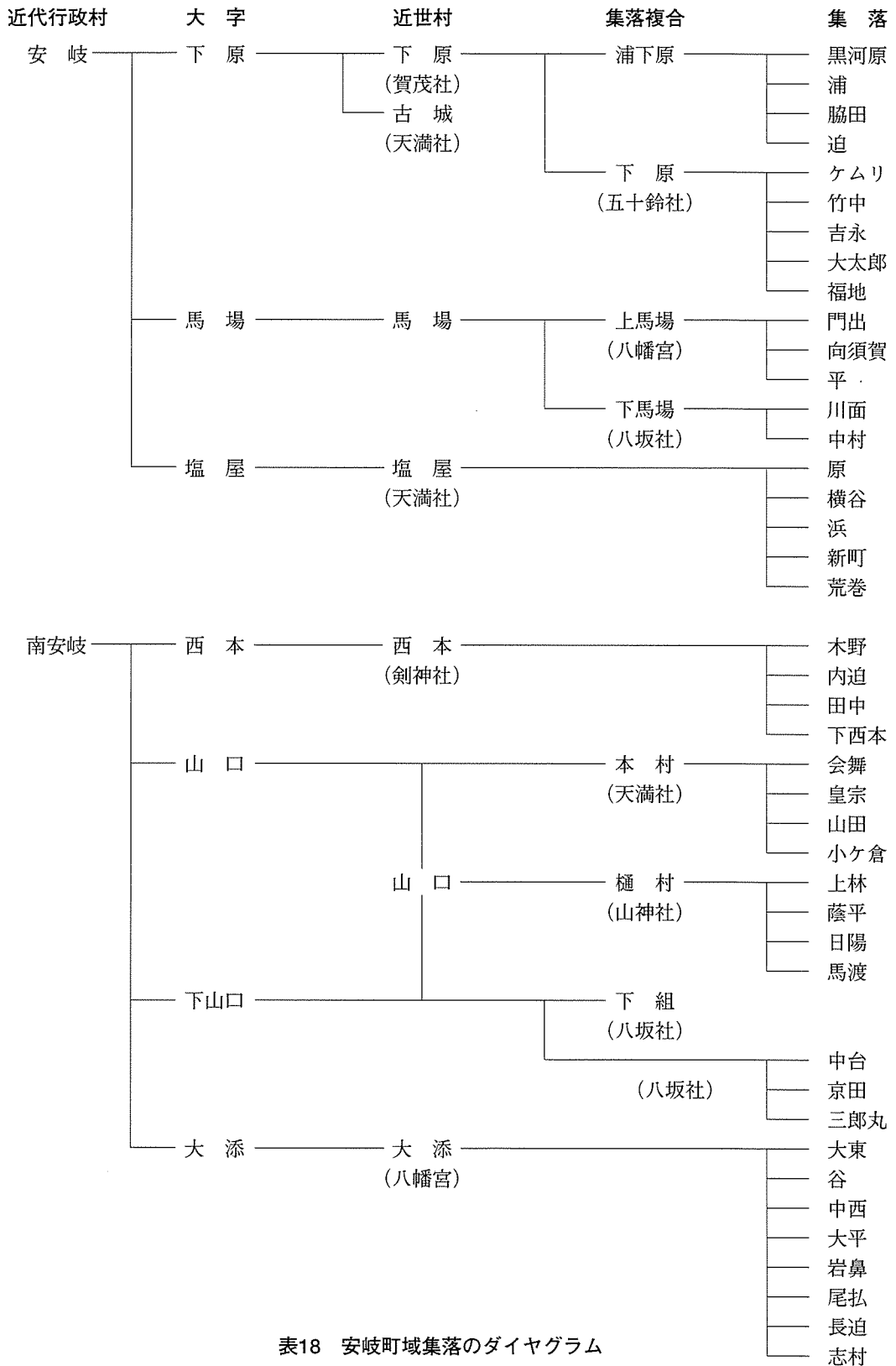
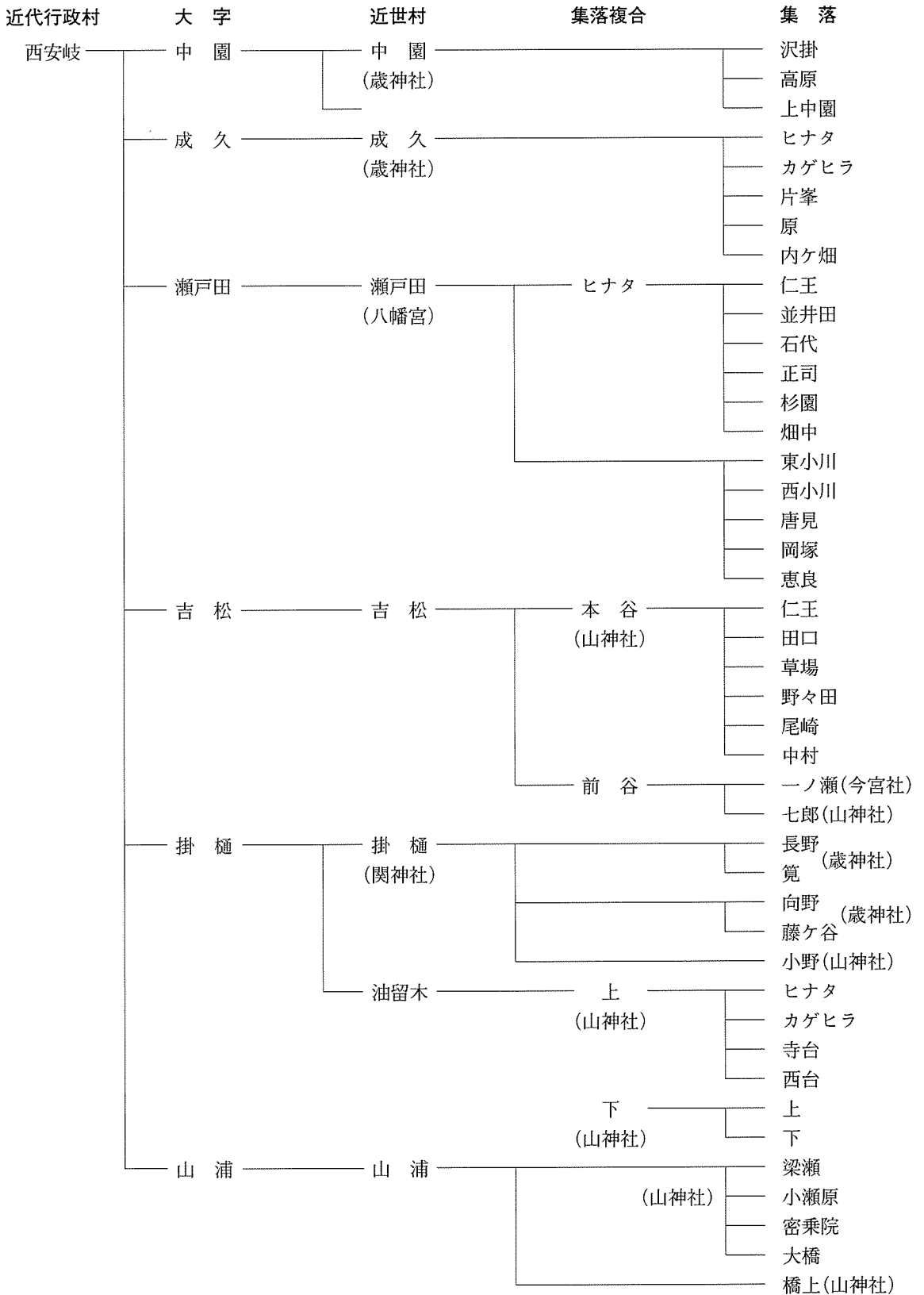
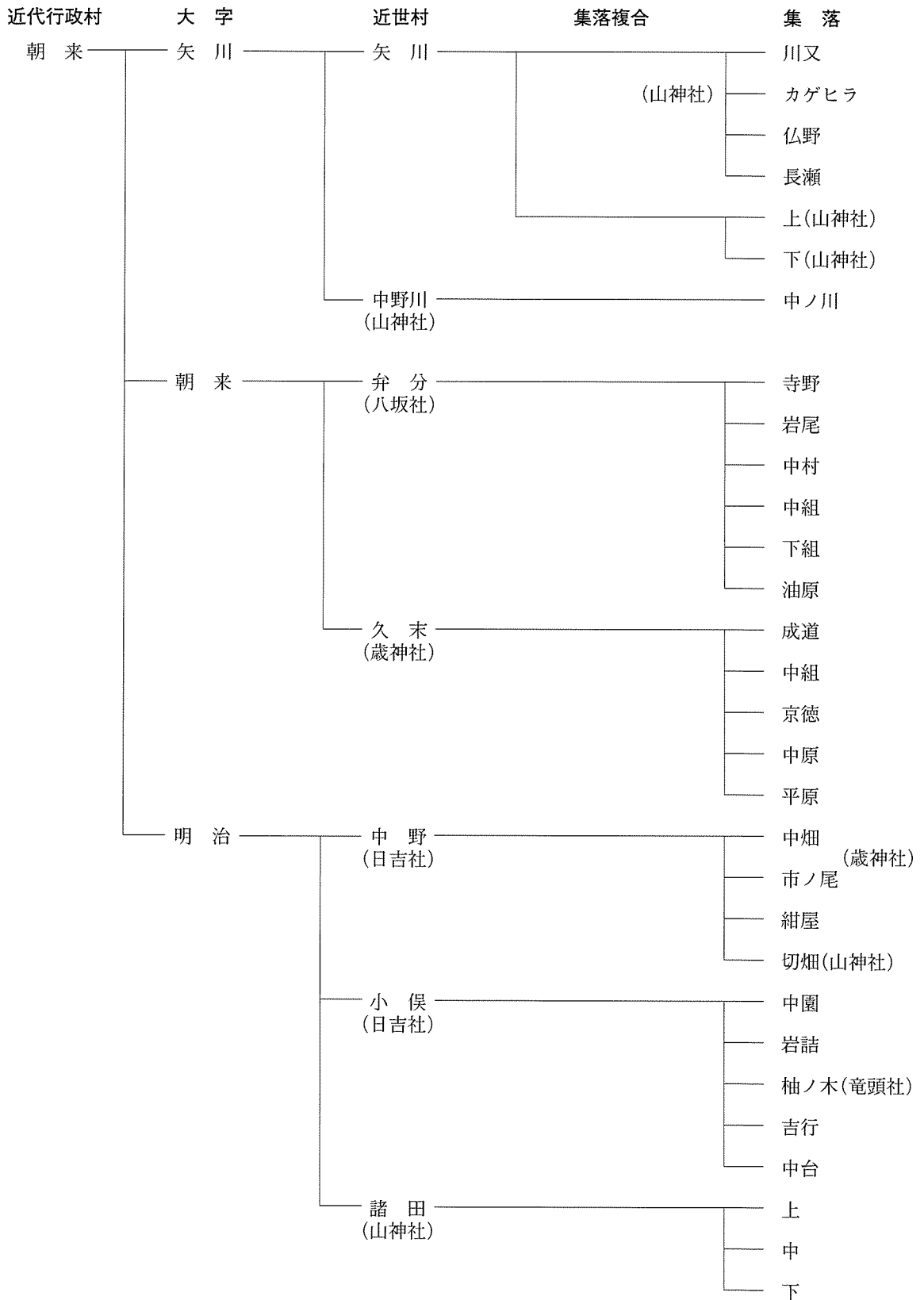
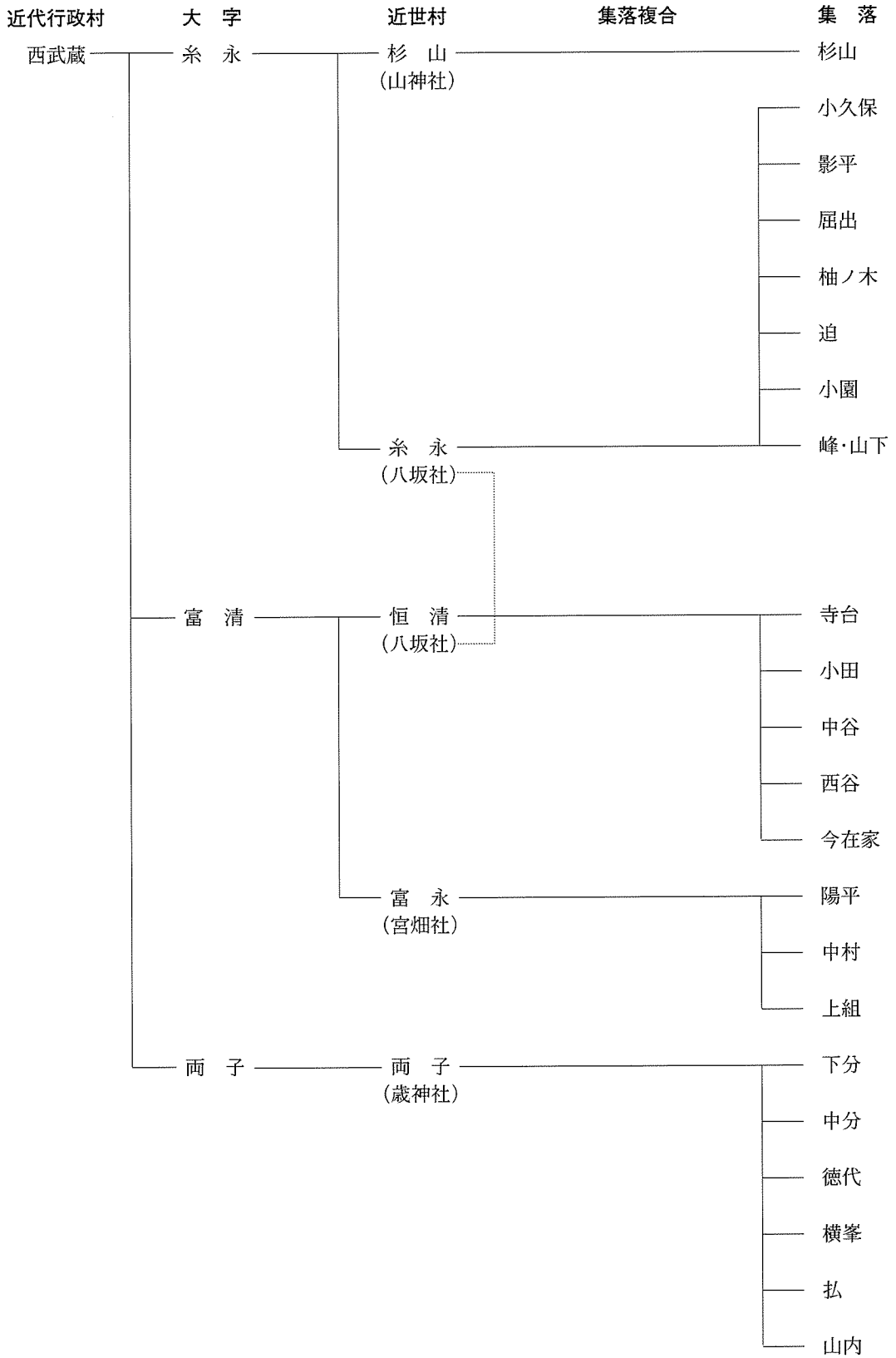


表18 安岐町域集落のダイヤグラム







詰集落では山神社をまつり、柚ノ木では竜頭社をまつる。

諸田は、近世諸田村で、山神社を鎮守とする。この神社の御田植祭は県の無形民俗文化財に指定されている。

#### 〔西武蔵〕

旧西武蔵村内の大字は、糸永、富清、両子である。

糸永は、近世糸永村と杉山村からなる。糸永の鎮守は、字小久保に鎮座する八坂社である。この神社は、もとは糸永村と恒清村の鎮守であったが、宝暦一三年、恒清に神社を造営したことから、糸永のみの鎮守となったという。旧杉山村の鎮守は山神社であったが、これは大正二年、八坂社境内に遷された。

富清は、近世の恒清村と富永村が合併したものである。恒清村の鎮守は八坂社であるが、前述のようにもとは糸永村の八坂社を鎮守としており、これを宝暦年間に分霊したものである。旧富永村の鎮守は宮畑社で、大歳神と天神を元禄一〇年に合祀した。

両子の鎮守は歳神社であるが、この地区については第二節ですでに述べた。

## 六 まとめにかえて

以上、安岐郷内の神社祭祀と組織を中心に報告してきたが、これらのことからどのようなことがいえるであろうか。

今回重点的に報告したのは、古い名称の祭祀組織を持つ弁分八坂社やミタネ渡しという特殊な神事をおこなう両子歳神社等である。

弁分そして八坂社は、行幸会等に関連してたびたび史料に登場してお

り、安岐郷のなかでも重要な場所であることは間違いない。この地の祭祀組織が名という単位で、現行の地名とは全く異なる名称が使われているという点にまず注意したい。しかも、禰宜礼、宮司、大蔵、殿代など莊園制の時代を想起させるようなものであることは注目に値する。そして、この名称は前述のように世襲のジガン家をさすものであったと考えられるのである。このことから、名の呼称を持った特徴的なジガン組織が存在し、かなり嚴重に祭祀を行っていたことが窺える。

また、明治二三年の神社明細牒（『資』Ⅲ―②）には故老の口碑として「安岐郷二十余名ノ惣廟ニシテ年々大祭御幸ノ節ハ数村ノ産子群拜シ」と記されている。むろんこれをそのまま受け取ることにはできないにしろ、あるいはかなり古い段階では、弁分というムラを超え安岐郷内のある程度広い範囲（例えば朝来谷全体など）が祭祀に関わったと考えることもできる。その際、莊園の開発単位である名の代表者が、ジガンとして祭祀を執行していた可能性も考えて良いのではないだろうか。それが近世以降、八坂社が弁分一村の鎮守となり祭祀組織が村内において構成されていく過程で、開発単位の名の名称が、新たに設定されたジガンに引き継がれたと見ることもできるのである。

これまでの例からもわかるように、弁分八坂社が当地域の開発装置であったであろうことは容易に想像がつく。しかし、今見てきたような祭祀組織から、この神社が局地的な開発装置である以上に、宇佐宮にとって重要な意味があったことが予想されるのである。これはこの地が行幸会の止宿地に設定されたこととも関連して考えなくてはならないであろう。

両子地区については、鎮守である歳神社でミタネ渡しというきわめて特徴的な儀礼がおこなわれていることに注目したい。実りの根源である

種柄が象徴的な役割を担っていることや、歳神社がもともとトシつまり稲を意味する神社であることから、当社がこの地の水田開発と何らかの関係があると推察される。現在の神社祭祀において、これほど明確に種柄が儀礼上重要な役割を果たしているところはまれであり、その点だけをとっても貴重な習俗であるといえる。

ところで、安岐郷領域に限らず、国東半島には社会組織、信仰組織が同族関係を基盤として成立しているところが少なくない。そうした場所では、各イットウ（一統）ごとに神仏を祀っていたり、親族が集まって「先祖祭り」をおこなったりという事例が見られる。<sup>(6)</sup>

今回報告した吉松地区の一ノ瀬集落では、このような血縁関係を基盤にした結合が濃厚に見られる。ここでは、信仰組織がイットウを基にして構成され、イットウの来歴を伝える伝承も祭祀と関連して残されている。現在、このように明確な伝承を持つところは少ないが、他の地域においても少なからず同族集団を基盤にした結合は存在する。たとえば、弁分の祭祀組織である名のなかには、ほぼ一つの姓でまとまっているものもあるなど、今回報告した地域の中にもそうした事例は存在するのである。つまり、古い形態と考えられる祭祀組織にも同族結合の要素が見られるのであり、血縁的なつながりが祭祀組織の構成に何らかの影響を与えたことを示している。これは、ジガン家が固定していたことと無関係ではないように思われるが、現時点では明確な答えを出すことはできない。

このことを含め、祭祀組織に関わる問題は、東国東に点在する安岐郷以外の事例も集めたうえで考える必要がある。ただ、今回の調査でも祭祀組織の旧態について十分に解明されたとはいえないし、調査から漏れてしまった事例もあるだろう。安岐郷以外の場所についても、まだ充分に

研究されてはいない状況である。また、古式の祭祀組織とはいえ、現在までいくつもの変遷を経ていることが予想される。そのため、複数の祭祀組織の旧態を探り検討していく作業は多くの困難を伴うであろう。しかし、これは地域史を明らかにしていくうえでも重要な課題であることは間違いないと思うのである。

註

(1) 一般的に宮座は、「決められた一定の資格を有する人間が神仏の前に一座して祭を行う組織」（『日本民俗大辞典』）であるが、多様な形態が見られ研究者によって定義に幅がある。よって、この言葉を学術用語として用いる場合には筆者なりの定義付けが必要であるが、本稿ではその余裕はない。したがって、なるべくこの言葉は用いず、「祭祀組織」という言葉を使いたい。

(2) 祭祀などの主宰や準備をする中心的な個人や家。

(3) 東国東郡の国見町、国東町、安岐町、それに杵築市などに多く分布する。また、西国東郡のなかでも東部の大田村に多いなど半島東部に濃密に分布するが、その理由は今のところ不明である。

(4) 乙咩政巳「野仲弁分と弁分の性格」(『三光村誌』 三光村 一九八八年)

(5) 名を単位とした祭祀組織は、岡山県の美作地方や島根県の西石見地方にみられるという。(大塚民俗学会『日本民俗事典』 弘文堂 一九七二年)

(6) 『大分県の祭祀行事』(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館 一九九五年)

(7) 『行幸会道』(大分県教育委員会 一九八二年)

(8) 一般に大杉神というのは、アンバ様ともよばれ、茨城県桜川村の阿波神社を発祥の地とする。天狗の姿で現れるとされ、疫病退散などの霊験があると信じられている。アンバ信仰の歴史はそれほど古いものではなく、江戸時代の享保年間に流行したとされる。

利根川流域を中心に東北地方から関東地方にかけて分布する信仰である。国東半島の神

社の中には境内に大杉社の祠が合祀されている所があり、桜井徳太郎は、「大杉社は境内の神木、杉の巨木をあらわした名称である。」と述べているが、明確な根拠は示されていない。(桜井徳太郎「神社祭祀と信仰」(和歌森太郎「くにさき」吉川弘文館 一九六〇年)

(9) 神葬祭が民間で広くおこなわれるようになったのは近代以降とされている。したがって、この神葬講の始まりもそれ以前にさかのぼることはできないであろう。

(10) 桜井成昭による翻刻。

(11) 安岐町史編集委員会編「安岐町史」安岐町史刊行会 一九六七年

(12) 桜井徳太郎「第3章 民間祭祀と信仰」(和歌森太郎編「くにさき」一三三頁)

(13) ジガン組の中でホンジガンがひとまわりするにはかなりの年数が必要である。たとえば、五戸からなるジガン組でも七五年かかる。したがって、一生のうちにホンジガンになれない人も存在する。

(14) 具体的な調査期間は、本調査が昭和三年八月一日(二四日、補充調査が昭和三四一年一月頃(調査担当者によって異なる)である。

(15) 桜井によれば「宮座」と呼ばれているということだが、今回の調査では「ジガン組」という呼称が一般的であった。

(16) 今回の調査では、この「ヨワタシ」という言葉は確認できなかった。また、桜井は「いっばんに來頭渡し」といえば、このヨワタシを指す」としている。

(17) 最近の例では、国見町榊来社の「トウバ組」が、一二から一〇へ、安岐町弁分八坂社でも一二から一一に減少している。いずれも、過疎のため祭祀主宰が困難になった組が生じたため、他の組と合併するといった措置がとられた。

(18) たとえば、本稿でも取り上げた安岐町弁分の八坂社もジガン家が世襲であったことが神社所有の文書に記載されている。

(19) 酒杯の儀が、酒を伴うという共通性から近年(桜井の調査以降)直会の場に移された可能性もあるが、この場合、場所等の変更が儀礼そのものの意味を変えたといえるかも

しれない。

(20) 別の見方をすれば、一般的な來頭渡しとは違い、現行では当年頭から來頭への祭祀権の譲渡は表面上明確ではないが、種柄の譲渡は将来の祭祀権の移動を間接的に示しているともいえる。

(21) 大塚民俗学会編「日本民俗事典」弘文堂 一九七二年 五〇一頁

(22) 調査が充分ではないためはつきりとは言えないが、これは徳代だけではなく他の集落も同様である可能性がある。

(23) 例えば、本稿で取り上げた両子蔵神社にも「万般の庶務を執行していた」代宮司という役職があったことが「安岐町史」に記載されている。(「安岐町史」八五八頁)

(24) 国見町榊来社には「宮付き」と総称される世襲の役があり、この中に「大宮司」「小宮司」がある。小宮司は大宮司の補佐役と考えられる。また、「くにさき」一九一頁に、タレントウについて「庄屋の家であり、蔵神社の守り刀を棒持する役であるが、今は錦の袋だけを持って参列する」と記されている。

(25) 註(24)と同じ榊来社の宮付きには、楽士や御供所係がある。

(26) 国東半島の社会組織については、本書Ⅳ註(11)に紹介されているような複数の先行研究がある。





VIII  
ム  
ラ  
の  
仏  
堂  
と  
墓  
地

莊園村落遺跡を構成するものに、寺社や小社小堂・墓地、様々な石造物、それに無形の祭礼行事といった有形無形の信仰の遺跡・遺産がある。これらに示される信仰の内容は、現世利益・追善供養・来世安穩などと表現できようが、例えば一つの信仰の場が一つの信仰内容に対応するものではないように、その在り方は重層的である。

ここでは、仏堂と墓地という信仰の遺跡を取り上げ、その歴史とここに反映される「ムラのいのり」と地域の歴史についてみていくこととしたい。なお、ここで仏堂を取り上げたのは、従来その歴史について十分な検討がなされていないことに拠る。

## 一 ムラの仏堂

昨年度刊行した『資料編』にあるとおり、堀内宜士氏の調査によって検出された仏堂―小規模であっても建物を有し、仏像を安置するもの―は一一四ヶ所にのぼる(『資』Ⅳ)。これらは現在も集落あるいは個人によって維持され、日常生活における信仰の拠点となっている。

このような仏堂について、その由来などを知ることは難しいが、ムラの仏堂を歴史の中で捉えようとする時、まず留意されることは神仏分離・廃仏毀釈に示される明治時代の施策である。つまり、明治政府の宗教行政は、神話的にも歴史的にも皇統と国家の功臣を神として祀り、その下に村々の産土神をおき、それ以外の多様な神仏との間に国家の意思で絶対的な分割線をひくことを目指すものであった。そこでは、従前の多様な神仏への信仰および信仰の場が整理統合され、結果として多くの仏堂が廃止統合されたのである。すると、現在の村落景観にみられる仏

堂は、こうした明治政府による仏堂の廃止<sup>(2)</sup>といった大きな変革を経た後の姿ともいえ、以下では仏堂に関わる諸資料が比較的に残されている朝来野川流域を中心に過去の仏堂の在り方をみていきたいと思う。

### 1 近代の仏堂

#### (1) 大正期の仏堂―朝来村の仏堂―

大正五(一九一六)年に刊行された『朝来村史蹟写真帖』は、多くの古写真を掲載しており、二〇世紀前半の地域の姿をビジュアルとして知ることができる貴重な記録である。加えて、この記録には朝来村の仏堂や古仏などについても一覧が載せられており、当時のムラの文化財台帳ともいべき記録でもある。

表19は、この記録にある仏堂の記載を整理したものである。ここには明治時代に廃止された仏堂も記載されており、江戸時代の朝来村(旧矢川村・中ノ川村・弁分村・久末村・中野村・小俣村・諸田村)に所在した仏堂を一定度復原することが可能である。総数は四六ヶ所を数え、明治時代には廃止されたものは一四ヶ所、江戸時代末に廃止されていたものは一ヶ所、明治時代に移転されたものは二ヶ所となっている。現況と比較すると、基本的に明治時代に廃止されなかった仏堂は現在に引き継がれていることがわかる。一方、この段階で廃止されたものは聞き取りなどでも所在地を比定することができず、ムラの仏堂さらには信仰において、明治期の仏堂整理は少なからぬ影響を及ぼす事業であったことが改めて確認できよう。

#### (2) 明治期の仏堂

さて、現安岐町域全体に目を向けた時、仏堂の分布などを復原する資料は少なく、現在の所明治期の行政文書に拠るしかない。後掲の表20は、

表19 『朝来村史蹟写真帖』所収の仏堂

| 堂名   | 所在地       | 建築      | 本尊        | 信戸数 | 備考          | 現況  | 近世      |
|------|-----------|---------|-----------|-----|-------------|-----|---------|
| 愛宕堂  | 上山浦川端     | 草葺寄棟造   | 愛宕地藏      | 8戸  |             | 99  |         |
| 観音堂  | 上山浦仏野     | 草葺宝形造   | 観音        | 13戸 |             | 102 |         |
| 観音堂  | 中ノ川長瀬     | 草葺宝形造   | 観音        | 4戸  |             | 103 |         |
| 観音堂  | 中ノ川宮ノ門    | 草葺寄棟造   | 観音        | 28戸 |             | 104 |         |
| 薬師堂  | 中ノ川宮ノ西    | 草葺寄棟造   | 薬師        | 2戸  |             | 105 |         |
| 阿弥陀堂 | 矢川おかた     |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 観音堂  | 弁分油原下分    | 草葺寄棟造   | 観音        | 10戸 |             |     | 油原堂     |
| 薬師堂  | 弁分油原上分    | 草葺寄棟造   | 薬師        | 6戸  |             | 109 |         |
| 愛宕堂  | 弁分下組釜ヶ迫   |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 薬師堂  | 弁分下組石船    |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 十王堂  | 弁分下組上庄江   |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 瑞祥庵  | 弁分中組羅漢堂   |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 栢樹庵  | 弁分中組白寺庵   |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 観音堂  | 弁分中組満山    | 瓦葺宝形造   | 観音        | 3戸  |             | 111 |         |
| 虚空蔵堂 | 弁分中組小屋光   |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 観音堂  | 弁分中村台山岡ノ前 | 草葺寄棟造   | 観音        | 2戸  |             | 110 |         |
| 観音堂  | 弁分中村台岩壺   |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 地藏堂  | 弁分中村台一鉄   |         |           |     | 明治維新後廃す     | 112 |         |
| 地藏院  | 弁分岩尾地藏院   |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 観音堂  | 弁分岩尾      |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 愛宕堂  | 弁分寺野      | 草葺寄棟造   | 愛宕地藏      | 10戸 |             | 113 |         |
| 愛宕堂  | 久末迫       | 草葺寄棟造   | 愛宕地藏      | 11戸 |             | 115 | 迫ノ堂     |
| 木馬寺  | 久末成道      | 草葺宝形造   | 弥陀・観音     | 11戸 |             | 117 | 成光ノ堂    |
| 地藏堂  | 久末平原      | 草葺寄棟造   | 延命地藏      | 8戸  |             | 114 | 平原ノ堂    |
| 薬師堂  | 久末内屋敷     | 草葺宝形造   | 薬師・弥陀     | 3戸  |             |     |         |
| 観音堂  | 久末中原      | 草葺寄棟造   | 観音        | 8戸  |             | 116 | 中原ノ堂    |
| 愛宕堂  | 小俣中園      | 瓦葺左右切妻造 | 愛宕地藏      | 8戸  |             | 118 |         |
| 観音堂  | 小俣岩詰      | 瓦葺左右切妻造 | 観音        | 8戸  |             | 119 | 岩ヅメノ堂   |
| 地藏堂  | 小俣柚ノ木     | 草葺寄棟造   | 地藏        | 12戸 |             | 120 | 柚ノ木ノ堂   |
| 吉敷堂  | 小俣吉敷      | 草葺宝形造   | 観音・地藏     | 8戸  |             | 122 | 吉行ノ堂    |
| 金剛院  | 小俣柳井田     | 草葺寄棟造   | 不動・地藏     | 6戸  |             | 123 | 金剛院     |
| 観音堂  | 小俣中台      | 瓦葺左右切妻造 | 観音        | 12戸 |             |     |         |
| 観音堂  | 小俣寺園      | 瓦葺左右切妻造 | 観音・弥陀     | 4戸  |             |     |         |
| 大法院  | 小俣寺園      |         |           |     | 明治維新後廃す     |     |         |
| 阿弥陀堂 | 小俣川床      |         |           |     | 江戸時代末廃す     |     |         |
| 地藏堂  | 小俣尾留寺址    | 瓦葺左右切妻造 | 地藏        | 80戸 |             | 121 |         |
| 薬師堂  | 中野切畑      | 瓦葺左右切妻造 | 観音・薬師・地藏  | 21戸 | 明治維新後移転     | 124 | 切畑上土居ノ堂 |
| 地藏堂  | 中野切畑      |         |           |     | 明治維新後薬師堂に合併 |     | 切畑下土居ノ堂 |
| 愛宕堂  | 中野紺屋台     | 瓦葺前後切妻造 | 愛宕・地藏・清正公 |     |             | 125 |         |
| 観音堂  | 中野市ノ尾     | 瓦葺宝形造   | 観音        | 18戸 | 明治維新後移転     | 126 |         |
| 弥勒堂  | 中野中畑      | 瓦葺左右切妻造 | 弥勒・薬師     | 18戸 |             | 127 |         |
| 愛宕堂  | 諸田下台      | 瓦葺寄棟造   | 愛宕地藏      | 63戸 |             | 128 |         |
| 光月庵  | 諸田下台      |         |           |     | 明治維新後廃す     |     | 光月庵     |
| 報恩寺  | 諸田下台      | 草葺宝形造   | 観音        | 63戸 |             | 129 |         |
| 薬師堂  | 諸田中台上ノ原   | 草葺宝形造   | 薬師        | 8戸  |             | 130 | 上ノ原ノ堂   |
| 大吉堂  | 諸田中台多々羅本  | 草葺宝形造   | 愛宕地藏      | 5戸  |             | 131 |         |

※所在地は『朝来村史蹟写真帖』に記載のもの。

※現況で番号を付したものは、『資料編』Ⅳの小社小堂資料の番号。

※近世の項には、護聖寺所蔵「寺地并祭礼等書上」掲載の堂名を記した。なお、この他に現在地未詳の堂として、谷尻ノ堂・南ノ堂・末信ノ堂の3つがある。油原堂は護聖寺檀家が下油原であることから下分の堂とした。

表20 明治期安岐町域の仏堂

| 村名  | 所在地   | 堂名   | A        | B      | C | D | E | F | G | H | 現況 |      |
|-----|-------|------|----------|--------|---|---|---|---|---|---|----|------|
| 下原  | 最善寺   | 阿弥陀堂 | ○(普門寺)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 野村    | 観音堂  | ○(普門寺)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | ヨシナカ  | 薬師堂  | ○(普門寺)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 寺尾    | 地藏堂  | ○(普門寺)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
| 馬場  | 光守    | 観音堂  |          |        |   |   | ○ |   |   |   | 10 |      |
|     | 松竹    | 観音堂  | ○(大儀寺)   |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 松竹    | 観音堂  | ○(大儀寺)   |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | ノブヨシ  | 大日堂  | ○(大儀寺)   |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | マンドコロ | 大師堂  |          |        |   |   |   | ○ |   |   | 22 |      |
| 瀬戸田 | 広松    | 仏堂   |          |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 塩屋    | 地藏堂  |          |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 尻ノ田   | 阿弥陀堂 |          |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 日ヒラ   | 観音堂  |          |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 清瀧    | 観音堂  |          |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 宮西    | 薬師堂  |          |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 三本    | 大師堂  |          |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 仁平    | 弁財天  | ○(实际寺)   |        |   |   |   | ○ |   |   |    |      |
|     | 舟山    | 東地藏堂 | ○(浄国寺)   |        |   |   |   | ○ |   |   | 28 |      |
|     | 平松    | 地藏堂  | ○(浄国寺)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
| 中園  | 福正寺   | 弥勒堂  | ○(浄国寺)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 法雲    | 観音堂  |          |        |   |   |   |   | ○ | ○ | 34 |      |
|     | 山中    | 大師堂  | ○(法雲観音堂) |        |   |   | ○ |   |   |   |    |      |
| 成久  | 新之丞   | 大師堂  | ○(法雲観音堂) |        |   |   | ○ |   |   |   |    |      |
|     | 原久    | 阿弥陀堂 |          |        |   |   |   |   | ○ | ○ | 39 |      |
|     | 砂原    | 観音堂  | ○(原阿弥陀堂) |        |   |   |   | ○ |   |   | 37 |      |
| 吉松  | 西山    | 毘沙門堂 |          |        | ○ |   |   |   |   |   | 40 |      |
|     | 向地    | 観音堂  |          | ○      |   | ○ |   |   | ○ | ○ | 46 |      |
|     | 地蔵    | 地藏堂  | ○(観音堂)   | ○      |   | ○ |   |   | ○ | ○ | 44 |      |
|     | ヤクシメン | 薬師堂  | ○(観音堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | トラチョウ | 地藏堂  | ○(観音堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 田尾    | 毘沙門堂 | ○(観音堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 田尾    | 観音堂  | ○(観音堂)   |        |   | ○ |   |   |   |   |    |      |
|     | 屋敷    | 十王堂  | ○(観音堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
| 掛樋  | アミダ   | 阿弥陀堂 | ○(観音堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 岩屋    | 観音堂  |          |        |   |   |   |   | ○ | ○ | 49 |      |
|     | 上油留   | 木不動堂 |          |        |   |   |   |   | ○ | ○ | 54 |      |
|     | 下油留   | 木地藏堂 |          | ○      |   | ○ |   |   | ○ | ○ | 53 |      |
|     | 小野    | 観音堂  | ○(岩屋観音堂) |        |   |   |   |   | ○ |   | 47 |      |
|     | 尾ノ下   | 阿弥陀堂 | ○(不動堂)   |        |   |   |   |   | ○ |   |    |      |
|     | 成澄    | 地藏堂  | ○(岩屋観音堂) |        |   |   |   |   | ○ |   | 52 |      |
|     | 雲ク    | 観音堂  |          |        |   |   |   |   | ○ |   |    |      |
|     | 藤ケ谷   | 観音堂  | ○(岩屋観音堂) |        |   |   |   |   | ○ |   |    |      |
|     | アミダノ  | 阿弥陀堂 | ○(岩屋観音堂) |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | トラノゴシ | 薬師堂  | ○(不動堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 奥ヶ迫   | 越积迦堂 | ○(不動堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 中ノ迫   | 越地藏堂 | ○(不動堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 中ノ迫   | 越観音堂 | ○(不動堂)   |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     |       |      | 愛宕地藏堂    | ○(不動堂) |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 堂山    | 薬師堂  | ○        |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 堂山    | 弥勒堂  | ○        |        |   |   |   |   |   |   |    |      |
|     | 糸永    | 十王   | 十王堂      |        |   |   |   |   | ○ |   |    | <78> |
|     |       | 辻ノ前  | 地藏堂      |        |   | ○ |   |   |   |   |    | 79   |
| 富清  | カツル   | 弘法堂  |          |        |   |   |   | ○ |   |   | 81 |      |
|     | 妙見    | 妙見堂  |          |        | ○ |   |   | ○ |   |   |    |      |
| 小   | 御堂    | 阿弥陀堂 |          |        | ○ |   |   |   |   |   |    |      |

| 村名  | 所在地  | 堂名    | A | B | C | D | E | F | G | H | 現況   |
|-----|------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|------|
| 村名子 | 徳代   | 観音堂   |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   | 88   |
|     | 横峯   | 毘沙門堂  |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 89   |
|     | 前    | 観音堂   |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   | 84   |
|     | 次郎丸  | 阿弥陀堂  |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   | 87   |
|     | 不足寺  | 地藏堂   |   |   |   |   | ○ |   |   |   | <85> |
| 明治  | 弘    | 地藏堂   |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   | 90   |
|     | 大    | 地藏堂   |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   | 101  |
|     | 堂ノ吉  | 地藏堂   |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   |      |
|     | ヲクノ下 | 薬師堂   |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   |      |
|     | 宮ノ平  | 観音堂   |   |   | ○ |   |   | ○ |   |   | 121  |
|     | 岩詰   | 観音堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 119  |
|     | 田ヒラ  | 観音堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
|     | 金剛院  | 金剛院   |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 123  |
|     | ヨコヤ  | 報恩寺   |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 129  |
|     | 笠畑   | 弥勒堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 127  |
|     | 妙砂庵  | 薬師堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
|     | 堂砂谷  | 観音堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
|     | 婦ケ元  | 地藏堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
| 矢川  | 中ノ川  | 観音堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 104  |
|     | 山浦   | 愛宕地藏堂 |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
|     | ヤシキ  | 愛宕地藏堂 |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
| 山浦  | 古屋敷  | 愛宕堂   |   |   |   |   | ○ |   | ○ | ○ | 95   |
|     | カゲ平  | 十王堂   |   |   |   |   | ○ | ○ |   |   | 93   |
|     | 東ノ浦  | 観音堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
|     | 釘尾   | 阿弥陀堂  |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 100  |
|     | 密乗院  | 密乗院   |   |   | ○ |   | ○ |   |   |   |      |
| 西本  | 覚安寺  | 阿弥陀堂  | ○ |   |   |   |   |   | ○ | ○ | 31   |
|     | 木野   | 阿弥陀堂  |   |   |   |   |   | ○ |   |   | 32   |
| 下山口 | 上鶴   | 千手院   | ○ |   |   |   |   |   |   |   |      |
|     | 行安   | 観音堂   |   |   |   |   |   |   |   |   | 59   |
|     | 保正庵  | 観音堂   |   |   |   |   |   |   |   |   | 64   |
|     | 古堂   | 観音堂   |   |   |   |   |   |   |   |   | <65> |
| 山口  |      | 敬学院   | ○ |   |   |   |   |   |   |   | <62> |
|     | ドウ   | 観音堂   |   |   |   |   |   |   | ○ | ○ |      |
|     | 新涯   | 観音堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
|     | 新ヤシキ | 観音堂   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |      |
|     | 新ヤシキ | 阿弥陀堂  |   |   |   |   |   | ○ |   |   | <66> |
| 大添  | ヒナタ  | 観音堂   | ○ |   |   |   |   |   |   |   | 69   |
|     | 宮ノ原  | 地藏堂   |   |   |   | ○ |   |   | ○ | ○ | <73> |
|     | 向ノ明  | 地藏堂   | ○ |   |   |   |   |   |   |   | <72> |

※表中のアルファベットは、次の史料を示す。また、○印はその史料に仏堂の名前が見えることを示す。

A: 明治8年「仏堂廃合録」(『社寺検査書類 東国東郡』所収)

B: 明治14年『社寺境内外区別牒書載無之社寺』

C: 年未詳『寺院明細牒書載無之仏堂』

D: 「仏堂据置願」(『社寺検査書類 東国東郡』所収)

E: 「仏堂自祭願」(『社寺検査書類 東国東郡』所収)

F: 「仏堂取除届」・「仏堂取除請書」(『社寺検査書類 東国東郡』所収)

G: 明治19年『豊後国境外仏堂明細牒』

H: 明治23年『境外仏堂明細牒 東国東郡』

※Aの( )内の寺社名などは合祀された先を示す。

※小字名は、史料に記されたものを載せている。

※現況の番号は、『資料編』Ⅳの小社小堂資料の番号。<>をつけたものは比定地と推定されるもの。

このような様々な行政文書にみられる仏堂を一覧にしたものである。ただし、塩屋村と朝来村に関する記録を現在の所確認できないため、二つの村については表20に掲載できない。このことは現在みる行政文書の簿冊に脱漏があることを想定させるし、例えば大字西本の梅友庵(29)、以下本章で堂名に付した括弧の番号は「資」IVのリスト番号)のように、文書上把握されていないものもあることから、一連の行政文書は実態をなお十全に反映したものでないことが窺える。また、明治期の文書にある小字名を現在確認できない所も多く、所在地比定も充分でないことをあらかじめお断りしたい。

明治期の大分県による仏堂の統廃合<sup>(3)</sup>は、明治四〇五(一八七一一七二)年段階になされたようである。このことは安国寺村(現東国東郡国東町)の香積寺観音堂が「明治四年三月旧杵築藩治之際廃堂相成候」とあることから窺える。そして、明治八(一八七五)年には「無住無檀之寺院廃止」と「廃堂」が実施され、「仏堂廃合録」はその結果を伝えており、多くの仏堂が寺院に統合されたり、廃止されたことがわかる。

ただし、明治政府による信仰の場の整理統合を図る法令の文言に、仏堂がその対象として明記されたのは明治九(一八七六)年発布の教部省達第三十七号<sup>(6)</sup>である。ここでは「山野路傍ニ散在セル神祠仏堂」で「矮陋」なものや「平素監守」がないものは、最寄の寺社への合併移転を命じている。これをうけて、大分県でも明治一〇(一八七七)年に庶布第七号<sup>(7)</sup>をだし、同一二年には「仏堂明細牒」の作成を命じている。明細牒は同一四年に完成するが、これが実情を完全に把握するものでなかったことは大分県も認識しており、同一五―一七年にかけて実地検査を県内で実施している。結果、廃止されたはずの仏堂がなお所在することが確認され、据置願や個人で祀ることを申請する自祭願、あるいは仏堂を廃

止する取除届の提出が行われ、同一九年に「境外仏堂明細牒」が完成する。以後、同二三年・四四年と仏堂明細牒は寺社のそれとともに編纂されるが、これらの記録に掲載された仏堂は公的に許可されたものと位置付けられる。表20は、一連の仏堂の整理統合にかかる文書をもとにしたが、明治八年の廃堂録に掲載されながらも、明治一七年の実地検査でなお実在することが指摘されているものも多い。しかし、その後も実地検査の際に廃堂とされ、その後も再興願が出されてないにもかかわらず、現存する仏堂もある。あるいは、実地検査の結果、個人所有の仏堂として自祭願が提出され、私堂という建前をとったものもある。前者の例としては、馬場マンドコロの観音堂(22)や掛樋成澄の地藏堂(52)などを挙げることができる。後者の例としては、下原村光守の観音堂が挙げられ、これは現在福地組が祀る観音堂(10)で、仏堂存続のため個人所有の仏堂とされたことが窺える。こうした点から、明治政府による仏堂の整理統合は完全ではなく、信仰の場である仏堂は様々な形をとりながら存続したものも少ないことがわかる。しかし、明治時代に政策によつて廃止され、現在は所在地も不詳である仏堂が多いことは事実であり、明治時代以前は多くの仏堂が所在したことを確認することができる。仏堂の歴史さらにはムラの景観にとつて、明治時代は大きな画期であったことが窺えよう。

なお、ここでは取り上げることができなかったが、各地に所在した小社・小祠も整理の対象となり、拠点とされた神社への合祀が行われた。現在、境内に多くの石祠が所在する神社は多く、こうした神社景観は明治時代に創出されたのである。明治以前のムラには、現在以上に多くの仏堂と小社・小祠が所在したのであった。

## 2 近世の仏堂

安岐町域の場合、村明細帳などの近世の行政村の概況を伝えるものがほとんどないため、文字情報の上で仏堂の在り方を確認できる事例は少ない。現在の段階で、一定のエリアで仏堂の所在を確認できるのは、中園村・両子村・朝来野川流域の三つである。

### 〈中園村〉

弘化四（一八四七）年成立の「中園村明細記下書」<sup>(6)</sup>が伝わっており、そこには「堂三ヶ所」として法雲庵・浄泉庵・済川庵の名がある。法雲庵は現在の法雲堂（34）に比定でき、浄泉庵は「本尊木仏阿弥陀仏」とあることから現阿弥陀堂（35）に、済川庵は「本尊石躰地藏尊」と記され現地藏堂（36）に比定できる。いずれも實際寺の末庵とされている。現在も三ヶ所の堂が所在しており、このような在り方は一九世紀半ばから変化がないことがわかる。

### 〈朝来野川流域〉

旧久末村の護聖寺に伝わる安政三（一八五六）年作成の「護聖寺寺地并祭礼等書上」（補遺I—）に仏堂の記載がある。これについては表19に掲載したが、基本的に護聖寺檀家のムラに所在する仏堂を護聖寺管理下の仏堂としており、残念ながら朝来野川流域全体を知ることはいえない。

### 〈両子村〉

両子寺所蔵の安政六（一八五九）年付の「神社仏閣御改明細」（補遺I—）に横峯毘沙門堂・払地藏堂・徳代観音堂・次郎丸阿弥陀堂・宮之脇十王堂・工園地藏堂・小畑観音堂の七つが「両子寺支配所」として記されている。このうち、十王堂は現在確認できないが、宮之脇という記載から歳神社付近に所在したとみられる。両子村は一円両子寺の檀家で

あり、これら七つの仏堂が一九世紀半ばに同地に所在した仏堂とみられる。人々の生活において基本単位となる組には一つの仏堂が所在する現在とほぼ変わらないことがわかる。

この他に、近世の記録類で所在を確認できる仏堂としては、大字糸永の地藏堂（79）がある。これは、糸永村庄屋矢野家に伝わった寛政年間の「日記」に「辻ノ堂」として登場し、矢野氏がたびたび詣でたことが記されている。また、棟札などの近世の諸資料から確認できるものとしては大字吉松の開山堂（41）・尾崎地藏堂（44）、大字山口の阿弥陀堂（67）、大字油留木の不動堂（54）などが挙げられる。一九世紀代の年号を有するものが多いが、尾崎地藏堂には天和四（一六八四）年・正徳三（一七一三）年・享保二〇（一七三五）年の棟札があり、近世の史資料で確認できる仏堂としては最も古い。

前述したように、近世における仏堂の分布を明らかにし得る地区は少ない。ただ、それを確認できる地区から仏堂の在り方をみていくと、朝来野川流域の切畑のように、近世段階では上土居と下土居の二つに分かれており、各々に仏堂が所在した例もあるが、大字両子や中園の例に示されるように、一つの組には少なくとも一つの仏堂が所在するというのが基本であったとみられる。なお、大字油留木の場合、表20によると明治八年段階に、六つの仏堂が上油留木の不動堂へ統合されたという。統合先からみて、これらは大字油留木の各地に点在したと考えられ、かつ油留木は六つの集落から構成されることをふまえると、右で述べた近世段階の仏堂の在り方も伝える傍証といえる。

さて、近世の史資料から仏堂の性格などを捉えた時、まず指摘できることは仏堂が寺の管理下にあった点である。前で触れた両子寺の史料が端的に物語るように仏堂は寺の「支配」下にあるものとされ、実際護聖寺



の史料では、仏堂などの祭礼は寺が勤めるものと位置付けている。前述した大字糸永の地藏堂のように、仏堂はムラの日常生活において身近な信仰の場であったということもできる。こうした仏堂という信仰の場を通して寺とムラのつながりを考えると、寺の住職は仏堂の祭礼の執行者としてムラにとつて不可欠の存在であったことが推察される。そして、寺の住職任免にも檀家の同意を必要としたことなど、寺とムラは互いに規制しあう関係にあったことをふまえると、寺にとつての仏堂は「支配」という言葉で表現されるものの、その祭礼を務めることは一方的な「支配」ではなく、仏堂が所在するムラに対して果たすべき義務であったことを指摘することができよう。加えて、限られた所領しか持たない寺にとつて、ムラの仏堂の祭礼は重要な財源であり、寺とムラとのつなぐ回路としての役割を有したことも窺える。

次に留意されることは、仏堂の祭祀主体である。現在、その多くはムラ共有とされるが、同族結合であるイットウで祀る仏堂もある。例えば、大字吉松の観音堂(42)は後藤、大字糸永の桂徳寺境内の地藏堂(78)は古庄というイットウが各々祀っている。特に、前者の場合、境内に所在する近世石造物もその銘文から後藤氏が造立したことが知られ、近世からイットウによつて祀られていたことがわかる。もちろん、こうした現在の祭祀主体を以て、これを仏堂の直ちに創立主体と見なすことはできない。明治期の行政文書で由緒の判明する仏堂の多くが、現在はムラ共有であっても個人の創建と伝えて<sup>(9)</sup>いることは、仏堂の成立を検討する上で留意すべき点であろう。

なお、安岐町域には、弘法大師のみを祀る仏堂や祠は少なくない。国東半島における弘法大師信仰は、宝暦一〇(一七六〇)年に天念寺(豊後高田市)の盛殿法印が四国八十八ヶ所を勧請したことを嚆矢とし、爆

発的に広がった。弘法大師のみを祀る仏堂や祠は、すぐれて一八世紀半ば以後の造立であることがわかる。

### 3 中世の仏堂

安岐町の仏堂について、中世の記録からその存在を確認できるものはないが、一六世紀以前の仏像を安置する仏堂は少なくない。例えば、大字両子の小畑観音堂(84)・阿弥陀堂(87)は、各々平安期の観音菩薩像と阿弥陀如来像を安置する。その他、仏野観音堂(102)には平安期に遡り得る観音菩薩像がある。また、一四〜一五世紀代の仏像を安置するものとしては、大字両子の徳代観音堂(88)と地藏堂(85)、大字矢川の中ノ川観音堂(104)、大字明治の阿弥陀堂(119)と市ノ尾観音堂(126)・大字下山口の京田阿弥陀堂(60)・大字山浦の橋上観音堂(101)・大字成久の阿弥陀堂(39)や前述した桂徳寺境内の地藏堂などが挙げられる。また、大字明治の杉園薬師堂(130)の境内にある石造阿弥陀如来像も一五世紀代の作とみられる。安岐町では、大字両子・明治・矢川に中世の仏像をつたえる仏堂が多いことを指摘できる。なお、境内に五輪塔などの中世の石造物が所在する仏堂も多いが、石造物は可搬性が高いこともあつて、現所在地が本来の所在地であると直ちに言い難いし、仏像自体も他所からの移動を想定することもできる。しかし、中世の仏像を本尊として安置する仏堂については、概してその創建整備を本尊作成の時期に求めることは可能であろう。

既に、中世の仏堂については祭祀主体という面では個人の持仏堂の他にムラの象徴ともいふべき惣堂が所在し、それは信仰の場であると同時に寄合の場などとして日常生活に結び付いた存在であつたとされている。また、惣堂には一四世紀代を画期として地域共有の田畠や山林が集積さ



写真50 石造地藏菩薩像（糸永地藏堂）

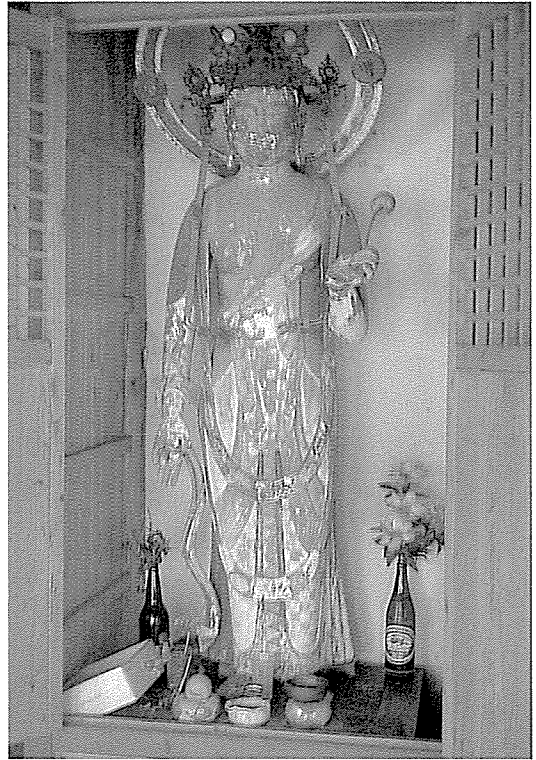


写真49 木造観音菩薩立像（小畑観音堂）

れたことも指摘されている。<sup>(10)</sup> 安岐町をはじめとする国東半島では、こうした仏堂の在り方を明確に知ることはできないが、安岐町の仏堂に祀られる仏像で、中世に遡るものの多くは一四世紀以後のものであることは興味深い。仏堂は共同体の存在を前提とするものであり、右のような仏堂の在り方は、本書Ⅳ―1で触れた耕地の集中化と集落の形成が少なくとも一五世紀代には展開したことの傍証となり得るのではないだろうか。さらに言えば、仏堂は地域の開発史などを知る上でも留意すべき「遺跡」といえる。

#### 4 供養塔について

ところで、こうした仏堂には、本尊を安置する御堂の他に、境内地中に・近世の石造物が所在するものも少なくない。こうした石造物の多くは近世以後に建てられた様々な供養塔である（「資」Ⅳ参照）。

これらの供養塔は、納経供養塔・巡礼供養塔・念仏供養塔・その他の四つにひとまず分類できる。以下では各々の持つ役割などについてみていくこととしたい。

##### （一）さまざまなか供養塔

##### ①納経供養塔

##### ア 一字一石塔

これは經典を一石に一字ずつ書写した一字一石経（礫石経）を埋めた所の上に建てられたもので、法華経を書写したものが多い。礫石経は平安時代からみられるが、中世以降は現世利益や追善供養を目的とし、積善業などとして行われたようである。「石書経」・「経王塔」などもここに含まれる。<sup>(12)</sup> なお、金剛経に関わるものが、大字成久の阿弥陀堂に一基ある。ちなみに、前述した矢野家文書にある寛政年間の「日記」には、

一字一石書写に関する記述がある。これによると、書写は寛政五（一七九九）年二月一〇日から八月二五日にわたったことがわかる。願主は矢野休意（当時七六歳）で、人数は不詳ながらも書写には村人が参加している。書写する法華経は檀那寺である桂徳寺から借用している。ただ、この時に一字一石塔を建立したかどうかは記述もないし、糸永地区で確認できないため不詳である。

イ その他

「奉誦誦大乘妙典一部」・「奉書写大乘妙典一部供養塔」など經典の誦誦あるいは書写に関わって造立されたもので、書写の場合いかなる方法に拠るのかは判然としない。

## ②巡礼供養塔

この種の塔は、廻国供養塔、西国巡礼あるいは四国遍路の供養塔の二つに大別できる。

ア 廻国供養塔

塔に「日本廻国」・「日本廻国六十六部供養塔」・「奉納大乘妙典日本廻国供養塔」などであるもので、日本六十六ヶ国ごとに一ヶ所ずつ法華経一部を奉納して廻る、いわゆる六十六部納経に関わるものである。

イ 西国巡礼供養塔・四国遍路供養塔

各々、西国三十三ヶ所、四国八十八ヶ所の巡礼に関わるもの。西国巡礼供養塔のうち、尾崎地藏堂（大字吉松）のものは次兵衛など吉松村の住人五名と西本村の住人一名の名前が刻まれている。また、同じ大字吉松の七朗観音堂のものも吉松村住人三名の名前がある。これらは村人の巡礼達成をうけて造立されたことが確認できる。

こうした巡礼供養塔は、例えば、吉松の尾崎地藏堂などの西国巡礼供養塔のように、塔が所在する村の人名が刻まれていることから、巡礼を

終えて無事に村に戻った者たちを顕彰する意味を有したことが窺える。ただ、廻国供養塔については、諸国をめぐる廻国行者とどのような接点があり、いかなる経緯で建立されたのかは知ることはできない。しかし、ムラにとってこうした外界から来た行者あるいは西国巡礼など外界に出た者たちは、様々な情報・文化をムラにもたらす存在であったとみられる。本書VIIで触れられた大字朝来の油原地区で祀られる「大杉様」は関東地方など東国で信仰される神である。こうした遠隔地の神は、廻国行者などの外界から来た者によってもたらされたことも推察される。

## ③念仏供養塔

いわゆる百万遍念仏などに関わるものや「南無阿弥陀仏」と刻まれるものなどである。

## ④その他供養塔

特徴あるものとしては、安岐郷七社（瀬戸田善神王社・馬場熊野社・成久歳神社・中園歳神社・下山口八坂社・下原加茂社・西本剣社）の参詣に関わるものが挙げられる。大字掛樋の小野に二基所在し、いずれも享保年間に建てられものであるが、安岐町域でもここでしか確認できていない。すぐれて局地的なものともいえようが、この七社参りは昭和二〇年代まで広くみられ、病氣平癒や雨乞の折になされたという。この参詣塔は、かつての安岐郷域でみられたいのりの姿を伝える遺産である。また、大字朝来の木馬寺跡に所在する仁聞供養塔も留意される。仁聞は六郷山の開基とされ、中世後半以後広く信仰されたことが窺える。国東半島各地には、仁聞御作といわれる仏像も多い。この供養塔は、そうした仁聞信仰の一端を伝えるものといえよう。

## (2) 供養塔と仏堂

安岐町域における諸種の供養塔は、様々な信仰の遺産であることはい

うまでもないが、その多くは、例えば一字一石の書写あるいは西国巡礼や百万遍念仏などの、いうなれば「事業」の達成を記念して製作されたモノユメントとしての役割を持つ。すると、これらは人目につきやすい地に建てられるという性格を看取でき、ムラの仏堂にこれら供養塔が所在する例が少なくないのは、一つには仏堂が祈りの場であるとともに寄合の場とされたように、ムラにおいて人々が集まる公的な場ともいうべき施設であったことに拠る。

なお、こうした諸種の供養塔をうみだした、ムラのいのりに関して、安岐町糸永村の庄屋矢野家の日記には実に様々ないのりの姿が書きとめられている。ここでは、一・二の記述を紹介しておこう。

前で触れた矢野家の「日記」には、寛政四（一七九九）年九月一〇日から一八日にかけて「文殊様御名号」を一〇万遍唱えたことが記されている。これは「おなつ耳能きこゑ出し候様ニ御願申上者、御礼に浦部文殊様（文殊仙寺―引用者注―）ニきり持参仕候則御礼申上候」とあるように、娘の耳の不調をうけての行為であった。あるいは、寛政五年八月には一日から一七日にかけて「神宮寺（糸永村の鎮守八坂社の神宮寺―引用者注）御薬師様に心経千巻」を読誦奉納したとあり、これは子供である銀次の腋下にできた腫物の平癒を願ったことであつたという。これらはすぐれて矢野休意という個人の信仰に関わるものであるが、そこにはムラの宗教施設だけでなく、離れた地にある寺へもいのりを捧げている。こうした個人の信仰は同時にムラの信仰の基盤をなすものであつた。仏堂をはじめ寺社などの信仰の遺跡はこうした「信仰の力」によって成り立っていたのである。

## 二 ムラの墓地

死者を埋葬する墓地は、ムラの人々にとって、彼岸あるいはお盆など、一年に数度は死者と向きあい、いのりを捧げる場であつた。

安岐町にも多くの墓地がある。ここでは、数少ない中世から連続する墓地の一例として、安岐町大字矢川の中ノ川墓地（踊墓とも呼ばれる、以下本墓地という）を取り上げ、いのりの場である墓地とそこに現れるムラの歴史の一端をみていくこととしたい。

### 1 立地と平面構成

#### (1) 立地

中ノ川集落は現安岐町の西端、安岐川の支流である中野川左岸に位置し、現在は七戸からなる小さな集落である。集落は河野姓五戸・小野姓二戸から成るが、戦後は一七戸ほどあつたという。近世の行政村としては中ノ川村に属し、現在は大田村域となる中野川右岸の集落とともに一村を形成していた。

本墓地は、中ノ川集落の北に位置する丘陵の尾根上にある。墓地はほぼ東西に伸びる尾根上をはしる道沿いに築造されている。かつて、この道は大字朝来と中ノ川とを結ぶ主要交通路であり、昭和二〇年代まで利用されていたというが、中ノ川集落の西を通り、安岐川沿いに伸びる県道の整備などによって、忘れられた道となった。また、本墓地については、本章の一で触れた『朝来村史蹟写真真帖』に写真が掲載されており（写真52）、これをみると現在と異なり樹木も少ないことが窺え、本墓地の景観はこの八〇年ほどで大きく変化したことがわかる。



図38 中ノ川墓地位置図



写真51 中ノ川墓地の現況



写真52 中ノ川墓地旧景

①現状

さて、現在は南側斜面に近い所では堆積物があり、埋没した墓碑も少なくない。そのいくつかは確認することができたが、今回の調査では諸般の事情から現況を変えることはできなかったため、堆積物の除去などはできなかつた。それゆえ、把握したものの他になお埋没した墓碑なども所在するとみられるし、墓地の区画も南側斜面で不明瞭な所もあつたが、今回は現況の把握のみとした。また、以下での区画の設定や墓碑数などは充分なものでないことをあらかじめ御了承いただきたい。

(2) 墓地の現状と構成

現在、本墓地は南東部から上がる道がつくられているが、墓碑のほとんどが、中ノ川から上がってくる道に向かって建てられていることから、本来の墓地へのルートは朝来と中ノ川を結ぶ道路であつたことがわかる。それゆえ、墓地西端の大正八(一九一九)年の建立になる供養塔も、この道路に向き合う立地となつている。

また、墓地のほぼ中央部には石造地藏菩薩像(像高六六・五cm・凝灰岩製)と石の台が所在する。この一帯は整地がなされ、周囲に五輪塔などがある。道路からの入口には左右に六地藏がある。前述した石の台は棺桶を置く台で、ここで法要も営まれたといい、いわば墓地の中核とな

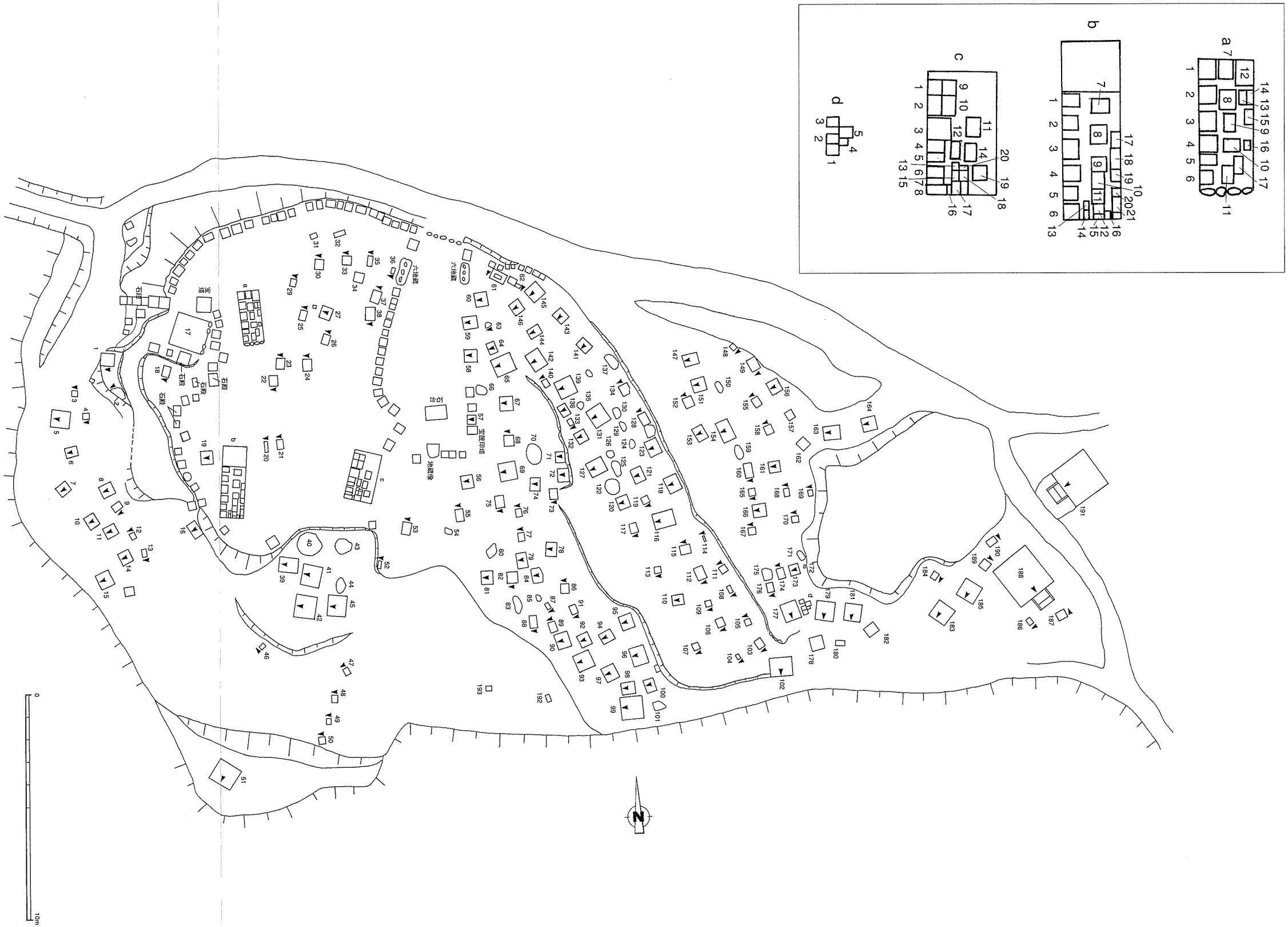


図39 中ノ川墓地平面図 (番号および表記がないものは五輪塔) 矢印は墓碑の向きを示す

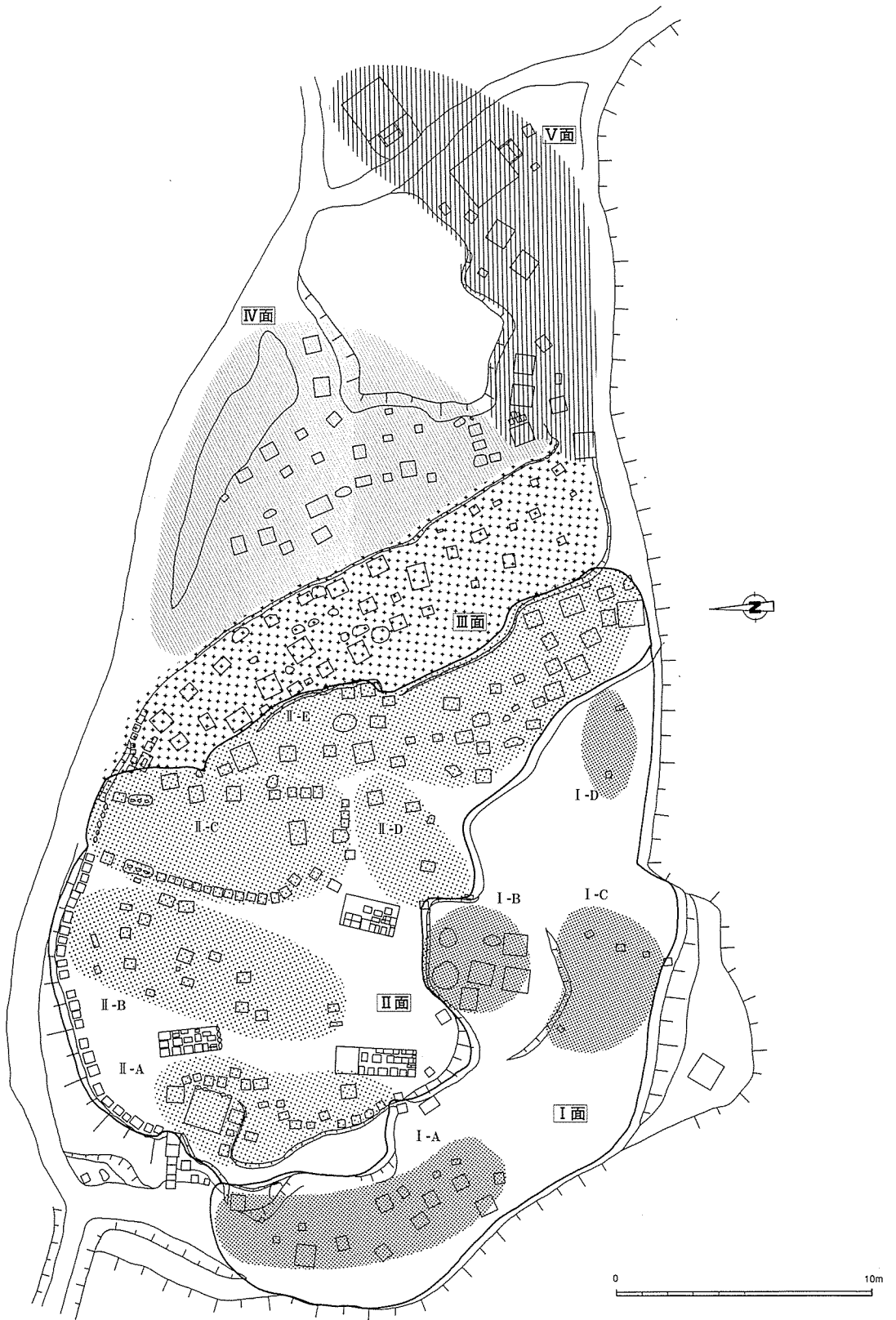


図40 中ノ川墓地の平面構成

る区画である。中央の地藏菩薩は安政四（一八五七）年に製作されたもので、台座には年号とともに、河野閔蔵・同忠右衛門・同増左衛門・同清兵衛・同善蔵・同原右衛門・同柳右衛門・同茂三良・同健五良・同小□□・同兼太良・同顕六の二二名の名前が刻まれている。いずれも河野姓であり、本墓地は河野イットウの墓地であつたことが窺える。

ただ、本墓地には墓碑を寄せ集めたまとまりが全部で四つある。図39でa、dとした部分である。d以外は二〇基前後の墓碑を集積しており、過去に墓碑の整理がなされたことがわかる。前述した堆積物の問題はあつたものの、南西部および中央部付近には墓碑が粗なエリアが所在するものは、こうした整理の結果を伝えている。

## ②構成

本墓地は大きく分けると五つのエリアから成る（図40参照）。

I面↓四つのまとまりから構成される。河野学（昭和三九年没）家に関する墓碑（四一号など・I—A）、河野桂太（昭和一四年没・I—B）家に関する墓碑（五号など）と二つのまとまりを確認できる。この他、わずかに倒壊墓碑（四六号、五〇号・I—C）や台座のみ（一九二号・一九三号）が所在する部分（I—D）がある。区画も判然としないものの、ここでは二つの区画とした。五一号は戦死墓・軍人墓などと呼ばれるものだが、単独で所在しており、ここでは区画を設定しなかつた。

II面↓中央部の整備のため、判然としない部分があるが、五つのまとまりから成る。供養塔周辺の五輪塔を中心とする区画（II—A）、その東側の区画（II—B）、地藏菩薩像を中心とし、五輪塔が並ぶ区画（II—C）、その南側の五輪塔と近世墓碑が混在する区画（II—D）の四つをまず設定できる。残る部分は、道に近い北側周辺はI

面に所在する河野学の父藤吉とその子供などの墓碑、河野学の子供である袈裟義の家族の墓碑が確認できる。一方、南側は河野肇家・河野源吉家に関する墓碑が確認できるが、これらは明確に範囲を特定できないため、ここでは一つの区画（II—E）とした。南側斜面に近い所は相対的に新しい墓碑が並ぶ。

III面↓南側には藤井姓の家に関する墓碑が確認でき（二〇四号、一一五号）、この他は、河野源吉の子・堺の家族および河野弥市家・直助家に関する墓碑が所在するが、区画は判然とせず一つのまとまりとした。

IV面↓河野彦造家・河野末松家に関する墓碑を確認できるが、区画は判然とせず一つのまとまりとした。

V面↓小野家・永松家に関する墓碑が所在し、その中心をなすのは小野家である。このエリアのみ墓碑の向きも他と異なっている。エリア上は、II面およびIII面の端に位置する一〇二号および一七七号（いずれも小野家の墓碑）もここに含めた。

これら五つのエリアのうち、まずV面については明治四五（一九一二年）の墓碑（d—3号）が最古の年紀を有する墓碑であり、その形成は明治期に求めることができよう。

他のエリアでは一七世紀代の墓碑がIIとIV面で確認できる。特に、II面には一七世紀代の墓碑がII—Aに二基、II—Dに三基ある。また、一八世紀前半代の墓碑もII—BおよびDにあり、II面が本墓地で最も早く整備されたエリアといえる。また、IV面南に天和三（一六八三）年の墓碑（一七六号）をはじめ、年紀不詳ながらも同一の型式の墓碑が複数所在し、一七世紀後半頃にIV面も形成されたとみられるが、中世に遡るような石造物はない。これらの二つのエリアにはさまれるIII面は年紀があ





写真53 中ノ川墓地の五輪塔

る墓碑としては享保九（一七二四）年の墓碑（一一六号など）を最古とするが、五輪塔が一基所在する。こうした一八世紀前半の墓碑を最古としながらも、五輪塔が所在する状況はI面でもみられる。

一方で、前述した四つの場所に集積された墓碑については、dは小野姓のものであることからV面に所在したことがまずわかる。この他は原位置が不詳なものが多いが、aには河野藤吉の両親や子供の墓碑があるが、藤吉の墓碑がII-Cに隣接してあることから、本来はその周辺に所在したことが推測される。ちなみに、集積された墓碑には一九三〇年代のものもあり、墓碑の集積は戦後になってからのこととみられる。

本墓地の場合、II-Cは整地面を伴い、過去のある時期に整備されていることから、本来の墓地構成の復原や五輪塔の原位置を知ることは難しい。ただ、上述した墓碑の分布などからして、II面が中核となるエリアであり、これにI面とIII面が付随するエリヤが推察される。この二つのエリアについては、I面との間に築造時期の開きを想定することもできようが、中世段階の本墓地は少なくともこの三面を暮域としたことが推察される。そして、IV・V面は基本的に近世以後の築造といえる。

## 2 五輪塔と墓碑

### (1) 五輪塔

本墓地には、近世以後の年号を有する墓碑（以下で単に墓碑と呼ぶ）の他に、五輪塔などの諸種の石造物が所在する。このうち、五輪塔は八六基所在するが、ここで五輪塔としたものには、笠などの同一の部位を二重にして一つの塔のようにしたもの二基をひとまず含めている。この二基を除いた分についてより詳細にみると、完形のもの四二基、台座（地輪）が所在し他の部位が完全でないものは二七基（うち空輪・風輪のみがないものは二二基）、台座のみがないものは二基、台座がなく笠のみというように他の部位も完全に残らないものは一四基である。これらの点から、台座が所在することを基準にした時、少なくとも七〇基近くの五輪塔が所在したことを確認できる。これらの五輪塔は一五世紀以後のものとみられる。また、宝塔一基と宝篋印塔が一基所在するが、いずれも一五世紀代の製作と考えられる。この他に、六地藏や石殿が七基所在する。

### (2) 墓碑

ところで、本墓地には、墓碑を集積した地が四ヶ所あるし、台石のみが所在する例もある。ただ、その数は集積された墓碑と合致せず、台石と墓碑の対応関係は判然としないため、今回は墓碑もしくは台石のみのものについて、各々一基として数えた。また、石を集積したものも含めると二五六基の墓が所在し、このうち台座のみなのは一二基、石を集積したものは一〇基である（表26参照）。

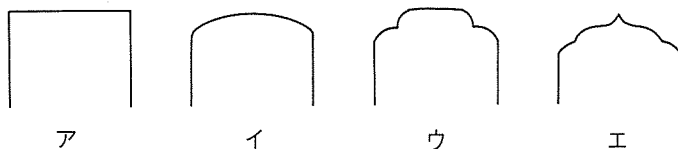


図41 墓碑の花燈形

①墓碑の分類

本墓地に所在する墓碑については、次のように分類できる。なお、墓碑のうち、戒名を刻む凹部（以下、花燈形<sup>(13)</sup>という）は、前掲の図41のよう<sup>(13)</sup>にその上部の形態を分類できる。

〈A類〉

頭頂部の正面観が三角形で板碑の系譜をひくとみられるもの。背面が未整形である。このうち、側面観が台形状を呈するものをA1、側面観が長方形状を呈し、反りがみられる場合もあるものをA2とした。花燈形には様々なタイプがある。

〈B類〉

頭頂部の正面観が三角形を呈するものの平坦に近く、背面は整形されている。

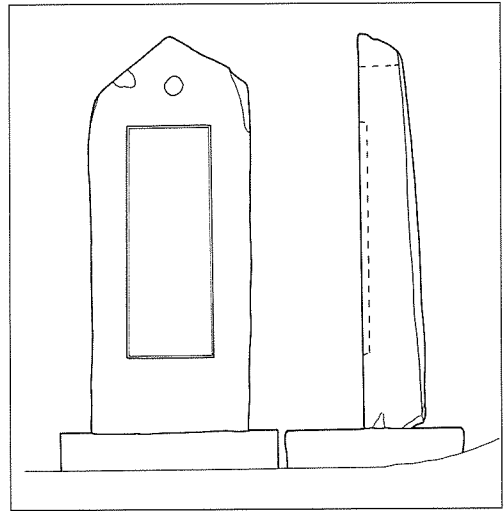


図42 A1類 (19号墓碑・1/20)

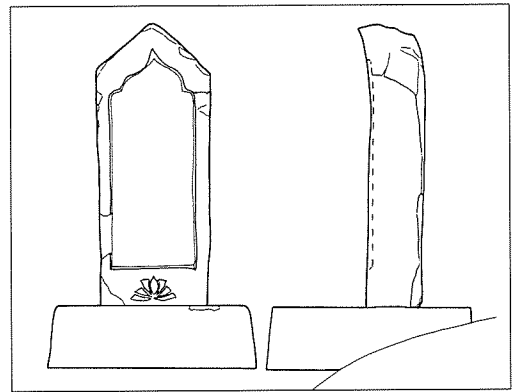


図43 A2類 (18号墓碑・1/20)

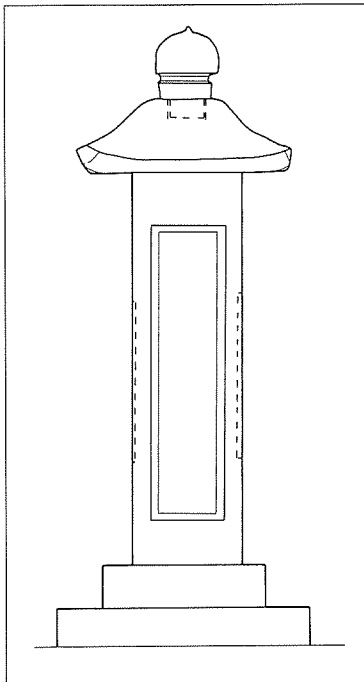


図45 C類 (121号墓碑・1/20)

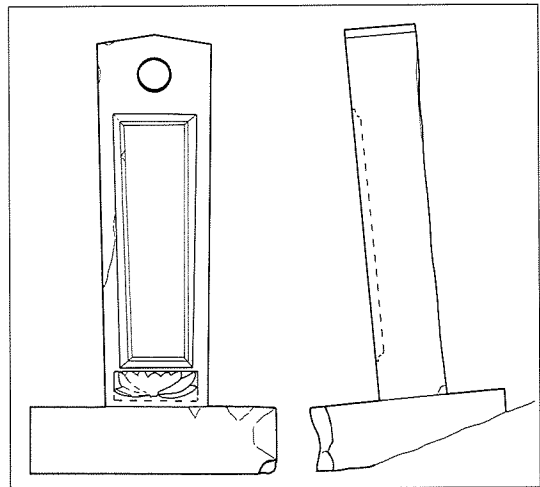


図44 B類 (72号墓碑・1/20)



写真55 D2 b類 (58号墓碑)



写真54 D1類 (57号墓碑)



写真57 E2 a類 (127号墓碑)



写真56 E1 a類 (156号墓碑)

花燈形は基本的にアの形態である。

#### 〈C類〉

笠塔婆のもの。

#### 〈D類〉

頭部が半円状となり、碑身が方柱状をなすものである。位牌型<sup>(14)</sup>などと称され、全国的に斉一性の強い型式である。<sup>(15)</sup>

このうち花燈形イを有するものをD1とする。これは一八世紀後半に登場し、一九世紀前半まで確認できる。一九世紀代のものに凝灰岩質のものがみられるが、基本的に安山岩を石材とする。このD1に遅れて登場するのが、花燈形のウおよびエを有するものである。ただ、花燈形の違いは時代の変遷を示すものでなく、混在する様相を呈する。凝灰岩を石材とする点で共通していることからC2とし、花燈形ウを有するものをD2a、エを有するものをD2bとする。また、花燈形のないものはD3としたが、これは基本的に子供の墓碑である。その他、倒壊などによって形式を判別できないものはD4とした。

#### 〈E類〉

頭部の四隅が反り、碑身が方柱状をなすものである。冑型<sup>(16)</sup>などと称され、大分県では一八二〇年代からみられる。<sup>(17)</sup>これは台座に蓮華座やいわゆる猫足の有無によって、二種に分類できる。ないものをE1、あるものをE2とする。E1のうち、花燈形ウを有するものはE1a、花燈形エを有するものはE1b、ないものはE1cとした。また、E2も同様の分類を行った。そして、倒壊や台石の欠損により形式を判別できないものはE3とした。

#### 〈F類〉

頭部が平らで、碑身が方柱状をなすもの。戒名を刻む凹部がない。基

壇が付かないものをF1、付くものをF2とする。

#### 〈G類〉

地藏菩薩などの仏像を彫ったもの。

#### 〈H類〉

石祠の形をとるもの。

#### 〈I類〉

頭部が尖頭状を呈し、碑身が長いもの。戦死墓・軍人墓と呼ばれる。

#### 〈J類〉

自然石を墓碑とするもの。

#### 〈K類〉

石を集積したもの。

#### 〈L類〉

上記の分類に属さないもので、本墓地では木製卒塔婆が相当する。

#### ② 墓碑の編年

後掲の表22にあるとおり、本墓地における最古の年紀を有する墓碑は、寛文三（一六六三）年銘の墓碑（一九号）である。そこで、右でみた分類をふまえて、一六六〇年代以後の一〇年単位で各類型の墓碑数をまとめたものが表21である。ちなみに、墓碑は没後すぐに建てられるわけではなく、特に三回忌・一三回忌が重視されたが、年忌に際して建てられたといい、没年から築造までに平均して一〇年の開きがあるといわれる。<sup>(18)</sup>そこで、墓碑に刻まれた年紀に一〇年を足したものをひとまず築造年代とし、この点から本墓地における墓碑の変遷をみると、一八世紀後半に全国型式であるD類が登場し、E類は一九世紀半ばから確認できる。ただ、D類は二〇世紀まで造立されており、本墓地における中心となる型式といえる。また、C類に属する三基の墓碑は、享保九（一七二四）

表21 中ノ川墓地の墓碑年代表

| 年代        | 型式 | A  |    | B | C | D  |     |     |    |    |     |     | E   |     |     |     |    |    |    | F  |    | G | H | I | J | K | L | 不詳 | 台石のみ | 計 |   |   |   |   |   |   |     |  |  |
|-----------|----|----|----|---|---|----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|----|------|---|---|---|---|---|---|---|-----|--|--|
|           |    | A1 | A2 |   |   | D1 | D2a | D2b | D3 | D4 | E1a | E1b | E1c | E2a | E2b | E2c | E3 | F1 | F2 | F3 | F4 |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   |     |  |  |
| 1660～1669 |    | 1  |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   | 1 |   |   |     |  |  |
| 1670～1679 |    | 2  |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   | 2 |   |     |  |  |
| 1680～1689 |    | 1  | 1  |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   | 2 |   |     |  |  |
| 1690～1699 |    |    | 1  |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   | 1 |   |     |  |  |
| 1700～1709 |    |    | 2  |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   | 3 |   |     |  |  |
| 1710～1719 |    | 1  | 1  |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   | 4 |   |     |  |  |
| 1720～1729 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 8 |     |  |  |
| 1730～1739 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 1 |     |  |  |
| 1740～1749 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 2 |     |  |  |
| 1750～1759 |    | 1  | 1  |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 2 |     |  |  |
| 1760～1769 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 2 |     |  |  |
| 1770～1779 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 3 |     |  |  |
| 1780～1789 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 5 |     |  |  |
| 1790～1799 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 7 |     |  |  |
| 1800～1809 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 5 |     |  |  |
| 1810～1819 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   | 2 |     |  |  |
| 1820～1829 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 12  |  |  |
| 1830～1839 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 5   |  |  |
| 1840～1849 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 8   |  |  |
| 1850～1859 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 8   |  |  |
| 1860～1869 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 5   |  |  |
| 1870～1879 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 16  |  |  |
| 1880～1889 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 12  |  |  |
| 1890～1899 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 8   |  |  |
| 1900～1909 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 5   |  |  |
| 1910～1919 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 14  |  |  |
| 1920～1929 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 9   |  |  |
| 1930～1939 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 9   |  |  |
| 1940～1949 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 14  |  |  |
| 1950～1959 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 8   |  |  |
| 1960～1969 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 3   |  |  |
| 1970～1979 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 2   |  |  |
| 1980～1989 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 1   |  |  |
| 1990～1999 |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 1   |  |  |
| 不詳        |    |    |    |   |   |    |     |     |    |    |     |     |     |     |     |     |    |    |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |      |   |   |   |   |   |   |   | 61  |  |  |
| 計         |    | 4  | 1  | 2 |   | 4  | 4   | 4   | 4  | 1  | 1   | 1   | 1   | 1   | 4   | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1  | 1    | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 256 |  |  |

・年代不詳とした中には、宝永年間のもの(54号)、大正年間のもの(98号・163号)も含めた。

・型式で不詳としたものは倒壊などにより墓碑型式が判然としないもの。

年が二基、同一一年が一基ときわめて限定された年紀を有し、すべてⅢ面に位置している。このことは本墓地ではC類の墓碑は特殊な型式の墓碑といえよう。そして、D類の出現以前は板碑の系譜にあるA類およびB類が中心である。この段階の墓碑は「小地域性」<sup>(19)</sup>を有するといいい、例えば安岐町でも大字明治の諸田地区では図46のようなデザイン<sup>(19)</sup>の墓碑が一八世紀後半まで所在する。

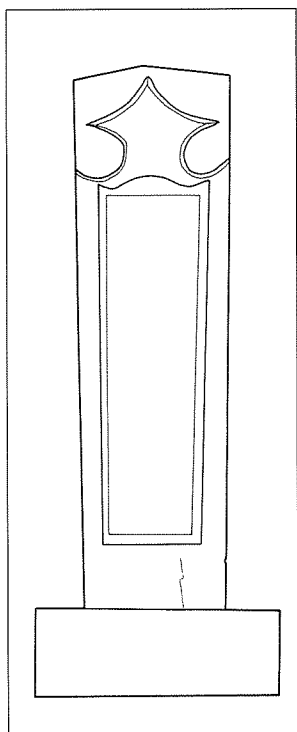


図46 諸田地区の墓碑 (1/20)

次に、墓碑を石材の点からみると、一八世紀後半に凝灰岩の墓碑が登場するまでは基本的に安山岩が使用されている。しかし、一九世紀前半以後は基本的に凝灰岩が使用されている。型式との関わりでいえば、D類では安山岩と凝灰岩が混在し、E類では凝灰岩のみとなっている。

なお、墓碑に刻まれた戒名の脚字については、禪定門・禪定尼は元文五(一七四〇)年の年紀がある一五四号墓碑を下限とし、その後は信士・信女となっている。

### 3 墓地とムラ

#### (1) 墓地にみるムラの姿

聞き取りによると、本墓地はムラの中心的存在で草分けの家ともいわれ

る河野イットウの墓地で、それ以外の家は他に墓地を形成していたという。実際、明治期の土地台帳などでも、このことを確認することができ。確かに、本墓地は現在七戸の共同墓地であるが、墓碑の銘文や平面構成などから、小野家の墓碑が所在する区画は明治期になって形成されたものであり、元来は河野イットウの墓地であったことが認められた。つまり、中ノ川は中心的存在である河野イットウとそれ以外の家という集落構成をとり、墓地の在り方はそれを反映しているのである。本書Ⅳ―一にあるとおり、安岐地域の集落ではイットウという同族結合がその構成の基礎にある所が確認されているが、中ノ川もイットウを集落構成の基礎とした集落の一つであることがわかる。

こうした中ノ川の河野氏については、史料上決して詳らかでない。ただ、一五世紀以後のものともみられる五輪塔や宝篋印塔が所在する墓地の成立は、少なくとも一五世紀代に一つの墓地を単独で形成し得るような、ムラにおける特化された勢力―その要因は明らかにできないが一の存在を示しているだろう。そして、右でみた中ノ川集落の在り方をふまえると、階層構造などは明らかでないが、同地では一五世紀代に河野イットウという同族結合を中核とする集落構成が形づくられたことが推察される。

#### (2) 墓地と中世石造物・仏堂

さて、中ノ川では、本墓地より古い時期に成立した墓地を現在の所確認できない。ただ、中世のムラの信仰遺産としては、集落の西にある観音堂(堂内の観音菩薩像は少なくとも一四世紀前半に遡るものとみられる)とその境内に所在する一四世紀後半のものともみられる宝篋印塔と板碑を挙げることができる。このうち、板碑にはキリク(阿弥陀の種字)が刻まれ、阿弥陀信仰に基づくものであることがわかる。本墓地に

先行する形で、こうした板碑が集落共有の仏堂に隣接して所在することは留意すべきであろう。

つまり、中ノ川においては、仏像や板碑の存在から一四世紀代には人々が居住していたことが認められるが、本墓地成立以前のこの段階でも、人々が居住する以上、何らかの形で供養がなされたことが窺える。すると、確かに観音堂脇の板碑には銘文を確認することができず、造立主体などは判然としない点はあるものの、この時期には板碑が供養碑として所在したとみられる。こうした点に関して、実際板碑に阿弥陀の種字が刻まれていることは示唆的であるし、板碑が集落共有の仏堂の脇に所在することをふまえると、板碑は中ノ川の共同体によって祀られたことも推察される<sup>20</sup>。そして、こうした板碑が所在する一帯、観音堂自体も供養の場であったともみなされよう。かつて、竹田聰洲氏が丹波国中江村における「村惣堂」が「惣村の共同詣墓」という性格を有したとする指摘は重要である。中ノ川観音堂に窺われる、墓地と共通する供養の場としての仏堂は、特に中世の仏堂の一つの在り方を示しているであろう。それに、安岐町の仏堂には、墓地に付随するもので、前述した諸種の供養塔とは役割などを異にする「三界万霊塔」が所在する例がある。もちろん、石造物の場合、後世の移動ということを考慮する必要はあるが、仮にそうだとしても、仏堂にそうした塔を引き寄せる本源的な性格があったことに由来するのではなからうか。

#### 4 今後の課題

これまでみてきた中ノ川墓地の在り方は、あくまで限られた一つのムラにおける事例であることはいうまでもない。ただ、ここでもムラの歴史において、大まかではあるが一五世紀代に一つの画期が所在したであ

ろうこと、国東半島の集落を波及する上ではイトウが留意されるべきものであることが確認された。

しかし、触れられなかった課題もある。その一つが近世墓碑の成立の問題であり、最後にこれについて簡単に述べておきたい。

既に、これまでの近世墓地の研究で、一七世紀前半の年紀を有する墓碑が国東半島域ではほとんどなく、墓碑の空白期ともいべき時期が所在することが指摘されている<sup>22</sup>。これは中世から連続する本墓地でもみられ、本墓地では前述したように寛文三（一六六三）年以前の年号を有する墓碑は確認されていない。

この問題については、本書Ⅳ―一・二で指摘されている慶長・元和期に国東半島を支配した細川氏権力の在り方を視野に納める必要があるのではないだろうか。つまり、従前の諸開発の成果を最大限に収奪しようとした細川氏の支配姿勢は、在地における余剰分をほとんど残さなかったとみられる。それゆえ、走り者といわれる農民の逃散も起こっており、その製作に一定のコストを必要とする墓碑の造立も成し難かったことが推測されるのである。これに関しては、前述したように本墓地で最古の年紀を有する寛文三（一六六三）年の墓碑（一九号）が五〇年忌に際して造立されたことが示唆的である。すなわち、五〇年忌に墓碑が造立されたことは、一七世紀前半にあたるそれまでの重要な年忌の際には墓碑造立を可能とする経済的余力がなかったことを示しているのではないだろうか。

もちろん、近世墓地あるいは墓碑をめぐることは、いわゆる寺檀制の成立も留意されるし、墓碑が没後すぐに造立されないことをふまえると、正保郷帳で村高が一律下げられる時期と国東半島域における近世墓碑の造立開始期にはなお二―三〇年の開きがある。それに、銘文を確認でき

るものが少ないという限界はあるものの、数多く所在する五輪塔にも一七世紀になってから造立されたことも想定すべきであり、そのためには一七世紀代の石造物の調査が重要となる。いずれにしても、近世墓碑あるいは墓地の成立については、今後検討すべき課題が多い。右で触れた経済的な問題は、その解明に向けて一つの視点を提示したものである。

## 四 おわりに

本章では仏堂と墓地という、ムラのいのりの場を取り上げ、その歴史およびこれらに反映される地域の歴史について若干の検討を行った。しかし、安岐郷域全体の歴史などに言及できなかったわけではないし、推測に拠る部分も多い。

ただ、仏堂や墓地といった、いのりの場を歴史的に捉えることは、過去のムラのいのりの姿を復原する上でも看過できないことであるし、これらいのりの場をはじめとする信仰の遺跡・遺産は、地域の歴史を追究する上で重要な資料である。ここでは、仏堂や墓地、石造物など様々な信仰の遺産を有機的に検討することによって、各々の有する歴史の意味や地域の歴史の一端を知ることが可能になると思われる。本章は、そうした視点に拠る一つの試論である。

註

- (1) 安丸良夫『神々の明治維新』(岩波書店 一九七九年)。  
(2) 明治期の行政文書にいう「仏堂」は、明治三年の『境外仏堂明細牒』で光照庵(現 国東町)は「無住無檀」のため、仏堂とされたことが注されるように、住職と檀家がな  
いことを要件とした。この段階では、例えば六郷山寺院の一つである丸小野寺(現武蔵

町)をはじめ元米寺院であったものも仏堂とされている。以下では、こうした寺院に由来する仏堂は直接対象としなかった。

- (3) 櫻井成昭「明治前期の仏堂に関する一考察」(『大分県地方史』一八五号 二〇〇二年)で、詳細な経緯などは分析した。

- (4) 『社寺検査書類 東国東郡』(大分県公文書館蔵)。

- (5) 前掲註(4) 史料に綴じられている。

- (6) 『法令全書』(『宗教と国家』日本近代日本思想大系 岩波書店 一九八八年に所収)。

- (7) 『縣治概略 一五』(大分県立図書館)。

- (8) 『安岐手永中園村明細記下書』(『大分県地方史料叢書 豊後国村明細帳(九) 大分県地方史研究会 一九八二年)。

- (9) 前掲註(4)をみると、例えば、東国東郡吉広村(現武蔵町の仏堂で由緒が判明するものは、基本的に個人の創立としている)。

- (10) 藤木久志「村の惣堂」(同氏「村と領主の戦国世界」東京大学出版会 一九九七年)など。

- (11) 供養塔については、竹内利美「廻国巡礼と納経供養」(『巡礼の構造と地方巡礼 講座 日本の巡礼第三巻』雄山閣 一九九六年所収、初出は一九四三年)などの研究がある。

- (12) 渋谷忠章「大分の礫石経」(『大分県地方史』一七〇号 一九九八年)。

- (13) 『女狐近世墓地』(大分県教育委員会 一九九六年)。

- (14) 山田拓伸「近世の墓地と墓碑」(『豊後国田染荘の調査 I』大分県立宇佐風土記の丘 歴史民俗資料館 一九八六年)。

- (15) 谷川章雄「近世墓碑の類型」(『考古学ジャーナル』二八八号 一九八八年)。

- (16) 前掲註(14) 論文。

- (17) 田中裕介「大分県の近世墓碑」(『大分県地方史』一三七号 一九九〇年)。

- (18) 横山浩一「型式論」(『講座日本考古学 I 研究の方法』岩波書店 一九八五年)。

- (19) 吉田 寛「大分県下における近世墓地発掘調査の成果と課題」(『大分県地方史』一八



四号 二〇〇二年)。

(20) 板碑については逆修のために造立されるなど、その目的は様々であるし、造立主体も講衆など多様である。右でみた中ノ川の板碑に対する推察は、中世社会における板碑の機能役割についての一つのモデルとして提示したものである。

(21) 竹田聴洲「村の墓制と墓制以前」(『民俗仏教と祖先信仰(下) 竹田聴洲著作集第二卷』第一七章 国書刊行会 一九九三年所収)。

(22) 田中裕介「大分県における近世墓地研究の軌跡と論点」(『大分県地方史』一八四号 二〇〇二年)。ここでは、大分県における近世墓地研究の研究史整理と文献一覧が載せられている。

表22 中ノ川墓地墓碑一覽

|      |      |      | 正 面                              | 右 面    | 左 面          | 石材  | 碑型  | 備 考   |
|------|------|------|----------------------------------|--------|--------------|-----|-----|-------|
| 19   | 寛文3  | 1663 | 寛文三年五十年忌<br>婦元法雲而元禪定門靈位<br>五月廿三日 |        |              | 安山岩 | A1  |       |
| 52   | 延宝3  | 1675 | 延宝三〇<br>婦元法善妙因禪定尼<br>十一月十四日      |        |              | 安山岩 | A1  |       |
| 18   | 延宝7  | 1679 | 延宝七年 之<br>婦寂知月道久禪定門<br>十二月十三日 位  |        |              | 安山岩 | A1  |       |
| 176  | 天和3  | 1683 | 天和三年<br>婦空□□妙□禪定尼靈位<br>七月十三日     |        |              | 安山岩 | A1  |       |
| 53   | 元禄2  | 1689 | 元禄二己巳天<br>婦真心月圓融禪定門覺靈<br>十月十六日   |        |              | 安山岩 | A2  |       |
| 55   | 元禄6  | 1693 | 元禄六癸酉天 之<br>婦元栄雪妙清禪定尼<br>七月十六日 位 |        |              | 安山岩 | A2  |       |
| 72   | 元禄14 | 1701 | 婦真空心妙劫禪定尼                        | 元禄十四己戌 | 十一月初□□       | 安山岩 | B   |       |
| 20   | 元禄17 | 1704 | 元禄十七丙申<br>竹庭淨覺塔<br>四月廿一日         |        |              | 安山岩 | A2  | 下部埋没  |
| 21   | 元禄17 | 1704 | 元禄十七丙申<br>高□規□塔<br>十月四日          |        |              | 安山岩 | A2  |       |
| 54   | 宝永   |      | 宝永 □□□<br>婦□□□妙□□□<br>□□二十□□     |        |              | 安山岩 | A1  | 倒壊墓碑  |
| 1    | 正徳2  | 1712 | 正徳二年<br>婦真濟休淨與禪定門<br>十月念三日       |        |              | 安山岩 | A2  |       |
| 75   | 正徳6  | 1716 | 益嶺宗月之塔                           | 正徳六年   | 十一月十四日       | 安山岩 | B   |       |
| 78   | 享保1  | 1716 | 享保元申天<br>□庵令□之塔<br>□□□日          |        |              | 安山岩 | B   |       |
| 66   | 享保3  | 1718 | 諱□自□□                            | 享保三□□  | 七月初三日        | 安山岩 | A1  | 破損    |
| 73   | 享保6  | 1721 | 一叟了臺塔                            | 享保六丑年  | 十一月二十九日      | 安山岩 | B   |       |
| 116  | 享保9  | 1724 | 起縮了載塔                            | 享保九辰天  | 三十日          | 安山岩 | C   |       |
| 121  | 享保9  | 1724 | 婦真弘雲了誓禪定門                        | 享保九辰歳  | 九月初三日        | 安山岩 | C   |       |
| 132  | 享保9  | 1724 | 享保九辰年<br>利空童子<br>八月十三日           |        |              | 安山岩 | B   |       |
| 136  | 享保9  | 1724 | 享保九辰年<br>江月□□□□<br>八月朔日          |        |              | 安山岩 | B   |       |
| 160  | 享保9  | 1724 | 觀室惟念尼                            | 八月二十三日 | 享保九辰天        | 安山岩 | B   |       |
| 166  | 享保9  | 1724 | 指山妙□尼                            | 八月十四日  | 享保九辰天        | 安山岩 | B   |       |
| 111  | 享保11 | 1726 | 淳吹自南塔                            | 享保十一年天 | 七月十三日        | 安山岩 | C   |       |
| 24   | 享保20 | 1735 | 瑞岩良願之墓                           | 享保二十卯天 | 六月二十二日       | 安山岩 | B   |       |
| 154  | 元文5  | 1740 | 元文五申歳<br>本覚了心禪定門靈位<br>七月初三日      |        |              | 安山岩 | A1  |       |
| 71   | 延享3  | 1746 | 不説                               | 延享三寅天  | 五月□二日        | 安山岩 | A2  |       |
| 57   | 宝曆8  | 1758 | 虚空妙自信女                           | 宝曆八寅天  | 八月八日         | 安山岩 | D1  |       |
| 86   | 宝曆9  | 1759 | 禪翁宗屋信士                           | 宝曆九卯天  | 七月十五日        | 安山岩 | D1  |       |
| 23   | 明和1  | 1764 | 陽雲心春信女                           | 明和元申天  | 十二月廿七日       | 安山岩 | D1  |       |
| 38   | 明和3  | 1766 | 禪外智參信士                           | 明和三戌天  | 八月十四日/河野徳右衛門 | 安山岩 | D1  |       |
| 22   | 明和5  | 1768 | 大通淨圓士                            | 明和五子天  | 三月十九日        | 安山岩 | D1  |       |
| 46   | 安永4  | 1775 | 荷芳妙遠信女                           | 安永四巳歳  | 四月廿九日        | 安山岩 | D2a | 下部埋没  |
| 33   | 安永8  | 1779 | 覚了源心信士                           | 安永八亥天  | 九月初九日        | 安山岩 | D2a |       |
| 64   | 安永7  | 1779 | 禪翁宗儀信士                           | 安永七戌天  | 十一月初七日       | 安山岩 | D1  |       |
| 35   | 安永10 | 1781 | 安永十巳天/七月十一日                      |        |              | 凝灰岩 | G   | 地藏菩薩像 |
| 25   | 安永10 | 1781 | 聖雲妙諦信士                           | 安永十丑天  | 正月九日         | 安山岩 | D1  |       |
| 30   | 天明1  | 1781 | 光輪涼照信士靈                          | 天明元巳歳  | 七月初四日        | 安山岩 | D2a |       |
| c-12 | 天明4  | 1784 | 秋冷童女                             | 天明四辰   | 八月廿三日        | 安山岩 | D1  |       |
| 37   | 天明7  | 1787 | 婦元證道信士                           | 天明七丁未天 | 正月廿一日/河野利兵衛  | 安山岩 | D1  |       |

|      |           | 正面                        | 右面                 | 左面            |               | 石材  | 碑型   | 備考        |
|------|-----------|---------------------------|--------------------|---------------|---------------|-----|------|-----------|
| 47   | 寛政3 1791  | 不説                        | 寛政三亥               | □月廿八日         |               | 凝灰岩 | 不明   | 倒壊・埋没墓碑   |
| a-16 | 寛政3 1791  | 智芳童女                      | 寛政三亥               | 二月十六日         |               | 凝灰岩 | D1   |           |
| 28   | 寛政5 1793  | 幻住童子                      | 寛政五□□              | 十月六日          |               | 安山岩 | D1   | 倒壊墓碑。台石埋没 |
| c-14 | 寛政6 1794  | 桂輪妙照信女                    | 寛政六寅天              | 八月初六日         |               | 凝灰岩 | D1   |           |
| 79   | 寛政7 1795  | 秋月淨皎信士                    | 俗名川野藤右衛門           | 寛政七卯八月十日      |               | 安山岩 | D1   |           |
| 12   | 寛政9 1797  | 寛政九壬巳天<br>兜室妙住信女<br>五月十九日 |                    |               |               | 凝灰岩 | G    | 地藏菩薩像     |
| 8    | 寛政9 1797  | 円靈淨鑑信士                    | 寛政九年               | 九月廿九日         |               | 安山岩 | D1   |           |
| a-2  | 享和1 1801  | 息因自耕女                     | 享和元酉年              | 五月廿六日         |               | 凝灰岩 | D1   |           |
| a-9  | 享和2 1802  | 緑岩恵□□女                    | 享和二戌               | 四月九日/源兵衛四子    |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 114  | 文化4 1807  | 月潭宗光信士                    | 文化四卯               | 八月六日/河野治良右門   |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 49   | 文化5 1808  | 一等安心道者                    | 文化五辰               | 十二月十九日        |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 161  | 文化6 1809  | 萬岳紹休居士                    | 文化六巳天              | 七月三日          |               | 安山岩 | D1   |           |
| c-10 | 文化13 1816 | 迦寂徳常隣信士                   | 文化十三子天             | 不説            |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| c-17 | 文化15 1818 | 金輪常剛信士                    | 文化十五寅天             | 不説            |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 27   | 文政4 1821  | 本了白曉信女                    | 文政四巳天              | 四月十三日         |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 48   | 文政5 1822  | 不説                        | 文政五□               | 正月四日          |               | 凝灰岩 | D4   | 倒壊・埋没墓碑   |
| 9    | 文政5 1822  | 心靈淨幻信士                    | 文政五年六月廿九日          | 河野甚右衛門        |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| c-15 | 文政7 1824  | 天輪常祐信士                    | 文政七申□              | 不説            |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 50   | 文政9 1826  | 妙光童子                      | 文政九戌天              | 不説            |               | 凝灰岩 | D2a  | 倒壊墓碑      |
| b-19 | 文政10 1827 |                           |                    |               | 文政十亥正月十六日/母   | 凝灰岩 | H    |           |
| b-18 | 文政10 1827 |                           |                    |               | 文政十亥正月十六日/清作  | 凝灰岩 | H    |           |
| b-10 | 文政10 1827 | 鏡山妙智大姉                    | 文政十亥               | 正月十六日         | キツ子           | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 113  | 文政11 1828 | 桂月妙昌信女                    | 文政十一子天             | 八月十二日         | 藤原正道          | 凝灰岩 | D2a  | 台石埋没      |
| a-17 | 文政11 1828 | 三陽智春信女                    | 文政十一子天             | 不説            |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 144  | 文政12 1829 |                           | 文政十二/頌応□□信士/丑九月廿一日 |               |               | 凝灰岩 | H    | 石殿        |
| 77   | 文政12 1829 | 春嶺妙光信士                    | 文政十二丑天             | 三月二日          |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 141  | 天保2 1831  | 陽岳良春居士                    | 天保二卯               | 正月七日          | 河野直助門         | 凝灰岩 | E 2a |           |
| 143  | 天保2 1831  | 春林妙意信女                    | 天保二卯               | 二月一日          | 河野直助妻         | 凝灰岩 | E 1a |           |
| 158  | 天保3 1832  | 春念自貞信女                    | 天保三辰年              | 二月十六日         |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 29   | 天保5 1834  | 澤雲冷水信士                    | 天保五年               | 八月八日          |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 4    | 天保6 1835  | 真如智性信女                    | 天保六未               | 二月廿九日         |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 145  | 天保7 1836  | 如智妙意信女                    | 天保七申天              | 七月廿九日         | すも子           | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 36   | 天保8 1837  | 春岳淨心信士                    | 天保八酉               | 二月十七日         |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| a-6  | 天保9 1838  | 通道淨機居士                    | 天保九戌               | 不説            |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| b-12 | 天保9 1838  | 現心童子位                     | 天保九戌               | 八月三日          |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| c-20 | 天保10 1839 | 不説                        | 天保十亥               | 不説            |               | 凝灰岩 | D4   |           |
| 13   | 天保10 1839 | 見応自生信士                    | 天保十亥八月十日           | 河野健助          |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 140  | 天保10 1839 | 秋露童子                      | 天保十亥               | 八月六日          |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| b-7  | 弘化4 1847  | 秋月了光居士                    | 弘化四 未正月廿九日         | 河野甚九良光重       |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| b-11 | 弘化4 1847  | 秋月了光信士                    | 弘化四 未正月廿九日         | 河野甚九郎□□□□     |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 76   | 弘化4 1847  | 妙□童子                      | 弘化四未               | 六月廿一日         |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| a-14 | 嘉永2 1849  | 寒嶽□□信士                    | 嘉永二酉年              | 二月二十二日        | 河野□市          | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 110  | 嘉永2 1849  | 観応妙念信女                    | 嘉永二酉天              | 十一月十六日        | ゆき/年七十五才      | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 58   | 嘉永4 1851  | 栢堂禪月居士                    | 嘉永四亥二月一日           | 河野藤右衛門        |               | 凝灰岩 | D2b  |           |
| 153  | 嘉永4 1851  | 雪峯道白信士                    | 嘉永四年亥              | 十一月九日         | 河野辰右衛門        | 凝灰岩 | E1c  |           |
| a-5  | 嘉永5 1852  | 不説                        | 嘉永五子               | 不説            |               | 凝灰岩 | D3   |           |
| 108  | 嘉永6 1853  | 良道□心信士                    | 嘉永六丑               | 四月廿一日         | 藤原生治/年        | 凝灰岩 | D2a  | 埋没        |
| 84   | 嘉永7 1854  | 現心童子                      | 嘉永七寅年              | 十月七日          |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 103  | 安政4 1857  | 新婦元大鑑惠證信士                 | 安政四丁巳              | 八月廿四日         |               | 凝灰岩 | D2a  | 下部埋没      |
| 152  | 安政4 1857  | 心月妙鏡信女                    | 安政四巳天              | 正月六日          |               | 凝灰岩 | E1c  |           |
| 155  | 安政4 1857  | 春林現珠童女                    | 安政四丁巳天             | 三月廿七日         |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 32   | 万延1 1860  | 萬室妙劫信女                    | 萬延元申               | 不明            |               | 凝灰岩 | D2a  | 倒壊墓碑      |
| a-11 | 文久3 1863  | 江月妙珠信女                    | 文久三亥               | 不説            |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 171  | 元治2 1865  | 智雛童女                      | 元治二丑天              | 正月二十二日        | 河野辰右衛門/娘      | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 59   | 慶応2 1866  | 傳戒道授信士                    | 慶應二寅天              | 六月廿七日         | 高野銀太郎         | 凝灰岩 | E1b  | 風化著しい     |
| 96   | 慶応4 1868  | 帰元利山道益信士                  | 慶應四癸辰              | 三月十四日         | 俗名河野益造/行年六十四才 | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 105  | 明治3 1870  | 圓鑑妙成信士                    | 明治三年               | 八月九日          |               | 凝灰岩 | D2a  |           |
| c-18 | 明治5 1872  | 不説                        | 明治五申               | 七月廿四日         |               | 凝灰岩 | D4   |           |
| c-19 | 明治6 1873  | 露林智□信士                    | 明治六酉               | 閏六月三十日        | 河野伊太良/年十五才    | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 82   | 明治6 1873  | 幻                         | 明治六酉               | 六月廿二日         | 河野源吉子女        | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 94   | 明治6 1873  | □雲童子                      | 明治六酉               | 六月廿三日         | 河野源吉子         | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 100  | 明治6 1873  | 自休童子                      | 明治六酉               | 六月廿一日         | 河野源吉子         | 凝灰岩 | D2a  |           |
| 150  | 明治6 1873  | 慧明童子                      | 明治六癸酉              | 新七月念一日/旧六月廿六日 | 河野彦造□□/歳四才    | 凝灰岩 | D3   |           |

|      |      | 正面   | 右面        | 左面            |  | 石材                        | 碑型  | 備考  |      |
|------|------|------|-----------|---------------|--|---------------------------|-----|-----|------|
| b-9  | 明治6  | 1873 | □參妙□信女    | 明治六酉          | 七月廿四日                                  | 甚九良/□□/クニ                 | 凝灰岩 | D2a |      |
| b-13 | 明治6  | 1873 | 靈鑑童女      | 明治六酉          | 六月廿四日                                  | 河野甚九良/□□□□                | 凝灰岩 | D2a |      |
| a-13 | 明治6  | 1873 | 露葉童子      | 明治六酉          | 六月廿六日                                  | 河野清五郎                     | 凝灰岩 | D2a |      |
| 91   | 明治7  | 1874 | 玄珠童子      | 明治七戌          | 六月十三日                                  | 河野源吉子                     | 凝灰岩 | D2a |      |
| a-15 | 明治7  | 1874 | 龍山稚月信士    | 明治七戌          | 八月廿日/旧七月九日                             | 河野文六/七十四才                 | 凝灰岩 | D2a |      |
| 115  | 明治8  | 1875 | 秦室妙康信女    | 明治八亥          | 三月廿八日                                  | 藤井礼吉/母 俗名ヲラウ/<br>五十七才     | 凝灰岩 | D2a | 台石埋没 |
| a-8  | 明治11 | 1878 | 雪窓妙珠信女    | 明治十一寅         | 正月十日                                   | 河野五作子/マツ                  | 凝灰岩 | D2a |      |
| 106  | 明治11 | 1878 | 新物故知閏礼也信士 | 明治十一寅二月九日     | 旧正月九日                                  | 藤井礼吉                      | 凝灰岩 | E1a |      |
| 147  | 明治11 | 1878 | 祥室妙雲信女    | 明治十一寅         | 新四月十日/旧三月十八日                           | チヨ                        | 凝灰岩 | D2a |      |
| 112  | 明治15 | 1882 | 藤井五郎大人命墓  |               |  | 明治十五年/旧十二月一日/年<br>七十二歳    | 凝灰岩 | F1  |      |
| b-16 | 明治16 | 1883 | 空智磔童女     | 明治十六年         | 旧十一月十二日                                |                           | 凝灰岩 | D2a |      |
| c-8  | 明治17 | 1884 | 古道良鑑居士    | 河楚忠右衛門        | 明治十□申年/旧九月□□□                          |                           | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| 123  | 明治17 | 1884 | 桐陰□秋信女    | 旧七月十一日        | 明治十七申                                  | 七十八/女                     | 凝灰岩 | D2a |      |
| 10   | 明治18 | 1885 | 開道智顕信士    | 明治十八年         | 旧十一月廿八日                                | 矢川重光ヨリ入/河野顕六<br>/八十才      | 凝灰岩 | E2a |      |
| 170  | 明治18 | 1885 | 正道全直信士    | 明治十八酉年        | 旧正月六日                                  | 河野彦造ノ子/年十九才今太             | 凝灰岩 | D2a |      |
| c-11 | 明治19 | 1886 | 清然浄水信女    | 明治十九戌年        | 旧十月十二日/河ノ伴作サイクン                        |                           | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| b-5  | 明治20 | 1887 | 誠道玄律居士    | 明治廿年          | 六月二日                                   | 河野清兵衛                     | 凝灰岩 | D2a | 台石なし |
| 31   | 明治21 | 1888 | 真相連□□     | 明治廿一年         | 旧二月                                    |                           | 凝灰岩 | D2b |      |
| b-14 | 明治21 | 1888 | 惠春童女      | 明治廿一年 旧正月十日   | 河野壽市 □□□□                              |                           | 凝灰岩 | D2a | 折損   |
| b-8  | 明治22 | 1889 | 一貫宗壽信士    | 明治廿二年 旧十月十八日  | 山口村字馬渡/阿部倉吉三男<br>/河野壽市ノ行年二十五才          |                           | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| 11   | 明治22 | 1889 | 南谿松寿信女靈位  | 明治二十二年        | 旧正月八日死ス                                | 俗名エイ/年七十三才                | 凝灰岩 | E2a |      |
| b-6  | 明治23 | 1890 | 温室慈厚大姉    | 明治廿三寅年 旧九月九日  | 田原村字石丸佐藤誠右衛門<br>三女/河野清兵衛妻 チイ/<br>年八十三才 |                           | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| 14   | 明治23 | 1890 | 雄道善英信士    | 明治廿三年         | 旧八月廿二日                                 | 河野善治ノ                     | 凝灰岩 | E2a |      |
| 56   | 明治24 | 1891 | 一遵宗貴信士    | 明治二十四年/旧八月六日  | 河野茂市ノ行年六十七才                            |                           | 凝灰岩 | E2a |      |
| b-17 | 明治25 | 1892 | 智審淨童女     | 明治廿五年         | 旧九月三日                                  | 壽市二女                      | 凝灰岩 | D3  |      |
| c-16 | 明治28 | 1895 | 不説        | 明治廿八年         | 不説                                     |                           | 凝灰岩 | D4  |      |
| 156  | 明治30 | 1897 | 峻嶽宇彦信士    | 明治三十年/正月四日    | 河野彦造ノ行年五十四                             |                           | 凝灰岩 | E1a |      |
| b-4  | 明治32 | 1899 | 貞心全孝大姉    | 明治三十二年        | 旧十一月十四日                                | 河野政吉妻/サツノ/行年<br>三十三才      | 凝灰岩 | D2a |      |
| 169  | 明治32 | 1899 | 恵賀童子      | 明治三十二年        | 旧六月廿九日                                 | 河野央ノ三才                    | 凝灰岩 | D2a |      |
| 118  | 明治35 | 1902 | 雲法義園居士    | ※1            |  |                           | 凝灰岩 | E2a |      |
| 165  | 明治36 | 1903 | 別心無想信士    | 明治三十六年        | 旧七月廿二日                                 |                           | 凝灰岩 | D2a | 下部埋没 |
| 92   | 明治37 | 1904 | 蓮室妙油大姉    | 明治三十七年/六月二十一日 | 河野高治良妻ゲン                               |                           | 凝灰岩 | E2a |      |
| 65   | 明治39 | 1906 | 惠澤童子      | 明治三十九年        | 旧七月三日                                  | 河野藤吉次男/清隆ノ行年九才            | 凝灰岩 | E2a |      |
| 6    | 明治40 | 1907 | 香林惠梅大姉    | 河野惠太妻カツノ 不説孩児 | 明治四十年十二月廿五日                            |                           | 凝灰岩 | E2a |      |
| 97   | 明治43 | 1910 | 孝室貞心大姉    | 明治四十三年        | 十一月二日                                  | 河野源吉妻/マキノ/行年<br>六十四才      | 凝灰岩 | E2c |      |
| 149  | 明治44 | 1911 | 秋林妙声信女    | 明治四十四年        | 八月廿六日                                  | 河野末松ノ母リツノ                 | 凝灰岩 | E2a |      |
| d-5  | 明治44 | 1911 | 転法妙輪大姉    | 明治四十四年        |  | 二子 秋吉熊太郎/長女<br>百太郎妻ラク 五十三 | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| c-6  | 明治45 | 1912 | 瓜心全徳居士    | 明治四十五年        | 不説                                     | 不説                        | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| d-3  | 明治45 | 1912 | 岫雲静仙大姉    | 明治四十五年四月二十四日  | 小野尚蔵妻/百太郎母ノツキノ<br>八十才                  | ※2                        | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| 109  | 大正2  | 1913 | 寿峯妙齡信女    | 大正二年          | 八月四日                                   | 藤井亀ノ行年七十六才                | 凝灰岩 | D3  |      |
| b-2  | 大正3  | 1914 | 秦室□安居士    | 大正三年          | 九月廿七日                                  | 河野政吉養父/甚九郎ノ行<br>年七十三才     | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| 120  | 大正3  | 1914 | 金蓮孩児童靈位   | 大正三年七月十九日死亡   | 大正二年十月十八日生/河野堺<br>長男/正生                |                           | 凝灰岩 | E2a |      |
| 93   | 大正4  | 1915 | 高嶽自秀居士    | 大正四年          | 八月十五日                                  | 河野高次郎ノ                    | 凝灰岩 | E2a |      |
| a-7  | 大正5  | 1916 | 宗悟童女      | 大正五年十二月二十日    | 河野藤吉二女/シゲエ                             |                           | 凝灰岩 | D2a |      |
| 107  | 大正6  | 1917 | 實法浄念信士    | 藤井作松ノ/悟ノ父     | 大正六年五月二日                               |                           | 凝灰岩 | E1a |      |
| 139  | 大正6  | 1917 | 温良宗儀居士    | 大正六年          | 十二月十七日歿                                | 俗名河野弥市ノ行年七十七才             | 凝灰岩 | E2a |      |
| 15   | 大正7  | 1918 | 月桂童子      | 大正七年          | 五月十七日                                  | 河野 豊ノ二男/日出生ノ二才            | 凝灰岩 | E2a |      |
| 7    | 大正8  | 1919 | 供養塔       |               |  | 七百年記念/大正八年十月建             | 不明  | J   |      |
| 17   | 大正9  | 1920 | 幻光童子      | 大正九年          | 十二月十五日                                 | 河野 豊三男ノ公生ノ二才              | 凝灰岩 | E2a |      |
| 148  | 大正9  | 1920 | 道妙禪信女     | 大正九年          | 二月廿六日                                  | 河野ケサノ四十才                  | 凝灰岩 | D2a |      |
| d-2  | 大正9  | 1920 | 心光惠縁信女    | 大正九年          | 一月十日                                   | 小野永次郎ノ二女アヤ子<br>ノ年十八才      | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |
| a-3  | 大正10 | 1921 | 仙林宗吾居士    | 大正十年十二月七日     | 河野藤吉養父ノ吾作ノ行年八十<br>二才                   |                           | 凝灰岩 | E3  | 台石なし |

|      |      | 正面   | 右面        | 左面  |  | 石材  | 碑型  | 備考   |      |
|------|------|------|-----------|---|--|---|-----|------|------|
| 190  | 大正12 | 1923 | 釈妙蓮童女     | 大正十二年八月十三日  | 永松健治長女/ヤエコ                             | 凝灰岩   | D2a |      |      |
| 104  | 大正15 | 1926 | 桂林妙       | 藤井  | 大正十五年                                  | 凝灰岩   | D2a | 下部埋没 |      |
| 133  | 大正15 | 1926 | 不説        | 大正十五年   | 八月                                     | 凝灰岩   | D2a |      |      |
| 163  | 大正   | 2222 | 一超直入信士    | 河野末松ノ/□□□□  | 大正十                                    | 凝灰岩   | E3  | 台石破損 |      |
| 98   | 大正   | 2222 | 大林宗源居士    | 大正 年 月 日  | 河野源吉/年八十才                              | 河野堺/田辺カク建之  | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 164  | 昭和4  | 1929 | 健林自性信士    | 昭和四年三月十日  | 河野末松ノ/年六十一才                            |   | 凝灰岩 | E3   | 台石破損 |
| a-12 | 昭和4  | 1929 | 白雲仙鶴大姉    | 昭和四年四月十三日   | 河野藤吉ノ養母スマノ/<br>行年九十一年                  |   | 凝灰岩 | D2a  |      |
| 179  | 昭和5  | 1930 | 永照院丹室妙心大姉 | 昭和五年四月十六日   | 小野永次郎妻/トメノ/五十七才                        | 長男小野利夫/次男小野武茂/<br>長女大谷アヤ子/三女宮川ミサ<br>/四女小野末子                       | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 167  | 昭和9  | 1934 | 露小孩女      | 昭和九年二月十七日   | 河野明長女ノ一才                               |   | 凝灰岩 | 不明   | 上部折損 |
| 67   | 昭和12 | 1937 | 圓道自成居士    | 昭和十二年五月十七日  | 河野学父/藤吉ノ/行年<br>七十九才                    | 孫袈裟義/朝来村弁分/次<br>女長野レイ   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| b-1  | 昭和14 | 1939 | 大瑞院政堂宗吉居士 | 昭和十四年一月十八日  | 河野政信之父/政吉ノ/行<br>年七十五才                  |   | 凝灰岩 | E3   | 台石なし |
| b-15 | 昭和14 | 1939 | 弥生禪口女     | 昭和十四年   | 三月廿三日                                  | 河野政信/長女弥生ノ一才  | 凝灰岩 | D3   |      |
| 5    | 昭和14 | 1939 | 茂林禪桂居士    | 昭和十四年十月二十八日   | 河野豊父/桂太ノ/行年七十七才                        |   | 凝灰岩 | F1   |      |
| 127  | 昭和14 | 1939 | 春屋妙好大姉    | 昭和十四年   | 二月九日亡                                  | 小野源吉長女/長男正人/次男<br>強/三男信也/長女孝子/次女<br>信子/三女秀子/四女フサエ/<br>堺妻好ノ/行年四十九才 | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 177  | 昭和14 | 1939 | 自樂院真堂常永居士 | 昭和十四年四月十三日  | 小野利男/父永次郎/六十五才                         | 武ノ/カメノ/カドコ/末子   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 184  | 昭和14 | 1939 | 惠満童女      | 昭和十四年   | 八月十七日                                  | 義隆三女/美智子ノ/四才  | 凝灰岩 | D3   |      |
| 68   | 昭和16 | 1941 | 本覚是心信士    | 昭和十六年四月十一日  | 河野学甥/清隆ノ 二十六才                          |   | 凝灰岩 | D2a  |      |
| 142  | 昭和16 | 1941 | 紫雲妙臺大姉    | 昭和十六年一月十八日  | 河野弥市妻/シヲノ/八十七才                         |   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| a-1  | 昭和17 | 1942 | 鉦室妙徳大姉    | 昭和十七年一月七日   | 河野実夫養母/ソチノ/行<br>年六十九才                  |   | 凝灰岩 | E3   | 台石なし |
| 131  | 昭和17 | 1942 | 直堂淨堺居士    | 昭和十七年四月六日   | 河野正人/父堺ノ/行年六十才                         |   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 185  | 昭和17 | 1942 | 源室妙岐大姉    | 昭和十七年十一月廿三日   | 小野義隆母/シケノ/行年<br>七十八才                   |   | 凝灰岩 | F1   |      |
| 69   | 昭和18 | 1943 | 松園妙碧大姉    | 昭和十八年七月六日   | 河野学母/シナヨノ/行年八十四                        |   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 51   | 昭和19 | 1944 | 大節院正道忠文居士 |   | 昭和十九年十一月五日戦<br>死/政信長男二十六才/陸<br>軍曹長河野正文 |   | I   |      |      |
| 99   | 昭和19 | 1944 | 盡道院忠浩居士   | 故陸軍伍長河野浩ノ年三十才                                       | 昭和十九年七月九日印<br>ノ圍境ニテ戦死ス                 |   | I   |      |      |
| 183  | 昭和20 | 1945 | 悟道一源居士    | 昭和二十年四月九日   | 小野義隆父/源吉ノ/行年<br>八十六才                   | 小野義隆/小野盛隆/河野<br>好/吉川勇   | 凝灰岩 | F1   |      |
| d-4  | 昭和21 | 1946 | 真生孩女      | 昭和二十一年  | 四月二十五日                                 | 小野利男/三女ヨウ子ノ一才   | 凝灰岩 | D3   |      |
| 186  | 昭和21 | 1946 | 釈妙愛大姉     | 昭和廿一年   | 二月十九日                                  | 正己二女/八千代/八才   | 凝灰岩 | D3   |      |
| 102  | 昭和22 | 1947 | 徹心院武山禪茂居士 | 昭和二十二年三月十八日   | 小野重雄父/武茂ノ/行年<br>三十六才                   |   | 凝灰岩 | F1   |      |
| 117  | 昭和22 | 1947 | 信正孩児      | 昭和二十二年  | 四月十六日                                  | 河野正人長男/正友ノ/二才   | 凝灰岩 | D2a  |      |
| b-3  | 昭和23 | 1948 | 常照院潤屋智栄大姉 | 昭和二十三年八月十六日   | 河野政信義母/サカノ/行<br>年八十才                   |   | 凝灰岩 | E3   | 台石なし |
| 74   | 昭和25 | 1950 | 映雄禪童子     | 昭和廿五年九月二十二日   | 河野袈裟義次男/映生ノ/<br>行年四才                   |   | 凝灰岩 | E2b  |      |
| 3    | 昭和26 | 1951 | 妙映孩女      | 昭和二十六年  | 二月二十三日                                 | 河野光夫ノ次女映子ノ  | 凝灰岩 | D3   |      |
| 189  | 昭和28 | 1953 | 照撰院輝幸善大姉  | 昭和二十八年四月二十八日  | 小野サチノ                                  | 永松健治之建  | 凝灰岩 | F1   | 台石埋没 |
| 89   | 昭和28 | 1953 | 彌房童女      | 昭和二十八年  | 十二月十六日                                 | 河野肇/三女房子ノ/行年三才  | 凝灰岩 | D3   |      |
| 187  | 昭和29 | 1954 | 釈神道信女     | 昭和廿九年九月九日   | 永松健治養嫁ノ一子ノ/□十才                         |   | 凝灰岩 | D3   |      |
| 60   | 昭和30 | 1955 | 智泉童女      | 昭和三十年六月二日   | 河野袈裟義ノ五女史江ノ二才                          |   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 87   | 昭和32 | 1957 | □□□□      | 昭和三十二年  | 二月三日                                   | 河野肇ノ長男 一才   | 凝灰岩 | D3   |      |
| 39   | 昭和33 | 1958 | 春室澄江信女    | 昭和三十三年三月二十二日  | 河野スミエノ/六十五才                            |   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 41   | 昭和39 | 1964 | 観相院玄道祖学居士 | 明治三十八年日露戦役元陸軍<br>一等兵/昭和三十三年三月十日                     | 河野袈裟義父/学通重ノ<br>ノ/七十四才                  | 昭和三十九年五月建之  | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 191  | 昭和44 | 1969 | 小野家累代之墓   | 昭和四十四年十一月/小野初士<br>ノ全純治/田辺千咲ノ建之                      |  |   | 花崗岩 | F2   | 基壇付  |
| 42   | 昭和44 | 1969 | 淳相院積善慈芳大姉 | 河野セキノ/八十八才  | 昭和四十四年十一月九日                            | 元西国東郡田原村香掛岡/<br>父宮川喜兵衛母ツヅエノ二女                                     | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 188  | 昭和45 | 1970 | 永松家累代之墓   |   | 昭和四十五年十二月/永<br>松正己建之                   |   | 花崗岩 | F2   | 基壇付  |
| 90   | 昭和53 | 1978 | 江月院清光妙浄大姉 | 昭和五十三年三月八日亡   | 河野肇ノ母/チサヨノ/九十六才                        |   | 凝灰岩 | E2a  |      |
| 45   | 昭和58 | 1983 | 圓光院孤雲良月居士 | 昭和五十八年八月建之/元河野<br>袈裟義ノ全 弘好ノ田辺秀子ノ河<br>野範子ノ照山正子ノ加藤多美子 | ※ 3                                    | ※ 4   | 凝灰岩 | F1   |      |

|      |     | 正面   | 右面        | 左面         |             | 石材  | 碑型  | 備考          |
|------|-----|------|-----------|------------|-------------|-----|-----|-------------|
| 81   | 平成4 | 1992 | 霜月院慈室法華大師 | 平成四年十一月十二日 | 河野肇妻幸子/六十二才 | 凝灰岩 | D3  |             |
| 146  | 不詳  |      |           | 亥年□        |             | 凝灰岩 | H   | 石殿          |
| b-20 | 不詳  |      | 春岳浄永信士    | 不説         | 不説          | 凝灰岩 | D1  | 横向にされる。     |
| b-21 | 不詳  |      | 養岩壽育禪尼    | 不説         | 不説          | 凝灰岩 | D1  | 横向にされる。     |
| c-1  | 不詳  |      | 夏雲涼月信士    | 不説         | 六月十五日       | 凝灰岩 | D2a |             |
| c-2  | 不詳  |      | 鮮苗童子      | 不説         | 不説          | 凝灰岩 | D2a |             |
| c-3  | 不詳  |      | 玄心慈孝大師靈位  | 不説         | 不説          | 凝灰岩 | E3  | 台石なし        |
| c-4  | 不詳  |      | 禪室惠定大師靈位  | 不説         | 不説          | 凝灰岩 | E3  | 台石なし        |
| c-5  | 不詳  |      | 秦岳宗然居士    | 不説         | 不説          | 凝灰岩 | E3  | 台石なし        |
| c-7  | 不詳  |      | 不説        | 不説         | 十二月二十九日     | 凝灰岩 | D3  |             |
| c-9  | 不詳  |      | 勇心自猛童子    | 不説         | 十月十九日       | 凝灰岩 | D1  |             |
| c-13 | 不詳  |      | 不説        | 不説         | 不説          | 凝灰岩 | D4  |             |
| 16   | 不詳  |      | 早世妙寿童女    |            |             | 凝灰岩 | B   |             |
| 62   | 不詳  |      | 不説        |            |             | 安山岩 | A2  |             |
| 95   | 不詳  |      | 柏庭□□信女    |            |             | 凝灰岩 | D2a |             |
| 128  | 不詳  |      | チシ        |            | 正月十五日       | 凝灰岩 | D2a |             |
| 159  | 不詳  |      | 不説        |            |             | 安山岩 | B   |             |
| 168  | 不詳  |      | 自明童子      | 戌十月        | 不説          | 安山岩 | D1  |             |
| 173  | 不詳  |      | 不説        |            |             | 安山岩 | A1  |             |
| 174  | 不詳  |      | 不説        |            |             | 安山岩 | A1  |             |
| 176  | 不詳  |      | 不説        |            |             | 安山岩 | A1  |             |
| a-4  | 不詳  |      | 寂室自光大師    | 不説         | 河野ヨシ        | 凝灰岩 | E3  | 台石なし        |
| a-10 | 不詳  |      | 奇峯良哉居士    | 不説         | 河野源右衛門      | 凝灰岩 | E3  | 台石なし        |
| 61   | 不詳  |      | 妙休信女靈位    |            |             | 安山岩 | 不明  | 折損          |
| 151  | 不詳  |      | 心田福苗信士    |            |             | 凝灰岩 | E3  | 下部埋没        |
| 122  | 不詳  |      | □□院正雲義□□□ | 廿八日        | 河野増右衛門      |     | L   | 木製卒塔婆       |
| 2    | 不詳  |      | 靈妙智現信士    |            |             | 不明  | J   |             |
| 85   | 不詳  |      |           |            |             |     | J   |             |
| 101  | 不詳  |      |           |            |             |     | J   |             |
| 119  | 不詳  |      |           |            |             |     | J   |             |
| 124  | 不詳  |      |           |            |             |     | J   |             |
| 135  | 不詳  |      |           |            |             |     | J   |             |
| 64   | 不詳  |      | 松源□□□□    |            | 十二月         |     | J   |             |
| 172  | 不詳  |      |           |            |             |     | J   | 埋没する        |
| d-1  | 不詳  |      |           |            |             | 凝灰岩 | G   | 地藏菩薩像       |
| 134  | 不詳  |      |           |            |             | 凝灰岩 | G   | 地藏菩薩像(頭部折損) |
| 40   | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 43   | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 44   | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 70   | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 81   | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 83   | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 125  | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 126  | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 129  | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 130  | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 137  | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 138  | 不詳  |      |           |            |             |     | K   |             |
| 26   | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 34   | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 88   | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 157  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 162  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 178  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 180  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 181  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 182  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 192  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |
| 193  | 不詳  |      |           |            |             |     |     | 台石のみ。       |

- ※1 (左面) 関蔵君氏河野姓藤原為人好剛毅術学比、弱冠□□杵築藩士遊東都、其ノ頃以劍術轟名天下有直方者入其門刻苦勉勵日以次第經一年、得初段免許修業三年遂窮其奥儀  
(裏面) 文日執心修行有之業位上段至白録令感心此度令相伝乎、猶追々無悔怠修行於有之奥儀可令授与者也、伊藤鹿之輔直方印弘化三年十月吉日河野関蔵殿授与、其翌年以此□藩主御次坊主  
(右面) 被仰付職三年辞歸故郷務農事以興成一家 明治三十五年七月一日卒 享年七十七也 河野関三
- ※2 小野ツキ 明治十四年尺間社ヲ佐伯ヨリ迎へ自宅ニ祀リシガ同廿年□ヲ城山ニ建設セリ
- ※3 昭和四年六月一日佐世保海兵團入団、昭和四年十一月ヨリ五年五月新艦足柄艦乗組、昭和五年九月夕張艦乗組ヲ命ズ、昭和七年一月第三艦隊司令部隊附トナル、昭和七年三月上海陸戦隊ニ命
- ※4 昭和八年十月鎮要遊泳教授助手ニ級、昭和九年六月一日満期、昭和十四年九月四日召集、上海陸戦隊へ  
昭和十五年四月二十九日支那事变ニヨリ勲七等瑞宝章ヲ賜ル 帝國海軍二等兵曹勲七等 河野 恰 明治四十五年六月十一日生

なお本表では銘文の改行は/で示した。また、表中で不説とあるものは銘文は確認できるが、判読のできなかったもの。空欄は銘文が確認できなかったもの。

IX  
石造文化財の保存

## 一 はじめに

安岐郷内には、国・県及び町指定さらに未指定の物件も含め、多数の石造文化財が散在している。調査を進めるにしたがい、近隣町村と同様、それらが大変傷んでいることが分かってきた。石造文化財は文書や木造仏などと違って屋外という環境の厳しい中にあることが原因の一つである。傷みの進んだ石造文化財は保護・保存が必要であるが、安岐郷内にもすでに修理の終わった物件がある。

修理の終わった釜ヶ迫国東塔と護聖寺板碑については、これまで修理報告書が刊行されておらず、修理に関わった者として報告を行う必要があると考えていた。そこで本章をかり、保存修理の概要を報告したい。また、保存処置が望まれる多くの物件の中から二件だけを選び出し、その現状と保存修理の方法等について報告する。なお、以下で述べる国東塔や板碑類の詳細については別章を参照されたい。

## 二 保存修理の終わった石造文化財

### 1 釜ヶ迫国東塔 国指定重要文化財 安岐町大字朝来 倉垣三三男

安山岩 総高三一〇・七cm

建武二(一一三三)五年

#### 現状

朝来の谷の入口にある朝来浄化センターあたりから本塔の案内板に従って山道を少し登った人家の裏、西側へ小さく突き出た尾根上の小さな

広まりに正面を西に向け立つ。周囲は照葉樹林によって囲まれ、東側(後)の樹木の枝が上部を被う。なお広まりには他に五輪塔や宝塔、角柱塔婆など一五基ほどが立つ。他に宝塔類の笠が数個散乱し、左後の板状の石(二枚)には地藏像や阿弥陀像が浮き彫りされている。修理以前は後の樹木の枝が陽を遮る程度であったが、樹木の生長とともに周囲からも陽を遮られ、薄暗くなっている。

本塔の材は、相輪下部請花から上、同反花・露盤と笠、塔身、蓮台請花・中帯、同反花、基礎、基壇上段、同下段(前後二材)の八材(九材)よりなる。

修理前の状況は次の通りであった。全体に地衣類が付着し、特に相輪から笠上までと基礎から基壇にかけて多い。基壇には苔と雑草も繁茂している。笠の軒口角を一部欠失、塔身の納入口あたりに小穴が二〜三個と欠失がある。塔身下の蓮台は磨滅が著しく、中帯には欠失もある。基礎及び各基壇には欠失が多い。全体に表面の凹凸が多い。相輪は右へ大きく傾き、笠は正位置から四五度回転し、塔全体がやや左後ろへ傾く。基壇の後側は斜面からの流土により埋まっている。

#### 保存修理

修理は、付着植物の除去、相輪の直立、笠の正位置への回転、脆弱化した材の強化を目的に実施された。工期は、平成一〇年三月二四日〜同五月一三日であった。

修理工程は次の通り。

①塔の回りに足場を仮設し、相輪部と笠を解体した。塔身から下は、塔全体がやや後ろへ傾いているものの転倒はないものと判断し、解体しなかつた。

②塔全体に付着した植物は竹串などで取り除いた後、過酸化水素水や





写真59 釜ヶ迫国東塔 修理後



写真58 釜ヶ迫国東塔 修理前

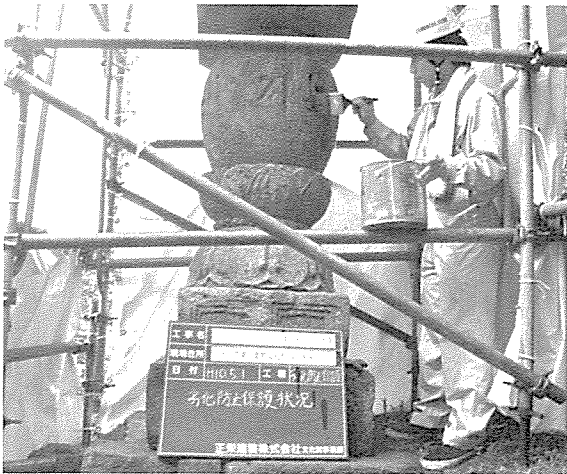


写真61 撥水性樹脂の塗布作業



写真60 足場の仮設作業

熱湯をかけ、その後水洗して除去した。

③塔及び解体した相輪と笠を二〇日間ほど乾燥させた。

④脆弱化した材を強化するために珪酸エチルエステル（W社製OH—100）を塗布し浸透させ、一四日間放置し硬化させた。

⑤撥水性を持たせるためにシラン化合物（W社製二八〇）を塗布し、一三日間放置して硬化させた。

⑥笠を塔身の上に積み上げた。

⑦相輪を笠の上に積み上げた。その際、笠上に開けられたほぞ穴の径に比し相輪下部のほぞの径が二cmほど小さく、それが原因で相輪が大きく傾いていたため、隙間に石材を短冊形に切った小片を差し込み相輪部のぐらつきをなくすことで転倒防止とした。

⑧足場を撤去した。

保存修理後六年が経つが、その間の経過は良好で修理の目的は達成されたといえる。ただ周囲の樹木の生長が思ったより早く、修理前と後の同じ六年間とはその生長に大きな違いが見られる。なお、本国東塔の保存修理に係わる経費等については安岐町の単独予算であった。

## 2 護聖寺板碑 大分県指定有形文化財 安岐町大字朝来 護聖寺

### 安山岩

#### 現状

護聖寺の本堂に向かって左側、境内端に正面を西に向け二基が並ぶ。後は緩やかな上り斜面となる。周囲は杉と竹で囲まれ、薄暗い。

右の板碑 総高一九九・五cm 正応四（一二九一）年

額部、碑身、基礎の三材よりなる。修理前の状況は次の通りであった。

全体に地衣類の付着が多く、頂部と碑身下部から基礎へかけては苔も多い。頂部に欠失、碑身側面に欠損がある。基礎はホゾ穴あたりで前後に二分割となる。碑面は凹凸が著しく、陰刻の銘文も非常に読み難い。板碑の後側、碑身の下部から基礎へかけて斜面からの流土で埋まっている。全体がやや後へ傾いている。

左の板碑 総高一九四・五cm 嘉曆四（一二二九）年

碑身、基礎の二材よりなる。保存修理前の状況は次の通りであった。全体に地衣類の付着が多く、碑身下部から基礎へかけては苔も多い。碑身は碑面に刻まれたキリク種字あたりで折れ、折れ口には欠損が多い。基礎には欠失が多い。この板碑も後側が斜面からの流土で埋まっている。全体に表面の凹凸が著しく、碑面には地衣類が付着し銘文が読み難い。

両板碑に付着する地衣類については同定を行っている。イワニクイボゴケ、チャシブゴケ、スミイボゴケ、モエギトリハダゴケ、ヒカゲウチキウメノキゴケ、ウメノキゴケ、コフキジリナリア、ヘリトリゴケ属が同定されている。左の板碑の銘文あたりに広く白緑色のイワニクイボゴケが付着している。これは根から地衣酸を出して石材を溶かし劣化を促進させるともいわれており、早急に取り除くことが望まれていた。

#### 保存修理

修理は、破断部分の接合、地衣類の除去、劣化により脆弱化した材の強化、基礎部分の地固め、背後からの流土の防止を目的に実施された。工期は、平成一一年九月三〇日から平成一二年一月三一日であった。

修理工程は次の通り。

①板碑の撤去、搬出。

②付着植物を過酸化水素水及びスチーム洗浄器で除去クリーニング。

③二週間の乾燥後、珪酸エチルエステル（W社製OH—100）を



写真63 護聖寺板碑 修理後



写真62 護聖寺板碑 修理前



写真65 接合部の補修作業



写真64 樹脂の塗布作業



写真67 左板碑の銘文部分 修理中



写真66 左板碑の銘文部分 修理前

塗布し硬化。

④ シラン化合物（W社製二八〇）を塗布し撥水性を持たせた。

⑤ 右板碑の基礎の割れた部分は、割れ面に垂直に左右一ヶ所ずつ穿孔し、割れ面をエポキシ樹脂にて接合後、ステンレス棒（径二〇mm、長さ四〇〇mm）を挿入しボルト締めした。左板碑の碑身の折れた部分は、折れ面に垂直に径四〇mm、長さが上へ一五〇mm、下へ一七〇mmの大きさで穿孔した。

⑥ 背後の斜面を五〇cm厚掘削し転圧した後、土留めを行った。

⑦ 雨水の排水のため、後と横を掘削し、栗石を敷き込み、排水パイプを埋設した。

⑧ 基礎石を置く下側は、遮水性の土質改良材と現地土を混合したものを敷き込み基礎石の安定をはかった。

⑨ 周囲に御影石調の擬石の縁石を廻らした。

⑩ 板碑の搬入。

⑪ 基礎石の設置。

⑫ 碑身の組み上げ。この時左板碑の碑身部は、穿孔した穴に炭素繊維棒（径二〇mm、長さ三〇〇mm）を挿入し、隙間にエポキシ樹脂と石の粉を混ぜたペースト状の擬石を注入し接合・固定した。

⑬ 折れ口の欠損部は、碑面はそのままとし、他は擬石を塗り込み硬化し仕上げた。

⑭ 基礎と縁石の間は、⑧と同様の土を敷き込み転圧した後、砕石を敷き込んだ。

保存修理に際し、左の板碑の地衣類を除去する過程で墨書の銘が発見された。修理前の銘文部の写真では表面を地衣類が被い墨書は全く確認できないが、地衣類除去直後の写真では確認できる。陰刻の紀年銘の向

かって右に一行、左に二行確認できるが、風化による墨書の流出が著しく読むことができない。

修理後四年ほど経つが、その目的も達せられ、経過は良好である。なお、保存修理に係わる経費等については安岐町の単独予算であった。

### 三 その他の石造文化財

1 岩尾板碑 県指定有形文化財 安岐町大字朝来三二〇八 岩尾組

輝石安山岩 総高一七〇cm 元亨四（一三二四）年

朝来地区の旧支所前から富清地区へ山越えする途中、車道から徒歩で山道を少し登った右側の一段高い斜面上に正面を西へ向け立つ。正面に山道を挟みクヌギの低木の林、その他は松の林で囲まれ、右脇の松の枝が上部を被う。全体に地衣類の付着が多く、碑身下部から基礎へかけては苔も多い。頂部や碑面、基礎に欠損があるものの残りは良い。

碑身と基礎の二材よりなる。碑身は大きく前傾し、それが幸いしてか碑面の墨書が良く残っている。なお碑面の銘文は、陰刻した中に墨を入れた部分と墨書のみ部分がある。本来ならば、この前傾した状態のままでは碑身下部のホゾや基礎のホゾ穴が折れたり割れたりして倒壊する可能性があり、直立させるのが望ましい。ただ、この姿勢は碑面の墨書の流出を防いでいるという可能性も否定できないが、その残り具合に合点がいかなない。残った墨書の位置を観察すると、豊後高田市梅遊寺板碑のように、額部の出っぱりが庇の代わりとなつてその直ぐ下の墨書部分が少し残るといのが普通で、この板碑では碑面の下半分がよく残っている。降雨量に伴う雨水の伝わる位置が碑面の上の方にあるということになる。それだったら、碑面側の中央から下の部分も流出していても



写真69 同右 平成16年1月



写真68 岩尾板碑 平成4年1月



写真71 銘文部分 平成4年1月

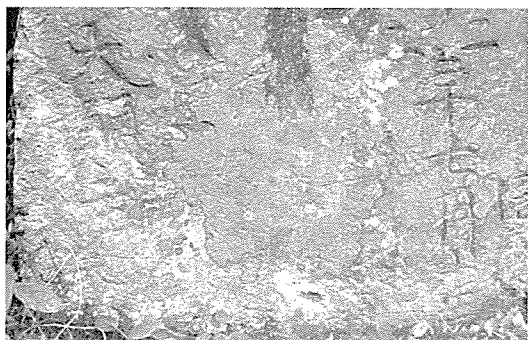


写真72 銘文部分 平成16年1月



写真70 側面 平成16年1月

よい。そもそもこの墨書、当初のものだろうか。

最近の調査では、碑面の墨書のみ部分を広く地衣類が覆い読めなくなってきたところがあった。写真は平成四年と平成一六年の同じ一月に撮影したもので、その間一二年が経過している。平成四年の写真では、碑面や額部に白いものが多く見え、平成一六年ではまるでそれらを除去した後のように見える。ところが実際はそうではなく、その部分が石材とほとんど同色の地衣類によって被われている。肉眼でもその判別が難しいのにモノクロ写真ではいよいよ困難であろう。碑面の左下部分（サク種字の下）を拡大した写真と比較してみる。平成四年の写真では白い地衣類の中に「別時衆」の“別”字がぼんやりと確認できる。その左には“巳”字も確認できよう。ところが、平成一六年の写真ではそれらの文字は確認できない。薄く白い地衣類が石材とよく似た色調の地衣類となつて文字を被ってしまったのである。悪いことに、この銘部分は陰刻でなく墨書である。

本板碑をそのまま放置しておけば、今後、前方へ全体が転倒する、ホゾの部分で碑身が折れ前方へ転倒する、基礎のホゾ穴部分が前後に割れ碑身の部分が前方へ転倒する、の三つが想定される。本板碑の処置については、一段高くなったのり面ギリギリに立つており、のり面を補強するかあるいは少し後へ全体を移動させ、その上で碑身を直立させるのが望ましい。

## 2 柳井田板碑 安岐町大字明治 輝石安山岩

明治地区の車道から右へ脇道を少し上がり、道が切り通しとなつたその南側の尾根状に続く上に正面を南西に向け二基が並び安置される。右手前に不明の石造物一基と右に照葉樹一本が迫り、上部をその枝が被う。

少し前方には累代墓が一基立つ。

左の板碑 総高二〇一cm 元亨元(一三二二)年

基礎、碑身の二材よりなる。碑身は額部の下あたりで折れ、折れた部分を基礎の前に立て掛けている。全体に白い地衣類で覆われる。額部あたりは風化が進み彫りが鈍い。折れ口の下あたりにやや広い面積で薄皮状に浮き上がった部分が認められる。碑面は凹凸があるものの残りはよい。基礎にホゾ挿しと思われるが、その周囲をモルタルで固定しており確認できない。基礎は地衣類や苔、ツタで覆われる。なお、碑身には元亨元年の陰刻の紀年銘がある。

右の板碑 総高一八二cm

基礎、碑身の二材よりなる。碑身はホゾの根元と額部の下あたりで折れ、三分割となつている。折れた額部は基礎の前に立て掛け、その下の碑身は前方へ倒れ、折れたホゾは基礎のホゾ穴にぴったりと嵌っている。碑身の頂部に地衣類が多い。基礎には地衣類が多く、上面には苔も付着する。基礎の左側に大きい欠失があり、後側には亀裂も入っている。なお前方へ倒れた碑身部が重たく、銘文の有無を確認することはできなかった。

これらの板碑の保存について考えてみる。板碑を安置した部分は左右及び前方へと緩やかな傾斜がつき、表土の長年の流出によって基礎材の下は軟弱な地盤となつていることが窺える。また板碑の周囲は腐葉土が厚く堆積している。両板碑とも、碑身の大きさに比して基礎材が小さく揺れに弱い、碑身が薄く転倒したときに折れ易い、という特徴がある。この状態で地震が起きた時のことを考えてみる。地震の震度が小さい場合や反対に大きい場合、ここの板碑は何事もないか簡単に転倒してしまうだろう。問題はある程度大きい地震の場合である。地盤のゆるみで板



写真74 右板碑

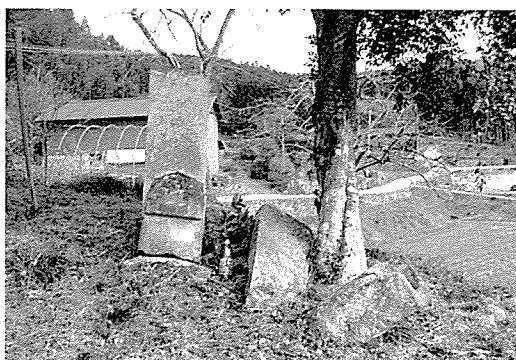


写真73 柳井田板碑

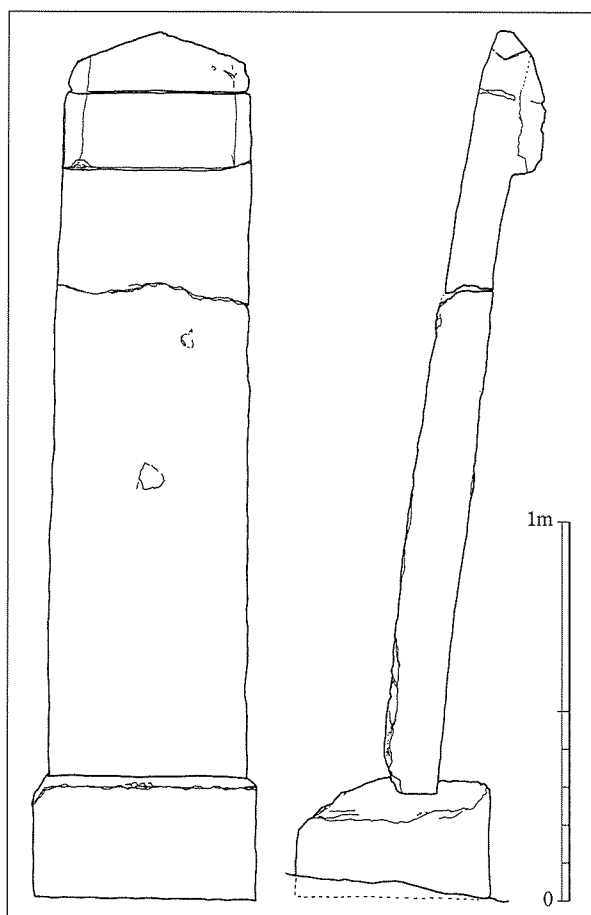


图47 左板碑 实测图 (1/20)

碑と振動との間で共振が起き、揺れが増幅され、その結果転倒するといふものである。いずれにしろ、他の板碑に比べこの板碑は倒れやすいことは間違いない。なお碑身の破断は転倒の衝撃によるものである。以上のことを勘案し、保存修理の工程を次のように考えた。

①板碑の撤去、搬出。

②地盤を深く掘り下げ、土質を改良し強化をはかる。

③板碑に付着した地衣類などを除去。

④脆弱化した板碑には珪酸エチルエステルを塗布し硬化する。

⑤右の板碑の基礎の亀裂には亀裂面に垂直に穿孔し、ステンレス棒を挿入しポルト締めとエポキシ樹脂により固定する。

⑥基礎を新しく設け、上面には基礎を置くための彫り込みを入れる。

⑦基礎を積み上げる。

⑧碑身の折れ部分は、ステンレス棒あるいは炭素繊維棒を挿入しエポキシ樹脂で接合固定する。欠損部分は擬石（エポキシ樹脂と石の粉を混ぜ合わせたもの）で補填する。碑身を積み上げる。

左の板碑には鎌倉末の紀年銘があり、右の碑は確認していないが、両板碑とも文化財として貴重である。すみやかな保存修理を期待したい。

## 四 おわりに

安岐郷内の石造文化財の保存に関しては、他にもいろんな状況下のものがある。当博物館の研究紀要第四号（平成一四年度）の中の「磨崖仏の保存調査」では安岐町所在のネギテ穴観音磨崖仏について報告した。また、都甲荘や香々地荘の調査報告書の中でもそれらの地域における石造文化財の保存について述べてきた。それらによって、大まかにではあ

るが、安岐郷内の石造文化財の保存に関しては対応ができればよい。

これまで述べてきた岩尾板碑と柳井田板碑の修理方法については、その方法が最良であるということではない。保存修理に際しては詳細な事前調査が必要で、それを基に再度保存修理の方法を検討する必要がある。その一環として、岩尾板碑の碑面左上あたりの白色析出物様のものと柳井田板碑の向かって右碑の碑面が薄く剥落した部分よりサンプリングを行い、それらの試料を分析した。それぞれの試料からは、蛍光X線分析でNa、Mg、Al、Si、S、K、Ca、Ti、Feなどが検出され、X線回折分析では石英や斜長石、角閃石が検出された。岩尾板碑のデータではCaとSがやや多く、石膏の析出が考えられるが、これだけでは結論を出しにくい。柳井田板碑のデータでは、検出した成分は安山岩に普通に含まれるものであるが、可溶性のNaやMg、Feなどが少なく、相対的にAlやSiがやや多くなっている。これは風化による影響ともとれる。これらの分析については、(独法)文化財研究所東京文化財研究所の朽津信明氏にお願いした。ここで改めて謝意を申し上げたい。

### 参考文献

- 遺跡の地盤工学に関する寄稿集（山内豊聡著 一九九五）  
石造文化財の保存対策のための概要調査（当館報告書第一八集 一九九六）  
豊後國香々地荘の調査（当館報告書第一集 一九九九）  
石造文化財の保存対策のための概要調査二（当館報告書第三集 一九九九）



X  
調  
査  
の  
ま  
と  
め

# 一 国東半島莊園村落 遺跡詳細分布調査について

当館の前身である大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が、文化庁の「遺跡詳細調査」の補助をうけ莊園村落遺跡の調査を開始したのは昭和五六年のことであった。その背景には、昭和五三年に出された「圃場整備事業に対する宣言」などに示される大規模土地開発による広域水田遺跡の破壊と過疎による村落共同体の崩壊という危機があった。

宇佐宮領田染莊（豊後高田市）を対象に始まった調査（昭和五六―六一年）では、調査方法自体を模索し、試行することから出発することになった。そして、この調査では現在の景観は過去の様々な営為の結果が重層的・複合的に累積する歴史的環境であり、遺跡として把握されるものであることを提示した。

このような遺跡認識に基づき、以後都甲莊調査（昭和六二―平成四年）、香々地莊調査（平成五―平成一〇年）を実施した。これらの調査では、莊園村落遺跡の特定部分の性格や構造解明のための発掘調査や多種多様な文化財の科学的保存といった新たな視点も組み込まれ、調査が展開してきた<sup>1)</sup>。

ところで、今回の宇佐宮領安岐郷の対象とした調査は、田染莊調査の開始から二〇年を経て始まった。その中で、我々が直面した、田染莊調査の頃と大きく相違する点は圃場整備事業や過疎の一定の進展を所与の前提とすることである。こうした状況については節を変えてみていくことにしよう。

## 二 ムラの現在

### 1 圃場整備事業について

平成七年、安岐町塩屋地区の農村活性化住環境整備事業が認可された。この事業は、圃場整備とともに農村生活環境基盤整備（農業集落道整備・農業集落排水施設整備・用地整備）・農村環境施設整備（農村公園施設整備）・特認事業（集落緑化施設整備・コミュニティ施設整備）の四つの柱から成るものであった。

事業対象地となった塩屋地区は条里的地割や用作の地名が確認され、宇佐宮領安岐郷の中核の一つと目される地であった。事業実施にあたって、埋蔵文化財調査が実施され、その成果は『塩屋条里遺跡』（安岐町教育委員会 二〇〇二年）として刊行されている。

この事業によって、かつての耕地景観は一変した。試みに、用作の地名が遺る一帯を取り上げると、不定形な水田が所在した地は整然とした区画の水田に整備され、用水路も集水路と排水路が分離された（図48参照）。水田の区画変更に伴う、小字および地番の付け替えが現在実施されており、どのような形になるのかここでは明確になし得ない。ただ、付図B-1で示したような、細かな小字設定はおそらく整備後はみることができず、地番の変更とともに今後地名の多くは忘れ去られていく可能性が高い。

あるいは、従来の圃場整備によって、耕地内に所在した五輪塔などの石塔や石祠が移動されたことは各所で聞くことができる。こうした状況は、例えばムラの信仰を過去に向かって遡及的に検討する上で、重要な「情報」が失われることも示している。圃場整備に伴う、様々なムラの変容は多様な視点から記録化することが今後より重要になるだろう。

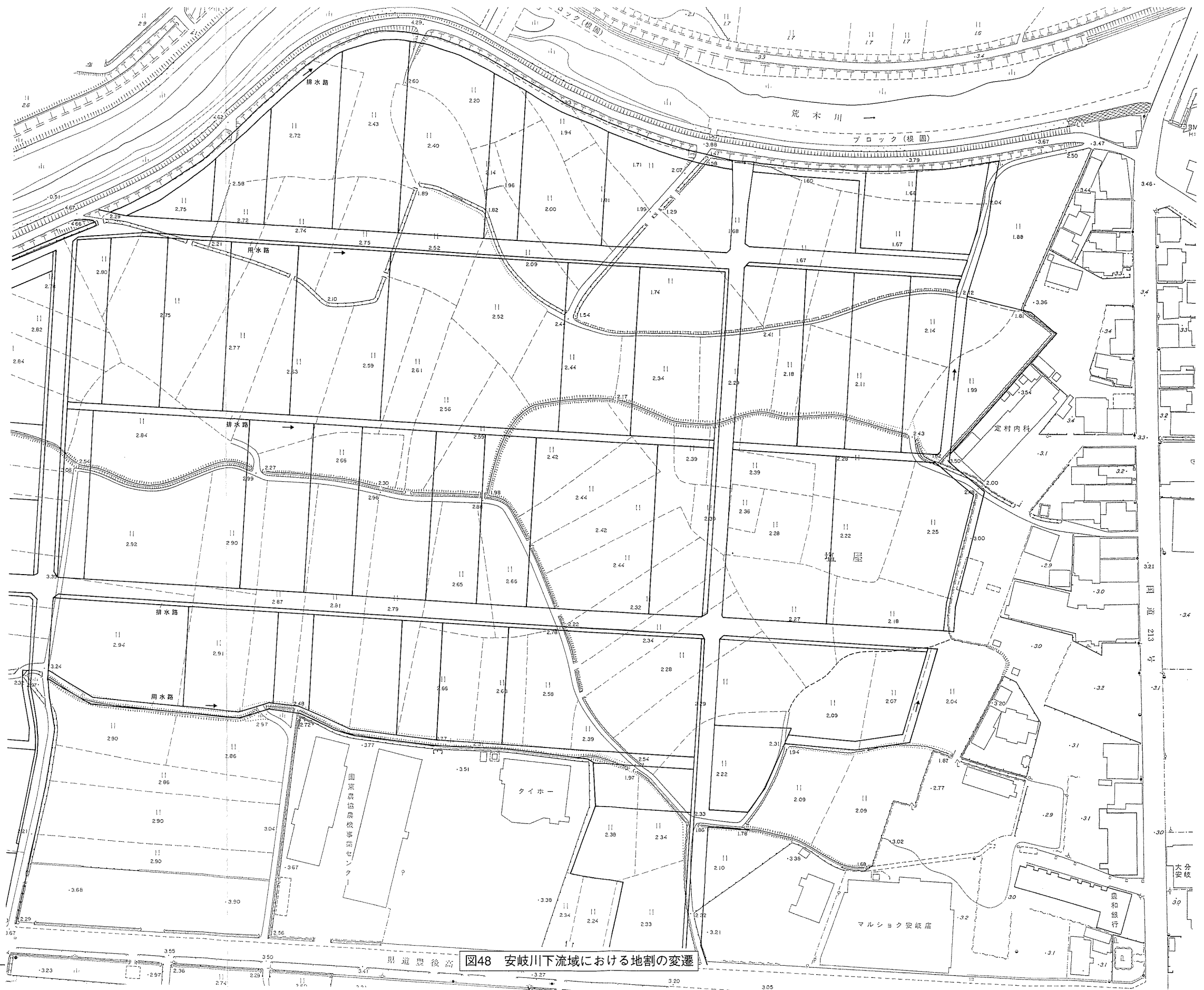


図48 安岐川下流域における地割の変遷

| 事業名           | 地区名   | 大字名 | 着手年度 | 完了年度 |
|---------------|-------|-----|------|------|
| 県営圃場整備事業      | 両子    | 両子  | 昭和57 | 平成2  |
|               | 富永    | 富清  | 昭和60 | 平成5  |
|               | 恒清    | 富清  | 昭和62 | 平成5  |
|               | 糸永    | 糸永  | 昭和63 | 平成7  |
|               | 掛樋    | 掛樋  | 昭和57 | 昭和63 |
|               | 小俣    | 明治  | 平成5  | 平成11 |
|               | 中野    | 明治  | 平成3  | 平成11 |
|               | 久末    | 朝来  | 平成2  | 平成10 |
|               | 弁分    | 朝来  | 昭和63 | 平成6  |
|               | 小野1工区 | 掛樋  | 平成4  | 平成11 |
|               | 小野2工区 | 瀬戸田 | 平成6  | 平成11 |
|               | 1工区   | 吉松  | 平成5  | 平成14 |
|               | 2工区   | 吉松  | 平成8  | 平成14 |
| 3工区           | 吉松    | 平成6 | 平成14 |      |
| 県営農村活性化住環境事業  | 1工区   | 塩屋  | 平成7  | 平成13 |
|               | 2工区   | 塩屋  | 平成7  | 平成16 |
|               | 3工区   | 塩屋  | 平成7  | 平成15 |
| 県営担い手育成基盤整備事業 | 馬場    | 馬場  | 平成9  | 平成16 |
|               | 下山口   | 下山口 | 平成10 | 平成16 |
|               | 西本    | 西本  | 平成11 | 平成16 |
|               | 中園    | 中園  | 平成13 | 平成17 |

表23 圃場整備事業の実施状況

※安岐町産業課の資料に基づく。

さて、安岐町における圃場整備は、昭和五四（一九七九）年の大字朝来の平原地区から始まった。特に、県営圃場整備事業として大字単位でまとまった地域を対象としたものは、昭和五七（一九八二）年に着手した大字両子が最初となる（表23参照）。これと併行して、大字のうち特定の地域を対象とする圃場整備事業も各所で行われ、それらは水田再編水田確立事業あるいは拠点整備事業、水田営農活性化推進事業などと事業名は様々である。ただ、安岐町における耕地景観の変貌は、右で触れたような圃場整備事業に始まるものではない。本書Ⅲ―二にあるように、大字大添は大正年間に耕地整理が実施されているし、諸田地区も地籍図によると昭和二七年段階に耕地整理がなされている。安岐町における耕地景観は、二〇世紀になってから徐々に姿を変えてきたわけであるが、いわゆる一連の圃場整備事業が急激な変貌をもたらしたのである。しかし、前近代の耕地景観を伝え、荘園村落遺跡として重要な地は所在する。例えば、安岐川下流域では成久地区、その他では大字山浦のうち安岐川流域一帯あるいは密乗院地区と杉山地区（大字糸永）などが挙げられる。

## 2 過疎のムラ

ところで、右で密乗院地区の名が登場したが、この地は安岐川上流域右岸の台地に位置する。昭和五八年、安岐町は圃場整備の準備検討のため、朝来野川から安岐川流域にかけて航空測量を行い、一〇〇〇分の一地形図を作成している。この時、密乗院地区も図化の対象地となり、現在水田のみではあるが地形図が残されている。

今回の調査において、密乗院地区の調査を実施したが、昭和五八年段階では水田として把握されているものの、現在は減反政策などによって放棄され荒地となっている耕地を多く確認することになった。特に集落

から離れた急斜面の棚田でそれは顕著であり、過疎による人口の減少ともあいまって、こうした荒地部分では水がかりなどを復原することができなかつた(付図B―5参照)。現在の密乗院は戸数九軒。住人の多くは高齢者で、主要交通路から離れた地にあり、僻村というイメージがある。しかし、その開発は本書IV―一にあるように、近世以前に遡るものとみられる。密乗院地区に端的に示される、立地上僻村と捉えられ、過疎が進行するムラであるものの、その開発は中世に遡り得る地としては、この他に大字朝来の油原地区や大字山浦の橋上地区、大字吉松の七郎地区などがある。

現代のムラは、以上のような開発と過疎によって、ムラに蓄積されてきた様々な歴史の「情報」が消えている。例えば、田染荘調査段階と比べても、我々が聞き取りなどによって得ることのできる「情報量」は少なくなりつつある。それでも地元で伝わった歴史「情報」は数多く、能力限りの記録化が急務である。

### 三 安岐郷調査について

#### 1 国東半島の西と東

中世の国東半島は、その大部分が宇佐宮あるいはその神宮寺である弥勒寺の荘園であった。これまでの調査は、国東半島の西側を対象地としており、東側での調査は今回の安岐郷調査が初めてとなる。その成果については本書の各章に譲りたいが、今回の調査において我々は、西国東での諸調査では検出されなかつた様々な事象に出会うこととなった。例えば、トウヤ行事である。これまでトウヤ行事は、若宮八幡宮(大田村)や岩倉社(東国東郡国見町)に残存することが知られていたが、今

回の調査によって安岐町域でも弁分八坂社や両子蔵神社などで確認され、本書VIIに詳述されている。未周知の事例はなお多いことが予想されるが、現在の所トウヤ行事は、近世杵築藩領であった地に遺存している。西国東地域は肥前島原藩あるいは日向延岡藩の飛地領であり、こうした近世の支配形態の差異が行事の残存の有無をもたらしたのかは詳らかでないが、留意される事柄であろう。あるいは、石造文化財についても護聖寺宝篋印塔や菩提司八幡宮宝篋印塔などに示される笠の隅飾が相輪の台座部分にも刻まれるという、国東半島南東部を中心に分布するものが検出されている。

この他には、仏教各宗の広がりという点で、東国東には浄土宗の大規模な寺院が点在することが特徴として挙げられる。その一例が、安岐町瀬戸田の浄国寺であり、檀家は五〇〇軒をこえるという。そして、西国東でみることのできる浄土真宗の大寺院は、安岐郷域をはじめ東国東で確認することはできない。

これらの事例は、国東半島の西と東では歴史文化の様相が異なることを伝えている。従来、国東半島については一つの地域として捉える傾向が強かった。今後、より具体的に歴史や文化の在り方を追及する上では少なくとも東と西の差異を考慮すべきであろう。

#### 2 荘園村落遺跡としての安岐郷

今回の調査では、荘園村落遺跡として注目される地をいくつか確認することができた。以下では、これらについて触れておくことにしよう。

##### (一) 成久地区

安岐郷の故地のうち、前近代の耕地景観を伝え、史料によってその存在を知ることができる地としては、まず成久名の故地である安岐町大字

成久がある。同地は安岐川下流域の右岸に位置する。

本書Ⅳ―Ⅰなどで明らかにされているように、成久名は一二世紀半ば―後半の別名的開発によって名である。中心部の灌漑は、水量豊かな成久イゼが基幹井堰として所在すると同時に、これが唯一の井堰でもあり、つまり、成久地区は水利体系上一つの井堰によって完結した地であり、鎌倉時代は広義の得宗家領であったことから安岐郷でも重要な地の一つと位置付けられる。加えて、安岐川右岸の安定した微高地上にあり、集落遺構が所在する可能性も指摘されているし、南部の丘陵裾には湿田が分布し、条里的地割ともいうべき短冊状の水田が小規模ながら所在する。これらのことから、原初的开发は古代以前に遡るとみられる。

## (2) 諸田地区

大規模名である諸田名の故地で、安岐川の支流朝来野川の最上流部に位置する。朝来野川右岸には段丘が広がり、この一帯は前述したように戦後耕地整理がなされているが、朝来野川沿いの水田は従前の耕地景観を留めている。

諸田地区は、宇佐と安岐を結んだ、いわゆる行幸会道沿いにあり、本書Ⅳ―Ⅰにあるように、鎌倉時代には鎌倉年貢としたことから、金属生産の地であったことがわかる。いずれにしても、古代から山野を中心とした開発がなされた地とみられる。同地に所在する山神社は、御田植祭(大分県無形民俗文化財)が行われ、民俗行事という面からも注目される地である。

## (3) 密乗院地区

安岐川上流の右岸台地上に位置する。史料からは、その歴史などを知ることができないが、五輪塔などの中世石造物が所在すること、同様の立地にある橋上地区や油原地区などが中世からの開発地であることをふ

まえた時、斜面の棚田は近世の開発が想定されるものの、台地上の耕地の水田開発は中世に遡るとみられる。

同地は、台地上およびその斜面に棚田が広がり、豊富な湧水によって灌漑される。パイプや塩ビ管なども利用し、用水の有効活用を図っており、一種独特の景観を呈している。国東半島において、こうした棚田が所在する地は圃場整備事業などの展開によって減少しつつある。過疎および減反による耕作が放棄された水田も少なくないが、現在も棚田が広がる景観はなお崩れておらず注目すべき地である。また、中世における台地上の開発を伝える地ともいえ、中世国東半島の開発の在り方を知る上でも留意される。

## (4) 杉山地区

本書Ⅲ―三などにあるように、六郷山寺院である瑠璃光寺の所領にあたり、近世は杉山村として定立した地である。灌漑は谷水を基本とし、水利体系上も完結した地である。寺院による開発の在り方を伝える地の一つと位置付けられる。

棚田状の水田が広がるが、過疎化の波が激しく放棄された水田も多い。従前の景観は破壊されつつあるが、荘園村落遺跡として留意される地である。

## 四 荘園村落遺跡の調査と保存

### 1 荘園村落遺跡の調査―ムラの姿を記録すること―

田染荘調査以来、我々が採用してきた調査方法は、現在から遡及的に景観を復原するものであった。しかし、前述した圃場整備事業や過疎の進展は、従来は聞き取りなどで得られた「情報」が全く知ることができ

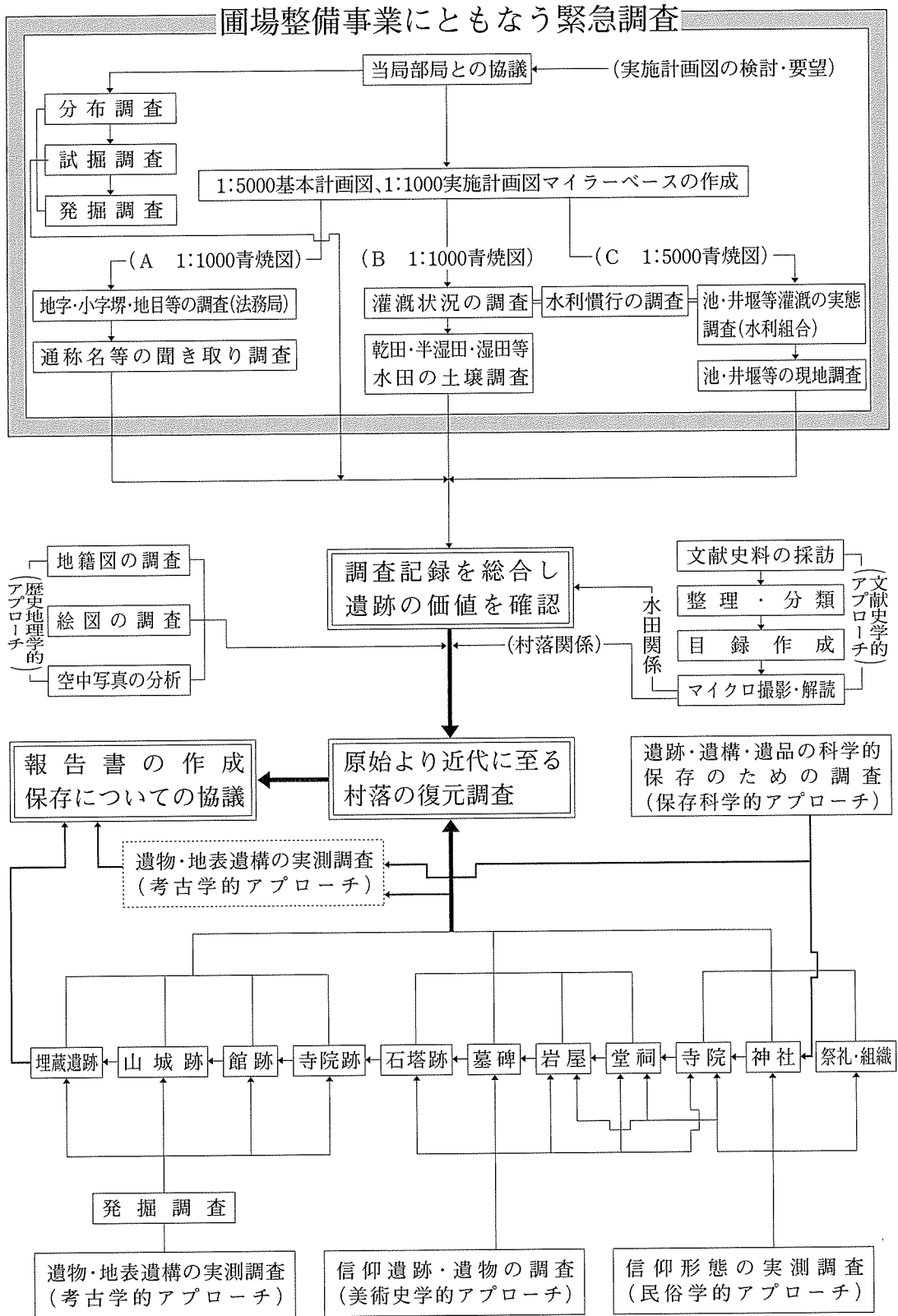


表24 荘園村落遺跡調査のプロチャート

ない、あるいは地籍図などの諸資料でしか確認できないという状況を生み出している。すると、現在に最も身近な近代以後のムラの在り方を記録化することが、今後はこれまで以上に重要となる。調査のフローチャート(表24)にある地籍図の調査とともに、行政記録や石碑をはじめとする諸資料をもとにした、近代のムラの諸開発の在り方をより明らかにすることが必要といえよう。特に文献資料の採訪という点からすれば、こうした近代の諸資料は破棄の危険性が最も高いものであり、その所在確認と保存を図ることも求められる。

そして、現地に残る有形無形の歴史遺産をはじめ、その地に関わる諸資料をもとに及的に景観を復原していくという、我々が実施してきた「ムラの姿を記録する」調査方法および現地に根ざした視点は、圃場整備事業などの開発行為を前提とする地に限らず、諸地域の歴史を明らかにする上で重要な要素とみられる。

例えば、近世のムラを考える時、現在我々が目にする古文書は、権力との関わりにおいて作成されたものが少なくない。幕藩権力は水田とそこから産み出される稲を中心に据えて、地域の生産力や様相などを捉えようとした権力であることをふまえると、近世の古文書に記された情報は公的に把握されたものであり、なおかつ古文書のみでは地域の実態を知ることは難しいであろう。実際、本書Ⅱ―五あるいはⅣ―二などで指摘されるように、幕藩権力は地域の生産力さらには土地自体を充分に把握していたわけではない。すると、地域の歴史は古文書に記された情報のみで把握することは検討すべきことであり、様々な諸資料を通して地域の歴史を解明していくことが必要である。<sup>(3)</sup> こうしたことは自明のことかもしれないが、改めて指摘しておきたいし、それは前述したムラの現状を鑑みた時、ムラの姿を記録することは様々な方策によって行うことが

求められる、急務の課題ともいえる。

## 2 荘園村落遺跡の保存

さて、前を取り上げた荘園村落遺跡として注目される地として四つの地区については、史料上具体的に開発の経緯などを知ることができない憾みがある。

こうした地の保存などに関しては、平成一五年に文化庁が公表した「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」<sup>(4)</sup>が留意される。ここでいう文化的景観は「農山漁村地域の自然、歴史、文化を背景として、伝統的産業及び生活と密接に関わり、その地域を代表する独特の土地利用の形態又は固有の風土を表す景観で価値が高いもの」と定義されている。そして、史跡の観点から見た文化的景観は「歴史上又は学術上の価値の高い地割若しくは土地利用の在り方等を示す遺跡が、現代の農耕地又は林地等と融合することにより、独特の「史跡の景観」を形成しているもの」とされ、荘園村落遺跡もこの中に位置づけられている。

荘園村落遺跡のような、現在も「生きている遺跡」の保存は多くの課題があるが、右でみたような文化的景観という視点からの保存を検討することが必要であろう。過去の諸開発によって生み出されたムラの姿は、例えば日本の農林水産業の歴史を視覚的に伝えるものでもあり、それを後世に伝えることは十分に我々が考えるべき課題であるし、責務ともいえる。そして、このことは当館にとっても重要な課題であることはいうまでもない。

註

(1) 当館による一連の荘園調査については各調査の報告書の他に、「中世のムラ」(東京大学出版会 一九九五年)などで紹介されている。



(2) 表27にみられない、大字下原・山口・油留木・山浦・矢川などは、こうした様々な事業名を有する圃場整備事業が大字内の各所で実施された。また、このような事業では工期が県営圃場整備事業と比べると短く、一〜二年で完了している。

(3) 例えば、山村とされる地の見直しも近年行われており、そうした動きの成果として、米家泰作「中・近世山村の景観と構造」(校倉書房 二〇〇二年)がある。

(4) 『月刊文化財』四八〇号(文化庁文化財保護部監修 二〇〇三年)に収載されている。以下の引用はこれに基づく。

# 報告書抄録

| ふりがな   | ぶんごのくにあきごうのちょうさ ほんぺん    |        |      |    |      |                       |      |              |
|--------|-------------------------|--------|------|----|------|-----------------------|------|--------------|
| 書名     | 豊後國安岐郷の調査 本編            |        |      |    |      |                       |      |              |
| シリーズ名  | 大分県立歴史博物館報告書            |        |      |    |      |                       |      |              |
| シリーズ番号 | 第8集                     |        |      |    |      |                       |      |              |
| 編者名    | 櫻井成昭                    |        |      |    |      |                       |      |              |
| 編集機関   | 大分県立歴史博物館               |        |      |    |      |                       |      |              |
| 所在地    | 〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚 |        |      |    |      |                       |      |              |
| 発行年月日  | 2004年3月31日              |        |      |    |      |                       |      |              |
| 所収遺跡名  | 所在地                     | コード    |      | 北緯 | 東経   | 調査期間                  | 調査面積 | 調査原因         |
|        |                         | 市町村    | 遺跡番号 |    |      |                       |      |              |
| 安岐郷    | 大分県<br>東国東郡<br>安岐町      | 443255 |      |    |      | 990401<br>}<br>040331 |      | 遺跡詳細<br>分布調査 |
| 所収遺跡名  | 種別                      | 主な時代   | 主な遺跡 |    | 主な遺物 |                       | 特記事項 |              |
| 安岐郷    | 荘園村落                    | 中世～近代  |      |    |      |                       |      |              |

---

大分県立歴史博物館

報告書第8集

## 豊後國安岐郷の調査 本編

発行日 平成16年3月31日

発行 大分県立歴史博物館

宇佐市大字高森字京塚 〒872-0101

Tel 0978 (37) 2100

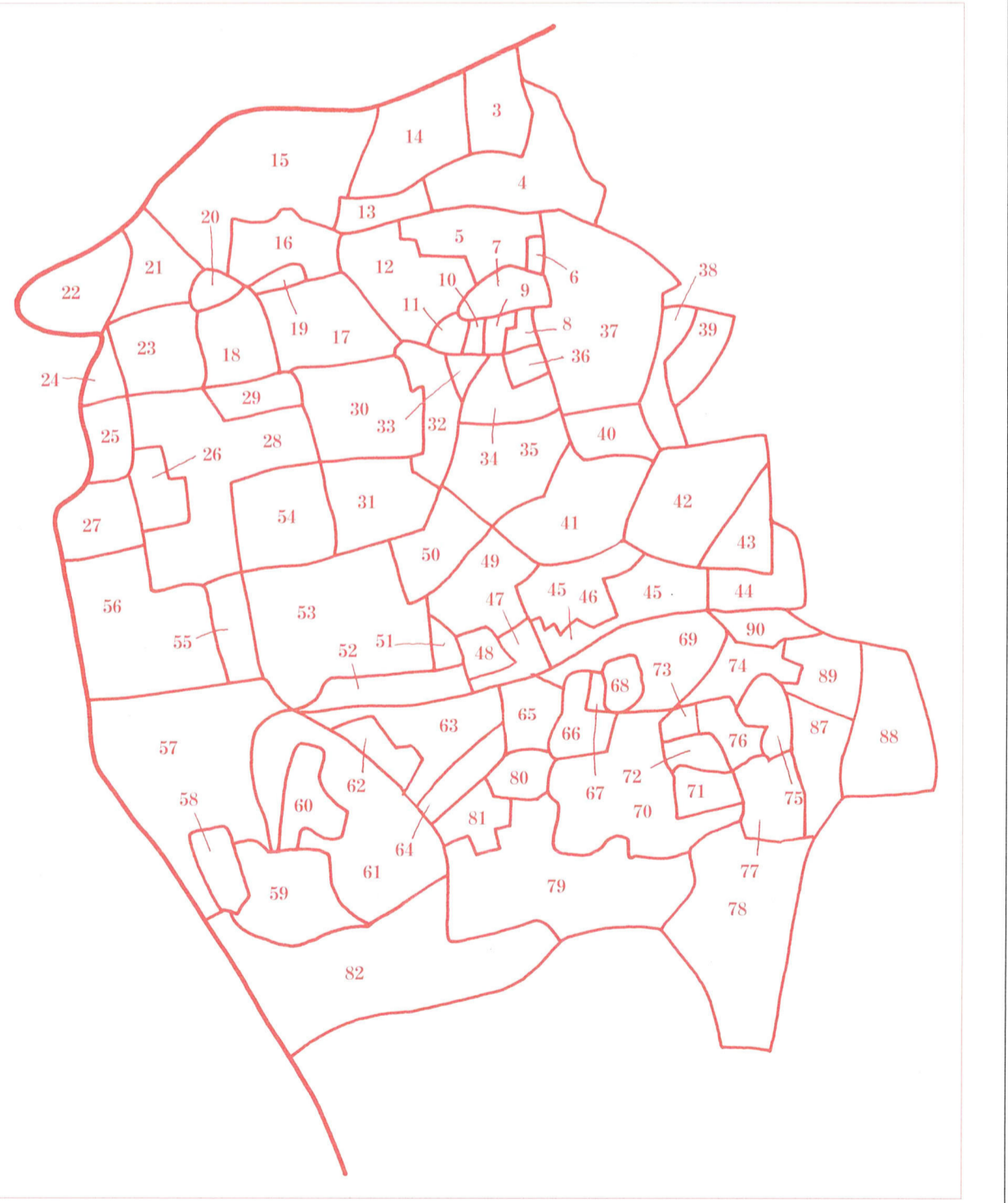
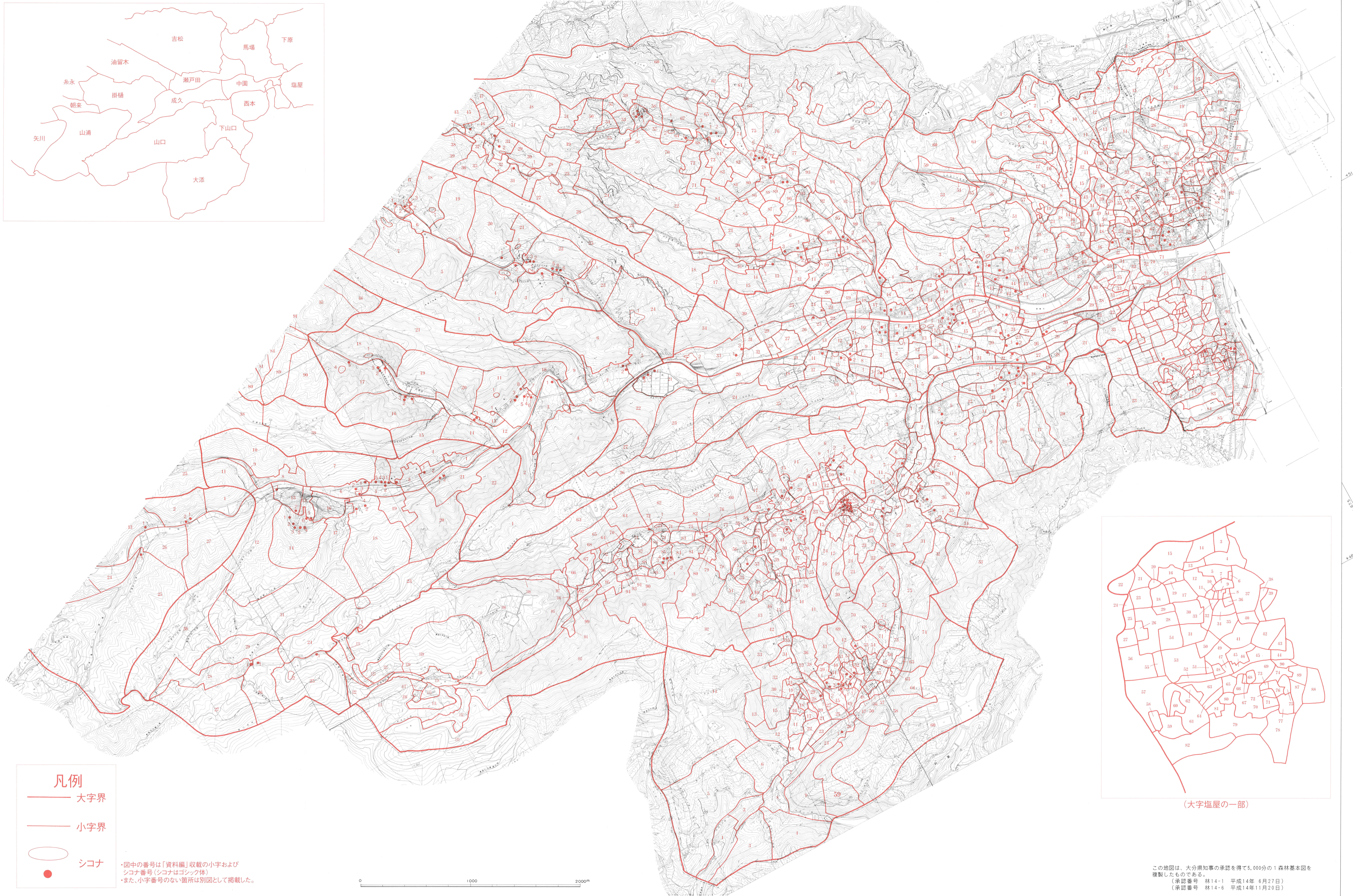
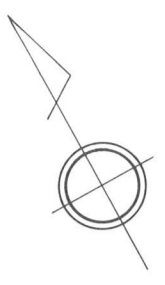
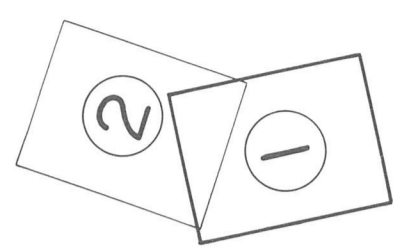
印刷 (有) 久恒日昇堂印刷

大分県中津市上宮永3-973-12

Tel 0979 (24) 5144

---



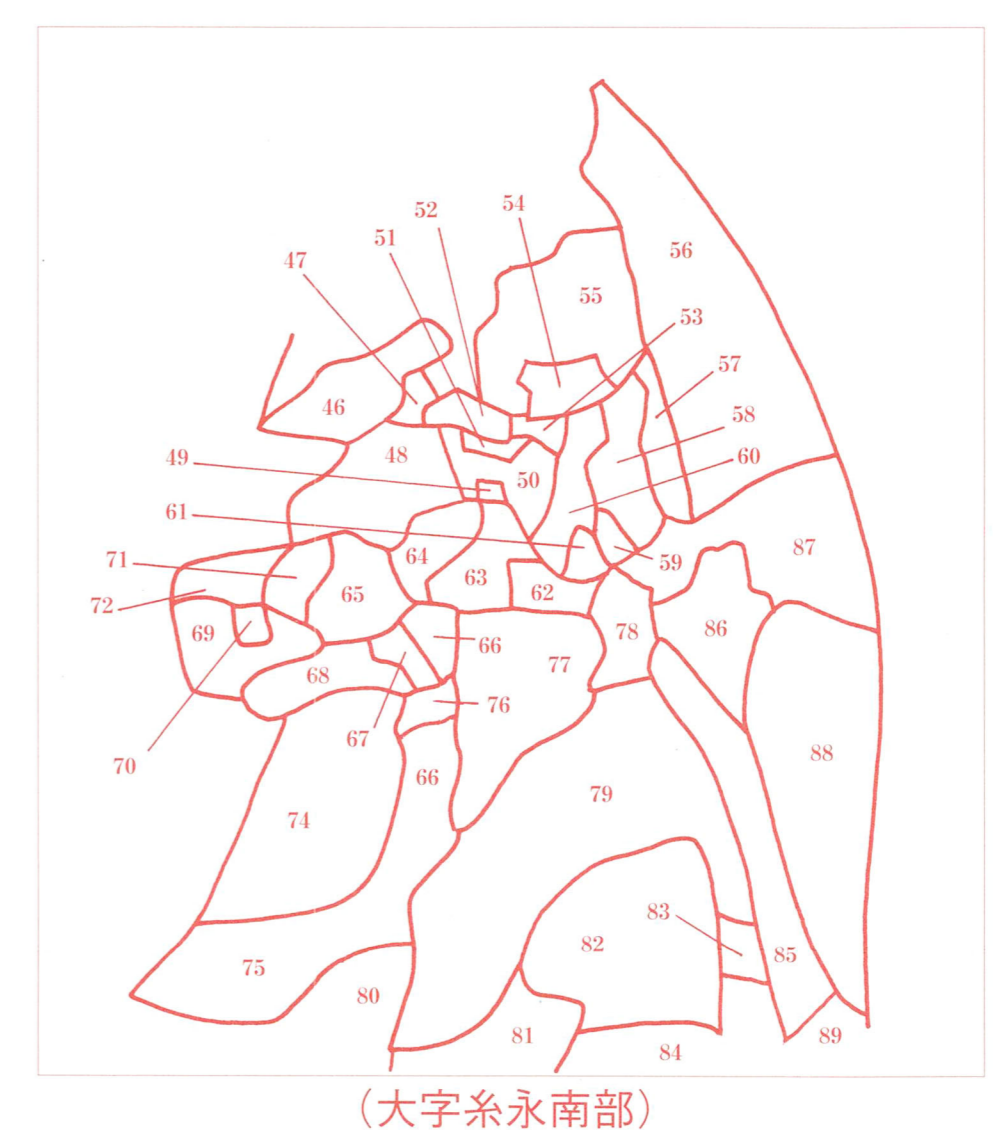
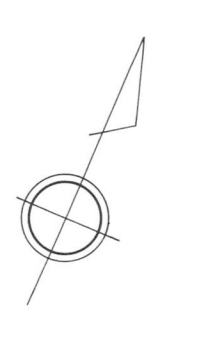
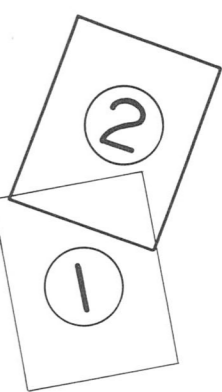
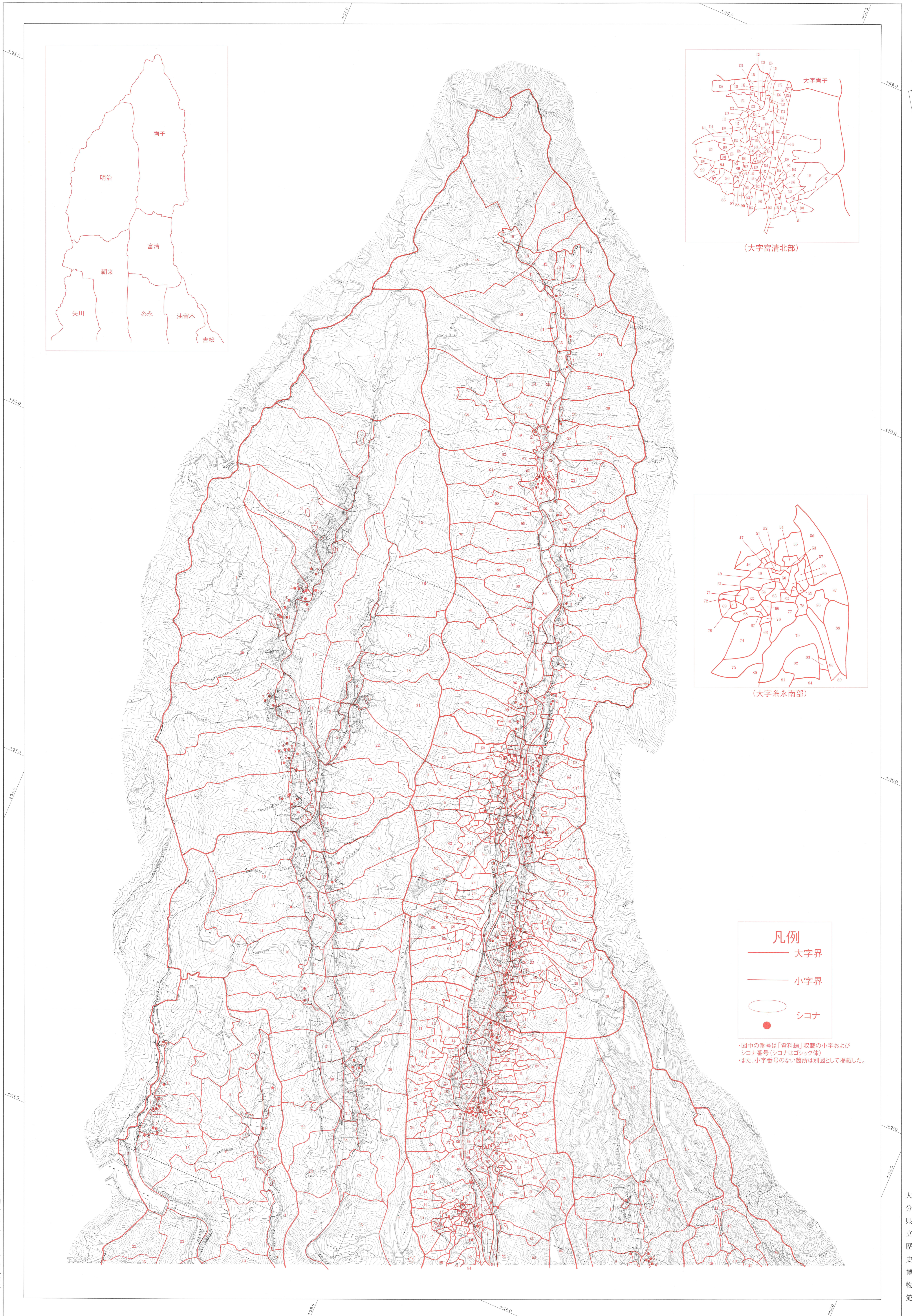


- 凡例**
- 大字界
  - 小字界
  - シコナ
  -

・図中の番号は「資料編」収録の小字およびシコナ番号(シコナはゴシック体)  
 ・また、小字番号のない箇所は別図として掲載した。

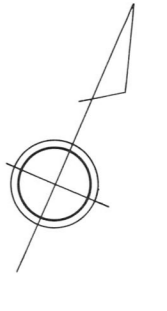
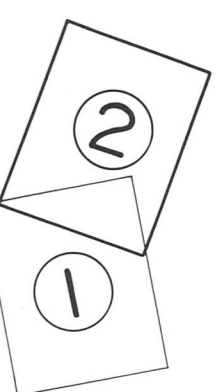
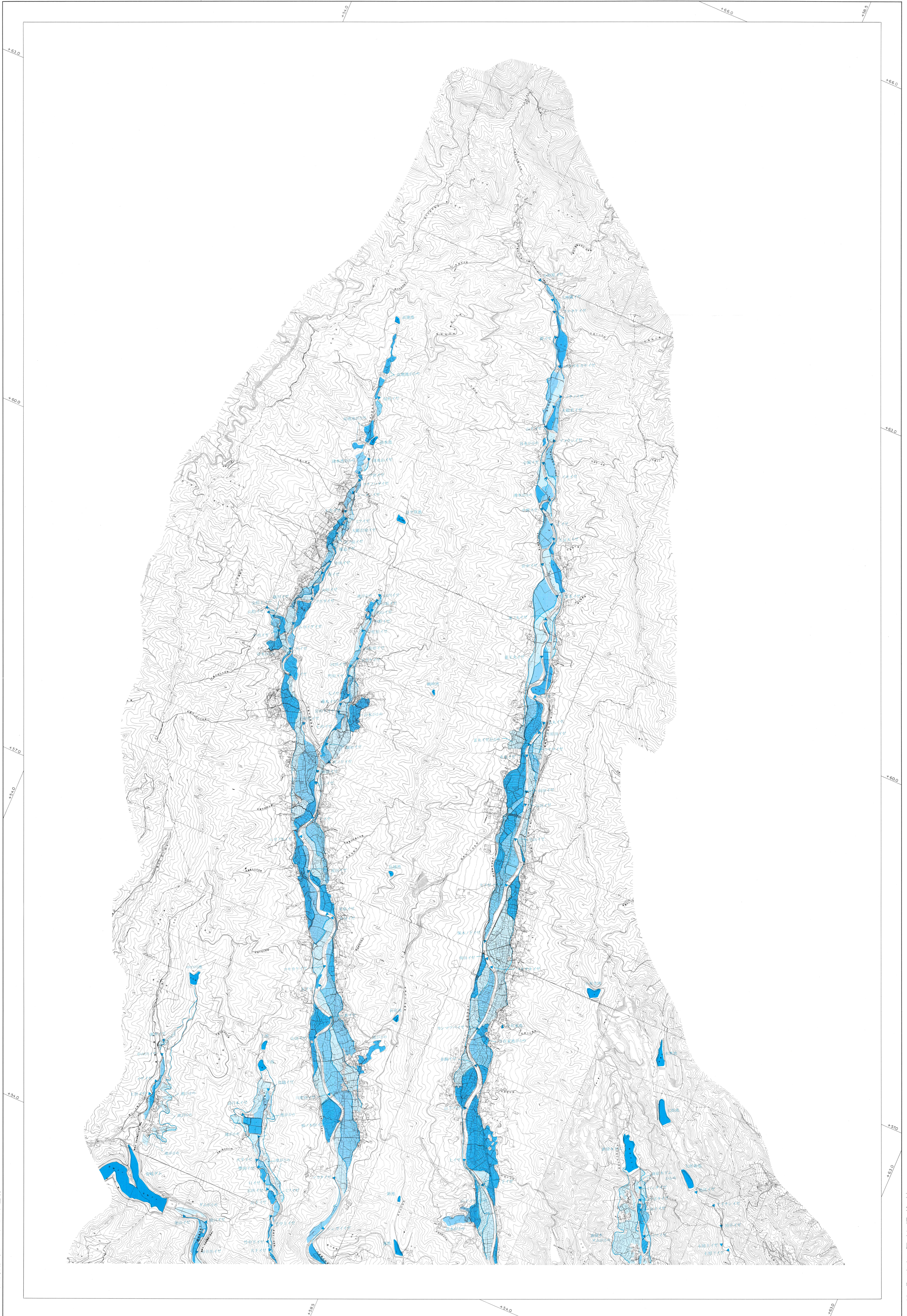
0 1000 2000m

この地図は、大分県知事の承認を得て5,000分の1森林基本図を複製したものである。  
 (承認番号 林14-1 平成14年6月27日)  
 (承認番号 林14-6 平成14年11月20日)



0 1000 2000m

この地図は、大分県知事の承認を得て、5,000分の1森林基本図を複製したものである。  
 (承認番号 林14-1 平成14年 6月27日)  
 (承認番号 林14-6 平成14年11月20日)









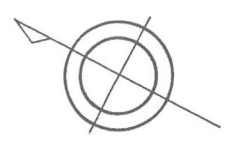
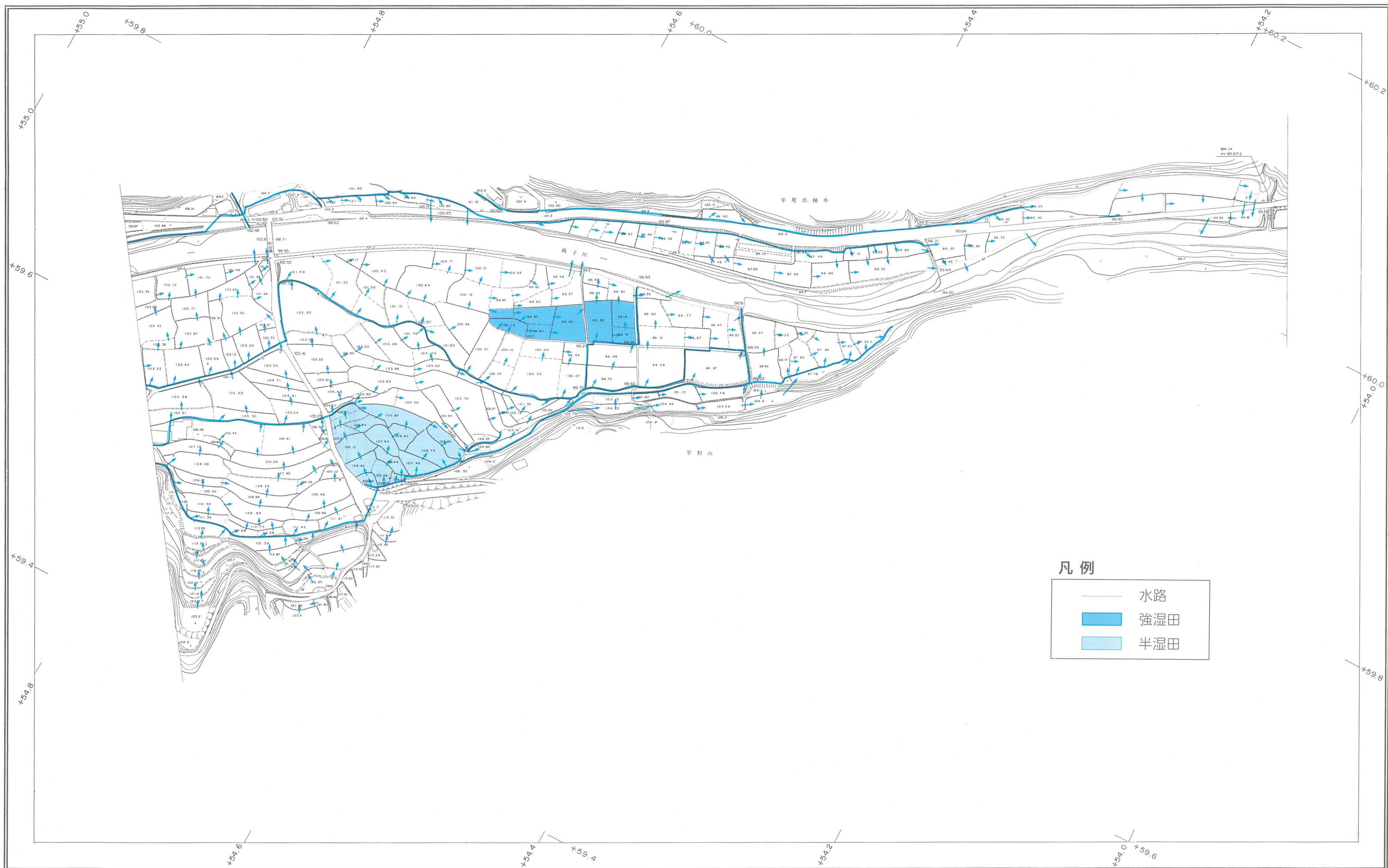


# 付図B-7

# 糸永地区詳細灌漑図(2)

平成十四年三月作成

写測エンジニアリング株式会社



記号

|     |     |        |
|-----|-----|--------|
| △   | 三角点 | 点      |
| □   | 水準点 | 点      |
| ○   | 多角点 | 点      |
| □   | 標高  | 点      |
| □   | 無壁ろ | 建物     |
| □   | 真庭  | 道路     |
| --- | 徒歩  | 道      |
| --- | 建設  | 中      |
| --- | 並木  | 歩道橋    |
| --- | 普通  | 鉄道     |
| --- | 特殊  | 軌道     |
| --- | 架空  | 索道     |
| --- | トネル | 台      |
| --- | 道路  | 高架部    |
| --- | 停留所 | 安全地帯   |
| --- | 地下鉄 | 入口     |
| --- | 送電  | 線      |
| --- | 都府  | 県界     |
| --- | 郡市  | 及都内の区界 |
| --- | 町村  | 及市内の区界 |
| --- | 区域  | 界      |
| --- | へ   | いき     |
| --- | か   | 土      |
| --- |     | 田      |

凡例

|   |     |
|---|-----|
| — | 水路  |
| ■ | 強湿田 |
| ■ | 半湿田 |

大分県立歴史博物館

平成4年9月 大分県東国東地方振興局の圃場整備事業平面図1:1,000を縮小して作成

1:2,000

